

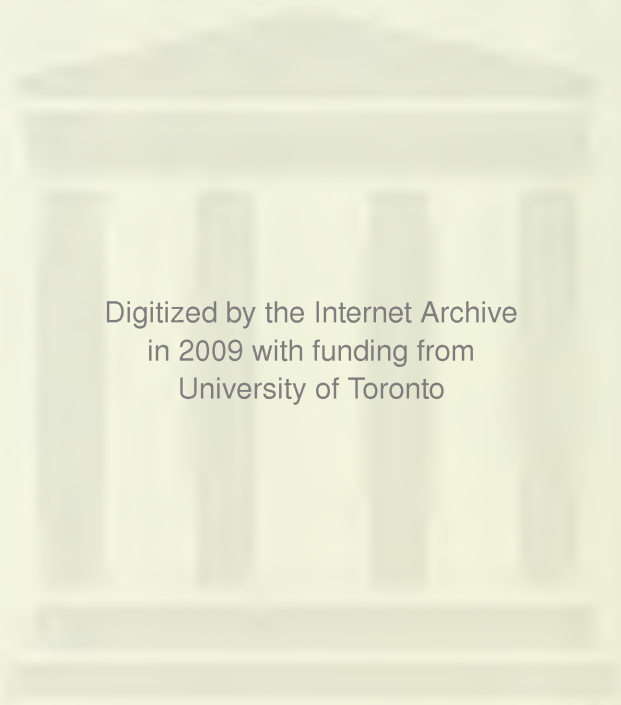
PL

772

N525

V. 3

CHENG YU TUNG
EAST ASIAN LIBRARY
UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY
130 St. George Street
8th FLOOR
TORONTO, CANADA M5S 1A5



Digitized by the Internet Archive
in 2009 with funding from
University of Toronto



収載書目

本日隨筆大成三期才三卷

天朝墨談	五十嵐篤好
蒼語隨筆	大塚嘉樹
梅窓筆記	橋本經亮
閑の秋風	松平定信
浪華の風	久須美祐島
癩癖談	上田秋成
三餘叢談	長谷川宣昭
こはずかたり	中井菴庵
近來見聞	嘯の苗 鐘成
駿臺雜話	室 樵 栗
むさあぶみ	淺井了意
南向茶話	酒井忠昌

日本隨筆大成

才三期
才三卷

PL
772
N525
v.3



宮内省御用掛
文學博士
關根正直先生

東京帝國大學史料編纂官
文學博士
和田英松先生

宮内省圖書寮編修官
田邊勝哉先生

修 監

日本隨筆大成 第三期 第三卷

凡 例

本集には、天朝墨談、蒼梧隨筆、梅窓筆記、關の秋風、浪華の風、癩癖談、三餘叢談、とはすがたり、近來見聞嘶の苗、駿臺雜話、むさしあぶみ、南向茶話の十二種を收む。

天 朝 墨 談 五 卷

五十嵐篤好

本書は、尊圓親王の御説に基き、我が國の筆道を論じ、それに關する名稱及び文房具等に就き、源氏物語以下の古書を引證して巨細に記述したるものなり。その内容は、卷一、文字、和様漢様、我國之手跡、御流、古今筆跡、手習、手、卷二、手、卷三、いろはかな、蘆手、御書、手本、ふみ、卷四、紙、草紙、筆、卷五、墨、硯、水滴、文鎖、机、書齋、雜事等なり。この書の由來は、天保二年五月著者の師なる高田祐久の跋に、「こゝに予が門弟五十嵐篤好、國に仕へて暇なき身なれども、太祖（尊圓親王のこと）よりの御筆意を深く信じ、厚く仰奉り、予に因み學ぶこと數十年、更に怠慢なし、予其信ごゝろにめで、彼より問に應じて、おのづから御傳を洩すこと屢なりしが、猶も奥旨を探り索る志の切なるを感じ、其人に傳へよとの太祖の御遺し言は、此人あるゆゑならむと、去る天保元年仲冬、御傳悉く授しかば、實に暗夜に日光を拜したる如く、胸中明朗になりしと歡喜の涙にくれたり。〔○中略〕己れこゝろに得つる程をかいつゞり見せよと令し、かば、翌二年仲夏、此五とぢを書つゞりて、予に添削を乞ふ。閱するに、首尾悉く道にかなひ、前代未見の著述たり」と記され、大に推獎の辭を述べたり。この他、安政六年五月最上久成の跋あり。奥附には、安政六年己未九月官許、越中五十嵐小豊次篤好著述、

門人溪喜作清道淨書、東都書林須原屋伊八梓」とあり。曩に百家説林續編にも收めたり。

著者五十嵐篤好の略傳は、本集第二期第三卷所收の「雉岡隨筆」の解題下に記述せり。

蒼 梧 隨 筆 八 卷

大 塚 嘉 樹

本書は、有職家としての著者が、天明二年より寛政十二年に至るまで、公家の故實、その他の制度に關する質問に對し、和漢の文獻に徵證し、詳細明確に記述したるものにて、學者の參考に供すべきもの多し。即ち、卷一、二には、步障並行障之考、旅行古今異同等十二條、卷三には、荒海障子、伊勢御雛形守之事等八條、卷四には、日本古今國數之多寡、徳政之事、卷五には、新安手簡序跋、旗紋引兩之字義等六條、卷六には、慶長以來傳奏之次第、年忌之事並厄年之事等九條、卷七、八には、徳日之事、八講會之事等十條あり。而して、各條下に、その質問の事由、年月日を記せり。曩に百家説林續編に收めたり。

著者大塚嘉樹は、有職家にして、名は嘉樹、字は子敏、通稱は市郎左衛門、蒼梧と號す。江戸の人なり。中年より本邦の傳記を講習し、遂に律令を研究し、有職故實を以て子弟を教授す。享和三年癸亥（二四六三）六月二十九日歿す。享年七十三。著す所、本書の外、歴代將軍略譜、刀劍略説、乘輿品目、百寮訓要抄別註、僧侶官位志、牛車輦車考、服飾部類、國司國造考等數十種あり。

梅 窓 筆 記 二 卷

橋 本 經 亮

本書は、最も本邦の典故に精通せる著者が、朝廷の儀禮、民間の風俗等に就き、記録物語、その他の典籍に徵證して解説したるものなり。その内容は卷上、神樂庭火の末句ウタハザル事、琴柱褻、繕綿等九十條、卷下、掛物ノ上下ヲ卷テ掛ルコト、點心、儒書ヲ講ズルトキ僧ノ音聲ト同ジキコト等九十八條

にして、後付に箏柱裏之圖、新鞆鞆袍之圖等十餘圖を載せたり。文化二年十月平安丘思純の序あり。奥附は、文化三年丙寅初秋刊行、平安書林娑々岐摠四郎、林太兵衛、吉田四郎左衛門」とあり。百家説林續編中にも收めたり。

著者橋本經亮の略傳は、本書第一期第二卷所收の「橘窓自語」の解題下に記述せり。

關の秋風 一 卷

松平定信

本書は、卷首に「關の秋風吹き初めていく日もあらぬに、此地に來り侍りぬ。政のひま／＼、心に浮ぶ事をかいとどめぬ云々」とありて、白河へ歸城の折、この地の珍しき事實、また心に浮び出でたる雜事を記して、別離を惜める姉に與へしものなり。天明五年二月中旬記す。曩に百家説林に收めたり。

著者松平定信の略傳は、本集第一期第四卷所收の「心の双紙」の解題下に記述せり。

浪華の風 一 卷

久須美祐雫

本書は、その卷頭に「少しく暇ある間に／＼、市中の有様など見聞に及びしことを、筆に任せて書付けぬれば、この儘紙魚の棲となさんも本意なしとて、其まゝに難波の風と題して、この地まだ見ぬ孫兒等が、後の語り草とはなしぬ」とありて、著者大阪町奉行たりし時の見聞を記述せしものにて、阪地の風俗物産とを録して、精細に江戸との比較をなしたり。安政三年丙辰正月二十三日起筆とあり。曩に溫知叢書中に收めたり。

著者祐雫は、幕下の士にして、目付より先手頭を歴て、安政中大阪町奉行に轉じ、從五位下に叙せらる。文久三年癸亥(一八五二)十二月二十四日卒す。年六十八。平生讀書を好み、能く文を屬す。蘭を愛し、蘭林、また無不香園の號あり。著書は、本書の外、養難養説あり。

癩癖談 二卷

上田秋成

本書は「くせものがたり」と訓ましむ。著者性狷介にして、毎事に拗戻なること多し、本書に説く所もまた、社會の弱點を指摘したるものなり。卷中に挿圖あり。原本には、もと頭書ありしが、今製版の都合上「」を冠して本文中に挿入せり。こは書中の方言故事等を注したるものにて、自序に「闇のつぶての當粹なかしら書して」とあれば、蓋し著者の自註なるべし。小林歌城の批評あれど、こは都合により削除せり。卷首に載せたる消息の、竹窓とは、彼の友人なる森世黄なり。奥附には文政五年壬午歲七月、書林皇都近江屋治助、東都前川六左衛門、大坂河内屋茂兵衛、同平七、今津屋辰三郎」とあり。曩に溫知叢書、上田秋成全集中に收めたり。

著者秋成の略傳は、本集第二期第三卷所收の「清風瑣言」の解題下に記述せり。

二餘叢談 三卷

長谷川宣昭

本書は、著者の筆のすさびにして、有職故實より文字訓詁に至るまで、和漢の典籍を引證し、先輩の考説を列擧し、自己の考案を補足して解説したるものなり。卷一、朝廷、佐官等三十餘條、卷二、おしね、山のとばら等三十餘條、卷三、而已を乃美と訓、油と朱を用方等八十餘條あり。書名の三餘とは、冬、夜、陰雨の時をいふ。初篇は文政五年の刊本あり。二篇三篇は寫本なり。所收本は無窮會神習文庫藏本に據れり。曩に日本文庫、隨筆大觀等に收めたり。

著者宣昭、字は義問、家を柳の屋と號す。徳川幕府の士にして、小山田與清に師事す。

とはずかたり 一卷

中井翫庵

本書は、自序に「人のこぬかぎりは、ひとり燈にむかふに、みし事聞しこと、心にうかぶ、げにはなつかしきかたも覺ゆるまゝに、ひとつふたつとかきもてきたれば、紙かさなりて、とぢつくべくなりたり。これおろかなるが、とはすかたりともいふべし」とありて、著者の見聞と、考想との雜記なり。享保十三年の自序、また寛政辛亥芒種節、子積善の序あり。表紙の裏に貽範先生略傳を掲ぐ。嘗て上木したりしが、更に嘉永二酉年六月版行せり。

著者贅庵は諱は誠之、字は叔貴、通稱は忠藏、自ら贅庵と號す。姓は中井氏、播州龍野の人、少にして大阪に遊學し、業を三宅石菴に受く、享保十一年丙午官命を奉じ、懷德書院を尼崎坊に設け、石菴を請ひて教授す。十五年代りて教授を領し、其の學洛閩を宗とす。藩事に於ける知つて言はざる無く、國人畏敬す。積善、積徳の二子あり。寶曆八年戊寅(二四一八)六月十七日歿す、享年六十六。私に諡して貽範先生と云ふ。

近來
見聞
嘯の苗 六 卷

曉 鐘 成

本書は、凡例に、「此書僅享和のはじめより、文化九つのとし迄の異說珍事杯を著述せし也。予古きむかしの事を述んとおもへど、愚若にしておよばず。(○中略)たゞ幼なき女わらべのなぐさみにもならんかと、咄しの種に少しく芽を出し侍れば、是なんはなしの苗ならめと、其まゝ卷の題となしはべる」とありて、享和の初より文化九年までの、大阪に於ける異事珍説を記述したるものなり。一卷には、皇帝御諱之事以下二十餘項、二卷には、攝河洪水見立の事以下十餘項、三卷には、奉幣使御通行の事以下二十餘項、四卷には、金銀融通御仁政の事並に市中買米の事以下二項、五卷には、住吉卯の日被の事以下二十餘項、六卷には、能常舞臺の事以下二十餘項。文化十一年夏五月市角亭丸人の序あり。曩に新燕石十種に收めたり。

著者曉鐘成の傳は、本集第一期第二卷所收の「雲錦隨筆」の解題下に記述せり。

駿臺雜話 五卷 室鳩巢

本書は、卷首に、「駿臺問答の話、是に限るにあらず。(○中略)今こゝに所記は、正直を明かにし、邪説を辨じ、すべて學問の大綱に係り、又は世俗の諺、淺近の語といへど、平生の事に通じて、觀者の益ともなるべき事どもを採集て、しるし置になんありける。よりて觀るにたよりあるべきために章段を分ち、其中の提要の一語を摘て篇に名付けらし。鋪叙倫なく、議論複出するやうにきこゆるもあれど、本より撰次して書となすに心なければ、たゞそのかみ語りしまゝに敘録して、家に貽し置ものならし」とあり、又卷尾に、此筆記は、去年辛亥のとし、春より冬に至る迄、諸生と語りし雜話を書集むとて、ことし壬子の春より筆を起して、秋に至りて稿を脱しぬ」とありてその由來と著述の年代とを知るべく、卷一仁集、卷二義集、卷三禮集、卷四智集、卷五信集に分ち、雅俗折衷の名文を以て、學問道德を説き、子弟を教訓したるものなり。寛延三年十一月、東都直學士藤原明遠の序、享保十七年九月自序あり。奥附に、寛延庚午十一月東都書肆崇文堂、日本橋南三丁目前川六左衛門」とあり。その後安政三年にも刊行せり。

著者室鳩巢は、徳川幕府の儒官なり。名は直清、字は師禮、一の字は汝玉、順祥と稱す。小字は孫太郎、また新助といふ。鳩巢(元祿中加賀に在り、廢屋を買ひて之に住し扁して鳩巢といふ)。また滄浪と號す。江戸の人、幼にして聰悟老成の風あり。初め木下順庵の門に遊び、また羽黒成實に従ひて學ぶ。貞享三年加賀に遷る、士庶皆矜式し、奇材偉器往々其の門に出づ。正徳元年新井白石の薦を以て將軍家召して學職とす。正徳三年春邸を駿河臺に賜はる。世目して駿臺先生と稱す。吉宗統を繼ぎてより侍講となし、屢政事の得失を諮詢す。享保九年の秋屢引見して貞觀政要を講ぜしむ。嘗て命を受けて五倫五

常の名義を疏し、また六諭衍義の大意を述ぶ。官府命じて之を刻し天下に布かしむ。恒に堅く朱子學を守り、名教を維持するを以て己が任とし、好みて異説を立つるものを惡む。享保十九年甲寅(二三九四)八月十二日歿す。年七十七。明治四十二年九月從四位を贈らる。著書は、義人録を著して、後世の功臣をして儀則する所あらしむ。赤穂遺臣を目するに義士を以てするは、これより始まる。その他、國喪正義、獻可錄、神儒問答、鳩巢小説、周易新疏、大學新疏、中庸新疏、鳩巢文集、朝鮮客館詩文稿等あり。

むさしあぶみ 二 卷

淺井了意

本書は、幕府二百八十年間に於ける第一の大災と稱する、明曆三年正月十八、十九日の江戸大火の状況を記し、ものなり。端書に、樂齋房といへるもの、京都北野神社にて、江戸の小間物屋に語り聞かせし由を記し、斯様の事は問はぬもつらし、問ふもうるさし、むさしあぶみかきても人に語らじと思へども、ひとつにはさんげのためとおもへば、あら／＼語りて聞かせ申べし」とあり。その挿圖は、當時の状況と畫きたるものにて、本文と相俟つて考證の資料たるべし。奥附には萬治四年丑三月吉日、寺町二條下ル町中村五兵衛開板」とあり。その後、明和九年に再板せり。曩に溫知叢書に收めたり。

この書の撰者に就いては、溫知叢書の解題に、「發端に樂齋房とあれど、世に傳ふる所は淺井了意なり」と云へり。今その語勢を以て察するに、或は然るべきなり。」とし、またこれより先、活東子も珍書目錄に、この書を淺井了意作とせれば、今これに行ふ。

撰者淺井了意は、京都の人、黒谷に住す。字は子石。靜齋、松雲、如偏子、飄水子の號あり。(本性寺昭儀坊桑門釋了意と署名したるもあれば、もとは浮屠氏なりしかとの説あり。)國典戲著を善くす。寶永六年己丑(二三六九)九月二十七日歿す。年七十。(一に元祿六年辛未元日寂すともあり。)著書は、東海道

名所記を始として、江戸名所記、鎌倉名所記、うき世物語、本朝女鑑、百人一首首書、はなひ草大全、武家根元、可笑記並評判並迹追、賞華吟、大和二十四孝等、その他多し。

南向茶話 附追考 一 卷

酒 井 忠 昌

本書は、問答體にして、江戸の古跡のことを、見聞の儘に記述したるものなり。寛延四年二月初午日記す。その後、更に増補をなし、明和二年春三月上巳日追考を著す。曩に百家説林、燕石十種に收めたり。

著者酒井忠昌は、江戸の人、助之進と稱す。號を南向亭といふ。

日本隨筆大成

第三期第三卷目次

天朝墨談	(一)
蒼梧隨筆	(一一)
梅窓筆記	(二六三)
關の秋風	(三二一)
浪華の風	(三三一)
癩癖談	(三五二)
三餘叢談	(三八五)
とはずかたり	(四四三)
近來見聞 嘶の苗	(四七一)
駿臺雜話	(五四三)
むさしあぶみ	(七七七)
南向茶話	(七七七)

日本經濟史

日本經濟史

第一章 緒論

第二章 封建社會

第三章 幕府時代

第四章 明治維新

第五章 帝國主義

第六章 戰前經濟

第七章 戰後經濟

第八章 現代經濟

第九章 經濟發展

第十章 國際經濟

第十一章 社會經濟

第十二章 文化經濟

第十三章 政治經濟

第十四章 法律經濟

第十五章 教育經濟

第十六章 宗教經濟

第十七章 藝術經濟

第十八章 體育經濟

第十九章 科學經濟

第二十章 哲學經濟

第二十一章 倫理經濟

第二十二章 心理經濟

第二十三章 語言經濟

第二十四章 文學經濟

第二十五章 音樂經濟

第二十六章 戲劇經濟

第二十七章 電影經濟

第二十八章 電視經濟

第二十九章 廣播經濟

第三十章 報紙經濟

第三十一章 雜誌經濟

第三十二章 圖書經濟

第三十三章 印刷經濟

第三十四章 攝影經濟

第三十五章 繪畫經濟

第三十六章 雕塑經濟

第三十七章 建築經濟

第三十八章 園林經濟

第三十九章 園藝經濟

第四十章 畜牧經濟

第四十一章 漁業經濟

第四十二章 農業經濟

第四十三章 工業經濟

第四十四章 商業經濟

第四十五章 交通經濟

第四十六章 運輸經濟

第四十七章 能源經濟

第四十八章 材料經濟

第四十九章 機械經濟

第五十章 電子經濟

第五十一章 信息經濟

第五十二章 服務經濟

第五十三章 金融經濟

第五十四章 保險經濟

第五十五章 稅收經濟

第五十六章 貨幣經濟

第五十七章 利率經濟

第五十八章 匯率經濟

第五十九章 外債經濟

第六十章 貿易經濟

第六十一章 國際經濟

第六十二章 全球經濟

第六十三章 區域經濟

第六十四章 地方經濟

第六十五章 社區經濟

第六十六章 家庭經濟

第六十七章 個人經濟

第六十八章 消費經濟

第六十九章 生產經濟

第七十章 分配經濟

第七十一章 交換經濟

第七十二章 價值經濟

第七十三章 價格經濟

第七十四章 市場經濟

第七十五章 競爭經濟

第七十六章 合作經濟

第七十七章 互助經濟

第七十八章 共濟經濟

第七十九章 慈善經濟

第八十章 公益經濟

第八十一章 社會經濟

第八十二章 文化經濟

第八十三章 政治經濟

第八十四章 法律經濟

第八十五章 教育經濟

第八十六章 宗教經濟

第八十七章 藝術經濟

第八十八章 體育經濟

第八十九章 科學經濟

第九十章 哲學經濟

第九十一章 倫理經濟

第九十二章 心理經濟

第九十三章 語言經濟

第九十四章 文學經濟

第九十五章 音樂經濟

第九十六章 戲劇經濟

第九十七章 電影經濟

第九十八章 電視經濟

第九十九章 廣播經濟

第一百章 報紙經濟

第一百零一章 雜誌經濟

第一百零二章 圖書經濟

第一百零三章 印刷經濟

第一百零四章 攝影經濟

第一百零五章 繪畫經濟

第一百零六章 雕塑經濟

第一百零七章 建築經濟

第一百零八章 園林經濟

第一百零九章 園藝經濟

第一百一十章 畜牧經濟

第一百一十一章 漁業經濟

第一百一十二章 農業經濟

第一百一十三章 工業經濟

第一百一十四章 商業經濟

第一百一十五章 交通經濟

第一百一十六章 運輸經濟

第一百一十七章 能源經濟

第一百一十八章 材料經濟

第一百一十九章 機械經濟

第一百二十章 電子經濟

第一百二十一章 信息經濟

第一百二十二章 服務經濟

第一百二十三章 金融經濟

第一百二十四章 保險經濟

第一百二十五章 稅收經濟

第一百二十六章 貨幣經濟

第一百二十七章 利率經濟

第一百二十八章 匯率經濟

第一百二十九章 外債經濟

第一百三十章 貿易經濟

第一百三十一章 國際經濟

第一百三十二章 全球經濟

第一百三十三章 區域經濟

第一百三十四章 地方經濟

第一百三十五章 社區經濟

第一百三十六章 家庭經濟

第一百三十七章 個人經濟

第一百三十八章 消費經濟

第一百三十九章 生產經濟

第一百四十章 分配經濟

第一百四十一章 交換經濟

第一百四十二章 價值經濟

第一百四十三章 價格經濟

第一百四十四章 市場經濟

第一百四十五章 競爭經濟

第一百四十六章 合作經濟

第一百四十七章 互助經濟

第一百四十八章 共濟經濟

第一百四十九章 慈善經濟

第一百五十章 公益經濟

天朝墨談

天語新編

天朝墨談目錄

卷之一

文字

我國之手跡

古今筆跡

手

卷之二

手(なほ前のつゞきなり)

卷之三

いろは

かな(まな かな) かたかな をんなで

をとこで

蘆手(水手 歌繪)

手本

卷之四

紙

筆

卷之五

墨

和様、唐様

御流

手習

三〇

四〇

五〇

六〇

七〇

八〇

九〇

御畫(判)
ふみ(水蒸 玉梓)

草紙

硯

一七四六

五〇

五〇

三〇

八〇

九〇

水滴
机(文臺)
雜事

一〇八
一〇九

文鎮
書齋

四

一〇九
一〇八

天朝墨談 卷之一

越中 五十嵐篤好著

○文字

手かくわざばかりをかききものはあらじ。本居ぬしの、文字といふもの参わたり来て、なか／＼なり。と論はれたるもさるものから、此翁は例のかたをちにいはれたるなり。異國とても、天照らす大御光のてらしまします天地のうちなるを、いかでか、そは／＼しくいひあばむべき。いづれも神のちはひになれることの、かなたにはやくいできける也。清少納言の枕の草紙に、過にしかた戀しきものとて、をりから哀なりし人の文、雨などのふりてつれ／＼なる日、さがし出たるといへる如く、とありしか／＼りしと思ひ出られては、涙もさしぐまれぬめり。知らぬ昔の人にも、其姿さへ見ゆるやうにおもはるゝものぞかし。されば千年の後の人に哀とおもはせ、千里の外の人とも對ひ居て語るが如くならしむるものは文字なり。此すさびなくば、何にこゝろをなぐさめてむ。いさら江にしがらむ木葉のせきとめて、やるかたなき思ひをかき流しやるは、たゞこの筆麿がいさをならじやは。和論語曰、菅原茂長卿は、昔今見ぬ人のかたみには、一筆の跡のみぞ又なきかたみ、只其人のおもかげなれ。ことになつかしきは、なれにし筆の跡見る度に、身を知る雨の袖にふりかゝる事、誰もかくある事にや。藤兼嗣公曰、自他の用ありて書翰とりかはすに、おのれかゝずはいふにやたらず。書くほどのものはあしくとも、おのれかくべし。人の手してかゝする事あるべからず。よくもあしくも、手習ふ事は人間界の通力なる事を知らぬは、むげにくちをしきことなり。兼好曰、我手あしきとて、人をも頼みてかゝする事はよからぬ事な

り。惡筆をもちからで書ぬるは、よし元物かくことは、人々の心鏡の外にあらはれぬるなれば、なきあとの形見、後世のおもかげには、かきおく筆の跡のみなり。」とあり。人として學ばずばあるべからざるものなりかし。手してするわざはしも多かるを、てといへば、ものかくわざなるをもても、此道の尊き事をおもふべし。

○和様、唐様

世に和様、唐様といふは、あさましき名なりかし。唐様といはゞ皆唐様なるべし。今書く文字は、もと唐國の人に學びてかけるものなれば、唐様ならざるはあべきものかは。又和様といはゞ皆和様なるべし。我國の人のかゝむに、和様ならざるはあるべしやは。さればふるき文に、此名見えたることなし。源氏物語など、手の事數多くいはれたれども、一所もからざまに書たりなどといへるは見えず。萬葉集に、歌のてにをはのてしといふ所に、義之とかきててしと訓れたるは、から人玉義之が事にて、手をよくする人故、義之と書て、てしと稱へたるなり。是にても専ら、義之の手を學びたる事しるべし。太祖尊圓の皇子は、義之の手をめ給ひ、深きむねをさとりて、つひに神を得給ひしなり。皇子はかけまくもかしこき人間の種ならぬきはにしましませば、いとも尊くうやくしくみやびやかに、さくの花匂へるごときさまに書出給へるは、我大御國の萬國に勝れたる、おのづからの神の結びになむ。さればこそ、うるはしきさまは、貴人の冠裝束して笏とりて立給へるごとくに見え、又狩衣ばかりしどけなくうちかけて、なよびたるおほきみすがたなるあり。武き物部のやなぐひおひて弓はらふり立たる如く、あるはたをやめの袖うちへて花の下に遊べるがごとく、なまめきたるそのさま、千萬に書なし給ひけれ。月の前ゆく雲のごとく、春日にもゆるかけるふのごとく、手にもとらずいひしらずなむ。さるきは、おきて、いやしき人にて、おのづから我國の風そなはりて、全くかうぶりにえならぬはやむごとなきわざなりかし。近世ある儒者、書會に唐土西湖の水を壺に入れて持て出て、ものかゝれしとかや。是はもはら人

を驚さむの心にはあらず。唐ぶりの文字かゝむには、唐の紙ならではふさはず。唐の紙には唐筆、唐墨ならではうつりあしかるべし。唐墨すらむには唐硯ならではよくあはじかし。されば此四つのもは、皆唐のを用ひられたるべけれど、猶唐人の手跡にたぐへては、何となく味ひたがひたれば、唐の水をもてこそとて、遠く求められたるなるべし。此人は世に勝れたる人なりければ、世人の思ひよらぬ、水の事まで心をつけられしと見ゆ。されど墨紙筆等は、猶はしぞかし。此中のあるじたる我身、日本人なるをいかにせむ。我國の墨紙筆をもちても、唐人の書きたらば唐風あるべし。筆墨はたぐかりものにて、心をうつすものなれば、我國人のかゝむに大和風ならぬものあるべきかは。されば唐様、和様といふ名はあるまじき事ぞかし。只優美なるを和様といひ、かどだちたるを唐様といはむなどは論の外なり。筆道につきて、此名目をいふべきことなきなり。

○我國之手跡

天朝の手跡、唐國に勝れたりと、尊圓親王の給ひおかれたり。廣澤ぬしの觀鷺百譚に、天朝の書を、後漢の時に、彼國にて稱揚せし事をするされ、東江ぬしの書話にも、天朝の書の勝れたるを、唐人も稱美せし事ありとて、そのことどもをのせられたり。本朝文粹に、「割註」菅三品御作、小野道風朝臣奏狀のうち、「身猶雖_レ沉_ニ本朝。隔_ニ萬里之波濤。名是得_レ播_ニ唐國。みづからかくいへるにて見れば、唐國に稱譽せし事、朝廷にもしろしめし、數々ありけるなるべし。我國は天地の神の結びのうまし國にしあれば、萬の事、萬國に勝れたるはいふもさらなれど、わきて手かくわざの、いとく勝れたるは何ゆゑぞと思ふに、天朝は聲さやかなること、「割註」聲の勝れたる事は、本居ぬしの説、漢字三音考にくはし。萬國にいときて勝れたり。器物を打てその音を聞くに、その物々によりて清濁の音あるが如く、人の心、萬國に勝れたるがゆゑに、その聲きよくさやかにして、いと勝れたるなり。文字は其聲をうつし出すものゆゑ、手も又勝れたるは理りぞかし。から國といふ名は、萬葉集にから國のからしといはれしは、遣唐使

の辛苦を思ひていへるなるべく、そのもとは、只遙かなる意もて、からとは名付けむ。なれども神典に、青山をから山にす。からしとあるからは枯れたる事にて、今も潤澤なき物をからといひ、それよりして實なきものをからといふ。唐國のものは、すべて潤澤少し。漆などの潤澤なきを見よ。さればから國といふ名は、かゝる所謂ぞといはむもあへなむかし。我國のものはすべて潤澤ありてうるはし。このうるはしといふ詞則潤はしにて、潤澤ある事なり。されば古語に、みづの御舎、みづの御手など、ほめ詞にみづといへるは、潤澤ある事にて、萬葉に青葉しげれる山をみづ山といへり。今も初夏の若葉出たる梢をみづえといひ、若くうるはしきをみづ／＼といへるも、皆潤澤ある事にて、潤澤ある物は活々としたるものにて、活々としたる物は、そのはたらき限りなきものゆゑ、ほめ詞ともなれるなり。活々したるは、神の結びの勝れたるゆゑぞかし。草木の花咲實なることなくなるをかる／＼といひ、死ぬをまかるといひ、死骸をからといひ、それにふる／＼をけがれといふ。男女の中離る／＼をかる／＼といふなど、かるもからも、かれも、同意の言にて、はたらきなきをいひて、神の結びなきゆゑなり。此語びなき事をいたくいまれたるものにて、死りたるものをいむ事、神代の巻にくはしく、今も世にいみあへり。されば萬物活々したるなり。墨は漆の如く光澤ありてうるはしく、紙は清くうるはしく、薄やうなど色々に染なし重ねて匂はせたる。その風流またいはむかたなし。されば文字も、みづ／＼しく活々したるゆゑ、いと／＼めでたく、いと／＼勝れたるなり。古今著聞集卷七能書の部に曰、尺牘の書疏は千里の面目なり。凡六文は體のすがたをあらはす輩、驚鷺反鵲のいきほひをならふ人、わづかに一字の跡を残して、はるかに萬代のほまれをいたす。もろ／＼の藝能の中に、手跡誠に勝れたり。嵯峨天皇と弘法大師とつねに御手跡をあらそはせ給ひけり。ある時、御手本あまた取出させ給ひて、大師に見せ参らせられけり。其中に殊勝の一巻有けるを、天皇仰ごと有けるは、是は唐人の手跡也。其名を知らず。いかにもかくは學びがたし。目出度重寶なりと、しきりに秘藏有けるを、大師よく／＼いはせ参らせてのち、是は空海

がつかうまつりて候物をと奏させ給たりければ、天皇、さらに御信用なし。大きに御不審ありて、いかでかさる事あらむ。當時かゝるやうに甚異する也。よしさて、及べからずと勅定有ければ、大師、御不審誠に其いはれ候。軸をはなちてあはせめを御覧候べしと申させ給ひければ、則はなちて御覧するに、其年其月青龍寺において書之、沙門空海と記しせられたり。天皇、此時御信仰有て、誠に吾には勝られたりけり。それにとり、いかにかく當時の勢ひにはふつとかはりたるぞと、尋ね仰られければ、其事は國によりて書替て候也。唐土は大國なれば、所に相應して勢ひかくのごとし。日本は小國なれば、それにしたがひて當時のやうをつかうまつり候也と、申され給ひければ、天皇、大にはぢさせ給ひて、其後は御手跡あらそひもなかりけり。此物語といふかし。大國にても、小國にても、それに應じて書替給はむことはあるまじき事なり。いかなる一小島の上にとありとも、仰ぐ所は天なり。踏む所は地也。一地球とみる時は、その別あるべき事かは。大師などは元より天地にみち／＼て書給へる筆跡なれば、かつてさる事はあるべからず。是等は必何の心をも得ざる人のそらごととなるべし。かゝる事にまどふことなから。或人曰、是は大國小國のけぢめのごとく書たれども、さにはあらず。我國人の方勁に難く、優美に易き質なるを見て書替給へるなりといへれども、此物語のうへになき事なれば、ひきつけの説といふべし。扱又、優美に易き質を見て書かへ給へりとは、大師は我國人なる事を忘れたる説なり。書替給ふまでもなく、元より優美なる質いませしなり。我國は人はもとより、山河草木までも、いとうや／＼しく優美なるは、神の結びのうまし國なればぞかし。しかも忠良にていとたけきことは、古今の事どもをきゝて知るべし。日本武尊はいとも／＼たけくまし／＼けれども、熊曾建を討給ひし時、たをやめにまぎれいませしを見れば、御かたちはいと／＼優美にいまし／＼也。御うたなどを見奉れば、御心もいと優美に坐しなり。かく優美なる中に武をもちたるこそ、眞の強しといふべけれ。文字の心もかくあるべき事になむ。性靈集〔割註〕大師の御作文を集めたるなり。勅賜屏風書了即獻表并詩。沙門空海言。去六月

二十七日主殿助布勢海將ニ五彩吳綾錦綵五尺屏風四帖ニ到ニ山房。來奉ニ宣聖旨。令ニ空海ニ書ニ兩卷古今詩人秀句者。忽奉天命。驚悚難レ喻。空海聞。物類殊レ形。事羣分レ體。舟車別レ用。文武異レ才。若當ニ其能事。則通快用失ニ其宜。雖レ勞無レ益。空海元就觀牛之念。久絶ニ返鵲之書。達夜數息。誰勞ニ穿被。終日修心。何能ニ墨池。人非ニ曹喜。謬對ニ漢主之邸。欲レ辭不能。強揮ニ龍管。古人筆論云。書者散也。非但以結裹爲レ能。必須ニ遊ニ心境物ニ散逸懷抱。取ニ法四時。象ニ形萬類。以レ此爲レ妙矣。」字形のつゝまやかなるのみをよしとはせず。心を四方に遊ばし、思をさはやかにしてかくべし。さて春夏秋冬始榮枯ありて、めぐりくゞて盡ざるに、法をとり鳥獸草木、風雲雷電等、萬物に象りて文字を書くべしとめし給へるなり。

「是故蒼公風心擬ニ鳥跡。而揮レ翰王少意氣想ニ龍爪。而染レ筆。蛇字起ニ唐綜。蟲書發ニ秋婦。軒聖雲氣之興。務仙風非之感。垂露懸針之體。鶴頭偃波之形。麒麟鸞鳳之名。瑞草芝英之相。如レ是六十餘體者。並皆人心感レ物而作也。」是は唐國の故事どもなり。我國にては、道風朝臣の柳蛙に感じて筆法を得給ひしにひとし。如レ斯なりければこそ、字々精靈有て活てありけれ。「或曰。筆論筆經。譬如詩家之格律。詩是有下調聲避レ病之制。書亦有下際レ病會レ理道。詩人不レ解ニ聲病。誰編ニ詩什。書者不レ明ニ病理。何預ニ書評。又作レ詩者。以レ學ニ古體ニ爲レ妙。不以下レ寫ニ古詩ニ爲レ能。書亦以レ擬ニ古意ニ爲レ善。不以下レ似ニ古跡ニ爲レ巧。所以振レ古能書百家體別也。蔡雅大笑鐘繇深歎。良有レ以也。」蔡雅が書る字は笑ふが如く見え、鐘繇かもじは數くが見えしといふことなるべし。「空海儼遇ニ解書先生。粗聞ニ口決。雖レ然所レ志道別不ニ會留レ心。今頼ニ聖雷之震響。拔ニ心地之蟄字。折ニ六書之萃楚。摘ニ八體之英華。學ニ轉筆於所態。擬ニ超翰乎草聖。想ニ山水ニ而擺撥法ニ老少。而終始君臣風化之道含ニ上下畫。夫婦義貞之行藏ニ陰陰點。」君は臣をあはれみ、臣は君にしたがひ、正しうして親しき味ひ、上下の畫に含み、夫婦したしうして亂れず、正しき味ひ陰陽の點にをさめたりとの給へるなり。誠におもしろき所なり。心をとどめて能見べし。上下陰

陽は文章にいへるなり。點畫みな此意をふくめるなり。初畫は君の如くにして、次畫をあはれみたる意あるべし。次畫は臣の如くにて初畫にそむかず。したがひ敬ひたる意あるべし。又初點は夫の如く、次點は婦の如く、したしうして離れくならず。しかも亂れず正しかるべし。如レ斯點々畫々、君臣夫婦のむつまじく結びあひたるごとくにて、他より讒言を入れるべきやうもなきが如くなるべきなり。「客主揖讓。弟昆友悌。三才變化。四序生殺。尊卑愛敬。大小次第。隣里和平。寰區肅恭。此等深義。悉細字字。如レ斯天地間にあらゆる事をふくみたるものなれば、天地の法則にしたがふわざにて、治國平天下の道も外ならぬ事を知るべし。」「雖功謝書池。竊庶幾雅趣。又夫右軍累功。猶未得其妙。衆藝弄レ沙。始已會其極。自外凡庸何解點畫之奧。」「右軍は義之の事也。衆藝は華嚴五十五知識の一にて、萬藝に達し、就中梵文に達したる人にて、衆藝童子といふ人なり。十千童子に伴ひて砂を玩し人なりと物に見えたり。さて此所にいへる意は、義之は功を累ねしかども、未妙を得ず。衆藝童子は砂を弄てありしかども、其極に會へり。といへるにて、極意は心術悟知にありといふ事をさとし給へるなるべし。義之、妙を得ざるにはあらざるべけれど、生涯功を積て猶いまだあかす思はれけむを、かくはの給へるなるべし。「何況。空海耳聞其義。心不存理。空費筆墨。忝汙珍屏。一悚一懼。心魂飛越。堯曠流光。葵藿目感。對山握管。觸物有興。自然之應。不覺吟詠。輒抽十韻。敢書于後。伏乞。」此屏風を書給ひしに、興に乗じて覺えず吟詠し給ひしなり。その妙境に入り給ひしころ、いかばかり樂しかりけむ。

大慈宥其罪過。幸甚々々。謹所書屏風及秀句。本隨表奉進。輕讀聖覽。伏增流汗。沙門空海誠惶誠恐謹言。

弘仁七年八月十五日沙門空海上表

蒼嶺白雲。觀念人等閑。絕却草行眞心遊佛會。不遊筆。不願揚波。忝許春豈謂明皇交染翰。鵝頭

龍爪爲君。陳祥雲濃淡。御邸出瑞草。秋冬感帝仁。青山翠岳見翔鳳。花苑瓊林望走驪。更有懸針與倒韭。切思相伴竭丹宸。龍管臨池調漆墨。烏光忽照點豪賓。暴風驟雨莫來汗。此是君王所愛珍。松巖數霧菴中濕。恐汗汗望晴經月旬。畫虎畫龍都不似。心寒心暑幾逡巡。此表にの給へるところ、筆道の極意なり。よくく味ふべし。さてまた、此文の趣にても、彼嵯峨天皇との争ひの話は、虚なる事を知るべし。同書獻梵字并雜文表一首。沙門空海言。空海聞。帝道感天。則秘錄必顯。皇風動地。則露文事興。故能龍卦龜文。待黃犧以標用。鳳書虎字候白姬以呈體。於焉結繩廢而三墳燦爛。刻木寢以五典鬱興。明皇因之而弘風揚化。蒼生仰之而知往察來。不出戶庭。萬里對目不囚。聖智三才窮數稽古温故。自我垂範。非書而何矣。況復。悉曇之妙章。梵書之字母。體凝先佛。理含種智。字絡生終。用斷羣迷。所以三世覺滿尊而爲師。十方薩埵重逾身命。滿界之寶半偈雖報。累劫之障一念易斷。文字之義用。大哉。遠哉。伏惟。皇帝陛下貫三表號。減五稱首。道邁規矩。明齊烏兔。露沉文下。六合無爲。風動琴上。一人垂拱。玉燭調和。金鏡照耀。所謂輪瑞之運。于今見矣。空海人是瓦礫。每仰金仙之風。器謝巢許。久臥堯帝之雲。窟觀餘暇。時學印度之文。茶湯坐來。乍聞振旦之書。每見蒼史古篆。右軍今隸。光非葉杜氏草勢。未嘗不野心忘憂。山情含笑。諺曰。奴口甘郎。舌甜。敢因斯義。欲獻久矣。然猶狼藉汗穢。還恐觸塵聖眼。微誠潛達。先聞于天。伏奉布勢海口勅。欣踊繕裝古今文字讀右軍蘭亭碑及梵字悉曇等書都一十卷。敢以奉進。伏乞天慈不嫌涓滴。一覽飛塵。伏願陛下。一披梵字。梵天之護。森羅再闔神書。神人之衛逼側。達水遙浦忽入封壇。嵩山負岫來受正朔。常住之字加持不壞之體。遂古之民擊耕于今辰矣。龍瑞紀官永豫姑射。鳳祥名職放曠金闕。輕躡旒屐。伏深戰越。沙門空海誠惶誠恐謹言。

梵字悉曇字母并釋義一卷

古今文字讀二卷

古今篆隸文體一卷

梁武帝草書評一卷

王右軍蘭亭碑一卷

曇一律師碑銘一卷(草書)

大廣智三藏影讀一卷

弘仁五年閏七月八日

沙 門 空 海 進

同書進李邑真迹屏風一帖。表一首。右沙門空海聞。道之興廢。人之時非。時物之貴賤。師之別不別。故能就報待_ニ虛氏_一而方彰。美玉曲_ニ賢王_一而照_レ車。自_レ古有_レ之。今亦不_レ然矣。空海久聞_ニ翰墨_一。志深_ニ盡一。安禪餘隙時探_ニ六書之秘興_一。持觀之暇數檢_ニ古人之至意_一。伏惟大上天皇脫屢_レ閑。超然坐亡。九丹寫_ニ其一_一。八體篤_ニ其風_一。空海以_レ得_ニ此妙迹_一。時充_ニ披翫_一。隆匠不_レ及_ニ四隨_一。而功夫施_ニ於一時_一。謹以_ニ桑門之秘迹_一。敢奉_ニ獻姑射之遊目_一。謹隨_レ狀奉進。沙門空海誠惶誠恐謹進。

右表二編味ふべし。文字の徳大なる事を知りて、いさゝかも不散すべからず。又書を學ぶには、もはら古人の意を知るべきなり。能書の筆跡を見て憂を忘れうちゑまるゝは、此處に思ひをとめて、大かた古人の意を検知るに至るのゆゑなり。猶末に表三編を出す。其外、徳宗皇帝真跡等を獻じ給ひし表等、筆道の事によりたる數遍あり。ことごとくに引出づべくおもひしかど、此集を見るに、他事の表等の中にも、筆道のためにとるべき事ども多かれば、是ばかりかはとて略ぬ。本書につきて見べし。

或人問曰、羲之が衛夫人より筆法を傳し時は、何を傳りたるにや。筆法は後世に至りてこそ委く論説もあれ。羲之の頃は、未委しからざるやうにおもはる。しかるに羲之の書は、ことごとく筆法調ひ、たぐひなき能書なりけるは、いかなる所謂ぞいぶかしといへり。予答へけらくは、わが御傳によりて是をおもひみるに、筆法の事多端なりといへども、皆注釋にて、その根元は天地の法則といふ一言にて、一以貫_レ之の道なり。浮沈情濁、緩急表裏等の運筆、心氣の運びも、みな天地の法則より外に出ざる事なれば、羲之は一言を傳りて普く通じられたるなるべし。後世の人、此處解しかねて、ことごとくに注釋したるをくはしくなりしと思ひ給ふべけれど、なかゝに力の不_レ及よりして、詞多に成りたるなりと答へぬ。

○御流

世に御家流と稱ふるは尊圓親王の御流なり。然るを別に尊圓流といふ名を立ていふものあり。其本元を辨へざる誤りなり。されど、今世に御傳を知らず、御家流と稱ふるものあり。是は親王の御筆跡とは大に違ひたり。それは神靈ある事を知らざるゆゑなり。瀧本流といふも、大橋流といふも、何も皆御家流より出たるものなり。親王は前にいへる如く王羲之を學び給ひ、其骨髓を得給へり。されば眞の唐様といふは此事なり。又眞の和様といふも是なり。今世に行はるゝ唐様は唐様にあらず。和様は和様にあらず。皆おのれ／＼が私事にて、しかも他をそしり、おのれほこりがなるは、あさましき事ぞかし。神を得るに至りては、天地の間唯一なるものなり。此親王は舍人親王をしたひ給ひ、神道を尊び給ひて、神道、筆道同じ法りなる事をさとし給ひ、しかもいと武くまし／＼て、さばかり勢ひたけかりつる、北條家をいたくいましめ仰遣されし御文などありとぞ。かく御心のぬけ出まし／＼しゆゑ、御手も勝れさせおはしまし／＼にこそ。さるを世に御手の勝れさせ給へるをのみたゝへ奉るは、あかぬわざになむ。和論語曰、尊圓親王曰、人と生れて一ツの能のなきものは畜類に劣れり。畜類もそのおのれがなすわざあり。草木猶功能多し。人として能なきは天是をすてゝなきがごとくす。心あらむものはづかしきことならずや。いと／＼かしこけれど、太祖尊圓親王よりわが師高田先生まで御傳流の系圖をこゝに記す。

伏見院第五皇子也、御幼名尊彦と申奉る、御母は播磨内侍と號す、俊平朝臣の女也
 永仁六年八月朔日あれまし、延文元年九月廿三日神さりましぬ、
 ○大乗院宮一品尊圓親王—祐助親王—尊道親王—慈濟大僧正—道圓親王—義圓准三后—

—義快准三后—尊應准三后—尊傳親王—尊鎮親王—尊朝親王—尊純親王—尊證親王

大和納言殿家臣稻垣新丞 紀州元祖大納言殿家臣、
 といふ人なり、紀州之産、後仕松平左京大夫頼純公、
 清原安兵衛尉成信—田島瀬左衛門尉清原重吉—雲空祖龍上人諦玉和尚—
 參州吉良無量山專長寺 第十四世

參州吉良茂
原邑之住人
黒野傳四郎孝輝

生國參州旛頭郡吉良莊饗庭住

黒野源内正友三男、

加州金澤之住

高田英與子息

冠空徹山上人雪洞和尚—高田久左衛門英興—高田與八郎祐久

後改名與左衛門、無染
齋情意先生と稱す、

以下略之

徹山上人所レ謂ありて金澤に來給ひ、つひにこゝにて終り給ひしなり。依て太祖よりの尊き御傳をはじめ、尊朝親王の御教成信大人、重吉大人等のしるしおき給ひし事ども、ことごとく師家に傳れり。

○古今筆跡

いにしへ人の手の跡ばかりえがたきものあらじ。新撰六帖に、「はてはまたしみのすみかのむかしぶみはらへば塵と見るぞこひしき、」げにしみの住家となりはてゝちりとなりゆくならひなるに、火の災にかゝりてうせはてぬるさへあれば、ふるき世の人の年ふるまゝになくなりて、はづかにとまれるは貴人の御手にひめられ、あるは佛の御ものとなしはてなど、いやしき身はひとめだに見る事さへあへぬさまにのみ成行ぬるものなれば、しみの住家におちとどまれらむ、只一もじばかりなりとも乏しまさらめやも。あがれる世にその名きこえし筆の跡、まれ〜おちとどまれるがあなるを、いかばかり目驚くものならむと思ひたるに、何のこともなくまめやかなるものなれば、はへなきこゝちするを、再見ればいとおもしろく覚え、三度見ればいよ〜味ひ出來り、いと大く見えて、いとも尊くいひしらぬ匂ひ加はりぬ。かくて見るたびごとに、尊さ彌まさりあくよなく覺ゆ。うべなるかな。一點一畫も、ことごとく天地の法則をそなへ、清き潔き御心をもちて書給ひしものなればぞかし。玄旨法印のうた、「その人のこゝ

るもさぞと頼むかな正しき筆の跡を見るにも、今の世人、ことさへぐ唐ぶりとは、いかめしく筆とりもち、紙をせましと書ちらし、文字の形いかれるごとくにて、筆の末ことさらにあらぬかたへひきはなし、あるはゆがみたをれぬべく、いとあれたる筆遣ひをかしとおもふめれど、いともいやしく、見るにくるしくなむ、ちからなき蛙筆とやいはむ。又大和ぶりとは、いたくいたはりて、ほそくふとく書ませ、ぬる／＼と筆ひきまはし、かしここ、蜘蛛のいかけたるごとくまぎらはし書たるを、いとうつくしなど人もいふめれど、見るもうるさくなむ。骨なき蚓書とやいはむ。又近き世に、雲の聲なる名のみとゞろけるが、かきちらしたるは、うち見には目さむる心ちすれど、再見ればいといやしげに覚え、三度見ればいよ／＼心おとりせられ、すべてかたそばみ小く見えて、いと賤しく、見るたびごとに心おとりせらるゝぞかし。うべなるかな。けがれたる心もて、人目をかざりつくるひ書たるものなればなり。かゝる手をめではやしもてれば、その人さへ心おとりせらるゝ物ぞかし。和論語曰、義承曰、〔割註〕將軍義滿公之六男也、梶井大僧正。人の手跡を見るに、昔の人の筆跡は、打見には何ともなく文字しとけなげにして、しかもよく筆の道にかなひぬ。昔の人の心もかくの如くにや。今時の人の手跡は、うち見には清げにさわ／＼として、よく馴見るほど、つくるひのみおほく、そのさま賤し。今時の人の心もかくのごとくにや。かくいへば、萬の事古き世は勝れ、今の世はおとりさまにのみなりぬるがごとく聞ゆめれど、さにはあらず。今の日月、いにしへの日月にあらずこそさもあらめ。思兼神思慮り、鈿目神明憑談して、天の岩戸開けしより、かはる事なき大御光に照らされぬる世の中の、などおとりゆくべき。古人もいにしへをしたひ、當世をいとひたる詞、あまた物に見ゆるは、其人の心に歎く事ありていへるなるべし。されば時にあへる人は、いにしへに勝れりといへるも見ゆめり。或人、予に問曰、尊圓親王より筆道の傳書傳り、猶口傳もこと／＼く傳りたりときゝぬ。しかはあれど、言葉をもて傳ふる事は、おのづからたがひめいできぬべし。末遠く傳へゆくまゝにあらぬ事にもなりなむ。いかにととへり。予

答曰、尊圓親王私の意をもて立給ひし道ならばこそさもあらめ。こは天地の法則をもて立給ひし道なれば、天地のあらむかぎりはたがふ事なし。手のかゝれぬは性に戻る故ぞかし。されば天地よりうけしまゝの素直なる性に立かへれとの御をしへなり。天地の神の結びにてなれる人なれば、むかし今かはる事なきなり。今の櫻、いにしへの櫻より色香淺しといはむや。亦問曰、さらば今世道風朝臣、佐理卿などいへるばかりの手かきなきはにかに。答曰、おのれ知らずとて、世になしとは決がたかるべし。さる人は名を好ざるゆゑ、世に知る人も少きならむ。いかなる所にか、能筆の人あらむとも知るべからず。又近世から學び盛りになりて、中々に深き旨をばさとらずして、只うはべをのみもてはやし、賤きものまでもからふみをよみかしくおれば、からとしいへば、木のはしにてもよきやうに思ひて、表裏浮沈のけぢめもなく、寛急清濁の味ひも見えぬ石摺といふものを、うへなきたからともてはやし、是を學ぶゆゑ、おのれも表裏寛急のわきもなく、筆はよられながら引廻しぬれば、あらぬさまになりたるを筆勢と心得、是を見る人もよしといひあしといひ、ほむるもそしるも、皆私的心々にて誠の事にあらず。かくなりたれば、能筆の出來ざるもうべなる歟。吉野初瀬の花の種なりとも、日蔭に植おかけば色香淺くなるべし。天地より賜りし靈は、古へ人にかはらねど植そだつる事のあしければなり。既に尊圓親王は、いにしへにぬけ出ましゝにあらずや。大直日神幸ひまして、近き年ごろ我國の道やうく盛に成りにたれば、此親王の御をしへも又盛りにならむ事疑ひなし。然ばいにしへに勝れる能書も出來べきなり。すでにから國人、何がしとやらむさへ、いち早くこの親王の御流を學びたりとて、石摺にものしておこせたりとぞ。

○手 習

嵯峨天皇をはじめ奉り、いにしへに其名きこゆるかぞへあへずなむ。おのがしど立たるおもむけくにて、さまざまに書出給へる。柏實のぬけ出たるがおほかるを思ひわたすに、北野の大御神などは申すも

かしこし。その外筆道にその名とどろきしも、皆御心のいとく勝れ給へるにぞありける。さればいにしへ人の手の跡を學ばむには、まづその人の志を學ぶべし。志を學ばずして手をまねぶは、根をうゑずして花を咲さむとするがごとけむ。紙もて作りたる花のこゝちすべし。むかし行成卿と實方朝臣と殿上にて口論をし給ひ、實方朝臣腹たちて、行成卿の冠を取りて庭になげすて給ひしに、行成卿、靜に殿司をよびて冠を取よせ着してのち、左道におはする公達かなとの給ひしとかや。能書なりけるもうべなるかな。その心氣のすはりを見よ。或人、此論ひをうちゑみつゝ聞をりて、さて物語けらく、むかしかしらいとつやゝかにかゞやきて、蠅もとゞまりあへまじく見ゆる男の、髪しげくおひそはりぬべき薬ぞとて、都に出てめせくと賣りあるきけるに、皆あざみ笑ひて、買ふ人、さらにあらざりけりとか聞侍りぬるとてうち笑へり。いか成こゝろにてかいひけむしらすかし。和論語曰、後伏見院勅曰、夫入木道は執行の功にあり。世の人の傳にかゝりて、功に等閑なる故に其至れるに至らず。筆道の奥儀を知るといふは執行にある事なり。なべての人の賢きより賢きにうつるも、又如レ斯。その心のすなほならむ事を思へば、外の姿格式は、おのづから能なるが如し。手跡の執行も又々斯のごとし。世の諺に、一理を見れば萬に至るといふこと誠なるかな。」とあり。是によりてみれば、いかばかりの傳を受たりとも、奥儀を知りたりとはいふべからず。執行を積みて、此處なりけりと心裏に發明して、我物になりたるうへならでは知りたりといふものにはあらざるべし。同書曰、小野道風朝臣曰、夫書をよくする事は、師の心の外をもとめず。すなほに執行して、日を経て自然する事あり。はじめより傳て知るの法なし。人、その心に誠を得て天地の間を知るに知りたからず。誠の外より天地の間にひとしからむ事なし。」烏羽玉靈抄集曰、「割註」行成卿の撰なり。今世に流布せるは偽書なりといへり。げにいかにぞやおぼゆる事ども、多かれど、又おもしろき事もあり。見る人取捨すべし。」都目三能習一字者。愚習千字。此愚にといへる所をよく味ふべし。師執行の心得は、日々新なりといふ意をよめとの給へりけるに、「日毎々々筆とるたびに

童へのうひ山ぶみのこゝろわするな、とよみて奉りぬ。とかくかしこだちては、天地のおのづからなる性に戻るぞかし。わきてをさなきほどに、しみにし事は年たけて去りがたきものにしあれば、始より癖なくすなほなる手を習ふべきなり。師常に曰、とかく師のくせをまづまねびとるものにしあれば、人に物教ふるは、いとくかたきわざなり。我癖を移さぬやうにすべし。清書に加筆するは、病を療するがごとくにて、其人其位によりての事也。手本も其ほどくにつきて、其様ある事なりとの給へり。さればゆめくくせんくしき手をなまなびそ。和論語曰、菅原道真公曰、世の人、色欲をこのめるやうに、心のひまなく道を思ひ修しなば、その天徳の己に入り來る事、火の乾けるにつくがごとし。色欲は求得て却ておのれをそこなひやぶる。天徳は無量劫にも盡きず、妙の妙なるもの也。同書曰、尊嶺親王曰、神明は人の心にあり。用ゆると不用とによる云々。一念うちにあれば物生ず。悪も又是に同じ。物毎願ふに顯れずといふことなし。速なれば速に至り、ゆるければゆるく至るは天の心なり。是は少し心得がたき書きやうなれども、すべて神明は人心にあるものなり。故に何事もせむと思へばならざる事はなきを、志なきゆゑ何事も出來ざるなりとの給へる意に聞えたり。此親王は、青蓮院の宮御代のうちに御能書にて渡らせ給へば、神明は我心にある事を自得し給ひて、かくさとし給へるなるべし。

故無染齋大人田中惣兵衛といふ人の清書に加筆し給ふとて、惣兵衛にの給ひけるは、是は田中惣兵衛といふ位が備りたり。かくては上達せず。田中の惣ま(割註)金澤の俗、童子を呼ぶに、名のかしら字をとりて何まとよぶ也。まはさまの略なるべし。したしみていふ詞也。にもなり。又惣左衛門にもなりせねば、手は上らぬぞとの給へり。又或時、弟子にしめし給ふは、自己の位を覺ゆるに至らざれば、其道を得たりといふものにあらず。諸道みな同じ。自己の位を知らず恥をしらざるものは、必邪曲を以みづから至れりと思ひ人にほこる。是未熟の證しなりとの給へり。いとかしこき御さとしどもならずや。文字の形をのみ學び、天地の法則にかなふ理りを辨へずしては、幾年學びたりともいたづら事なるべ

し。さらばとて、其理をのみ穿鑿して形に心を用ざるも非也。事理一様に兼學すべきなり。しかれども、初にはまづその形を學びて事を習ふべし。習ひ得るに隨ひて、自ら天理にかなひ、心に得るにまかせ、事理一様に兼學すべきなり。斯執行せば形成るに隨ひ、心氣充滿し、畢竟妙意を悟るにいたるべきなり。たとへば小兒の成長するに隨ひて、相應の智も俱るが如く、天の用は地によりて活動く理り、よくくおもふべき也。さて又をさなきものゝ手習ふはじめには、文字やせぬやうに書がよきなるべし。源氏物語若紫の卷に、「割註」紫のうへのいとけなき時、手習し給へるもじのやうをいへるところ、以下源氏物語を引けるところあまたなれば、源氏物語といふ事を省きてたゞ何の卷とするす。いとわかれど生さき見えてふくよかに給へり。故尼君のにぞ似たりける。いまめかしき手木習はど、いとよかいたまひてむと見給ふ。「ふくよかに書く手は、上りやすきものと師もの給へり。手習ひといふことは、源氏物語にあまた所見えたれども、其さまをいへるは、葵の卷に、「割註」葵のうへ、うせましゝ後のさまをいへる所、「御帳のまへに御硯などうちちらして、手ならひすて給へるをとりて、目をおししほりつゝ見給ふ。若き人々はかなしき中にもほゝゑむもあるべし。哀なるふることども、唐のも大和のもかきけがしつゝ、さうにも、まなにもさまゝめづらしきさまに書きまぜ給へり。」須磨卷に、いろ／＼の紙をつぎつゝ手ならひをし給ひ、めづらしきさまなるからのあやなどに、さまゝの繪どもをかきすさび給へる。「枕草紙に、「割註」中宮の御詞、「村上の御時、宣耀殿の女御ときこえけるは、小一條の左大臣殿の御むすめにおはしましければ、たれかはしりきこえざらむ。また姫君におはしけるとき、父おとどのをしへ聞えさせ給ひけるは、一には御手をならひ給へ。つぎにはきんの御ことをいかで人にひきまさせとおぼせ。さて古今の歌二十卷をみなうかべさせ給はむを、御がくもんにはせさせ給へとなむ聞えさせ給ひける。」九條殿遺誠曰。「割註」九條前右大臣師輔公、「凡成長頗知物情之時。朝讀書傳。次學手跡。其後許諸遊戲。但鷹犬博奕重所禁過矣。」竹馬抄曰、「割註」治部大輔義將朝臣、「わかき友だちの

よき手跡にて消息かきかはしなどするに、他人の手をかりて、口筆をだにはかゝしくえせぬもいふがひなきに、あまつさへ女のかたへの文などの時、人の手をやとひ侍るほどに、忍ぶべきこともあらはになり侍るは、いかゞ口をしからぬや。いにしへもはら手習ふ事をむねとしけること見るべし。後世にて、新武者物語曰、管領畠山入道徳本、家臣の河井甚六を召て宣ひけるは、汝が子は今年いくつになるぞ。藝は何を仕つくるぞととひ給へば、幼少より弓を好み申に依て稽古仕り、年は十六に成候と申。徳本聞給ひ、手は習はぬかと仰られければ、書筆は無得手に候と申。徳本、それは然るべからず。よく物の道理を辨へ候へ。高もひくきも物をかゝぬものは盲目にひとし。先物かくと學文より一切の藝は發ると思ふべし。無筆にて諸藝を稽古するは、車ありて牛のなきが如し。學問をして物の理をあきらめぬれば、弓法にても、兵衛にても、家々に祕書あり。それを求めてみづからあきらむる時は、たとひ功を盡し習はねども、はやくとりつく事なりやすし。無學にして藝をとゝのへむとすれば、愚なるによりて、その道にうとし。世の制法も、これみな先蹤より、しるしおきたる書を以てとりおこなふ。其上無筆にしては、公儀の役とゝのひがたし。片言のみ人中にていひちらすれば、其身一分の恥辱のみならず、主人まで人が見さぐる也。書を學ぶ人に近づき、一句一言をも耳にはさみ身の寶とすべし。一切萬物の事は、書學の兩道より起れり。されば學問は朝家の寶、書、筆は萬人の燈といへるは、聖人の格言ぞや。先萬事をさしおき、手習と學文を仕ならはせよ。若親の教訓をきかずば、此方へ參らせよ。某をしふべしとの給ひける。有がたき御教訓かなと感涙を流し立歸り、此旨くはしく申聞かせければ、彼せがれ承りとゞけ、それより手習學文を勵み、後には畠山殿の御内にて河井頼母佐とて、比類なき者にて有けるとかや。

かゝれば、人としては學ばずばあるべからざるものになむ。さても手習ふわざばかり心のゆくものはあらじ。春秋のうつりゆくもしらで過ぬめり。花もやう／＼盛り過ぬる頃、春雨ふりつゞきて、をさ／＼

人も來ねば、例のほんひらきて手習ひたるに、永き日もはや入相の鐘聞ゆれば、龍池の柳色はなどかきすさびつゝ、つれづれなるも忘れはてぬ。いとあつき日、池の面をながめて、水無三伏夏などかきすさびたるに、涼しき風のさと吹來たるもをか。また寐ぬ人を空にしるかななど、かなのうつりに心を入れて手習したれば、いたくうんじてやり戸ひきあけて、外のかたを見れば、入方の月しろうすみわたりて、をちこちにひゞきたる砧の音も聞えずなりぬ。かけひの水も結ぼほれて、下をれの音のみする雪の夜、かしかなる室にももし火あかくたてゝ、からの大和のふることども手習ひをれば、炭のしばくしるうなるをさしそへつゞ、鳥の驚かすをもしらで明しぬるもあまりなりや。

○手

我國のいにしへ、瑞ぐきといふものありて、聲の目じるしにしたりしかば、唐もじ渡り來て後、其もじをも猶いにしへの名をもて、瑞ぐきといへりしこと、物語文にも歌にも多くあり。是は天朝の墨談なれば、みづくき物語ともいふべし。さて筆持てものかくことは、いと後に唐國より渡り參こしことなれども、二柱の御神、天の浮橋のうへに立して、天の逆鋒をもて蒼海原をかきなし給へりといへるに、其さまよく似たり。此事はかしこき御傳あれば、恐りありてくはしくはいはず。硯の深き所を海としもいひ、筆は逆になりて物をかきなす。さてその鋒のさきにてなりたる島に、二柱の神、天くだりまして、萬物をうみましゝことなど思ひあはすれば、いとそぞろ寒うなるこゝちして、おもひよりたる事どもゝあれど、こもまたいとかしこければ、こゝにはしるさず。何事もしいづれば、その人の心見ゆるものなる中にも、此手かくわさばかり、その人がらはもとより、心のくまゝでも見ゆるものはあらじ。是をいかなるゆゑぞといふに、筆道は天地の正しく直き法則具足たる物なればぞかし。少しにても邪なる心あれば、その邪墨色に顯るゝなり。此處みづからも覆ふ事あたはず。せむかたなし。いとくかしこきわさなりけり。されば只心の誠をうつし出すべきなり。さらばとて、餘りすぐよかならむはなかくなるべ

し。時により人にしたがひ、さまざまに活らきあるべきなり。はかなき歌一首かきたらむにも、するするとたをやかに匂ひありてかきなさば、いとあはれふかく見ゆべし。いかばかりよき歌なりとも、木の枝のをれたるやうにかきなさば、哀もさめてあさましかりぬべし。さればむかしものがたりにも、まづ手の事をこそいはれたれ。狭衣物語に、「割註」春宮より源氏の宮への御文のさま、「硯の水もいたう氷りけると見えて、筆がれにかきなされたるもじやうなどこそ。こまかにをかしげならねど、筆のながれなどは、いとあてにをかしき御手なりかしと見給ふ。」此御文は紙も氷重にて、氷りたる竹の枝につけ給ひしなれば、墨も氷りたる處に風流ある文なれども、筆がれにかきたるはこまかなる處ゆきとどかねば、をかしからずといへるなり。さればいづくまでも、筆のかれざるやううるはしくみづ／＼しくかくべきなり。末摘花巻に、「割註」末摘花の君の文のやうをいへることば、「紫の紙の年經にければ、はえおくれふるめいたるに、御手はさすがにもじつよう、申さたのすぢにてかみ下ひとしくかい給へり。見るかひなう打おき給ふ。」みちのくに紙のあつこえたるに、匂ひばかりはふかくしめ給へり。いとようかきおふせたり。歌も(歌略)さてもあさましの口つきや。是こそは手づからの御ことのかぎりなめれ。侍従こそはとり直すべかんめれ。また筆のしりとるはかせぞなかるべきといふがひなくおぼす。上下ひとしうそへてかき給ひしも、又叮嚀にかきおふせ給ひしも、女の文にては心おとりせられかひなしとなり。かなといふもの出来て後は、女の文にはもはらかなにてかきけむを、此君は猶もじがちに書給ひたるは、ふるめいたるしわざといへるなり。狭衣物語に、「割註」今姫君の扇に歌かき置き給へるを、狭衣君見給ふところ、「かきさまさへうらうへかみしもひとしうて、一にたらぬ歌を、やがて扇のひまもなくかきなされたるもじやう、ゑりふかうわけおかれたるなど、すべてかゝるはまだ見ざりつるを、さまかはりてうちおきがたうぞおぼされける。母しろうち見おこせて、きら／＼しくあそばしつべう侍るめり。今様の手はさうがちに、こくうすき墨つきまぎらはしてうちよろほひて侍りつる。是はつよきもじ遣ひ、むか

しやうに侍る。さは見しらせ給へりやといふにぞ、えたへでうち笑はせ給ひぬる。是は前條と同じこゝろばへなり。帚木卷に、「割註」雨夜の品定のところ、「ちりもつかじと身をもてなし文をかけど、おほどかにことえりをし、墨つきほのかに心もとなく思はせつゝ云々。いとよくもてかくすなりけり。」同じ卷に、「割註」博士の女が事をいへるところ、「せうそこ文にもかむなといふものを書きませず。むべゝしくいひまはし云々。」同卷に、「割註」上のつゞきに評のところ、「まんなをはしりがきて、さるまじきどちの女ぶみに、なかば過ぎて書すくめたる、あなうたて、此かたのたをやかならましかばと見ゆかし。」是等女の文のかきざまを論はれたるなり。夕顔卷に、「割註」軒端の荻の君の文の事をいへる處、「手はあしげなるをまぎらはし、ざればみてかいたるさましななし。」玉かづらの卷に、「割註」末摘花の君のふみの事、「御手のすぢ、ことにおうよりにたり。」此君は今やうの事をしり給はず。古代にのみおはせば、御手も古風なりしなり。若菜上卷に、「割註」明石の入道よりおこせたる文を、明石の上姫君へ御らんぜさするところ、「上略、むつかしくあやしき跡なれど云々。此文の言葉いとうたてこはく、にくげなるさまを云々。」割註是より下は源氏の君へきこえさすること葉なり。「いとあやしきぼんじとかいふやうなるあとにはべめれど、御らんじとゞむべきふしもやまじり侍るとてなむ。」入道の手もあしくはあらず。いとよかりし事は、此下に源氏君のほめ給ふ詞あり。されども入道なれば、言葉もくしく手もさるさまにて、かゝるうやゝしき御方々の見給ふべきさまにはあらぬを、明石上の心しての給へるなり。梵字のやうなりとは、手のさまのあしきをいへるなり。さて又鳥の跡とは、から人蒼顔が故事よりいへる事なれども、こゝの物語文などには、いとけなき手、あるは病などにて、すらゝとくゝとくゝと書きたるを鳥の跡といへり。赤染衛門家集に、むすめのもとによりきよが文おこせたりけるに、まだてもかゝずといはせたれど、たゞ鳥のあとを見むといひたるに、「猶此末に出せる源氏物語のうちにも、鳥の跡といへる所々あり。おなじさまなり。うつぼ物語藤原君の卷に、「割註」文かきたる手のあし

きをいへるところ、「見給へば、おにのめをつぶしかけたるやうなる手にて、たとへもこそあれ。是は餘りめづらしきたとへなれば、こゝに出したる也。胡蝶卷に、「割註」柏木のゑもんが文のさまをいへるところ、「かきさまいままかしうそほれたり。」常夏卷に、「割註」近江の君より女御の御かたへの文のさま、「青きしきし一かさねに、いとさうがちに、いかれる手の其筋とも見えす。たゞよひたるかきさま、しもじ長にわりなくよしばめり。くだりのほど、はしさまにすぢかひてたふれぬべくみゆるを、うちゑみつゝ見て、さすがにいとほそくちいさくまき結びて、なでしこの花につけたり。」割註「此文を女御御らんじて、官女中納言にの給へること葉、」さうのもじはえみしらねばにやあらむ。木末なくも見ゆるかなとて給へり。」みゆきの卷に、「割註」末摘花の君の文のさま、「御手はむかしだにありしを、いとわりなうしゞかみゑりふかうつようかたうかき給へり。おとゞにくきものゝをかしさはえねんじ給はで云々。」是等はかきさまあしくて、哀もさめぬる事をいへり。椎本卷に、「割註」宇治の八宮の姫君のかたへ匂宮より遣されし文のさまをいへるところ、「なげのはしりがい給へる御筆遣ひ、言の葉もをかきさまになまめき給へる御けはひを、あまたは見しり給はねど、これこそはめでたきなめれと見給ひながら云々。」此はしりがきといへるは、心はづかしきかたへ遣す文のやうに、心を入れて書給ふにはあらで、只すらゝとかき給ひしをいへるなり。榊卷に、「割註」御息所伊勢へ下り給ふ道より、源氏君へ御返し文のさまをいへるところ、「ことそぎてかき給へるしも、御手いとよしゝしくなまめきたるに、あはれなる氣をすこしそへたまへらましかばとおほす。」此御息所の御手はいとよかりしかども、哀げなる所のなかりしを、源氏君はあかず思しめされしなり。是則此御息所の御本性なり。博士の女、軒端の状、柏木のゑもん、末摘花、近江の君等皆、其本性のもじのうへに見ゆるさまなり。かの物語を見て味ひ知るべし。榊木卷に、「割註」源氏君より空蟬の君へ遣されし文のやうをいへる所歌ありて、「目もおよばぬ御かきさまも、目もきりて心えぬすぐせ打そへりける身をおもひつゞけてふし給へり。」御筆の目もあやなるに、いとゞ

哀ふかゝりしなり。ゆふがほの卷に、「割註」夕顔君の侍女、扇に歌かきて源氏君へ奉りしところ、「扇御らんずれば、もてならしたる移り香いとしみ深うなつかしうて、をかしうすさび書たり。」心あてにそれかとぞ見る白露のひかりそへたる夕顔の花、そこはかとなくかきまぎらはしたるも、あてはかにゆゑづきたれば、いと思の外にをかしうおほえ給ふ。「五條わたりのあやしき所に、夕顔君忍び居給ふなれば、心してそこはかとなくかきまぎらはしたるが、なか／＼をかしかりしなり。同卷に、「割註」夕顔君うせにした後、源氏君御病の頃、空蟬君よりおこせたる文の返事に、「空蟬の世はうきものとしりにしをまた言の葉にかゝるいのちよ、はかなしやと御手もうちわな／＼かる／＼に、みだれかき給へるいとどうつくしげなり。」御病にて御手ふるひて亂れがき給ひたるなれど、御心の風流にいませばなか／＼にうつくしかりしなり。若紫卷に、「割註」紫のうへ幼くおはしし時、源氏君より遣されし御文のやうをいへるところ、「こ」とさらをさなくかきなし給へるも、いみじうをかしげなれば、やがて御手本にと人々聞ゆ。」をさなき人にはをさなくかきて、其人の心に入るやうにし給ひし也。稚き人には物語するにもをさなくいひきかせねば、心に入らぬが如し。さて聲は調子あるものゆゑ、たとへば同じかなしといへる詞にても、聲の調子にていと／＼かなしく聞え、又さもあらず一わたりのかなしさとも聞え、情の淺深よく聞わかる物なるを、文字にかなしと書きたる所にては、其けぢめ見えがたし。それは餘念に覆はるゝゆゑ也。天地にひとしき清く潔き誠心をもちて書く時は、心の誠實筆端に顯れ、文字に精靈入るゆゑ、其時の情、墨色に見ゆるなり。さればこれを活筆といふ。橋姫卷に、「割註」柏木のゑもん今はの時、女三の宮へと侍従のかたへ遣しける文のやうをいへるところ、「みちのくに紙五六まいに、つぶ／＼とあやしき鳥の跡のさやうにかきたり。」病おもく今はのきはに、かなしき事のかぎりくれまどひながらかきつゞけたる文のさまをいへり。取かへばや物語に、「割註」中納言といふは實は女なるを、男の形につくりて中納言までになりし人なり。それを女だちなりけるひと、中納言は女なりけりと見あらはして契りを結びてかへりし

後朝の文の返事する所、「返事せざらむもわが身いとあやしかるべければ、例のすく／＼しううちかきて、〔割註〕男に成りて居給へるゆゑ、わざとすく／＼しう例の如く男ぶりて書き給ひしなり、」一人毎にしぬる／＼とき／＼もぬるきは君が命とぞ見る。とことさらにかきたる筆のたちどかきさま、めもおよばずぞ今朝はいと見なさるや。」女と見あらはして契りを結びし後朝なれば、今までとは格別に見なされしにてあるべけれども、女君も逢ひそめ給ひし後朝なれば、其情文字にあらはれしさまを見るやうにかけり。猶彼物語を見て味ふべし。蜻蛉日記に、「割註」右大將道綱の母君の日記なり。藤原兼家公通ひ給ひしに、またほかに通ひ給ふところいできて、女君うらめしと思したる頃のところ、「二三日ばかりありて、曉がたに門をたゞくときあり、さな／＼めりとおもふにうくてあけさせねば、例のいへとおぼしき所にもものしたり。つとめてなほもあらじと思ひて、「歎きつゝ獨ぬる夜の明るるまはいかに久しきものとかはしる。と例よりひきつくるひてかきてうつろひたる菊にさしたり。」移ひたる菊にさしたるは、公の心のうつりたるをたとへて、歌の餘情を助けたるものならむ。さて公の戸たゞき給へるを恨めしきまゝに、明けさせずしてかへし參せ給ひしかど、今朝となりておもへば、餘りなりけりといとほしくなりて、いひわけのために、此歌を遣れしなり。歌の前になほもあらじと思ひてといへるにて知るべし。さればあだ／＼しくはしりがきなどにしては、あはれもさめぬべし。ひきつくるひて書給ひしにて、いとどあはれも深か／＼りしなるべし。〔割註〕此うたは拾遺集に出たり。かのはし書にてみれば、事のさま違へり。それよろしきに似たれど、今は此日記のうへにていへる也。〔總角卷に、割註〕匂ふ宮、宇治の中君にあひそめ給ひたる三日の夜、薫君より大姫君のこゝろづよくあひ給はぬを恨みて遣れし文、」よべ參らむと思給へしかど、宮づかへのらうもしるしなげなめる世に思ふ給へうらみてなむ。今夜はさうやくもやと思ひ給ふれど、とのゐ所のはしたなげに侍りしみだりごち、いとどやすからでやすらはれ侍ると、みちのくに紙におひつきかき給ひて云々。」おひつきかくとは、先のくだりを追ひて、同じさまにつゞけ

てかくことなり。是は恨み給へる文ゆゑ、ちらし書きなどにもし給はず。あぢきなきさまに書き給へるなるべし。されば其情によりて、おのづからかきさまもかはること知るべし。如斯さまくゝに其時の情あらはるゝものなれば、をゝしくもめゝしくも、ものゝしくも愛々しくも、をかしくもあはれにも、さまざまにあるべきを、文字は唯飛騰の勢ひあるをのみよしとおもへる人もあるは誤れるなるべし。詔詞などはいともうやゝしくしかるべし。官を辭する表などは、うれはしくもかなしくも、其事がらによるべし。論奏などはをかしくもものゝしくもあるべし。願文などはいともあはれなるべし。早春内宴の詩の序などはうやゝしくして、悦びのこゝろ見ゆべし。花のゑんなどは花やかなるべし。月の宴などは淋しかるべし。神社佛閣の額はいともかうくゝしかるべし。猶そのものゝくゝによりて、さまざまなるべし。常に机上はもとより、間のうちをけがさず清まはりて、天地のまゝなるすがゝしき心にてあれば、もとめてせざれども、おのづからそのものゝくゝに應ずるは、天の御心のすなほなるゆゑなりかし。さればかりにも虚はかくまじきことなるを、すなほなるははえなしと思へるよりして、さまざまにつくろひ書くは、あさましき事にあらずや。文字にてこそ其けぢめ分ちがたからめ。前にいへる如く、文字は聲を寫し出すものなれば、是を聲にあてゝ見るときは、そのあさましさいちじるかるべし。まづ今世からやうとて、かどだちあらびたるは、腹立聲をきくこゝちす。又文字のさま、たをれぬべくよろぼはせて、長くすぢかひに引捨て、ことやうにふとくことやうにほそくなどかきたるは、なま酔人の足もとしどろにて、舌よゝみながら口やます。或はむつかり、或は笑ひ、諷うたひなどするを見る心ちす。又筆ざかひもなく、墨ぐろにかきたるは、ひふをもわかぬ蟹の子が、舌だみたるにやあらむ。殊更にすみがれにかきたるは、しこつ翁がかれたる聲なるべし。又いたくいたはりてぬるゝと引廻したるは、おもねり人の作り聲をして、心になき事どもをことよくいひなすをきくこゝちぞする。誠の道を聞得ては、かゝる文字やうは見るもいとうるさく、しのびえざるものになむ。或人、大道直如髮といへる詩を書き

たるに、髮の字を草書にてしどろもどろに亂れかきたり。直き譬にいひたる髮を、かく亂れ書きたるは、餘り心なきことにていとあさましきわざならずや。又或人は、川の字を書くに、淀川などゆるき流の川を書くにはおだやかに書き、天龍川など急流の名をかくには、川字に節をあらせて岩にせかるゝさまをかゝれたり。是は又心を用ひたるが、中々にいやしきなり。さるきはくしきものにあらず。只自然なるべきなり。古人の書に、いとことやうなる文字の稀にあるは、自然の事にて、さらにく作り出たるにてはなし。惶々翁のかゝれたる風の字、まれには屈斯のごとくなるがあるは、雲出レ點といふものや。筆をぬく時、自然となりいづるものなり。もとより心氣の滿々たる餘勢なるべし。しかるを、其門人達は風字十あれば、大かた十ながら、此さまにかゝれたるは、かのつくりごとにていとあさまし。風毎にしかあるべきものにもあらずかし。近く出羽國秋田人何がしが家に持傳へたる尊圓親王の御筆跡とて、すりまきにも出して出したる中に、から人孔明が讚辭を書き給ひし所、彼が智のいと勝れたる事どもを書連ねて、はてに神也。人也。吾不知レ之眞臥龍也。といふ處を、いともくづして書き給ひたるを見れば、眞に臥龍が、神變不測の處見るやうに思はるゝ也。此源本中、御肉筆を拜し奉りなば、いかばかりものすぎ程ならむとぞ思はるゝ。摺卷にもしたるさへ、かばかり精靈は見ゆる物をや。是は心氣のはたらき、自然に筆の運に移りて、われしらすかゝれたる事にて、さらにく求めたる事にはあらず。もし孔明の讚辭をかくとて、始より神變不測のさまを心すべしと求めて、異やうなる文字に書きなせば、質孔明となるべし。見る人、いかで是を感ぜむ。よくくおもひおもふべきことになむ。

天朝墨談卷之二

○手〔割註〕なほ前のつゞきなり。

ある貴人、本阿彌光悦に當世の能書は誰々なりやと問ひ給ひしかば、光悦かしこまりて、まづ指をひとつをり、次に當時にては、まづ加賀の松齋、八幡の坊主もよく書候とて指三つをりたりけり。貴人、最初にをりたる指は誰なるぞと問ひ給ひしかば、是は光悦にて候と聞えたりしとかや。光悦は尊嶺親王の御弟子なり。〔割註〕觀鷲百譯に、龍山公の御弟子といへるは、いかなる事にやしらす。池田松齋、龍本坊二人は尊朝親王の御弟子なり。松齋は浪人にて、加賀國に來居たりし人にて、仕を好まずつひに行へぬれずなりぬる人也。松齋、光悦、惺々翁三人は、當時世に三筆と稱し、中にも松齋は、光悦もかくまで賞したりし手なれども、何のふしもなくまめやかなる手なりければ、世にその名を知る人少し。光悦、惺々翁は、いづれもひとふしある手故、大かたの人、能書なりけりと知りぬるを思へば、つくり出ても一ふしあるさまにかけるをばをかしと用ひ、すなほなるは勝れたるも、人好まざるは世の習ひなるに、われひとりかく論らひぬるは、なか／＼にひが／＼しと人笑ふべし。しかはあれど、吾は世に知る人稀なるにて、いとど池田ぬしの人がら、いかばかりめでたかりけむとしたはるゝぞかし。筈木卷に、〔割註〕雨夜の品定めのところ、繪所に上手おほかれど云々、上手はいと勢ひことに、わるものは及ばぬ所おほかめる。手をかきたるにも、ふかき事はなくて、こゝかしこてん長にはしりがき、そこはかとなく氣色ばめるは、うち見るにかど／＼しくけしきだちたれど、猶誠のすぢを細やかに書きえたるは、うはべの筆きえて見ゆれど、今一たびとりならべて見れば、猶じちになむよりける。和論語曰、藤經朝卿曰、人毎に筆とりて書く事なれど、皆筆にとられてかくゆゑに、その精靈なくして夢路をたどるこゝちこそすれ。是等にて知るべし。此精靈の入る事を知らず。只形をつくるふは筆にとらるゝにて、あさましきわ

ざならずや。梅が枝卷に、「割註」明石の姫君入内のとき、源氏君さうしどもえらせ給ふ所なり。こゝは手の事を長々と論ひたる文章故、所々に思よれる事どもをあげてしるし、それをさみて書つゞけたり。中には不用のこともあれど、省きては文意解しがたき所もあれば、大かたははぶかず。」さうしの箱どもに入るべき双紙どもの、やがて本にもし給ふべきをえらせ給ふ。いにしへのかみなきゝはの御手どもの、世になを残したまへるたぐひのもの、いとおほくさぶらふ。萬の事、昔には劣りさまにあさくなり行く世の末なれど、かんなのみなむ、今の世はいときはなくなりたる。ふるきあとは定れるやうにはあれど、ひろき心ゆたかならず。一すぢにかよひてなむありける。たへにをかしきことは、とよりにこそかき出るひとくく有けれど、「假名は後世ほど見事になりしとなり。是は後に出来し物なればさもあるべきなり。此後世といへるは、延喜、天曆の頃の事なり。其頃ぞ朝廷にも能書多くまし／＼ける。その後、漸におとろへ來にけるを憤りまして、大祖尊圓親王ますらを心ふりおこし、此道をおこし給へるなり。「女でを心に入れてならひし盛りに、こともなき手本多くつどへたりし中に、中宮の母御息所の、心にもいれずはしりがい給へりし一くだりばかり、わざとならぬを得て、きはことに覺えしはや。さてあるまじき名をもたて聞えてしぞかし。くやしき事に思ひしみ給へりしかど、さしもあらざりけり。宮にかくうしろみ仕ふまつることを、心深うおはせしかば、なき御かげにも見なほし給ふらむ。みやの御手は、こまかにをかしげなれど、かどやおくれたらむとうちさゝめきてきこえ給ふ。故入道の宮の御手は、いとけしきふかうなまめきたるすぢはありしかど、よわき所ありて、匂ひぞすくなかりし。院の内侍のみこそ、今の世の上手にはおはすれど、餘りそぼれてくせぞそひたンめる。さはありとも、かの君と前齋院と、こゝにとこそはかき給はめと、ゆるしきこえたまへば、此かすにはまばゆくやと聞え給へば、いたうなすぐし給ひそ。にこやかなるかたのなつかしさは、ことなるものをまんなのすゝみたるほどに、かんなはしどけなきもじこそまじるめれとて、「こゝにさま／＼と手の事をいへるに、心をつけて見べ

し。弱きところありて匂少しといへるなどよく思ふべし。今世に筆力つよしなどいふは、只筆をにじりつけたるやうなる所をいへど、さにはあらず。墨色潤澤をふくみ、したゝるやうにて匂ひあるをつよしとはいふなり。是則精靈ありて活きたるゆゑなり。「まだかゝぬさうしどもつくり加へ、表紙ひもなどいみじうせさせ給ふ。兵部卿宮、左衛門督などにもせむ。自らひとよるひはかくべし。氣色ばみいませかりとも、えかきならべじやと、われぼめをし給ふ。墨筆ならびなくえり出て、「いかなる能書にても墨筆をえらび給ふ事見るべし。」「例のところ」に、たゞならぬ御せうそこあれば、人々かたき事に覺して、あるはかへさひ申給もあれば、まめやかに聞え給ふ。こまの紙のうすやうだちたるが、せめてなまめかしきを、此物好みするわかき人々心見むとて、宰相中將、式部卿の宮、兵衛督、うちの大殿の頭中將などに、あしでうたゑを思ひくにかけとの給へば、みな心々にいどむべかんめり。例のしんでんにはなれおはしましてかき給ふ。「閑寂なる所に居て書き給ふなり。」「花ざかり過て、淺みどりなる空うらゝかなるに、ふる専どもなどおもひすまし給ひて、「神世の尊き事をはじめ、いにしへのかしこき事どもをおもひまして、御心をすまし書き給ひしなり。」「御心のゆくかぎり、さうのもたゞのも、女手をいみじう書つくし給ふ。」「御心のゆくかぎりとは、少しもとどこほる事なく、すらくとかき給ふ御心、すがしくおほされしなり。師常にの給へる心氣の滞らぬとは、此事なるべし。」「おまへに人しげからず、女房二三人ばかり、墨などすらせ給ひて、ゆゑある古き集の歌などいかにぞやなどえり出給ふに、くちをしからぬ限りさぶらふ。みすあげわたして、けうそくのうへにさうし打置、はし近くうちみだれて、筆のしりくはへて、思ひめぐらし給へるさま、あくよなくめでたし。白き赤きなど、けちえんなるひらは、筆とり直し、よういし給へるさまさへ、みしらむ人はげにめでぬべき御ありさまなり。」「枕の草紙にげなきものゝ條に、あしき手を赤き紙にかきたるといへり。こゝにひとし。げに白き赤き黄なるなど、けちえんなる紙にあしき手してものかゝば、いとくげなかるべし。」「兵部卿宮わたり給ふと聞ゆれ

ば、(中略)かの御さうしもたせて渡り給へるなりけり。やがて御らんずれば、すぐれてしもあらぬ御手を たどかたかどに、いといたう筆すみたるけしきありて、かきなし給へり。歌もことさらめき、そばみたるふることどもをえりて、たど三くだりばかりに、もじすくなにこのましくぞかき給へる。」此兵部卿宮の御手は、いたく勝れたるにはあらねど、つくろひたることなく筆すみたるなり。「おとど御らんじおどろきぬ。かう迄は思給へずこそありつれ。さらに筆なげすつべしやと、ねたがり給ふ。かゝる御中におもなく下す筆のほど、さりともなむ思ひ給ふるなど、たはぶれ給ふ。かき給へるさうしども、かくし給ふべきならねば、とうで給ひてかたみに御らんず。からの紙のいとすくみたるに、さうにかき給へる、勝れてめでたしと見給ふに、こまの紙のはだこまかに、なごうなつかしきが、色などは花やかならで、なまめきたるに、おほどかなる女手のうるはしう、心とどめてかき給へる、たとふべきかなし。見給ふ人の涙さへ、みづぐきに流れそふ心ちして、あくよあるまじきに、又こゝのかんやのしきし、色あひ花やかなるに、亂れたるさうの歌を、筆にまかせて亂れかき給へるさま見所限りなし。しどもどろにあいきやうづき、見まほしければ、更に残りどもにめも見やり給はず。左衛門督のは、ことごとくしうかしこげなるすぢをのみ、このみてかきたれど、筆のおきてすまぬこゝちして、いたはりくはへたるけしきなり。歌なども、ことさらめきてえりかきたり。(中略)此左衛門督の御手は、殊更にかしこだちてつくろひたるかきさまにてありしなり。「けふはまた手のことどもをの給ひくらして、さまぐのつぎがみの本ども、えりいださせ給へるついでに、御子の侍従して、宮にさぶらふ本どもとりに遣す。嵯峨の帝の古萬葉集を、えらびかゝせ給へる四卷、延喜のみかどの古今和歌集を、からの淺はなだの紙をつぎて、同じ色のこきもんのからのきのへうし、おなじき玉の軸、だんのからくみのひもなど、なまめかしうて、巻毎に御手のすぢをかへつゝ、いみじうかきつくさせ給へる、おほとなぶらみじかくまわりて御らんずるに、つきせぬものかな此頃の人は、たどかたそばを氣色ばむにこそありけれ。

などめで給ふ。やがてこれはとどめ奉り給ふ。」卷ごとに御手のすぢをかへ給ふ事、妙に至りたるわざにて自由はかりなし。當時はたどかたそばをかく也とて、いたく此卷物をほめ給へるなり。げに太祖尊圓親王の御手跡をろがみ奉るに、一ツく御手のすぢかはりたり。いかなる事にかと思ひ居たりしが、今此源氏物語を見て、げにとおもひしられたり。前にいへる天の御心の萬事に應ずるとは則此事なれども、かゝるためしを見得る度ごとに、御傳の尊さ思ひしられてうち歎かるぞかし。若菜上卷に、「割註」朱雀院、源氏君のことをいひ出てほめ給ふ御こと葉、「うるはしだちて、はかしくしきかたに見れば、いくしくあざやかに、めも及ばぬこゝちするを、又うちとけて、たはむれごとをもいひみだれあそべば、そのかたにつけては、似るものなくあいきやうづき、なつかしくうつくしき事ならびなきこそ、世にありがたけれ。」是は源氏の君をほめての給へる詞にて、筆道のことにはあらねど、文字のすがたもかくの如くあるべき事なれば引出たり。文字も皮肉骨俱り精靈入る時は、人體にひとしきものなればなり。是たゞ姿のうへのことならず、心のあらはるゝ處なり。能々おもひみるべし。宇府忘筌集に云く、「割註」佐々木專念翁門人荒木是水著、からぶみ内閣宇府の註書なり。」專念老仙曰。此書中之論雖有數多。畢竟欲使文字正直者也。所以使正直者在於點畫也。故一點失處則若美女無一目。一畫失處則若壯夫無一肱。文字を正直ならしむるは點畫にありとは、専ら形のうへの正直をいへるにてあかぬわざなり。文字を正直ならしむるは心にあり。心正直なれば文字正直なり。正直は天地の法則なり。心天地の法則にかなひ、神を得るに至りては、字形、斜になりたるも則正直とすべし。前條梅がえの卷に、筆にまかせて、しどろもどろに亂れかき給へりといへるも、御手の殊に勝れさせ給ひたるをいへるなれば、正直といふは形のうへにてはなきことを知るべし。此忘筌集のうちに猶論ふべき事どもあれども、後にもとてはぶきぬ。意前筆後の説など二説をあげられたるが、いづれもあらぬことどもなり。觀鷲百譚に云く、「割註」廣澤知慎の著なり。」玉元美いへらく、筆陳の圖に、白雲先生、義之に筆法を授くと

あり。白雲、何人ぞといふ事を知らず。又筆跡も傳らず。傳記もなし。嚙語なりと、嚙語は寐言なり。白雲といふは元來なきよし也。」から人王元美が白雲先生を寐言なりといへるは、いとおもしろし。廣澤ぬしのなきよし也といへるは、くちをしき事なり。白雲先生より授かりたればこそ、義之は能書にてありけれ。あなかしこ、「割註」から人釋亞棲論書曰、凡書通即變王變白雲體歐變右軍體とあり。かくては白雲先生の筆跡もありしさまに聞ゆ。されども王元美が寐言なりといへるぞ勝りておもしろくおぼゆ。「白雲先生の事、悟知して會得有るべし。「割註」此筆陳の圖を偽書なりといふ説もあれど、何はともあれ。白雲先生といへること妙也。」橘窓茶話曰。「割註」芳洲、雨森東伯陽甫著、「或曰。筆法有陰陽。有起有落。有行可。御家躰無此等法。所以不唐也。」是は御家流の事をいへりと聞えたり。此人、市中の手習子屋などの手跡を見て、かくおもはれたるなるべし。論ふにも足らざる事なれども、高名なる人の詞なればまどふ人もあらむかとて、こゝに出したるなり。此外、手學の事を論はれたる所數條あり。いづれもよろしとは見えす。手のことにはうとかりし人なりけむ。先哲叢談曰。雜華集「割註」無隱禪師の集なりとあり。「又載云々。鶴臺與南塘先生書曰。本邦之書目、尊圓王以斌媚脆弱而成一家。後世書家無不被其毒者也。」此鶴臺といふ人、物しりにて書法にもくはしかりし人と見えたり。されどもひたぶるに唐風にのみ惑はれて、我國の事は知らざりし人と見えたり。親王の書は前にいへる如く、其物々によりて御書風かはれり。天の靈の其物に應ずる所謂にて、千變萬化はかるべからざるものなり。此人は只かたかどを見て、かくのみと思はれしならむ。一家を成すなどいとうらせばくもいはれたり。何事にまれ。其門に入りて奥を極めて後こそ、其事を論はめ。只かたはしを見聞きて、かうやうにいへるは、其人の慮りの淺きさへ見えて、あさましきわざならずや。すべてかやうにいへる事、近來の著書に多し。山跡玉しひをもて照らし見て明らむべし。ゆめまどふ事なかれ。或人、尊朝親王の書は俚びたりといひ、又或人、尊圓親王は、行草は見事なれども眞はよからずといへり。是皆我目ひがみたる故也。我歌道

の師富士谷ぬし、歌に五級を立てられたり。一の級は詞工みなくをさなげにて、心は深く思ひやらるゝ歌、二の級は詞つよくをかしさもたぐひなき歌、是は人力の極なり。(已下略)といへり。一の級はうち見には、いとをもをさなく何のをかしきふしもなきやうにて、よくく見れば、見るまゝにあはれまさりてたぐひなきもの也。諸道ともに斯のごとくなるべし。師の鎗術の師金岩大次郎といへる人は、〔割註〕此人、鎗術の妙を得られし人にて、その語數多あり。我鎗術を常にあかべた流といはれたり。尊圓親王の御筆跡を拜し奉りては、さてもおへたる書様かな。かくてこそ、日本一の御能書なれと、度々ほめられしと、師物語り給へり。一道に勝れたる人の眼は明らかなるものなりかし。すべてかみがかみなる品は、なまさかしき目より見えぬものなり。われ先つとし、其名、世にとどろける書家に、神代卷の語をぬき出で、是神語也。敬て書きてたべと誂ひたりしかば、此語は不風流なる語故書きがたしいひおこせたり。餘りあさましきにもいはれずてやみぬ。かけまくもかしこき神典を、不風流などとおもへるたぶれものが手かきたりとも、かの白雲先生は、雲井のよそに見てうち笑ひ給ひてむ。師常に只へたにかくべしと教へ給ひ、上手らしく書くなといさめ給へり。若菜上の卷に、〔割註〕紫の上の手習し給ひたるを、源氏君の見給ふところ、〔うちとけたりつる御手習を、硯のしたにさし入れ給へれど見つけ給ひて、ひきかへし見給ふ手などの、いとわざとも上手と見えで、らうくしくうつくしげにかき給へり。〕前にあげたる梅が枝の卷に、紫のうへは手よくかき給ふよし見えて、こゝに上手と見えたとあるを引合て心得べし。わざと上手めくは能筆にはあらざるなり。同卷に、源氏君、かなを筆のゆくにまかせて、しどろもどろにみだれがき給へるといへるは、堪能の上の自然のわざなるを、なま／＼の手してかきちらすは、あさましき事なり。むかし人誰がいへる事にや。弓鐵砲は當るが上手など、こと短くさとしたるものゝ中に、ものかゝばよめるやうにかけといさめられたるも、なま／＼にて、上手らしくかきちらす人のためなるべし。或人、手いと上手らしくて、常のゆきかひの文さへよめぬもしがちなりしを、或人、戯に

文字ひとつ切ぬきて、此もじよみえ侍らす。示し給はらむといひやりたりつれば、かくてはわれもよみ侍らす。もとの所へ入れて給はれといひおこせたりとなむ。おのれ會得したりとおもへる事も、打かへし見れば、おちえぬ事あるものなり。筆力筆勢など誰もいふ事なれど、其筆力とはいかに。筆勢とはなにをいふぞと尋られたるときは、いかに答へてむと常に工夫すべし。草木の花の咲ちるを見、鳥の飛ぶを見ても、ふと發明せらるゝ事もあるものぞかし。寛政年間、出羽米澤の光源義伯彊といふ人の著筆意断といふ書三卷あり。近來板木焼失せりといへり。をしむべし。筆道は唯一の神道と同じと論はれたる見識、高きいとおもしろき書なり。然ども、我國の事をいへる所々、上古の事に明らかならざるが如く見ゆる所もあり。又論説にも今少しいかにぞやと覺ゆるふしもまゝあり。されども其志賞すべき事ども多し。其書に曰、近來和漢の書家者流の筆意といふをきくに、みな古人の筆勢筆力を書似せたるを筆意を得たりとす。たとへば米元章が筆意を得たり。文徵明が筆意を得たりといふ。これらは手癖筆癖を摸寫し得たりといふべし。何ぞ筆意といはむや。其論する所も又まち／＼にして、終に歸一の説なし。往聖の筆意といふはしからず。古今能書幾千萬ありと云とも、一以て是をつらぬき、いさゝかもかはる事なし。たとへば筆をとりて料紙にのぞみたる意は、われらごときの凡愚心も、聖人の御心と同じものになるを云。故に字體の肥瘦清濁は、和漢の差別をえらばず。其人々の好む所に隨ひ、只意をして至誠ならしむるを本とす。至誠にして筆をくだせば、一點一畫の末までも精神すなはち入なり。是を筆意を得たりといふ。筆勢筆力を書似せたるを云々といへるはかなはず。是は次にいへる癖を似せたるなり。前後文を同じうせじとて、かくかゝれたるなるべけれど、筆勢も筆力も、筆意を得たる心氣より出る事なれば、此所は只筆癖を似せてといふべきなり。又字體の肥瘦云々、好む所に隨ひといへるを除くべし。肥瘦濁清を好む所に隨ふべきことにあらず。只天地の理りになふべきなり。此詞を除く時は、此箇條、誠におもしろし。聖人の心と同じとは、則天地と同じものになるをいふ。此時の樂しさいふべから

ざるものなり。猶此書中論ふべき事多けれども此所に略しぬ。同書に、物に感じて妙に入るといへる所に、道風朝臣の柳蛙、佐理卿の梅花、行成卿の曝布、みな感る所有るもの也といへり。梅花、曝布の事いかなることにて、何に出たりや知らず。柳蛙の事は世人普くいふなる事にて、其語は道風朝臣、手を學び給ひけるに、其わざの進ざるにうみておもひくづほれ歸り、また道にて柳の枝に蛙の飛つかむとするを、あやしと立とまりて見居給ひしに、はじめの程は枝におよばずして落たりしが、幾度も幾度も飛上りくゞして、つひに枝に飛つきてはひ上りたるを見て、我手學もかくのごとし。思ひ止むべきにあらずと志をおこして修行し給ひ、つひに能書になり給ひしといへり。是も一わたりよき説なり。皆人一年二年にて能書にならむとおもふ故、うみて止むなり。手學は只終身の業なるべし。太祖親王も、手は日々の行事との給へるものをや。又篤好がおもへるは、蛙の柳に飛びつきたるを、柳の枝のたをやかにうけたるを見て、筆法をさとり給ひしにてはなきかとおもへり。此考を師に聞えしかば、しばし考へ給ひて、筆法にてはこゝにあたれるにやとて、指して掌にかきてさとし給ひぬ。誠におもしろきことどもなり。しかし此二説は、學者のためにしるしおくなり。こは天地自然の道なることを感得し給ひしなるべし。我近村佐加野村と岩坪村の間三町ばかりあり。五月五日には兩村のものども、村端へ出て、石礫をうちあふ也。土佐光長が書きたる年中行事の繪卷物に出たる印地といふ事の遺風なるべし。此礫をうつもの、石を投てば其石の向ふへ行至りて、土に落るまでふりあげたる手をさめず、つとさし出してあるなり。吾是を見て笑ひていひけるは、さまでならずとも、石をはなちたらば手をさめてよといひければ、其者曰、此手を早くをさむれば、石の行ことよわくなりて、三間ばかり此方にて落るなり。つとさし出して居れば、石の勢ひ強くしてよく遠きに至るなりといへり。予おもへらく、ものかくに引捨る處、筆の餘勢、紙をはなれて猶ながく行は、此礫打の理にひとし。心氣の餘勢うち切りなるものにてはなし、よくく味ふべし。世人ともすれば、何がしの手跡を、長崎にて唐人に見せられたれば賞したりなどい

ふ事あり。淺はかなる事なるべし。長崎へ來たる唐人は、大かた商人なれば、何ばかりのものが來たるべき。たとへ心あるもの來たりとも、さばかりの事なるべし。唯天地を鏡として照し見る時は、遠き國へもてゆくにもおよばず。いと明らかに知らるべきものをや。觀鷲百譯に曰、張旭自謂らく、始聞公主與擔夫爭路。而得筆法之意。後見公孫氏舞劍器。而得其神。と其本文かくのごとし。公主は帝の御女にてまします。擔夫は柴を擔ひ板を負ふ下人也。皇女は美麗柔順、尊貴の至りなり。擔夫は醜惡剛狼、卑賤の至りなり。此兩人、路を爭ひたりといふ事を聞て、筆法の意を得たりとなり。又劍器は擊劍の事にはあらず。武舞の名にして劍をば持す。婦人空手にて立て舞ふ也。たとへば和國の踊りといふものに似たるべし。文獻通考に、劍器古武舞之曲名。其舞用女妓雄壯。空手而舞。とかやうに正しき證文ある事なり。擊劍の事にはあらず。勿論漢の鴻門會などの類にはあらざる也。しかるに唐土、和朝ともに、舞劍を見てさると心得る人甚多し。さにはあらず。張旭婦人の雄壯なるが、舞を空手にてよくまふを見て、筆法の神を得たると也。知慎會て作れる紫薇字様の上層に、此事を書きたりといへども見咎る人なし。意を得神を得るを、聞と見るとにいひわけたる所に心を用ゆべき物歟。此から人張旭が詞、廣澤ぬしはいかゞ解せられたるにや。紫薇字様の上層には、空手而壯、舞女子之雄象とあるのみなり。篤好おもふに、是は運筆剛柔の事なるべし。公主と擔夫と路を争ふといへるは、柔らかなるとつよきとこともく交りて、公主と擔夫と道を争ふごとくにあるべしとの意なるべし。されば只男女道を争ふにても宜といふべけれども、さにはあらず。公主は柔らかなれども貴きゆゑ、擔夫にまけず。擔夫は賤しけれども剛き故、公主にまけず。剛柔と貴賤とを組あはせて、かたをちならぬ味ひを示したるなるべし。公孫氏劍器を舞ふといへるは、柔らかなるうちに剛きを含み、剛きうちに柔きを持たる事なるべし。道を争ふは剛柔を二人してするなり。劍器を舞ふは剛柔を一人してする也。是運筆の味ひにて、一畫々々剛柔相交り、しかも剛は柔にかたず、柔は剛にまけずして、又一點のうちにも剛柔相含む事ならむ。此

二ツにて運筆剛柔の味ひを盡せりといふべし。徒然草に曰、手などつたなからずはしりがき、(中略)男はよけれ。」手のわるき人のはゞからず文かきちらすはよし。見ぐるしとて人にかゝするはうるさし。」手かく事、むねとする事はなくとも、是をならふべし。學問にたよりあらむためなり。」徒然草中、手の事をいへるは此三ヶ條なり。兼好法師は高名の人にて、手も能書なりしよしなれども、此三ヶ條一はしりがき「書ちらす」むねとする事はなくとも、といへる事どもよろしとも覺えぬいひさまになむ。是はたゞ我道心のおもむけにていへる事なるべし。手學のためにはよしなき事なり。此草紙は人もてはやすものなれば斷りおくぞかし。此人の詞とて、前に出したる和論語にいへる趣はよし。紫式部日記にいはく、やうく人のいふも聞とめて、〔割註〕紫式部が才學ある事を、殿上人きゝ知りて、など物知りたる顔もせぬぞといへる事なり。「いちといふもじをだにかきわたし侍らず。いと手づつにあさましく侍り。よみし文などいひけむもの、めにもとどめずなりて侍りしに、いよゝかゝる事、〔割註〕日本紀の局とあだ名せし事也。」聞侍りしかば、いかに人も傳へきゝて憎むらんとはづかしさに、御屏風の紙にかきたることをだに、よまぬ顔をし侍りし。」是は手の事にはあらねど、慎の深きがめでたさに出したるなり。かゝる博識多才にて、おほやけにもほめ給ひし人なれば、かくまでにはあらじともわらふ人もあるまじきを、かくいたく慎める事めでたしともめでたし。今の世の女は、男子の中に立まじり、唐籍よみ、繪かき、詩作りていとしたりがほなるさへあり。にくむべし。加州俱利伽羅山長樂寺の門額は俣紗伽孫少とかけり。利字の點の事語り傳へて曰、是は志津摩の門人は水といふ人のかけるにて、加賀國にては、利字は憚るべき文字なるゆゑ、旁を短く書たりけるを、志津摩見て、かくは和字の如くなりとて、又更に此點を加へられしと言傳へたり。篤好おもふに、是は和字の如く見ゆるの事にはあらじ。額字には吉凶の傳あり。故に點なき文字に點をそへ、或は點を省きなどする事、所謂ある事なり。此額も所謂ありて點をそへられたるなるべし。然るを、書法の傳ありて如し此點を加へしなど、かしこだちてはいはずして、和

宇の如く見ゆる故にと答られしは、いと殊勝なる事なりかし。とかくわが知りたる事を見せ盡さむとす
 るものぞ。よく／＼慎むべし。麒麟抄曰、「割註」行成卿の息行經卿、長和四年に集め給ひしよし也、此書、
 後人の僞作なりと筆意斷にもいへり。げに頼みがたき事どもあれど、又おもしろき事どもあり。一二
 の疑はしきを見て、僞書なりとして、是を捨るは志淺きに似たり。よく考見て取捨すべき事なりかし。「道
 風は四國下向之時、船中にして誰とも不知老翁の白張を着たるが、船中に來て額の板を持來て書て給
 らむといふ。龍神宮と云。此程者船も下レ走、翁も不レ歸、何事ぞと恠時に、翁申て云、此神と云字の下
 に、祝の點を打給らむと云。道風如レ所望、打給へば、直に翁は額をとりてうせぬ。船も行畢ぬ。」鎌倉建長
 寺の山號巨福山の額臣の字に如レ斯點あり。この額、王羲之の筆といふ事にて、此點をまじなひ點と申傳へ
 たり、と案内者がいへるよし、冠空上人の書き殘し給ひしものに見えたり。額には祝のてん、火ぶせの
 てんなどといふ、今俗間にもいひ傳へたる多し。皆所謂ある事なり。そも／＼神社佛閣などの額は、靈
 威神變萬德圓滿の相をあらはすべきものにて、おほよその手かきの書き得べきものにはあらざる也。半
 繪とて、なかば繪のやうにかくことも、古書に見えたり。江談抄曰、入道帥談曰、安嘉門額者髮逆爾生之童
 乃着ニ靴沓ニ之體也。昔渡ニ行件門前ニ之者。時々依レ被ニ踏伏。竊人登行摺ニ損中央ニ云々。予問曰。件額等
 誰人手跡、答云、南面者弘法大師、東面者嵯峨帝、北面者橘逸勢云々。就レ中皇嘉門額殊有レ靈害レ人之
 山見ニ秘記ニ云々。又大極殿額者敏行中將手跡也。但火災以前誰人書乎。」古今著聞集曰、大内十二門の
 額、南面三門は弘法大師、西面三門は大内記小野美材、北の三門は但馬守橘逸勢、各勅を承て垂露の點
 をくだしける。東面三門は嵯峨天皇書かせおはしましたしける。(中略)此門ども或は燒失し、あるひは顛倒
 して、わづかに安嘉、待賢門のみぞ侍りける。實や此安嘉門の額は、むかし人をとりけるおそろしかり
 ける事かな。皇嘉門は南面なれば大師也。安嘉門は北面なれば逸勢卿なり。拾芥抄にて見れば、嵯峨天
 皇、北面の門の額かゝせ給ふとあり。いづれにても、額の文字の人をとりしといふ事妙なり。妙手に至り

ては精靈の入りたるものなれば、いかに物おそろしく見えけむ。人をとりしといひ傳へたるもうべならずや。味ふべし。同書に、近江國の或寺魔妨をなして、既に荒廢せむとしけるに、寺僧歎きて三位入道行能に、額を書いて給へと乞ひて賜りて、此寺にかけたりければ、其後、魔の妨なかりしといふ話も出たり。此外、額の事につきて、あやしき事どものありし話敷條あり。麒麟抄などにも、額をかくはかたきわざなるよしよくはしくあり。額は斯のごときものにて、參詣の人、門に至りて額を仰げば、まづ尊信の心おこりぬかづかるゝものなるを、近世の手かきたち、みだりに書きちらして、却て嘲哂の心を發さしむるは、いとまあさましくおそりある事ならずや。諺にいへる、盲蛇におそれざるの類か。惣て門額などは、其所の山川の風景をもよく見て、夫に隨ひて額字は書くべきわざなるを、數百里の遠國よりあとらひやるまゝに書きしたゝめておこせるは、いかなる事にかあらむ。予が藏する尊朝親王御筆跡手本のうち、「割註」此文、尺素往來を略したるが如くにて、また事によりては尺素よりくはしきところもあり。誰が作とも知られず。もしくは親王の御作にもやあらむ。「手跡者宋朝之名人王羲之、張即之。近來趙子昂伯機等筆勢雖可然。於本朝者不相應候歟。從四位上木工頭道風朝臣寛平五年誕生。弘法大師御入宅以後五十九年歟。村上天皇康保三年十一月卒。(七十一)此時佐理卿(廿三)雖沈身本朝得播名唐國。述懷之句殆可謂傍若無人歟。正三位前太宰大貳參議佐理卿。朱雀院御宇天慶七年誕生。一條院長德四年七月卅日薨。(五十五)、此時行成卿(廿八)、正三位太宰權帥權大納言行成卿。圓融院御宇天祿二年誕生。後一條院萬壽三年二月薨。(五十六)、此三賢尤可逐其跡候哉。中古法性寺殿。弘誓院殿。後京極殿。此等當世之風流尤可互候。就中行成卿以後。此一流家風可爲手跡之家候。仍賢聖障子銘。年中行事。諸寺諸社之額。諷誦願文。色紙形。他家之偏執不可有之者歟。假名者伏見院宸筆以後。艶書草子等非此風流者更不被見候。「尺素往來には、(割註)後成恩寺關白兼良公御作、」將亦和漢古今名譽墨跡所望候。於漢朝之能書者。王羲之。虞世南。顏魯公。黃魯直。趙子昂。張即之。歐陽伯機

等。入木之勢雖殊勝候。在家人々不相應事候。於吾朝者。天皇大師兩御筆并光明皇后。北野天神以下。權者手跡者非凡人所及候。道風。佐理。行成稱之三賢候哉。文昌。保時。時文。文時亞之云々。法性寺(忠通)、後京極(良經)、兩殿下超於四輩。均於三賢者也。弘誓院摸樣面白候。野跡者雖沈身於本朝。得播名於唐國之目歎。雖傍若無人。不如下權跡子孫永扇于門風。苗裔共繼于家業上歎。行能。定成。經朝以來。彼一流尤繁昌。公界之書役一圓領掌焉。遣異國之牒狀。大嘗會之屏風并賢聖障子等是也。色紙形寺社額及諷誦願文等。就接他家之筆。世舉號家樣。諸人競求學者也。誰敢成偏執哉。假字者後宇多伏見兩上皇。洞院實泰公。禪林寺有忠卿并東北院覺圓僧正。特其名聞候歟。仍艷書冊子單尺以下連歌懷紙等。無不此風情者哉。近日者和字漢字共以青蓮院尊圓王御筆爲規模。而都鄙翫之。梵字者遍智院宮。小河僧正。天然御堪能無雙御筆跡候。本朝文粹のうち、行成卿、美福門の額を修飭し給ひし時の祭文に曰、(割註)大江以言作、維寬弘四年歲次丁未正月朔。參議正三位行兵部卿兼左大辨侍從播磨權守藤原朝臣行成。一心奉請弘法大師尊像。敬拏香花之奠。驚覺而言。某蒙去月其日宣旨。稱。可修飾美福門額字者。今件門額是大師之手書也。題署之後載禮久矣。制草之上露點雖消。入木之中風勢無盡。所存筋骨似有精靈。今蒙明詔而欲下墨。則疑有黷聖跡之冥譴。更憚聖跡而將閣筆。恐拘辭明詔之朝章。晋退非心。胡尼夫步(下略)。是等を見て、額字の不容易ことを辨へ、古人の慎み深き事を知るべし。さて此文中所存筋骨似有精靈とある似の字は寫誤なるべし。似たりといふときは、精靈無き意に落つめり。精靈なきものならば、何故にかくまでおぢ恐れ給ふべしや。是は猶有精靈とありしなるべし。さなくては、上に入木之中風勢無盡といへるにも適はざるこゝちす。弘法大師、應天門の額を書き給ひし時、應字の頭の一書を落し給ひ、御門にかけて後、下より筆を投上げて點をうち給ひけるに、筆法にかなひたりければ、君臣皆感じたりしといふ事、大師の傳をはじめ、扶桑略記等にも見えて、むかしよりかく傳へし事なるを、

論はむはいとかしこくさかしらなるわざなれども、篤好おもふに、是は心ありてことさらにかくいひなしたるものなるべし。いかにとなれば、應字を書くに、最初の一點を忘るべきやうは、さらにさらにあらし。たとへもし大師は忘れ給ふとも、書き給ひし即ち御門に懸くべきにもあらず。一日二日もうちおきて見給ひしなるべく、又官々の人だち、天皇も見そなはして後、御門にかけしなるべければ、點を忘れてうたざりしながら、御門に懸けしとは、かへすくなき事也。是は前にいへるごとく、額字には所謂ありて、點なき字にも點を添る事あるものなれば、此應天門の額も點數の足らざりけむ故に、さらに一點を加へられしなるべし。それは文字に無き點を加ふる事故、いとかたきわざなれば、御門にかけてよく見て、點をうつべき所を此所と見定て後、額をおろして一點を加へ給ひしならむ。併し筆を投上げて書き給ひたるにてもあるべし。權者のわざなればはかり知るべきにあらず。されども感ずべき事にはあらざるなり。さるわざは、傘のうへを鶏卵をはしらせ、茶碗を投げて空に絲輪をつまむなど、いやしきわざと同じさまに覺ゆ。大師の筆力勝れたるこそ尊けれ。かゝる事は中々に心おとりせらるゝぞかし。しかのみならず、御門の額を書き給はむには、慎みに慎みてかき給ふべきに、かゝるわざはし給ふべき事とも覺えず。額をおろさせてかゝむ事、何ばかりかたきわざにもあらぬものをや。五筆和尚といへる事も、是に准へておもふべし。誠の道にはあやしくめづらしき事も何もなく、只常の事に妙なる所ありと知るべし。妙の字、我國にてたへと訓みたり。又雪など極めて白きものをたへといふ。是れ色どりなくして勝れたるをいふなり。古歌に、「物につきてなせる哀は數ならず只そのまゝの秋のゆふ暮」とよめるごとく、自然の處に妙あるぞかし。臨池といふ名は、から人張芝が傳に、張芝臨池學書。池水盡黑。といへる故事よりいへる名のよし、池水の黒きはしばし硯を洗ひしよしなりと、或人言へり。是も諾がたし。惣て故事によりて名となる事は、そのことの勝れたる處をいふものなれば、池水の黒くなりし事をこそ名にはいふべけれ。池に臨む事は、張芝ならずともわれ人もすべきことにて、こゝをほめ

て臨池とはいふまじき事ぞかし。御流にて臨池といへるは、深き心ありての名なるよし也。もろこしにても同じことなるべし。さるをか張芝が故事にとりなしたるものならむ。かゝる事は、漢籍にも猶多からむ。我國にては、古書どもの中にかゝる事多し。靈異記に、狐といふ名は、昔狐、女に化りて子を産みしことありて、來つ寐といふ事なりなどいへるも見えたり。斯る事、古書に猶多くあり。是みな古人の手段所謂ある事ならむ。道風朝臣が大師の書をそしり給ひしかば、中風になりて手ふるへりといふ事は、古今著聞集に出て、其外、諸書に見えたれども、ふるひ書くことも、筆法にある事なれば、是も中風といへるは、ことさらに作り出で紛はしたるものなる事しるし。前にいへる應天門の額の事も、是にておもふべし。又入木といへる名も、大師の故事はあれど、猶それならぬ事をさとるべし。道に志深く神を得むと思はむものは、かゝる事にも深く心を用ひて、古人の手段慎み深き所を知るべき事にこそ。今かく説を立て論ふ事、先達の説をなみするの罪さり處なけれど、其事實においての當否はともあれ。只筆學の爲め心を見がかわとてのわざなり。さるかたにおもひゆるしてよ。今の世の掛物といふもの、物語文などにも見えたる事なし。今とてもうへが上なるわたりには用させ給はぬものなるべし。似たる事は、萬葉集卷六に、春二月諸大夫等集、左少辨巨勢宿奈麻呂朝臣家宴、歌一首、海原之遠渡乎遊士之遊乎將見登莫津左比曾來之、右一首書、白紙懸著屋壁也。題云。蓬萊仙媛所囊獲爲風流秀才之士矣。斯凡客不所望見哉。〔割註〕囊、二字は誤字なるべしと略解にいへり。是は今の世の懸物とは違ひて、その時に臨みてふとおもひよりてせし事と見ゆ。いとみやびたるわざなりかし。屏風の事、後の宮の御賀などことゝある時かゝせらるゝ事、歌の集をはじめ物語などにも多く見えたり。大かた十二月々次の繪うたなり。かゝるをりのよそほひに物するはまれなる事にて、おほかたは風をふせぐためのものにて、女房の局などに立る事、物語におほく見えたり。されば寐間などに立る時、ともすれば跡べにもなるものなれば、人に物書きてよと乞ふは、甚無禮なる事なりかし。古今著聞集に曰、知足院入道殿、法性寺

殿と、久安の頃より御中心よからずおはしましける時、法性寺殿まゐらせ給ひたりけるに、試み申されむれうにや。四枚屏風を一帖召寄せさせ給ひて、是に物書きて給へと申されたりけるに、御硯引よせさせ給ひて、墨をしばしすらせ給ひて、中にもちひさかりける筆をとらせ給ひて、紫蓋峯之嵐疎と云句を、大文字にて四枚に書きみてさせ給ひて参らせられたりければ、禪閣御覽じて是は重寶也とて、やがて寶藏に收られけるとぞ。〔御中心よからずいましける故、法性寺殿いかゞの給へると試むために、無禮なる事をいひかけ給ひし也。法性寺殿、いなとも給はず、小き筆をとりて、殊更に大文字に書給ひしは、〔割註〕小き筆にて大文字をかくことは名人のわざなり。〕入道殿の無禮の返報に驚し率り給ひし也。されば入道殿さすがに打もおかず、寶藏に收給ひしなるべし。手かく人、貴人よりのもとめならばすべなし。ひとしなみの人のいはむには、かくまじき事なるを、近世の手かく人たちは、屏風かくをほまれのやうに覺えたり。あやしき事になむ。筆道に志深からむ人は、文字を敬ふ事、神のごとくすべきなり。されば屏風などにはかくまじき事なりかし。枕の草紙に曰、〔割註〕きら／＼しきものゝ條、〔こんげんろくの御屏風こそ、をかしうおぼゆる名なれ。かんじよの御屏風はをかしくぞ聞えたる。月次の御屏風もをかし。〕是等文字をかゝれたるやうに聞ゆれど、さにはあらず。注書春曙抄に云く、こんげんろくの御屏風は、坤元祿の山河などのさまを繪にかきし屏風なり。かんじよの御屏風は、漢書にしろしたる事どもを繪に書きし屏風也。月次は年中行事也といへり。十二支の屏風、地獄繪の屏風など物に見えたり。文章をかきたる屏風もあれど、大かたは繪なり。延喜式内匠寮式にも、屏風一帖〔割註〕高五尺、畫雁并草木之類。〕とあり。額の事は前にいへるが如し。其外旗幟二字札、豎もの横ものゝかきやう、又卷もの、色紙、短冊、扇に詩歌ちらし書き等、其外、萬の物にものかく事、其物々によりて心得ある事、御傳にくはし。ことごとくに妙なる味ひあり。御傳なくてはしらるまじき事どもなり。さてものかきたる扇はもつまじきことなり。貴きわたりこそあれ。いやしきわなみは、簀子に足さし出て、蚊打拂ふが扇のやくのやうにてあれ

ば、ものかきたるをもたむは不敬なることならずや。歌などかきたるはいとどかしこし。只金銀のくまどりとて、或は鶴など繪にかきたるぞよろしかるべき。藝苑談曰、「割註」播磨清絢著、「吾伯仲二兄とも、もの書きたる扇をつひに持たれず。通俗の書帖を世にいふから様に書かれず。先太父先人以來の家學蓋し斯の如し。」此人はよく心得たる人と見えたり。近世高名なりし三井親和といひける人はよき手にて、師の父君情意大人、江戸にてしたしくし給ひし人なり。誰かはじめけむ。此人の篆書、或はかな文を緋に染て親和染とて、世にもてはやせしかば、妓女などの下着にさへなしたりけり。情意大人、是を聞て、あはれ親和後なかるべしとの給へりしとなむ。さばかりにもあるまじけれど、清絢ぬしにたぐへては、愼なきつみのがれがたくなむ。近世手かくといはるゝほどの人、みな著述あれども、十が八九まで唐土の書をひきて論はれたり。其説、大かた墨池編を出でず。書はもと彼土にはじまりし事なれば、しかあるも理なれど、我國人、學びとりたる上にては、又我國の風ある事にて、我國筆道の古書どもを見れば、さかしだちたる事はなく、いとみやびたる事ども多かり。此うまし味ひは、大和魂かたからむ人ならでは知りがたからむかし。御流の傳書はおきて、世にある我國筆道古書の名とてわがきけるは、

臨池集

墨池集

入木抄

寶樓抄

翰墨抄

筆注抄

麒麟抄

翰達集

入木改元書

以呂波御印書

金玉傳抄

高野奧義抄

烏羽玉問答集

夜鶴抄

筆體抄

右筆用心抄

此外猶あるべし。是は我がきけるかぎり也。誤もあらむか知らず。志深き人は尋求て見べきなり。されば是等の書をはじめ、すべて筆道の書に出たる事は、大方はひき出でず。本朝文粹のうち、寛弘九年北野の宮に御幣等を供する文、「割註」大江匡衡作、「右天滿自在天神或鹽梅於天下、輔導一人。或日、月於天上、照臨萬民。就中文道之大祖。風月之本主也。翰材之人尤可夙夜勤勞。」(下略)「寛弘は延喜より

百年ばかり末にて、此文中、匡衡六十餘とあれば、延喜の頃も猶近き人にて、さばかりの大儒のかく尊み奉り給ひしを見れば、いともくかしこき事になむ。天満宮は筆道を守ります大神にてましませば、坐し、御世の事ども國史等を見て知て知るべし。拔出でたるものは菅家故實、菅家傳拾遺、菅家寔錄、在柄天神緣起、是等に集めたる御傳を拜し奉りて、涙をこぼさざる人は、筆を折り硯をくだきてやむべきのみ。

右にひき出たることどもをよく味ひて、御流の正しく尊き事を知るべし。少しもおのがさかしらをまじへず、御をしへに隨ひ、天地の正しく素直なる法則のまにまに、清く潔きこゝろをもて書くべきなり。しかる時は、天地の神とひとしきに至る。此處よくく會得あるべきことになむ。

天朝墨談卷之三

(一)いろは

手習ふはじめに、難波津、淺香山の歌をしける事は、古今集の序に見えたり。若紫卷に、「割註」紫のうへの事を尾君の文にいへるところ、「まだ難波津をだにはかゞしうつゞけ侍らざめればなむ。〔割註〕とて歌あり。其次に源氏の君よりの御文に、「かの御はなちがきなむ猶見給へまほしきとて、例の中なるには、「あさか山あさくも人を思はぬになど山の井のかけはなるらむ、〔此歌に淺香山とよめるは、前に難波津といへる首尾にて、これまさしくかの二歌を手習のはじめにしけるなり、はなちがきとは、童の手習に、二字くつぶくと放ちてかけるをいへるなり。北邊隨筆に、「割註」富士谷御杖先生の隨筆なり。」難波津、淺香山の後は、あめつちほしそらといふことを、手習ふ人のはじめとしけるにや。もじの數四十八なり云々といへり。その天地のうたは、源順が家集に、歌の履冠に置てよめり。そのあめつちは、あめつちほしそらやまかはみねたにくもきりむろこけひとぬうへすあゆわさるおふせよえのえをなれりて、〔此歌、末のかた何とも聞とりがたし。順集の歌の列あやまりたるにや。さて是は四十八字ありて、え二つあり。其歌は、「えもいはて戀のみまさる我身かないつとやいはにおふる松がえ、「えもせかぬ涙の川のはてくやしひて戀しき山はつくはえ、かく二首ともに、えの音によまれたれど、是は誤りにて、えと延なるべし。上古かな遣ひに衣延の別ありて、たゞしかりし事、或貴人の考あり。〔割註〕衣延辨といふ御著述あり。それにくはし。〕今ほはら、高野大師のいろは歌を、手習のはじめにする事とはなりぬ。是は四十八字にて延なし。〔割註〕北邊隨筆曰、あがりての世には、人の聲五十ありけらし。そのうち二つはやうくうせて、あめつちの歌の頃は四十八になりぬ。それ又一つうせたる世にいろはの歌は出きたり云々といへり。是は大人ふと思ひ誤り給ひしなるべし。人の聲は天地の聲なれば、天地

のあらむかぎりはうせゆくべきものにはあらず。お二つ、う二つ、え三つ、い三つ、各輕重はあれども同音なれば、かな足らずても聲に害はなかりしなるべし。たとへば岡はをかとかくべきを、おかとかきたりとも、誰かはおの音にいふべき。口にはをの音にいはるゝが自然の事にて、い三つ、う二つ、え三つも、われ人しらずゝいひてあるなり。かなにかゝむには、いかにも正しくかくべき事なれども、かなによりて聲をそこなふといふ事はなし。聲は主なればなり。されば聲のうするといふ事はもとよりあるべくもあらぬ事なりかし。いろはと名つけしは、首の詞をとりていへるなり。此名、ものに見えたるは、壬生集のうたに、「淡路島難波をかけて見渡せば波のいろはのあしでなりけり。此いろは御流にては、いと重き事にて容易にかく事なし。神を得ざればかく事あたはざるなり。いとも尊き所謂ある事なり。さてはこのいろはぞ、一音一字にて字義をからず、聲のまゝなるものなりける。手習始には儀式ありて、長生殿の詩を書く事、東鑑に見えたり。「割註」貞應三年四月の所、「廿八日甲午。有若君御手習始之儀。陰陽權助國道朝臣擇申日次。「割註」今日時巳未、「其儀兼被上南面御簾三間。御硯一面（蒔鶴）、御手本（割註）昨日自京都參著、」等（置文臺）置御座（吉時未）、前奥州着布衣被參。若君出御。宰相中將（布衣）被候傍。順之參進。開御硯蓋指墨。染筆被進。取之習始給。長生殿詩云々。」是は祝して、此詩を習はじめ給ふにて、只式のみなるべし。さてうへくには、今も猶かゝる儀式あるなるべし。下々にても手習はじめには、いかにもいやゝしくして習そめさすべきことになむ。

○かな（まな、かたかな、をんなで、をとこで）

かなといふ名は假名と書きて、かり名の義也。中古の物語などに、かななともいへり。字義にかゝはらず。かりに名づくるの義なり。一音一字にかくを、大かたは假名といへど、萬葉集に、一音に二字をあて、或は義訓し、或は隱語のごとくかけるなども、おしこめてかなといふべきなり。萬葉集の書法妙といふべし。然れば、色を伊呂と楷書にかくも、假名といふものなれとも、大かたはいろなど點畫少く書

くをかなどはいへるなり。帚木卷に、「割註」儒者の女のことをいへる所、消息文にもかんなどいふものをかきませず。むべくしくいひまはし、「梅が枝卷」に、「割註」此文、前に出したればこゝには略していだしぬ。「かんなのみなむ、今の世はいときはなくなりたる。」などいへるは、まさしくいろなどかけるをかなといへる也。さて此もじのいと筆すくなにて、萬とどこほる事なくかきなされ、自在をなして、世に此もじの用大なる事いふべからず。是もと、唐もじをとれるものながら、それよりはいとのきて活らきをなせることいふばかりなし。又今世の俗文といふもの、漢文にもあらず。和文にもあらず。しかも日用を達し、天下に益ある事はかりなし。是漢風にからめられず。文字を我物にして自由の働をなせるなり。中古往來消息などいへるものは、一個の風ありて、おもしろき文體なるを、今世俗文中にゆくりなく、尺牘めきたる詞を交へなどするは、なかくにいやくこそ。かたかなといふは、文字の片方をとりにたるものゆゑの名也。是は此國にて作り出せしものなり。狭衣物語の注書下紐といふものに、大和假名といへり。さて是は何の風情もなきものにて、只便利なるために作りたるものなれば、艶書などには書くべくもあらぬものなれども、物語などにかたかなにてかけりとある所は、ことさらに心して用たるものなり。狭衣物語に、入道の宮の扇に、狭衣の君片かなにて歌を書き給ふ所あり。是は入道の宮なるゆゑ、艶だたじとて心して書き給ひしなるべし。漢字にかくを男もじとも、をとこでも、まなともいへり。かなにてかくを、女もじとも、をんなでもいへり。枕の草紙に云く、「割註」時柄といふ人の手のわるきをいへるところ、「手もいみじう、まなもかんなもあしうかくを、人も笑ひなどすれば、「物のゑやうやるとて、これがやうに仕るべしとかきたる、まんなのやうもじの世にしらすあしきを見つけて、「土佐日記に、「割註」安部仲麿がもろこしにて月を見てよめりし歌のことをいへるところ、「かの國人、きしるまじう覺えたれども、事の心を男もじにさまをかき出して、こゝの詞つたへたる人にいひしらせければ、心をや聞きえたりけむ。いと思の外になむめでける。」宇津保物語國ゆづりの卷に、男手も女でもな

らひ給ふめれ。」同卷に又、宮の御てほんもて參るとてなむ、これは若宮の御れうにとのたまはせししかば、ならばせ給ひつべくも侍らねど、めし侍りしかばなむ云々、きはみたるしきしにかきて、山吹につけたるはしので、「割註」眞の手といふ事なるべし。春のし青きしきしにかきて、松につけたるはさうにて、夏のし赤きしきしにかきて、卯の花につけたるは、かなはじめには、をとこにてもあらず、をんなにてもあらず。あめつちぞ、其次に男手はなちがきにかきて、おなじもじをさまんにかへてかけり。「割註」此あめつちといへるは、前に出せるあめつちの歌の事也。「わががきてはるにつたふるみつせきもすみかはりてや見えむとすらむ。女にて、「まだしらぬ紅葉とまどふそかふらし千どりのあともとまらざりけり。さしつぎに、「飛ぶ鳥にあとあるものとしらすれば雲ちはふかくふみかよひなむ。次にかたかな、「いにしへもいまゆくさきもみち／＼におもふこゝろあり忘るなよきみ。あしで、「そこ清くすむともみえてゆく水の袖にもめにもたえずもあるかな。といと大きにかきて一まきにしたり。「割註」是は次にいへるあしでの事のためにもと、長けれどあげたるなり。」大鏡卷二に、大貳にもおとらぬ女手かきにておはすめる。」是等によりて見れば、はじめより終りまでかなのみにてかきたるをのみ、女手といふもあらず。今世にても、文字を少し交じへかながちにかくを、女文章などいふ也。是なるべし。前に出したる梅が枝の卷に、女手を心に入れて習ひし盛りに云々といへるさまも、女文の事と見えたり。さてこゝに同じ文字を、さまざまにかへてかけりとあるは、手本なればことさらに同字をいくつも書きて體をかへられたる也。師より木村壽員に給はりし徹山大とこの手跡、今川の手本には、一文字數十あるを、こと／＼くかきかへられたり。同じさまなるはなし。是等は手本なる故なり。さるを今世唐様として、手かく人等、變體を用ふるをよしとて、文章など一篇の中に同字あれば、こと／＼く變體をかきたるあり。中々にくるしく見ゆ。是はたゞかくく心得べし。おのづから變體の文字かゝればさもありなむ。此文字は前にありしとて、それを見合せて、其體をかへむとせば、筆勢失せ心氣續かずなるべし。上の字の

勢にて、下の字を産み出すものなれば、中々變體を考へて書くなどゆるきものにてはなきなり。されば筆勢の餘りにては、古人もかゝざるめづらかなる字形も、おのづからいでくる物ぞかし。かなはわきて

筆すくなにかろくかきなすものなり。まゐらせ候をうくとかくにて知るべし、と師さとし給へり。から人天下に獨歩と稱したりし懷素といへども、我國のかなのごとくすら／＼とうるはしくゑんなるかきさまは、得知らざりけむかし。

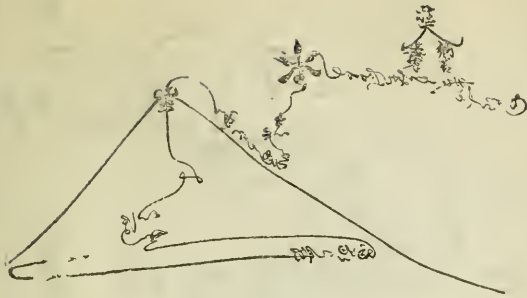
○蘆手（水手、歌繪）

かくかな書の自由に勝れたるよりかきのすゝみに、蘆手、水手、歌繪などいふ事をさへかき出たり。蘆手の事、是ぞとさだかにはいひがたし。先達の説もさまざまにて一定せず。扱又、先達みなあしで歌繪をのみいひて、水手の事をいはれたるは見えず。今まづ水手、歌繪よりはむ。東三條院翟麥合に、右のすはま、ませゆひてなでしこおほくちゑたり。そのませにはひたるいもづるの葉に、「萬世に見るともあかむ色なれや我籬なる撫子の花、（かねもり）このすはまのこゝろ葉にみづてにて、「常夏の花もみぎはに咲ぬれば秋まで色は深く見えけり。へよしのぶ」久しくも匂ふべきかな秋なれど猶常夏の花といひつゝ、（かねもり）たなばた彥星雲のうへにあり。又釣したるかたなどあり。すはまのすさきにみづてにて、「ちぎりけむ心ぞ長きたなばたのきてはうちふ

く常夏の花、是にてみれば、水手は文字の尾などを長くひきなして、水の流るゝやうに書きなしたるものとぞおもはるゝ。我友菊池之則が家に、近衛龍山公の御筆跡也といひ傳へたる卷物あり。歌三十首あ

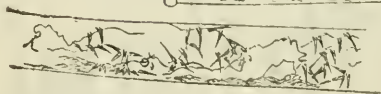


りてしどろもどろに書きたり。又その歌の意の繪のやうに書きたるもあり。柳のうたは柳のなびくさまにかきなし、橋の歌ははしのかたにかきなしたるものなり。左字、倒字等筆にまかせ、その自由いふばかりなし。其中三首縮寫してこゝに出す。



此故郷の板井のし水み草みてとある所は、全く水手といふものなるべし。すはまの洲崎などに書かむには、必かうやうにあるべき也。是になづらへておもへば、蘆手はそゝけたる蘆のやうにかきなしたるものなるべし。此み草みて月さへすますなりにけるかな。といふ所より家長朝臣の春雨にの歌の書きざまは、蘆手也といひてもいはれぬべきか。いにしへの能書達、このあきふかきといふ歌の如く、筆にまかせて、何の形にも書きなしたるものなるべければ、群山の形にけるは山手といひ、村雲の形にけるは雲手といひ、柳のやうにけるは柳手ともいふべき事なるべし。然るに、蘆手をはじめて書出したるものゆゑ、其餘、何のかたにけるをも、蘆手とはいひ習ひたるならむ。既に此撫子合には、水手と蘆手とをかきわけあれど、其餘の物語どもに、蘆手とのみありて、水手といへるはをさくみえず。此撫子合にくらべて見れば、蘆手くといへる中には、必水手もあるべくおぼゆ。蘆手とは惣名にいひ來れるなるべし。此故に蘆手と歌繪と又まぎれたりといふ。歌繪の事は、或人、ほのくくと明石の浦のといへる歌に、人丸の像をかきたるなどの類なりといへり。是はしかにはあらじ。蘆手、水手の類とすべし。歌繪といへるは繪が主なり。蘆手、水手は手が主なるにて辨ふべし。又源氏湖月抄に、歌繪とは、やといへば

矢を繪にかき、わといふに輪をかく也とあれど、如レ斯書きたるならば、繪歌とこそいふべけれ。そのうへ風流ならざる事にて、もてはやすべき事とおもはれず。是は又別に一種のものなるべし。歌繪とは、歌一首を繪と文字にてかきたるものあり。是なる事必せり。榮花物語根合の巻に、心のゆきてなどいふ歌を、かねのくのちひさきを作りて、歌繪にて櫻のさきこぼれたるかたをかきたり。玉と貫ける青柳などいとをかし云々。花の鏡となる水はとて、いとをしげなるかねを池におしたる人もあり。これは古今集の歌三首なり。心のゆきては、「山高み雲井に見ゆる櫻花心のゆきてをらぬ日ぞなき。といふ歌をかける也。高根に櫻の咲ける所を繪にかき、心のゆきてといふことを、文字にて入れたるなるべし。玉と貫けるは、「浅みどり絲よりかけて白露を玉にもぬける春の柳か。といふ歌也。柳を繪にかき玉にもぬけるといふことを、もじにて入れたるなるべし。花の鏡は、「年毎に花の鏡となる水はちりかゝるをやくもるといふらむ。といふ歌也。池に花の散りたる所を繪にかき、花の鏡となる水はといふことを、文字にて入れたるなるべし。先年、京師の十丈園といふ繪師より、或御家に傳ふる所の葦手太刀といへるは、歌繪といふべきものかとて、鞘に蒔たる繪を寫しおこせたり。是歌繪なり。其圖、下に出す。萬葉集、「わかの浦に汐みち來ればかたをなみあし邊をさして田鶴鳴わたる。といふ歌をかける也。又金澤なる或人の家に持傳へたる古き蒔繪の料紙箱に、新古今集、「大荒木の森の木の間をもち兼て人だのめなる秋の夜の月。といふ歌を蒔たり。縮寫して左に出す。



歌繪といへるは、是なる事疑なし。いとくみやびなるもの也。是等に習ひて、今もかくべき事になむ。さて蘆手のことは、花鳥餘情曰、「割註」源氏物語の注書なり。「あしでの色葉は、蘆の葉の中に文字



をかくなり。水石鳥などのかたにも書きなすなり。中峯和尚の笹葉がきといふ文字の體、笹の葉に似たるが如きなり。「蘆の葉の中にかくといへると、笹葉がきとは、是又別に一種のものなるべし。水石鳥などの形にも、かくといへるはさもあるべし。榮花物語に、足高き鳥の立てるなど、あしでのやうに見えてとやうにいへる事あり。「割註」いづれの巻にか。今忘れたり。「前に水手の所にいへる如く、何のかたにもかけるなるべし。玉葉集に、「夕暮に難波あたりを來てみれば只薄墨のあしでなりけり。此歌、あしでのやうかくもあるべしと思はるゝ歌なり。梅が枝の巻に、あしでのさうしどもぞ、こゝろくにはかなうおかしき。宰相中将のは、水のいきほひゆたかにかきなし、そゝけたるあしのおひざまなど、難波の浦にかよひて、こなたかなたゆきまじりて、いたうすみたる所あり。又いといかめしうひきかへて、文字「割註」湖月抄傍注、文字にて岩をかける也。」やういしなどのたゝずまひ、このみかき給へるひらもあめり。めもおよばず。これはいとまいりぬべきものかなとけうじめで給ふ。「此文

にても考ふべし。水も蘆も石も、みな文字にて書きたるさまに聞ゆ。さればさまゝにかき試みて作るべきものなれば、いとま入りぬべきものかなとの給へるなるべし。東三條院翟麥合に、「割註」左の洲濱

に、「るりのつぼに花さしたる臺の敷ものに、あしでにてぬへる、「なでしこの花のかけさす河べにはみど

りの色も見えずぞありける。是は此歌を流るゝ水のかたへに、草花のあ

るごとくにかけるなるべし。圓融院扇合に、青色にすはうかさねて織も

のに蘆手にかける、「めづらしき聲ならなくに時鳥こゝらのとしをあかず

もあるかな。是は此歌を、雲間などに鳥の飛ぶやうにかけるなるべし。

同書に、赤色の扇に、住よしのかたを繪にかきてあしでにかける、「住よしの松の風をしこめたれば扇の風はい

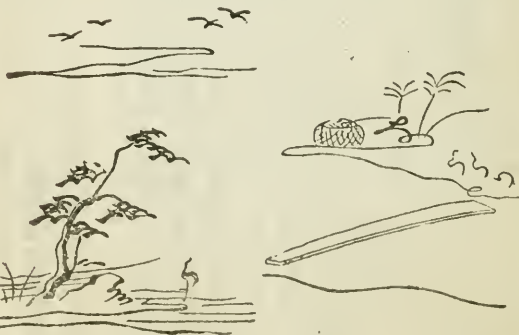
つかたえせむ。是は住吉のかたを繪に書きて、此歌を汀のかたに蘆の生

ひたるやうにかけるなるべし。是等より歌繪ともまぎれたるなるべし。

北邊隨筆に、蘆手の説あり。その所に、拾玉集に、(慈鎮和尚)、夕まぐ

れ難波わたりをゆく雁やあしでのうへにかけ玉づさ。とある歌を思ふに、蘆手のうへにかけるとある

は、雁字をこと物とせられたる事しるし。もし世にいふあしでの如くならば、やがて蘆手とこそよまるべけれ。此歌などはいと心にくき讀さま也。」といはれたるは、此



うたを心得兼られし也。是は蘆手を下繪にかきて、そのうへに文かくことなり。堀河院艶書合に、返し、くれなるの七重がさねに、下繪にあしでかきて、かねのきゝやうの枝につけたり。「戀路をばふみだに見じと思ふ身に何かはかゝるなみだなるらむ。とある如く、濃紅などにて、古歌などを蘆手に下繪に書きて、其うへに此歌をかける也と見ゆ。慈鎮和尚の歌は此體をいへる也。又同隨筆に、藤貞幹ぬしの所藏永曆元年四月二日、司農少卿伊行のかゝれたる蘆手也といふものを出されたり。其圖、(前頁ニ掲出)

此圖、十丈園より世尊寺伊行朝臣朗詠集料紙下繪摹本とて、おこせたるに同じもの也。是にては、朗詠は伊行朝臣の筆にて、下繪は誰が書しとも知るべからず。此圖、全く蘆手とはいはれず。歌繪と蘆手とをとり合て、又一種此體のものをも書きしなるべし。古人の意を探り見るに、今より昔の事を學ぶ如きものにあらねば、是は蘆手、これは水手、是は歌繪ときは、しくわけていへるにはあらず。おのがさまざまめづらしく書出でたるを、世の人、おのづから蘆手とも歌繪とも名つけしにて、そのはじめ蘆手を書初しよりさまざまに移りたるものゆゑ、大かたはあしで、といひ習ひたるものなるべし。いづれにも蘆手は手が主にて、繪にはあらず。前に出せるうつぼ物語にも、宮の御手本に、男手、女で、かたかな、あしでとならべいひたるにても、蘆手は手が主なる事知られたり。かくいひて見れば、菊池之則がもたる龍山公の御筆の巻物は、全く蘆手なりといひてもいはるべし。是を本として蘆手をならひ書かまほしき事なり。しかし是を學ば、やゝもせば俗になるべし。いかにも氣象高く風流にかくべきものなり。

○御畫(判)

公式令の詔書式、論奏式に、詔書又は論奏、その品により年月日の所に何日といふ文字、或は可、或は聞といふ字を、天子御みづからかゝせ給ふ事を御畫とあり。草字にて畫のやうにかゝせ給ふ事にや知る

べからず。禁秘抄詔書の條には、此事を御書とはなくて、日書様、其日月下書也。他字墨黑聊大書也とあり。又今下さまにも、判とて文字を草書にて繪のやうにかくは、古くよりの事とみえたり。同文通考曰、(新井白石著)異朝にて押字、花押などいふもの、吾朝にしては判とぞいひける。我國にて是を用られし始未詳。異朝の押字は、天子の詔の書諸といふ事より生まれりといふ也。吾朝にも古より天子詔勅に御書といふ事ありしなれば、其由來事は久しきことにや。天子の御押、今はたゞ後深草帝此かたの物のみ、世には傳はれり。人臣の押字の今世に残れる中に、參議藤原佐理卿の押字を以て其首となすべし。此人、村上、冷泉、圓融、花山、一條、五代の朝廷に歴仕せし人なれば、其比より此事既にありしなるべし。是を判と名づけし事も、其義詳ならず。但し有司の判署する所なれば、斯く名づけしにやあらむ。異朝の所謂押字は、己が名をも字をも用ふ。又別に文字を撰用ひし人もありけり。彼佐理卿の押字は理の字にて、藤原行成は成の字を用ひ、大江匡房卿は匡の字を用られたり。源賴朝卿の用られし所も、賴の字とぞ見えたる。室町殿の時に及て世を知給ひし初、御判始といふ事を行はる。是政を親し給ふ事の始

尊朝親王御筆跡御名書

尊朝親王御筆跡の巻物に尊純親王御名書の御名書

なるべし。御名の字を草に書きなざる、事なり。或は又別の字をも撰ばる。紀傳の儒家より選進せらるゝ所にや。鹿苑院殿、普廣院殿の兩代には、共に義の字を用られし。是名の字用られし所なるべし。勝定院殿は慈の字を用られたり。是別の字を撰れし所なるべし。いにしへの人は判をしるざる、時に、又名の字署せらるゝ事はなかりき。是判には名の字を用ひられしといふ事の一の證とやすべき。近き代に至りては、判に其名の字用るといふ事もなく、又判の上に其名を署する事になりたり。世の末さまになれるに隨ひて、かゝる事も其故實を知る人まれになりしによれるなるべし。

し。判の事は、此説にて大かた知られたり。青蓮院御代々の遊しものに、判の下に親王記之と書給ひしもの多し。さすれば全く御名を草書し給ひしものにて、今の書判といふものとは、その用ひかた大に違ひたり。篤好が藏する本のうち、御名の所二つ摹して此處に出す。

尊朝親王は慶長二年までおはしまし、尊純親王は承應二年までおはしましたり。然ば新井氏は程近き事なるに、近き代に至りては云々とかゝれたるは、是等の御筆跡を見ざりしにやあらむ。

○手本

法帖などいへる事なし。てほんとも、只ほんともいへり。源氏、宇津保等前にあげたるうちにも所々に出たれば、こゝにはあげず。唐の法帖といふものは、大かたは白字故、是を學ぶに甚學びにくし。我國に出來たる三國筆海全書、本朝名公墨寶御手鑑などみな黒字なり。是を學ぶに大に學び易し。されども、いづれも精神なきものなれば、只形をみるばかり也。師曰、故情意先生、尊圓親王の御筆跡古今集眞名序をかご寫しにして、薄墨にぬりたる物を見て、手習ひし給ひしかば、自らは覺給はざりけれど、弟子の墨色に移りて、いつしかと門人皆墨色薄くなれり。誠に大事のことなりと物語り給ひき。是にて思へば、猩々翁は墨黒く書給ひしかど、弟子皆薄墨になりたるは、畫の墨色の移りたるなるべし。と師のたまへり。斯の如き物なるを、黑白相反したる石ずりといふものを學びて、よき墨色とならむやは。既にから人米元章曰、石刻不可學。但目書使人刻之。已非己書也。といへるものをや。然るを東江書話曰、石刻ばかり學候ては、影をうつし候物ゆゑ、筆意も難知様に思召候との儀、是は足下被_レ仰下_レ候に不_レ及、見_レ影知_レ形などと申事、中華人も前々其論は致したる所にて候。(中略)、墨帖を習候間に、諸名家の論譜を讀て、古人の心をむかへ知る事に候。(中略)、石刻にて影のみ残りたると思ふ字を寫して、却て精神の入る道理もしれ、其外、中華にての書家の仕方のことらずしれる事にて候。如_レ此鑒識明らかに成候に隨て、古人の場へもすゝみやすくなり候。(下略)かくいへるは、唐様學ぶ人の常

のことにて、それは師傳もなく、肉筆も亦得がたければ、せむすべなくて、まげし玉しひにいへるなり。からぶみ墨池篇等にも、筆法の事くはしくしるされて、浮沈緩急の事もつばらに見えたれども、師傳なくては其味ひを我ものにする事かたく、又肉筆の本ならでは知るべからざる事ども多し。影を見るはおろか、今の江戸の錦繪は眞にせまりたりと見ゆれども、猶肉顔を見るとは遙に違へるを思ふべし。此處を學び盡して、つひに知るべからずと思ひ定められたるは、市河ぬし也。著されたる米庵墨談にいへるは、吾幼より二王并米家の古法帖を得て、一日もおちず是を學び、書論に比べよみ味ひ、手習ひする事四十餘年、功積りてやゝ會得する所あり。只歎かしきは墨汁を筆にふくます事と、筆の運びのときゆるきの味ひは絶て知るべからず。今はひたすら眞蹟を見む事を希ふのみ也。」といへり。此人は天の下の一つのものと、人皆もおもひ仰ぐめれば、自らも思ひ上りものしたらむとも、誰か難つくべき。ざるをかく知らざるを知らざるとしてかゝれたるは賞すべき事ならずや。げに運筆のときゆるき味ひこそ大事なれ。是を會得せずして、其餘の事はしりたりとも、かの西行が作りけむ人の如くなるべし。市河ぬしの歎うべなるかな。我こゝにおいて、唐法帖をもて手習ふ人の、能書に至るべき道はふつになき事と思極めたり。かしこきかも、御流は古賢の傳へ明らかになりに傳りて、記しとゞめがたき事共は、口づから手づからの傳さへありて、車を並べても寛にゆくべき大道也。學ぶ人の拙ければこそ、よく御をしへを我物にして、天地の法則にかなはず、古の賢き人たちにも勝らざらめやも。羲之の聖教序とてもてはやす法帖は、集書とて羲之の書きたる文字を集めたるものゝよし也。此外集古字とて、古人の書を拾ひ集めて、今人の文章を書きたるもの、からの墨帖に多きよしなり。碑文などを彫らむとするに、當時能書なき時はすべなくて、古人の書を集めてものする事は、是すらあやしきわざなれどもさもあるべし。是を法帖とて尊み學ぶ人は、いかなる心得ぞや。いとくあやしきわざになむ。前にもいへる如く、書は其文章の意によりて其風ある事にて、一編にて各別なるものなり。其上一編は始より終りまで心氣貫

きたるものにて、一編則一字の如きものなるを、彼所此處より拾ひもて來て、編を作りなすは、たとへば冠扁旁おの／＼拾ひ集めて一字を作るにことならず。甚あやまりならずや。それを法帖といひて、是によりて法をとる時は、我書も一字／＼斷々になるべし。こゝろすべき事なり。古人の筆跡得がたしといへども、是を得むと願ふ心深き時は、意外の事にて手に入る事あるもの也。神の幸ひ給ふなるべし。色紙短冊手本の切、何にても求め置て、幾たびも／＼取出して見るべし。度毎におもしろき所見ゆるもの也。さすれば、我手習もすゝみ、又わがすゝむに隨ひて、古筆の妙なる所も見ゆる也。ほんは巻物にて朗詠などの詩歌よし、又往來といふ物多し。風月往來、十二月往來、かな往來、明衡消息往來、庭訓往來など猶數多くあり。されども消息文を學ぶはよろしからず。詩歌を學ぶべしと、太祖入木抄にのたまひおかれたり。手本紙は金泥にて界ひきたるもうるはしきものなれども、界ひきたるはよろしからず。性靈集書劉庭芝集奉獻表一首。牋紙上劉庭芝集四卷。右隨先日命書得奉進。緣山宿無好筆再三詰索。固然無應。弱翰強書雖郢輪巧思。而鉛刀盡妙乎。太不勝意。深以悚歎。若使繫麒麟足於釜籠。籠鵬翼於焚籬。責其滅沒。課之垂天。豈不難哉。六言詩者。紙上無界。任意下。於庭芝集者。拘以界狹。容毫無地。雜擬樣詩字勢狂逸。狂路何堪。所以從之地勢。筆迹亦變。聞之師曰。鑿者不寫。寫者不鑿。鑿者輿來則書。遺其奇逸。寫者終日矻々快之調句。余於海西頗閑骨法。雖未畫墨。稍覺規矩。然猶願定水之澄淨。不願飛雲之奇體。棄置心表。不齒鑿寫。天綸忽降。強以揮翰。恐心翰空費。不允聖心。珍素重汙。被拋醬蓋。本及樣詩共五卷。副以奉進。伏乞垂檢。謹勅上三部。信滿奉進不宜謹進。界ひきたる紙は、窮屈にてよからざる事見るべし。師も常に折界すらよろしからずとの給へり。されば手本紙は清らかなる紙に金砂子をまき、金泥にて花鳥雲水など下繪かきたるを、巻物にしたるにしくはあらじかし。さて巻物などのうらに砂子まく事、金はよし。銀はまくまじきなり。年經ぬればさび出て、表にとほるものぞ。心すべし。巻物の筆紙をそでといひ、緒

は帶といふ事、延喜式に見ゆ。物語どもにはへうしといへり。太祖のはいふもさらなり。宮の御代のほん巻たるも、をりたるも、軸へうしなどいとうるはしくかざりたるをもたるこゝち、たとしへなく嬉し。心なく人のかしてたべなどいふ、いとにくし。かにかくに、いひまぎらはして取かくすべかんめる。さるかたにはこゝろきたなきもをかし。又心なき人の、只よきものと思ひてもたるを、夜の錦の心ちして、かうくのものとかへて給はらむやといへば、いとゞひめかくして見せだにせずなりぬるはいと口をし。

○ふみ（水莖、玉梓）

ふみのこと、和訓栞に云く、（谷川士清著）、ふみ、文書をいふ。日本紀に經典をもよめり。經見の義なるべし。通茂公、「うつしおく筆になにかはますかゞみ手にとりて見ぬいにしへもなし。」一説に、文の音轉なりといへり。「或人、此一説を信じて、文の音フンなるを、フミといへる也。公音キンをキミ、蟬はセシンなるを、セミといふ同格なりといへり。此説うけがたし。蟬は彼が鳴く聲にておひし名なり。きみは文字の渡らざる前よりある詞なり。ンといふ所を、ニといへるは例あり。錢をゼニ、蘭をラニなどいへるは、全く字音なり。ふみは是等のたぐひにあらず。文字といふもの渡り來て後、その文字の徳を能味ひて、ふみとつけたる名なり。文字といふものは、經にも、〔割註〕千年萬年の末までも、〔緯〕千里萬里の外までも、〔ゆくもの〕にて、さてその文字のうちには、さまざまの事のをさまりてあるをいへる名なり。ふは經るの意なり。みは草木の實の意也。經見の意と見たるは少し違へり。みづぐきといふは、我國上古聲の目じるしにしたるものゝ名也。出雲の大社にみづぐきの神事といふ祭り、上古よりありとかや。古語拾遺の序を見て、我國にいにしへ文字なかりしとおもふは誤り也かし。こは只今の如く、便利なる文字のなかりし事也。日本紀の跋に、聖德太子始以漢字附神代之文字傍とあるは、より所ありての事なるべし。元よりみづぐきといふ古き名もあるぞかし。此名、源氏物語〔割註〕前にあげたる梅がえ

の卷、」にも見え、又後世にいたりては、歌にもあまた見えたり。それは筆の事にもいひ、文字の事にもいへり。玉梓といふは、和訓栞に云く、「割註」圓珠庵雜記の説に同じ、「たまづさ、書簡をいふ。玉梓の義。萬葉集に見えたり。又玉梓の使とも見ゆ。弓をあづさとのみよみ、矢はやるの訓なれば、思ふ心を文していひやるをたとへて、ほむる詞を加へて玉梓といふなるべし。」圓珠庵雜記のうち、玉梓の所頭書に、宣長云く、上古には人のもとへ使をやるには、梓の木に玉をつけたるをもたせて、使のしるしとせし也。玉梓の使と常にいふは此事也。「前の説もおほくしく、此説もたしかなる證書をもひかれず。依りて此ふたつの説につきて、篤好おもひ得たる事あり。試にいはず。いにしへは文をもてゆくに、今の如く文箱に入れてもて行く事は、をさくせず。木の枝につけてもてゆきたる也。梓は弓に作る木にて、此方のものを彼方へやる功ある木故、文のとどこほりなくおもふかたへゆきとどかむ事をねがふ心にて、必梓の枝につくる事なりしなるべし。「割註」梓ならぬ他の木にもつけしなるべし。されど梓につくるが本意なるゆゑ、他の木につけしをも、玉梓の使とはいひしならむ。」玉はほめていへるならむ。必玉をつけたるにてはあらじ。萬葉集中玉梓の君が使をなどいへる歌多し。木草に文つくる事、次々にいへるを見るべし。萬葉集卷二、「割註」吉野宮に御幸なりし時、弓削皇子より額田王へ贈り給ひしうたのころ、「從吉野一折取蘿生松柯遺時、額田王奉入歌一首、「みよし野の玉松が枝ははしきかも君が御言をもちてかよはく。此歌、松が枝に玉をつけられたるならば、端作にしがあるべし。さもなきを、玉松がえとよみ給ひしは、松を愛しみほめてのたまへるなり。是は松の枝につけ給ひしなるべし。「割註」御文をつけ給ひしといふ事見えねば、是はたゞ御詞の事也。と先達の説なれども、必歌にまれ文にまれ。つけられたるなるべし。」かげろふ日記に、苔生ひたる松が枝に、文をつけられたる事見ゆるも、是等にならひ給へるにやあらむ。後世になりては、さまざまの木草につけて次の意を深めたり。夕顔卷に、「割註」光源氏君より軒端荻の君へ遣はさるゝ御文のところ、「ほのかにも軒端の荻を結ばずば露のかごとは何

にかけまし。高やかなる萩につけて云々。野分巻に、「割註」野分の風吹きしあした、夕霧の中將、明石の姫君のかたにて、かた／＼へ文かき給ふ所、「こと／＼しからぬ紙や侍る。御局の硯とこひ給へば、みづしによりて紙ひとまき、御硯のふたにとりおろして奉れば云々、紫の薄やうなりけり。墨心とどめておしすり、筆のさきうち見つゝ、こまやかにかきやすらひ給へるさまいとよし。されどあやしきだまりて、にくき御口つきこそものし給へ。「風さわぎ村雲まよふ夕べにもわするゝまなくわすられぬ君。吹みだりたるかるかやにつけ給へれば、人々、かたのゝ少將は、紙のいろにこそとゝのへ侍りけれとさきこゆ。さばかりの色もおもひわかざりけりや云々。」かたのゝ少將といふは、古き物語なり。それに紙の色につくることあるなるべし。此物語、名ばかりとゞまりて本なければ、いかなることゝも知りがたし。必紙の色と同じ色の物につくるならひにもあらじ。只其歌の意にかなふものにつくる事と見えたり。情をふかめむとてのわざなるべし。藤袴巻に、「割註」玉かづらの君へ螢兵部卿より文遣はさるゝところ、「いふがひなき世は聞えむかたなきを、「朝日さす光りを見ても玉笹の葉分の霜をけたすもあらなむ。おぼしだにしたらば、なぐさむかたもありぬべくなむとて、いとかじけたる下をれの霜も落さずもて參る御使さへぞ、うちあひたるや。」此處の注、源注拾遺に云、いとかじけたる下をれの笹に、うちあひてやせ／＼にさゝやかなる使といふなるべし。とぶらひの使には、泣顔なるを遣したるがよしと、世にもいふごとく、物思ひにわびはつるよしを傳ふる使に、肥ふとりてこゝちよげならむは、うちあはざるべし」といへり。かくまで心を用ひたる事見るべし。をとめの巻に、「割註」源氏君より朝顔の君除服の御禊の時遣はされし文、「かけきやは川瀬の波も立歸り君がみそぎの藤のやつれを。紫の紙たてぶみすくよかにて、藤の花につけ給へり。」蜻蛉日記に、「割註」女君より高明公の室へ文參らせ給ふところ、「淺花だなる紙に書て、檜の葉しげうつきたる枝に、たてぶみにしてつけたり。」たてぶみはいかさまにつくるものによ。大和物語の繪本に、文を柳の枝につけてもてゆく所と、菊につけてもて來たる所との圖あ

り。只ひき結びなり。宇津保物語に、櫻の花に文を絲にてつけたる圖もあり。此繪本どもは、古畫といふべきものにもあらねど、古き圖を寫したるならむ。榮花物語抜萃といふ物は、繪どものさま古き調度などの圖もありて、據あるものと見ゆ。それにも洲濱の臺に草に文結びつけたる圖あり。同じさまなり。かゝることまでも、我國のみやびなる事を見るべし。公にさゝぐる訟へごとの文など、かしこみたるは、文挿といふものにはさみて奉りしなり。大鏡に、「割註」左大臣時平公をかしさえねんぜさせ給はぬさがおはしければ、笑ひ給ふべき事をして、右大臣、其日の政をしたまひしところ、右大臣は菅神の御事なり。」この吏ふむばさみにふみはさみて、いちじるくふるまひて、此おとどに奉るとて、いとたかやかにならして侍りけるに、おとど、ふみもえとらずしてわなゝきて、やがて笑ひて、けふは筋なし。右のおとどにまかせ申とだに、いひやり給はざりければ、それにこそすがはらのおとどの心のまゝにまつりごち給ひけれ。」竹取物語「割註」車持の御子の玉の枝作りし工等、祿給はらむとて出来たるところ、「一人のをとこ、ふみばさみに文をはさみて申す。」今昔物語「割註」堀河の空宅妖怪の話「淺黄上下着たる翁の、文挿に文をさして、目の上にさゝげひらみて、橋のもとに寄來てひざまづき居たり。」此ふばさみ、有職の書にも見えたり。書杖など書けり。又文箱に入るゝ事もなきにはあらず。伊勢物語に、「割註」是は人のもとへ遣はすにはあらねど、藤原のとしゆきといふ人、女の文をいたくめでもたる所、塗籠の御本に、「を」とこいたうめでて、ふみばこに入れてもてありくとぞいふなる。」源氏若菜の上の巻にも、明石の入道より願文など文箱に入れておこせたる所あり。さて又文に、さまざまの體あり。若紫の巻に、「割註」源氏君より尼君への文の中に、紫のうへの方への御文のさま、「ちひさくひきむすびて、「割註」ちひさきは幼き人への文なればなるべし。」枕の草紙に、「割註」屋はといへる條、「いと白きみちの國紙、しろき色紙のむすべたるうへにひきわたしけるすみの、ふと氷りにければ、すそうすになりたるをあげたれば、いとほそくまきて結びたるまきめは、こまゝとくほみたるに、すみのいと

くろうすくんだりせばに、うらうへかきみだりたるを、うちかへし久しう見るこそ、何事ならむとよそにて見やりたるもをかしけれ。是等はむすび文なり。寄生卷に、「割註」薰君より中の君への文のさま、「例のうはべはいとけさやかなるたてぶみにて、「枕の草紙に、「割註」あはれなるもの、條、初瀬に詣たるところ、「きよげなるたてぶみなど持たせたる男の、すきやうのものうちおきて、「是等はたてぶみなり。初瀬寺へもて來たるは願文なるべし。須磨卷に、「割註」御息所、伊勢より須磨なる源氏君の御もとへ遣されし文のところ、「もの哀と覺しけるまゝに、うちおき／＼かき給へる白きからの紙四五枚ばかりを卷つゞけて、墨つきなど見どころあり。是は追ひ／＼に卷そへ給ひし體なり。又今鯉口といふ文のしたゝめは、源氏等にいへる薄やう重ねなり。次の紙の部に出せり。又ひねりといふ文の事は、夕霧卷に、「割註」落葉宮の母御息所病おもくおはしける頃、夕霧の大將より宮へ遣されし文の返事、御息所かき給ふところ、「心ちのかきみだりくるゝやうにし給ふを、目をおししほりて、あやしき鳥の跡のやうにかき給ふ。(文詞略)とかきさして、おしひねりていだし給ひて、ふし給ひぬるまゝに云々。」「かげろふ日記、「割註」女君のかたなる人にけそうして、右馬頭の來たりしところ、「硯紙とこひたり出したれば、かきておしひねりて入れていぬ。是等にて見れば、かりそめにおしひねりたるものと見えたり。日本書紀曰、「割註」いづれの御卷なりけむ。今わすれたり。」「取短籍ト謀反之事」續日本紀曰、「割註」聖武天皇天平二年正月、「令採短籍書。以仁義智禮信五字隨其字而賜物。得仁者絶也。義者絲也。禮者綿也。智者布也。信者段常布也。」此書紀并續紀に短籍とかけるは、江家次第、西宮記、北山抄等に短尺、短冊、短策などかけると同じものにて、短き紙に物かけるをいへるなるべし。「割註」今歌かく短冊といへるものは、後に寸尺など定られたる由、ものに見えたり。「此書紀等にいへるは、今歌の探題などするやうなる體に聞えたり。然るを、紀にひねりぶみと訓じたるにても、ひねりぶみはかりそめなる事知るべし。常夏卷に、「割註」近江君より女御の御かたへ文奉りし御返し、女御の侍女中納言といへるがかくと

ころ、「せんじがきめきてはいとをしからむとて、たゞ御文めきてかく。」枕の草紙に、「割註」うらやましきものゝ條、「手よくかき、歌よくよみて、物のをりにもまづとり出らるゝ人、よき人の御前に女房いとあまたさぶらふに、心にくき所へ遣すべき仰せがきなどを、誰も鳥の路などのやうには、などかあらむ。されど、下などにあるを、わざとめして、御視おろしてかゝせ給ふうらやまし。」せんじがきは旨趣をのべて人にかゝする也。仰せがきは詞をいひて人にかゝするなるべし。源氏物語等の様を見渡すに、たてぶみはすくよかにたゞしきかた、薄やう重ねはゑんなる方、結び文はしたしきかた、ひねり文はなれ／＼しくてかりそめなるかた、せんじがきは疎きかたと見えたり。いづれにも、其かきざまはいふもさらなり。すべてうるはしくみやびにて、見る人の心にしみぬべくあるべきことなり。枕の草紙に、「割註」行成卿より清少納言のかたへ、後朝の文おこし給ひし所、かの夜をこめて鳥の空音はとよみしとき
のなり。「藏人所のやうや紙ひきかさねて、後のあしたは残り多かるこゝちなむする。夜をとほして昔物語もきこえ明さむとせしを、とりの聲にもよほされてと、いとみじうきよげにうらうへに事おほくかき給へるいとめでたし。〔割註〕中略、此間に贈答あり。」とありし文どもを、はじめのは僧都の君のぬかをさへつきてとり給ひてき。」かゝるをりの文にしあれば、いかにいみじう書き給ひけむ。僧都の君よひとり給ひしなり。源氏物語は作り物語なれば、只其事を見るのみなるを、是は實事なれば、ゆかしうさへ思はるゝに、三賢と稱へまつるそのひとりなる行成卿の事にしあれば、いとめでたう覺えて、只には見過しがたくてなむ。常夏卷に、「割註」近江君より女御への文のさまをいへるところ、「あしがきのまぢかきほどには、(中略)あなかしこや、かしこやと、てんがちにてうらにはまことやくれにも参りこむ云々、みなせ川にをとて、又はしにかくぞ、「草わかみひたちの海のいかゞさきいかであひみむたごの浦波、此近江君は、物語の狂言に書きたるものにて、いとさし過ぎ詞多き人なり。此歌も何とも聞えざる歌也。文にうら書、又はしがきする事は、たかき人にむかひてはなめしきわざなるを、此君のかき散ら

したるさま也。貴人に對ては、いかにも詞少にて慎て書くべし。少も聞にくき詞など用ふべからず。是は俗文の書簡にも心得ある事なり。藝苑譜に云く、(播磨清絢著)、俗牘に日出度、又は珍重など、かくべき所を、恭喜奉り候。恭喜仕候など書く人あり。甚書くまじき事ぞ。恭喜は狂氣と音同じ。さきの人忌諱多くは意外の不敬になるべし。是にいへるごとく、秋暑甚候などかくは、愁傷と似たる音にてよろしからず。かやうの事、能く心を用ふべし。と常に高先生ものたまへり。又同書曰、吾國の書狀手紙は、いかにも通俗を本とすべし。書狀手紙を唐土めかすは、正文を得かぬ人の事ぞ。正文を書く人の、俗牘に唐土めける言葉多きは、ます／＼誤といふべし。平生用の書狀に、源氏などの消息文めきたる詞を書き交ゆるも、是と同じ事にて、甚心見えなるもの也。しかし和にもあれ。漢にもあれ。常に雅文をとと、するものは、情をのぶるには雅言のかたが便りよく、俗文は却て便りあしく、いかにかくべしやと案ずれど、急におもひ得がたきまゝに、ふと雅言を書き交ゆるにて、全く物しり顔作らむとの心にもあらねど、思はずせらるゝものなりかし。されば深く憎むべきことにはあらねど、見るにはいといやしくなく、おもはるゝものなれば、心すべきことになむ。かにかくに、文ばかりをかしきものはあらじ。さしむかひては、さすがにうち出むもはづかしく、さりとしてひきこめてはえやまじき事をもかきやりぬれば、見る人もさこそとおしはかりて、返事おこせたるいとうれし。人にしられじといたくつゝめる事も、こま／＼と書きて、ふんじて夏の蟲に、をなどかきてやりつるを、人まに見て火に入れぬれば、かげもとまらずなりぬ。ふと落ちりては見とがめられ、ことなしび争ふもくるしきものから、又をかしきふしともなるべかんめり。枕の草紙、人の家につき／＼しきもの、條に云く、めづらしといふべき事にはあらねど、文こそ猶めでたき物なれ。はるかなる世界に、(割註)遠所の朋友親類などにてても、ある人のいみじくおぼつかなく、いかならむとおもふに、文を見れば只今さしむかひたるやうにおぼゆる。いみじき事なりかし。我思ふ事を書きやりつれば、あしこ迄も行つかざるらめど、心ゆくこゝちこそすれ。

文といふ事なからましかば、いかにいぶせくくれふたがる心ちせまし。萬の事おもひくゝて、其人のもとへとて、こま／＼とかきておきつれば、おほつかなさをもなぐさむこゝちするに、まして返事見つれば、命をのぶべかめる。げにことわりにや。「げにかくほども心ゆくものになむ。池の水鳥もいねわびて、うち羽ぶきつゝ鳴かはすをきゝ明したるあした、妻戸おしあけたれば、庭も籬もおしなべて、雪いと高うふりうづみたるに、今も猶ふればけふ來む人をとうちずんじつゝ文かくに、墨のふと氷りて、末がれにかきなされたるもにくきものから。

天朝墨談卷之四

○紙

和訓栞に曰、かみ。紙は書見の義なるべし云々。我邦の紙を異朝に稱せし事、まゝ見えたり。唐玄宗の時、多く書を集め、日本國の紙に書きし事、松窓雜錄に見ゆ。「此書き見るの略といへる説は拙し。此かみといふ事は、かしこき御説ありて、いとかしこければ、こゝにいはず。源氏物語に、からの紙といへるは、いかなる紙にやありけむ。和名抄に曰、紙(和名加美)、紙有_二色紙、檀紙、穀紙、屋紙、阿苔紙、斐薄紙等名。後漢和帝時蔡倫所_レ造也。」是等の紙にやありけむ。今世に竪四尺ばかり横二尺ばかりなる藤紙といへるものは、いと薄くあらゝしきものにて、此紙につやゝかなる墨にてものかきたらむは、いと似げなかるべし。孔雀樓筆記曰、(播磨清絢著)、生紙は唐土にて凶禮に用ゆ。韓文公、生紙に舊作を書きて人に見せらるゝに、其無禮をいひわけせられし書牘あり。吾國にて藤紙を公の事、式正の事、要用の事に用ひず。只詩文などを書くに用ふ。其詩文、唐土にて生紙を用ひざれば、生紙は決して用ふまじきことぞ。生紙のしかも片紙に壽詩賀文などを書く事、ますゝ僻事なるべし。(中略)吾國の紙を用ふべし。況や、吾國の紙は萬國にすぐれて上品なるをや。是をすてゝ外國の紙を用ふるは、決してひがことゝいふべし。寧王は唐の睿宗の嫡子にて、玄宗の兄ぞ。天下は固より寧王の天下たり。寧王泰伯の風を高くして、天下を玄宗に授け給ふ。此ゆゑに、玄宗寧王における尊敬親愛を極めらる。玄宗自筆の書を寧王に奉らるゝに、吾國の紙を以て書給ふといふことあり。人の知りたることぞ。吾國の雅人は、家鷄、野鷺の謗を免かれず。詩を書くには、上品の奉書に布目を打て、紙の四周に二三分ほど金を打て用ゆ。甚宜し。上品の美濃紙に雲母をひきたるもよし。價の貴き品をいはず、貫之紙、行成紙、最よろし。北地の五色鳥子、五色奉書など精妙甚し。然ども、是は進奉の外には人間へ落す。金錢を以て得べきにあ

らず。(中略)西の内といふ紙あり。これを水打にするか。又は雲母引たるを用れば、是又清雅甚し。此清絢といふ人の心の高き事、感ずるに堪へたり。藤紙はいといやしき紙なるを、今の世には上なき紙ともてはやし、墨工も藤紙に移りよきやう工夫して墨を造るに至りぬ。あさましく歎くべき事ならずや。鈴蟲卷曰、「割註」女三の宮、尼に成り給ひて後、持佛の供養させ給ふとき、御持經を源氏の君かゝせ給ふところ、「からの紙はもろくて、朝夕の御ならしにもいかゞとて、かんやの人をめして、ことに仰事給ひて、心ことに清らにすかせ給へるに、(中略)けかけたるかねの筋よりも、墨つきのうへにかゞやくさまなども、いとなむめづらかなりける。ちくへうし箱のさまなど、いへばさらなりかし。」源氏物語に、唐の紙といへるところあまた見ゆれば、いかばかりよき紙もありけるなるべけれど、國がらとていともろかりけるならむ。新唐書日本傳曰。唐建中元年使者真人興能獻三方物。真人蓋因官而氏者也。興能善書。其紙似繭而澤。人莫識。建中は光仁天皇の御世にあたる。大師入唐とは廿五年前なり。唐には能書類眞卿あり。繭とは、或書に曰。王羲之書蘭亭記。用蠶繭紙。鼠鬚筆遒美勁健。絶代更无。學語篇曰。繭紙(日本紙)。「橘窓茶話曰、「割註」對馬芳洲雨森東伯陽甫著、「韓文註云。建中初。日本使者興能獻三方物。興能善書。其紙似繭而澤。人莫能識。蓋芳野紙類也歟。」韓文註とは、唐韓昌黎集第九繭淨雪難知、といふ所の注をひけるなり。こゝに芳野紙の類歟といへるも、學語篇にヒキアハセと訓じたるも、ともにあたらす。まゆ紙とは檀紙をいへるよしなり。其はだへ皺ありて、繭の如くなればなるべし。又檀紙をみちの國紙といへる事、源氏物語に所々に見えたり。又まゆみの紙ともいへり。加茂保憲女集に云く、しづのをだまきくりかへしいやしき心一つを千くさになしていひあつめたれば、(中略)近江の海の水莖も盡きぬべく書きあつめば、みちのくのまゆみの紙もすきあふまじく云々。」といへり。かゝれば、まゆみの紙といへるを、略してまゆ紙といへるにもあるべし。然れば、となへは同じけれど、も其意は違へり。其はともあれ。興能の書かれたる紙は、檀紙にてありけるなるべし。ヒキアハセ、芳野

紙の類ひにてはあらずかし。近く水戸の城下より出せる松皮紙といふ紙は、甚下品なるものにて用ふべき所もなけれど、其紙の包紙に記したる事は、物知りの書けるにもあるべければ左にあぐ。宛委餘篇潛確類書並云。日本出ニ松皮紙。而今我紙品絶無ニ此物。世或以ニ繭紙ニ充レ之。其状裸河似ニ松皮ニ也。然考王陳二氏所ニ類次。蓋謂テ直以ニ松皮ニ製ト者耳。余試令テ工人ニ造ト之。智巧所レ至果能成レ之。其質堅韌。色澤自然。藏レ之不レ生蟲。入レ水不ニ潰爛。亦可レ稱ニ佳品ニ矣。かくはいへれど、直に松皮を以て造るべき事とおもはれず。昆陽漫録に云く、正字通ニ云ク、日本國出ニ松皮紙ト、コノ松皮紙ハ、今ノ松皮紙ノコトナルヤ。昔ハ別ニ松皮紙ト云ヘルモノアルニヤ。是に今の松皮紙といへるは、いかなるものによ。それをだに得ば、いにしへを考ふるのはしともなりぬべくなむ。日本書紀推古天皇の御卷に云く、十八年春三月。高麗王貢ニ上僧曇徴法定。曇徴知ニ五經。且能作ニ彩色及紙墨。先達大かた、是ぞ我國にて紙墨を作りし始なりといへれども、是はたゞ、此僧、能く紙墨を作りしにて、是を始とは極めがたし。書籍渡りて數百年の後なれば、是より前に紙墨は作りけるなるべし。されど、此僧に習ひて彌よき紙などもつくり出しけむ。其作るわざは彼に習ふといへども、此國にて作れるは、又此國の風そなはりてうるはしく、みづ／＼しき紙墨も作り出るなりけり。延喜式曰。(圖書寮)、凡年料所造紙二萬張。(割註)廣二尺二寸、長一尺二寸、料紙麻小二千六百斤。(割註)一千五百六十斤、穀皮一千四十斤、斐皮並諸國所進。藁五百圍。(下略)。(内記)、凡宣命文者。皆以ニ黃紙ニ書之。但奉ニ伊勢太神宮ニ文以ニ縹紙ニ書。賀茂社以ニ紅紙ニ書。朝野羣載曰。(割註)陰陽道の條御歴の料、麻紙十枚。(下ニ中務ニ)、紙屋紙。(三百六十張)、調上紙。(二千九百卅一張)、兔毛筆。(廿四管)、鹿毛筆。(九十八管)、上墨。(三廷)中墨。(十二廷)麻紙はいかなる紙にや。始に御歴標紙料とあり。和訓栞に云く、すきかへし。天工開物に還魂紙とみゆ。本朝にては、清和の帝崩じ給ひし時、女御藤原多美子生前に賜ふ所の御筆の手書を漉改させて、經典を書かせられし事、史に見えたり。此を始とす。十訓抄には反古色紙といひ、東鑑

には薄墨色紙と見えたり。或は宿紙といふ是なりといへり。「ぬなは草紙に云く、(多田義寛著)、宿紙は正字熟紙にて、一熟したる漉回しの意なり。熟紙の字、延喜式に出たり。清てよむがために宿紙となへたるが、終に通字と成りたり云々。宿紙は、俗にいふ薄墨といふ紙なり。古來は禁中御用の反古を、甲斐川といふ所にて、水にひたし打叩て漉あらため上るゆゑ、其川を紙屋川ともいへり。北野の社と平野の社との間にある川なり。今はわざとうすくと墨を加へてあらたにすくなり。西洞院松原通の紙漉の職なり。」好古小録にも、宿紙はすきかへしなりといへり。七十二番歌合に、紙すきがうた、「すきかへし薄墨染の夕暮もしら紙いろに月ぞいでぬる。」わすらるゝ我身よいかに南良紙の薄き契りは結はざりしを。薄墨はすきかへしの色なり。たとへことさらに灰などを入れて薄墨になしたるも、其もととはすきかへしをにせてするわざなるべし。南良紙といへるは薄き紙なりけむかし。枕の草紙に、「割註」行成卿の文のさまをいへる所、「藏人所のかうやがみひきかさねて云々。」注書春曙抄に曰、「弄花抄云、紙屋の人、初ていゝる紙をすき出せるなり云々。北野のかみや川にてすきし紙なりといへり。前に出せる梅がえの巻に、かんのしきしの色あひ花やかなるにとあるも、おなじ紙なるべし。古今著聞集に云く、季經卿、泰覺法印がもとへ瓜をつかはして、此瓜くひて是がかはりに、此般若かきてとて、れうし一兩巻おくりたりける返事に、なめ見つる五の色の味ひもきはだの紙ににがく成りぬる。」今も經卷は黄なる紙を用ひたり。盡にくはせじとなるべし。惣じてものかゝむには紙をえらぶべきなり。新しき紙は墨つきあし。よくからして遣ふべし。されど餘りかれ過ぎたるもあし。かたき紙はうとく、柔らかなるはにじむ。檀紙は柔らかなれども墨づきいとよし。蠟打、灰汗打などいへる紙は、筆はしりよく、もの書くにいとおもしろし。質かたく肌細密にて、筆のはこびやすく、しかもうとからず。なごやかなる紙ぞいとよろしかるべき。色はだへなど心を用ゆべきなり。狭衣物語に、「割註」五月五日狭衣の君、所々へ文遣はさるゝところ、「所々にふみかき給ふ色々の紙の色はだへなど、えならぬあまたとりちらして、」梅が枝の巻に、「割

註」明石姫君入内の御料のさうしども、源氏の君かき給ふところ、前にも出したり。」からの紙のいとすくみたるに、さうに書給へる勝れてめでたしと見給ふに、こまの紙のはだこまかに、なごうなつかしきか、色などは花やかならでなまめきたるに、おほどかなる女手のうるはしう云々。又こゝのかむやのしきしのいろあひ花やかなるに、みだれたるさうの歌を筆にまかせて云々。」さうの手はからの紙のすくみたるにかき、女手は肌なつかしく色などなまめきたる紙にかき、又亂れたるさうの歌は、色あひはなやかなる紙にかけり。是かゝむとおもふ手によりて、紙の色はだへをもえらびたる所、心をつけて見べし。源氏物語にいへる紙のこと、前々ひける文中にも出たれども、猶またいはむ。若紫卷に、「割註」源氏の君、紫のうへに手習をしへ給へる所、「むさし野といへばかこたれぬと、紫の紙にかい給へる墨づきのいとことなるをとりて云々。」古歌に、「知らねどもむさし野といへばかこたれぬよしやさこそはむらさきのゆゑ、といふ歌の句なり。紫の紙にかき給ひしとり合風流おもふべし。神の卷に、「割註」紫のうへより源氏の君へ、「御返りしろきしきしに云々。」同卷に、「割註」源氏君より齋院のかたへ、「からのあさみどりの紙に、さか木にゆふつけなど、かうくしくしなしてまゐらせ給ふ。」同卷に、「割註」源氏君文かき給ふ所、「からの紙どもいれさせ給ふみづしあけさせ給ひて、なべてならぬをえりいでつゝ、筆なども心ことにひきつくりひ給へるけしきえんなるを云々。」明石卷に、「割註」源氏の君より明石の君への御文のさま、「このくるみ色の紙にえならずひきつくりひて、「源氏の注孟津に云く、高麗の紙なり。くるみ色はうら白く、表薄香色なる紙なり。後拾遺の詞がきにも、くるみ色の紙に書きてとありといへり。此事、枕の草紙にも出たり。それにはくるみいろといふしきのあつこえたるにとあり。同卷に、「割註」前條のつゞきにて、源氏君より明石の君への文のさま、「此度はいといたうなよびたる薄やうにいとうつくしげに書給へり。若き人のめでさらむも、いとあまりうもれいたからむ。」前條ははじめて遣さるゝ文ゆゑ、ひきつくりひたまへるなり。是は二度の文ゆゑなよび給へるなり。同卷に、「割註」源氏君より齋宮

君への文、「只今の空をいかに御らんずらむ。」ふりみだれひまなき空になき人のあまがけるらむ宿ぞかなしき。空色の紙のくもらはしきに書給へり。」齋宮の母御息所のうせ給ひし頃のことにて、冬のはじめなれば、時節の空のけしきに合ひたる紙を用ひられて、歌の意をふかめられたり。同卷に、「割註」前の御文の御返し、「にび色の紙のいとかうばしうえんなるに云々。」齋宮君よりの御文なり。にび色は服者の色なり。是等にて、其時の事がらによりて、紙の色あひにも意を用ふべき事なるを知るべし。繪合卷に、「割註」秋好の君より朱雀院へ、「はなだのからの紙につゝみて云々。」をとめの卷に、「割註」五節の君より源氏君へ奉れる返りごと、「青ずりの紙よくとりあへてまぎらはし、かいたるこすみ薄墨、さうがちにうちまぜ亂れたるも、人のほどにつけてはをかしと御らんず。」藤のうら葉の卷に、「割註」玉かづらの君へ大將兵部卿宮、左兵衛督等よりおうせたる文どものさまをいへるところ、「紙の色すみつきしめたるにほひもさましくなるを、「かく紙にも香氣をしめたるみやびをおもふべし。同卷に、「割註」夕霧君、惟光が女のもとへ遣れし文、「みどりのうすやうのこのまじきかさねなるに、「おもて薄青、うら紫を若みどりといふ。梅が枝卷に、「割註」源氏の君より齋院への御返りごと、「御使たづねとゞめさせ給ひて、いたうえはし給ふ紅梅がさねのからのほそながそへたる女のさうぞくかづけ給ふ。御返もその色の紙にて、おまへの花を折らせてつけさせ給ふ。」その色の紙とは、紅梅がさねの薄やうなりと孟津にいへり。太平記に曰、「割註」高師直、女のかたへ遣しける文のやうをいへるところ、「兼好といひける能書の遁世者を呼よせて、紅葉がさねの薄様のとる手もくゆるばかりにこがれたるに、言を盡くしてぞ聞えける。」おもて黄、うら蘇芳を黄もみぢといふ。さて是も香をしめたり。堀川院艶書合に、返し、くれなるの七重がさねに下繪にあしでかきて、かねの桔梗のえだにつけたり。「みなうすやう下繪してぞ、御かへしはめでたくかざりたりける。」是等にいへる下繪は、そのをりかきたるものなれば、必いひやる事につきたるこゝろばへある下繪をかゝせたるものなるべし。蘆手を下繪にかくこと、前にもいへり。愚得隨筆附者

曰、(平貞丈著)、〔割註〕これは蘆手の所に出すべきをおとしたり。幸ひこゝにあしでの事あれば出しぬ、此圖は、逍遙院内府實隆公の記したまひし五月雨記に見えたる香包の繪圖なり。是は、「あしびきの山



表



裏

櫻戸をあげおきて我まつ人を誰かとどむる。」といふ和歌を、蘆手に書きたるなり。此を以て其他をも准じ知るべし。

貞丈大人は、是をあしでなりといはれたれども、是は蘆手にはあらず。是を下繪にかきては、本文とまぎれぬべし。是は繪歌のさまなり。しかし待つといふ所に、松の繪をかきたるは、歌繪の體にあらざる事、前にもいへるがごとし。是は前に出したる源氏の注に、やといへば矢を繪にかき、わといふに輪をかくとある意なり。それと歌繪と交りたるものなれば、是また別に一種のものとするべし。薄やうはたゞさへえんなるに、下繪したるなど風流を盡くせりといふべし。禁祕抄に云、「割註」中卷、御書の事といへるところ、「料紙女房許多薄様。後々檀紙也。」右京太夫集に、「割註」九月つくるの所、返し、うへしろき菊の薄やうにかきて云々。是は九月ゆゑ、菊がさねなり。面白、裏蘇芳を白菊といふ。同集に、又三位中将これもりのうへのもより、もみちにつけてあをもみちの薄やうに、「是は紅葉につけられたる故、もみちがさねを用ひ給ひしなるべし。面青、裏朽葉を青もみちといふ。紫式部日記に、「割註」小少將の君より、時雨ふり日も暮るゝに立かへりおこせたる文のさまをいへるところ、「くらうなりにたるに、立かへりいたうかすめたるこぜんしに、雲間なくながむる空もかきくらしいかに忍ぶる時雨なるらむ。」かくそのをりゝに隨ひ、さまざまに紙をえりて書くべき事なり。さればまた、草木の花葉などに書きたる

も、折にあひてはあはれふかく、をかしさもまさりて覺ゆることあり。狹衣物語に、「割註」五月四日のところ、「軒のあやめを一すぢひき落して、いそぎかきてはしたものをかしげなるして、追ひて奉る云々。しらぬ間のあやめはそれと見えずとも蓬がもとはずぎすもあらなむ。とぞかきたる。」枕の草紙に、ぼだいといふ寺にけちえん八かうせしが、きくに詣でたるに、人のもとよりとくかへり給へ。いとさうくしといひたれば、はちすの花びらに、もとめてもかゝる蓮の露をおきてうき世に又はかへるものかは。とかきてやりつ。」和泉式部物語には、鳥の羽にかきたる事あり。大和物語には、梅の花にかきたる事あり。かゝるたぐひ、物語どもに多く見えたり。今も七夕には梶の葉にかくなり。如斯さまくゝに味ひある事なれば、源氏をはじめ物がたりどもを見て、古人の意を知るべき事になむ。滿佐須計裝束抄曰、「割註」是は前條文の所にかくべきをわすれてこゝにしろす、「ふみをつゝむ事、女御まいりむことりなどのふみは結びてつゝむ事、そらにいひがたし。本を見るべし。大臣辭退のふみいるゝは、こをつゝむやう、これも本を見るべし。つゝみて具したり。だんし四枚を二枚づゝうへしたにあてゝつゝみて、だんしをほそくたゝみて、うへのかさねのもとにひきときさまにかたかきに結ぶべし。」是は結び文のうへをつゝみたり。又箱に入れて箱の上をつゝめり。いたくかしこめるなるべし。結びたる上をつゝめることは、今昔物語に、今は昔、延喜天皇の御子の宮の御袴ぎの料に、御屏風をつくらせ給ふ。その色紙形に可レ書歌を、歌讀どもに讀て奉れと仰ければ、皆讀て奉りたりけるを、小野道風と云手書きにかゝしめ給ひけるに、春の帖に、櫻の花のさけるに、女車の山路をゆくの色紙形あり。それをおぼし忘れて、歌讀どもに給はらざりければ、道風書きもてゆきて、此所の歌なしと申す。天皇、是はいかにせむ。今日になりてはにはかに誰にかよますべきと仰せられて、しばしおぼしめしめぐらして、藤原伊衡といふ殿上人の少將にて有けるをめして仰せられて曰く、只今伊勢御息所のもとに行きて、かゝる事なむ侍る。此うたよみてやられなむやといふべしとあり。「割註」御使いきてもものいへる間略す。「程久しうなりて後、

紫の薄様に歌をかきて結びて、同じいろいろのうすやうにつゝみて、女の装束を具して押出したり。」是等のさま、いかにうるはしくみやびなりけむ。枕の草紙に、「割註」行成卿より清少納言のかたへ文おこせ給へるところ、「頭辨の御もとよりとて、とのもづかさ繪などやうなる物をしろきしきしにつゝみて、梅の花のいみじく咲たるにつけてもて來たる、ゑにやあらむといそぎとりいれて見れば、へいたんといふ物を二ツならべてつゝみたるなりけり。そへたるたて文に、けもんのやうにかきて進上へいたん一つゝみ、例によりて進上如し件。少納言殿にとて、月日かきてみまなのなりゆきとて、おくに、此をのこはみづからまゐらむとするを、ひるはかたちわろしとてまゐらぬなりと、いみじくをかしげにかき給ひたり。御前に參りて御らんぜさすれば、めでたくもかゝれたるかな。をかしうしたりなどほめさせ給ひて、御文はとらせ給ひつ。(中略)、返しを、いみじうあかきうすやうに、みづからまうでこぬ下部は、いとれいだうなりとなむ見ゆるとて、めでたき紅梅につけて奉るを、(下略)、「行成卿はいみじき手かきにておはしければ、いかに美しく書給ひけむ。こは戯の贈答なり。萬葉集にもかゝる贈答あり。古人のみやび思ふべし。文の事、紙の事、物語ぶみ、歌合などに猶多くあれど、さまざまはとてあげず。只かゝる敬々しくみやびさまに習ふべし。いやしきさまにならひそ。藝苑譜に曰、(播磨清絢著)「詩文を書くには帛を用ゆるがよし。紙を用ゆるならば、貫之、行成よろし。奉書、美濃紙、せんくは、西の内などは、全幅の紙に地をして用ふべし。其詳なることは、已に孔雀樓筆記に出す。紙を用ふるならば、重ねにして用ふべし。重ねの色の取合は、時宜によるべし。松重、藤重、萩の經青秘色。海松色。蝦手。紅葉。鳥子重ねなど尤宜し。柳色は用捨すべし。御服は勿論、大臣親王などに限りたる色も憚るべし。朝鮮へ下さるゝ御書、鳥子二枚重ねに金泥にて松竹を畫き、總金砂子の紙にもせさせ給ひ、梨地高蒔繪の御文匣に、眞紅の御總付の紐なる由、新井瓊君美の書きおかれし書に見ゆ。加様の事申すは恐あれども、今の唐土めかす人、吾國の故實知ざるが歎かはしきによりて、あらかたに記しおくものぞ。」師、常によき紙、よき

筆得たるばかり嬉しきものはあらじとのたまへり。枕の草紙に、世の中のはらだたしう、むづかしう、かた時あるべきこゝちもせで、いづちもいきうせなばやおもふに、只の紙のいと白う清らなる、よき筆、白きしきし、みちの國紙など得つれば、かくとてもしばしありぬべかりけりとなむ覺えはべる。」といへり。げにいにしへ今、人の情はかはらざるもの也けり。

○草紙

右筆用心抄曰、手習雙紙之事、車雙紙、或角紙、若者香砂竹等以下可_レ用意。」雙紙の事、麒麟抄にさまざま_レ出たり。觀音殿虎屏風唐之妻戸などいふ名あり。紙或は檜の板にて作る。各其形によりての名なり。金漆にて塗とあり。そのうやくしき事おもふべし。金漆のうへにて手習せば、筆のかへり、命毛の運よく見えてよろしかるべし。又藥入といふものあり。すゞしの緋を張りて、下へ手を入れ寫すなり。其外角紙の仕様等さまざま_レ出たり。くはしくは彼書にて見るべし。是等にて見るにも、手習草紙は、かたき紙の肌細かにて、筆はこびよき紙にて習ふべきことなり。柔らかなる紙にては、筆滯りて表裏緩急等の味ひ學びがたかるべし。されども、時々は杉原など柔らかなる紙にても書き、さまざまの紙にて習ひたるよろしかるべし。又すき寫しにして習ふもよし。薄きがんび紙に、「割註」加賀國能美郡中島村といふ所よりも流出す。清き紙なり、「荏の油をひき、風にさらし油氣をぬき、手本のうへにあつれば、能く下の字すきとほりて見ゆるなり。もし油氣ありて墨をはじきうけざる時は、青菜にてぬぐふべし。猶さまざま_レ工夫して手習草紙を作るべし。古人もさまざま_レのものして手習ひし給ひしなり。白紙にて手習すれば、おのづから一字たりとも、大事にかゝるゝゆる大によし。黒くなりたるうへがうへに書くときは、おのづから龜略にかき流すやうになりてよからざる也。白紙にて手習する事、吾儕にては費に堪へざるが如くなれども、それはいかにも工夫あるべき事になむ。明衡消息往來に曰、「割註」是は前條紙の所にかくべきをおとしたるなり。」但馬黒川紙絶句一兩首有_レ之云々。」此外諸國の名産にて、古人の

賞したる紙、猶多くあるべし。見得る事あらば後よりも書加へてむ。

○筆

ふでは文手也。ふみをふといへるは、文庫、文車をふぐら、ふぐるまといへるに同じ。古くふんでもいへり。是はふみでといふべきを和らげていへるなり。中古の詞遣ひのさまなり。和名抄に曰、筆、(布美天)、蘂筆。郭知玄云。古者以蘂爲筆。(割註)和名和良不美天、書訖以刀刻於板矣。書訖云々也。額など板に書きて刻する事と聞えたり。此處、落字もある歟。姓氏錄に曰、筆氏、燕相國衛漏公之後也。善作筆。預於十一流。因茲賜筆姓。和訓栞に云く、空海歸朝の時、異朝の筆工福氏某従ひ來れり。其子孫多くして皆福を稱すとぞ。福氏の事、何に出たるにや。性靈集曰。奉獻筆表一首。(割註)大師より嵯峨天皇へ奉り給へる也。狸毛筆四管。(割註)眞書一、行書一、草書一、寫書一、(割註)大進上。且教筆生坂井名清川。造得奉進。空海於海西所聽見如此。其中大小長短。強柔齎尖者。隨字勢麤細。惣取捨而已。簡毛之法。纏紙之要。染墨藏用。並皆傳授訖。空海自家試看新作者。不減唐家。但恐星好各別。不允聖愛。自外八分小書之樣。踴書臨書之式。雖未見作。得具足口授耳。謹附清川奉進。不宜謹進。此表にも、次に出したるにも、福氏の事見えす。さて字勢によりて、筆もさまざまなることを知るべし。又星好各別とは、漢籍に有、好風星。有、好雨星。人心之不レ同。如、星之不レ同。といふ事あるをの給へるにて、大御心になはずや侍らむとの給へるなり。筆は其人々の心になひたるさまに結ばせて用ふべき事見るべし。同書曰。春宮獻筆啓一首。狸毛筆。右伏奉。今月十五日令旨。即教筆生規本小泉。且造得奉進。良工先利其刀。能書必用好筆。刻鏤隨用改刀。臨池逐字變筆。字有篆隸八分之異。眞行草蘂之別。臨寫殊規。大小非一。對物隨事。其體衆多。卒然不能惣造。伏願鑒察要用者。且附村國益滿。謹隨狀進謹進。能書はいよ筆をえらび給ふ事見るべし。毛は柔らかにしてはじきあるよしと師のたまへり。昔はもはら兔の毛、鹿の毛

を用ひたりと見ゆ。師曰、兔毛は良工ならでは結びがたし。又其筆にて書く人も稀なるべし。書得ては甚面白き風情ありとの給へり。書得るとは毫頭の運びに無理なく書得るをいふ也。無理に引きまげにじりつけて書く事にはあらず。延喜式曰。(圖書寮)、凡造筆長功日兔毛十一管。(狸毛上同)鹿毛三十管。下略、(萬葉集第十六、(鹿の歌に)、吾毛等者御筆波夜斯。(上下略、)調度歌合といふものに、御視のうの毛の筆ぞかきつけゝる。(鶴岡放生會職人歌合に、筆生が歌、水莖の岡べにわれは家居せむ月に卯の毛の末をそろへて。如レ斯兔毛、鹿毛といへるが物に多く見えたり。されど猶さまざまの毛をも用ひたり。麒麟抄曰。大筆結毛事。羊毛木筆、藁筆、筭筆、皮ノムケ葉ノ開タル時ガ吉也。總テ強物ヲ以テ結テ可レ書也。」右筆用心抄曰。凡筆者可レ隨主之好也。而以ニ柔毛ニ強結。以ニ強毛ニ柔結。亦以ニ強毛ニ籠ニ于心。柔毛掛レ表可レ結レ之。亦夏毛。冬毛。秋毫。狸毛。鴨毛。狐毛。藁筆。竹筆。木筆等。任レ意隨レ好可レ用レ之。但藁筆。竹筆等者、大字用レ之敷。或以ニ狐毛ニ籠ニ于心。以ニ兔毛ニ掛レ上結レ之最上也。樂府紫毫筆是也。但剛弱之筆。且可レ依ニ料紙ニ也。能々可レ思ニ案之。藁毛には今は専ら馬毛を用ふ。當歲、二歳の毛を用ふ。當歲は柔らか過たり。二歳の毛を能く製して、(割註)毛の油をぬくに過不及あり。程よき味ひを自得すべし。用ふれば、御流に可也と、筆生心月堂高橋故源右衛門(加州金澤之人、)もいへり。七十一番歌合に、筆ゆひが歌、筆つかにきりつゝめたるさゝ竹の長き夜しらす月を見るかな。なびくほどいかゞゆはまし我爲は夏毛の筆のころごはさを。」惣て獸の毛は夏はふとくこはく、秋の末に至りては柔く毫先いと細くなるものなり。是を心得ずして筆結ぶは拙し。良工は夏秋の毛をとり合せて結ぶなり。尤よし。同歌合飼がきにいはいはく、うの毛は毛のうらおもて見えぬが大事にて候。毛にうらおもてあり。表は丸く、裏は平らかなり。裏をうらとし、表をおもてとして結ぶを良工とす。かたよりなる筆は書き味甚あし。師高橋故源右衛門に、此表裏の覺ありやと問ひ給ひしかば、源右衛門答けらく、年六十にしてぞはじめて自然と口中に覺ぬるといへり。毛に表裏ある事を知りたりとも、その表裏をそろ

へる事あたはされはかひなし。源右衛門は自然と其術を得たり。是志のふかきよりして妙に至れる也。米庵墨談に曰、道風、佐理、行成三蹟、用筆の結様の傳を見るに、眞筆は雀頭、行筆は雞爪、草筆は柳葉の形にて、剛柔三體に従ひ、家々の工夫にて少しの違ひあり。此三蹟用筆の傳、何に出たるにや。我邊鄙に住めば書籍にともしく、かゝる珍書を見る事かたく、朝夕に歎きわたる處也。麒麟抄に出たる三蹟用筆の傳は、是とは異なり。いかがあらむ。麒麟抄には、道風の好は紫毫筆と云、末代難有。和らか成ところを薄く懸て、又兔の毛を薄く懸て、以上五重まで緩々と懸て、姿は柳葉に結て、眞の物に可レ使。行には秋毛を心に立て、上には冬毛の和成を懸交て、姿は如レ筭。草には妻鹿の夏毛を以て可レ結也。佐理者眞物に者兔毛を心にも上にも懸て、筆を長く好結也。行物には秋毛を心に立て、兔毛を薄く懸て、上には冬毛の和成を懸たり。草には冬毛を以て一向に結也。行成は眞物には兔毛を以心に立、中には毛の和成を懸、上には又兔毛を懸たり。行の物には秋毛を心に立、上に冬毛を立たり。草には一向に冬毛にてゆるくと結なり。右筆用心抄にいへる筆の名のうち、雀頭、雞距、雞舌、若荷、柳葉。是等も形によりての名と聞えたり。猶人々の好によるべし。又紙にもよるべきなり。能々心を用ふべし。師曰、筆は長短剛柔人々によりて違ふなり。手習ひするうちに、わが意に協ひたる筆出來るものなりとのたまへり。夜鶴庭訓抄に曰、筆は第一兔の毛よし。大なるにてちゐるさき文字かゝれ、ちゐるさきにて大文字かゝるをろくつふ愛あり。但し書きたる物ぞ、すこしもじよわく見ゆる所あれど、我手がらによるべし。詮にきらふはわが手いたらぬ時の事也。是は大筆にて小字かゝれ、小筆にて大字かゝるゝがよき筆なりといへるにて、筆を試る事にて、大筆にて小字をかき、小筆にて大字を書くべきにはあらねど、もしさる事ありとも、それはわが手がらによるべしといへるなり。篤好さきに、此事を師に問ひまつりしかば、師もとより意に應ぜざる筆は、如何なる能筆たりとも快からざるは同じ。さればこそ、筆を吟味し、帶刀を吟味せずや。しかし事に望みては、鈍刀も一切たり。山崎闇齋翁の鐵炮切の刀は、興がる鹿物

のよし、彼銘に刀のちからにあらず翁の勇なり云々。」と書入れて返し給はりぬ。然れば、筆を撰ぶべきは勿論なれども、又事に望みては、いかなる筆にても、いとほざる事にて、筆力は心氣にあることを知るべきなり。是によりておもへば、能書、筆をえらばずといへる諺も、ひたぶるに誤りとはいひがたくなむ。われさきつとし、から人王獻之がもの書き居たりしを、人ありて傍より其筆をとらむしたりけるに、とること能はざりしといふ物語をきゝけるゆゑ、それは獻之が運筆心氣満々たるものゆゑ、髪を入るばかりのすきもなくて、傍より奪はむと守り居たれども、遂に奪ふ事能はざりしなるべしと思ひをりぬ。或書家に此事をいかなる事ぞと問ひしかば、筆をとる事強からねども、又後背よりぬき取らむとしても、ぬきとる事能はざるをいへるにて、執筆の味ひを示す物語りなりといへり。かくては我思ひ居たりしとはいたくたがひたりけり。然れども、此物語執筆の味ひをいかに心得べきにや。強からず弱からぬ程を示すといふ事なるべけれど、此話にてはいかにか其味ひを知らむ。元よりさばかりのことにはあらず。此頃、或書を見しかば、から人東坡、此事を評して曰、逸少所_三以重_三其不_レ可_レ取。獨以_三其小兒用_レ意精卒然掩_レ之而出_三其不意_二也。」といへり。此説はおもしろく覺ゆ。又忘筌集に、此事をいへるは、逸少所_三以重_三其不_レ可_レ取。小兒之用_レ意。精聽_三筆之所_レ之。而不_レ失_三法度_二之謂也。故取_レ筆不_レ得也。何謂_三執筆之緊_二乎。」此説もおもしろし。逸少の心裏、今知るべきにあらねば、其事實におきての當否はいかゞありとも、執筆の味ひは只指頭にあらぬ事を知るべし。御流の筆、拳の法はいにしへより口づから傳へ、又手をもちてしたしくその味ひをしめし、つきんゝに傳へ來し法則にて、其味ひ書記す事能はざるものなり。物に記して傳へたることもある也。誤らずとも書は言を盡さずとか聞けり。されば撥鐙の説、馬具のあぶみなりといひ、或は鐙は燈也といひ、或は形容の事にはあらず。文字に飛騰の勢ひ顯はるゝをいふなど、人々の心々にもいはれたり。かゝることは、彼國其世の鐙の製をも辨ひ、其世の馬術をも能く知らずでは解しがたき事なるべし。たとへ撥鐙といへる事は解し得たりとも、執筆の味ひを知る事能は

さればかひなきわざなり。漢籍莊子天道篇に、輪人が桓公に説ける辭に、劉_レ輪徐則甘而不_レ固。疾則苦而不_レ入。不_レ徐不_レ疾。得_ニ之於手。而應_ニ於心。口不_レ能_レ言。有_レ數存_ニ焉於其間。臣不_レ能_ニ以喻_ニ臣之子。臣之子亦不_レ能_レ受_ニ之於臣。」といへる如く、筆拳の味ひ書のうへにては、いかでか知るべからむ。口づから傳へてすら傳へがたし。然るを掌中卵を入れるといふ事も、只掌中虚なる事とのみ心得、深き趣意あるさとしとも知り得ざるほどにて、いかでか眞道を得べけむや。觀鷲百譚に曰、執筆の法の實指の二字を苦緊とおもふ故に、和朝の筆法を説く人、筆を鬼にとらせ、墨を餓鬼にすらせよと教へ傳ふる事久し。(下略)廣澤ぬし、此たとへを苦緊の事と思はれたるは非なるべし。我友菊池之則曰、かたくとる事にはあらず。鬼のやうなる勢にて筆をとれといふ事にて、氣のぬけぬ所を示したるなるべし。加藤清正を鬼將軍といひし如くの意なるべし。墨は力を入れるれば鹿くおりてあしきゆゑ、力を用ひずよわわとすれといふ事を、餓鬼にすらせといへるなるべしといへり。師も此説をよしとの給ひ、猶曰く、是は滑稽にたとへいひたるなり。鬼にとらせとは、心氣滿れば形容其座に充滿したるにたとへる歟。墨は力を入れず弱々と、いかにも惜むがごとくするべしとのたとへかとの給へり。彼猷之が話も、此鬼にとらせといへるにておもひ見るべし。右筆用心抄曰、令_レ取_ニ於筆力士。墨令_レ磨_ニ於餓人云々。」とあるは、彼鬼餓鬼といへるを雅ならずとして、かく書きたるものなるべけれど、中々に鬼餓鬼といへるが古雅なるにはしかず。古く云傳へたる事と聞えたり。弘法大師執筆法に、單鈎を第一にあげ、次に雙鈎をあげ給ひて曰、但小指力微〔割註〕是は雙鈎にて、小指とは名指、小指の二指をさしていへるなり、〔不堪_ニ久任。凡爲_ニ此執。〔割註〕執は勢の省文にて形勢の事なる歟。其掌自虚。偶中_ニ其虚。粗亦輕快。既知_ニ其理。須_レ詣_ニ其微。固不_レ若_ニ單指〔割註〕單鈎のことなり。〕力齊可_ニ以長久不_レ困。於_ニ單指_ニ手有_レ所_レ便。則亦從_ニ其所_レ便。取_レ令_ニ流轉_ニ矣。〕大師も單鈎を第一に出し給ひ、其便なる事を説給へり。猶木文を見て知るべし。太祖尊圓親王の示し給へるも、單鈎にて五指の扱ひ自由なる事くはしく傳はりたり。

しかれども、此單鈎にて能く其筆のはたらき自由なる所の味ひを會得したるうへは、雙鈎にても、握筆にても、其にかゝはる事ならず。大字を書く時は、單鈎にては大筆は持がたかるべければ、雙鈎、或は握筆にても書くべきなり。五指の扱ひ筆のはたらき自由なる味ひ會得する事は、單鈎ならでは知られまじきなり。唐人韓方明曰 單鈎は力不足して神氣なしといへり。是も猶筆力は指頭にありと思へるよりの説と聞ゆ。いとあさまし。此人はかゝる事はいはじを、傳への誤りたるにやあらむ。御傳のうちに、筆顯童子と申奉る神の御名あり。童子といへるを深く味ふべし。ひねくしくさかしだちたる御心おはします神にはあらじ。只わらべしくすなほにおはします神なるべし。此神の御心にそむかぬやうに筆は遣ふべき事にこそ。あなかしこ。直筆といふ事、からぶりにては側筆に對ていへれば、筆を眞すぐに立る事なるべきか。御流にて直筆といへるは、さにはあらず。筆をとる事すなほなるをいふ。手は筆をとりとさし出たる所少し斜なるが生れつき也。その生れのまゝなるがなほしといふもの也。それをわざとひぢをはり、拳をよぢかへし、筆を眞直ぐに立つる時は、性にもとる也。是はなほしといふべからず。御流にては唯天然にもとらぬ事を尊ぶなり。さて又、時によりては筆ならぬ物にて書きたるが、中々をかしくめでたきこともある也。枕の草紙に、「割註」頭中将より清少納言のかたへ、試に詩を書きておこされしところ、「青きうすやうに、いと清げに書給へるを、心ときめきしつるさまにもあらざりけり。蘭省花時錦帳下とかきて、末はいかにくゝとあるを、いかゞはすべからむ。御まへのおはしまさば、御らんぜさすべきを、是が末知りがほに、たどくしきまんなにかきたらむも見ぐるしなど思ひまはすほどもなくせめまどはせば、たゞ其おくにすびつのきえたるすみのあるして、草の庵をたれか尋むとかきつけてとらせつれど、(下略)、「割註」頭中将いたくめで、清女を草の庵りとあだ名してほめられたることあり。」かゝる時祝とりいでてかきたらむは、なかく心おとりせらるべし。すびつの炭をかきたる心しらひいとめでたし。伊勢物語に、狩の使の條に、續松の墨してかきたる所あり。彼物語を見

て味ふべし。猶物語どもに多く見えたり。蓮如上人の御筆草といふも、筆なき所にて草をとりて筆に用ひ給ひしなるべし。本草綱目に蒟草とあるものよし、北邊隨筆にしるせり。本草綱目曰。「割註」穀之部禹餘糧之條、「張華博物志言。扶海洲上有蒟草。其實喰之如大麥。名自然穀。亦名禹餘糧。」(下略)、本草啓蒙曰、「小野蘭田著」、集解、藤生ノ禹餘糧ハ土伏苓也。草生ノ禹餘糧ハ蒟草也。一名自然穀、コウボウムギ、又オニセキシヤウトモ云。「元亨釋書曰。釋圓仁。姓壬生氏。(中略)、天長十年年四十。身疲眼昏。思命不_レ久。於_レ叡山北_レ結草菴_レ屏居。(中略)、於_レ是以_レ石墨草筆_レ書_レ妙法華。」此草筆とあるも、蒟草を用ひられたるか。さならずとも、便りよき草をとりて筆としてかゝれたるなるべし。又アダンといふものあり。筆となしてふとき字はかゝるべし。品物識名曰、アダン(クサアダン)、石筆、(漳州府志)筆の字、字書に見えず。葦の字あり。是歟。葦柳當陸別名也。」とあり。予が見たるもの圖のごとし。右等の外、猶取用ひて筆とすべきものあらむ。心をつくべし。又書を成し得ざる者は、指



色白茶なり毛強くふ
とし草根とみえたり。

を以て墨を付くることあり。令曰、「割註」戸令弃妻七出之條、「夫手書與_レ之與_レ尊屬近親_レ同署。若不_レ解_レ書指爲_レ記。」今も山里の者、爪判とて、指のさきにて墨をつくるものあり。古風の残りたるなるべし。さて筆を貯ふる事、遊學往來曰。「割註」天台沙門玄惠撰、「筆持様。夏者不_レ指_レ笠。冬者可_レ入_レ笠。常以_レ鹽湯_レ洗_レ之。爲_レ成_レ毛和_レ也。」常にさやといふものを、こゝに笠といへるもめづらし。才葉抄曰、筆は未染墨新筆とて、文字を書は帶とけひろげてあしきなり。墨をぬりて乾て少し墨枕あるが能や。「あたらしき筆は、濃き墨にてしばく、手習して、さて休めおくべし。かき味よくなるなり。能く遣ひなれて、意にかなひたる筆のそこなはれゆくは、何よりもをしまるゝものなりと、師、常にの給へり。枕の草紙に曰、「割註」人の家につきくしきものゝ條、「人の硯を引よせて、手習をも文をもかくに、その筆なつかひ給ひそといはれたらむこそ、いとわびしかるべけれ。うちおかむも

入わろし。猶つかふもあやにくなり。さおぼゆる事もしりたれば、人のするもいはで、見るに手などよくもあらぬ人の、さすがに物かまほしうするが、いとよくつかひかためたる筆を、あやしのやうに水がちにさしぬらして、こはものややりとかなにほそびつたふたなどにかきちらして、よこさまになげおきたれば、水にかしらはさしいれてふせるもにくき事ぞかし。されどさいはむやは。」此一條は、常々心得居べき事になむ。筆柄の事、藝苑譜曰、宇士新物數奇の筆牀形頗る宜し。夫よりは調度掛をやつしたる筆筒尤宜し。是も黒漆、又は朱漆にして、金泥にて蝶鳥を畫きたる、甚古雅にて宜し。筆管は蕭繹がいひし金銀管は、吾ともがらの事にあらず。黒漆よし。朱漆是に次ぐ。此地にある夜叉竹、及び世にいふ豊後竹、火色さはし篋などの矢竹もよし。右夜叉竹以下の諸管には、金泥にて二三字ほど銘をかくか。太き管ならば蝶鳥をちらし畫くべし。」是に管とかけるはからぶりなり。つか或はぢくといふべし。又黒漆よし。朱漆是に次ぐといへるもいかゞあらむ。朱漆には所謂あることなり。是等の事ども次々にいふを見るべし。明石巻に云、「割註」惟光源氏の君へ道にて筆奉る所、「懐にまうけたるつかみじかき筆など、御車とむむる所にてたてまつる。」柄みじかきは旅のさまなり。須磨の記といふ物にも見えたり。綾小路俊量卿記（五節の野曲）、「割註」此歌の事、平家物語にも出でたり、「しろすやうこそんしの紙まきあけの筆、巴かいたる筆のぢくやれことうとう。」是は五節の舞のうたなり。筆のつかといふは古けれど、ぢくといふもいたく後の事にはあらず。さて筆柄は世に南京陶などをめづる人もあれど、ものかゝむには、竹葦の類ひにしく物はなし。陶はおもく、木柄はあたゝまり覺てよろしからず。藝苑譜にいへる金銀管もめでたきはいふもさらなれど、用ゆるにはいかゞあらむ。さて又巴かきたるは、たゞ紋にしたる事なるべけれど、草花などはかゝで、巴をしもかきたるは心にくし。巴は旋り／＼て盡きさるかたちなれば、いと／＼めでたきぞかし。本朝文粹曰、「割註」大江朝綱、後江相公に奉る書のうち、「抑義實文華。是君家之舊物。春風秋月亦君家之老奴也。斑竹筆大樣墨爲充_レ薪用。各一雙謹奉_レ之、上下略。」是

も竹軸なり。いにしへより専ら竹軸を用ひしなるべし。此朝綱といへる人は能書なり。江談抄曰。天曆御時。野道風與江朝綱常成手書相論之時。兩人議曰。給主上御判。互可決勝劣云々。仍申請御判之處。主上被仰云。朝綱之書劣於道風之事。譬如道風劣朝綱之才。如斯道風朝臣にもあらそふてかきなりけれども、世に知る人すくなきは數くべき事なりかし。江家次第曰。(除目の所) 硯、筆、墨、墨一延、筆二管、續飯、續板、小瓶、小刀等云々。執筆以私硯墨筆〔割註〕故實件筆可用白管、小刀給外記令入替。硯、〔割註〕不用唐硯。筆、〔割註〕不用丹管斑竹等。除目行はるゝ時、白管を用ひらるゝは、只生質のまゝなるを賞し用らるゝの表歟。唐硯を用給はざるも、心ありての事なるべし。漢籍詩經に、靜女其嬈貽我彫管。とある彫管は、赤軸の筆の事にて、女史専ら此彫を用ひ、赤心を表したるよし、ものに見えたりと菊池之則いへり。我國むかしより誓詞を書くには、必赤軸の筆を用ふるならひなるもありき。こゝろをあらはすなるべし。東鑑曰。〔割註〕治承六年賴朝公伊勢大神宮へ奉り給ふ御願書の中、抑東州御領如元久不可有相違留由、任二宮注文染丹筆二天筆レ免畢。此丹筆も同じこゝろばへなるべし。唯誠心をうつし出すべきことになむ。雲葉集に、行成卿、

千とせまであととまる筆の跡なればかく人がらやひとものばむ

天朝墨談卷之五

○墨

和訓葉に云く、すみ。墨をよむは、そみの轉染の義也といへり。江州丹波の制尤ふるし。其色淡墨にて
龜薄なりし。新續古今集に、熊野より歸まうでくと聞て、よき墨や侍ると尋ける。古今著聞集に、後白河
院熊野詣に、藤代の宿にて國司松烟を積て御前に置たりと見えたり。爲重の歌、「あふ事を松にかけたる
藤代の墨の名しるきかちの玉づさ、」朝野羣載に、伊與國墨、讃岐國墨。新猿樂記には、淡路墨と見え
り。我邦の製、高麗の僧傳へし事、推古紀に見えて、南都正倉院の古墨にも、新羅柳家上墨と書せり。
〔下略〕、墨すりて沫立に、耳のあかを入る事は、大雙紙に見えたり。炭は墨より出たる語なるべし。〔下
略〕此染の義とて、そみの轉といへる説はいかゞあらむ。また炭は墨より出でしとは誤れり。炭は其名、
神武天皇の御卷に見えたり。墨はいと後に唐土より渡りしものなれば、前後の違なり。墨は炭と同言な
り。炭を抹にして、膠にてかため墨を作りしものなれば、全く同物なり。今もよき墨こそあれ。あし墨
は炭の抹也。また油煙も、松煙も、煙りといへば品違ひたれども、物に付たる所にては炭なり。すでに
鍋炭といへるにて知るべし。墨をする時、沫立に耳のあかを入るゝ事、大雙紙にありとも清からざるわ
ざなり。沫立は墨新しき歟。又は墨の形厚きゆるなるべし。厚からば少し斜にして、手前の角よりす
り、又取直して向を手前にしてするべきなり。如斯すれば、大かた沫立ことなし。もしそれにて沫立
たば、硯も墨も取かへて、他の硯墨にてするべき也。耳のあかを入るゝはいかにも清からざる事なりか
し。墨は昔はもはら松の烟にて造りし物と見えたり。和名抄曰、墨。蔣魴曰、墨〔割註〕音目、和名須
美、以松烟和膠合成也。〔延喜式曰、〔圖書寮、〕凡造墨長功日燒得烟一石五升。煮烟一斗五升。〔割
註〕二日二夜乃得熟、中功短功亦同。〕成墨九十三延。〔割註〕長五寸、廣八分、料膠一斤、凡年料所造

墨四百挺。(長五寸、廣八分、)絹七尺八寸。(篩墨料、)綿八兩。(拭墨料、)今はさまざまよき墨を造り出すまゝに、さまざまの物の油をたきて作れり。建綾足大人の詠草に、故梅園の石液墨を得て、「しなさかる越の石氣の煙もてつくれる墨をけふ得つるかも。紅花油などをもて作れるもあれど、石液はいとめづらし。此うしは畫をもよくかゝれ、畫の名は寒葉齋といへり。畫譜のうち、和漢雜畫の自序に、「割註」是は畫の事なれども、文字のうへにても、かくあるべき事なればぬき出たるなり。」夫畫のよきとは、一ツには心の高き、二ツには筆のいたれる、三ツにはよく物の心をかいとる是なり。(中略)、某三ツがひとつだも易からなくに、(上下略、)心の高きとは、己れおもひあがりて、世を見下す事にはあらず。またから人の心高上なるべしといへるは、いかなる事にかしらず。我國にて心高しといふは、高産靈神の御靈を得て、天地にひとしき位をいふべし。筆の至れるとは、筆のゆく所おのづから天地の法則にかなへるをいふ。是則心の高きより出る事なり。よく物の心を書きとるとは、人物鳥獸草木はもとよりに、山の心、水の心をもよく知りて、其心を書きとる也。かく萬物の心を知る事は、天地の心をしらではかなはざるなり。是も又心の高きより成る事なり。かくあれば、其物々に魂入りて生きて見ゆる也。文字にても同事なり。是天の御心の萬事に應ずる處ぞかし。さきんぐにいへるをてらして見べし。されば、此三ツは離れんぐにはなるまじき事なるを、三ツが一ツだにやすからぬといへるは、少し心ゆかずかし。さて古墨の事、好古小録に出たり。江州武佐墨、梨家烟など圖を出せり。梨家烟は南良興福寺妙喜院に墨摸あり。大師、唐より將來する所といへり。我友高島正興、此梨家烟の錢墨を藏せり。試るに漆のごとし。正興曰、此墨は彼妙喜院の墨摸を以て、當時、南良にて作りし物なるべし。古雅なること愛するに堪へたりとて、其記を作りて是にそへて秘めもたり。墨はいかにも古きよし。されども、しめりぬれば膠氣ぬけてあしくなるなり。漆にてぬりたる箱に入置き、時々ぬぐひたるよし。と入木抄にの給へり。綿に包み、黒漆のものに入れおくよしともに見えたり。又遊學往來曰。若紙古墨不レ付。入二白

水可レ摺レ之。又色紙蒔畫之上墨不レ付。入ニ糯米粉可レ摺也。筆墨之所持之様共。能々裏レ綿。常可レ令墨隨身。松烟者以ニ新蘭可レ裏レ之。若朽者石鍋湯洗レ之。塗レ膠干之可レ用。墨は手のあぶらしみてあしくなるものゆゑ、むかしは墨柄といふものにさしはさみてすりしなり。此圖、麒麟抄に出たり。形さまくあり。雅遊漫録に出したる形は、菊池之則がもてるのと同じ蒔繪して美しきもの也。是は墨の大小によりてあひがたく、いとたよりあしきものなり。さまはいやしけれど、今童の用る竹にてはさむものは、いとたよりよきものなり。それも短くなりてこそ、始のほどは紙にて包みて持たるよし。紙はいともかたき紙よし。むくくと毛おひて落ぬれば、墨にまじりてあし。金箔をおきたるは、手のあぶらとほらざるためなり。見るも美麗にしてよし。墨は力を入れず、ゆるやかにたゞしくするべし。彼俄鬼にすらせ忘るべかず。墨のゆがみたるは心見えなるものなり。狭衣物語に曰、「割註」狭衣の君文かき給ふ處、墨こまやかにおしすりつゝかき給ふ。墨のすりやうにも、さまく心得あり。別々貴人の前にては心得あることなり。續古事談曰、宇治左府内覽臣にておはしける所、入道大納言光頼卿職事にて、院より御使に参りて物を申されけるに、あまり題目多く重りければ、左府仰せられけり。事しげくなりぬもくろくやありぬべきとて、御簾の内より硯紙を取出て給ひたりければ、紙おしをりて少しもうち案ぜずかゝれけるが、餘りにたやすかりけるを御覽じて、めして是を見給ひけるに、書きざま誠にめでたかりければ、しきりに御感ありて返し給ひつ。光頼、座を立て後仰られけるは、あはれ職事や。又世にかゝる者出来なむや。ゆゝしき君の御たからかなと仰られて、たゞし一の人などの御前にて、御硯給ひてつかふやうぞ、いまだならばざりけると仰られけり。「古今著聞集に曰、後白河院御熊野詣に、藤代の宿につかせおはしましたりけるに、國司、松煙をつみて御前におきたりけり。花山院左府中山太政入道殿、其時右大將にて御前に候はせ給ひたりけるに、此墨、いか程の物ぞ心見よと勅定ありければ、おとゞ右大將にすゝめ申されければ、硯を引よせて墨をとりてすらせ給ひけり。その様、除目の執筆の定なりけり。左府見とがめてしき

りに感歎せしき有けり。「江家次第曰、磨_レ墨事。「割註」除目薄墨。叙位濃墨云々。一度磨_レ之不再磨。凡爲令水皆爲墨久磨之。」是等の事も心得おくべし。猶墨のすりやう、筆に墨をふくませやうなど、こまかなるところまでもくはしき御傳あり。門に入りて知るべし。昆陽漫錄曰。書史會要曰。南海商人船自_ニ其國_一還。國王第興照書稱_ニ野人若愚_一。又左大臣藤原道長書。又治部卿源從魚書。凡皆二王之迹。而若愚章特妙。中土能書者亦鮮。能及紙墨光滑。左大臣乃國之上相。治部九卿之一也。ト按ズルニ、清異錄ニ云、「割註」前に出したる興能善書ことをしるせり。これを略す。「是には紙墨光滑とあり。前に出したる繭紙の所には澤ありといへり。吾國の國がらとて、萬のものうるはしく光澤あること、他邦にすぐれたるを見るべし。狭衣物語に曰、「割註」飛鳥井の姫君を道成が舟に乗せてゆくに、狭衣の君の書給へる扇のありけるを、姫君見給ふところ、「御扇の枕がみにありけるが、手にさはりたるもこゝろさわぎせられて、先とりて見れば、涙にくもりてはかゝしうも見えず。墨ばかりぞつや／＼として、たゞ今かき給へるさまなるに云々。」月日經たれども、墨色うるはしく潤澤ありてぬれたるやうなれば、只今書たるが、いまだかわかさるを見るやうにありし也。是はよき墨、よき紙ならでは、つや／＼とは見えざる事なれども、第一は手のよしあしによるなり。同じ墨紙を用ひても、手あしくては美しき光澤は出ざるなり。是筆遣ひかたあたりなるゆゑなり。能書は皮肉骨具足りたるゆゑ潤澤を含む也。恰肉顔を見るが如し。是其術至り、心氣充滿たるよりして、文字に精靈の入れるなり。さき／＼いへるが如し。さて又、時によりては、墨ならぬものにて書きたるもをかしかるべし。北邊隨筆に、堤中納言物語に、たゞう紙に草の汁して歌かける事のあるを出されたり。此物語いまだ見ざれば、その時のさま知られねど、旅などよりおこさむ歌、草のしる、あるは花などのしるにて書きておこせたらむは、いとあはれにをかしかりぬべき事になむ。前に出したる元亨釋書にいへる石墨の事、本草綱目曰、「割註」五色石脂之條、「黑石脂。「割註」別錄曰。一名石墨。」一名石涅。時珍曰。此乃石脂之黑者亦可爲墨。其性柏舌與_ニ石炭_一不_レ同。

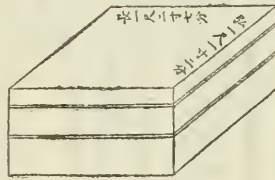
南人謂之畫眉石。許氏說文云。黛畫眉石也。本草綱目啓蒙曰。(黑石脂之條)、一名黑石。(品字箋)、大和本草黒土ヲ載ス。即チ黒石脂也。云城州山科ノ東、牛尾山觀音堂ノ後ニアリト。此土黒シ。乾ケバ微青色ヲ帶ブ。又此外處々ニアリ。天台山、嵐山、水尾、貴船、幡枝、大原、吉田、澁谷、鷹ヶ峯等ニアリ。砂ヲ去リ石筆ニ造ル。(下略)、「大和本草曰、黒土。山州山科ノ東牛尾山觀音堂ノ後ニ黒キ土アリ。青色ヲオブ。ネバクシテ細シ。筆ニ浸シテ字ヲ書クベシ。僧是ヲ用テ佛經ヲ寫ス。膠ヲ不レ用。清潔ナル故ナリ。(下略)、「是等も心得居てよかるべき事になむ。

○硯

和名抄曰、硯。書譜云、用硯之法。石爲第一。瓦爲第二。(割註)硯音五旬反、訓須美須利、「すみすりを略してすゞりといふなるべし。新撰字鏡曰、研、研、甞、硯。(割註)四形同。牛堅五崩二反、平又五見反、去善也、礪也、熟也、窮也、止支彌加久、精也、「是にはときみがくとありて、すゞりといふ事なし。また歌に見る石とよむ事は、文字の旁と篇を分けていへるなるべし。されども朝夕に見る石なれば、文字によらずとも、見る石といはむ難なかるべし。七十一番歌合に、硯士のうた、「かきのから月かけ見れば土佐石の星のひかりはすくなかりけり。「逢ふことは猶かたければ硯石金剛しやうもかなはざりけり。「此詞書にいはいはく、しやくわう寺は白みかたくてきりにくき。「延喜式に、猿頭硯、猿膝研といふあり。いかなる形なりけむ。好古小録に、東大寺古陶猿頭硯の所に、朝野羣載に、猿頭硯と瓶とを尾張國へおふせて進上らせし事をひきて、延喜式にいへる猿頭硯も、石研にはあらざるべし。古昔は瓦陶の硯を用て石研はまれなりしよしといへり。さては、此歌合のうたをもひきて、此時始めて土佐石王寺の硯材の事みゆ。今は諸國に石材出て乏からずとて、雨端、鳳足、月輪、金砂など數品を記せり。雅遊漫録にも、硯材の出る所をしるしたり。其中に日向うどの濱より出るは、自然の硯の形なるよしといへり。硯などは、後世ほどよき材は見出るなるべし。桂林漫録、好古日録等に、古硯古墨の事ども多く出たり。

その書にて見るべし。木硯のことも出たり。今も竹硯を軽くてよしとて、旅の用にするものあり。いかゞあらむ。硯といへば石ぞ宜しかるべき。他物は乾きやすくあしかるべし。文字も石にこそ雙びたなれ。和名抄にも、石を第一とすといへり。麒麟抄に、以瓦硯爲本とあるは、瓦硯は公事に用ひ給ふものゆゑなるべし。公事に用給ふ事、右筆用心抄に見えたり。茅窓漫録に、大雅堂の所持せし舶來の澄泥研の圖とて出せり。犬などの頭の形したり。いと奇なる形なり。其所にいはいはく、朝野羣載に見えたる猿頭硯、兼良公藤河記に見えたる龍尾硯の類ならむといへり。猿頭といへる名につきての説にて、證とはしがたし。此圖のさま、官物に用給ふべきさまともおもへらず。好古日録等に圖を出せる松蔭の硯、忠峯がたなど、さまざまみやびなるもあれど、かたち異なるは、うち見にはめづらかにこそあらめ。用ゆるには不便なるべし。只常さまの硯ぞ、あくことなくてよろしかるべき。七十一番歌合の繪にも、只常の形の硯をぞかゝれたる。類聚雜要抄に出たる重硯宮の圖、寫して左に出す。此硯の形も異なる事なく、おだやかなるを見るべし。江談抄名物の條に、硯の銘、露、鷄冠木とあり。是等いかなる形なりけむ。知るべからず。又古硯とて強ち尊むべからず。形に吉凶の差別ある事なり。心すべし。た□□つべきは、石質こまやかにて、しかも堅く、古墨もて磨るに馴合よく、又墨水早く乾かざる硯なり。かゝる硯をこそ名硯とはいふべけれ。古硯名物には、いかばかりよき硯もあるべけれど、得らるべきにもあらねば、赤間關の上品、雨端、石王寺、鳳足、金砂等を取交じへ、夏冬によりて用てよろしかるべし。此五品を試るに、赤間關は品高く

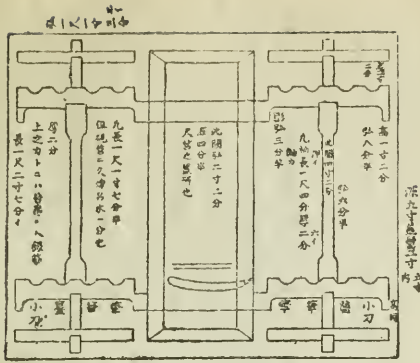
重硯宮形



蒔料金廿三兩、漆七合、磨料六百疋、裏塗三疋、口白料三斤、單功六十疋、螺鈿斜八百六十疋、同堀料七十疋、同塚料書料九十疋、
料木三寸半板六(イ八)尺弘一尺二寸木道料六十疋、

重硯宮上直様

享徳依信原功百疋硯宮敷物細イ油桶承平四年中宮御賀調
度被用之懸子下入之云々

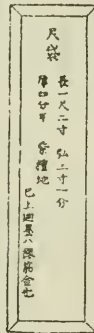


尺段口形



中ヲソカヒニシテ實ニ固付テ左
右ヲ開也

又尺段ト云



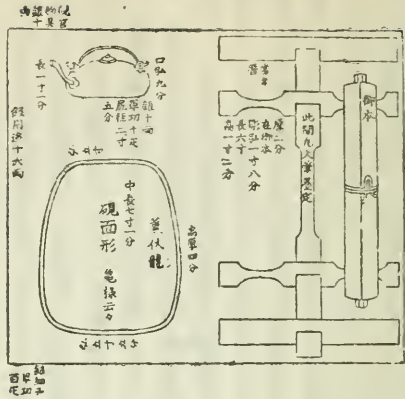
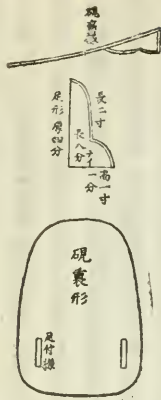
尺 尺 弘九分半 厚一分 牙又寄禮用之



寄禮ニハ繪ノ横線也

ゆべし。堅き硯にても、裏をすきたるは柔らかに當りて、墨の磨味よきものなり。只硯は度々洗ふべし。夏はいよ／＼しげく洗ふべきなり。好古小録に、小研匣といふものを圖せり。後三年繪卷物にも出たるよししるせり。平家物語に云く、平大納言ときたどのきやうその時、いまだ左衛門のかみにておはし

き硯は、いとにく／＼うちもわりつべきこちぞずる。旅などにてものかくに、硯面あらくして宜しからずは、むくの葉にて硯面を磨りて用ゆべし。しばしは墨こまやかにあるものなり。夏は堅き硯を用ひ、冬は少し柔らかなるを用ゆべし。寒夜など堅きすゞり墨合ひがたくば、肌などにて少しあたゝめて用



重硯宮下重様

けるが云々。ふところよりこすざりたゝふがみとり出し、一筆かいて大衆の中へおくられ云々。今樂人の篋の箱に用ゆるものなり。墨汁を貯へて旅用にせしなり。萬葉集卷十六（鹿のうた、）我身者御墨埜（上下略、）かくあるにて見れば、古くより硯ならでも、墨汁を貯置きて物書きし事もありけらし。旅の用にのみせりともいふべからず。硯の面の塵を吹くまじといふ事は、古くよりいへることなり。麒麟抄にも出たり。夫木集に伸正、「偽りの名をのみたてゝあひみぬは墨のうへのちりや吹きけむ。」是にてみれば、古くよりいひ傳へたる事と見えたれども、何ゆゑにあしといふ。其ことのもとは知られず。又硯の面に物かくをいむこと、橋姫の卷曰、「割註」宇治の八宮姫君だちのことならばし給ふところ、「姫君御硯をやをらひきよせて、手習ひのやうにかきませ給ふを、これにかき給へ。硯にはかきつけざんなりとて、紙を奉り給へば、はぢらひてかき給ふ。」かくあるにて見れば、もはらいみあへりし事ときこゆ。此處、湖月抄の注に、河海抄をひきて、菅家の御日記にも、硯の面に不レ書とありといへるをあげたり。是も古き諺と聞えたり。今世に「見る石のおもてに物もかくざりきたけの楊枝も遣はざりしに。」といふ歌を、菅神、都を出給ふ時の御作といへど、たしかなる傳もなければ、御詠ともきは

めがたし。或人曰、硯面に物かくは、人を讒言することをいへり。人前にて密に見する時のしわざなり。たけの楊枝とは長き楊枝なり。貴人の前にては長き楊枝を遣ふは無禮なり。一首の意は、人を讒する事もせず。又無禮なる事もせざりしにと、うち歎き給ひしなりといへり。此説おもしろきやうなれども、猶此うたにつきて設けたる説なるべし。菅家傳記拾遺抄曰。或説云。在_レ配所_レ吟_レ詩詠_レ和歌。以_レ紙筆_レ爲_レ忘憂友。雖_レ然_レ悲淚最難_レ盡。我遭_レ無實讒。世諺云。吹_レ硯塵_レ有_レ節。用_レ楊枝_レ則受_レ無實。仍詠_レ之和歌曰、「都にて硯の塵も吹かざりし節の楊枝もつかはざりしが」とあり。是はまた少し違ひたり。さまざまにいひ傳へしなるべし。高島正興も此文おだやかならず。信じがたしといへり。硯面の塵を吹かざる事も、硯面に物かくまじき事も、その事のもとを知るべからねど、古くよりいひなる事といひ傳へたる事なれば、今もいむべき事になむ。觀鷲百譚曰、上代は硯を左に置、紙を右に置いて習ひしなり。證據ある事なり。今こゝに略_レ之。」といへり。此上代といへるは、和漢いづれの事にや。我國の古へ、常に硯を左に置きしといふ事ありや。管見の知る事にあらず。されども源氏物語などのさまを見るに、勝手あしき左に置きたるさまには見えす。廣きもの、或は卷物などを書くには、左に置いて書たるなるべし。閑田次筆に出たる古畫の寫し、小野道風の像といへるには、硯を左に置きたり。又或書に机の事をいへるに、筆返しを一方に付て、一方にはつけず。卷物を流して書くため也といへり。書きたる所を卷けば墨うつるものゆるゑ、右の方を流して書くなるべし。然れば、硯は左にあるべきなり。是等は其物によりての事なり。常の事にはあらず。師曰、硯は紙の長短により、左右紙先其得手をよろしきにおくべきなりとの給へり。

○水滴

水入はいにしへとても、さまざまの形なるがありけるなるべけれど、大かたは硯瓶とあり。又龜の形したるを用ひたりと見ゆ。和名抄曰、水滴器。御覽寺目錄云。水滴器。(割註)今按。和名須美數理賀米。延喜

式曰、(圖書寮、) 凡行幸從駕御研案一具。(割註) 研一口、筆十管、銀小瓶一口、墨四挺、雜色紙數不_レ定、末摘花卷に、(割註) 源氏君戯れに御自の顔に紅粉をつけ給へるを、紫上のごひ給ふところ、(御硯のかめの水に、みちの國紙をぬらしてのごひ給へば、) 榮花物語に、(石蔭の卷、) 御まへのなでしこを人のをりてもて参りたるを、宮の御まへの御すよりがめにさ_レせ給へるを、東宮とりちらさせ給へば、(是等にて見れば、口廣き瓶をも用ひしとみゆ。水瓶の事、古書に所々に見えたり。是はじなどにて汲みけるなるべし。水はいかに清き水といふとも、濁りあるものなれば、瓶に入て置けば、濁りは沈みて、上はいと_レ清くすむものなるを、じなどにて汲みとらば、いとよろしかるべし。されども日々に新なる水を用ゆべきなり。夜鶴庭訓抄に曰、硯瓶ハ一銀、二茶碗、三貝、四銅、(龜の形なりける事は、本朝文粹曰。七月三日陪_レ第七親王讀書閣。同賦_レ弓勢月初三應_レ教。源順。先朝第七親王讀書閣。去年以來筆硯生_レ塵。匣中水龜含_レ冬冰_レ而徒咽。(下略、)「かくあると、枕の草紙にあをしのがめ(割註)此文、下に出せり。』といへるにて知るべし。龜は形もよくことに壽をめづるものなれば、貴人も用給ひしなるべし。されども常に用ゆるには、前に出したる類聚雜要抄の圖にある水入の如く、嘴はそくさし出たるは、水を出すに、少しくも多くもこゝろのまゝになりていとよし。猶人々の好みに隨ふべきなり。

○文 鎮

江家次第曰、「(割註) 外記政の所、」 史生取_レ文置_レ案上。以_レ鐵尺_レ置_レ上退中云。「今手習ふ童子のもたるけさんといふものは是に似たり。けさんといふ名は、けうさんとまぎれたるか。けうさんは、同書曰、「(割註) 直物所除目の時、召名の中央錯等あるを直すところなり。」 先取_レ刀削_レ之。(割註) 若摩穿所有_レ紙配_レ之。下亦同。」 次置_レ刀執_レ筆書_レ之。次刺_レ夾竿。「夾竿けうさんといふ。此所頭書曰。夾竿長三寸以_レ竹作_レ之。以_レ絲結_レ之。或以_レ紙捻_レ結_レ之。兩説也。」 とあり。是は竹にて作りて紙をはさみおくるなり。枕草紙にも、御さうしにけふさんして云々といへるも、よみきりたる所を、けうさんにはさみおける

なり。又けさんは堺等敷。此名、ものに見たる事なけれど、紙に界引きてものかく事あり。源氏にかけたりといへり。折目付て書くを折堺といへる事、江家次第に見ゆ。白界をひくを竿界といへる事も物に見えたり。されば界ひくために用ふる具にて、けさんといへるを、紙のおさへにもかり用ひたるなるべし。文鎮は何にてもうるはしき物を取り用ひたるよろしかるべし。輕き重き、長き短き、さまざまもちたるよし。

○机（文臺）

和名抄曰、書案。「割註」俗云不美都久惠、「和訓栞」に曰、つくゑ。机案をいふ。坏居の義。きすの反くなり。今専らに文机を稱せり。されど飲食の具を本とす。日本紀にも、百机飲食をもよりのつくゑものとよめり。古事記に、百取机代物に作る。儀式帳に、机代二百十前とみゆ。式に、切案、高案、大案など見えたり。源氏にみそのつくゑおきもの、つくゑ、建武年中に、白木のつくゑなどいへり。「つくゑは、神代卷保食神、月夜見尊に饗し給ふ所に出たれば、もと飲食の具なる事は勿論なり。萬葉の歌にもそのさまによめり。されども、つくゑといふは、つきすゑの約にてあるべけれど、坏居の義にてはあるまじく、これはついがさね、ついたてなどのついは、つきの音便にて、つきかさね、つきたてといふ事なる。そのつきにひとしく、すべて物をやすくすみやかにする事をつきといへる也。日本紀に、急居を菟岐手と訓るにても知るべし。つくゑはこゝにもかしこにも、意のまゝにもてゆきてつきすうるものゆゑ、つきすゑといふを約めて、つくゑといふなるべし。然れば、何にても居るものゆゑ、書案、置物案、研案などいへり。机案の名、延喜式に多く見えたり。又眞淵大人の古器考に、圖をもしるしてくはしくいはれたり。延喜式木工寮の所に曰、研案。太政大臣案。「割註」長四尺五寸、廣一尺七寸、高二尺三寸、「左右大臣案。「割註」長三尺五寸、廣一尺六寸、高二尺一寸、三位准此、「四位五位案。「割註」長三尺二寸、廣一尺二寸、高一尺七寸、「是は公事ある時、執筆の料と見えたり。是等は朝廷にて儀式の物な

れば、常に用ふべきさまにもあらず。詩歌を書くにも手習するにも、机によりて書く事は、勝手よきまゝにとり用ひたるにて、貴人の前はいふもさらなり。私のすさまにも、下におきて書くが常の事と見えたり。葵卷に、「割註」葵のうへうせまし、後、源氏君のこもり居給ひしさまをいへるところ、「御帳のまへに御硯などうちちらして手習ひすて給へるを、」胡蝶卷に、「割註」玉かづらの君のかたへ、源氏君渡り給へる所、玉かづらの君のさま、「手習ひなどしてうちとけ給へりけるを、おきあがり給ひてはぢらひ給へる顔の色あひ、いとをかし。」是等みな、下におきて書けるさまなり。狭衣物語、大和物語などの繪本にも、皆下におきて手習ひする圖あり。されど、机によりて書く事も見えたり。調度歌合といふものに、「割註」机がよめるうた、「袖かけて硯をならしかく文と人にすみつくえともならなむ、」是はまさしく机によりて物かけるさまなり。手習机の寸法、昔のあともあれど、畢竟人々の身に應じ、宜きほどに作るべし。是等は古き跡をのみ守るべき事ならずかし。さて又、文臺の事、是も手かくものは心得居てよかるべき事になむ。文臺考といふものに、古今のさま、圖をも出してくはしくしるしたり。其中一二を此處に出す。山槐記曰、治承二年六月十七日。今夜有内御作文。(中略)、召文臺。「割註」土高坏上置朝餉御硯篋蓋。」(識者説云、是上古ヨリノ文臺ト云ヘル如レ此也。硯ノ蓋ヲウツムケテ高坏ニ載スルナリト云。)-弘仁内裏式云、九月五日菊花宴曰、内藏寮立文臺。「割註」鋪虎皮立臺上居革箱。」(按ルニ、此文臺トアルハ、山槐記ニ所記ノモノト異ナルヤウナリ。凡案ノ類ノヤウニ見ユルナリ。)續後撰(秋中)云、九月十三夜十首歌合、昔の長柄の橋ばしらにて作りたる文臺にて講ぜられ侍りし時、名所月、太上天皇、「月も猶長柄にくちし橋柱有とやこゝにすみわたるらむ。(按云、此御時の文臺は、今時の文臺のさまのやうに聞え侍る。或人云、今ヤウノ文臺ハ、足利ノ末、宗祇ノ比、連歌ノ用ニナシタリト思ヘリ。濫觴タシカナラズ云々。後深草院建長二年ニ撰上ナリ。太上天皇ハ後嵯峨院ノ御事ナルベシ。)明月記建永二年三月七日條云、御幸賀茂社ニ有歌合。以榊枝爲文臺。枝本向御社方。以木葉面-

可^レ爲^レ上之山有^レ仰。其儀了又幸^ニ上御社^ニ有^ニ歌合。以^ニ松枝^ニ爲^ニ文臺^ニ云々。(按云、此珍ラシキ事也。三輪社ナラバ杉、住吉社ハ松、稻荷社モ杉、北野社ハ紅梅、松ノ類ヲ可^レ用歟。)續拾遺集、中納言に侍ける時、賀茂社にまうで侍りけるついでに、榊の枝を折りて歌講じ侍りける後、ほどへてかもの季保が許につかはしける。後土御門内大臣、「千はやぶる神に頼をかけ置きし榊の枝のをりぞわすれぬ」(私云、是モ文臺トハナケレドモ、明月記ノ趣ニ似タリ。)猶くはしくは本書にて見べし。さて此明月記の文は、年山紀聞にも出されて、それには社頭の文臺と題せられたり。明月記も、續拾遺も、社頭にての事なれば、必社頭にて用ゆる例なる歟。安藤ぬし所見ありて、社頭の文臺と題せられしにや。それはともあれ。いとすがくしく覺ゆるわざなり。しかし是は時にとりてかりの事と見えたり。此もとは延喜式に、(木工寮の所、)榊案。「割註」以^レ檜爲^レ之、長五尺三寸、廣三尺四寸、高二尺五寸、とありて、江家次第に、「割註」公卿勅使進發并路次儀のところ、「次着^ニ直會殿。「割註」入^レ自^ニ北戸^ニ着^ニ西掖座^ニ南面、「兼居^ニ使以下酒肴。結^ニ黒木^ニ爲^レ机。「割註」以^ニ檜木葉^ニ付^ニ机等脚^ニ編^レ葉敷^レ面、「作^ニ小宮^ニ盛^ニ菓子肴物。」とあるは、式にいへる榊案にて、明月記にいへる木の枝を用ゆる事は、此しもとづくゑの意なるべし。榊案を結びづくゑともいふよしなり。されば木の枝をかりに用ゆる時も、此名をかりて、榊の結びづくゑ、紅葉の結び机などいはゞ、名もいとみやびなるべし。むかしは何にてもかり用ひ、歌などを居うる時は文臺といへるなり。承安二年尙齒會の繪卷物の文に曰、次に講者のわらうだを、宮内のかみのまへにおかす。又文臺(蒔繪硯箱蓋)、をおくかのまへにむかへたり。「割註」侍、これをとる。「宮内のかみわがかたにむかへるたよりなきよしをいひて、座の上のかたへおしやる。次に和歌をおく序につきて、清輔先置南のすのこしきを経て、文臺のほとりによりてひざまつきて、歌をおきて本の座にかへる。(上下略)是に硯宮のふたを文臺といへるにておもひみるべし。其用ひやうは圖にて知らる。只何事もみやびにあるべきなり。藝苑譜曰、凡そ文房の具、奢侈は禁すべし。分に應じて物ずきはあるべし。大様塗物

蔣繪物をよしとす。世にいふさびもの、物數奇に過ぎたる物はむさくきたなし。貴人及び巨豪などはまだしも可ならむか。中等以下の資産あるもの、又は窮儒、貧生などはさび物を用ゆべからず。飲食の器

七変の壺に、あはりく



下の人の、
の出略す

ちて、くびのかぎり穴のほど見えて、人わるきなども、つれなく人の前にさし出づかし。或人曰、筆硯などこそあれ。机のうへは美麗なりとも、それにてあしき手の能くなるものかは。間のうち机上は塵ばみきたなげなりとも、心だに清淨なればよきなりといふ人あり。いかにと問ふ。答曰、げに心を根元とする事はいふもさらなれど、しかかたくなしていふべき事は。莊嚴によりていよく心も清淨になるものなり。すべて天地の間にあるもの、無用の物と見ゆるが多けれど、其無用がことよく有用なればこそ、天是を生じ給へ。その理りは凡知をもて知るべき事にあらず。たとへば、鳥の翼は空を飛行する

は猶更此心得あるべし。枕の草紙に曰、「割註」人の家につきづきしきもの、條、「硯きたなげに塵ばみ、墨のかたつかたにしどけなくすりひらめかし、ろうおほきに成たるが、さゝしなどしたること、心もとなしと覺ゆれ。萬の調度はさるものにて、女は鏡硯こそ心のほど見ゆるなンめれ。おきくちのはさめに、塵居など打捨てたる様こよなしかし。男はましてふづくゑ清げにおしのごひて、重ねならずばふたつかげこの硯のいとつきくしう、まきゑのさまもわざとならねど、をかして墨筆のさまなども、人の目とむばかりしたてたるこそをかしかれ。とあれどかゝれど、同じ事とて、くろばこのふたもかたし、おちたる硯わづかに墨のゐたる、ちりの此世にははらひがたげなるに、水うちながしてあをしのがめの口お

爲めのものなれば、黑白翠紅の文彩は無用のものにて、衆鳥鳶鳥の如くにてもあるべきに、其ものそのものによりて、天是に文彩を興へ給ふは何の用ぞや。能くおもひ見給ふべしと答へぬ。

○書 齋

書齋は靜なる處をよしとす。麒麟抄曰。凡書學人常居樓臺。靜心腑。鎮翫翰墨。(下略)、「是は必樓臺をよしといへるにはあらず。靜かなる所をよろしとするなり。同書に、宗弘禪師手習の詩をあげたり。其詩曰。先須靜心。餘莫追尋。春花秋月或浮或沈。」常に心をしづめ、春花秋月をも心裏にうかめて、うや／＼しくみやびに手習ふべし。事ありていかに騒々しき中にて物書くことありとも、少しもたぢろがぬやう、心氣の治りは常の鍛煉にある事なり。然れども、心氣だに治ればよしとて、成るべき事をもせざるは、なか／＼なるべし。松が枝の卷に、「割註」源氏君もの書給ふ所、前にも此處の全文を出したり。例のしん殿にはなれおはしましてかき給ふ。「是閑寂なる所に居て書給ふなり。かばかり勝れたる人にて、大事の品は靜かなる處に居てもなし給ふ事見るべし。されど餘り靜かにてさびしからむもあしかるべし。女房など二人三人くちをしからぬ限りさむらはむぞよろしかるべき。かしこにいへるさまおもふべし。

或人曰、ふみ見手習ふには、南の屋は眼いたみ、北の屋は氣つかる。青葉を見るよしといへり。さもあるべし。軒近くはみづえさし、しげりにしげりゆく木のいと高くはあらぬよし、見るに心うきたつものぞかし。常磐木は遠きよし。ふとやかなる松五本ばかり高やかに立なみたるを仰ぎ見やりたるいとよし。月のくまとなるがにくく覺ゆるも、なか／＼にかし。軒に立てる木は桐よし。ふくつけきまでひろがりて、日影をさふるよ、雨にも音きゝたるいとよし。

春は軒ちかく梅うゑたる、東向の屋よし。うらくと照れる日かげに、梅のうちかをりたる、待人の香になどうちすんじつゝ手習ひたる、こゝちいとよし。花盛なる頃は、野に山にあくがれて、千代も經ぬ

べしときどひあるき、筆のゆくへもうちわすれたるものから、見るものきくものにつきて、思ひうる事もあらむかし。

夏は北おもての屋よし。池の心ひろくほりなし、水草しげからで、魚などのかきつらぬゆくが見ゆる、いと涼し。水は清きこそよけれ。もろこしの何がしを學びて、黒くけがしたらむはあやしかりぬべし。集るとはあらねど螢もつどひて。

秋は西といはまほしけれど、入日かけきら／＼とさし入りたるは、いとさびしく、筆も硯もなげやりつべきこゝちしてまし。山高く築き、もみづべき木などうゑたらむも、あながちなるべきにや。みじかき日はともかくも過して、ともしびのもとにて手習ひたるぞよき。蟋蟀のかたへさらす、夜すがら鳴きたるに、時雨のさとふり過ぐるなど。

冬は南おもてなるべし。いとよわき日かげの、雪にはやさされて、くま／＼まであかう見ゆるよ。遠き山々など見はるかす高き屋もよし。

○雜事

物の結び目に墨を引く事心得あり。江家次第曰。(除日の所、)大臣卷大間。(割註)加懸紙加封、一次結固成文結之。上引墨。(割註)引結目上並成文等也、豎筆端書之、横筆端時不悦云々、結目に墨をひくは、其所に心氣をとどむるなり。故に人、密かに解見る事能ざる也。されば筆端を横にしては、心氣とどまらざるゆゑ、不快といへるなるべし。

枕の草紙に云く、「割註」主上の御前にて清少納言うたかけるところ、しろきしきしおしたゝみて、是に只今おぼえむふることひとつづかけとおふせらるゝ。(中略)、「としふればよはひは老ぬしかはあれど花をし見れば物思ひもなし。といふ事を、君をし見ればとかきなしたるを御らんじて、たゞこの心はへどものゆかしがりつるぞと仰せらるゝついでに、圓融院の御時、御前にてさうしに歌ひとつかけと、殿

上人におふせられけるを、いみじうかきにくくすまひ中人々ありける。さらに手のあしさよさ、歌のをりにあはざらむをしらじとおふせられければ、わびて皆かきける中に、只今の關白殿の三位の中將と聞えける時、「しほのみついつものうらのいつもく君をばふかくおもふはやわが。といふうたのすゑを頼むはやわがと書給へりけるをなむ、いみじくめでさせ給ひけると仰せらるゝも、すゞろにあせあゆるこゝちぞしける。

年山紀聞に曰、和歌に缺字、宜胤卿日記永正四年閏十月一日云、自濃州左衛門督(基音卿)狀到來。先日返事也。有レ歌、

心ある君にとはれて三とせふるあづまの旅のうきもわすれつ

定家卿の御白筆の歌にも、此體ありとてしるされたり。貴人に對ひては、かゝる事も心得あるべきなり。

富士谷大人の詠草、予が持たるを、或人ことくく類題にして、富士谷家集といふものにせむといへり。予、其人にいへりけるは、詠草の歌、たとへば萩のうた、露のうた、月のうた並びたる所に、其時の情によりて一歌にてあかざれば三四首もよみ續けて、一ツの情をいひたる所まゝあり、是を萩露月と分ちて、各その部へ入るゝ時は、きれぐに成りて、作者の本意を失ふ事なり。そのうへ、その年月にて、其人の身の上でありし事ども思ひ合され、言外にこめたる情も知られて感る事あるものなれば、家集とある時は、詠草のまゝにありたきものなりといひ入たりし。色紙、巻物などに古歌を書くにも、此心得必あるべきことなりかし。此頃藝苑譜を見れば曰、詩を選するに數首ある詩を節略して載するのと、唐土人もする事なれども誤りぞ。數首ある詩は第一首を起句とし、終の詩を結句として作るものなれば、何首ありても皆載べし。」といへり。予が思ふ處にひとし。

我國は天の正帯にあたり、寒暑ほどよく、四季正しき國にて、天地の結びすぐれたれば、萬物の靈もす

ぐれたり。故に唐人も君子國と稱せし事、皆人の知る所なり。其事は續日本紀に記されたり。左にあぐ。(割註)文武天皇慶雲元年、粟田真人唐國より歸朝せるところ、「秋七月正四位下粟田朝臣真人白唐國至。初至唐時。有_レ人來問曰。(中略)、問答略了。唐人謂_二我使_一曰。亟聞。海東有_二大倭國_一。謂_二之君子國_一。人民豐樂禮義敦行。今看_二使人儀容_一。大淨豈不_レ信乎。語畢而去。」此真人の事、新唐書日本傳曰。長安元年其王文武立。改_レ元曰_二大寶_一。遣_二朝臣真人粟田_一貢_二方物_一。朝臣真人猶_二唐尚書_一也。冠進德冠頂有_二華鬘四披_一。紫袍帛帶。真人好_レ學能_レ文。進止有_レ容。武后宴_二之麟德殿_一。真人が容姿進退までも勝れたる事見るべし。此外我國のことを、異邦に稱譽せし事、異稱日本傳に多く出たり。彼書にて見るべし。かく勝れたる國なれば、手かく事も、其初、彼に學ぶといへども、かれよりも勝れぬるは、國がらの自然のことにて、其をしへ只手書のうへのみの事ならず。天地自然の道に法をとり給ひしものにて、此道則治國平天下の道なり。太祖尊圓親王、ねもこゝろにさとし置給へり。世に懸幅屏風などを書ちらし、是を上なきわざとおもへるたぐひとは大にことなり。然るに、無爲にして品高ききは目も及ばねば、からぶりのわれはがほなる癖ある手を、おもしろく覺えもてはやしぬるまゝに、形ばかりなる石刻を、春の夜の一時にもかふるばかりにぞ成にける。そが中に、肉筆ならでは知りがたきところありと心付たる人々も、我國に勝れたるがある事を知らで、ひたすらから人のをもとむるからに、是を得がたしと歎きわたり、いよゝますゝひがみもてゆけば、世人も是に雷同して、つひにおのが國に勝れたる御をしへのある事を知らぬ世となしはてぬ。しかはあれど、大直日神ましますば、近き比漸々我くにの勝れたることをきゝ知り、筆道も外ならぬ事を知る人も出來ぬるがうれしさに、こゝにかゝる尊き御をしへぞ傳りたるといひしらせまほしう、そゝるこゝろとゝめがたくなむ。

筆とれば筆にとられ、物かけば蚓にさへ笑るゝ、此篤好にしも、いかなる神の幸にかありけむ。去年嚴冬、高田のうし、その人に傳へよとある御をしへなればとて、尊圓親王より神傳へにつたへ來し筆の

道を傳へ給はりぬ。いとも尊く、たゞかしくみにかしこみ居たりけるに、此ごろ師、篤好が心に得たる處を、同志の者にしめすころにて書しるして見せよとの給へるまゝに、難波津の何はしらねど、淺香山あさきころのまゝをしるしたるになむ。

天保二年六月

五十嵐篤好

天地の間にあらゆるもの、神靈ならざるはなし。中にも人は、天地の正しき氣を直に受得かみを内外に俱るが故に靈長とはいふなり。禽獸の如く飛行自在の怪しき通力のなきも、天地の正しきを得たればなり。されば此靈長相應の通力、神妙の術は、唯筆道にあり。筆を執て文字を爲せば、正に心中の清濁淨穢を見はす。敬み恐み恥べし。故に太祖一品尊圓親王は、藝の外心の術ぞと示し給へり。然るに、今世専ら異風の字體行はれ、人の眼を悦ばしめ、又興する類ひ多し。所謂傀儡俳優を愛するにひとしからむか。如レ斯信こゝろを失へること歎くべきわざならずや。こゝに予が門弟五十嵐篤好、國に仕へて暇なき身なれども、太祖よりの御筆意を深く信じ、厚く仰奉り、予に囚み學ぶこと數十年、更に怠慢なし。予其信こゝろにめで、彼より問に應じて、おのづから御傳を洩すこと屢なりしが、猶も奥旨を探り索る志の切なるを感じ、其人に傳へよとの太祖の御遺し言は、此人あるゆゑならむと、去る天保元年仲冬御傳悉く授しかば、實に暗夜に日光を拜したる如く、胸中明朗になりしと歡喜の涙にくれたり。しかして後、日々の切磋、月々の琢磨怠らず。やゝ大旨を得るに似たりしゆゑ、己れこゝろに得つる程をかいつゞり見せよと令しゝかば、翌二年仲夏、此五とちを書つゞりて、予に添削を乞ふ。閱するに、首尾悉く道にかなひ、前代未見の著述たり。かくも太祖の御意を得てしことよと、感喜淺からず。往來同志の門弟に示し、習學のたより且惑を辨へしめむと、頗て留めおきぬ。

龍池院宮尊朝親王御傳流第七世

高田源祐久述

天保二辛卯五月

おほくってくるしからぬ文車のふみと、むかし人はいへれど、今の世のさかしらひとのものをせるは、淺茅が原のあさはかなることをも、秋の野山のにしきあやなし、いさゝ小川のいさゝめことを、高師の濱の浪のあだなるさまに書ちらしたるぞおほかる。さる文どもは、くるしからぬのみこそあれ。みるめのうらのかひあらむやは。今此天朝墨談を見るに、もはら手かくことを論ひて、その道にふれたるものゝ有やうをつばらにしるし、吾大御國のいみじきことゝ、異國々のさかなきことのけぢめを、最中の月のあきらかに説さとされたり。されば、おほくってくるしからぬはさらなり。是らのふみは車のたへぬばかりあらなむとこそおほゆれ。

安政六年五月

最上久成

しるす

無染齋門人

木村壽員

書之

蒼語隨筆

新編五洲大藥房

蒼梧隨筆目次

卷之一、二

步障並行障之考

一五

旅行古今異同

一八

船名稱丸之事

二四

端午轆釜(引兩、鐘馗)附錄

二六

糸之字義

三〇

鐵炮始て渡る事

三三

丁巳年試筆(東西南北之和訓)

三三

國郡大小之差異

三六

虎畫風情

四一

門松建飾

四九

洛東大佛殿回祿の事

五一

朔旦冬至之議

五三

甘露降事實

五四

卷之三

荒海障子之事

五五

伊勢御雛形守之事

五七

白馬節會拜見のありさま

五八

五節之事

一六〇

朽木形文之事

六一

和難祓除之次第略式

一六五

大嘗會大抵

六一

宮殿之事

一七二

賀茂競馬記録

六六

選敘令中内分番一考入内長上者六考例圖

一七三

卷之四

日本古今國數之多寡

七一

德政之事

一八七

死地觸穢之事

七〇

卷之五

新安手簡序跋

一九三

旗紋引兩之字義

一九三

打字之事義

一九四

加點之事

一九六

三ノ物、四ツ物、七ツ物等ノ事

一九九

朝觀音、夕藥師因緣草稿

二〇〇

卷 之 六

慶長以來傳奏之次第

二〇三

年忌の事並厄年の事

二〇九

小兒戴餅略式

二二三

閏月稱後幾月事

二二六

本朝曆法沿革之事

二二七

京師條路圖解並坊保町戸ノ解

二二九

死地觸穢ある事附言葬家跡祓ノ難

二三九

丙午丁未之災

二三二

卷 之 七、八

徳日之事

二三三

八講會之事

二三五

代與世之差別追考大樹公御統系ノ事

二三七

皇統授受圖の中差謬に疑ある條

二四五

宸殿與寢殿同訓別儀の事

二四九

令條之書新古之差異

二五一

前令と云文義解にある條

二五五

直會之事并をくまの訓

二五七

追 加

二五九

高家名目之事

二六八

大角、小角考

二六一

蒼梧隨筆卷之一、二

大塚嘉樹著

○步障並行障之考

東山左府名目抄喪服篇に步障と記して、註に天子大行時不_レ用_レ之とあり。(割註)印本名目抄に不字を脱するは非なり、其義左に辨ず。」

又同篇行障の二字ありて註なし。(齊慶克通_ニ聲孟子。與_ニ婦人_一蒙衣、乘_レ輦而入_ニ於闕_一註云、蒙衣亦爲_ニ婦人服_一。與_ニ婦人_一相冒、闕巷門、成公傳十七年六月)(孔叢子上小爾雅廣名五日諱_レ死謂_ニ之_一大行云々、)倭名類聚抄屏障の具の部に、行障と出して、唐の鹵簿令曰、行障六具と有て倭名を脱す。又喪送具の部に、步障と出して、喪禮圖云。白布帷以障_ニ婦人_一。(割註)今案に俗に用る步障、と有て、並に倭名を抄出せず。(嘉樹)按に、步障の名義、和漢一にして其品は異なり。土佐家の古畫なる山にて、步障又行障と云者は、婦人の步行する者、路頭の間檜の篋を作りて帛を覆ひて、自ら左右の手にて捧げ行く體なり。今の世被_{カクキ}の如し。其體二様あり。下婢と思しき者は上は差し囊をさげたり。文字の義に據れば、步障並行障、必此者なるべし。今の世の被衣の濫觴と云べし。然して、名目抄の步障の註に、天子大行の時不_レ用_レ之。と云ふを見れば、其義不_レ審。況や行障に註なし。旁々難_レ考事なり。倭名抄に、步障は白布の帷以障_ニ婦人_一として、注に今俗に用る步障とあるは、蓋圖面の如くなる步障に取合せて名義を立たるやう也。尤不_レ穩。並行障の義は、鹵簿令を引て六具とあれば、步障とは混じ難きが、華書に所見ある步障に似たり。名目抄は、全く倭名抄に泥て、喪服篇に收められしやう也。各一書共に難_レ考。博洽なる人の勘へを俟のみ。名目抄注に、天子大行の時不_レ用_レ之、と云へる文と、倭名抄の白布帷以障_ニ婦

人。と云へるを混合して考れば、婦人私の喪事には歩障を被き行けども、天子大行のときは歩障を用ひざると見えたり。此義は凡諒闇の輻車には、男子は徒行して供奉し、婦人は貴きは出車、手輿等に駕、賤きは上差袋やうの物を頂行ゆへに、別に歩障なきと見えたり。並に行障の義は別につとめがたきなり。中華の書に云所の歩障は甚異なり。所謂晋書石崇奢靡。而與^ニ貴戚^一相尙。王愷作^ニ紫絲布步障^一四十里。石崇作^ニ錦步障^一五十里。と類書纂要、五車韻瑞等に見えたり。又天寶遺事、楊貴妃每^レ宴使^ニ祿山坐^ニ於御側^一。以^ニ金鷄障^一隔^レ之。又世說言語部云。玄度爲^レ弟施^ニ十重鐵步障^一。と劉眞長が言しことあり。各考るに、歩障と稱するは、幔の如く、又衝立など云ふ者の類にて屏障の義也。某に名の異なるは、其制作の品によれり。並鐵步障と云は、言語の譬にして、丈夫なる蔽^ハと云ことと思はる。又蒙求に、謝女解圍と云る註に云、凝之弟猷之嘗與^レ賓談議、詞理將^レ屈、道韞遣^レ婢^ト白^ニ猷^一之曰。欲^レ爲^ニ小郎^一解^レ圍。乃施^ニ青綾步障^一自蔽。申^ニ猷^一之前議。客不^レ能^レ屈。と謝は道韞が姓なり。此歩障は、我朝の几帳の如くなるものと思はる。各以て屏障のことなり。字書步布也。禮、堂下布^レ武、是也。と云の意にて、歩障は布障にて、障^ヲを步^キ設^ルの義也と見るべし。此方の歩障の意は、歩は字書に一舉^レ足^レ曰^レ跬と、二舉^レ足曰^レ步義にて、歩行の歩なり。されば路頭にかつき行くの障なりと見るべし。名目抄へ壺井氏の考として書入る注に、織物業を以て作る。幔幕の類の物也。事は太平御覽第七百一卷、淵鑑類函三百七十七卷にありと。是れは中華の歩障の義なり。〔割註〕上に云し歩は布なりと註せし歩障なり。』

我朝古代の物とて圖畫せる歩障には合はず。若また、名目抄並倭名抄の歩障中華の歩障の意にや、註もなく、倭訓もなく、形状もなく、用度の義もなければ、此二書の歩障の義は考へがたけれども、全く古畫を基として、此二書に牽合して愚按を述べしなり。

並云、或人柏崎具元と云人の古今沿革を考し中に、歩障の義ありとて示さる。熟視するに、我朝歩障の形状の漸々に變革するの義を考へず。西土の歩障の義も少々考出されたり。是又一説なれば、後來

勘例の爲め左に寫すものなり。

古今沿革考曰、「割註」此書の跋に、享保元年丙申三月日持明院基輔卿門人柏崎具元書「於壺井氏寓居」とあり。」

步障 行障 被衣 綿帽子

天子の御乗物を鳳輦、葱輦とてあり。夫より以下の官人、牛車、或は手輦に及び、肩輿あり。中人以下には腰輿あり。是を手輿ともいふ。古此手輿にも乗る事ならざる凡人は、男は其まゝ歩行しが、女人禮記内則にも、女子出門。則必擁蔽其面。といへば、さすがあらはに人に見ゆるをいとひ、此步障といふ物をかつきあるきけるに、此步障の制作は、檜の木のうちすき板にて、笠のごとく四角に作り、わたり一尺五六寸ばかり、高さ四五寸ばかりに曲物にこしらへ、足を八本付る。足の長さ四尺ばかりの物にて、手がろく作りなし、此上にねりぎぬ六尺四方ばかりの物を懸覆ひ、自持あるきしなり。其後便利になり、步障を用ひず、其上のねり衣ばかり頭におほひあるきける。是をかつきと云。其後又略して、常の小袖の單をかつき事になれり。一條兼良公の雲井の卷に曰、「(上略)かつきぬ引かつきなどしてこそ立しかど、此よりは今やうの事として、小袖かつぎのなれすがた、むかしの面影もうえにあるやうなれど、時代にしたがふ習ひとして、中々引かへ見どころおほく(下略)とあり。然れば、應永、文明の頃より、小袖かつきとは成たると見え侍る。(下略)

步障は、洞院左大臣實顯公の禁中名目抄にも載られたり。天子大行の時用ひ給ふとなり。(中略)又同書に、行障といふ名目をものせられけり。疑らくは、步障と同じ物なるべしと、壺井義知のいえるはいかに。先生按ずるに、製造は同と云ども、用ひ方は別なるべし。順和名抄屏障具の行障の下に、唐鹵簿令に行障六具と載せ、又同書に、葬送の具の下に、步障喪禮圖に云、白布の帷以障婦人。(割註)今案、俗用步障是也」と二品にのせられたれば、日本にては葬禮の時は步障と稱し、常には行障と云と見えたる

步障圖

此圖は古き土佐家の畫ける物語の卷物にありけるを、壺井義知のうつし取て、永以老人へ授けられしよしの圖なり。



此圖は靈元院法皇の御金屏風に畫ありけるを、永以老人のうつし置れしなり。



り。西土の步障と云も制作略也。晋書石崇傳紫絲障布步作四十里。錦步障作五十里。言故事、卷七載石崇王愷奢靡之事。注步障今山水障之類也とあり。唐の步障と云るが、日本の幕の類なり。宮室に用ゆる帳と云、山野に用るを障と云と見へたり。

右步障の儀も、要文計拔萃せし由なり。並云、柏崎氏の古今沿革考とて書たる草子は、步障のみならず。さまざまの古今沿革を考へものして、凡そ紙數八十丁計もあり。畫圖もなく彩色あり。全く寫すに及ばず。此步障の義を寫して、不佞が考への一助になすのみ。穴賢。

安永七戌の年秋九月 嘉 樹

又云、步障の略圖左の如し。但し本書彩色あり。略して黒うつしとするなり。

○旅行古今異同

一古旅行の定口數を以て計る事(倭名鈔、東鑑)
一今旅行は里數を以て計る事

一里塚の事

一並木の事

一本陣問屋の名目之事並古今の義
 一旅籠賄沙汰之事

或問、今世旅行するもの、貴賤の通規一日に大概十里を短規として、長月は十二三里に及び、短日は十里に甲乙す。勿論驛家の所在遠近に因て、其里數の多寡あれども、大抵は右の準則なり。故に味爽に宿驛を發して、又乙丙の夜に至て泊驛に到着する事間々あり。しかれば重きを負ひたる奴隸歩卒は、過分の勞を凌ぐ事なり。旅行の風俗右の如なるは、古へよりの定制なるや。又近世の形狀なるや。舊記の所見等あらば是を示せ。予答曰、古を考るに、上古の事は邈として今知ることなし。漸く村上天皇の御宇の頃を考るに、源順の類聚倭名鈔に、五畿七道の諸國より京師へ到るの日數を記せり。然して、夫に上下の甲乙あり。抑古の里數は、今の世の三十六町、又は五十町を以て一里の定とすることなし。今大抵令式を考るに、凡一里と云は今の五町なり。〔割註〕公式令所見、然るに、倭名鈔行程の定は、里數を以て積りたるものゆへ、それを今世の里數にて〔割註〕三十六町を以て一里とするの定、一考るに、貴人は漸く一日に四里五里程を旅行し、賤人は凡八九里には過ぎざるべし。今一二の國より京へ到るの路程を考へて、是を明るに、武藏國の府中より山城國賀陽の離宮までの行程、上に廿九日、下は十五日なり。〔割註〕賀陽離宮は山城國の府中なり。又三河國府より山城國へ到る行程、上は十一日、下は六日なり。〔割註〕今此事を問へる人、三河國の人なり。故に答るに、其國を以て答なり。此日數を以て今の里數に配すれば、武藏國より山城へ到ること百廿五里程、三河國よりは五十四五里なるを以、件の日數に割付すれば、上は一日に四里餘を行き、下は九里ほどを行なり。又東鑑に、賴朝卿建久元年十月五日鎌倉を發して上洛ありける時は、十一月六日に京着あり。此日數を計れば三十日なり。〔割註〕此年十月は小の月に、其入洛は十一月七日とあれども、京着あるべき六日の日は風雨にて、殊に日次悪きとて、驛中に逗留ありて翌七日に入洛とあれば、日次を算れば六日の日着京ありし積を以て云なり。東鑑に七日とある

ゆえ、爰に其ことを斷るなり。是は天下治平の後始て上洛故、海道筋の成敗の沙汰、或は公事訴訟等の事を下知ありて、巡見の如くに旅行あれば、路程の定めには用ひ難し。同十二月十四日京師を發して下向ある此驛程は、日次毎に委く記されたれども、是亦驛宿の地名、今の世の驛宿の地名とは聊異同有て考難し。其中に今の驛宿に合へるの地所あるを取て、假初に是を積り見るに、是も亦一日に七里内外なり。其積り左の如し。

京師より鎌倉までの道法、今の三十六町一里の積にて凡百十五里あり。夫を十六日に割り付れば、一日の程七里六町餘となり。然して、

廿二日、遠江國池田を發して、同國かけ川驛へ宿せらる。其略程五里半餘なり。〔割註〕今池田と云は間の宿となりて、天龍川の東の立場なり。この所古の宿驛なる山なり。〕

廿三日、懸川驛を發して駿河國島田驛に宿せらる。其路程四里半少し餘なり。

又同書に、宗尊親王將軍職となりて鎌倉へ御下向あり。建長四年三月十九日京都を發して、同四月朔日鎌倉へ御着あり。其日數は十二ケ日なり。

京師より鎌倉までの道程は、上に同く百十五里なり。夫を十二ケ日に割つくれば、一日の道のほど九里半餘なり。然して、遠江國池田を發して同國菊川に着御あり。其路程は八里餘なり。〔割註〕今菊川と云は間ノ宿となりて、日坂と金谷の間なり。此所古の宿驛なる山なり。〕

廿七日、菊川を發して手越の宿まで着御あり。其路程は八里半餘なり。〔割註〕今手越と云は間の宿にて、阿部川の西の立場なり。此所古の宿驛なる山なり。〕

右の積を以て考るに、長日には一日に八九里、短日には一日六七里と見へたり。頼朝卿の下向は、十二月十四日京師を立て、同廿九日鎌倉へ下着とあれば、是短日の最中なり。宗尊親王の御下向は、三月十九日に京師を御發興にて、四月朔日鎌倉へ着御あれば、是至て長日なり。則上に云ふごとく、宿驛の際

に遠近あり、山川に苦行、平地に緩歩等ありて、旅行の遅速は一ならざるに依て、長途は夫を平均して行程の日數を計ふるなり。以上の事を以て考れば、上世は貴人と賤庶にて、旅行の日數過半參差あるの義尤然り。畢竟貴人は輿馬に駕して行かゝる故、其輿馬に役せらるゝ人夫の勞煩を厭ひ、且供奉の人數多ければ、休息旅糧等の義も區々にて、是又敢て取兼るものなり。依て貴人は行程の日數多き定と見へたり。頼朝卿鎌倉へ下向の度と、又宗尊親王の御下向とは、各七里より九里程までの旅行なるは、倭名鈔の積り定よりは、其路程小く増したるなり。尤東鑑に記したるは、右の如くのみにて、別に賤庶のものゝ旅行の事は見へず。去ながら、凶變等にて飛脚早追などの如き事は往々あれども、其は格外の事にて、旅行の定則とはなり難し。また行軍平行には、一日に五六里を行く習ひなるよしなれども、軍事は機變計策にて晝夜を別たす、急速なることもあり、又走ると逐ふとにては、思ひよらず遠近をなすことあれば、是もまた制外のことなり。當時京都より武藏の江戸までの旅行、貴人は大凡十三日、賤庶は十日程を定期とするものは、上世より見れば苦行なれども、これ長日には強て難儀なることもなし。秋冬のごとき短日には、粗夜行も爲ざれば、右の日數には行がたきゆへ、稍苦行とも云べきことなり。又貴族の旅行には一日に七八里程づゝにて、京都より江戸までを十五日、又十七八日程づゝのことあり。是は東鑑の旅行に等きなれば、古今必しも多寡の參差はなきことゝ知るべきなり。

又問、倭名鈔の行程は、里數を云はずして日數を以て積り、又東鑑の旅行も、宿驛を記する計にて里數を云はず。然れば、古は旅行の定めに里數を以て積ることは無きと見へたり。然るに、當代は諸國の往返海上までを積るに里數を以てするものは、是古と反するものにて、却て辨理の定制なり。此制幾頃よりの事にや。

答、行程を計るに里數を用ひず。日數を以てするものは、山川に險隘あり、宿驛に遠近ありて、或は四里五里にて日を没し、或は七里八里にて夜に及事あれば、里數を以て積るときは、過差不同ありて平

均ならざる故。日數を用ひて言しものなるべし。又宿驛を記せしばかりにて里數なきものも、山川の險隘と平地の安行とを、意に隨て行き止るの義にて、今の世の里數を考へて、宿驛を割付するとは、其事は類して其義は違へるものなり。假令は、上古も中世も、行程里數のことは、今の世のごとくならず。其義まち／＼にて世々差ある故、或は日數を用ひて積り、宿驛を割付して、其行程を明にせしものなり。今世三十六町を一里と定て、行程の法をたて、一里毎に塚をつきて一里の表示を明にし、宿驛茶店等を地利に備けて、旅行を隨意に安行せしむるものは、天正年間の頃、織田信長公の下知に依て、一里を三十六町に定めて、其表示に榎を栽させ、旅人休泊の事を易からしめ給ふと云へり。

按に、東涯先生曰、公式凡行程馬は七十里、歩は五十里、車は三十里と、本朝も古は中國の法にて、一里の中に小名を立て、何里何町と云こと見へず。拾芥抄に、二十六町を一里とすとあるは、田地の積りにて、方一町の田を三十六並べたるを云へり。今路程の長さ三十六町を一里とするものは、此等より轉じたるものなるべし。本朝に里と云ふに三様あり。戸令五十戸爲一里。と云は、土地の廣狭によらず。家數を以て一在所を立るの名なり。雜令に、三百歩爲一里。と云は、路程の法なり。〔割註〕三百歩はかねさし六尺を一步として、今の六尺を一間とすると同じく、一步は一間にて今の五町なり。是古の一里なり。〕又三十六町を一里とすることは、田地の積りなり。各其義一ならずと云へり。又云、今云三十六町を一里とし、五十町を一里とすることは、いづれの頃よりと云ことを詳にせずと云へり。〔割註〕以上制度通にあり。今其要文を取て是をつゞめ記す。〕

又事文類聚を考るに、韋孝寬雍州の刺史として、道の側に一里毎は一土塚を築きしに、雨にて其土塚度々損頽するに因て、又勘辨して土塚の處に槐木を植へしむ。然して損頽の事なきのみに非ず。旅行の人庇蔭を得て休息するに便ありて、韋孝寬が徳を仰しとなり。周文是を可なりとして、豈雍州のみならんやとて、普く天下に令して、一里に一本、十里に二本、百里に五本を植させられたりと有り。

〔割註〕按に一里に一本とあるは、一里塚のことなり。十里に二本、百里に五本とあるは、是は旅行の人の息むが爲のことにして、槐木を栽て庇蔭を、今の世に云茶屋立場と云類の旅行を助けしなるべし。魏文帝は一里毎に一銅表を置く、高さ五尺にして、里數を記せしとあり。本朝にて一里塚に榎木を栽へしは、そのころの奉行のもの云ふ、一里塚には松杉を栽べきかと云へる、信長公命に、松杉は並木に等し、餘の木を栽べしとの玉ひしを、餘の木を榎木と誤しと云へども、密に考るに、榎と槐と其木相似て、槐は少にして榎木は多きものゆへ得るに安く、最松杉と異にしてひかけをなして大木となるを以て、槐に代て塚の木となせしなるべし。又考るに、今並木とて松を栽て往來路傍の表示とするものも、其始め何れの代よりと云ことを考へざれども、中國にては周の世を其始とすべし。國語曰。周制有之。曰列樹今表道。立鄙食以守路。と云へり。本朝も列樹と云へる、上世よりのこととにや。古今集の歌人に、正六位上壹岐守春道列樹と云へる名あり。これ道の字に列樹の字を連綿せし名なり。

又問、今世宿驛毎に、本陣と稱して貴人の旅泊を設けをき、又庶人は旅籠屋と號して宿泊の所となし、且問屋と云へるものありて、人馬往來の用辨するもの、古にもありや、如何に。

答、本陣は本所と云が如く、一驛に宿泊する從者、其主君の泊居をさして本陣と云しよりの名なり。陣とは陣列の義にて、人の集り居るの意なり。旅籠屋とは旅客の糧食を役する家なり。假令貴賤を分てるの名なり。〔割註〕旅籠をはたごと訓ずること、旅字旗字に似たるに誤りてハタと云、籠は食を炊ぐに飯籠を用ゆ。是則ち筐カク又籠なり。依て旅籠と書しを、旅を旗に誤ハタコと云し由なり。古に本陣、旅籠屋等の名なし。各其地の民家に宿泊せるを、貴人の民屋の中にて、其地の長者の家を用ひしことなり。故に古き物語の類には、青墓の長、又大炊長などと云へる是なり。長者といふも長と呼ぶ。今の世には名主などといふの類なるものなり。東鑑に、寛治元年十一月二十九日。今日二品被定驛路之法。

依ニ此間之重事。上洛御儀雜色等。伊豆、駿河以西。迄ニ于近江國。不レ論ニ權門庄々所。傳馬可レ騎ニ用之。且於ニ到來所可レ沙汰其糧之由云云。是則旅糧のことは、其所々にて沙汰し食すべしとの義、則旅籠屋にて設くるの糧のことなり。又海道において、權門の庄内にては斟酌の事なく、其宿驛より傳馬をつぎ出すべきとのことなり。傳馬を云へば、人夫もしたがつて繼ぎ辨することなるべし。此時問屋と云名はなし。旅客のもの其地にいたりて、馬又は人夫の出すべき所を問ひて、その所を知て宛て用る故に、言を問ふ屋と云ふ義を取て、いつとなく問屋と名づけしなるべし。あまつさへ、今世問屋と云ふは、宿驛の役名となりて、問屋役人と稱して、其宿驛にては本陣、問屋と定め用ひらるゝ事なり。此事全く神君御治世以後のことなり。夫より以前も、宿驛の長、又傳馬を沙汰するものは有れども、今の如く本陣、問屋の名目は一向に所見なきことなり。

右行旅古今異同之事。依ニ參河國學母使君之求。忽卒草レ之。聊隨意之所見也。猶由ニ此義可レ考。舊記は古書之所見。可レ有レ聞之故に、先記レ之而備ニ忽忘ニ者也。

天明五年七月二日

橋 嘉樹 草 之

○船名稱丸之事

或曰、船に名つくるに丸の字を稱する事、たとへば阿武丸、龍神丸、吉野丸、夷丸、川一丸等の類、古今通じて其稱あり。如何なるゆへを以て、船に丸の字を名つくるや。一説には、船の名に丸の字を用ることは、元來兵戰の船よりおこれり。たとへば大將軍の御座船は本丸に表し、夫より漸々前後左右の船をば、或はこの丸、三の丸に擬して、本丸の屬船とす。是全く城壘を丸といふより轉じて、名を以て船とすなるなりと云へり。誰人の説にや、又考へ合せたる書もなく、唯利口滑稽の論なれば、聊證徴となしがたし。況や、船の形象は豎長に造て、聊も圓丸なるありさまなし。夫を名るに丸字を脊字とするこゝ、必しも從來思義あるべき義なり。吾子聞る所有やと。

答、老邁按に、丸からざる物を丸と名することは、舊義最も多し。刀劍殊さらに繁多なり。源家の重代と稱せらる鬚切丸、膝丸、是を變名して鬼丸、蜘蛛切丸、友切丸、平家重代と稱せらる。鶴丸、小鳥丸、北條時政の鬼丸、景情が秘藏せし泥丸〔割註〕續太平記に「色家の重寶とあり、」等、繁多枚舉事を盡さず。拾芥抄に、樂器にもあまた見へたり。所謂笙に交丸、菊麻呂、横笛に音丸、内安丸、箏築に海賊丸等あり。〔割註〕此外あまたあり、略于此。又鎧甲にも膝丸、胴丸等聞へたり。其餘鷹に綠丸、犬に翁丸等、古く耳なれたることなり。是等各々圓丸の義には預す。古言に麻呂と稱するは、假名書の滿字に丸の字を用ひたるより、後世には麻呂を一字にあやまりて麿とかき、又は舊文には萬呂とも書たること聞々あり。そもく麻呂と云は、某と云の義にて、未だ其名の不定とき、何麻呂、彼麻呂と書しなり。其稱謂する所、公式令義解、又集解、江家次第等に見へたり。所謂公式令曰。凡授位任官日喚辭。三位以上先名後姓。義解云。謂假令。喚云秦萬呂宿禰之類也。集解。大伴麻呂宿禰。是麻呂後世如云某而不定名也云々。江家次第曰。權椽正六位上某某丸と云云。大抵麻呂の稱は、是等の義に據れるなるべし。野宮中納言定基卿の新井勘解由君美へ答へ玉ふの言に云、何麻呂と申は、周の世に子路、子貢、子張と申せし類にて、往昔男子の通稱にて候。今も官家の童子は丸の字つき申候。〔割註〕嘉樹案に、官家のみにかぎらず、古今童名に丸字つく事尤多し。法勝寺執行俊寛が童に有玉丸と云あり。工藤祐經小松殿につかへしときは金石丸と云、曾我兄弟も一萬丸、箱玉丸と云。今も又武家にも往々何丸と稱せらるゝ童名あり。半飼童子は仙玉丸、又彌市丸と云へり。是等にて推知べし。尤丸と申は、某の字の意にて候。器物に丸と申は、笙に菊麻呂、笛に内裏丸、〔割註〕嘉樹案に、一本に内安丸とあり。箏築に海賊丸の類、此外あまた候。樂器に限らず、船などにも丸の字をつけ候は、皆其物を愛して、人の如くに丸の字をつけ申意にて有べく候。唐にても扇子、鏝子など申同じ心にて候なりと見へたり。上にも云ごとく、丸の字は麻呂、萬呂と書の借訓の假字なり。定基卿の仰のごとく、器物等に丸の字を用ひ

名することは、その物を愛して、正しく人の如くに名付けしとの義、的論なり。まことに件の卿の博宏捷智と云べきにや。器物のみならず、或は生類をも愛しては、今も人名をもて名する事あり。「割註」此人名を以て名することは、器物は作者の名、其余は取傳へたる人の名を稱することもあり。」彼是を以て比量して、船に名るに丸の字を用ふことは、其本愛し嘗せしより、今は通例となりたるなり。

○端午幟鑿（引兩鍾馗）附錄

五月五日の節を端午と云。此日男兒ある家々にては、幟、兜、整を門庭に飾り建る事、關東の風俗なり。夫より國々へ及で、大凡其風俗の至らざる所もなきが如し。京師にては公家々は幟り立ることもなし。「割註」近世は公家の家々にても、武家より内縁ある家には、兜人形の類を小庭に飾らるゝ所もある、内々は幟も建らるゝことあるべし。」

市中町家にては、此日本偶をかざり、薙刀の類をば飾れども、未だ幟建る事はなし。去れども、武家の人には貴賤共に其營にかざること東武のごとし。此事幾頃より始めりと云事、慥に考へ出されども、恐らくは幟建る事は、神君御治世以後の事にもあらんか。木偶を飾り、菖蒲、刀、薙刀など飾るは、古くよりの故もあるにや、各其據る所を風かに考ること左の如し。

幟に耳付て竿に指す事は、室町將軍の頃、畠山左衛門督政長と同右衛門佐義就と、故管領持國入道徳本の家督を諍ひて、康正二年の夏、河内國萱振と云所にて合戦に及しとき、兩家同族にて其籍同ければ、敵味方分ちがたきにて、左衛門政長やがて己が旗に耳を付て竿に指けり。然るに、其旗戰場に進退奔走甚便利なるを以て、當代の人々皆是に倣て耳付き旗を用る人多し。爾後天下の旗の制一變して、將軍家より始て、諸家の旗の制咸耳付旗となりき。是を乃保利と名付ることは、大諸禮に曰、幟に耳付る事、竹の本により順につけて登るなりと、去れば、その耳付る制に由て名付しにやと、筑後守君美の軍

嘉 樹

器考にも書したり。如何にもその考のごとくなるべし。此等を以て考れば、古くも足利家治世以後の事なること明也。又件の旗に、必子持筋とて、上の方に二文字を畫く。其制上は太く下は細し、是を子孫をもふくくるの祝辭とし、又は陰陽の表示など云へり。「割註」一に云、本式の子持筋と云ものは二筋にて、其様上は太く、中は細く、下は又上の如く太し。是上下は父母にて、中は子なり、父母の間に子ある故に子持筋と云へりとなり。「此事人々口給に傳るのみにて、其義古實の據る所なし。是例の俗中に多き杜撰の禮節者流の言へることにて、あまつさへ、言を小笠原、伊勢、今川等に託する人もあり。たとへば小笠原、伊勢、今川と云へども、古實の據る所なきはとるにたらざるなり。抑軍旗の制は、上古よりのことにて、神功皇后三韓征伐のとき、旌旗日にかゞやくと云こと、日本紀にも見へたれば、其始めは邈として考へがたし。是を中世に考れば、頼義、義家の朝臣より以來、右大將家に至て用ひ玉ふ旗は、無紋の白旗なり。「割註」此事は源平盛衰記、平家物語、東鑑等にくはしく見へたり、「それよりのち、佐竹は頼朝卿より日の扇を賜て旗の文となし、北條家の三鱗、新田義貞朝臣は家の旗とて大中黒、足利家には是又二つ引兩とて黒の筋二つを横に畫く等、各旗に文あるの證也。

按に、新田の大中黒を一つ引兩と云ひ、足利の二つ引兩、共に旗の正中に横にすじ引たるなり。これを引兩と云こと、異説ありて云、其横に黒く引たる畫を、龍蛇の形象に取りて、上天騰龍の勢に據れりと。此説利口の事にて、黒く横畫するものを龍蛇の形象と云こと、據る所をしらず。尤古書には所見なきことなり。然して引兩の兩の字の義を按に、「割註」諸本悉く引兩とありて、龍と書けるものを見ず。「胡曹抄」割註「桃花葉葉の中に見へたり、」天子御袍の文、竹、桐、御兩鳳とありて、是に權記「割註」行成卿の記なり、「に考るに、天子御袍の文、竹、桐、五靈鳳とあり。御は五、兩は靈にて、共に其字音を借りたる假名書なりと。野宮定基卿の御勘物に見へたり。然れば、一つ引兩、二つ引兩、共に兩は靈の字の義にて、是も假名書の借字なり。如何となれば、新田の大中黒は日の字に象り、足

利家の二つ引兩は月字に象どれり。其本と兩家は嫡家と二男家なる故に、日月の二象を分つて旗の文となせしよし、白石の軍器考に見へたり。夫れば如何なる故ありて、日月の文字を用ひたりと云ことは見へず。

去れば右の幟旗を始めてつくりたる畠山は、足利殿の餘流にて、同く源家なれば、本と其旗は二つ引兩と見へたり。足利治世の時は、大凡、旗の文二つ引兩なれば、件の畠山が幟旗をうつしたるものゆへ、各上に二つ引兩を書き、其下に己々が家の紋を押たることゝ見へたり。夫より引襲して、新田家は一つ引兩、足利家は二つ引兩と云事にも心を寄せず、二つ引兩を書くを、幟旗の通文の如くして、剩へ、太とく細く二條になして、子持筋など云名目をも付たるより、様々の曲説も出來たるものなり。若のみならず、近世は中下の士庶の旗は、其に引兩の下へ、己が家の文と、又外家の文とを交へ押す事、尋常の習俗となりたり。武家の男兒の祝事に、其軍旗を學び飾らんには、如何にも我家の紋を押してこそ祝すべきに、外舅家の紋を交へ押す事、甚謂れなきことなり。是を按に、中下の士庶の旗は、男兒を儲けたる時、多は其外舅方より調じをくる幟なるに由て、上に例の子持筋を書き、その下に父母の紋と稱して並べ押すことなり。故に斯様の事は、高貴の家々にはなきことにて、其家の紋なるに明かなり。又下りて農工商のものも男兒あれば、最らしく武家に眞似て毎戸幟を建て、あまつさへ、鑓薙刀をも飾るに至れり。聊抱腹するに堪へたることなり。然れども、市中にて建る幟には、各々が家の紋を押して、又其下に様々の日出度きもの、鶴龜、松竹の如き、又は武者畫の類を畫く事は、せめては武士と町家の分ち目たるの一條なるべし。

又紙幟とて、紙を四半幡の如くに調じて、畫くに和漢勇猛の勢ひあるものを畫き、又は龍虎の類まゝあり。就中紙幟通畫とするは鍾馗の像なり。是を按に、其故事の勇敢に取り、又は外邪を避攘するの意なるべし。如何となれば、件の鍾馗の像は、唐明皇開元中に疾病ありて、晝日に睡眠して夢む。一小鬼赤

き續鼻褌を着て、一履を腰につけ、一の履は足に纏て、直に明皇の前に来て、大眞の續香囊と井上の玉筥を盗む。上夢中に何者ぞと咎む。鬼と云虚耗なりと、且云、虚とは空虚の中に人の物を盗て戯るゝが如し。耗とは人家の喜事を耗すと云義なりと、上怒て武士を呼ばんと欲し玉ふ所に、俄に一大鬼の破帽を頂き藍袍を着し、角帯を繫て朝靴を鞞たるが、徑に件の小鬼を捉て、忽ち其眼を剝て之を啖ふ。上問玉はく、汝は如何なるものぞと、大鬼云、臣は終南山の進士鍾馗なり。武徳中應擧のとき落第するに依て故郷へ歸ることを耻て、殿階首を觸れて死す。此時御旨を蒙りて綠袍と革々を賜て葬らる。其高恩を報じ奉るが爲に、今妖孽の虚耗を除くと、言終て上の夢覺む。于時忽ち疾病の氣鬱玉へり。是に於て、即時に畫工吳道子を召て、件のありさまを圖せしめ玉へりと云事、唐逸史にありと、事文類聚に見へたり。〔割註〕一説曰、鍾馗とは人の名にあらず。菌の事也。本艸服器部云、時珍云、唐逸史に唐の明皇の時落第する進士の名なりといふとも、周禮工考記に、終葵は椎の名なり。菌の彭椎の形象に似たり。故に問ふ、終葵と名く、俗に一神ありて、椎を執て鬼を擊形を畫くことあり。是を以て好事の人鍾葵と云人名を作り、其傳を書して云へるなりと、綱目にあり。是を以案に、終葵は元と椎に似たる菌あり。仍椎を名つて終葵と云か、終葵と鍾馗と音相通し、又宋の將軍宗懿が妹を鍾馗と云、又後魏のとき、李鍾馗と云人と隋の將に楊鍾馗と云人あり、是等の人名は同けれども、件の故事又終葵の事に與らず。然れば件の旭と云人あり、是等の人名は同けれども、件の故事又終葵の事に與らず。然れば件の進士の故事の爲れる所は、本艸綱目の時珍が記の如成べし。これ全く避邪の遺意なるべし。

今日武者人形を門庭に飾ことは、荆楚歲時記の艾人として、艾を以て人の形を造り、門上にかけて毒氣を攘ふの遺制なるにや。

今世揚り冑と稱して、紙を以冑と面頬とを作りて飾るは、延喜式に、五月五日供飾に用る騎射の裝束に、金の畫る細布の甲形、金畫る冑形、丹にて畫る冑形など云こともあれば、夫れと指すべきにはあら

されども、一向あとなきことにもあらざるものか。「割註」或衛府の式と彈正の式に見へたり。」右者、或人轆胃を建るの事は、何れの頃より始まれるにや、又兼て子持筋を畫くこと、轆に鍾馗を畫く事を不審あるに依て、卒爾に臆説を注して、佳節の俗事を辨するものなり。穴賢。他人へ見すべきの一冊には非るなり。

天明四年五月五日

橘 よしき

○モシ之字義

或云、俗中金銀の分量を云ふに、何匁と稱するに至て、匁の字を以てするものは、其字の義如何哉。假令一匁と云ふ時は、其秤の重さは錢一文の重さ也。爰を以、一錢を以て一文と云より、一文目と云事を合畫して一匁と云を、一匁と稱するに似たり。請ふそのよる所ありやと。答、貴考の如く、一匁は其目の分量如何にも一文目なり。されども件の文字に匁と書く事は、文目の二字を合畫草書して匁と稱するにはあらず。たま〜、匁の字體匁と合畫するに似たるなれども、篇海類編を考るに、卷の二十冊中には字ありて、注して曰、匁は音錢、與錢義同く俗用なりとあり。されば一文目は一錢目なる故に、此字義ありと見へたり。今倭俗草書して一匁と書き、又二匁など書くは、全く一錢目、二錢目の事にて、匁を草書したるなり。匁匁共に草書の異體なりと見へたり。然して事の序に、新舊錢を秤目にて試るに、寛永錢初錢といへる錢と、文の字ある錢と、又大佛の像を廢して鑄たる錢等は、其懸目各一匁あり。「割註」近世鑄らるゝ處の鐵屑錢は、匁目比重するの限に非ず。」又事の序に、開永通寶、永樂錢等を懸合するに、大抵各一匁ほど也。開元錢は一匁の品は希にして、凡九分程也。是は年序の經たる故に磨滅せるものと見へたり。其他の古錢は、其徑りの廣き狭き、又厚薄もさまざまあり。況や又度量の多寡もあれば、尤不合勿論の事ならんかし。殊更に漢の代の五銖半兩等は、素より銘文にてもわかり、又其世の度量も考あるべし。今是を省く。漢家通用の寶貨の記等にて辨へ知るべし。今爰に答る所は、匁字

の證よりして、眼前通用する所の錢を以て申もの也。但異邦錢にても眼前の品たりといへ共、清朝康熙の錢は、其大小又金銀銅等の甲乙ありて、一概に比量しがたし。故に開元永樂等を以、眼前の理を中答るもの也。穴かしこ。

右一冊は、假初に刃の字の義によりて、一二のおもへる所を筆したる也。もつて錢貨の輕重甲乙を中論するには非ず。必謗に不審することをゆるし給へ、かしこ云々。

寛政十二年六月七日

嘉

樹

老邁の漫筆也

○鐵炮始て渡る事

鐵炮の日本へ渡り始は、大隅の國の中に種子島といへる島あり。大隅より十八里沖の方也。此島の西村の小浦へ異國船漂着せし事あり。是則百六代後奈良院の御宇天文十二年八月廿五日の事也。その時種子島の司に時堯トヨタカといへる人あり。船中を點見して鐵炮を見るといへども、其ものゝ子細をしらず。異國人に尋るといへども言葉通ぜず。よつて禪僧を一人頼て筆談せしめて、武用の火器なる事を知れり。然るといへ共、又用ひやうをしらず。禪僧も筆談にてわかり兼ねるによりて、譯人フクロシを一人招きて、委く川やうを習ひ得て、夫より異國人に價をつかはして、件の鐵炮を求め得たり。此時より鐵炮の事を種ヶ島といへり。然るに、此島に松下五郎三郎といへる商人此術をよく覺えて居けるが、或時異國人へ商ひに渡海する時、難風に逢ひて吹戻されて、思がけなく伊豆の國へ吹流されて、久しく同國に在留する中、鐵炮の術を其地の人へおしへけるより、關八州に廣まりけるといへり。〔割註〕南浦文集に見へたり、略文して記す。〕

一説には百五代後柏原院御時文龜年中に、南蠻漂流の舟種がしまへ來りて、此器を日本へ傳へたりともいへり。又一説には、百五代後柏原院永正七年、和泉の境より玉龍房といへる山伏求め來りて、相州の

北條氏綱に奉りしともいへり。又一説には、百五代後柏原院大永七年、西國浪人井上新左衛門と云もの此術を覺て、武田信虎におしへたり共いへり。此三説各、後奈良院より前の事なりといへ共、いづれも槌なる傳來に非ず。故に後奈良院の御宇の種ヶしま時堯が得て、松下五郎三郎が關八州へ廣めしといへるを先づ可とするなり。其證文左にあり。登壇必究曰。大明嘉靖間。始出レ之。最猛利。以ニ鍊鐵ニ爲レ管。木臺ヲ以テ承レ之。中貯ニ鉛彈。所レ擊人馬ヲ洞穿。放レ之法、兩手ニテ握レ管、手ヲ不動、而藥線已燃。其管背施ニ雌雄ニ邀。〔割註〕メアテノコトナリ、以レ目對レ邀、以レ邀對テ所レ欲レ擊之人。三タビ相直而後發ス。擬ニ人眉鼻。無ニ不レ著者。是倭夷用テ以肆ニ機巧。中國習レ之者也云々。〔割註〕邀とは今云ふけんとうのことにて目あてなり。」

按に、明朝の嘉靖年中は、本朝の天文の頃なり。

又懲毖錄云、日本天正十四年秀吉以ニ平義智。〔割註〕宗對馬守なり、朝鮮王へ送れりとあり。是朝鮮へは日本より渡せしの證據なり。

按に、雍州府志に、足利將軍源義輝の時弘治年中の事とあるは、百七代正親町院の御宇にて、天文十二年より十ヶ年程の後なれば、大凡同じ時代なるべし。又太平記に、大元國より日本を攻るときに、鐵炮とて鞠の勢なる鐵丸を^{ホトバシラ}送せて、坂を下る車輪の如く、霹靂たること閃々として電光のごとくなるを、一度に二三千抛出たるに、日本の兵多く燒殺され、城戸櫓に火燃付て打消すべきひまもなかりけりと云々、とあるは、是名は鐵炮とあれども、全く石火矢、または炮烙火矢の類なるべし。ひつきやう、種ヶ島より渡り來りし鐵炮と、其品似たるによりて、太平記にも鐵炮としるしたるべし。是名は同じけれども、ゆめ／＼今の鐵炮のことには非るべし。此大元より日本をせめたるは、九十代後宇多院の文永年中のことにて、種ヶ島へ鐵炮の來りしより二百四五十年も前のことなり。

但太平記は三十九卷目にあり

右の説々にて、其始めは正しく後奈良院の天文十二年の事を是とすべきものなり。

寛政改元三月八日

嘉 樹

○丁巳年試筆（東西南北之和訓）

禮記内則曰。六年教_三之數與_三方名。是數とは一二三四等の數の事を云ひ、方の名とは東西南北の方を教する事なり。老邁嘉樹今年齡七旬に猶又七つの年を剩すと云へども、思慮少く才氣空ふして、いまだ其方の名ある和訓をだにわきまへず。爰に於て忽卒に思ひよりて、貝原益軒の日本釋名を探索して之を試るに、幸に地理の部中に云へる東は、日首のラを下略してひがしと云よしを註せられ、西は往去のイを上略してにしと言へりと。また南は萬のもの日の南にあるときは明らかに見ゆるの訓を取りて、みなみと號るよし、北は其方位黒し、黒はきたなしといふ義にてなしを下略して、きたと云とも云へり。

按ずるに、東の和訓は日のかしらにて、下のらを下略して比加之と云ふのことは釋名なり解なり。然して西は、いにしのいを略したるとの説詳ならず。如何となれば、日のいにしと解釋はあれども、木文いにしと計にて、字のことは見ることなし。されば如何なるものとしにや、つまびらかならず。最も不審。又南北の解釋も耳く得たることなし。爰を以老邁、白石先生の〔割註〕白石は新井筑後守の號なり、東雅に據て、夫より遡のぼり、日本紀、古事記、萬葉、和名抄等の正記に牽合て、今又更に老邁が意のよる處を鈔出して、拙くも後昆便宜を請ひ欲すること左の如し。

東、日の光曜を始めてあらはすの方便なるを以、日の出る首と云ふのラを下略してひがしと云こと、意味的然たるものなり。〔割註〕是は貝原氏の日本釋名の註釋なり。

然れども、古訓にひんがしと云ふ以て考れば、景行天皇の日向國の縣に行幸し玉ひ、又北の野にあそび玉ひし時、並に東の方を望み見て宜く、此國は日の出る方に直に向へりとて、日向國と名付け給ひしは日むかし國と云へるの訓なり。依て日むかしのヒを中略してひんがしと云しと見へたり。後世ひ

んがしのしを轉音してひがしとのみ云へり。釋日本紀に見へたるなり。

西、日の没方を、古へは日禰之と云しを、ひねをニと轉音して、「割註」いにぬねの通音なり、「其日の字を吞訓してにしと云へるなり。禰之にし是亦通音なり。「割註」ねとにはなにぬねのの通音なり、「既に萬葉集に、渡津海の豊旗雲に伊理比禰之とあるも、乃ち日の没方のことにてあれば、ひねしと云ふは日の没方をさしてのことなり。是等の訓に考へ合すれば、貝原氏のいにしの上略訓釋ありしより明かに勝れりと思へり。従ふべき也。

南、みなみとは海を見るの訓にてみなみなり。是の假名轉じてナとなりたるなり。

上のみは見ゆるのゆるを下略してみと云へるなり。日本紀に、都より東へ下り行には、南の方に海を見るにて、海月を見る國と云ことにて、みなみ〔割註〕なはのと通音なり」と云ひし也と、釋日本紀に見へたり。故に古へは東海道をうみつみちと云へるも、海つ道と云ことにて、つは休め字にて助語なり。見るをみと訓ぜしは、見へするの意にてするを略したるなり。是南をみなと訓ぜし事の據る所なり。又日本紀に、武内宿禰の歌に阿布彌能彌と詠ぜしは、淡海の海と云ふ事にて侍る由、釋日本紀に見へたり。是も海をみと云しめよるころなり。

北、きたは分にてわかつの義なり。上古のとき、此葦原の中津國の地方は、北の方は越の山重りて東西をへだち分ちたり。是も都より東へ下り行くときに、南は東西に打つゞきて見へるが、北の方は上にいへるごとく、越の山重りへだゞりて東西を分つなるにて、分の字の義にてきたといへるなり。即ち南へ對したるの訓なり。分の字の訓をきたと云るは、日本紀の訓にて、大分君をおほきたのきと訓じ、又おほきたのきみとも訓ぜしなり。又和名抄に、筑前國新分郡をいきた郡と讀せたるも、是分をきたと訓ずるの據る所なり。また段の字をきたと訓て、神代に素盞烏尊の八岐の大蛇を截斷て三段となし玉へるなり。宮殿の階を段階と云も、其階に高下をわかつの意にてきたはしと云ふなり。〔割註〕

今俗にきざはしと云はあやまりなり、去れば分も段も共に、わかつのことをきたとくんぜしなり。

又考るに、分の字の訓をくまりとも訓ぜり。古事記に、水分神の注に、分の字讀てくまりと云と註せり。又延喜式に、水分社の分の字をこまりと假名の釋あるも、こはくとの通音にて、〔割註〕かきくけこの通音なり、くまりと云と同きなり。抑きたと云ひ、くまりと云も、共に日本紀に、北陸道の字讀てくすかのみちと云へるなり。くすかと云も、きたと云と同く、東西を分ちへだてたる陸の道と云ふのことなり。くすと云ふはキと云音の轉ぜしなり。又夕と云ふも、カと云も、共に詞の轉にて、古にはくすがと云しを、今はくがと云なり。假令はじめは東をひんがしといひしを、後にはひがしと云ふがごとく、始めはくすがといひしを今はくがと云なり。いにしへよりクとヒとの音にはんと云しなり。讃岐國をさぬきと云も、其義又をんと轉ぜしなり。いまにては其訓を明ひされば、異なるやうにきこゆるなり。全く上世に朝夕の日の出と夕べの日の没とを分ちし方なるを以てきたと云なり。〔割註〕山重りて日の出日の没をわかつとの義なり。」

夫より今の世に至りては、越の山の如く重り隔ざるをも、海ならずして行く道をばくがと云ことには成たるなり。此葦原の國のひらけはじまりし時は、其南と東西とは皆海に望し地なり。去れば北の方のみ山重りへだりて、人の行き通ふ道もなければ、唯山をもて此國の限りとなされたれば、くすかとは云し由なり。依て今北の訓をきたと云習せしなり。〔割註〕釋日本紀を照覽すべし、貝原氏の北は黒し、黒きはきたなきゆえに、なきを下略してきたと解釋ありしも、其叶へるに似たれども、日本紀の釋には勝りがたきと思はるゝなり。

以上の説は、白石君の東雅の解に見へしを、釋日本紀、和名抄の如きに牽合して、聊愚見を以て己れが好める方に荷擔せしなり。去れども私意をもて他説を論ぜしことは、努々是なきなり。穴賢。外覽を憚なりと云々。

寛政九年正月八日試筆

追考釋名之事

老 邁 嘉 樹

○國郡大小之差異

抑國に大國、上國、中國の差別あり。郡に大郡、上郡、中郡、下郡、小郡の甲乙あり。乃令條の定むる處にして、從て國司の守以下官屬相當の次序、並に官員の多寡ありて、其制度顯然たり。然と云へども、大國にして郡數、田町、正稅、公廨等の上國より劣れるあり。並に中下國にいたりても、又同く中國にして上國に倍し、下國にして中國に勝れるありて、大上中下の名義に反せるもの往々見ゆ。爰を以其因て名づくるの次第詳ならず。各疑ひ意ふこと少からず。於是先哲(壺井義知)令條の勸物、又職原鈔の註釋に云へる、凡國に大上中下の名あることは、其廣大狹少を以て大上中を分つに非ず。唯々四時の正偏、水土の厚薄、人物の美惡を以て、國の貴賤を定るところなりと、此考勘誠に古今に通貫して、後生を發蒙せしむるの活然たるものなり、恨らくは、其考勘ある出自子細を筆し漏されたること如何せんや。老邁爰に思を屈すること多年、今更齒桑榆に傾き、倒行逆施の時なるを以て、事義の可に不可を顧す。苟初に延喜式、倭名鈔等の國郡の大小甲乙に預る物を拔萃して、意へるまゝに其異義を推量附註すること左の如し。短筆明細に抄註することあたはざるに依て、假初に圖を作りて是を筆す。所謂剩あるもの歟。

諸國郡數田町正稅公廨等多寡圖

○畿内五ヶ國

大國二

- 大和 郡十五 田萬七千九百五町 正稅公廨各廿萬束
- 河内 郡十四 田萬千三百三十八町 正稅公廨各十四萬九千四百七十七束

上國二

○山城

郡八

田八千九百六十一町

正稅公廨各十五萬束

○攝津

郡十三

田萬二千五百廿五町

正稅公廨各十八萬五千束

下國一

○和泉

郡延喜式三
和名鈔四

田四千五百六十九町

正稅公廨各八萬束

以上五箇國之内

上國攝津田數

大國河内二倍すること、凡九百町

上同國正稅公廨

大河内に倍すること、凡五百二十三束なり。

○東海道十五ヶ國

大國五

○伊勢

郡十三

田萬八千百三十町

正稅公廨各三十束

○武藏

郡廿一

田三萬七千五百七十四町

正稅公廨各四十萬束

○上總

郡十一

田二萬二千八百四十町

正稅公廨各四十萬束

○下總

郡十一

田二萬六千四百三十二町

正稅公廨各四十萬束

○常陸

郡十一

田四萬九十二町

正稅公廨各五十萬束

上國六

○尾張

郡八

田六千八百二十町

正稅公廨各二十萬束

○三河

郡八

田六千八百二十町

正稅公廨各二十萬束

○遠江

郡十三

田萬三千六百十一町

正稅公廨各二十八萬束

○駿河

郡七

田九千六十三町

正稅二十三萬束 公廨二十五萬束

○甲斐

郡四

田萬二千二百四十九町

正稅公廨各廿四萬束

○相摸

郡八

田萬二千二百三十六町

正稅公廨各三十萬束

中國一

○安房

郡四

田四千三百三十五町

正稅公廨各十五萬束

下國三

○伊賀

郡四

田四千五十一町

正稅公廨各十三萬五千束

○志摩

郡二

田百二十四町

正稅一千二百斛

○伊豆

郡三

田二千百十町

正稅公廨各六萬五千束

以上十五ヶ國之内

上國遠江郡數

大國上總大、下總大、常陸に倍すること凡二郡並大伊勢と同じ、

大相摸正公各大伊勢と同じ、

下伊賀郡數 中國安房に同じ、

○東山道八ヶ國

(大國 三誤脱歟)

○近江

郡十二

田三萬三千四百二町

正稅公廨各四十萬束

○上野

郡十四

田三萬九百三十七町

正稅公廨各三十萬束

○陸奥

郡三十六

田五萬四千四百四十町

正稅六十萬束公廨八十萬三千七百十五束

上國四

○美濃

郡十八

田萬四千八百二十町

正稅公廨各三十萬束

○信濃

郡十

田三萬九百八町

正稅公廨各三十五萬束

○下野

郡九

田三萬百五十町

正稅公廨各三十萬束

○出羽

郡十一

田萬六千百九町

正稅二十萬束 公廨三十四萬束

下國一

○飛驒

郡三

田六千六百十五町

正稅公廨各四萬束

以上八ヶ國之内

上國美濃郡數 大國近江に倍すること、凡六郡、大上野倍事凡四郡、並正稅公廨大上野、上信濃正稅公廨、大上野倍事凡五萬束、上下野正稅公廨、上野國。

○北陸道七ヶ國

大國一

○越前

郡六

田萬二千六町

正稅公廨各三十萬束

上國三 (越中ノ分誤脱カ)

○加賀

郡四

田萬三千七百町

正稅公廨各三十萬束

○越後

郡七

田萬四千町

正稅公廨各三十三萬束

中國三

○若狹

郡三

田三千七百七十町

正稅公廨各九萬束

○能登

郡四

田八千二百町

正稅公廨各十五萬束

○佐渡

郡三

田三千九百六十町

正稅三萬八千束 公廨八萬束

以上七ヶ國之内

上國越中田數 大國越前倍事凡四千九百九十四町、上越後郡數、大越前倍事一郡、

同國田數 大越前倍事凡千九百九十四町、中能登郡數は加賀越中國、

○山陰道八ヶ國

上國五

○丹波 郡六

田萬六百六十六町

正稅二十三萬束 公廨二十五萬束

○但馬 郡八

田七千五百五十五町

正稅公廨各三十四萬束

○出雲 郡十

田九千四百三十五町

正稅二十六萬束 公廨三十萬束

○因幡 郡七

田七千九百十四町

正稅公廨各三十萬束

○伯耆 郡六

田八千百六十一町

正稅公廨各二十五萬束

中國二

○丹後 郡五

田四千七百五十六町

正稅公廨各十七萬束

○石見 郡六

田四千八百八十四町

正稅公廨各十五萬束

下國一

○隱岐 郡四

田五百八十五町

正稅二萬束 公廨四萬束

以上八ヶ國之内

中國石見郡數 上國伯耆と同

○山陽道八ヶ國

大國一

○播磨 郡十二

田二萬千四百十四町

正稅公廨各三十萬束

上國六

○美作 郡七

田萬千二十一町

正稅公廨各三十萬束

○備前 郡八

田萬三千百八十五町

正稅公廨各三十八萬一千一百五十束

○備中、郡九 田萬三百二十七町

正稅公廩各三十萬束

○備後 郡十四 田九千三百一町

正稅公廩各二十四萬束

○安藝 郡八 田七千三百五十七町

正稅二十三萬束公廩二十萬八千八百束

○周防 郡六 田七千八百三十四町

正稅公廩各二十一萬束

中國一

○長門 郡五 田四千六百三町

正稅公廩各十萬束

以上八ヶ國之内

上國備後郡數 大國播磨倍事二郡、

○南海道六ヶ國

上國四

○紀伊 郡七 田七千九百九十八町

正稅公廩各十萬束

○阿波 郡九 田三千四百十四町

正稅公廩各二十萬束

○讃岐 郡十一 田萬八千六百四十七町

正稅公廩各三十五萬束

○伊豫 郡十四 田萬三千五百一町

正稅公廩各三十萬束

中國一

○上佐 郡七 田六千四百五十一町

正稅公廩各二十萬束

下國一

○淡路 郡二 田二千六百五十町

正稅三萬五千束 公廩四萬五千束

以上六ヶ國之内

中國土佐郡數 上國紀伊と同じ、

中國同國田數 上阿波ニ倍事凡三千三十七町、

中同國正稅公廨 上紀伊に倍事凡二萬五千束並、上阿波と同じ、

西海道九ヶ國並二島國

大國一

○肥後 郡十四 田二萬三千五百餘町

上國五

○筑前 郡十五 田八千五百餘町

○筑後 郡十 田萬二千八百餘町

○肥前 郡十一 田萬三千九百餘町

○豊前 郡八 田萬三千二百餘町

○豊後 郡八 田七千五百餘町

中國三

○日向 郡五 田四千八百餘町

○大隅 郡八 田四千八百餘町

○薩摩 郡延喜式十二
和名抄十三 田四千八百餘町

下國二

○壹岐 郡延喜式二
和名抄一 田六百二十町

○對馬 郡二 田四百廿八町

右八郡數、田町、公廨、正稅の延喜式、倭名鈔等見る所なり。其繁雜にして見るに煩しきを以て、其甲乙を約束すること又左の如し。

○畿内五ヶ國之内

攝津 田萬二千五百二十五町。正、公、各十八萬五千束

大河内 田萬千三百三十八町。正、公、各十四萬九千四百七十七束

以上は上國にして、田數正稅公廩の大國に倍れるものなり。

○東海道十五ヶ國之内

遠江 郡十三

上總下總常陸 各郡十一也

相摸 正稅公廩各三十萬束

伊勢 正、公、各三十萬束

伊賀 郡四

安房 郡四

以上は上國の郡數大國に倍り、並に正稅公廩の甲乙なども、又下國にして郡數の中國と甲乙なきものなり。

○東山道八ヶ國之内

上美濃 郡十八。正、公、各三十萬束

大上野 郡十四。正、公、各三十萬束

上信濃 正、公、各三十五萬束

大上野 正、公、各三十萬束

上下野 正、公、各三十萬束

大上野 正、公、各三十萬束

以上は上國にして、郡數大國に倍り、並に正公各甲乙なきもの、又並に正公各大國に倍れるもの、又上國の正公各大國と甲乙なきものなり。

○北海道七ヶ國之内

上越中 田數萬四十町

大越前 田數萬二千六町

上越後 郡七。田萬四十町

大越前 郡六。田萬二千六町

能登

加賀 越中各郡四

以上上國にして、田數大國に倍り、又上國にして郡數田數共に大國に倍れるもの、又中國にして郡數の上國と甲乙なきものなり。

○山陰道八ヶ國之内

中石見 郡六

上伯耆 郡六

以上は中國にして、郡數の上國と甲乙なきものなり。

○山陽道八ヶ國之内

備後 郡十四

播磨 郡十二

以上は上國にして、郡數の大國に倍れるものなり。

○南海道六ヶ國之内

中土佐 郡七

上紀伊 郡七

中土佐 田六千四百五十一町

上阿波 田三千四百十四町

中土佐 正、公、各二十萬束

上紀伊 正、公、各十萬束

上阿波 正、公、各二十萬束

以上は中國にして、郡數の上國と甲乙なきもの、又中國にして田數の上國に倍れるもの、又中國にして正稅公廩の上國に倍れる、並に甲乙なきものなり。

○西海道九ヶ國並二島國

此十一ヶ國は郡數、田町、正稅、公廩共に各右大上中下の名義の如く次第して異同なきものなり。

右郡數田町正稅公廩の國の大上中下によりて異同あるもの、中、郡數の多寡を以て、國の大上中下を考ふる事は不詳。如何となれば、令條の制を考るに、郡に大上中下小の差別あることは、二十里以下十里以上を大郡とし、十五里以下十二里以上を上郡とし、十一里以下八里以上を中郡とし、七里以下四里以上を下郡とし、三里以下二里以上を小郡とす。其一里と云は五十戸を以てすと云々。しかれば凡當國にて大小ありと見ゆれども、今某郡の大上中下小の甲乙あるの名義考へ得ざれば、郡數の多寡を以ては、國の廣狹は考へがたきものなり。爰を以、今五畿七道を各路に分つて、其田數と正稅公廩との甲乙を比較すれば、圖の大上中下に反するの甲乙漸く二ヶ國なり。所謂左の如し。

○上攝津國上國にして、大河内の大國に勝れる事は、靈龜以後のことなれば、令條を定めらるゝ時

は、河内の田數正稅公廨ともに攝津にすぐれり。續日本紀に、靈龜二年四月河内國三郡を割て和泉監を置とあり。然れば、今和泉の田數と正稅公廨とを合すれば、河内の田數は萬五千九百七町なり。正稅と公廨とは、各廿二萬九千四百四十七束にて、大國上國の名順次の如くなり。

○上信濃國上國にして、正稅公廨の大上野國の大國に勝れども、事は古への定めには反せり。上野當は本と一國にて、今の兩國の界とする佐野、笠懸野の間なる渡瀬川と云を、一國の中間として兩國を合せ計ふれば、正稅公廨各六十萬束なり、然るときは、信濃國の正稅公廨三十五萬束には莫大勝れるものなり、去れども上野下野を一國とせしことも、又夫を分つて上下二國とせしことも、年記詳ならずと云へども、大抵國々に前後上下を分ちしことは、延喜式より前に見へざれば、是以て令條以後のことなるべし。

○越中越後上國にして、田數大國の越前に倍れるものは、三代格を考るに、嵯峨天皇弘仁十四年二月三日越前の國江沼、加賀二郡を割て爲_二加賀_一とあれば、本とより加賀は越前の中なれば、此二國を合せ計れば、越前の田數凡二萬五千六十六町となりて、越中、越後にすぐれるものなり。

○土佐の國中國にして、田數上國たる阿波國にすぐれりと云へども、淡路の國は元と阿波の國の島なれば淡路なり。此田數二千六百五十町を阿波へ加へ計れば、凡六千六十四町となりて、土佐國の田數に倍れるものなり。

○又中土佐國、正稅公廨各二萬束にて、大國たる紀伊國の正公は十萬束なるものは、其多寡拔群の事にて、如何なる故と云ことを考へわくること能はず。

右の子細を密々註附せば、國の大小中下は全く大は廣く、上は夫に次ぎ、中下は自然と狭少なるものにも幾からんか。

寛政四年三月四日

追 考

追て考るに、國の大小中下を分つ事は、一に其國の廣大狹少に拘らずとも云ひがたし。如何となれば、職員令を考るに左の如く見へたり。

大國	守一人	介一人	大掾一人	少掾一人	大目一人	少目一人	史生三人
上國	守一人	介一人	掾一人	目一人			
中國	守一人	掾一人	目一人	史生三人			
下國	守一人	目一人	史生三人				
大郡	大領一人	少領一人	主政三人	主帳三人			
上郡	大領一人	少領一人	主政三人	主帳二人			
中郡	大領一人	少領一人	主政一人	主帳一人			
下郡	大領一人	少領一人	主帳一人				
小郡	領一人	主帳一人					

右官員の成數は、土地の廣狹と人民の多寡を以て定るの義にて、土地廣ければ自然と人民も多し、人民多ければ種穀も繁多なり。種穀多ければ正稅公解も隨て豐饒なり。土地ひろく人民多ければ、國司に屬するの介掾目等、並に郡領以下の官人も多かるべし。多からざれば、政要も缺如の事あるによつて、其國其郡にしたがひて官員を増しおかるゝこと、其義尤明なり。爰を以て考るに、大國上國と比隣して較れば、其風土の厚薄、四時、正偏、人物の美惡も、其甲乙を分つの一勘なるべし。並に中國と下國の次序も、又その義に同じかるべし。然して、上國と中國とは比隣すと云へども、甲乙懸隔の考へには較べがたきものなり。

或人云、令外の官に守以下權官ををかれ、又或は掾目等の官員を増されたることあり。此義は考へ加へ

ざるは如何にと、嘉樹憶ふに、國の大上中下小、郡の大上中下小等のことは、令條のさだむるところにして議論することなれば、令以後の沿革は爰に考るに由なきことなり。故に格式等のことには、曾て議論を加へざるものなり。穴賢。

寛政四年三月廿九日追て筆す

老 邁 嘉 樹

○虎畫風情

或云、虎畫を圖するに、十に八九は竹を以し、又は巖石などを畫き添て、假初にも森林人家などに及ざるものは如何なる故にや、其據ること定て子細あるべし。吾子所見ありやと。答云、往々其不審あることにて、畫工までは掌國の人に問へども、その本據聞事なし。然に予說郭の逸書中三十四五部を藏して、旅行には必ず竹輿の中に携へ行て、睡眠の友とせり。頃日も亦下毛國二荒山へ登山の事ありて、如例此書をたづさへ闈るに、部中宋の龐元英が談叢の中に見ることあり。所謂虎は常に標鼠と云ふものと怖れ避く。標鼠は常に深山林木の枝上に隱栖て、林中虎の過るを見れば、必鳴噪して自らおのが毛をぬきて、虎の身に投ずれば、その着くところ必ず蟲ばまれて、偏身瘡いでき爛れてついに死にいたるゆへに、林木中には虎至らざると見えたり。此事は漁溪と云人、山林中を遊歴して、一僧の山居するを訪ふて、此處山中にして虎の患へにあへることはなきやと尋し時、山僧の云へる、如レ此林木繁れば、地には虎の禍は曾てなきものとして、右云々のことを筆せしなり。曾て漁溪おもゑらく方に覺れり。虎を畫くもの、皆平原曠野茅葦叢薄の中なるものを交へ畫けども、曾て林木を作さるものは、誠に此謂なるべしと云へり。予も亦考へ憶ふに、五雜組事の部に云、有_レ人以_二釘鉸_一爲_レ業者。至_二山中_一遇_二一虎_一。臥_レ地呻吟するか、見_レ人舉_レ爪示_レ之を見れば、一大竹刺の爪間に深く入りたるなり。其釘鉸業者、爲に抜きて憐む。虎悦べるの報にや、忽ち鹿を捨て來りあたへると云ふことなど、全く虎の竹林中に在るの證徴なるべきにやと取詮なく筆し止むなり。

天明五年九月

老 邁 橋 嘉 樹

○門松建飾

門松は貴家に營建らるゝ事は無之の考

つれづれ草に云、大路のさま、松たてわたしてはなやかにうれしげなるこそあはれなれ。

大路と云は、宮城の外にて、二條より九條迄を云り。拾芥鈔云、宮城南大路(禁中也二條なり)廣十七丈、次六大路各八丈、〔割註〕六大路とは二條、四條、五條、六條、七條、八條等の大路なり、〔南極大路十二丈二尺(九條の大路なり)云々。是路中町々の事なり。〕

堀川百首に「門松をいとなみたつるそのほどに春あけがたに夜や成ぬらん(藤原顯季)」

是も町々にて家ごとに門松を建かざる中、にはや夜もあければ、あら玉のけしきに成りて、いとゞ賑はへることをいへる成べし。

世諺問答曰、「割註」一條禪閣兼良公御作、「朔日より賤が家居に、門の松とてたて侍るは、いつの頃よりはじまれる事にや。答、いつ頃とはたしかに申がたし。門の松たつる事は、むかしよりありきたれる事なるべし。賤が家居は大方方戸なるによつて、民戸と申侍れど、むかしは一町のうちを五丈づゝにわりて門をたてしかば、八つの門ありしなり。その中に賤が家居を作り侍れば門なかるべきにあらず。其門の前に松竹を立侍り、松と千とせを契り、竹は萬代をかざる草木なれば、年のはじめいはひ事にたて侍るべしと云々。

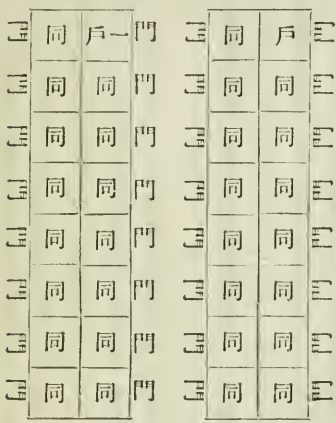
長明が四季物語に云、明のためとて松竹にしりくめの繩とりそへて、ゆづりはしだなど家をふき侍る。御門公卿の家はさらなり。〔割註〕さらなりとはまたかはれりと云る也、御門も禁裡なり。」

右にて門松の事、禁裏公家方にては無_レ之、武家計立る事明かなり。つれづれ草にも、大路とあるは洛中の町々なり。

右世諺同答に、町々一町を五丈づゝにわりて、八ツの門ありといえる事は左の如くなり。むかしの町のわり也。今の世家居繁く建つゞきて、古の一戸一町といへる事も跡なく成りたりといへども、京の町は未だ其風情残りて、南北の町家は半町宛にて道あり。大凡は左の圖にて辨へ知るべし。但八ツの門ありとは、たゞ其町のさまを荒ましにいへるもの也。實には一町には四八三十二の門あり。

一 町 之 圖

今の道程六十間を
一町と云ひ、一間
は六尺なり。夫を
丈に積れば六々三
十六丈なり。夫へ
町と丁との間の道
はゞを四丈として
合せて四十丈なり
是にて一町と云は
六十間なることも
明なり。



一戸と云は一家のことにて、其一戸と云は十丈に五丈づゝなり。是則一人前の家居なり。右は八戸づゝ後ろ合せにして合せて十六戸なり。一町は三十二戸にて門も三十二なり。夫を今八戸とあるは一ならびの處をさして云へるなり。

右は拾芥抄に詳なり。予又別に町坊保の圖ありて、戸口の考あり。合せて考へ知るべし。たとへば一戸と云は、十丈に五丈なり。其一戸を八ツにて三十二戸なり。夫を一町と云。一町とは四十丈四方なり。其一町を四ツ合せて一保と云、二町四方なり。其一保を四ツ合せたるを一坊と云、一保四方なり。(割註)則四町四方のことなり。一坊を縦に四ツ合せたるを一條と云。長さ十六町に横四町なり。以上古

の町保坊條の定なり。拾芥抄に委し。爰に其大抵を云ふなり。右は去る天明三年の春、或人の間に答へしの副書なり。然るを、今年正月京師にて火に災せられて失ひけるにて、水谷氏のうつし置るを借りて補ひ書するものなり。

天明八年十一月十三日

橘 嘉 樹

○洛東大佛殿回祿之事

寛政十戊午年秋七月朔日夜亥刻頃より、洛中洛外暴雨霹靂して、實に木を裂き石を轉するが如くなり。夜半の頃に及て、洛外辰巳の方にあたつて、一團の電光射下ると見えしに、忽ち方廣精舎の大佛殿の屋棟より猛火炎々として熾上し、さしも廣大なる大伽藍、瞬息の間に灰燼となれり。其餘煙回廊より仁王門に及で、一塵の殘灰なく、一片の燒土となしぬ。猶餘光炎々として、翌二日辰巳の尅の頃より漸々に鎮消せしと云り。然ども、幸に方廣の本坊並に三十三間堂、又は洪鐘等は延災なかりしと云り。誠に奇代の不測、未曾有の珍事なり。

事京師より發し來る脚力夫、眼前に見得て下れりとて、五日午の上刻頃告げ來れり。因に勘るに、年曆由來左の如くなり。

抑平安城外大佛像は、豐臣太閤南都東大寺の大佛像に准擬せられて、過分の資財を費し民力を勞せしめて、天正十四年より事を起して、數の年序を歴て成就せしなり。爾後慶長七年十二月四日回祿の災によて、忽ち一時の灰土となりしを、同十五年豐臣の二世内大臣秀頼公、御父太閤の御願なるを以御再建あり。元來南京の大佛像は、唐金にて鑄建たるを、太閤の意存速に造功を遂げしめんとて、木像に削り作らせ膠漆を以て制飾して形のごとくにてありしなれば、今度再建の儀は南京本體のごとくに、唐金を以て造立あるべき旨、家康公の御意見によて、過分の費弊を償ひ設けて造立ありとかや、傳聞せり。然るに、寛文二年五月朔日地震の災にかゝりて、件の金銅の佛軀壞れ損するによて、今般執政の老臣故松平

伊豆守信綱朝臣の思惟を以て、太閤御造成の如く。再び木像に改造らる。同き七年月日事成矣と云へり。然して今年迄一百三十七ヶ年に及べり。〔割註〕地震にて壞損失せる寛文二年よりなり。〕

成慶年紀略

初て造立せられたる天正十四年より慶長七年炎上の度まで、凡十七ヶ年なり。

再建立の事、始慶長十五年より寛文二年地震の災にて壞損あるまで、凡五十三ヶ年なり。

三度目建立造替の事始より當年寛政十年七月まで、凡百三十六ヶ年なり。

並に數るに天正十四年

初て造立より今年まで 凡二百十三ヶ年なり

慶長十五年

再建の年より今年まで 凡一百八十九ヶ年なり

寛文三年

三度目建立の年より 凡百三十六ヶ年なり

追加南京大佛像年序大概

聖武天皇御建立、天平廿年御草創の年より高倉院御代治承四年重衡放火せし年までは、凡三百九十三ヶ年なり。

後鳥羽院御代文治二年俊坊重源再建せし年より正親町院永祿十年、松永と三好戦争によて放火して灰せしに及まで、凡三百八十一ヶ年なり。

イ後ニ

復び再建ありし正親町院元龜元年より今年寛政十年まで、凡二百廿九年なり。

又考るに、初て造佛ありし聖武天皇天平二十年より當寛政十年までは、凡一千五十一ヶ年なり。

此年序の事は、續日本紀、將軍家譜、歴代備考、本朝年代記、太閤記等に據て之を數るなり。本よ

り京師大佛の年記も、同じ趣を以て數へ注せしなり。あまたの年序のこと、二三四五の求算あるべし。恐れ／＼、筆は同志の夜話の談柄となさんのみ、呼々可憐。

寛政十年七月六日午後

老邁駿岳嘉樹

三代實錄

○朔旦冬至之議（貞觀二年十月廿三日）

三代實錄卷四貞觀二年閏十月廿三日紀拔書、廿三日己巳。地震。勅從四位下行文章博士兼攝磨權守菅原朝臣是善。正五位下守權左中辨兼行式部少輔大枝朝臣晉人。正五位下守右中辨藤原朝臣冬緒。從五位上行大學博士大春日朝臣雄繼。從五位下守主計頭兼行木工助算博士有宗宿禰益門等曰。今年一章十九年。准據先例。當有朔旦冬至。而曆博士眞野麻呂等所上曆日。冬至在十一月二日。若於經史有可進退之理乎。宜議而奏之。是善等奏議曰。謹案眞野麻呂所執以爲。依日分小餘不足。不令合朔。論之曆術。理若當然。但案曆經計云。月行遲疾。曆則有六六六小。以日行盈縮增損之云々。當察加時早晚。隨其所近而進退之。使不超過六六六小。其正月朔。若有交加一時正見者。消息前後一兩月。以定大小。令虧在晦者。以此言之。既有進退之理。而今當年曆八月大。九月小。十月大。閏十月小。然則以十一月爲大。自得朔旦冬至。夫朔旦冬至者。曆數之所始。帝王之休祥。既云避凶而在晦。何不逐吉以退朔。昔唐太宗貞觀十四年有閏十月。即得朔旦冬至。太史令傳仁均以癸亥爲朔旦冬至。而宣義郎李淳風案古曆分日。以爲甲子宜在朔旦。詔下公卿及諸有識。於是國子祭酒孔穎達等十有四人。尙書八座。請從淳風議。有詔可之。雖然至於後年。不見晷耀之愆。爰知。一日進退。未足爲妨。又尙書百釋云。頻大消之。案其意義。每至章部之歲。必欲令得朔旦冬至。故穎置大月。至於三四。夫六六六小者。曆術之常法。況今唯置七大。既得合朔乎。又勅從五位下行曆博士兼備後介大春日朝臣眞野麻呂外從五位下行陰陽助兼權陰陽博士

笠朝臣名高等曰。今諸有識等僉議云。今年可置朔旦冬至。若依此說。遂吉置朔者。於後年曆得節氣不錯謬之歟。眞野麻呂等奏言。謹檢術法。無依古進退之文。仍今年不置朔旦冬至。依群臣議置之。可無弦朔之差。於是。詔從是善之議焉。廿五日辛未。宣詔百官及五畿七道諸國云。今年當有朔旦冬至。而曆家偏依日分不足。置於二日。今稽之故實。既有改定之理。宜改閏十月爲大。即以十一月二日丁丑爲朔旦冬至。

寛政七年九月四日 假初乞潤筆也

橋 嘉 樹

右一冊の草書は、今月今日に當りて弊屋に轉トするに於て、藏書悉く知己の藏舎のうつし置ぬ。仍之偶々冬至のことを檢出するに不便なるまゝ、同學正綱生の藏書を借り求てうつし取るもの也。忽々々々。あやまり多かるべし。

○甘露降事實

瑞應圖曰。甘露者。靈露也。神靈之精。仁瑞之澤。其凝如脂。其甘如飴。一名天酒。藝文曰。膏露即甘露也。聖人之德上及太清。下及太寧。萬靈則膏露下云々。漢書宣帝紀曰。迺者鳳皇甘露降。集京師。嘉瑞竝見。修興泰一五帝后土之祠。祈爲百姓蒙祉福。師古曰。王者施德澤。則甘露降。草木云々。通鑑綱目唐文宗太和元年紀曰。武露布。文露洗。宗均云。甘露見其國布散者人尙武文采者甘露遲重云々。晉中興書曰。甘露降。耆老得敬。則松柏受之。尊賢容衆。則竹葦受之。甘露者仁澤也。其凝如脂。其美如飴。一名天酒云々。

以上、異邦甘露降之證徴也。

和名類聚鈔曰。甘露美露也。降則物無不美盛矣。倭名豆由云々。延喜治部式、甘露美露也。神靈之精也。凝如脂。其甘如飴。一名膏露。上瑞也。日本紀天武天皇七年冬十月甲申朔。有物如綿。零於難波。長五六尺。廣七八寸。則隨風以飄于松林及葦原。時人云甘露也。

廣博物志曰。漢桓帝時雨_ニ白綿。本草甘露條曰。王者敬_ニ養耆老。則降_ニ於松柏。尊_レ賢容_レ衆則降_ニ於竹葦。皆瑞氣所_レ感也。白虎通曰。甘露美露也。降則物無_レ不_ニ美盛_一矣。〔割註〕以上の解谷川士清が考たる日本紀通證にあり。」

類聚國史曰。元明天皇和銅元年五月庚申。長門國言。甘露降。八年五月壬辰。伯耆國言。甘露降。文德天皇嘉祥三年五月戊戌。石見國甘露降。七月乙酉。石見國獻_ニ甘露_一。味如_ニ飴餠_一。八月丙辰。公卿抗表曰。石見國守從五位下笠朝臣峯雄等奏稱。所_レ管安曇郡川合郷甘露降云々。謹詣_ニ闕庭_一。陳賀以聞。帝以_ニ苦請難_レ拒。許_レ之。〔仁壽二年五月。甘露降_ニ於京師樹上_一。及大和。越前。加賀。但馬。因幡。伯耆。隱岐。播磨。長門等九國並言。甘露降。齊衡二年秋七月丁未朔。紀伊守從五位下紀朝臣眞高獻_ニ甘露_一。〕三年四月庚辰。駿河國言。甘露降。〔文德實錄曰。仁壽二年云々。〔割註〕同類聚國史。但大和國言之下者有_ニ紫雲見三字_一。〕延喜神祇式曰。因幡國巨濃甘露神社。〔百十代明正院御宇寬永八年三月。諸國甘露降。〕（歷代備考）道德經曰。天地相合以降_ニ甘露_一。民莫_ニ之令_一而自均。王弼曰。言天地相合則甘露不_レ求而自降。我守_ニ其眞性_一。無爲則不_レ令而自均也。

從_ニ去歲十二月_一至_ニ今年正月_一。柳營之前庭及諸家邸寺社並に市中毛有_ニ林木_一之所。或道路橋上の類人々眼之及ぶ所。住々木葉石上等悉甘露降矣。於_レ此今二三甘露之事實を尋求て寫認るもの也。佗日又有事實ものあらば、此末に筆し止むべき者也。

寬政二年正月十九日

橘 嘉 樹

蒼梧隨筆卷之三

○荒海障子之事

建曆御記に曰、清涼殿の弘廂に有荒海障子、南の方に手長足長、北面は宇治の網代、布障子墨繪也云々。

按に三才圖會云、長脚國在_ニ赤水東。其國人與_ニ長臂國_一近。其人常負_ニ長臂人_一入_レ海捕_レ魚。蓋長臂人身如_ニ中人_一而臂長二丈云々。

古今著聞集曰、萩の戸の前より布障子を荒海の障子と名付て、手長足長などかきたり。其北うらは宇治のあじろをかけり云々。

按に、件の布障子は凡高サ九尺ほどにて、其畫は墨繪なり。是乃ち金岡が圖せし物といへり。〔割註〕滋野井殿御説松陰拾葉にあり、然して、今寫して世に傳る卷軸の圖は、件の布障子を寫したるものには非ず。其初巨勢の金岡が圖せしは卷軸にて、鴨居殿の寶藏にありしを、金岡自ら寫して布障子へ畫しものなり。故に元本といへるは、此卷軸の圖なり。よて布障子は燒失して亡びたりといへども、其元本なる卷軸は現在するを、畫所の預り土佐の家に、其卷軸のうつし現在せるを、滋野井故亞相入道公麗卿のうつして藏し給へるを乞願て、密にうつしたるものなり。(嘉樹)素より土佐の家に、件のうつし侍りて、夫より熱望して寫せる人も多く侍れば、此圖は世に流布する事尤なるべし。努々又世になき希代のものにも非れども、(嘉樹)うつせしものは、金岡が圖せしを土佐家へうつし、夫をまた故亞相入道のうつして小傳を書添へ給へるを眞寫せしものなり。故に今由來を筆記する事、かくの如し。

明和八年八月

橘 嘉 樹

〔附傳〕滋野井公麗卿仰云、此圖墨繪なりといへ共、うすく藍をもて彩色したる圖也。是畫家に云つけたしなどいへるものなるべし。又此圖の中に希怪なる畫あり。是海外遠方のものなれば、其名も今考へがたし。世の好事なる人さまざまに名を考へたるもあるよし也。是誣ひ名たるものにて、却て僻言なるべしと仰示し侍る也。舊本損壞せるに仍て、

天明十年五月十七日改記

嘉 樹

○伊勢御雛形守之事

或曰、伊勢太々講の御祓以下種々の神物を、手寄の御師より頂戴せしむ。其中に御雛形と云ものありて、紙を以衣服の形象を制して、殊更に威重して頂戴せしむるなり。抑此御雛形と申は、如何なる故頂戴せしむるや、思ふに已太々講の連衆たること歴年なれども、家業繁多にして參詣すること能はず。去れば此雛形と申は、年毎に代參を奉の故に、己が神拜の服の形代などにや。然して、夫をして加持念誦することありて、御師の方より贈にや、所詮其故を知らず。誰連中へ尋問ふといへども、白地に其こと分明ならず。吾子其御雛形の子細を知るやと、老邁答、予謹て考るに、正しく

大神宮の御衣をうつせる御雛形なるべし。神祇令曰、孟夏神衣祭。謂伊勢神宮祭也。此神服部等齋或潔清。以三河赤引神調絲織ニ作神衣。又麻績連等績レ麻以織ニ敷和衣。以供ニ神明。曰ニ神衣一云々。

三河國赤引絲と者、明は清にて阿加なり。引は曳にて長の義なり。大神宮儀式帳に云、御調荷前供奉行事。赤引生絲四十斤。郡内諸百姓等人別私家解除清氏、御調絲持參向太神宮司止定氏絲遠令ニ編定一。御調櫃入氏鹽湯持氏。御調倉進納畢云々。

右は年例に神御衣を奉るゝの義也。然して、件の御衣は神宮の惶み尊み崇め奉の品にて、凡下のもの拜することさへ、白地にはなし奉がたきものなり。仍て神主以下禰宜内人等、件の御衣を寫し形り奉て、御雛形として拜賜せしむるものなり。是全く神御衣の御形式の義と見えたり。

以上の事、神祇隨筆、神宮明辨等の赴を以て考るなり。穴賢。謹て白す云々。

寛政六年七月廿一日 述推量説

栢 嘉 樹

右楚忽一條。努々可憚他見。事最非假令。可恐祕事眞實也。

○白馬節會拜見のありさま

正月七日の節會を白馬〔割註〕阿於と訓す。の節會といへり。抑春は東方に位して木の徳あり。木の色は青し。よて春陽共青春とも稱す。然して、年のはじめに馬を見れば、其年の邪魔を除くといへる事、禮記に見へたり。是を以、今日主上群臣と共に白馬を覽し玉ふの義也。されば春陽の義にて侍れば、青馬を牽出て 天覽に備ふべき事なれども、馬に青き毛はなきを以て、白龍化して馬となるとの本文によて、馬は龍の徳あるを貴く、名馬をさしては龍馬と名づく。史記にも、天の用は龍なり。地の用は馬なりといへり。其龍は色青きに象りて、四神の幟の文にも成るは、龍の媒とかや、稱して其徳種々なり。

異邦にて龍馬と稱するものは、其たけ八尺の馬をいへり。其八尺を我邦の尺に考れば、金さしの五尺七寸ほどの馬なり。並云、今馬に阿於と云毛あり。其色は黒し。是蠡海集に、牛の色は黒きは蒼色として青黒なるものをいへり。其譯は、牛は陰獸なるをもて、雜色いろ／＼ありといへ共、其性の本色は蒼を本とすといへり。馬も又しかり。馬は陽獸なるをもて、其毛色はさまざまあれども、其本色赤しとかや見えたり。爰を以、陰獸の形なる蒼色の馬は、青陽に覽せるに叶ざるのゆへにて、龍徳を以賀し奉て、白馬をひきつれわたる事なるべし。故に白馬と書て、青陽の義をふくみてあをばと稱するよし也。古此節會には、月毛の馬を廿一疋牽出て庭上をわたる事なり。則左馬寮より十疋、右馬寮より十疋、此外に餘馬と稱して、左右馬寮より隔年に一疋づゝ率いだせるよし也。是は大内裏時の義にて、諸の官舎も備り、庭上も其を行るゝにたへたる結構なるゆへなり。今は庭上もせば／＼しく、左右馬寮も名のみなるをもて、たゞ體容を失たるの義のみにて、廿一疋の十分一にて、たゞ二疋を引わ

たすのみなり。然れども、節會に大小の二様あり。白馬と豊の明りは大節會にて、元日踏歌などいへるより又一しほに嚴重なる趣きなるよし也。中世以來四節會共、〔割註〕元日、白馬、踏歌、豊明、大凡酉の刻の催にて、日入て後の行事にて、其御式のはてぬるは曉方に及べり。然るを、當今の御代に至りて、殊更の僉議をもて、馬を青春覽し玉ふ事は、春の陽氣をむかへば邪氣をはらふの古實にて、舊例も晝の間に馬を覽し給へる事なり。去れば古は除目の義は六日の事なりしかども、其式の繁多なるに及では、曉に及べる事もありしに由て、然る時は白馬の節會の妨なりとて、五日に除目を轉ぜられて行るゝよし、桃花の御説見えたれば、古しへ白馬の御式は晝行れし事、顯然たるもの也。去程に今年の春、去年の霜月に參上して、其處此處逍遙しておもはず年を重ねたるの幸に、件の御式を拜し奉りし。其幾年來拜し來れるに、聊も替れる事なく、誠に嚴重なる御次第なりし。況や毎年拜見せしは、夜の節會のみなりしに、此年や幸に右のごとく改たりし白日の御式、殊にもて田舎翁が眼を驚し奉る事のみなりし。たゞ荒々拜見の趣、左に筆して孫子供への家土産に備るものなり。

抑御節會の式は、内辨外辨の公卿、武官の警固、執柄の諸司等、夫々の束帶して、堂上砌下より集ひ給ふこと、或は御帳臺え出御の御作法、公卿の練足、宣命の次第、又庭上に版を設、標を建、烏瓶子とて、頂に烏の形の五色に色どりたる大瓶子を居置れて、御酒を設賜ふのありさま、内辨の大臣の開門、圍司等を仰するの事、又は立樂を奏し、舞妓の袖をひるがへし舞つるの事、其義はて、月花門にして祿を給ふのまでも、悉く三節會豊の明りに同じ次第也。然して、今日の義の替れるありさま、其大抵を申さんには、外辨の公卿南門より練り參らせられて、西の階より昇殿まし、臺盤につかせられて御酒賜へる、一献二献の間に立樂とて、舞人樂人庭上にすゝみ出て音楽を奏し、舞妓は東階のもとにて袖をひるがへして舞ひかなでしありさま、〔割註〕此時立樂前の大夫とて、中務の衆束帶して舞妓を誘ひめぐるなり。舞姫は五衣に裳からぎぬ等を着す二人なり。其間に庭上に立らるゝ烏瓶子より、造酒司さの御

酒うつすありさま、内堅の進退殊に以て嚴也。又此間に庭上に立られたる標版を徴して、砂をならして庭の面を粧へば、馬寮の頭日花門より馬部舍人を率て、白き馬二疋庭上を引わたして、月花門の方へわたるなり。(割註)此二疋の馬には、各々馬取をかけて引わたすなり。此義は御帳臺の中より叡覽ましく群臣も共に拜見して、事はてゝ入御ましく、公卿も又西の階を下りて退りたまふありさまなり。扱月花門の許にて、大凡省の官人祿のものをかづくありさま最嚴重なり。

此節會、辰の刻の催しといへ共、やうく午の刻より少し前に始まる事、後には夜に入るゆへ、退り給ふには庭門より炬火をとりて、召具のもの共まうすありさま、申も中々及びなき事なり。

右の御式は、次第悉く三節會の次第に委しく見へたりといへども、たま／＼田舎より參りて拜見在りし事、殊更御式の白日に改りしによて、老ての眊める眼を驚かしぬるの事を筆して家づとゝなすものなり。堅固密々の草稿なり。穴かしこ。

天明八年正月十日之記

老 邁 嘉 樹

右京師旅寓にて筆し置ける一とちを、同じ月の晦日の火に灰燼となしぬ。其後此事おもひよりもなかりしに、ふしぎに此間、鈴木氏(割註)久慶といへる人、書狀の中へ卷入ておくりし次第ありとて見せられしによて、焼失せしものゝ又存せるも、奇代のふしぎなるまゝ、其おくりし草案をもて、舊筆せしごとく再び書うつして、今に及て子供孫どもへみやげを袂よりするものなり。穴かしこ。可笑々々。

寛政二年八月七日

老 邁 嘉 樹

○五節之事

江談抄曰、清見原の天皇の時、五節始也。於吉野川、鼓琴天女下降出前庭、詠歌云々。依以其例、始レ之。歌曰。(割註)清見原の天皇とは天武天皇の御事なり。○吉野川は大和國なり。其吉野川ノ皇居ノ所をば瀧の宮と云ふなり。乙女子賀乙女佐比志毛加良太磨乎乙女佐比志毛其加良多磨乎。政事要略卷廿

七年中行事傳曰、云一云、〔割註〕右の文と同じ故ニ、略して不レ記ニ于爰。〔本朝月令曰云一云、〔割註〕是も亦右の文と同じ、依て共に略す。〕公事根源抄曰、天平五年五月まさしく内裏にて五節の舞はありけり。〔割註〕此事國史には不レ見なり、又曰、神女袖をひるがへす事五度に及、是によりて五節とは名付侍るなり。その時御門、御歌よみ給へり。

おとめ子が乙女さひすもからだまを袂にまきておとめさひしも

〔割註〕政事要略、江談抄、本朝月令等には、天女の歌と有。爰には主上の御歌とあり、何れ可なるや分りがたし。

右の意は、天武天皇、大友皇子に襲れ玉ひて、御出家ましまさんとて大和國へ忍びまかり給ひて、吉野川のほとり瀧宮といへる所におはしまして、或夜御つれづれのあまり御琴を弾じ給へり。〔割註〕度々御琴とあるは和琴なり。其時御前なる山に白雲たな引わたりて、其雲の中に天女とおぼして乙女ありて、御琴にあはせて舞を奏しけるを觀覽ありて、此御歌を詠じさせ給へり。

おとめ子が乙女さびしもからたまを袂にまきておとめさびしも

と吟じさせ給へりとかや。此天女の天下りしさま、主上の觀覽まませしのみにて、外に見る人なしといへり。

按に、此御事は、實に御夢うつゝの如くに、幼に御目にさへぎりたる事にて、眞實の天女のあま下りし事には非るべけれ共、ふしぎに其後聖運をひらかせおはしまして、御代を知しめしける時、吉野にましませし時の御吉瑞のためしとて、爾しより後は、年毎に十一月の寅日に五節の舞妓を觀覽ありしなり。件の詔によて、年毎に大臣以下參議の人まで、夫々の次第にまかせて年に舞妓を奉られしに至るまで、大嘗會の年は殊更の事、年々十一月新嘗會の豐明の節會には、南殿の東階の砌に菴をしき

て、舞女一人五位の裳からぎぬを着して、袖をかへして舞奏するの式有て、件の筵道のほとりを、樂前
の大夫とて、中務の承なる官人束帶して(一人也)保護し巡る事侍るなり。是全くそのかみの舞妓の第
なる式也。

按に、此舞妓の式は寅の日の事なり。然して、丑の日に帳臺の試ありて、舞妓の參入、又は晚參と
て、寅の日の朝に至りてまいる事等、また卯の日は、童女御覽の事等、舊式最嚴なり。委くは江家次
第にも見へたり。今の世のたゞ其佛のみなれば、大嘗會ある年は午の日豊明の節會の日に混じ、年は
新嘗會の節會の日に混じて、舞妓の式は侍る也。此事いつの頃よりの事とも、其のうつろい來れるの
時をば考へ合せざるなり。

右五節の舞の起り、又名義のことは、江談抄、政事要略、本朝月令等〔割註〕其餘も歌書に記ことあり、
來山詳なりと云へども、國史には顯なる所見なし。猶其來山を考へ正すべきにこそ。(嘉樹)密僻する
に、以前の諸書に、天女袂を翻すこと五度なるゆへ五節と稱、又は五節の名義に據て、舞妓五人を奉ら
るゝ泥て、却て五人を以五節の名目あるの據とすること、各以謬るに似たり。抑五節の字は、左氏傳に
見へたり。所謂左の文にて明なり。

昭公元年傳曰。晋侯求醫於秦。秦伯使醫和視之。曰。疾不可爲也。是謂近女室。疾如蠱(蠱
惑也)非鬼非食。惑以喪志。(惑女色而失志)良臣將死。天命不佑。〔割註〕良臣不匡救君
過。故將死而不爲天所佑。公曰。女不可近乎。對曰。節之。先王之樂。所以節百事也。故
有五節。(五聲之節)遲速本末以相及。中聲以降。五降之後。不容彈矣。〔割註〕此謂先王之樂得
中聲。成五降而息也。降罷退。於是是有煩手淫聲。惰墮心耳。乃忘平和。君子不聽也。〔割註〕
五降不休息。則雜聲並奏。所謂鄭衛之聲也。物亦如之。〔割註〕言百事皆如樂。不可失聲。至於
煩乃舍也。無以生疾。〔割註〕煩不捨則生疾。君子之近琴瑟。以儀節也。非以惰心也。〔割

註〕爲心之節儀。使動不_レ過_レ度。云云。

此文の意は、聖人の樂を造り翫ぶことは、君子の道に合へるを以てなり。遅速本末とは、始めゆるやかに後は早めにして、序破急と云へるの拍子を考へて、中聲以降るとて、遅速本末の調子程能きを計ひて舞ひ納るを、中聲以降ると云て、爰に於て樂を終るなり。故遅速本末中聲を五聲と云なり。此程よき時に樂を終らざれば、其調子も盛に面白なりて、後には亂舞の如なる。是を鄭衛の淫聲と云ひて、君子の惡む所也。凡そのこと能程に終るを以て、聖人の道として物にあやまちなきと定めたる物なり。萬の事調子に乗て程を過さぬを、五節の舞樂に表して、五聲の節と云ふ義にて五節と云なり。五聲の舞の起りは、天武天皇の御故事なれども、五度袖を翻たるより五節と稱、又五人の舞妓を奉より五節の名ありと云は一向無稽の説なり。五節の夜は、殿上の淵醉とて、公卿以下群參して饗を賜の御遊宴なり。故程よく退參して過度なきが爲に、淵醉の作法は、各酒に醉たる風情にして退出するを舊禮の古實とする也。五節の次第、又淵醉の式は、悉江家次第にあり。大抵公事根源抄にも詳なり。右は或人の問來れるとき、五節名義のことを對へしの舌草なり。たま／＼左傳の文を抜萃して、考への基となすものなり。

天明五年十一月

橘 嘉 樹

此草書、此春京師にて燒失せしに仍て、昔日森田氏良典氏のうつし置けるありといえるによりて、佯り戻して再び草稿を補すものなり。

天明八年秋七月三日

嘉 樹

○朽木形文之事

禁秘鈔曰。清涼殿五間。

四面有_二几帳_一。帷_二夏生_一。以_二胡粉_一畫_二華鳥_一。

帳

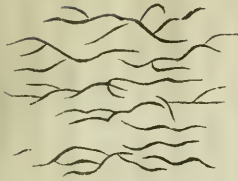
冬朽木形云々。

枕草子曰、なまめかしきことのあたらしくもなく、いたくふりてもなきひはたやに、さうぶうるはしくふきわたしたる、めをやかなるみすの下より、くちきかたのあざやかに、ひもいとつややかにて、かゝりたるひものふきなびかされたるもおかし云々。榮花物語若水卷曰、しんでんをみれば、みすいとあをやかにくちきがたのあをむらさきに匂へるより、にようぼうのきぬのつまそでくちかさねなり云々。已上朽木形の名義の古く見へしなり。此外にも有べし。所見拙ければ注すること能はず。滋野井權帥公麗卿の仰せに、東寺にて長者灌頂の度に懸らるゝ所の帳の文、朽木形の文にて古の物なり。地は白、割註〕綾なるか、平絹なるか、慥に見わけ給はざる由、文は濃色にて、其形狀大凡左の如なる由、又仰、春日御縁起畫卷物二十卷あり。其中にも朽木形の帳あり。其文の圖も亦共に同き物なるよし。

于時明和八年(辛卯)四月十四日、於ニ都督御亭五松樓禁秘鈔の御會あり。其度奉ニ于書之

橋 嘉 樹 誌

權帥殿の仰の趣を圖す



追加書 護國寺は眞言宗にて寺領千二百石なり。山を神齡山と云、本尊馬腦石觀音唐佛なり。此地は武藏國豊島郡峽田領と云へり。

天明六丙午年三月より至五月。江府牛込護國寺にて本尊(觀世音)開帳あり。此節當寺什物數多令拜。其中に白平絹の幔二條あり。

其文濃色と見ゆ。〔割註〕今見る處は黒きなり。形狀左の如し。五月十一日田村氏靈寶場の苾芻に便て、矢立の墨を以て摸寫して退く。嘉樹又其圖を欲て、同生に請て爰に臨寫す。然して赫蹄本圖を臨寫爲し

がたし、僞て小に切爲す。

實に臨寫するものは別にありて、聚頭假字响へ收め入るゝなり。

嘉樹考るに、當寺は眞言宗にて、京師の東寺の末派なり。然

れば、東寺に長者灌頂の度用ひらるゝの帳朽木形なれば、往

年當時は柳營の御歸依たるを以、其寺院の繁華なる勢あるを

以、僭上して擬したるのこともあらんかと、殊に感慨して辭

案を述ぶ者。

天明六年五月十七日

大判事橋 嘉樹

(追考)石見國濱田の從臣伊下氏、古畫の春畫を齎し來て視さ
る。其几帳の文件の朽木形の文あり。

護國寺は

御當家五代常憲院殿綱吉公の御母君桂昌院殿の御歸依なり。

桂昌院殿俗姓は本庄太郎兵衛宗利の女なり。(御當家三代)大

猷院殿家光公の妃となりて、則綱吉公を産れ奉なり。綱吉公嚴有院殿の嗣となり玉ふに依て、當寺殊

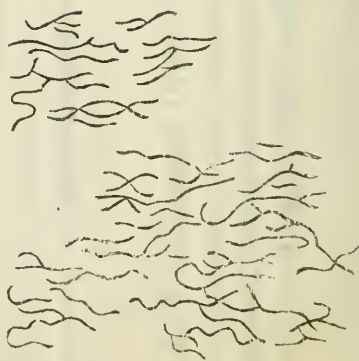
に御願寺の勢ひ繁榮他に異なりと云。

○和難^{ワシ}稜^シ除^ヒ之次第略式

先當日便宜刻限(酉刻を用)、昵近人、禁中にては藏人(四人、五人)勤之、謂所節折人^{カッリ}なり候而、竹之節を
以て御身の長より始め、所々の長を取量也。

此長を量るには、篠竹の細きを用ゆ。長さ一尺宛、數九本調すべし。

其長の量やう、



先御襟の一の骨より御足の方迄至て量る。(一本)、次御左右の肩より御足迄至量る。(左右二本)、次御胸の中より左右の御手の指先迄至て量る。(二本)、次左右の御腰より御足迄至りて量る。(二本)、次左右の御膝より御足迄に至て量る。(二本)、都合九本を用ゆ。

其長の量り様一尺程づゝに量りあて、終の所にて其餘る程の際に朱を以て印を付るなり。

次に九本の竹を一つにして、こよりにて結へて庇の間に置。次空壺一口、近侍人蓋を撤て進上すれば、其空壺へ御氣を吹入玉ふこと三度、近侍のもの夫を給り、始め撤したる蓋をして能く封て、件の御長を取候竹と一所に庇の間に置。

此封じ様は、紙一枚を水にてしめして、夫を蓋の上より覆ひをくなり。

次沐浴齒固。次改衣。

清き服を着するなり。其服は其人の意にまかせて着用するなり。何の服と云定はなし。但主上は御直衣を着御あり。是趣に准て心得あるなり。

次に便宜の間へ復た入玉ふ。始め御長を量りし間なり。

其間に兼て簀薦一枚をしきて茅輪を設くる也。此茅輪に檀紙のして四つ、同鈷紙四枚を所々に狭みをつく也。此四手鈷紙は、忌部氏の調することにて習ありとなり。去れども、當時忌部氏なきによりて、禁裏にては忌部氏の代として、山科氏民部承是を役とすと也。並に茅と麻とを手にて執て、よき程に束ねて、本とを宿紙にて包、其上を又茅にて巻く也。此宿紙は禁裏にては圖書寮調進なれども、自らの家には宿紙なきによりて、檀紙、杉原等を用ゆるなり。

次に件の麻と茅とを稜として、御右の手に執り玉ひ、茅の輪を越玉ふなり。

此輪の越様は、先左の足を踏入て、口の中にて左の歌を頌す。水無月の和難ナシの稜する人は千歳の齡ナシひ延といふなり、と稱し終りて、右の足を踏入れて潜り越し、又後ろさまに跡へ戻りて、又始の如左の

足より踏入、歌を頌すること等又同じ。如^レ斯三度潜り越て、右の手に持たる茅麻の稜を以て、惣身を稜除清るなり。

次に近侍の人、事終る由を見て、件の茅の輪を撤す。次に近侍のもの、又稜除終り玉ふ茅麻の稜を給て退く。

夫より近侍の者、始の竹九本と壺とを、此稜に取添て次に候する人へ渡せば、次に候する人、此三品を取て下部に取り持せて、便宜の河原へ齎行きて、後さまに投入れ還り参り、事終りたる由を近侍の人へ申。

次に常の座へ復り入て祝のことあり。

此祝のことは、輕重甲乙其人々の意にまかせられて子細なきことなり。

次に件の撤たる茅の輪を、身近き方へ送り遣りて、各越へ潜りて稜除を成さしめらるゝなり。次に御身近き方の稜除終れば、近侍の人より始て其程々に従ひ、次第に末々までも稜除を學びをすることなり。

但此茅輪を越たる時は、いつも件の歌を三度づゝ頌するなり。一説に、思ふ事皆つきねとて麻の葉をきり握りて稜除つるかな、と此歌をも頌すると云へり。

右者江家次第大稜(六月、十二月)、或神祇令式等の趣を以て、當時年中行事次第斟酌略式述る也。

天明寅年六月晦日

嘉 樹

右一冊は、或貴家の御方の求によりて、古式を斟酌して、近代の趣を考合て次第を注するものなり。是を以て正式とするにはあらず。只其次第如斯ものと云ふ事を知らしむるのみなり。

駿岳蒼梧寓陳人 嘉 樹 記

右筆して置けるを、去年正月晦日京洛にて丙丁童に奪去らる。依て菅沼氏へ見せける時、同人のうつし藏せるのよしなり。一冊を乞戻して、又再び潤筆乞て筆し設るものなり。

天明九年正月十七日

嘉 樹

○大嘗會大抵〔割註〕此式別に藤滿卿集成大嘗會の私記と云あり、併せ見るべし。』
一、大嘗會と申は、天子御一代に一度の大祀なるゆへ、即位の翌年の十一月に行せらるゝことなり。十一月に行はるゝは、新穀の實りを神祇へ供せらるゝの時に宜きゆへなり。

但、即位の年に行はるゝこともあり。夫は即位の時節によるなり。又は故障ありて延引あることもあり。各定例にはあらず。時によることなり。即位の年に行はるゝ早春か、又は夏の初に即位ある時のことなり。

大嘗會をおほむべと訓ずるは、新穀を以て天神地祇に獻ぜらるゝゆへ、神祇の共新穀を嘗チカシメ聞食との義なり。年々十一月に行はるゝをば新嘗會と云。是をもにいなめえと云。代の始を大嘗會と云ひ、年々の新嘗會と云なり。是其義の嚴重なると、尋常なるとの義を以て、其稱かはるなり。上に云如く、代の始には殊更をごそかなるゆへ、大の字を加へて大嘗會と稱するなり。大嘗會の儀は、其年の始めより式ありて、散齋一月とて、其年の十月より御齋一ヶ月にて行せらるゝなり。

散齋と云は、稼れ不淨のことを聞召さず、萬に御身を清め玉ふなり。故に朝廷の御政事はありて、唯不淨穢汚を奏せぬなり。大嘗會の日は致齋とて、此日は前後三ヶ日の間は、一向に清淨に在すゆへ、御政事も聞召さず、唯神事にのみ預り玉ふことなり。是を稱して散齋一月、致齋三日と云ふなり。其次第を大凡左に注す。

大嘗會の次第

一、御即位の翌年に、二月より九月迄の間を國郡卜定と云ことなり。近例は大方四月にあるなり。國郡卜定とは、大嘗會に供せらるゝ新穀を作るべき國郡を卜ひ定めらるゝなり。近代に近江を悠紀とし、丹波を主基として、郡は卜定によるなり。〔割註〕昔より近江、丹波、播磨、備中の四ヶ國の中

にて定らるゝなり、近年は本文の如くなり。」

悠基とは、最初に備へ玉ふ御膳の事、主基とは、二度目に備へ玉ふの名なり。「割註」ゆき、すきのこととは又下に注す。此トは卜部家の祕説にて、今吉田家にて行ふ。其義、龜の甲に墨を引て、夫をやきて、其ひびわれの入るを考ることの山なり。國郡卜定のことを行はるゝによりて、近江の守と丹波の守とは、其役にあづかるなり。介も掾も亦同くあづかることなり。

一、拔穂の使とて、神祇長上の官人、悠紀と主基との國々へ行向ひて、兼て作らせられたる稻を拔取るの式あり。其後又稻舂とて、其稻を舂調ることありて、歌を詠することあり。此歌は歌仙の人、又は儒家の人詠するなり。

一、御禊行幸とて、十月至て河原へ行幸ありて、天子、御禊をなして神事に預玉ふの式あり。其河原は二條三條の河原なり。是も昔は加茂川、桂川、葛野川等例あまたありとなり。今は行幸の義なく、唯其式のみにて御禊あるなり。

一、山の奉幣と云は、御禊の後、大嘗會を行せらるゝ由を、神祇へ告申さるゝ御奉幣あり。是を山の奉幣と云は、大嘗會行せらるゝ由の奉幣と云を略せし稱なり。

一、五節舞、舞姫とて舞妓五人袖をひるがへして、五度奏舞ふ事あり。大嘗會の前日にて寅日のことなり。其前日丑日に、五節帳臺の試とて、寅日の舞妓を習禮せしめて窺覽あることあり。此事は年々十一月の丑寅の兩日にあることにて、大嘗會に限ることには非れども、年々の舞妓は四人に過ず。大嘗會の年は五人にて、悠紀の國司、主基の國司より一人づゝ、公卿より三人献ぜらるゝことによりて、大嘗會の式に記し加ふるなり。

此五節のことは、公事根源に委く記せり。畢竟大嘗會に限りたることならぬゆへ、爰に其子細を略す。

一、卯の日、御神供を献ぜらるゝ當日なり。最初廻立殿へ御ありて、御湯殿のことありて、夫より悠紀殿へ入御ありて、悠紀の御膳を奉らせ玉ひ、又廻立殿へ歸御ありて、又御湯殿のことありて、夫より主基殿へ入御ありて、主基の御膳を奉らせ玉ふなり。此間のこと御神祕なれば、主上並闕白宮主の外は知ることなし。

此間のこと、大凡は三ヶ重事抄にあり。尤委くは記せられず。故恐れて今其大抵をも記せざるなり。

一、寅卯の兩日、殿上の淵醉と云ことありて、殿上人など朗詠、今様を諷て亂舞のことあり。是亦大嘗に限りたることにあらねども、寅卯の日にあること故、爰に記す。淵醉とは淵はふかき心、醉は醉なり。〔割註〕ふかく酔て興すると云ことなり。但今は無_レ之。

一、大嘗宮は、昔は太極殿の前、龍尾道と云所に立らる。今は紫宸殿の前に立らる。其御構へ茅葺の黒木造り也。〔割註〕黒木造とは、皮付のはしらかゆいの造作なり。悠紀殿一と構へ、主基殿一と構へ、其側にゆき、すきの膳屋あり。各別にあり。又其後の方に廻立殿と云ありて、其廻立殿の構の中に御湯殿あり。各黒木造りなり。

此悠紀、主基の殿、廻立殿とも、主基の御膳奉らせ終りて後、曉には委く取拂せらるゝなり。

悠紀とは、齋と云の略訓にて、清淨潔齋の殿と云義なり。〔割註〕イとユと通音にて、中のツを略したるなり。夫を悠紀と書くは假名書なり。字義には拘らぬことなり。主基も次と云ことにて、スと通じたる假名書なり。依て悠紀、主基と云は、初に備へたまふ御膳を齊と云ひ、二度目の御膳を齋と云へる稱なり。

廻立殿とは、御支度遊ばされ候殿なり。初め此所にて御湯を召し御支度ありて、扱悠紀殿へ入御あり。御献備はてゝ、又此廻立殿へ入御ありて御支度あるなり。故に二度還り入玉ふと云義にて廻立殿と名づく。廻の字はかへると訓す。是廻り立ち入らせ玉ふ殿なり。

右にて御神膳の事終るなり。然して、翌辰の日より巳午と都合三ヶ日は、右の大嘗會事故なく終らせ玉ふの御祝儀にて、節會を行れて臣下ともに御酒きこしめして祝せ玉ふことなり。其節會三ヶ日なり。則左に記す。

節會の次第

一、辰の日を悠紀の節會と云。是は悠紀の御膳事故なく奉らせ玉ふの御祝なり。故に此日は悠紀の國司より(近江守なり。)饌味とて、たとへば松か梅の枝に鳥をつけて〔割註〕此鳥は雉宇なり。奉なり。參役の公卿以下殿上人まで小忌を着して參内あり。〔割註〕是を私の小忌と云なり。辰の日の酉刻より始めて曉方に終り退出あるなり。

一、巳の日を主基の節會と云。是も亦主基の御膳も事故なく奉らせ玉ひたるの御祝なり。此日は主基の國司より饌味を奉る。是も又薄の板に髭籠を付て奉る。髭籠の内には橋栗等の物入る由也。其義、辰の日と同じ。但此兩國の奉る饌味は、曉き方は及ぶなり。其品大凡は右の如し。

時によりて少しづつ替ることもある由なり。

一、午の日を豊明節會と云。是は悠紀、主基の御膳奉らせ玉ひて、其節會も行はれて、萬づ滯なく事はて玉ふ事にて、公卿以下六位のまでに節會の儀あることなり。各小忌(私の小忌)を着し、心葉、日蔭等、辰巳兩日の如し。但此日は挿華を賜ふなり。

天子へも挿華を奉る。大臣より奉なり。公卿へは參議奉る。夫より以下へは國司の人よりさし參らするなり。此かさしは、出納とて藏人所より調進す。是も亦時によりて品々かわりあり。

天子へは 菊 銀にて作る

大臣へは 藤の花 金めつきにて作る

大中納言へは 梅花 金めつきにて作る

參議へは

山吹

右に同じ

右各冠へ挿賜を、其儘にて退出あるなり。

一、豊とはゆたかの義、明とは夜終の節會にて、曉に及びて明かに賑榮るの義なり。

但正月三節會と、此豊明ともに四節會と云。〔割註〕年々新嘗會の御時みとよつあかりあり。然るに、今日をば豊の明と云ひ習せたり。正月も又は、臨時に節會あるをも各豊の明なれども、今日に限りて豊の明りと云ふなり。

但年々新嘗會の翌日は、豊の明りの節會にて、辰巳の如き節會はなし。辰巳ユキヌキの節會は大嘗會の時ばかりなり。依て年々の豊の明りは、辰の日にあるなり。

以上

右大嘗會以下豊明に至まで、其式は御次第書あり。又三々ミ重事抄等に委く記せられたり。況や江次第、西宮記等にも明白なり。然れども、事繁多にて忽ちに見知れがたきによりて、其大抵を一つ書にして申せよと、或人の命ぜらるゝによりて、唯其名目と趣とを百分が一を記すものなり。

天明七年十一月

橘

嘉

樹

右一冊は下書なり。猶又清書して糺し改め、追て可レ入ニ高覽ニ候へ共、當時御式行はるゝの事ゆへ、内々草書の儘入ニ高覽ニ候は、早く奉るを要とするのみなり。穴賢。あやまりも多かるべしと恐れ惶るゝなり。

嘉

樹

○宮殿之事

宮殿の稱、和漢同じく天子宸居を斥して稱す。本朝にて宮と稱せし始めは、神武天皇、筑紫の宇佐に至り給ふとき、菟狹國造祖菟狹津彥菟狹津媛。造ニ柱騰宮ヲ而奉饗。〔割註〕一柱騰宮は阿斯毗苦徒鞅餓離宮と訓せり。是天子の居を宮と云へるの始なり。其後、吉備國に徙り入給ふとき、高島備中ナリの宮を造りて行宮の

宸居とす。其より辛酉の年に至て、始て大和國畝傍山（のさへ）の東南極原の地に都を定給ひて、宸居を經營在す。是即ち極原の宮なり。此より以降世々の遷都、皆宮を以號とす。所謂葛城高丘の宮、片鹽浮孔（カタシホウキヤナ）の宮等なり。〔割註〕此餘、數多の宮の號は、日本紀以下の國史に詳なり。事繁多なれば爰に略す。又殿と稱することは、雄略天皇廿三年八月庚午の朔丙子。天皇崩大殿と書され、又顯宗天皇元年六月。幸避暑殿奏舞。會群臣設以酒食とある、各宮と稱し殿と云へるの起原なるべし。爾來 皇極天皇四年六月丁酉の朔戊申。天皇御大極殿古人大兄侍ると云々。〔割註〕以上各日本紀の所見。是殿に號あるの始なるべし。以來は宮殿の稱尤揭焉。桓武天皇今の平安城へ遷都在しより、殿堂、樓閣、坊舍、廳衙、南北十町、東西八町、其餘曹司、寮司、咸く枚擧に及がたし。但宮城内外の諸門條坊等の名も亦數多あり。共に拾芥抄に詳なり。然して、其殿堂、樓閣及諸門の名義は、悉く異邦政治洪福の號をうつし取て、殊更漢唐の佳名を用ひらるゝは、其據所は各異邦の書に詳なり。故に今其據る處を以て、左に擧て本朝の制度の異邦と等きことを明す。

野客叢書曰。古者天子之居總言レ宮。其別名皆曰レ堂。是也。故詩曰。自レ堂徂レ基。禮言天子之堂。初未嘗有稱レ殿者。秦姉皇紀言作阿房宮甘泉殿。蕭何傳言。作未央殿。其名始見。而阿房甘泉未央亦名宮。疑皆起於此時。按黃帝有合宮。堯有貳宮。湯有鏤宮。周有高宮。楚有蘭臺宮。韓有鴻臺宮。齊有雪宮。列子有化人宮。神異經有天淫宮。古之言宮者如レ此。宋玉賦謂高殿以廣レ意。商君謂天子之殿。戰國策謂蒼鷹擊於殿上。說苑謂齊有飛鳥。下止殿前。莊子謂入殿門不趨。奉劍於殿下。史記毛遂定從於殿上。優孟入殿門。古之言殿者又如レ此。則知宮殿之稱其來久矣。非但始於秦始皇也。但未聞專名某殿而已。此二字者上下通用不拘至尊。如下儒有一畝之宮。象往入舜宮。霍光第中鴟鳴前殿。黃霸居丞相府。舉孝子先上殿是也。藝文類聚謂蕭何曹參韓信皆有殿云々。〔割註〕以上野客叢書の文、小補韻會云。師古曰。古者屋之高嚴通呼爲殿。不必宮中。若王霸令郡國史條

對。有_レ學_ニ孝子_一先上_レ殿。々丞相所_レ坐今惟天子宸居爲_レ殿云々。(以上殿字)、註に見ゆ。

按に、此文の義、古は宮殿の二字共に、必天子宸屋の高大嚴整なるを都て殿と云しを、秦始皇阿房、甘泉の二殿を作られしより、漢も亦未央殿を作て殿と稱してより、各天子の居のこととなりたる也。是宮中の殿なるゆへ、〔割註〕天子の宸居を宮と云こと、其宮の中に高嚴なる室禮を殿と云なり。たとへば阿房宮の前殿と云にて考わかつべし。夫を通稱して宮殿と云なり。〔必ずかりそめにも、至尊の外は宮殿と稱することなし。尤古に宮と云しは、黃帝の合宮より齊楚の宮に至るまで、天子諸侯のことにて、庶人の居にはあらず。〔割註〕列子の化人宮と云は、寓言の文字なれば、其は制の外なり。〕然るに、如儒一畝宮、又象の舜の宮に入の類、並に丞相府を殿と稱せしことあれども、古に天子諸侯の宮と云の類、各惟宮と云殿と稱するなり。秦始皇の甘泉、阿房の二宮殿、又漢の未央宮の如く、某々の名號を立て、何某宮、何某の殿と稱せしことは、始皇以降にて天子に限れることなり。

劉熙釋名曰。殿有_ニ殿鄂_一也。陛卑也。有高卑_一也。天子殿謂_ニ之納陛。言所_ニ以納_ニ人言_一之階陛也云々。又初學記。秦始皇紀。作_ニ前殿。其制有_レ陛。左城右平。平以_ニ文磚_一相亞次。城者爲_ニ階級_一云々。

按に、鄂とは、字彙の註に垠也。(音銀)、揚子雲甘泉賦、紛被麗其亡鄂矣とあり。垠は崖也。地埒也。界也とて、今云限りのこと也。陛は卑也とは、ひきき處あることにて、鄂の垠の如く高きに、陛の卑きを交へて高低あるを云ふにて、乃階級して上下すること也。因て左鄂とて、殿の構へは東に階級あるを云。〔割註〕城音威砌也とて、是も階級ある義なり。〕又右平と云は、右の方は平にして、文磚とて磚は文ある瓦を以敷並べたることにて、今云敷瓦なり。納陛と云へるは、天子は衆人の言を納る事、陛の卑きより階級して進み升るが如きにたとへたり。

殿の字は本と殿最とて、從軍に上功を曰_レ最、下功を曰_レ殿。殿は譬にて後なり。論語云へる孟之反不_レ伐。奔而殿たりといふ。軍後を殿と云ふにて、本朝にて後蒐と云ふの義なり。事物紀原に云、殿は(屋

のこと、殿にて、(軍後のこと)象屋を擁従することを軍の殿にたとへしなりと。是を以、天子の宸居を殿と云は、宮室榭官舎寮司、悉前と左右に存して、衆臣各其官舎寮司に擁護し奉仕す。然して、天子は其後に居し給ふ。即ち北辰の其位に在て南面するの謂なり。故に天子の宸居を殿と云へり。

一、殿下稱之事(并異邦陛下閣下等の事)

蔡邕獨斷曰。陛下者。階階也。所_二由升_レ堂也。天子必有_二近臣_レ執_レ兵陳_レ於陛側。以戒_二不虞_レ。謂_二之陛下_レ者。群臣與_二天子_レ言。不_二敢指_レ斥天子_レ。故呼_レ下_二者_レ而告_レ之。因_レ卑達_レ尊之意也。上書亦如_レ之。及群臣士庶相與言。曰_二殿下閣下執事_レ之屬。皆此類也。

按に、陛下と稱し、又殿下、閣下と云も、各天子に附することにて、是陛下は卑きの義にて、殿堂へ昇るの階級のことなり。故に其階下にある人と呼ぶ。上言するを以て陛下と云ふ。夫より轉じて殿下、閣下とも云なり。執事とは、是も本、階級の下に在て事を執る人を斥て云ふの義にて、執事と云。共に以て至尊を指て云ふなりとの義なり。

本朝にて殿下と稱するは、執政を斥すなり。是執政の人は、天子に代て朝政を攝籙し給ふ故なり。異邦は大國といへども、天子となりて革命する人は、各死生の間に在て國家を得て、然して、萬乗の尊きに居する人なる故に、創業の人は政令多く自らして、必執政の人に委任することなし。故に群臣の奏言するものは、執政の人に倚らず。直に陛下の人を以て奏し上するなり。本朝は神武天皇創業を開き給ふ以來、百王不易に其皇統を嗣受給ふに因て、天位の尊儀に於ては異邦に倍せり。爰を以、上古より以來、執政の人は、朝政に主宰として、群臣の上言することは勿論、國家の政要大小となく、先執政の人へ申奏するを以、其義全く天子に等きなり。故に執政の人を稱して殿下と崇め敬す。去れば執政の臣へは、必ずしも内覽の宣旨とて、國家の政要群臣の奏事、悉く先攝關の人へ申て、其後、至尊へ奏聞すべきとの詔を賜ふなり。此義制は異邦と殊にして、實に至尊の名義、字義の如く有し給ふことなり。是乃蜚の藻

芥に云へる於^ニ内裏^ニ殿下人を中は、執柄之外は不^レ可^レ有^レ之。關白殿御參とも、攝政殿に何事を申さるゝ共、於^ニ御前^ニ中に諸人無^ニ異儀^ニ也。親王をば於^ニ御前^ニ何殿とは申さざる也とあるも、全く殿下の稱の據る所なり。

按に、本朝は殿下の稱謂のみにて、閣下、陛下等を以て稱せざるものは、異邦にて天子へ上言するものは、實に陛下の人を以て上言するゆへ陛下と稱し、又殿下、閣下あるひは執事と、廣く其儀に合ふの謂を以て是を稱す。本邦にては、天子を稱し奉るべき殿下の名目を取て、執柄の人を崇め稱するに因て、直ちに廣く斥言はず。惟に殿下の稱を執て以て其名目とする故、陛下、閣下、執事の稱を用ひざるなり。

止

自跋

宮殿の稱は、和漢ともに宸居のことに限るや否の論あるを以、漫りに老邁せるの僻言を筆す。其事の序、陛下、殿下の事に及べり。聊隨意の妄言多かるべし。努々禁^ニ佗見^ニものなり云爾。

天明六年端五日

大判事

橋

嘉

樹

毛付

乘尻

着坐交名

一、乘尻目錄之内

儲勝とは

左の勝なり

追勝とは

右の勝なり

先勝とは 左は勝負木より乗越す、右は勝負木へ未だ至らざるを云ふ

右は勝負木より手前にて左と並べ乗を云

馬場の中央に勝負木を樹ふ楓の木なり

勝劣は件の樹の前にわかつ見證の人なり

六月七日兩度岩倉へ至り、昨日の勝負を議論す。其日の裝束、日折の日の如し。事畢て乗尻甲乙の目録を奉行の人へ上る由。

寶曆十四年五月五日競馬之記

毛付

倭文

左 美作

金津

左 加賀

安志

左 播磨

福田

左 阿波

脛長

左 美濃

宮川

左 若狹

舟木

左 近江

淡路

出雲

竹ヶ原

左 備前

正禰宜

正祝

權禰宜

權祝

片岡禰宜

片岡祝

貴船禰宜

貴船祝

新宮禰宜

以上

乗尻

一番 右

儲勝

豐前守保覺
木工白顯

二番 右

持

薩摩守教顯
木工白顯

三番 右

先勝

遠江昌直
主膳清子

四番 右

持

下野甫氏
右京季成

五番左 持

石見斗顯
兵庫地久

六番右 持

備前保從
因幡賀顯

七番左 持

彈正保堯
城之助臺顯 (本のまゝ、疑らくは城介ならんか)

八番右 追勝

備前元保
玄蕃貞季

九番左 先勝

木工氏欣
伯耆客直

十番左 先勝

因幡兼時
丹後和季

階下

左 從四位上賀茂澄直

右 從四位下賀茂義氏

着座

神主 正四位下賀茂正久

別當代 從五位下賀茂央顯

所司代 從五位上賀茂任顯

目代代 從五位下賀茂兼寶

以上

一、賀茂競馬聞書〔割註〕右の書にふしんあるに由て、天明三年三月一日賀茂氏人岡本内記に

たづねて、同人の釋を書記するなり。】

一馬場長サ凡 サタリ二筋、此はば凡三尺許か、

一左リ赤地柄襦 右紺地柄襦 黒と稱す

一勝負木馬場の中程にあり。楓木なり。常に植おく木也。其木の高サ凡一丈にはまさるやうなり。

一 南方より乗出、北方にて返留るなり。

一 五月初日神主、所司代、別當、目代等、〔割註〕各賀茂の氏人なり、立合毛付を定む。

一 倭文は武家之所司代之方より出さるゝ馬の毛付の名なり。

此倭文に番ふは、金津と云。(各座の名なり)。

競馬の當日は、一番に倭文、金津と乗出す。

但倭文左に立て儲を勝とするなり

一 先勝とは、左右共に先きへ乗越したるを云。

一 儲勝とは、左の勝たるを云。是兼て二段許も先きへ乗出すもの故、儲けたる勝と云事なり。

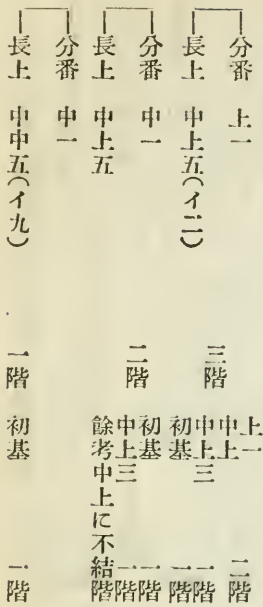
一 追勝とは、右の方左へ追すがりて勝を云なり。

但左りは兼て二段許もおくれて乗出す故也

一 持と云は、相互に勝負木の邊迄乗出し、其時の程合に二段許も雁行する事子細なし。

右勝負、各勝負木迄之儀なり。勝負を越しては甲乙ありても異論なし。

○ 選敍令中内分番一考入内長上者六考例圖



一、分番二考以上入長上者以七考爲階圖

八番 上六

三階

初基

長上 中上五

上三 上三 餘考中上不結階

一階 一階 一階

分番

中上 中一

二階

初基

長上 中上五

中上三 中上二 上一

一階 一階 一階

分番

中四 上二

一階

初基

長上 上中一

上二 中上一

一階 一階

分番

中四

二階

初基

長上 中上三(イ五)

中上三

一階

蒼梧隨筆 卷之四

○日本古今國數之多寡

源平盛衰記に、丹波少將成經朝臣の言へる日本は、本三十三箇國也けるを、六十六ヶ國に被_レ分たりと云々。「割註」卷七、日本廣狹の條、按に、本朝國郡を分たりしは、日本紀成務天皇五年秋九月。令_レ諸國以_レ國郡立_レ造長。縣邑置_レ稻置。並賜_レ楯矛以_レ爲_レ表。則隔_レ山河分_レ國縣。隨_レ阡陌以_レ定_レ邑里。とあれば、此時より國郡と云ことを分てる始めとすべし。古事記にも云、成務天皇の時、建内宿禰定_レ賜國々堺と、爾來崇峻天皇一年秋七月壬辰朔。遣_レ近江臣滿於東山道。使_レ觀_レ蝦夷國境。遣_レ穴人臣雁於東海道。使_レ觀_レ東方濱海諸國境。遣_レ阿陪臣於北陸道。使_レ觀_レ越等諸國境。又孝德天皇大化二年正月。畿内の國を定らる。其後天武天皇十三年十月己卯朔辛巳。遣_レ伊勢王等定_レ諸國境。と見へたり。(以上悉日本紀、)

按に、貝原好古の倭事始に云、いにしへ日本の國數凡百四十四國ありしよし、舊事紀(第十卷)に見へたり。壤地偏小なるを以てのゆへに、漸々に其國を并せて惣數を減じ、或は其國のあまりに大なるは、逐_レ世割り分つものもあり。嵯峨天皇弘仁十四年、越前國を割て加賀國を置給ひしより、始て六十六州となる。林逸が節用集に、文武天皇の御宇六十六ヶ國に分け給ふとあるは誤なり。續日本紀に此事なし。況また文武帝の後、國を分たれしもの數國あるをやと見へたり。「割註」按に、越前の國を割て加賀の國と分たれし事は、三代格にあり。」

以上日本紀の文、并貝原氏の考を以て合せ考ふるに、成經朝臣の日本は、本と三十三ヶ國なりと云れしことは、成務天皇の頃の事なるべし。成務天皇の時に定め給へる國々の名、郡郷等のことは、今更に考ふべくも非れども、爾來分割ありし國々の事、往々舊記に由て考れば、大抵成務天皇の頃は、其國數三

十有餘國なるべし。必定三十三ヶ國と云事は知ること能はず。其分割の事所見の分、左にあらはす。

五畿内之内

和泉 續日本紀靈龜二年三月癸卯。割河内國和泉日根兩郡。令供珍努宮。同四月甲子。割大鳥和泉

日根三郡。始置和泉監。

是當國の出來し始なり。但始は守と稱せず、監と云へり。後、守と改む。〔割註〕監を守と稱せず。

此間有脫字歟

到于此。適會海潮太急。因以名國。應神天皇之時始有攝津之號云々。天武天皇六年冬十月。置攝津職。延曆十二年三月。罷攝津職爲國司。(以上攝津志)。按、當時浪速國とは稱すれども、攝津の號に非れば、今六十六ヶ國の數には數へざるべき也。

東海道十五ヶ國之内

伊賀 倭姬世記曰。天武天皇庚申七月。割伊勢國四郡立彼國云々。舊事紀曰。伊賀高穴穗朝御世皇

子意知別命三世孫伊賀津別命定賜國造。難波朝(孝德帝)御世隸伊勢國。飛鳥朝代割置如故。と云へば、成務の御代には、伊勢の部内たること明なり。

志摩 舊事作島津。風土記抄云。志摩者倭名也。以伊勢國島之意也。放地出海中島也。後成國

名云々。〔割註〕此文據職原鈔秘錄中原職○註風土記抄と云もの、眞偽うたがはしきものありとい

へども、不親見。是否を不詳。其地勢を考るに、全く伊勢國の部内たるものにて、後に國となるの説然るが如し。

伊豆 日本紀曰。日本武尊歷常陸至甲斐云々。此時の紀に、伊豆名不見。風土記抄云、伊豆は倭

名也。東は相摸、西は駿河、其間に出るの義にて、下略して伊豆と云と云り。日本紀應神天皇紀に

云、五年冬十月。科伊豆國。令造船。長十丈。船已成浮于海。便輕泛疾行如馳。故名其船曰

枯野。〔割註〕註曰枯野者輕野の訛かと、舊事紀曰。神功皇后御代。物部連祖天甕稚命八世孫若婁命

定賜國造云々。日本紀、舊事紀、共成務天皇御時より後伊豆の名あり。舊事紀、共成務天皇御時より後伊豆の名あり。舊事紀又云、難波朝御代隸駿河國とあれば、其本は駿河より分れたるが如し。

安房 續日本紀曰。養老二年五月。割上總國之平郡、安房、朝夷、長狹四郡。置安房國。

上總、下總 古語拾遺曰。天富命更求沃壤。分阿波齋部。率往東土。播殖麻穀。好麻所生故謂之總國。穀木所生。故謂之結城郡。古語麻謂之總。今上總下總二國是也。

東山道八箇國之内

飛驒 風土記抄云。飛驒。本美濃國內也。然建近江大津宮時。自當國良村多出也。駄負木行大津如飛也。故號飛駄。後改駄爲驛。と云へり。然れば、美濃を割て飛驒國とせしなり。賦役令には斐陀に作る。舊事紀も斐陀に作る。且當國に國造を定められしは成務天皇也。志賀高穴穗朝御世とあれば天智天皇也。近江大津宮を作らるゝ時より飛驒の號ありと云ふは不詳。

上野、下野 本と一國にて、今の中間に二つの野あり。佐野、笠懸野と云。其野中に一つの川あり。渡瀬と云。又有川。佐野中川と云。此渡瀬を以て兩國境とす。乃西を上野とし、東を下野とす。舊事紀景行天皇五十五年。以彦狹島王拜東山道十五箇國都督。とあり。〔割註〕是は百四十四國と定めしときのことなるべし。國造紀には、上毛野國造彦狹島命。初治平東方十二國爲封とあり。然れば、舊事紀に上毛野下毛野とあるは、百四十四國の時の事にて、其後兩國を併せて一國とせられたることは見へずと云へども、上下を分ち云ふときは、必しも約め稱するときは一國と云ふべきことなり。上に云へる上總下總と同じ。又山陽道の備前、備中、備後、九州の前後の六ヶ國も共に約め云の理は同じ。北陸道の越前、中、後も共に同じ義也。

出羽 續日本紀曰。和銅五年九月己丑。置出羽國。同十月丁酉。割陸奥國最上置賜二郡隸出羽。云

々。

北陸道七箇國之内

加賀 倭名鈔。弘仁十四年割_二越前國江沼加賀二郡_一置_二北國_一云々。又弘仁格曰。十四年二月三日。割_二

越前國江沼加賀二郡_一爲_二加賀一事准_二中國_一。其後天長十年正月十日格曰。加賀國定_二上國_一云々。

能登 續日本紀養老二年五月乙未。割_二越前國之羽咋能登鳳至珠洲四郡_一置_二能登國_一云々。

越前、越中、越後 貝原好古云。當三箇國を都て越の國と云。近江、美濃、飛驒、信濃の方より山を越

て行也。北國を越路と云。後代わかれて前中後となる。〔割註〕前中後は都の方より次第をなせり。]

又舊事紀首書に、度會延佳曰、越前、越中、越後、能登、加賀、皆稱_二越國_一云々。舊紀の正文はな

しといへども、以上五ヶ國にて其の本と一國たりしことは明なり。且盛衰記に云、越前、加賀、能

登、越中、越後五箇は、本一國なり云々とあるも、假名の記なれども、中國の諺なれば一證たるべき

ものか。

佐渡 續日本紀曰。天平十五年二月辛巳。以_二佐渡并_二越後_一云々。又天平勝寶四年九月丁卯。渤海使輔

國大將軍慕施蒙等著_二于越後國佐渡島_一云々。

山陰道八箇國之内

丹後 續日本紀曰。和銅六年夏四月乙未。割_二丹波國五郡_一始置_二丹後國_一云々。和名鈔云々。上に同じ。

隱岐 和名鈔に於岐、舊事約意岐、共に假名書にて沖の義なり。當國は伯耆、出雲、石見等の沖に在島

應神天皇なり

國と云事にて、和訓を以て名とせしなり。舊事紀に輕島豐明朝の御代觀松彦伊呂止命五世の孫十揆

彥命定_二賜國造_一云々。去れば當國を開かれしは、應神の御代にて、成務の御代には未だ國とは稱せ

られざると見へたり。

山陽道八箇國之内

美作 續日本紀曰。和銅六年夏四月乙未。割備前國六郡。始置美作國云々。

備前、備中、備後 貝原好古曰、昔三國を都て吉備國と云、後代三國に分つと云へり。依て和名鈔には、備前を吉備乃美知乃久知、備中を岐比乃美知乃奈加、備後を岐比乃美知乃之利と訓ぜり。舊事紀に、(以下缺文)

南海道六箇國之内

淡路 下國にして、漸に郡を管するの小國にて、始は淡路洲と稱し、佐渡、隱岐と同じ小島なれども、日本開闢の地なる故、淡路國と稱して、難波高津朝の御代より國造をも定めおかる。佐渡、隱岐、或は壹岐、對馬の如くにはあらざるものか。

阿波、讃岐、伊豫、土佐 四箇も一島の國なれども、上古より四ヶ國の名ありて、阿波、讃岐は應神の御代より國造を定められ、伊豫、土佐は、成務の御代に國造を置れたれば、最初より四國各別に國と稱せしなり。

筑前、筑後 日本紀曰。神武天皇甲寅年冬十月丁巳朔辛酉。行至筑紫國菟狹云々。始は唯筑紫國と稱して一國なりしを、後に前後二國とわかれてるなり。一に云、九ヶ國を都て筑紫と云といへど、是は古へ筑前に太宰府をおかれて、九國並に二島を管領せしゆへ、其管する所の名目を以、九國二島へ及ぼせしなり。舊事紀には筑志と書く、和名鈔には二國を稱して筑紫乃三知乃久知、筑紫乃三知乃之里と訓ぜり。然れば二國を以て筑紫の國と云しこと明なり。

肥前、肥後 日本紀曰。景行天皇十八年夏五月壬辰朔。從葦北發船到火國云々。又神功皇后紀曰。元年夏四月壬寅朔甲辰。北到火前國松浦縣とあり。又日本紀景行天皇十八年夏六月辛朔丙子。日到阿蘇國云々。是阿蘇は肥後國なり。和名鈔に比乃三知乃久知、比乃三知乃之利とあるは、即肥前、肥後なれば、此二國は本と一なること明なり。

豊前、豊後 日本紀曰。神武天皇甲寅年冬十月丁巳朔辛酉。行到筑紫國菟狹縣。〔割註〕菟狹地名此云。字佐。又景行天皇紀曰。十一年秋九月甲子朔戊辰。天皇到豊前國長狹縣。興行宮居。故號其處曰京也。今云國府京都郡是也。和名抄云、止與久邇乃美知乃久知、又止與久邇乃美知乃之里と云は、乃豊前、豊後なり。是亦筑肥のごとく、本一國にて後分れて兩國となりたるなり。以上の順、尋常には筑豊肥と云、拾芥抄に因て今筑肥豊と書列す。

大隅 續日本紀曰。和銅六年夏四月乙未。割日向國肝坏、贈於、大隅、始羅四郡始置大隅國云々。壹岐、對馬 和名鈔壹岐島とし、由岐と訓ぜり。〔割註〕具原氏曰、いきはゆきなり。イとユと通ず。浪白ふして雪の如しと云へり。又日本の地を行きはなるゝ島なるゆへとも云。對馬は假名書にて、同書に都之萬と訓ぜり。津島の義なり。〔割註〕津島の字は舊事紀又古事記に有。日本紀、神功皇后五年春二月癸卯朔己酉。新羅王朝貢。其還るとき葛城襲津彦を副て遣す。共到對馬宿鉏海水門とあり。兩國ともに島國にて下國なり。古より二島と稱して六十六ヶ國の數の外なり。

右國々凡て成務天皇以降の分割せる國なれば、最初國郡を興しときの國々に非るなり。各國の名目都て十六國あり。又上下前中後の名ある國々は、上下は一國を省き、前中後は二國を省て數れば、都て七ヶ國あり。〔割註〕上下の國五ヶ國也。前中後の國二ヶ國、然して、壹岐、對馬は本より省きたる國なれば、總て二十二ヶ國、減じて當時の國數合て四十四ヶ國也。或人云、四國を一島國とすれば三ヶ國を減ず。九國を一島國とすれば、又八ヶ國を減ず。淡路も佐渡、隱岐と同じく島國なれば、日本開闢の國として省かざるも如何なれば、佐渡、隱岐、壹岐、對馬、並に志摩の部類に加へて省くべきなり。左あれば、右省ける國四十四國を又七國減すれば、此總計三十七ヶ國となると云へり。〔割註〕但九ヶ國を一島として八ヶ國の減數なれ共、始の減數に前後の國を一國として、筑豊肥にて三國減、大隅をも減たるなれば四ヶ國は始より減じてあり。依て或人の説にて減るものは四ヶ國の減少となるなり。」

然れども、右本文に減たる四十四ヶ國は、成務天皇の朝に國郡封境を定め給とあれ共、日本紀を始め、舊事紀、古事記等の正史に、國郡封境の目不見れば、今更考る事を不_レ辨。因て成務の御世以前より、其御代までの紀傳に明據あるものを舊國名とし、成務の御世より以降の分割ある國々を省て四十四ヶ國となせり。並に淡路島を舊國名に加へ、伊豆、志摩等を新國名とするもの、嘉樹私考なれば、此等のことは制度の理に通達する人の作意あるべきことなり。故に或人の説を擧ると云へども、余老は從はざるものなり。

或人又云、日本紀、古事記は正史と云るも子細なし。舊事紀を其部に加ふることは不_レ審。舊事紀の書は、先達多く以偽撰と云に嫌ひありと、伊勢貞丈抔も論じ云へり。然るに、足下此書を正史とすること如何なる故にやと云へり。余老考るに、先哲往々巨難あるあり。又引用する人も亦多し。其一に難するものは、本紀に淡海御船が定奉れる御謚號を稱することを不審すると云へども、日本紀印本にも、悉く、御謚號を加題す。去れば其書體舊事紀は大書し、日本紀は細書するのみにて別の異義なし。是全く後人の加入にて、書生捷見に便りならしむるなり。舊事紀は推古天皇の朝に成り、日本紀は元明天皇の御世に撰あり、共に謚號の制ありし前の事なり。釋日本紀に云、神武天皇より以降の御謚號は、孝謙天皇の朝に淡海御船が勅を奉て撰上すとあり。又續日本紀曰。大寶二年夏四月庚戌。詔定諸國國造之氏。其名具_二國造記_一とあり。其國造は舊事紀中の題目なり。續日本紀は菅野眞道朝臣の撰なり。其書嫌くは豈此文あらんや。但又別に國造記と云の書ありや、狹見の老邁確執して論ずるには非ず。惟其所見を述るまで也。但續紀には國造記とあり。舊事紀には國造紀とあり。猶識者の論をまつのみ。

寛政二年十月九日

老 邁 嘉 樹 白

○徳政之事 室町日記には徳世とあり

續太平記曰、嘉吉二年七月、義政公將軍の職に補せられ給ふとき、下民の憂苦を濟ひ、國家の長久を爲

んとならば、徳政を行はんには不レ如とて、今年天下に賣買借物等交易出入の券を破る。平均の徳政を被レ行けり云々。

三議一統曰、借状書やうの事、

借用申折足之事

合五拾貫文者

右借用申所實正也。加_三貫別五十文宛利_二乎、來秋迄可_二返辨申_一者也。若天下一同之徳政雖_レ在_レ之、別而申合する上は更不_レ可_レ及_ニ其儀。一萬一如_レ此次第令_二違背_一致_二無沙汰_一者、知行分在所之事相當程可_レ被_二召押_一候。其時不_レ可_レ及_ニ二言子細_一者也。仍借状如_レ件。

年號月日

名 宇 名 乘 判

大かた此趣也。但かやうにくとくしからずして書事も勿論也。かり申要脚の事、いかくほど本利すみやかに返濟可_レ申と計もあり。左様之段錢主の申様による事なり。將又天下一同之徳政行るとも可_二返濟_一由堅雖_二申合_一。御法之徳政の時は、借主之文言によらず。かり状にするなりと云々。又青木氏草廬雜談に云、室町日記にのせたる手形の文左の如し。

一御借用料足百貫文者

六郎殿御内方御借用被_レ成候。來秋十七ヶ所之内二文子利を加、急度御返濟可_レ有_レ之候段被_レ行_二徳世_一候。此借議に於ては無_二相違_一御返濟可_レ有_レ之候。仍状如_レ件。

天文十二年十二月八日

楢 村 市 右 衛 門

長高在判

小 杉 日 向 守

長近

右の奉書を見れば、室町殿の時は徳世と稱せられて、件の政法を行れしと見へたり。これより以前に、往古より王家の御治世は勿論、頼朝卿天下をすべて總追捕使となられてより、北條執權九代を経て、鹿苑院殿の治世に至るまで、件の如き徳世の名目なし。泰時式目に見へしは、天下に仁徳を行ふべしとの事にて、誠に聖賢の徳政なり。然るを、義政公のとき、件の徳文の文字を借りて徳世と稱し、非分の利得を天下に施行せられしなり。是は徳政にはあらずして國家の毒政なり。如何となれば、律令の書は、古今制度の龜鑑にて、萬世慣通の式法なり。其律令の文にも、出擧の利分の定め、返辨のこと明細に記せられ、并に借物は可レ辨、又不レ可レ辨のことも、同く法式の制あれども、室町家の徳世の如き返辨せされとの義は、會て不レ見。猶其本書の文を一二條下に擧ぐ考へ見るべし。去ればこそ、義政公の時より天下亂世となりて、天子も武將も其威を失ひ、日本國中一郡も安きに處るものなきに至れり。是全く毒世の兆なりと知るべし。雜令曰。以ニ私稻粟ニ出擧任依ニ私契。官不レ爲レ理。仍以ニ一年ニ爲レ斬。不レ得レ過ニ一倍。其官半倍。」又曰。以ニ財物ニ出擧條云、如負債者逃避保人代償、義解云雖負人身死而保人亦代償、雜律云借レ物被ニ強盜ニ之時不レ可レ備償。被ニ竊盜ニ可レ辨事。法曹至要抄云。被ニ竊盜ニ是亡失之類也云々。

如レ此の文は數多あれども、室町家の如き徳世の事、會て不レ見を以て、其非分の政道なる事を考へ辨ふべし。

右徳世（政作）之事、室町殿日記と云書には、萬松院義晴公の時の事と見へて、天文九年の制書に、先規常徳院殿法住院殿の御例とあり。常徳院殿は義照公にて、義政の次九代目なり。又法住院殿は十二代目にて義澄公なり。しかれば、各義政公より後の事にて、義政の世の沙汰なし。尤二書共に、〔割註〕續太

平記、室町日記、「不審の書にて、實錄とは不_レ見ものなり。去れども、續太平記に引處を以て尋らるゝ人あり。是に答ふるの一條なる故、義政公の時の徳政を以其論を述るなり。室町殿日記と云書正しき書ならんには、其書中の事を證として、義政公の時とあるを本説ともすべけん。二書共に同意の僞撰に紛冗すれば、百歩五十歩の論なるべし。故に最初の問に答るを以て、右徳世のことを述るもの也云々。

天明八年五月十八日

老 邁 嘉 樹

○死地觸穢之事

或問、人死たる家地には穢ありや、且甲乙日數等もあるや、舊儀の所見如何と。答、法曹至要抄觸穢の條を檢するに、人の死は三十日、産穢は七日、六畜の死は五日、産は三日と見へたり。且人は葬りの日を以初穢とす。「割註」私考るに、六畜の死は、例へばとりするの時を穢の初めとすべし。「拾芥抄卷六觸穢の條にも、此文あり。又兩書ともに、甲乙の次第もありて、いづれにも其宅地は三十日を以穢として、其宅地に入ものは、神社等への參詣忌み憚るべしと見へたり。又云、六畜と云へども、鶏の死又子を産するは憚にあらず。且六畜と云へども馬牛犬に限るべし。又畜鹿は馬牛犬に類すべしと見へたり。

私に考るに、俗習猫を畜ひ、又猿を畜ひ、兎を畜ひ、或は鼠を畜ふものあり。舊義其文見へずと云へども、馬牛犬等に類して、五日の穢たるべきか、猶法家の例文を尋ね窺ふべし。

又問、其穢ある宅地に居する又暇有。暇廿日、服九十日なれば、暇の日數は終ると云へども、服の日數を數の中なれば、其穢を遜れざること勿論なれども、若くは暇七日、服十日の者なれば、服暇共脱去すと云へども、猶其死地の穢はのがれまじきや如何。答曰、死地の穢はのがれまじ。假令暇と服と穢とは三事更に思義別なり。暇と云ふは、亡人追福の喪の事を勤め贖ふべき爲に得る日數なれば、其日數の中は他事を事とせず、亡人追悼の事のみにつゝし居することなり。「割註」今の世君親より暇の日數を約め止て、俗事に奔走せしむるは、恐くは佛説なるべきにや、猶識者に尋問ふべし。「服と云は、その亡人

の恩義の淺深に因て喪服を脱せず、復恩の誠意をつくすの日數なり。しかるを、君親より除服して勤仕すべしとの命あれば、君親の命の重きにまかせて除服することなり。是を奪情從公とも云ふなり。穢と云ふは死穢あり。産の穢あり。〔割註〕并一つ家の中に六畜の産するあるも穢となることあり。或は燒亡の穢、養物の穢等ありて、其にふるゝものは神社へまいること、君親は勿論、他の人へも見ることを憚るなり。其上に甲乙丙丁等の輕重ありて、服暇となく慎みあることなり。去れば服暇は除去すとも、穢のことは除去するの事なし。しかれども、其死穢の居地を脱去して、他の居地に住すれば、其脱去するの日は穢ありと云へども、翌日より穢はなきことなり。去ればこそ、觸穢と稱してけがれにふるゝと云事なり。觸とは、たとへば手に物を探るが如くにて、撤去は跡なきの義なりと知るべし。穴賢。見の答へなれば、猶又法律に委き人の意見を請ひ給ふべけれと云々。

寛政十二年七月廿日

老 邁 嘉 樹 漫 書

蒼梧隨筆卷之五

○新安手簡序跋

題辭

嘉樹自述

書銘題_ニ姓氏_一者倭漢之通規也。本朝有_ニ江家次第_一。山中口傳等。異邦有_ニ孔氏雜說_一。顏氏家訓之類。爲_ニ此書_一也。新者新井氏。安者安積氏也。又有_ニ以_ニ書翰_一爲_ニ冊子_一者。翰墨全書。滄溟尺牘。明衡往來。庭訓往來。尺素往來等也。是記_ニ事義於書牘_一。而或演_ニ掌故著明_一。或事_ニ詞華言葉_一矣。今立原伯時之所_レ輯之新安手簡者。是先賢博宏之遺訓。而實_ニ本朝掌故家之骨髓也。故重_ニ事實證微_一而不_レ拘_ニ文章英華_一。一措_ニ拾其正言_一者也。臣(嘉樹)幸得_ニ其親書_一而瞻_ニ書此_一矣。仍不_レ願_ニ卑辭_一。苟且演_ニ題子細_一云爾。

寛政二年九月十一日

新安手簡之記者。筑後守從五位下源朝臣君美(割註)號_ニ白石先生_一。新井氏也。與_ニ水戸黃門卿文學安積覺兵衛_一(號_ニ澹泊人_一)往返之尺牘。而有_ニ和漢故實事蹟相互研究精密之議論_一也。同藩之學生立原甚五郎(伯時)輯以爲_ニ一書_一。且終有_ニ鳩巢先生(室新助)_一以下群書生之尺牘數帖。共合附_ニ其尾_一。全備爲_ニ三帖_一。直名_ニ新安手簡_一云爾。

大塚一郎衛門 嘉樹跋之

○旗紋引兩之字義

太平記十四卷新田足利確執奏狀の段に云、義貞若宮の重寶共を拔見し給ふに、錦の袋に入たる二引兩の旗あり云々。又箱根竹下合戦の條に云、勝ほこりたる敵なれば、何かは少もひるむべき、十文字に合て八文字に破る。大中黒と二引兩と二つの旗を入替々々、東西になびき南北にわかれてと云々。又同書卷十八瓜生學旗の段にいふ、誰とはしらす末座なる者二ツ引兩と、大中黒と、孰れか勝れたる紋にて候らんと問ければ、美濃將監紋の善惡をば暫置き、吉凶を云ば、大中黒程日出たき紋はあらじと覺ゆ。その

ゆへは前代の文に三鱗をせられしが滅びて、今の世に二ツ引兩に成す。是を又じさんする紋は、一ツ引兩にてこそあらんずらんと申ければ、天野民部大輔勿論に候。周易と申文には、一文字をばかたきなしと讀て候なると云々。

以上一文字を一ツ引兩と云、二文字を二ツ引兩と云へるの證なり。白石の軍器考に云、新田の大中黒は日の字に象り、足利の二引兩は月の字に象れり。其本兩家は嫡男と二男家なるゆへに、日月の二象を分つて旗の文と成したる由見へたり。但如何なる故を以、日月の字を用て、嫡家と二男家と分つて旗の文としたると云ことは記されず。猶可ニ尋明ことなり。

右一ツ引兩、二ツ引兩と云事、引兩の義詳ならず。或説に云、横に黒く引たるを龍蛇の形象にとり、上天騰蛇の勢に據れりと云ふ義にて、一ツ引龍、又二ツ引龍の謂ひをもて、引龍の龍を兩と書くは、假字の借字なりと云へり。〔割註〕僻案するに、是龍を横に引とは、烏子紙に龍を一文字に引たるあり、夫に思ひよせたる説なるべし。然れども、此引龍と云ふこと、舊記の據るべき事なければ信用しがたきものなり。

謹て考るに、引兩の兩字は、靈字の義にて引靈なり。其據るところは、胡曹抄に、〔割註〕桃華葉葉の中に胡曹抄あり、天子御袍の文竹桐御兩鳳とあり。是を權記に考るに、〔割註〕藤原行成卿の御記なり、天子御袍の文竹桐五靈鳳と書れたり。是五は御、兩は靈にて、二字共に其字音を借りたる假名書なり。〔割註〕胡曹抄以下の文は、野宮定基卿の御勘物にあり。と見へたり。抑一引兩、二引兩は日精の二靈なりと有れば、全く一ツ引靈、二ツ引靈なり。日精、月精を靈と云ふことは、天照太神を大日靈貴と云ひ、月讀の尊を月靈靈貴と云ふが如く、靈とは日月精靈の事にて、その靈の字を兩と字畫の省略にて借り用ひたるものなり。去れば、實には一ツ引靈、二ツ引靈なり。上に云へる權記の例にて、其靈を兩とし、引兩と書事の據る處、是を以て明むべし。且日精を大中黒とて、一文字に引は(一)字の形象、二ツ引兩

を二文字に引くは、月字の形様なり。是もまた上に云へる軍器考に引れたる日月の謂ひにて考へ案すべき事なり。

右は幟冑飾るの事を尋る人あり。夫へ答る序、子持筋の事におもひよりて、漫りにおもへる事を筆するなり。穴かしこ。他見を憚るべし。

天明四年五月五日

橘 嘉 樹

此年此月に日記せしを、今年正月晦日京師にて失火にあへる日に灰燼となせしによつて、疇昔森田氏へ見せたるを同人の筆し置るありけり。夫又借り戻して草稿を補ひ置ものなり。

天明八年九月卅日

○打字之事義

歸田錄曰、(晋陶潜著)今世俗言語之誤。而擧レ世君子小人皆同謬者。惟打字爾。(丁雅切)、吳義本謂考擊。故人相毆以レ物相擊皆謂之打。而工造金銀亦謂之打可矣。蓋有槌搗作擊之義也、至於造舟車者曰打舟打車、網爲曰打魚。汲水曰打水。役夫餉飯曰打飯。兵士給衣糧曰打衣糧。從者執傘曰打傘。以糊黏紙曰打黏。以丈尺量地曰打量。擧手試服之舟明曰打試。至名儒碩學。語皆如レ此。解事皆曰之打。而徧檢字書了無此字。(丁雅切者)其主考擊之打。自音謫歌。以字言之。打字從手從丁。丁又擊物之聲也。故音謫歌爲是、不知因レ何轉爲丁雅也。

小補韻會曰頃氏家説曰。俗間助語多與本辭相反。其於打字用之尤多、凡打疊打聽打詣打量打膝爲非打者不但擊打之義而已云々。

右の義を以考るに、打字和訓に宇津と云、即打聽、打量と義を同ぜり。是槌搗の類、又手を以て打事ならずして、跛擊の訓をなすもの多し。いま苟且に、其人口に尋常稱謂するものを擧たるなり。各々左に注す。

車を打

舟を

弓を

鞍を

乗物を

紙の裏を

鱈の子を

此類は物を作る事を打と云なり。

蕎麥を打

木の枝を

田を

水を

間地を

幕を

鐵炮を

網を

門を

木戸を

馬を九折に馬を、
人馬のやうなど、

敵を

碁を

双六を

彈碁を

荒打(土藏の壁に云ふ)

波を

火を

紐を

碑を(碑銘などをうつしとること)

米を市中にては賃を取て米をつく

米をことを米打かゝと云あるぞ、

打飽

一鬩斗

敷の帛

一まき米をま

瀧頂を

盆山を

花を遊宴の序にて賤者へ金
銀をほうびすること

此數は物を爲事を打と云なり

打聽

一忘

一詠め

一笑ふ

一揃ふ

一捨る

一なぐる

一遣る

一過る

一食ふ

一出る

一寄る

一歎く

一物語る

一走る田舎にてうつ
ばしると云、

一續く

一付けに物を言

一も寝なし歌のこと

ばに云ふ

直打をする物のあたへ
を限ること

一氣を

一寝返を

博奕を

道樂を

身を

一耳

一入他人の非をなじること、又
は物に執着することをも云、

一破る器物をそこな

ふことを云、

一割言入魂にもの
言談すること

一批を

此類は言葉にて打と云なり。

右の外あまた有べし。今注するものは、風興意ひ寄りたることを、筆に任せて書き集し許なり。

寛政三年十一月廿六日

老 邁 嘉 樹 漫 筆

此漫筆は、此日六角少將殿へ参りて、「割註」目白臺の下邸なり、「言談の事を、主人の書集せよとの命」にて、序上にて筆せしものなり。歸山録又韻會の丈は、此夜の贅書なり。

○梅の造り花に鳩をつけてさゝぐるおもむき

伊勢物語に云、むかしおほきおほひまうち君と聞ゆるおはしけり。つかうまつるおとこ、なか月ばかりに梅の造り枝にきじをつけて奉るとて、

我たのむ君がためにもおる花は時しもわかぬものにぞ有けり、闕疑抄に云、おほひまうち君は忠仁公なり。つかふまつる男は業平、忠仁公の家禮なればいふ。作り枝をよめり。今なが月は梅の有時に非ず。されば時しもわかぬとよめり。時しもは雉子をかくして題によめり。忠仁公を説故に、君がためにおれば花もときはになれるをとなり云々。

今ひそかに此意を借り侍りて、雉子ならずして山鳩をつけたるによて、

我たのむ君がためにとおる花はときはを祝ふものにぞ有ける

と申意にてさゝげ奉るなり。

源氏御ゆき卷の河海抄に、松をもて鳩をつくる事あり。山鳩なりと云々。今鳩をつけて奉るものは此例によれり。山鳩は東國にはなきよしなれば、常の鳩を用ひ侍るなり。抑鳩は禮鳥にて愛きためしに用ひ、殊更に食に豎せざるの表爾にて、壽の賀には鳩のつえを造りて奉り、或は漢の高祖の幸ひを得たまひ、右大將頼朝の鳩の靈によて運をひらき玉へるなど、おのゝ此鳥のためしに用ひ來りぬれば、此度の御賀は、去りし頃のよしなし事をも打撰せおはします事、漢高と右幕下の鳩の靈にも似たる事などおもひよせて、今此奉りものに作りめで奉りぬと云々。

彌生旬九日

○加點之事

上 嘉

樹

他人の間に可否を對るに、加點とて其宜きに點を加ふることあり。又廻文、散狀等に領諾して、其書面を返抄するにも、加點とて鈎をかけることあり。或は又自記の草帳の文義を改正して正書するときに、事濟むに從て塗抹すること、各通じて常に點すると云へり。考るに、此等の稱言は、一概の名目にして、古實に違ふに似たり。舊記を考るに、懸鈎と稱し、加點と稱し、引墨と稱し、又は塗抹と稱して、其體稍異同あり。今少く所見の趣きを注して、其參差あること共を述るなり。抑懸鈎と云ふ事は、其形象翠簾の鈎の如くに點することを云へり。

山槐記（執筆要）勘文並申文懸鈎様フ、又説フ可用ニ何様ニ乎之由。申ニ相府ニ之處。已兩説也。但以レ云レ鈎知レ之。可レ横翠簾鈎歟。可レ用ニ端様ニ之由有レ答云々。

達幸故實抄（陣右筆問事）懸鈎様事

永萬元正廿一日切過定、予懸ニ鈎於表紙上文一

フ勘解由大勘文

如レ此懸レ之

了

資仲抄懸様如レ此也。然而鈎躰以レ無ニ割目ニ爲レ善云々。

節鈔曰、沃懸地劔。宿老人檢非違使別當等用レ之。但中院大理問答抄、蒔繪沃懸地共有ニ加點一。彼是可レ用歟云々。

爰に加點とあるは、フ如レ斯の點あることなり。其義有職問答に見へたり。猶下に其文を引くなり。

有職問答曰、官位の唐名讀やうの事、常には唐の音に讀也。フ大文字をばすみてよむ、フ六文字をばりくとよみ候よし仰出されて候畢。此分んに候哉。

此分んに候

右問へる趣きにて宜きとの義にて、夫々の文へ御加點あるの躰也。是又鈎の義なるべし。三口中傳卷四乙曰、引墨褻事也。但非秘藏事不書封して引墨也。

爰に引墨とあるは、又その躰のことなるべし。當時公家の方にて、白紙にて裏て出さるゝもの、各右二様の引墨あり。曾て是を昔年小林氏有之と云こと、儒生に聞く、唐書に斜封と云ことあり。恐らくは、右の引墨のさまを以て、封じに用ることかと云へり。惜かな其本文を聞脱せり。今其有之も亡せり。

以上舊記の所見並先達の言へること共をあげ注するなり。今は棄省くの文に、塗抹することをも點すると云ひ習せり。塗抹とは、文字の中間へ如レ斯墨を引く事なり。草書の文を正書して事濟たる文へ、何々之事如レ斯、文字へ斜にかけて墨を引も、是亦塗抹なり。考へわかつべし。剩へ、俗中には朱引するに中間へ——如レ此に二すぢ引を書の名とし、又——如レ此に一とすぢ引を人の名とすることあり。笑了に堪へたり。然して其を歌に作りて、

朱引する中の二つは物の本左り二つは年號ぞかし

右地名中は人名左をりば官の朱引と兼てしるべし

朱引の定は、人名は右へ一すぢ引く、地名は右へ二すぢ引くなり。是等のことは人々の知れることなれども、右のあされ歌を筆するにまかせて贅書するなり。

右勾點、加點、引墨等の事、並塗抹、朱引の參差あること、或孺兒の尋るに對るの草稿なり。聊も窩中を脱す回る也。

寛政改元三月盡日

老 邁 嘉 樹

○三ノ物、四ツ物、七ツ物等之事 並北方の稱、雜色の事

太平記卷十稻村崎于瀉となるの條に云、島津四郎は濃紅の大笠印を吹そらさせ、三ツ物、四ツ物の取着

て、あたりを拂てはせ向ふ。同廿二卷畑六郎左衛門が條に云、畑が甥に、所の太夫坊快舜と云惡僧と。又中間に惡八郎と云もの、三人の者共、闇にだになれば、或は帽子兜に鑲を着て、足輕に出立時もあり、あるひは大鎧七ツ物持ときもあり、様々に姿を替て敵の向城に忍入ると云々。又三十一卷笛吹峠軍の條に、〔割註〕北條家南朝本、〔共に云、禰津小次郎はふすべ革の鎧に、同毛の兜着て、七ツ物山の如くに取付て、鹿毛なる馬に馬鎧かけて、薄紅の大笠驗に一丈あまりに見へたるかなさい棒、誠に輕げに提げて云々。

以上三ツ物、四ツ物の名目見へたる文なり

太平記三十一卷笛吹峠軍の條に、長尾彈正、根津小次郎は敵の陣へ駈入て、將軍を討奉らんと相謀て、將軍の御内の者眞似して、將軍は何國御座候やらんと、馬の上よりのび上り見ければ、相隔ること草鹿の的の山許に成にける云々。〔割註〕本文切約して其要文を撮記す。

右は際ひ近き事を譬へて、草鹿の的の山と云しなり。草鹿のあづちのことは、波々伯部因幡入道宗岳が名ある、小的のことを記したる細川高國の自筆の本より寫せし由にて、或人の藏書せるを注したる文に云、草鹿の塚は其あわひ弓杖十一に打て十枚の處に草鹿を挟むなりと云々。

案、弓杖と云は七尺三寸なり。

一室家稱ニ北方ニ事

小右記曰。左大臣殿大北方、(一條右府の始なり。)寛弘九六廿九。

後拾遺集曰。右大臣北方、〔割註〕右大臣は六條顯房公、北方は權中納言隆俊女。」

中右記曰。(保安元七廿二)、法性寺殿内府北方、〔割註〕民部卿宗近の女、宗近は右大臣俊宗の男なり、同(寛治三九十五)、右府北方、(六條顯房公なり)

後拾遺集左衛門督北方、〔割註〕左衛門督は師忠也、土御門右大臣師房の四男なり。」

山槐記曰。(保元二正四)、頭辨北方、(葉室光頼)。

増鏡曰、富小路中納言秀雄北方にておはせしかば云々。古今著聞集第五和歌部に云、世中に時めき給ふ雲客、かつらよりあそびて歸給ふ日、此むすめを取て車に乗せて、やうく北方にして始終いみじかりけり。

以上大臣より雲客までの通稱の證なり。

一 雑色名目の事

其身程の色品不_レ極、侍たる者の子の任ずる故に雑色と云。拾芥抄に、雑色の名目不_レ載。但し雑色よりは非藏人となり、又六位藏人となる。出納は官の次第は雑色より上たれども藏人とならずなり。

○朝觀音、夕藥師因緣草稿

近隣に醫王殿あり。日比此精舎を借りて、觀音大士の尊像を閉帳す。參詣踵をついで賑榮り。然して、

中朝觀音と稱て、凡寅刻ばかりより僮俗男女結緣參詣、實に錐を立るの地もなし。又夕べには毎日地の藥師を拜すとて、是又朝の群集倍せり。朝觀音、夕藥師といへる義を知らず。或博識の苾芻に便りて其所以を乞得たり。され共、予記憶のうすく、朝に聞て夕に廢するが故に、件の僧の物語を記して、夕末茶話の一助となすなり。抑朝觀音、夕藥師といへるは、宿曜經を考るに、月毎の十八日の朝を以て凶時とし、夕べを以て凶時とす。又八日は夕べを以て吉時とし、朝を以て凶時とす。故其吉時を以て件の二尊を拜し奉るの事なるべし。此十八日、八日共に觀藥二尊、娑婆有緣の日なり。さらば其緣日と申すは、本據もある事にやと尋るに、一二の説は侍れど、各々しかく其儀叶へりとも申がたし。一説は、緣日具名_ニ娑婆有緣之日_一。若_レ爾用_ニ諸佛尊_一也。初現_ニ釋迦說經之座_一之日。爲_ニ緣日_一と、又一説には(佛尊也)我朝にて堂殿建立して入佛せし日時を以緣日とすともいへり。(以上櫻陰窩談に見ゆるなり)案するに、徂來のなるべしに云、八日十二日を藥師の緣日といふは、ヤと訓するの八にかよふと、十

二神によりてなり。外のも此類なるべしと見へし。左もあるべき事にや。隣精舎の藥師佛を、正五九月に開帳するに、廿日を以て定日とす。是は八日と十二日とを合せて廿日を用るなりと聞し。すべての縁日も、如レ此の値偶なるべし。又月毎の八日夕を以吉時とし、十八日も朝を以て吉時とするの事は、文珠所説宿經云。毎月十八日は威力日。梵云ニ毘紐神下。宜擢レ敵除レ逆調ニ習象馬四正諸密等。及訓ニ獎惡人下賤之類。營田種蒔有ニ大爲ニ作事ニ皆吉。十八日夜惡。中夜以後還吉。又八日は力戰日。梵云婆娑善神下宜ニ力用ニ之事。宜レ修ニ造攻戰之具。置ニ邊衡險固城壘。穿ニ壕塹。調ニ乘象馬等。事並吉。八日晝惡。午後吉。又文珠師利說時日偈云。黑三夜七晝十夜十四晝白四夜八晝一夜十五晝。於ニ此黑白月ニ夜不成就。日中及中夜已後皆通吉。

按に、黒の三の夜は今の十八日夜なり。白の八晝とは今の八日の晝なり。凡そ頌を勒する事はなを省するを可とす。宿曜經の時分は、曆日今とは異なり、子より巳に至て晝分とし、午より亥に至て夜分とするなり。此趣を以、繰り見る時は、黒の三夜は今の十八日の夜にして凶時なり。白の八の晝は、今の八日の朝にして凶時なり。是を以て、凶時を省ひて吉時に拜詣するの義にての事なるべし。安永八年己亥六月、僥倖に二尊因縁の時を得て、此事を聞けるものなり。

茅場街陳人

嘉

樹

蒼梧隨筆卷之六

○慶長以來傳奏之次第

廣橋正二位權大納言藤原兼勝卿

慶長八年二月十三日爲武家傳奏。〔割註〕于レ時權大納言、四十六歲、〔即今日家康公將軍宣下上卿。元和四年十一月十四日任內大臣。〔六十一歲〕、同五年二月十七日辭內大臣。同六年閏十一月十一日從一位。〔六十三歲〕、同八年十二月二十八日薨。〔六十五歲〕、

右從慶長八年、元和八年迄凡二十年。

勸修寺參議從三位藤原光豐卿

慶長八二十三爲武家傳奏。〔割註〕于レ時參議右大辨、廿九歲、〔同九年六月廿六日任權中納言。〔三十歲〕、同十年四月十六日秀忠公將軍宣下上卿。同十一年正月廿一日敍正三位。〔三十二歲〕、同十七年十月廿六日任權大納言。翌廿七日薨。〔三十八歲〕、

右從慶長八年、同十七年迄凡十ヶ年。

三條西權大納言正三位藤原實條卿

慶長十八年七月十一日爲武家傳奏。〔割註〕于レ時權大納言、三十九歲、〔同十九年正月五日敍從二位。〔四十歲〕、元和三年正月五日敍正二位。〔四十三歲〕、同九年七月廿七日家光公將軍宣下上卿。

同十年十一月廿八日兼中宮大夫。〔立后日〕、寬永六年十一月六日任內大臣。〔五十五歲〕、同月八日爲院執事。同八年十二月六日辭內大臣。同十二年正月五日敍從一位。〔割註〕同十六年十二月廿九日賜今日位記。同十七年六月廿四日任右大臣。〔六十六歲〕、將軍家光公御執奏。同年十月四日辭右大臣。同月九日。

右從_二慶長十八年_一至_二寬永十七年_一凡二十八_二年_一。

中院權中納言源通村卿

元和九年十月廿八日爲_二武家傳奏_一。〔割註〕于_レ時中納言、三十六歲、同十年正月廿八日兼_二中宮大夫_一。

寬永六年月日任_二權大納言_一。中宮權大夫如_レ元、(四十二歲)、同年十一月九日止_二權大夫_一。同七年九月

十四日止_二傳奏_一。(四十三歲)、

從_二元和九年_一至_二寬永七年_一凡八ヶ年。

日野權大納言藤原資勝卿

寬永七年九月十五日爲_二武家傳奏_一。〔割註〕于_レ時大納言、五十歲、同十六年六月十五日薨。(六十二

歲)、

右從_二寬永七年_一至_二同十六年_一凡十ヶ年。

菊亭權大納言藤原維季卿

寬永十六年八月十三日爲_二武家傳奏_一。〔割註〕于_レ時大納言、十六歲、慶安五年十二月九日直任_二右大

臣。(五十九歲)、同日薨。

右從_二寬永十六年_一至_二慶安五年_一凡十四ヶ年。

飛鳥井正二位前權大納言藤原雅宣卿

寬永十七年十二月廿八日爲_二武家傳奏_一。〔割註〕前大納言、五十五歲、慶安四年三月十六日敍_二從一

位。同月廿一日薨。(六十六歲)、

右從_二寬永十七年_一至_二慶安四年_一凡十二ヶ年。

清閑寺前大納言正二位藤原共房卿

承應元年二月十日爲_二武家傳奏_一。〔割註〕于_レ時前大納言、六十四歲、同三年十二月廿八日敍_二從一位_一。

(六十六歲)、寬文元年五月廿三日任_二內大臣_一。(七十二歲)、同年七月廿四日辭_二內大臣_一。同月廿八日

薨。

右從_二承應元年_一至_二寬文元年_一凡七ヶ年。

野宮權中納言藤原定逸卿

承應元年二月十日爲_二武家傳奏_一。〔割註〕于_レ時權大納言、四十三歲、同二年二月三日辭_二權大納言_一。(四十四歲)、同三年正月五日敍_二正二位_一。(四十五歲)、明曆四年二月十五日薨。(四十九歲)、

右從_二承應元年_一至_二明曆四年_一凡七ヶ年。

勸修寺前權大納言藤原經廣卿〔割註〕于_レ時權大納言、二十三歲、

此間一行脫歟、本ノマ、寬文四年十月日免_二傳奏_一。(五十九歲)、

右從_二明曆四年_一至_二寬文四年_一凡七ヶ年。

飛鳥井前權大納言藤原雅章卿 (雅宣卿男舍弟也)

寬文元年十月廿五日爲_二武家傳奏_一。〔割註〕于_レ時前大納言、五十三歲、同十年九月十二日止_二傳奏_一。

(六十歲)、

右從_二寬文元年_一至_二同十年_一凡七ヶ年。

正親町前權大納言藤原寶豐卿

寬文四年十月六日爲_二武家傳奏_一。同十年九月十二日止_二傳奏_一。

右從_二寬文四年_一同十年迄凡七ヶ年。

日野前權大納言藤原弘實卿

寬文十年九月十六日爲_二武家傳奏_一。〔割註〕于_レ時前大納言、五十四歲、延寶三年二月十日免_二傳奏_一。

(五十九歲)、

右從_二寬文十年_一至_二延寶三年_一凡六ヶ年。

中院前權大納言源通茂卿 (通村公孫)

寬文十年九月十五日爲_二武家傳奏_一。(割註)于_レ時前大納言、四十歳、延寶三年二月十日免_二傳奏_一。

右從_二寬文十年_一至_二延寶三年_一凡六ヶ年。

花山院權大納言藤原定誠卿

延寶三年二月十日爲_二武家傳奏_一。(割註)于_レ時大納言、三十六歳、同月十九日辭_二權大納言_一。貞享元

年八月廿三日辭_二傳奏_一。(四十五歳)、

右從_二延寶三年_一至_二貞享元年_一凡十ヶ年。

千種前權中納言源有能卿

延寶三年五月十八日爲_二武家傳奏_一。(割註)于_レ時前中納言、六十一歳、同四年二月十二日任_二權大納

言_一。(六十二歳)、同月十八日辭_二權大納言_一。天和三年十一月廿七日免_二傳奏_一。(六十八歳)、

右從_二延寶三年_一至_二天和三年_一凡八ヶ年。

甘露寺權大納言藤原方長卿

天和三年十一月廿七日爲_二武家傳奏_一。(割註)于_レ時大納言、三十六歳)、貞享元年十二月廿六日止_二傳

奏_一。(三十七歳)

右從_二天和三年_一至_二貞享元年_一凡二年。

千種權中納言源有維卿

貞享元年九月廿八日爲_二武家傳奏_一。(割註)于_レ時中納言、四十七歳)、元祿四年四月十三日任_二權大納

言_一。同五年十二月廿九日薨。(五十五歳)、

右從_二貞享元年_一至_二元祿五年_一凡九ヶ年。

柳原權大納言藤原資康卿

貞享元年十二月廿七日爲武家傳奏。〔割註〕于レ時大納言、四十一歲、貞享四年二月廿九日辭權大納言。寶永五年十二月十三日薨。免傳奏。同日從一位御推敘。(六十五歲)、

右從寶永元年至寶永五年、凡廿五年。

持明院權中納言藤原基時卿

元祿六年十一月十二日爲武家傳奏。〔割註〕于レ時中納言、四十一歲、同八年十一月廿八日任權大納言。同九年十二月廿八日辭權大納言。同十三年二月六日止傳奏。(四十八歲)、

右從元祿六年至十三年、凡八ヶ年。

高野前參議藤原保春卿

元祿十三年六月廿八日爲武家傳奏。〔割註〕于レ時前三木、五十一歲、同年八月廿九日任權中納言。寶永五年十二月廿一日任權大納言。同六年五月廿七日辭權大納言。正德二年五月廿四日免傳奏。(六十三歲)、

右從元祿十三年至正德二年、凡十三ヶ年。

庭田前權大納言源重條卿

寶永五年十二月十三日爲武家傳奏。〔割註〕于レ時前大納言、五十九歲、享保三年後十月一日辭傳奏。同日從一位御推敘。(六十九歲)、

右從寶永五年至享保三年、凡十一ヶ年。

德大寺權大納言藤原公全卿

正德二年六月廿一日爲武家傳奏。〔割註〕于レ時大納言、三十五歲、同三年七月卅日兼右大將。享保四年十一月卅日依病免傳奏。(四十二歲)、同日任內大臣。

右從正德二年至享保四年凡八ケ年。

中院前大納言源通躬卿

享保三年十月一日爲武家傳奏。(割註)于時前大納言、六十歲、同四年十二月十日還任權大納言。

同九年二月八日辭權大納言。同十一年九月十五日免傳奏。(六十八歲)、同月十八日任內大臣。

右從享保三年至十一年凡九ケ年。

中山權大納言藤原兼親卿

享保四年十二月廿三日爲武家傳奏。(割註)于時大納言、三十六歲、同七年十一月十六日辭權大

納言。同十一年九月還任權大納言。同十二年五月廿七日辭權大納言。同十九年十月廿四日辭傳

奏。(依病也、五十一歲)、同日准大臣宣下。敘從一位。

右從享保四年至十九年凡十六ケ年。

三條西大納言藤原公福卿

享保十六年九月二日爲武家傳奏。(割註)于時大納言、三十五歲、同十九年十一月七日依病辭

傳奏。

右從享保十六年至十九年凡四ケ年。

葉室權大納言賴胤卿

享保十九年十一月七日爲武家傳奏。(割註)于時大納言、三十八歲、同廿年五月十七日辭權大納

言。延享四年二月一日還任權大納言。同年十二月十二日辭權大納言。同月十九日辭傳奏。(五十

一歲)。

右從享保十九年至延享四年凡十四ケ年。

冷泉前中納言藤原爲久卿

享保十九年十一月廿二日爲武家傳奏。〔割註〕于レ時前中納言、四十九歲、同廿二年正月廿三日任權大納言。同年十二月十二日辭權大納言。元文六寬保元年八月廿九日依レ病辭傳奏。(五十六歲)、

右從_三享保十九年_一至_三寬保元年_一凡八ヶ年。

久我權大納言源通兄卿

寬保元年九月十九日爲武家傳奏。〔割註〕于レ時大納言、三十二歲)、寬延三年正月九日兼_三右大將_一。

同年六月廿一日辭傳奏。(四十二歲)、

右從_三寬保元年_一至_三寬延三年_一凡十ヶ年。

柳原權中納言藤原光綱卿

延享四年十二月廿四日爲武家傳奏。〔割註〕于レ時中納言、三十七歲)、寬延元年五月廿四日任權大

納言。寶曆十年九月廿八日辭傳奏。(依レ病也)。同日敘_三從一位_一。

廣橋權大納言藤原兼胤卿

寬延三年六月廿一日爲武家傳奏。〔割註〕于レ時大納言、三十六歲)、安永四年十月二十八日敘_三從一

位。同五年十二月廿五日辭傳奏。(依レ病也)。

右從_三寬延三年_一至_三安永五年_一凡廿七ヶ年。

並考、寬延三年より安永四年迄の間、大納言辭退二ヶ度、還任二ヶ度、凡四條脫落す。追て改可_三

補加_一也。

姉小路前大納言藤原公文卿

寶曆十年十月十九日爲武家傳奏。〔割註〕于レ時前大納言、四十八歲)、安永三年十月十八日辭傳奏。

右從_三寶曆十年_一至_三安永三年_一凡十五ヶ年。

油小路權大納言藤原隆前卿

安永三年十月日爲武家傳奏。〔割註〕于レ時大納言、四十五歲、同八年正月十一日辭權大納言。同日本座 宣下。天明八年正月十八日辭傳奏。〔依レ病也〕。

右從安永三年至天明八年凡十五ヶ年。

久我權大納言源信通卿

安永五年十二月廿五日爲武家傳奏。〔于レ時大納言〕、寛政二年八月廿二日兼右大將。同三年十二月廿三日免傳奏。〔四十八歲〕、

右從安永五年至寛政三年凡十六ヶ年。

萬里小路前大納言藤原政房卿

天明八年正月十一日爲武家傳奏。〔割註〕于レ時前大納言、六十五歲、寛政五年四月十三日免傳奏。〔割註〕依レ有思召也。六十九歲、

右徒天明八年至寛政五年凡六ヶ年。

正親町前大納言藤原公明卿

寛政三年十二月廿五日爲武家傳奏。〔割註〕于レ時前大納言、四十八歲、同五年四月廿八日免傳奏。〔割註〕依レ有思召也。五十歲、

右從寛政三年至同五年凡三ヶ年。

勸修寺前大納言藤原經逸卿

寛政五年七月廿六日爲武家傳奏。〔割註〕于レ時前大納言、四十六歲、千種前中納言源有政卿

寛政五年七月廿六日爲武家傳奏。〔割註〕于レ時前中納言、五十一歲、

○年忌之事並厄年の事

俗間年忌とて、死亡するの後翌年一周回の月日を以て佛法會をなし、翌々年の月日を以て三年忌と號て、同く佛法會をなす。それより七年、十三年、十七年、廿三年、五十年、百年に至る。「割註」一には十三年なし。又廿五年を以年忌とすと云へり。是王公貴種より下庶人に及べり。各其本説なきことなり。貝原氏曰、十三回忌は國俗に出たり。十二支おはりて又始る故に、先支をむかへて追葉を致すよし、元亨釋書に出たり。され共、いつ比よりと云ふ事を詳にせず。少納言信西が十三年忌を、櫻町中納言是を修せんとせらる。其弟の僧高野の明遍同意せずして修せざりしとかや。是佛家に本説なる事なればなるべし。佛名は四十九日にして止む。七々の弔祭は佛書に出たり。輪墨大全などに、七々の日毎に祭文ありと云々。「割註」以上和事始に見へたり。「續日本紀大寶三年二月癸卯。是日當太上天皇七七。遣使四天王寺及四大寺山田等三十三寺設齋焉」とあり。是乃ち四十九日の御事なり。林羅山の口語を記したる東見記曰、佛者年忌のこと本無之。一切經の中にも無之。少納言信西が十三年忌を、櫻町中納言欲レ修レ之、其弟の僧明遍不レ同レ之。此兩人信西が子也。佛者は四十九日而止、其後、儒者の祭法を假て年忌と云ことを始むと云々。京都相國寺の僧瑞溪考一切經曰、此經の内に忌年服紀の事會無之。故佛者借儒道而用之云々。

嘉樹考るに、抑年忌の字義あたらず。年忌とは逐レ年忌憚ることあるのことにて、今の世の俗習に厄年と云へることあり。これまた其義つまびらかならざることなれども、譬れば、其厄年と云ふに合符すべし。厄年と云へば、其々の年序を數て、その身に災害あることなりと云ひ傳へり。恐らくは、佛事の年期なるべし。某年は可レ修レ法會の期にあたりと云ふことを、七々の忌にあやまりて年忌とかきたるなるべし。七々の忌は亡人の望をうける人、他人にあふことをいみ憚るの謂なり。今忌月、忌日といふも、其亡人の死せる月、死せる日なるを以、吉事に用ることをいみ、又謹て他事に混合せず忌み憚ると云ふ義なり。されども若くは法會佛事を行ふべき期年なれば、其年は他事を忌て、吉禮の

ごときは行はざると云ことにや覺束なし。今の世禁中の御義に、先帝の崩御在せし月は御忌月とて、吉事には除かせらるゝ例なりとかや。〔割註〕御忌月のことは、先帝、先々帝、またその先帝等にまで及せ玉ふ由なり。』

御忌月はあれども、御忌年と云へる義はなきことなり。但一周回の御年、孝子除服の年なれば、かならず此年は他事をいむことにて、其餘逐年に忌憚るのことは、故實和漢先蹤なきことなり。

一厄年の事

俗間厄年とて恐れつゝしむ年期あり。所謂十九、廿五、三十三等なり。剩へ四十一を前厄とし、四十三を後厄など名を憚恐れ、また四十二歳のとき、己が子二歳に及ぶ者あれば、四十二の二ツ子とて、殊更に忌きらひて、俗習にて生れたる年、かりそめに路傍にこれを棄るまねして、他人の子のごとくにして、或は他の稱號を稱せしむるの類風俗なり。此こと、幾時より始まれりと云ことを知らざれども、東見記曰、四十二の厄のことは、世繼物語にあり。四二と云意なりと見へたれば、一條院の御頃もはや此俗習ありしと見へたり。〔割註〕世繼物語は赤染右衛門が書たる榮花物語の御時の閨秀の一人なり。』土州の儒官谷氏なる人の俗説贅辨と云へる隨筆にも、四十二の厄といふこと本せつなし。或人曰、四二の音、死の訓に通ふゆへにいむことにて、その年に生る子は親に害ありとてころす。四二の戯れたる出来口を以て子を殺すは大過大罪なりと論ぜり。

嘉樹按に、此論可なりと云へども、某俗習のこと詳ならず。四十二の年に生るゝ子を殺すのことは、いまだ聞得ざることなり。土州などの習はしなる俗習にや。普くの俗習は上に云るごとく、四十二の歳に二歳にあたる子は、四十一の二ツ子とて、是をすつるまねし、または他人の子のごとくすること、は、間々聞傳ることなり。去れば、四十二歳に二歳を合すれば、其數四四にて、死のことを死とも云へば、忌みきらふ事に似たり。全く俗習なれども、死字の音に嫌ある四二、四四を恐れ憚りて、他人の

子の如くなし、又路頭へすつるまねするは、しいて惡み下げすむることにても非るべし。己れに害ありとてころすに至ては、人倫をやぶるの大罪なり。谷氏の論尤いぶかし。

以上年忌のこと、又厄年のこと、本據詳ならずと云へども、兩事の本づく所は、類經に見へたる年忌のことをあやまりて文字を取て、亡後七七の忌に混じて、佛事法會の得意となしたるは、例の浮屠家の俗人を誑惑するの巧言よりいでたるべし。又厄年のことは、本文の事理をとりて、却て的當せる年忌の文字を用ひざるのあやまり差へるなり。なをその文義を考ふべし。乃類經に曰、岐伯凡年忌上下大忌常加七歲十六歲二十五歲三十四歲四十三歲五十二歲六十一歲。皆人大忌。不_レ可_レ不_レ自安_二也。感則憂矣。當_二此時_一無爲姦事是謂_二年忌_一云々。註曰。年忌者。有_二常數_一。所_二以示_一人之避患_二也。下上之人如_二上文_一五形或下之人其年忌常以七歲爲始。此言年忌始於七歲以至六十一歲皆遞加九年者。蓋以_レ七爲_二陽之少_一。九爲_二陽之老_一。陽數極_二於九_一而。極必變故。自_二七歲_一以後凡過九年皆爲_二年忌_一云々。厄年のことなり。

按に、俗中七歳を云はず。十六歳を以て十九歳の事とし、廿五歳は乃用て其年とし、三十四歳を以て三十三歳とし、四十三歳を四十二歳として、皆各々災厄あることとす。然して、五十二歳、六十一歳を言ず。あまつさへ、六十一歳は支干の本卦返りとて、却て吉兆の年とする事等、俗習何に據ると云ことを知らず。六十一歳より以降百歳、二百歳に至るまで、又各九の數を加へて數ふるときは、其義差ふることなかるべし。尤つゝしみ憚るべきこと、類經本文の如く然り。

右年忌厄年のことは、或日於_二他家_一類經の年忌のことを抄出せるものを電覽して、忽卒に俗に云へる年忌と厄年のことに思ひよせて、いさゝか辭案を述。

天明六年五月九日の夜

橘 嘉 樹

○小兒戴餅略式

小兒戴餅之式者、承安三年正月一日、月輪殿下兼實公註記之玉ふ事、玉葉にあり。是は康和に法性寺殿

下忠通公御戴餅祝せ參らせらるゝ度、雅實公の御例を用ひ玉ふ山なり。其御式次第等素より尊貴のことにして、凡卑の人移し學叵。仍て即今、件の御式に深曾木、着袴等の義を交へ考て、白地に斟酌して及ニ筆乘一者。

天明二年正月

橘 嘉 樹 志

一小兒戴餅略式

一祝之間裝束之事、其程々に粧ふべし。

一戴餅之數三枚、大中小と三様也。

(但大は七寸、中は五寸、小は三寸なり。厚さ各五六分ばかりなるべし。)

一右三枚の餅を手筥の蓋に、檀紙をすぢかへに折て打敷、其上へ大中小と重ねてもるべし。

(但手箱のふたと云は、今云、小廣ふた様のもの也。或は手箱のふたを用ひず、三方を用ひても子細なし。尤打敷の紙は有べし。)

一大餅と同じく盛りかふる品々

橘 三つなり 三枚 實の數九つなり

齒 固 二根 大根なり

海松 ふさ 三枚

干あはび 三枚

青 石 二顆

(俗云、生き石也。加茂の糺乃御手洗の石を用る事也。其用意なき時は、産砂の社の小石を請ひうけて用ゆべし。此石の大きさは小栗程有べし。)

右品々を盛りかへたる手箱のふたを三方へおせて、役送の人持出て座の上置べし。(上段の床へ居る也。)

一尋で其祝の間の中央碁局を居へ置く。

〔但地舖を用る事也。地舖の用意なき時は毛氈を敷て置べし。〕

地敷と云は、表白地のにしき、又は染めぬき、其地黄地にして蘇芳にてから花を書く、裏はすはうの平絹を用ひ、裁縫寸尺等前に雛形あり。〕

一 小兒へ餅を戴しむる人は、長壽の人を請じて其義を行はしむべしと。

〔但貴人にても、又は其家の長たる人にてても、其仁躰は主人の意にまかせて請じて行しむるなり。〕

一 其戴しむるの作法は、小兒を乳母の人、又は其家の長老たる人抱き保して、祝の間へ出、着座の人々へ會釋する風情ありて、夫より中央の座の上へ着座あるべし。次に役送の人、件の餅並品々とりたる手箱のふたを三方へ載たるを、兼て其間の座上に置たるを揃て、右の中央の碁局の前へ進め居ゆ。南の方なるべし。但其碁局の南の方聊東へよせて居るなり。

次に小兒を抱保たる扶持の人、件の碁盤の上に立しむ。

但南の方を向はしめて立しむべしと。

次に長壽の人、碁盤の前へすゝみて、〔割註〕北面にて南を後ろにして、小兒の方へ向ふなり。〕手箱のふたに盛りたる餅を取りて、〔割註〕先第一重ねたる大の方を取るなり。〕壽の頌を唱えて、小兒の頭へ觸しめて、夫を左りの方の薄様しきたる手箱のふたへ置く。

始め右長壽の人、碁盤の前へすゝみたる時、役送の人、右薄様しきたる手箱のふたを持出て、其長壽の人の座の左りへ置なり。

此手箱のふたも三方へおせて置なり。其敷く薄やうも紅のうすやうを二枚重て、すぢかへに二ツにおりて敷べし。〔割註〕但落散らざるために鎮子あるべし。〕

次に中に重ねたるを取もて、又壽の頌を唱て戴しむる事初めのごとし。〔割註〕左の手箱のふたへ納置事ははじめのごとし。〕

次に小なる餅を戴しむるも、悉く初のごとし。

右のごとく三度壽ぎ祝しめて後、件の紅のうす様に裏て、初に盛たる手箱のふたへうつしのせて、其間の上へ置く。是又初めのごとく床の上へ入置べし。

但右餅をつゝむとき、橘一とふさと干あはび一枚をつゝみ添るなり。

次に小兒を奥へ入しむるなり。

一右祝済て其間に飾たる品々を撤す。

先後に出たる手箱のふたを撤し、次碁局を撤し、次地敷を撤し納む。

一此後の祝ひ方獻じ尋常の式に従ふべし。尤其人の程にて式あるべし。

以上

一餅を戴しむる時の頌

齡ひかたかれ

富て貴とかれ

右之如く微音に餅をいたゞかしむる度々に唱ふべし。すべて三度なり。

一地敷寸法〔割註〕東京錦は白地のにしきなり。又染縮は黄地にしてすはうにてから花をかくべし。〕

豎二尺五寸

裏のをめりとも

横二尺

右同斷二布なり

裏のきぬ表へ一寸づゝをめり出すべし

右は或人の所望によりて、舊記の趣きをうつし進るものなり。且座上の飾方〔割註〕懸物花瓶、其外置物

等、又祝ひ方、料理等の式は不覺悟なる事故不注之。たゞ餅を戴會合の儀計をうつし注するのみ。穴

かしこ。

天明二年正月五日

橘 嘉 樹

○閏月稱後幾月事

漢書高帝紀曰。秦二年後九月云々。文穎曰。即閏九月也。時律曆廢不知閏。謂之後九月。如淳曰。時因秦以十月爲歲首。至九月則歲終。後九月即閏月。師古曰。文說非也。若以律曆廢不知閏者。則當徑謂之十月。不應有後九月。蓋秦曆法應置閏者。總致之於歲末。觀其此意。當取左傳所謂歸餘於終耳。何以明之。據漢未改秦曆之前迄至高后文帝。屢書後九月。是知故然。非律曆廢也云々。

此文を以考れば、漢の世曆法未だ定らざる間は、先秦の曆法を用て、十月を以歳首とせしゆへ、後の九月と書せしは閏月あるべき年なり。是亦秦の法にならひて閏を置事は、いつにても其年の終りに一ヶ月をあまして閏月とせし故、此時の閏は必九月に限るべし。其後武帝の時、御史、大夫鬼寛等詔して、夏の法を用て、年を改て大初と號て太初曆を作らる。是より今の正月を以歳首として、曆法によつて閏月を置る事なれば、餘りを歳の終りに取て、歳末を以閏月となす事は止められしなり。しかれば閏月は何れの月にも、閏何月と書すべき事なり。され共、件の歳末を以て閏月とせし時、閏九月と書せずして、後の九月と書たるの例に習て、以往も亦後の何月と書く事は、其曆法に拘らずして、古文の例を用る成べし。

我朝公文を考るに、國史並記録の書には、必閏何月と見へたり。又世々太政官符式は、詔書の類も多くは閏何月と有。所謂承和に鎮守將軍の倭仗を補すべき太政官符に、承和十四年閏三月二十五日。又官奏の文に、出羽國の官員を増加ふべき奏書云々。天長七年閏十二月廿六日、又承和八年の官符に、承和八年閏九月二日と云々。

是等の文、各閏何月と見へたり。近頃飛鳥井家より紫の懸緒執奏の後の免狀に、明和四年閏九月四日有。

明和四年任官の宣旨に、明和四年後九月四日、又同時の御宣案に、明和四年後九月四日 宣旨と云々。

是は正しく當時の公文なり。或人云、九月におゐては後の九月と書く事、若しくは漢書に、必九月に閏を置れし古文並みに倣ひて、後九月と書ならん。其餘は閏何月と有べきかと、去れ共、承和八年に閏九月とあれば、必しも九月に限れる事共見へず。今年や幸ひに正月に閏あり。此月又、勅使發遣して下向有。必しも文書を齎し給ふべし。猶其公文を窺ひ閲して、古今の書法を考へ定むべし。穴かしこ。

天明四年後正月十日

駿河臺陳夫

○本朝曆法沿革之事

抑本朝曆法の起原は、推古天皇の御時、百濟國僧觀勒始貢曆術云こと、三代實錄に見へたり。(日本紀不_レ見。)又政事要略曰。以_ニ小墾田朝十三年歲次甲子正月戊申朔。始用_ニ曆日_ニ云々。

按、此時百濟國僧觀勒、曆日のことを貢せしと云のみにて、測量曆法の事、且本朝にてその曆法を習學せし人等のこと不_レ詳。以來文武天皇の朝に至まで、曆日のこと所見なし。されば唯曆日をもちひられたることのみとみへたり。

^{四十一代}持純天皇四年十二月甲申。奉_レ勅始行_ニ元嘉曆與_ニ儀鳳曆_ニ云々。

是時より至_ニ廢帝天皇天平寶字七年_ニ其年間凡七十二ヶ年の間、此二曆の法を用ひられたるなり。元嘉曆は、宋文帝元嘉年中何承天作_ニ進之_ニ。儀鳳曆は、諸史傳に曆名不_レ詳。若しくは唐高宗儀鳳年中に、唐朝より傳來するものか。本朝にては二法ならべ用ひらるゝなり。

廢帝天皇天平寶字七年八月。停_ニ元嘉曆與_ニ儀鳳曆_ニ而用_ニ開元大衍曆_ニ。

是時より至_ニ清和天皇貞觀二年_ニ其年間凡九十八ヶ年なり。大衍曆は、唐玄宗開元年中詔_ニ僧一行_ニ令_レ作_レ之。本朝にては、

文德天皇齊衡三年有_ニ五紀曆之法_ニ。而與_ニ大衍曆_ニ併行也。

是時より至_二清和天皇貞觀二年_一、其間凡六ヶ年なり。五紀曆は、唐代宗詔_二郭獻之等_一令_レ作_レ之。本朝にては寶龜十一年に、遣唐使録事故從五位下行内藥正羽栗臣翼貢_{ツシム}寶應五紀曆_一と云へり。

清和天皇貞觀三年六月十六日。停_二大衍曆及五紀曆_一、用_二長慶宣明曆_一矣。

是時より至_二靈元天皇貞享元年_一、其年間凡八百有二十四年なり。〔割註〕二十四年一本二十三年とす。〔宣明曆は、唐穆宗の長慶年中詔_二徐昂_一令_レ作_レ之。本朝にては貞觀元年、渤海國大使馬孝慎新貢_二長慶宣明曆_一。大春日朝臣眞野麻呂試加_二覆勘_一。理當固然。仍以_二新曆_一比_二校大衍曆五紀曆等兩經_一。且察_二天文_一、且參_二時候_一。兩經術漸以_二纒疏_一。令朔節氣候既有_レ差云々。此奏によりて曆法改まりたるなり。

百十三代
靈元天皇貞享元年停_二長慶宣明曆_一、而用_二貞享曆_一。

是時より至_二桃園天皇寶曆四年_一、其年間凡七十一ヶ年なり。貞享曆は元の授時曆法と、明の大統曆法合せ考へて、本朝の算學者保井算哲作_二進之_一。元の授時曆、本朝へ間の仇_ヒありて渡來、故ありて明到なしと云へり。大統曆は明の高帝洪武年中詔_二元統_一造_レ之。

桃園天皇寶曆四年十一月停_二貞享曆_一、而用_二寶曆甲戌元曆_一矣。

是時より至_二今年寬政九年十一月_一、其年間凡四十四年なり。甲戌元曆者、靈元天皇の詔を蒙て、土御門陰陽頭安部泰邦卿、算學士等を會し集て作進あり。實本朝測量の術法なり。

百二十代
今上天皇寬政九年十一月、停_二寶曆甲戌元曆_一、而明年正月より新曆法の改曆頒行るゝの事公命あり。

今年より以往萬々年

改曆法のこと、元嘉曆、儀鳳曆に起て及_二今年_一凡六ヶ度なり。其曆法の名義は凡八ヶ數なり。今是を捷見せしめん爲に、左に其名目を注す。

持統天皇の朝四年十一月より

元嘉曆

二法兼用らる。

儀鳳曆

廢帝天皇の朝天平寶字七年八月より

—大衍曆

文德天皇の朝齊衡三年

—五紀曆 併せ用ひらる。但五紀曆の法は小に六ヶ年なり。

清和天皇の朝貞觀三年六月より

長慶宣命曆

靈元天皇の朝貞享元年

貞享曆

桃園天皇の朝寶曆四年十一月より

寶曆甲戌元曆

今上寬政九年十一月より

新曆法

以上

寬政九年十一月廿一日

○京師條路圖解 並坊保町之解

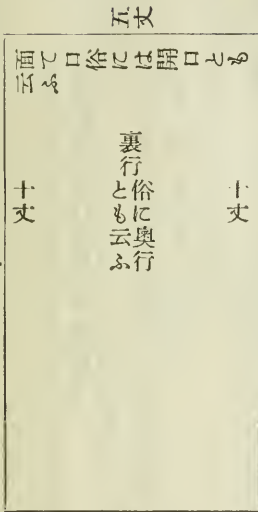
戶令曰。凡京每レ坊置レ長一人。四坊置レ令一人。掌檢ニ校戶口ニ督ニ察奸非ニ催ニ駢賦徭ニ云々。(坊令彈正式云條令也。)職員令曰。坊令十二人云々。(左京職之條下)、拾芥抄曰。凡一條之内有ニ四坊。一坊之内有ニ十六町。十六町之内有ニ四保。一町之内有ニ四行。一行之内有ニ八門。一戶至ニ長十丈弘五丈ニ云々。又

橘 嘉 樹

曰。凡計坊者左京起_レ西下_レ東。右京起_レ東下_レ西。計町者左京起_ニ西北_一下_レ南。右京起_ニ東北_一下_レ南。計行者左京西上東下。右京東上西下。計門者左京起_ニ西北_一下_レ南。右京起_ニ東北_一下_レ南。

按に、戸令置_ニ坊長一人_一と有は、四坊にては四人也。今云五人組と云ふ者のごとくなり。令は四坊に一人とあるは、乃一條に一人にて、其一條を預り支配するもの、今云名主と云ふものと同じ故、令と長と身からには高下あれども、其職とすることは同一なり。依て職員令に、坊令十二人と記して、其掌を註せずして、戸令の坊長の條に、共に其掌を記せられたるなり。且職員令に、坊令十二人とあれども、四坊に令一人として計れば、一條より九條までに九人、北邊二町へ一令を置ても漸十人なり。然して二人を剩すこと不_レ詳。「割註」北邊とは、一條大路より土御門大路までを云なり。」
拾芥抄の文に、則の事は悉く左の圖の下にも解せり。故に爰に注せず。

一 戸 圖



戸と云は市家一軒なり。是を一戸とも、又一家とも云ふ。其定の面て口五丈裏行十丈なり。是を計るには、西北より起て南を下にす。是乃本文に門を計るものは、西北に起て南を下にすると云へるなり。門とは一口と云と同一家一軒と云ふことなり。

一 町 四 行 圖

總て四十丈中道は丈の外なり

合二十丈

合二十丈

西より	西より	五丈	四十丈
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上

中路なり(此はゞは丈の外なり)

西より	西より	四十丈
同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上

合二十丈

總て四十丈中の道は丈の外なり

町と云は八戸を四行なり。夫を二行りづ、裏合せにして、四行の中央南北へ通ずる路あり。計るときは北を上にして南を下にするなり。一戸の面口五丈づゝにて八戸合て四十丈を南北の一町とし、裏行十丈づゝ四つ合て總計四十丈、是を東西の一町とす。但中央の路の幅は數の外なり。右の如くに町と云は、四十丈四方と定るなり。又云、行は西より計へ門は北より計るなり。

圖 保 一 町 四

合二町中の路は町の外の外なり

一町

一町

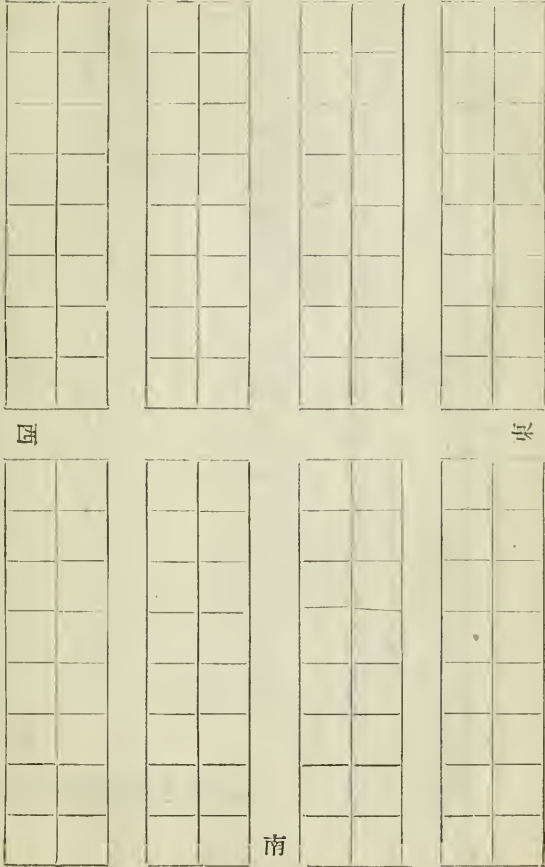
北

一町

三三三

南

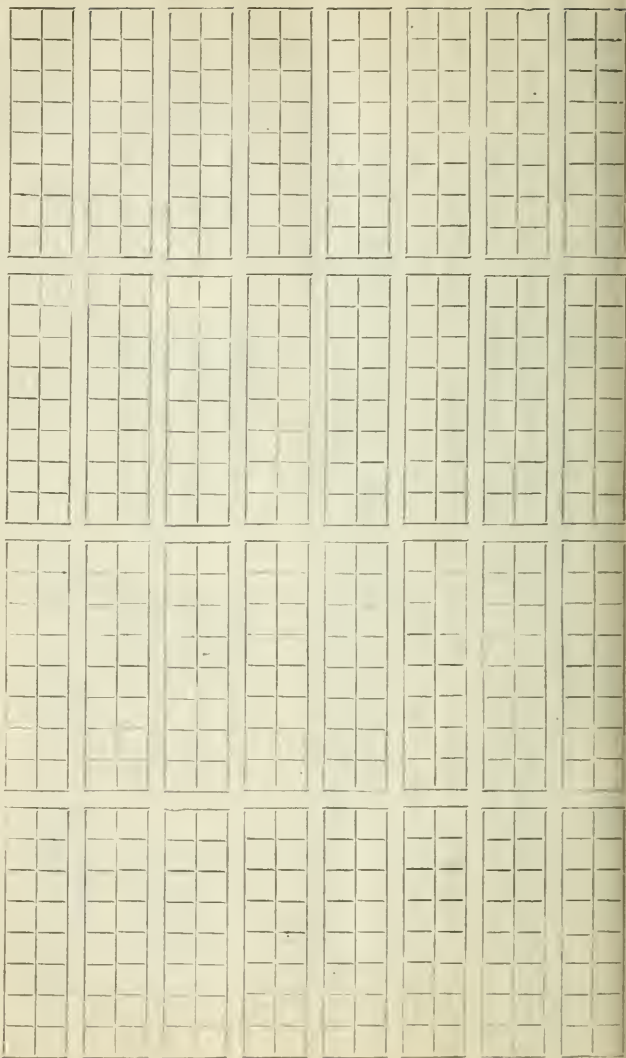
合二町但中の路は町の外の外なり



保と云は、一町を四つ合せて東西南北へ十字の路ありて、四目結の如なるを一保と云。
 但一町づつに其町の中央の路もあるなり。但十字にある路のはゞは丈數の外なり。
 右の如して南北二町物計二町四方なり。

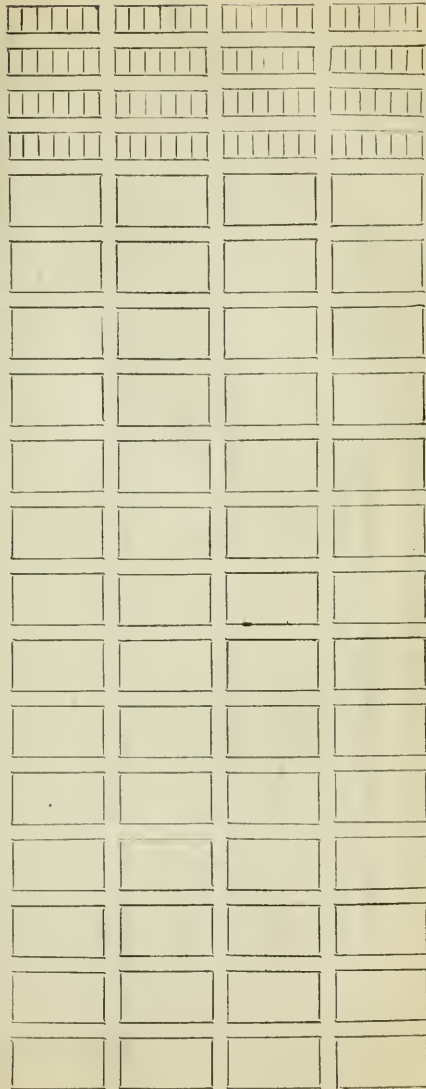
合二町但中の路は町の外の外なり

圖 坊 一 保 四



坊と云は、一保を四つ合せて十六目結の如なるを、東西南北に三通りづゝの路なり。
 但一町づゝの中央の路もある也。
 一町を四つづゝ折巡して、凡四町四方なり。是を四保一坊と云、十六町なり。
 又云、一坊に長一人ありて十六町を支配するなり。

四 坊 一 條 圖



此圖、細畫ゆへ如^レ右悉く町の略を引事を略す。掛て知べし。

條と云は、西より東へ坊を四つ合せたるを一條と云。乃ち行程十六町なり。南北は坊を合せざるゆへ、一坊の數のまゝにて行程四町なり。一條内の路東西へ三行、南北へ十五行あり。〔割註〕但此路はゞも各丈數の外なり。坊を計るには、西を上にして一坊、二坊、三坊、四坊と東を下もにするなり。此四坊に令一人あり。乃坊令と云なり。〔割註〕式には條令と云へり。四方は一條なる故なり。〔南北四行の中央

(二町二町)の間を坊門と云ふ。尤條毎に必ず坊門は中央の行にあるなり。
(但此圖に一條と書たるは、一條より二條三條と數るの一條にはあらず。唯條一箇と云ことにて、一

保一坊の一と同きなり。」

右圖は左京(東京なり。)を以圖し解す。右京(西の京なり。)是に准じて知べし。又條のことも三條を以て圖す。〔割註〕二條より三條まで四條の條を三條と云。〔但し一條より二條までの條には、宮城あるゆへ、四坊を合せたる圖を畫しがたし。故に三條をもちゆるなり。〕

宮城の外一條より九條までの間の差別、其大低を左註す。(但是も左京を云なり。勿論右京は左京に准じ知べし。)

京師の縦は、北一條より南九條まで三十八町、横は中央朱雀より東の京極まで十六町、又西の京極まで十六町、合て三十二町なり。此内上の方に宮城あり。北は一條北邊より南二條の通りまで凡十町なり。又東西は東大宮より西大宮まで凡八町なり。宮城四方に十門、〔割註〕上東上西二門を加て、凡十四門なり。其門々は

南は 皇嘉門(西方なり) 朱雀門(正中なり) 美福門(東方なり)

東は 郁芳門(南方なり) 待賢門(南より第二) 陽明門(南より第三) 上東門(北方)

西は 談天門(南方なり) 藻壁門(南方より第二) 殷富門(南より第三) 上西門(北方)

北は 安嘉門(西方なり) 偉鑿門(正中なり) 達智門(東方なり)

此諸門の中に百官百司の官衙ありて、其内に宮門あり。閣門あり。閣門より内は諸殿樓閣也。

〔割註〕但閣門の内にある官舎もあり。又十二門の外にある官舎もありて、各其掌りによるなり。悉くは宮城指圖にあり。(拾芥抄にも其大抵の圖あり。)

北より南までの縦の行三十八町の内、

一條北大路より土御門大路まで二町、是を北邊と云。〔割註〕西は大宮大路より東は京極大路までなり。凡十二町なり。〕

土御門大路より中御門大路まで四町、是を一條と云。(右に同じ)

中御門大路より二條大路まで 四町、是を二條と云。(右に同じ)

二條大路より三條大路まで 四町、是を三條と云。〔割註〕西は朱雀大路より東は京極大路迄凡十六

町也。」

以下四條、〔割註〕三條大路より四條大路まで、五條、六條、七條、八條、九條、〔割註〕各々上の大路より當大路までなり。」まで、各四町づゝにて廿四町なり。〔割註〕西より東までのことは、上の條の如くな

り。西は中央朱雀より東は京極まで横の行十六町の内、

朱雀門大路より大宮大路まで 四町、是を一坊と云。

大宮大路より西洞院大路まで 四町、是を二坊と云。

西洞院大路より東洞院大路まで四町、是を三坊と云。

東洞院大路より京極大路まで 四町、是を四坊と云。

但一條の上北邊の上の大路より二條大路まで、十町の間の一坊にあたるの處は宮城となるゆへ、此十町の間は二坊にあたる處を一坊として、夫より二坊、三坊と計て其三坊にて止るなり、

土御門より中御門まで四町の中央の通り(南二町、北二町)の間を近衛通と云。〔割註〕是乃陽明門の通り

にて一條の坊門と云ふ。」中御門より二條まで四町の中央の通り(南二町、北二町)の間を大炊御門通と

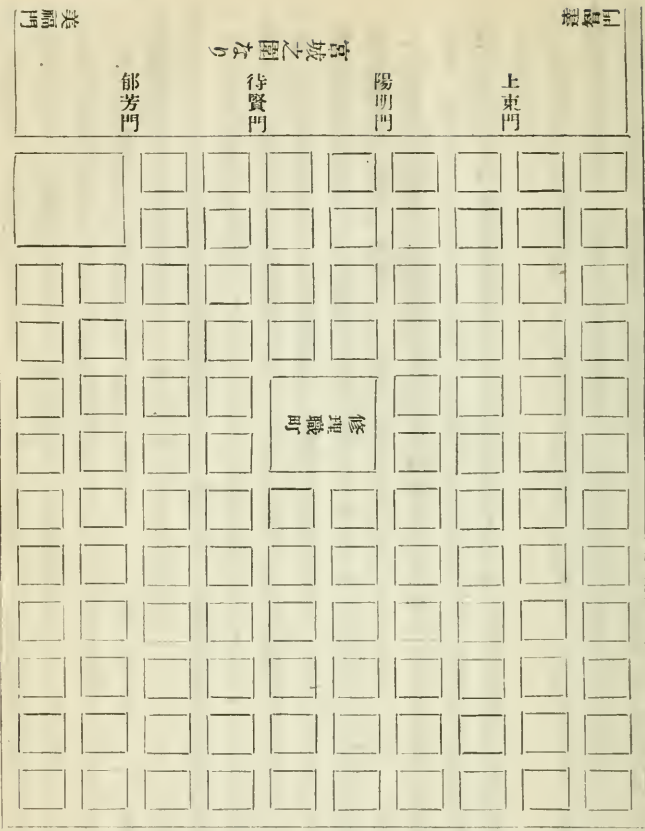
云。〔割註〕是乃待賢門通りにて、二條の坊門通りといふ是なり。」以下二條大路より九條大路までの間、

各の條四町中央の通り(南二町、北二町)の間を皆坊門と云。〔割註〕二條大路より二町下の通り三條大路

より二町上の通を三條坊門と云なり。以下ことごとく倣之。」條と云は上に圖するがごとく、行程南北へ

四町、東西へ二十六町の間を、或は一條、或は二條といふ。これすなはち四坊づつを合せたるにて、は

ゞ四町に長さ十六町なり。いまは當條の下の通りの大路を斥て、二條通り、三條通りといへり。よつて



- 一條大路弘サ十丈
- 正親町小路弘サ四丈
- 土御門大路弘サ十丈
- 鷹司小路弘サ四丈
- 近衛大路弘サ十丈
- 勘解由小路弘サ四丈
- 中御門大路弘サ十丈
- 春日小路弘サ四丈
- 大炊御門大路弘サ十丈
- 冷泉小路弘サ四丈
- 二條大路弘サ十丈

その地名を云ふには、二條上る町、下る町と云へり。これも本義を以て稱せしには、二條上ると云は、二條大路より一條大路にあたる中御門の通りへ行程を云ふべく、又二條下ると云ふは、二條大路より三條大路へ行程を云ふべし。今の稱するがごときは、其大路を餘路と誤れるより、其正しき地名をも共にあやまれるなり。因て京師舊圖と拾芥抄等を考るに、一條大路と云へるは、宮城の北のかぎりにて、乃ち北邊と稱するところ二町あり。その二町の北を大路幅十丈のことなり。故に眞實に一條大路と云ふべきところをば、中御門通りの大路と稱せり。幅十丈、二條大路より南（下の方也）の方は九條まで四町四町にさだまりて、むつかしきことなけれども、北邊の上の大路より二條大路までの間、十町の名目のわりつけは、右のごとく甚だまぎらはしきゆへ、私に拾芥抄に圖したる左京分九條の指圖をうつして、その圖へいま案を折衷して、條路と坊の名義を分分するなり。

但拾芥抄又舊圖にも、北邊より一條二條へかけて十町の間には、坊門の名目を脱せり。依て新に坊門の名目を加へ筆す。然して、二條大路より下の坊門を付るには、一坊、二坊、三坊、四坊となり、しかれども、北邊より二條大路までの十町の間は、其一坊にあたる所は、宮城の圍中に一二坊にあたる所を一坊として、それより二坊、三坊とわりつけたるゆへ、四坊といふ名目はなきなり。是こと上にも筆したれども、舊圖にもれたることゆへ、見る人、うたがひあらんことを恐れて、爰に其ことを云ものなり。

右の圖を以て大略を知るべし。一條より九條までの四町々々の末の大路を、當條の大路といふことは、九條大路と云ふは、九條の行外れを云ふにて明なり。しかるに、一條大路と云べきは、北邊下の大路より又四町下の大路と云べきは、宮城待賢門の通りにて、中御門通りと稱する故、一條大路と稱せざるなり。夫ゆへ、二條大路以南の割つけの名目とは參差ありて同じからざるゆへ、甚紛はしく通解しがたきにて、今新に圖を作て是を見安からしむるなり。

北邊と云は二町、〔割註〕北の限りを上として土御門大路までなり。」

一條と云は四町、〔割註〕土御門大路を上として中御門大路までなり。」

二條と云は四町、〔割註〕中御門大路を上として二條大路までなり。」

三條と云は四町、〔割註〕二條大路を上として三條大路までなり。」

以下四條、五條、六條、七條、八條、九條まで皆同く四町づゝにて、九條大路を止りとするなり。推て知べし。

右條路のことは、拾芥抄卷の四京城指圖の條に見へたると、並東涯先生の制度通にも考へありと云へども、甚だ六ヶしき割つけにて、紛らはしく解しがたきを以て、今新に件二書に據て、老邁が思へるまゝを注するなり。されども、他人は又其意を得がたきこと多かるべし。猶又後案を欲するものなり。穴賢。

右者東鑑に保の稱ありて會坐其名目を苦む。仍て戶令と拾芥抄に牽合して、件の解を筆せしことあり。然れども、蒙々として明據することなかりしまゝ、今又舊京圖を求合せて、過分の僻案を贅筆するなり。會雖レ不レ得ニ精考。苟且に誌しをくなり。穴賢。佗見を禁すべし。

天明四年八月六日

橋 嘉 樹

此一草冊、京師にて此春丙丁兒に奪去らる。仍幸に水谷敬典子の許に草稿のうつせるあるを求て、連々に舊案を修補するものなり。

天明八年十一月廿一日

老 邁 嘉 樹

○死地觸穢ある事 附言葬家跡祓の難

或問、人死するの地に穢ありや。且た其穢にかぎりたるや如何と、答曰、人死たる地の穢のこと、舊文其と斥たるのことは所見なしと云へども、法曹至要抄、又拾芥抄等を考るに、三十日の穢あるべし。神

祇式云。凡觸穢惡事。可忌者人死三十日。〔割註〕自葬日始計。產七日。六畜死五日。產〔割註〕六畜の産なり。三日。又云。改葬及四月以上傷體並三十日。說者曰。死人雖爲五體不具。胎以下腹以上相連者忌三十日。式又云。全燒一身灰尙可爲三十日穢云々。新儀式云。葬夜請僧敷隨身座。從事者。皆忌三十日。と見へたり。

具に考ふるに、當時の服暇を以て論を設るに、假令ば二十日の暇、九十日の服ある人、其身の暇は二十日にて、〔割註〕暇とは東武にては忌みと云へり。正しき唱は暇と云ふが本義なり。服は九十日たり共、其死たる人の居地に住するときは猶穢あるなり。又七日の暇、二十日の暇ある人も、その死地に居住すれば、服暇ともにかぎり除けりと云へども、なを穢惡の人たるなり。是服暇と云ふは、服は死者の因みによつて、甲乙の日數を服するなり。いはんや、暇は死者の爲めにつゝしみて供養を營むべきために設け居するの暇日なり。〔割註〕東武にて是を忌と云ふことは、暇の限りは他の人へ會することを忌み憚ることにて忌と云ふなり。去れば、死者によりての名目たりといへども、穢と暇と服とは、各其忌義別なることを考へ別つべきことなり。且穢には甲乙丙丁等のこと、論は法曹至要抄、拾芥抄等にも備ざるなり。考へ辨ふべし。

以上

這一冊は或人の問へるによて、忽卒に筆し答るなり。穴かしこ。

寛政十二年七月七日

老 樹 漫 筆

○追加放言漫筆

今の俗習、死者を葬送するの家は、戸毎に跡被ひと稱して、賣僧山伏の如きものをやとひて、其居宅を禳ひ清むることあり。この事流俗の所爲なれば、いまさらに論じ評することも及助なるに似たれども、不敬とやいはん。不義とや云ん。子弟たるものゝ本意ならざることなり。孝子の本義は、君父師等

の家のほとりには廬すること三年など云ひて、死者を追慕するの至誠本懐なることにあらずや。しかるに、葬家輻車ハツチヤを送るや否や。卒爾として、賣僧山伏の如きを誘引入れて、家宅を讓ひ清むるの事義、暫時をうつさざる流例たり。不義不信の甚き、豈此外にあらんや。抑死者の穢たるや、舊式の定制ありて、假初ならざる期日あり。如何ぞ、賣僧山伏の如きが數珠をもみ諷經を誦すればとて、さだまりたる期を切約してきよきにいたることあらんや。葬家の子弟たるもの、つゝしんで君親等の追孝をいとなみ、謹慎して觸穢を憚り居すべきことなるに、右様の所業、今更筆するさへ毛足するに及べり。經を誦し數珠をすりて、死地たる居宅の清淨地となるにいたらば、舊式の制定ある觸穢をば、跡被にてきよむるにいたれるの愚昧なる形状なれば、産家の觸穢はもちろん、火災の不淨、六畜等の死穢にいたりては、まことに諺に云ふ許魯が味噌とやらんにて、馬の耳にその風なるべし。抱腹の一笑恐るべし云々。

兩三日冷風來て蚊も少なるまゝ、燈下におゐて此漫言を快く筆する者、文月廿七日の夜。

老 邁 漫 夫

○丙午丁未之災

吹劍錄曰。丙午丁未年。中國遇之必災。近衛士上ニ丙午丁未龜鑑ニ謂。自秦昭襄五十二年迄五代ニ凡二十一次。某年皆不靖。文豹意者丙午丁未在天之中。丙丁屬火。皆在午位云々。

吹劍錄は、宋の俞文豹が隨筆の書なり。近衛士と云へるは、文豹が郷里に近きところに居せる書生なるべし。名を稱せざるは、左のみ學者と云ふほどの人にもあらざる人と見へたり。丙午丁未の龜鑑とは、秦昭襄王より以來の丙午丁未の年記を推しかんがへて、其年々災厄のありしことを記して上書せしことなり。昭襄王より五代の末、宋へうつるまでのあいだは凡そ千二百五十年にをよべり。此間の世變は二十一次なり。所謂秦、前漢、後漢、魏、西晉、東晉、劉宋、南齊、梁陳、後魏、(東西)、後梁、北齊、後周、隋、唐、梁唐、晋、漢、周なり。此世々丙午丁未にあたる年序をかんがへて、各

以下五代なり

靖かならざることを擧たるなり。龜鑑とは猶豫を決する意にて、物のうたがはしきことなく慥なる書といふことなり。然して、文豹が意へるにも、丙午丁未は天位の中にありて、陽の盛なる支干なり。いはんや、丙も丁もをの／＼火に屬して、ともに南方の午位にあれば、支と云ひ、干と云ひ、極陽の窮まれるものにて、ものきはまれば必ず變ずるの義なれば、某々の年に當てわざはひのあるも、また天數なりとのことなり。此こと、五雜俎に、百六會陽九の厄と云ことを論じて云へる、吹劍錄にのす丙午丁未の年中國遇之必有災。しかれども、また不盡。然云へるは文豹が必災ありと云へるせつをくだきしに似たるとも、これは百六會陽九厄のことをうたがひやぶるの序に出しものにて、丙午丁未のわざはひのことは盡く然らずと云へば、しひて當らざると云ふにもあらず。(割註)百六會陽九のことは、また別に考あり。合せ見るべし。又搜神記を考れば、于寶云五月丙午日の中するとき、陽燧を鑄爲て火を取るべしと云へり。これを五月は午の月にて、日の中するは午時なり。これ極陽の時なり。又上に云ふ百六陽九の厄に、陽は火にして九七五三の數を以て災ありと云へば、これもまた陽氣のさかんなるにて、物きはまりて變災あるの義なり。易にいふ亢龍の悔なかるべけんや。人そのこれを慮て、丙午丁未の年にあたらば、恐れ慎て其災を免るゝの意あるべきものか。

天明六年丙午の干支なり。因て是を注す。

八月二日

大判事 橋 嘉 樹

蒼梧隨筆卷之七、八

○徳日之事

抑徳日と云事は、陰陽家日時の勘文に稱するの名目にて、其實は生年の衰日なり。凡そ奏上するの事義に、言葉の善らぬは轉回して名目を憚る事多し。假令ば有卦無卦と云事も、有卦は子細なし、無卦と云ふに至つては、無の字を憚り忌て、却て又有卦と稱し、五歳の童女の髪（たがひ）の末を少し許そへ截る事を深會幾と稱す。是其實は少く截事なれば淺殺と云べきを、淺字を深字に轉じ、殺と云字の善らぬを會幾、〔割註〕又木とも書なり、又梨實の事をも、奈支と云訓の無の訓を嫌ふをもつて、有の實と云の類なり。此衰日の繰やうは、其本簾中抄に出て、拾芥抄八卦の部にも註あり。又同書の中に、生年衰日と表出して、子午生（丑未）、丑未生（子午）、寅申生（己亥）、卯酉生（辰戌）、辰戌生（卯酉）、己亥生（寅申）、假令子年子時誕生人、子日子時針灸忌之推可レ知。又和氣嗣成朝臣云、子午生人以丑未爲衰日之説所レ用也。奥書説不レ用也とあり。〔割註〕爰に奥書とあるは、縱令子日子時云々とあるの事なるべし。然して、今陰陽家より 主上、仙洞、中宮等の御所々々へ奏上し、並に武家へも大樹公、亞相卿、御臺御方へ考へを上せらるゝ年々の御徳日は、簾中抄、拾芥抄等の八卦の部に抄出ある日月計羅木火水金土の九曜を配合するの繰なり。乃其くりやう左の如くなり。（○印簾中抄無之）

一	八	十六	廿四	卅二	四十	四十一	四十八
五十六	六十四	七十二	八十	八十一	八十八	九十六	百〇四
百十二							
二	九	十七	廿五	卅三	四十二	四十九	五十七

此數にあたる歳の人は、申酉を以て徳日とす。

六十五 七十三 八十二 八十九 九十七 百五 百十三

右の數にあたる歳の人は、卯酉を以て徳日とす。

三 十 十八 廿六 三十四 四十三 五十 五十八

六十六 七十四 八十三 九十 九十八 百六 百十四

右の數にあたる歳の人は、子午を以て徳日とす。

四 十一 十九 廿七 卅五 四十四 五十一 五十九

六十七 七十五 八十四 九十一 九十九 百七 百十五

右の數にあたる歳の人は、辰戌を以て徳日とす。

五 十二 二十 廿八 卅六 四十五 五十二 六十

六十八 七十六 八十五 九十二 百 百八

右の數にあたる歳の人は、丑未を以て徳日とす。

六 十三 廿一 廿九 卅七 四十六 五十三 六十一

六十九 七十七 八十六 九十三 百一 百九 百十七

右の數にあたる歳の人は、丑未を以て徳日とす。

七 十四 廿二 三十 卅八 四十七 五十四 六十二

七十 七十八 八十七 九十四 百二 百十

右の數にあたる歳の人は、卯酉を以て徳日とす。

十五 廿三 卅一 卅九 五十五 六十三 七十一 七十九

九十五 百三 百十一 百十九

右の數にあたる年の人は、辰戌の日を以て徳日とす。

右一二三より百十九までの數は、一歳二歳と云ふ生年の數なり。百二十歳より上は、始の一歳の處へ戻りて數るなり。

以上所見を以て記注し、且假初めに其くりやうの圖を寫して捷見とするものなり。妄味不慮の筆記、聊他見を憚るなり。穴賢。

寛政十一年十一月廿六日

老 邁 の 田 夫

○八講會之事

本朝八講會の起原は、人登五十代桓武天皇延暦十五年に石淵寺の勅操始て修行す。其義法華經八卷を朝夕二坐に分つて講ず。四ヶ日にして講功終るなり。

一説云、法華經は本七卷なり。勅操卷を分つて八軸として、朝夕二坐に其講を終ると云へり。此説は非なり。臥雲が夢語錄に云、切利天請ニ釋慧明。分ニ法華于八軸ニ開講すと云々。然れば、勅操七卷を八軸とするに非ず。況や羅什が譯せし妙法蓮華經八卷と云時は、中國既に八卷の去華經あるにて、勅操が分たざる國分明なり。

抑勅操が八講會を開きし所以は、始操大安寺に居れり。「割註」大安寺は七大寺の中にて大和の國にあり。當時隣の房に榮好と云僧ありて、常に操と睦じき同舉のものなりしに、榮好は母を養育し、寺門の外に母の居所を室しむらひ禮て、小童一人を屬て養育せり。是は寺中婦女を禁ずるによて、老母と云へども同く居を構る事能はざる故也。然るに、榮好俄に死亡せり。勅操其母の歎き悲まん事を慮り、榮好が孝志を助け達せんと思ひ、密に件の童に言を懇に申合て、好が死したる事を母に隠しつゝみ、其遺骸をば夜陰に葬りを營みて、法義によて他の寺門へ移り轉居せしと欺り、朝夕の營みは、現在の時の如くに童をもて養育懈らざりき。然るに、或時件の童、寺中賓客の饗宴に侍して、思ひはからず酒に酩酊して、好が

母への養を懈り遲滞せり。母食料の遲きことを責り問ふとき、童白するに好が死亡によて、實には營み意に任せざる事と語れり。老母此事を聞て、頓に絶倒して敢なくも命終れり。勅操深く此事を憐みて悔み痛めども甲斐なし。依て寺門同行の僧八人を催して、朝夕二坐に定て日數四箇日にして八卷を講談し畢れり。全く榮好が亡母の菩提追善の大法會なりき。時は延暦十五年なり。是よりして八講の大法會は起原りとかや。爾事十講、三十講と云事も、此八講會に本ける事なりとかや。〔割註〕十講は法華八卷に無量義經一卷、普賢經一卷を加へて十講とせり。三十講は廿八品に開結の二卷を加へて三十講となせるとかや承りぬ。」

以上のことは、元亨釋書卷之二石淵寺勅操が傳に詳なり。委細のことは、瑞嚴比丘智達が便蒙解に悉く釋せり。

右八講の事は其起原を云へるなり。其後御八講を修せられしは、〔割註〕禁中八講會は御八講と稱するなり。〔村上天皇の天曆年月。〕〔割註〕年月と計なり。本のまゝに記す。〔於弘徽殿。爲先母公被修八講。有堂具。講師十人賜法服。〔鈍色〕、聽衆廿人梵音錫杖。〔衣皆鈍色〕、五卷日殿上人持御捧物。立三王御前。藏人荷薪若菜籠。有御製倭歌。六位不進捧物。〔割註〕今在法華寺御八講具是也。〕以上見西宮記臨時篇。〔割註〕西宮記脫漏誤字最多、故に文義不詳事過半なり。後日以好本可正之なり。〕爾來禁中にて御八講を修せらるゝ度は、四箇の大寺より是を修行す。所謂南都東大寺、同興福寺、近江の延暦寺(比叡山なり)、同園城寺(三井寺なり)。

按に、八講會の式は、法中の大會にて、其次第嚴重の義なり。法義を辨へざる俗生の筆力に及びなき事なり。然して、往々聞傳へたる趣を聊短筆に注して、其大抵を覺悟するの便とするのみ。

八講會と云は、法華經八卷を朝夕二坐に一卷づゝ講じて、第四ヶ日に於て結願す。其講ずるの事一卷を

悉く講するにあらず。其要文肝文を取て問答講解する事なり。問ふものは問者と云、其問者の問ひに答るは講師なり。然して、講師の解論白地に通解せざれば、推返して問ひ責る。于レ時講師屈理閉口すれば、判者出て是を捌き分る事なり。講師と云ありて、最初に法華經を讀上るなり。是等の外御導師あり。聽衆の僧あり。尤探題の僧、威儀師、從儀師等役名繁多にて、覺悟せざる事過半なる故に不レ注レ之。穴賢。

寛政七年五月十八日筆

橘 嘉 樹

加賀の國より産出する布を八講布と云ふは、古へ八講會を修行ありしときに、其僧徒へ布施に引れたる故に其名目ありと云へり。假令正月賭弓に佐渡布を祿に賜るの類にて、大藏省の官物なり。今の世八講の事は、禁中にて御修行なしと云へども、其布の名目は残れり。是亦古きを考るの一端なり。

寛政七年五月十八日注す

老邁 嘉 樹 漫筆

○代與レ世之差別

神皇正統記曰、第十四代、第十四世、仲哀天皇は日本武尊第二の子、景行の御孫なり。御母は兩道入姫、垂仁の女なり。大祖神武より第十二代景行までは、世のまゝに繼體し給ふ。日本武尊世を早くし給ひ、此天皇を太子としてゆづりまし／＼しより、代と世とははれるはじめなり。是よりは世を本とし奉るべきなり。(注に云)、代と世と常の義差別なし。しかれども、おほよその紹運とまことの繼體とを分別せんために書分けたり。但し字書にも、其いはれなきにもあらず。代は更の義なり。世は周禮の注に、父死して子立を世と云とあり云々。

又云、第十六代、十五世、應神天皇は仲哀第四の子、御母は神功皇后なり云々。(割註レ嘉樹案に、爰に字書とあるは、玉篇也。所謂世は相繼也。代は更也云々。)

此次より後村上までの間の紀あまたあり。今是を略す。

又云、第九十六代、第五十世の天皇(號後村上)、諱は義良、後醍醐天皇第七の御子、御母は准后藤原の廉子云々。

按に、神皇正統記は、此御代までにて筆を止め給へり。此後後土御門の朝に小槻宿禰續正統記を撰集して、九十六代光嚴院より第五代後土御門院に及までを記せり。然れども、後醍醐の天皇より朝廷南北に別れ給ひて、皇統もさまざまに替り給へば、惟代の統を數へ奉るのみにして、其まことの世數をばかぞへがたし。是にて、小槻の宿禰も前編に習ひて編集すといへども、たゞその紹運の次第を記するのみにして、世の數は闕如するに及べり。爰におゐて、(嘉樹)僻案を加えて、何れの御代にても、其皇統の別れはじめ給へる所の御祖を本として、夫より何世と數へ奉る也。今新に其書例をなす事覺束なきの恐れあれども、毎事代と世との事を尋る人の爲にするのみ。努々同志の外なる人へ示し悟すの義に非ず。則左に是を圖す。

當今は神武帝より百廿代に當り給へり。其紹運は史籍に掲焉として、今更凡卑の筆端にも及ざる事なり。然して御世數を申奉るには、神武天皇より百十四代東山院より第七代第四世と申奉るべし。百十九代後桃園院繼體の皇子在さるに於て、當今御踐祚のよしなり。實は東山院の御曾孫にて、閑院典仁親王第六の御子也。御母は中御門の皇女壽宮にておはしますなり。然れども、皇統繼體ましますに於て、後桃園院の女御盛化門崩御の度は、一年の諒闇に定められたる事也。其御略左のごとし。

百十四代
●東山院

當仙洞御所
— 緋宮智子

— 中御門院 慶仁
●櫻町院 遐仁
●桃園院 遐仁

東山院御子
直仁親王

閑院宮

中御門院皇女
典仁親王
直仁子

當今



當今



百十八代

●仙洞御所

智子

緋宮なり

女帝

百十九代

●後桃園院

英仁

女御綸子

號盛化門院
近衛内前公女

百廿代

●當

今

兼仁
閑院典仁親王第六御子

後桃園院白妾ナリ

女一宮

右御系脈を以て、其名目を分る事左の如し。

東山院(百十四代)

中御門院(百十五代)

櫻町院(百十六代)

桃園院(百十七代)

仙洞御所(百十八代)

後桃園院(百十九代)

當今(百廿代)

以上七代なり

御繼體を以て稱するときは

東山院 中御門院は御名目無レ之。

櫻町院 御高祖父なり。 大女院（青綺門院舎子）は御高祖母なり。

桃園院は御曾祖父なり。 女院（恭禮門院高子）は御曾祖母なり。

仙洞御所は御祖母なり。

後桃園院は御父なり。 新女院（盛化門院綸子）は御母なり。

御實系閑院宮之御分脈を以て云ふときは

中御門院は御從祖々父なり。

櫻町院は御從祖父なり。 大女院は從祖母なり。

籌宮は御母なり。〔割註〕但し分脈にては御從祖姑なれども、典仁親王の御室となり給ふによて御母とな

り給ふなり。〕

桃園院は御從祖兄なり。 女院は從祖兄婦なり。

仙洞御所は御從祖姉なり。

後桃園院は御再從姪なり。 盛化門院は再從姪婦なり。

御實系之御母黨にては、（御母籌宮御方なり。）

東山院は御外曾祖父なり。

中御門院は御外祖父なり。

櫻町院は御外舅なり。 大女院は御外舅女なり。

桃園院は御外從母弟なり。 女院は御外從母弟婦なり。

仙洞御所は御外從母妹なり。

後桃園院は御外從姪なり。 盛化門院は御外從姪婦なり。

女一宮は御外從姪孫女なり。

以下僻案を以て御系脈を配當するなり。恐らくは謬訛あるべし。猶 皇家の御依制によるべきなれば、凡卑の嘉樹が如き知るべき事にはあらず。然れども、御實系の條に注せし名目は、東涯先生の釋親考、春臺先生の親族正名に、爾雅、會典等、其外書典に據て、考へ注せられしものを撮て附會せしなり。附會の齟齬は覺束なし。名義と和訓とは、二先生に従ふなれば、強て失意する事はあるまじきや、猶考へ分ちて、批評改正あらん事を欲するなり。依て其二書の引文を左に註す。

從祖祖父

釋親考云。父之世父叔父爲ニ從祖々父ニ云々。
親族正名曰。爾雅云、(右に同じ)、於保遠知なり。

從祖父

釋親考云。父之從父昆弟爲ニ從祖父ニ云々。
親族正名曰。爾雅云々、(右の文と同じ)、伊登古遠知なり。

從祖母

釋親考云。父之昆弟之妻爲ニ從祖母ニ云々。
親族正名曰。從祖父の妻を從祖母に云ことなり。
伊登古於知與女。

從祖兄

釋親考云。從祖父子相謂爲ニ從祖昆弟。(衍義補之文にて補ふ)、
親族正名曰。爾雅に文なし、是從祖々父の孫從祖父の子なり。是を從祖兄弟と云。末多伊登古なり。
又不多伊登古とも云、不多も末多も俱に再なり。

從祖姉

釋親考云。父之從祖姉妹爲ニ族祖姑。(長胤曰。族祖姑之祖可レ削)。會典文族姑云々とあり。
親族正名曰。前文の如し、末多伊登古なり。又不多伊登古女とも云。

再從姪

親族正名曰。再從姪。末多伊登古知加比。

釋親考云。不_レ見。但再從兄弟を從祖昆弟とす。再從兄弟の子を三從昆弟とす。會典に云、族兄弟及族姉妹、謂三從兄弟姉妹同高祖者云々。

外曾祖父

親族正名曰。爾雅云。母之王考 爲_ニ外曾王_一。父母之王妣爲_ニ外曾王母_一曰_ニ異姓_一故曰_レ外云々。波々加多乃比於保知。

釋親考に、波々加多乃比々知伊。

舅

釋親考云。母之昆弟爲_レ舅。爾雅、

親族正名曰、爾雅云、母之昆弟爲_レ舅。母之姉妹爲_ニ從母_一。波々加多乃遠知なり。

舅 母

釋親考云。丘氏云。母之昆弟爲_レ舅。其妻爲_ニ舅母_一。俗爲_ニ波々加多乃遠知與女_一。

從 母 弟

釋親考云。從母男子爲_ニ從母兄弟_一。爾雅、親族正名曰。爾雅從母男子爲_ニ從母昆弟_一。

波々加多乃伊登古。

從 母 弟 婦

爾雅云々上の如し。婦は與女なり。波々加多乃伊登古與女なり。

釋親考云。從母女子子爲_ニ從母姉妹_一。爾雅、

從 母 妹

親族正名曰。爾雅云。後母之女子子爲_ニ從母姉妹_一。

波々加多乃伊登古女。

外 從 姪

釋親考、親族正名、共に外族は從母兄弟姉妹に止て、名目なし。然れども、今御母黨の從姪の系脈の名目を擧て、外の字を冠らしめて、其御母黨を明にするなり。
私考、釋親考續編云、從姪は伊登古遠伊にて、伊登古之子なりと釋あり。又堂姪堂姪女と云事、明律亦禮儀節等にありと云々。

外從姪婦 同前婦は與免なり。是亦私に考附く。

外從姪孫女 義前に同じ、從姪孫女を伊登古末姑免と云の訓は、是亦釋親考續編にあり。

以上の釋文は、御實系御分脈の名目の次第を以て注するなり。凡て十五ヶ條なり。

以 上

天明八年七月十九日

追 考

橘 嘉 樹

右皇統の代と世との事は、神皇正統記に據て記する所なり。然して、件の代世の差別は、皇統のみの事にも限るべからず。凡人と云へども、其義は同じ謂なり。因て其類例を考るに、皇統と等く人々眼を屬して知覺べきものは、大樹公の御統系なり。其餘は國郡の主たる人と云へども、其家々の從者等までは知るべし。推て大方に及す事に非ず。故に今爰に大樹公の代と世の事を注して、猶其義を詳にす。假令大樹吉宗公は、神祖より第八代第四世なり。並に當大樹公は、是亦神祖より第十一代第七世なり。其御略系を左に圖す。

並紀伊國殿御家系、又一橋殿御家系も附出す。

●●● 大神君 家康公

代二 ● 秀忠公 台徳院殿
代三 ● 家光公 大猷院殿

一紀 ● 頼宣卿 紀伊大納言
家康公十一男にて
紀伊家の祖なり
二紀 光貞卿 紀伊大納言
三紀 綱教卿 紀伊大納言
吉宗朝臣 主税頭

四紀 ● 頼職卿 紀伊大納言
五紀 吉宗卿

代四 ● 家綱公 嚴有院殿
代五 ● 綱吉公 常憲院殿

代六 ● 家宣公 文昭院殿
代七 ● 家繼公 有章院殿

代八 ● 吉宗公 有徳院殿
代九 ● 家重公 惇信院殿

一橋 ● 宗尹卿 刑部卿
二橋 治濟卿 民部卿
□ 當大樹

代十
● 家 治 公
俊明院殿

代十
● 家 齊 公

右の系にて御分脈を考へ知るべし。●印は御世統なり。紀印は紀伊家の統なり。橋印は一ツ橋の統なり。

又云、吉宗公は、紀伊家にて頼宣卿より五代神君よりは六世なり。當大樹公は吉宗公よりは四代四世なり。

以上止

跋言

右代世の差別、或人の求に應じて、神皇正統記の趣を以て書して以答ふ。並に近代皇統の紹運を抄出して、近きを取て古を覺すなり。事の序、當大樹の御略系を注して、是も亦代世の事を詳に示すの一助となすなり。其條々尤探索して記するなれば、午ば其妄あらん事を恐るゝなり。穴賢。

天明八年七月十八日

橋 嘉 樹

○皇統授受圖の中、差謬に疑ひある條々を左に記す。

某帝の元年は、即位の年を除き、翌年を元年とするは一年にして二帝あることを嫌ふによりて、其年を以て先帝治世の終の數に加え、翌年より新帝の治世を算ふる也。

某帝により即位の禮なきもあり、又は二年、三年、或は十年餘も後れて即位の禮あるもあり。其れは踐祚の年の翌年を元年と立つるなり。又近世上皇の如き、踐祚の翌年に即位ありて、又其翌年に改元あり。是も亦踐祚の翌年を以て帝の元年とするなり。

此事は通鑑に見へたるよし、改元考に記されたり。踰年改元と云ふ定例なり。

先帝の舊年號を用ひらるゝ事間々あり。又上皇の如きは、即位の次の年に改元ある故に、改元治世の元年に一年後れたり。去れども、一年舊號を用ひらるゝを定めとす。或は即位の翌日改元あるもあり。一ヶ月二ヶ月後に改元あるもあり。同く此類は踐祚の年を除きて、新帝の元年とするなり。(九十八崇神帝も如レ此。百四後土御門帝も如レ此。)

一文武帝大寶を以て、我朝年號の濫觴として、以後帝系の授受の年期と、改元の支干を正し、前條の制を定めて其差謬あるものを左に出すなり。

廢

帝(四十七代)

年 號

天平三より同八まで六ヶ年の間舊號を用ひらる。尤此帝の年號は無レ之。

戊戌天平寶字二八踐祚

治 六 年

稱

德(四十八代)

年 號

天平神護二神護景雲三寶龜元

甲辰天平寶字八十廢帝を流してせんそあり。

治 六 年

光

仁(四十九代)

年 號

寶龜二より十まで十一ヶ年舊號天應元

庚戌寶龜元十の朔即位

治 十 二 年

此帝、去年神護景雲四、十月一日改元。同日即位あり。

桓

武(五十代)

年 號

延曆二十

辛酉。天應元年十二廿三先帝崩あり。此年即位正統記にあり。

丙申。貞觀十八十一廿九せんそあり。

陽

成(五十七代)

年 號

元慶八

丁酉。貞觀十九正三即位。同年四月十六日改元あり。則元慶元年なり。

後鳥羽(八十二代)

年號

元文治五年
建久九

癸卯 壽永二年八月踐祚
甲辰 四月十六日改元則元曆元なり
同 七月廿八日即位あり

伏見(九十一代)

年號

正應仁
永仁六

丁亥 弘安十年十一月廿一踐祚
戊子 十一月十五日即位
同 四月廿五日改元則正應元なり

後二條(九十三代)

年號

乾元三年
嘉治二年
延慶二年

辛丑 正安三三廿四即位

花園(九十四代)

年號

延慶二年
慶長二
正和五
文保二

戊申 延慶元年十一月即位
治世十年

崇光(九十八代)

年號

貞和五年
舊號三一
觀應三
同二月南へとはれ
給へり

戊子 貞和四十七
己丑 貞和五十二
治四 貞和五十六
年

後光嚴(九十九代)

年號

文和二より四まで舊號三
延文五
康安一
貞治六
應安四

壬辰 文和元八十七踐祚あり
治十九年

後土御門(百四代)

年 號

寛正一六
舊號一一
文正一一
應仁一二
長享二八
延應三二
明德三九

甲申 寛正五七せんそ
己酉 同六二廿七即位
丙戌 二十十一改元

後柏原(百五代)

年 號

文龜三三
永正十七
大永元

明應九十廿六踐祚、帝の元年文龜より二十ヶ年をくれて大永元三廿三即位あり。

後西院(百十二代)

年 號

明暦三三
萬治三三
寛文二二

甲午 承應三十一廿八せんそ
乙未 四月廿二改元明應元也。
丙申 明應二正廿二即位あり。
治九 年

元(百十三代)

年 號

寛文四より十二まで
舊號九
延寶八
天和三
貞享三

癸卯 寛文三四廿七即位あり
治廿 三年

東山(百十四代)

年 號

元禄十六
寶永六

丁卯 貞享四四廿八即位あり
治廿 二年

中御門(百十五代)

年 號

寶永一七
舊號一七
正徳二五
享保二十

己丑 寶永六六廿一せんそ
庚寅 同七十一十一即位
治廿 六年

櫻 町(百十六代)

年 號

元文三五
寬保三
延享四

乙卯 享保廿一三即位

治 十 二 年

桃 園(百十七代)

年 號

寬延十三
寶曆十二

丙寅 延享三九廿一即位

治 十 五 年

上 皇(百十八代)

智子

年 號

寶曆十三
舊號
明和八

壬午 寶曆十二八踐祚

治 九 年

後 桃 園(百十九代)

英 仁

年 號

安永八

辛卯 明和八四廿八即位

治 八 年

當 今(百二十代)

年 號 萬 々 歲

安永八己亥踐祚、
亥子年を此帝の元年とすべし。
以往萬々億兆。

右は年號と治世の數を改むるなり。此外攝關並將軍家の曆名も差謬あり。追而可レ改。又寶算、女御、御諱の三條は不レ及レ考なり。

朱書

此考可レ謂レ得矣

貞 丈

○宸殿與ニ寢殿ニ同訓別義之事

宸殿と稱するは、即紫宸殿にて天子の殿なり。「割註」紫宸訓じて志之以と云。「寢殿と云ふは、攝家、親王家、清華、大臣家等の正殿なり。是各正殿の名にして、其訓も亦同きを以て、相共に名義を誤る事區々也。故に今宸殿と寢殿の差別を引註して、其稱訓を分明ならしむるなり。

宸殿

説文曰。宸屋宇也。从レ辰聲。帝居曰レ宸。北辰之宮故从レ辰云々。(少輔韻會)、韻府職官分記云。紫宸殿者。漢之前殿。周之路寢云々。

蠡海集曰。紫間色而天填稱紫微。豈非寓意之精乎。夫紫爲レ色。赤與レ黒相合而成也。水火相交。陰陽相感而後萬物以レ之而爲レ生。是故爲レ萬物之主宰一矣云々。

如レ右紫宮微妙の所なるを以て、天子の御居を紫宸殿と稱するなり。

寢殿

廣韻。寢室也。天子所レ居曰レ路寢。正朝也。次燕寢。次小寢。又寢廟禮記月令註。凡廟。前曰レ廟。後曰レ寢。爾雅室有東西廂曰レ廟。無曰レ寢。又凡居室皆曰レ寢。禮記庶人祭於寢。云々。

以上の註の如く、寢は居室の稱にて、路寢、燕寢、小寢と次第に、其名義をわかつことにて、おの／＼居所を寢と云ふなり。古へ東三條の第の構へ二條の南にあり。件の第の寢殿、東西に各對の屋ありて、東西の中門の廊各對に屬す。寢殿と對との間に透渡殿あり。東西の腋并東の對の西面、西の對の東面、及南面に各階あり云々。是を寢殿と云ふ。法式ありて尋常の殿とは異なりと或記に見へたり。又三光院内大臣殿の御記に、主殿とも稱せらる。即寢殿なり。其結構に云ふ。主殿は七間四面。(西面通法假候)、面七間之中妻戸二有レ之。其次之妻戸。平生之客人之通路也。其通於廣縁。々々の西面に又妻戸。是公卿の座の入口也。公卿座四疊敷也。(或六疊敷なり)。此間有置物。硯一面。脇息灯臺等也。公卿間妻戸翠簾は捲レ之。本主殿の間有帳臺構。(南面)、與公卿座之間被障子二間。(割註)中央の左右へ路を開く、客は入座之末障子一調主人。此對面所之後之座敷有押板。此外間々有レ名不レ追レ記レ之。凡主殿は兩中間(有レ廊)車寄、(別棟也)、對の屋二、(割註)東を號一の對、西を號二の對、主殿の北の方東西行に如鳥翼一作レ之。對と云は主殿に對する義なり。武士家に稱奥屋是なり。

堂上の諸家は號對屋となり。「階藏」〔割註〕大臣家有之爲可申行幸也。隨身所殿上攝關家有此品。如禁中一立日給簡云々。

以上寢殿の構也

嘉樹考るに、天明年間、禁中回祿の度に、諸家の寢殿悉く炎上す。(嘉樹)件回祿以前、二條殿、鷹司殿の寢殿を拜見し、又近衛殿の寢殿を庭上より窺ひ見しに、大凡其やう右の文の如くなるに似たり。殊更二條殿の結構、又外に拔群まされるやうにこそ覺へたるなり。

右宸殿と寢殿とのことは、壺井氏の官職或問に、其荒増あり。且東三條殿の寢殿のかまへを記せられたるを取て、是を補註するものなり。

寛政二年十一月五日

嘉樹

追加

つれづれ草に、後徳大寺の大臣の寢殿に、鳶のさわがしとて繩をはられたりけるを、西行は見て、鳶のゐたらん何かはくるしかるべき、此殿の御心さばかりにこそとて、其後は參らざりけると云々。井蛙抄、後徳大寺に歌の間とて、寢殿の西の角みに間あり。是後徳大寺左府の西行に對面の所なりと云々。右所見のまゝ、寢殿の名目を筆したる事なるをもて、爰に注し加へぬるなり。

癸丑のとししもふり月の五日

嘉樹

○令條之書新古之差異

律令の書は、國家政要の大典にして、令は禁於未經とて、法令を制し定て、天下貴賤をして國家の法則を守り勤めしめ、律は治於已然とて、令書の法制を背き犯せるものあれば、其罪名を分別して刑を加、罪を行の書なり。唐書刑法志に曰、令者尊卑貴賤之等數。國家之制度也。律者共有之違。及人之爲惡而入于罪戾者。一斷以律と云へり。然れば令律の二書は、國家の樞要にして、政治の管轄な

り。今や其二書共に全書亡滅して、天下の間法令の舊典備ふることあたはず。是全く保元平治に、洛中鹿を逐ひ、元暦、文治に逆浪公家を漂流せしむるに及び、剩へ、承久の一炬、帝位を邊土に遷し奉りしより以來、元弘、建武に至て、天地反覆するの大亂、以來引襲して、明德、應仁に至て、又々天下を震動せしむるの混亂あり。如レ斯にして、星霜を経る事凡二百五十有餘年、引て、天正、文祿に至るまで、君臣所在を異にし、文武威權を浮沈するの時也。令律ともに流行散在して、舊式制度名實共に廢亡せり。然れども、今僅に存するもの、令義解及同き集解の二本也。各並に殘闕ありて全套ならずと云へども、猶其書の本意也。律條も亦悉く散敗して、今又僅に名例、職制、賊盜、衛禁之四律あり。並に三代格の式も、共に亡滅して、是亦宇宙に存するもの、類聚三代格の殘本六冊、幸に延喜式の全書五十冊而已にして、弘仁、貞觀、延喜之格及弘仁、貞觀之式悉く湮滅せり。於レ是今世嗜_レ法令_ニ之學者。以_レ令義解_ニ其基とし併せ考るに、雖_レ爲_レ殘闕。類聚三代格及延喜式の全套なり。然して、於_レ令條_ニ有_レ義之論。一に云、令義解は大寶元年に撰定ある所の古令なりと。又云、養老二年大寶令を改定あるの新令なりと、各一決落着なし。且令申新古を論ずるに至て、疑しきの文間々ありと云へども、天長の義解の文に、大寶、養老の間の文なく、往々古令新令の名義を擧られたる許なれば、今更義解を以ても論じがたし。抑令書と稱せられたるもの、起原は、天智天皇元年に令二十二卷を制せられて、持統天皇三年に至て諸司に班ち給へりとあり。夫より以前、推古天皇の御宇厩戸皇子憲法十七條を定らる。是法令の起原たりと云へども、令と稱するの名義なし。然して、文武天皇大寶元年に、始て令と律と各其名義を立てられて以來、其令を以新令と云へり。然れば、義解の中に、古令新令とあるは、若くは、天智の令を古令として、大寶の令を新令と云しも知べからず。令の名義、大寶に始て設け名付られたらんには、養老の修補ある令を新令とも云べきなり。今に至て、爰に疑ありて新古の名義眞實を得がたし。然るに、今存するもの天長に義解を加へらるゝ令と、并に集解の令は、全く大寶撰定の令なること掲焉たり。されば古令新令の

名義は暫く聞き、今の世用ひ學ぶ令義解の本文、并集解の本、大寶元年の撰定ある最初の令なる事、其義分明なり。謹て考るに、件の令條の本文は、大寶の令條の書にして、猶養老に加補し、又減者ある所の修飾の令條と云べきものなり。其義論壹井義智并羽食在滿等の考ある簡條と、并嘉樹が先師神原惟長の考書と、共に校合拔萃して、今新に老邁の嗣筆を起すものなり。猶又令條に丹精ある人の助言あらん事を請ふものなり。

續日本紀。慶雲二年四月丙寅。勅。依_ニ官員令。大納言四人。職掌既比_ニ大臣。官位亦超_ニ諸卿。朕念_レ之任重事密。充員難_レ滿。宜_レ廢_ニ省二員_一爲定_ニ兩人。更置_ニ中納言三人。以補_ニ大納言不足。其職掌。敷奏宣旨。待問參議。其官位料祿准_レ令。商量施行。太政官議奏。其職近_ニ大納言。事關_ニ機密。官位料祿。不_レ可_ニ便輕。請其位擬_ニ正四位上官。別封二百戶。資人三十人。奏可_レ之。同書曰。二月庚寅。詔曰。准_レ令。三位以上已在_ニ食封之例。四位以下寔有_ニ位祿之物。又四位有_ニ飛蓋之貴。五位無_ニ冠蓋之重。不_レ應_ニ有蓋無蓋同在_ニ位祿之例。故四位宜_レ入_ニ食封之限。又案_レ令。諸王諸臣位封。自_ニ正一位三百戶。差降止_ニ從三位一百戶。冠位已高。食封何薄。宜_ニ正一位六百戶。差降止_ニ從四位八十戶。又制_ニ七條事。准_レ令。諸長上官遷代。皆以_ニ六考_一爲_レ限。餘色得選。色別加_ニ二考。以_ニ十二考_一爲_レ選限。百官得選之限太遠。宜_レ色別減_ニ二考。各定_ニ選限。其_一、准_レ令。籍_レ蔭入_レ選。雖_レ有_ニ出身之條。未_レ聞_ニ預選之式。自今以後。取_レ蔭出身。非_レ因_ニ貢舉及別勅處分。并不_レ在_ニ常選之限。其_二、准_レ律令。於_レ律雖_レ有_ニ除名之人六載之後聽_レ敘之文。令內未_レ載_ニ除目之罪限滿以後應_レ敘之式。宜_レ議_ニ作敘_レ應_レ之條。其_三、准_レ令。京及畿內人身輸_レ調。於_ニ諸國_一減_レ半。宜_レ罷_ニ人身之布_一輸_レ戶別之調。乃異_ニ外邦之民。以優_ニ內國之口_一。輸_レ調之式。依_ニ一戶之丁_一。制_ニ四等之戶_一。輸_レ調多少議_ニ作餘條例。其_四、准_レ令。正丁歲役收_ニ庸布二丈六尺_一。當欲_レ輕_ニ歲役之庸。息_ニ人民之乏_一。并宜_レ減_レ半。其太宰所部。皆免_レ收_レ庸。若公作之役。不_レ足_ニ傭力_一者。商量作_ニ安穩條例_一。永爲_ニ法式。其_五、准_レ令。一位以下及百姓雜色人等。皆取_ニ戶粟_一。

以爲義倉。是義倉之物。給養窮民。預爲儲備。今取貧戶之物。還給乏家之人。於理不安。自今以後。取中以上戶之粟。以爲義倉。必給窮乏。不使他用。若官人私犯二斗以上。即日解官。隨贓決罰。(其六)、准令、五世之王。雖得王名。不在皇親之限。今五世之王。雖有王名。已絕皇親之藉。遂入諸臣之例。願念親親之恩。不勝絕藉之痛。自今以後。五世之王在皇親之限。其承嫡者相承爲王。自餘如令。(其七)、以上の文を按ずるに、令義解を注するの令條、職員令に大納言四人ありて、中納言の官なく、官位令正四位の條に中納言なし。〔割註〕今の印本の令、從三位の條に中納言を加入れたるは本より、後人の所爲にして、古本并集解等になし。況や中納言を從三位に定められたるは、養老より後のことにして、天平寶字五年の定なり。」

田令。凡畿内置官田。大和攝津各三十町。河内山背各廿町。大田横田各三十町。河内山田各廿町。每二村配牛一頭云々とあり。續日本紀、靈龜二年三月癸卯。割河内國和泉日根兩郡令供珍努宮。同四月甲子。割大鳥和泉目根三郡。始置和泉監とあり。靈龜二は養老元より一年前なり。祿令に、中納言の食封のことなく、軍防令に中納言の資人を載せず。又祿令に、四位に食封なく、位祿の列に有り。并に三位以上の食封を定め、正一位三百戸差降して從三位一百戸とあり。〔割註〕慶雲には加増して正一位六百戸に起りて四位八十戸までに定あり。選敍令長上以下の選代のこと、六考を加て十二考を以選の限と見ゆること、又賦役令に、京畿内の人自輸調の定めたること、并正丁の庸布歲役二丈六尺とあること、賦役令に、義倉の粟一位以下及百姓雜色人等戸別に是を取ること、慶雲三甲戸に止ること、〔割註〕不省貧戶のこと也、繼嗣令に、五世の王不在皇親の限事等、顯然として、大寶の令文なり。養老の新令なるべくは、慶雲の定改らるゝ條々何ぞ是に載せざるべき。此條大寶以後養老元年までの例に改め易へられたること若干餘あれども、其改易の式は、今の令に見へず。是等を以て大寶の令たることを知るべし。

右文中の數條は、慶雲二年、同三年に大寶の令條の定を改めらるべき詔なれば、今義解を加へられたるの令、養老の新令なるべくは、悉く件の改易の文に改め定めあるべし。大寶の令條なる故、右慶雲の制定は載せられざる也。然して、養老三年に淡海公の選せられたると云は、去る大寶の選定ある令を刊修あるなり。故に天平勝寶九年五月に至て勅すらく、去る養老年中朕外祖太政大臣奉_レ勅_レ勅_レ律令とあり。又同年十二月壬午に、大和宿禰長岡等五人養老二年修_レ律令功田と云る官奏あり。是各刊修と云ひ、修とあれば大寶の令を制定あることにて、新選の令に非ること明なり。故に天長三年十月五日の太政官符にも、大寶に令を制せられ、養老には令を刊修すとの文を別かてり。因て今の令、大寶のまゝにて改易せず、養老に條を刪れるものあり。選敍の法是なり。集解を以て明むべし。字を刪れるものあり。賦役令に、貢獻物の條の朝集使の三字あり。義解に其事あらず。凡又條を加へたることあり。選敍令の除名限滿應敍の餘なり。續日本紀にて是を明むべし。字を加へたるものあり。戸令に、新附戸の條、石城石脊の如字なり。同紀に明なり。又名目を改めたるものあり。官員令を職員令とせる是なり。續日本紀及格文にて是を明むべし。次序を替たるものあり。職員令の縫部司の縫女部直丁の丁にあり。義解に其謂あり。以上の如く名を改め、字を刪り、字を増し、條を省て、條を増したることのみなれば、是刪定たること又何をか論ぜんや。

今の令を養老の令と名付るは、其もとは弘仁格の序より出たることにて、拾芥抄の上の末の卷に見へたり。然して、其序文の中にも、一所には養老二年不比等奉_レ勅_レ勅_レ更撰_レ律令と云ひ、一所には天平勝寶の勅を引て、養老年中刊_レ律令と載たれば、此序者の更撰すと云へるは、刊修を指て更撰すと云へること見へたり。是を以て、養老新選との證とはなし難きものなり。況や此序に疑しき文もあれば、猶更のことなり。〔割註〕疑しき文のことは枝葉なれば爰に省く、別に考へあり。又拾芥抄は近世の書にて、誤謬尤多き書にて、其本、弘仁格の序より書たると見ゆれば、是亦論するに及ばず。

又令卷數のこと、世に云大寶令は十一卷、養老令は十卷と、今の令、養老令なる故十卷と云る事は、右の弘仁格の序に、大寶元年不比等奉_レ勅撰_レ律六卷。令十一卷。弘仁元年に又、同大臣奉_レ勅撰_レ律令各爲_二十卷_一。又天長三年十月五日太政官符。藤原太政大臣奉_レ勅制_二令十一卷律六卷_一とありて、又養老年中、同太政大臣奉勅刊修律令各爲_二十卷_一と見へたるに依てなり。在滿考云、天長官符の養老律令の事は、三代格一本に、刊_二修律令合爲_二十卷_一とあり。是律と令と合て十卷と云事にて、令ばかり十卷と云ふには非ず。其各爲_二十卷_一とある本は傳寫の誤なり。何となれば、令は大寶に十一卷なれば、刊て十卷と云ふも尤なり。律は大寶に六卷なれば、刊ては五卷以下なるべし。刊て十卷と加増することはあるべからず。加増せば刊ると云べからず。唐律唐令は、國律より繁蕪にして卷帙尤多し。〔割註〕唐律ばかりあり、唐令は今の世かつて其書絶てなければ、今六典を以て是を考るなり。〔大寶に律令を撰せらるゝや、専ら唐の律令に據れるが故に、其義繁蕪なるの間、養老に之を刊れること、見へたり。如何ぞ、大寶の律令合せて十七卷なるを、養老に刊れるとして、却て律令二十卷となるのことあらんや。且天長令義解序に、分て爲_二十卷_一名曰_二令義解_一とあり。養老より令十卷なる物ならば、何ぞ義解を作れる時令爲_二十卷_一といはん。是義解を加へて張散の増せるに依て、初て分て十卷とすること明なり。しかれば、今の令の十卷なるは、義解を加へたるよりの卷數にして、養老よりの十卷にはあらず。右弘仁格の序に、各爲_二十卷_一とあるもあやまりなるか。または彼の序のうたがはしく眞ならざるかなるべし。讀者熟察すべし。穴賢。

右令律の大意、大寶、養老の新旧の差別のこと、先帝源惟長（榊原如朴）氏の壺井、羽倉等の説に折衷して、令義解を聞見するの一冊あり。其中に伴々の事を頭緒して筆しおけるを、今愚老其頭緒に絶て、續日本紀の條々を抜萃し、且釋するに私説を交へて、事繁く文長きに及べり。穴賢。此徵考は、書して以て講會遺忘の副言なれば、努々他眼に入ること禁するなり。謹白。

右一冊、激にうつし筆す。後日に清書して、一二の同志會言すべきものなり。

○前令と云文義解にある條

公式令詔書式終文三を、義解謂大少丞並在者。亦以レ次注ニ宣奉行。爲レ准ニ少輔以上ニ故也。前令。云ニ少輔不在者。丞見在者准レ此。今改云ニ餘官見在者。故知録亦得也。

同下式 勅。某國司官位姓名等。義解云。謂國司非ニ一人。故云レ等ト。其前令別有ニ勅符式。此令既除。即知飛驒之外更無ニ勅符。

○直會之事并をくまの訓

或人云、伊勢神宮に直會殿と云ありて、御神供の御飯を頂戴せしむることあり。然して、直會の字義、和訓共に詳ならずと、就て考るに、神宮のみならず、國史、舊記等往々直會の文あり。所謂持統天皇御紀。元年八月丙申。嘗ニ于殯宮ニ云々。續日本紀曰。今敕文。今日方大新嘗乃猶良比乃豐明間行日にと在云々。續日本後紀禊事卑御直相幄云々。延喜大膳式、新嘗神態直相給食四十七人、〔割註〕后宮亮一人進已下諸衛府舍人已上四十六人、又造酒式、新嘗會直相日雜器云々。延喜儀式曰、更宣云、今日波大嘗乃直會乃豐開召日爾在云々。名目抄直會。又下學集直禮。內宮儀式には奈保良比と書く。外宮儀式には直會と書來れり。如レ此古へより文字には直禮、直會、直相と書き、其訓はなほらい、又なふらい、又なふあいなど様々ありて、文字と訓義と異同區々也と云へども、其義は各神供を御饗奉ることなり。去れば、神祇に御饗するをば古語嘗奉るといふ。大嘗祭、新嘗會祭をはじめ神嘗祭等、日本紀の嘗殯と云も、又其義同じ。是を釋日本紀に考るに、其祕訓になめらひ奉ると訓あり。又新嘗は新穀既に熟乃後饗嘗也と云ひて、なめらひはなめあひの轉訓なる事を知べし。其なめあひは嘗饗にて、エとヒとは通音なれば、即なめあひとなるなり。又猶直悉嘗のめの轉音にて、會又相ともに饗の轉音なる借字なり。公事

根原抄神今食の條に曰、神膳を供せらるゝ儀あり。白黒の御酒まいりて、本榊にてそゞぐ、なふあひの御飯ときまいりぬれば、宮主祝申す云々。〔割註〕建武年中行事も又同じ、且前に云へる延喜大膳式は、直相と書て假名はなふらひとあり。造酒式にはかな無。傍例を以勘るに、鎌倉の地名甘繩と云所あり。東鏡には、甘繩をたまなはとかなあり。北條九代記には、玉繩の城を甘繩と書て假名はたまなわとあり。〔割註〕此訓の異同のこと鎌倉志にあり。和書多くは通音をとりて假名書の借字あり。即ち此直會の事も、文字を以ては其字義に合す。さらばとて、和訓に依ても其訓わからず。爰を以て國史を探り、舊記を検出して、其轉音を牽合し、假名書なる借字をも畢竟して、朦々として愚意を注するなり。猶又神宮の書記と和訓の義に委き人の考を俟のみ。穴賢。

○追 加

事の序に筆す。今禁中内侍所より御供米を申出して頂戴することあり。多くは年越の夜、貴賤となく御所へ参りて、拜戴して越年を祝す。是を民庶の言葉にをくまを戴くと云ひ習せり。今件のなをあい、なふらひに依て思に、をくまは御供米なるべし。是や闕舌の轉語なり。尋常に云、勘解由小路をかでの小路と云ひ、烏丸をからすま、東の洞院を東のとい、勸修寺をくはんしゆしと云ふ。共に闕舌なり。憶ひ考ふべし。

寛政七年六月五日漫に筆す

○高家名目之事

鹿苑院殿記を考るに、應永元年十二月十七日、義滿公御嫡男義持朝臣九歳にて敍爵あり。勅使將軍の御亭に参向ありて、從五位下左馬頭の任敍の事を達せらる。義滿公件の補任を拜見ありて、以の外に腹立ありて申さるは、我既に天下の武將たること三代にして、三公の位に居ることも三世なり。何ぞ。然るに、今度の補任のやう、清華以下と等しき事、以ての外的事なり。夫當家は皇孫として天下の臺を出た

る事不_レ遠。都て人臣の中、先祖天子の皇より出たるを以て、公家には是を親王家と云、武家には是を高家と云。假令ば子孫民間に下ると云へども、當官の大名と同位に禮義を行ふ。當家人臣に下るといへども皇孫なり。攝家清華の輩、當時高官たりと云へども、先祖より臣下の家なり。故に公家は其家々の古例に依て昇進極あり。武家の高家は皇孫たるを以て太政大臣正一位に昇るとも子細なし。たとへば皇統の斷絶に及ばんとする時は、天下の人誰人を以て當今の主とせんや。假令民間に下ると云へども、皇孫の人を尋て主上とすべし。何ぞ代々先祖より人臣たる家を取立んや。是我國神國の天竺宸旦に勝たる一の奇妙なりと申されたることあり。依て思ふに、百寮訓要抄に云、神祇伯は伊勢大神宮以下の神事祭禮をつかさどる。昔は高家の人々は是に任ず。中古以來は王氏とても姓も給らぬ伯が黨任する也と云々。

爰に高家の人々と云ふは、家系貴き人々と云ことなり。職原抄に、昔は諸氏混任すとあると同じ。右の文を以て比量するに、當代に高家と稱せられて、其身は武家の御旗本たりといへども、勤役し給所は常に公家御往來の事に預りて、恒例の御嘉儀には御使節として京上あり。又臨時の御吉凶にも、同く京上の事あるなり。然して、至極の御重事には、御家門御譜代の大名方を御使節として上京せしめ給ふこともありと云へども、其御副使、並に西丸亞相よりの御使節をば、必高家の方を上京せしめ給ふなり。其餘は勢州への御代拜、又は日光山、久能山等を始め、神廟等への御代拜は、各高家を役したまふ事なり。故に官位の昇進は、尋常の大名よりは著く次第速にして、正四位に敘し中少將を以て先途としまひて、御家門の歴々また國持の大名と尤をなじ趣きなり。故に高家と稱せらるゝ家々は、一世有功の族にはあらずして、祖先の家系を撰まれ、又は當代新に公卿の家より分脈ある人々を以て高家と定め給ふなり。其義全く義滿公の言葉に符合するものか。(嘉樹)家系并に姓屬の事に不覺悟なりと云へども、大凡に人々談話、又は古きを考へて、其家々の事を今推し注する事左の如し。

公家分脈の家々は

六 角 烏丸家なり

中 條 樋口家なり

前 田 押小路なり、高辻家なり

長 澤 外山家なり

足利家分脈の家并新田源氏の家々

足利 大 友

足利 土 岐

足利 上 杉

足利 昌 山

足利 京 極

平内府信長公の分脈家々は

織 田 一 統

新羅源氏(甲陽)

武 田

有 馬 久我家なり

戸 田 六條家なり

大 澤 持明院家なり

日 野 日野家なり

新 田 山 良

今 川 良

新 田 吉 良

同 品 川 良

同 品 川 良

同 品 川 良

大凡右の家々の家乗なるべし。猶其家々にたづねて分脈を注し改むべし。(嘉樹)密に按ずるに、公家より分れたる家々の中にも、其本家に又甲乙あるべし。たとへば、家系によりて六位より立て公卿までに至り給ふもあり。又は新家として公家の家を立てらるゝもありといへども、各共に先途公卿に昇り玉へば、強て劣れりとも謂ひがたきものか。是等の事は愚意の及びがたきものなり。猶系譜の道理知りたらん人尋明むべし。

天明八年八月九日假初に記す

大判事嘉樹

○大角、小角事

大角 和訓波羅乃布江。

小角 和訓久太能布江。

軍防令曰。凡軍團。各置鼓二面。大角二口。小角四口。通用兵士。〔割註〕謂鼓角通用也。〔分番教習云々。喪葬令曰。凡親王一品。方相輜車各一具。鼓一百面。大角五十口。小角一百口。輜四百竿云々。〔割註〕以下以上の品々の用度甲乙多寡なり。略して不記之なり。〕

大角、小角の制器、今詳ならず。類聚和名抄を考るに、角兼名苑曰。角本出胡中成。或云出吳越以象龍吟也。楊氏漢語抄曰。大角（波良乃布江）、小角（久太能布江）、云々。白石の軍器考圖に、大角、小角共に圖あり。〔割註〕印本の圖式に不_レ見古寫本にあり。乃左に寫す。



東涯（伊藤氏長胤）曰。唐禮樂志曰。六軍各鼓十二。鉦一。大角四角、手吹大角一通。然して、字彙曰。大角。軍器考胡吹之以驚中國之馬とあり。按に、（東涯の案なり）。角本起於胡。後中國專用之以爲戈器。有鼓角之

名。本朝も前世亦驚其用。軍防喪葬皆有_二大角小角之名_一。今廢久矣と云へり。〔割註〕名物六帖器財の旌旗の部にあり。〔武備要略、日本兵制同一號召也。中國以_二金鼓_一。彼則以_二唃囉_一（陣具なり）、一人吹_レ之。衆人響應。吹大則衆兵頓合。吹小則衆兵頓列。分合布散如_レ應呼吸。又武備要略曰、日本兵制所謂吹_二海螺_一爲_レ號者也とあり。海螺は今云ほらの貝なり。又初文に唃囉と云も、亦海螺なり。今海螺の名をほら貝と云は、全く上古の大角を波良乃布江と云しに據て、ほらと名しなるべし。又唃囉とあるは、ほらの音を以_レ假名書せしなり。勿論ほらはら、パはポの通音なり。右圖する所の正僞は詳ならずと云へども、形容を以て考れば、波良と云ふは唃囉の轉音にて洞の義なり。〔割註〕古事記に中はほら也と云しも、草中は洞ありとの和訓なり。考へ合すべし。〕又小角を久太能布江と云しも、竹筒を以て制し吹くも

のゆへに、管の笛の義なるべし。今軍器に海螺と竹筒を用るも、前世の大角、小角の遺意なるべきにや。猶考勘の不測あらんことを意ふ而已。

又事物紀原を考るに、角本出_ニ羌胡_一。一云。出_ニ於越_一。黄帝内傳云。玄母詣_レ帝制_ニ角二十四_一。以警_ニ象像_一。禮義纂曰、蚩尤師魍魎與_ニ黄帝_一戰。帝命吹_レ角龍鳴以禦_レ之。蓋角擊_ニ黄帝氏_一也。谷儉角賦曰、夫角蓋會_ニ群臣於泰山_一。作_ニ清角之音_一。號_ニ令之_一。限度也。軍中置_レ之以司_ニ昏曉_一。故爲_ニ軍器_一也。

右大角、小角之事、前世軍器並喪儀之條々名義ありといへども、後世廢散して其形狀事實共に愚意の及ざるものなり。今眞僞雖_レ無_ニ差別_一。書し圖して共に後見の_ト窟助_トを得んことを欲するなり。穴賢。胡亂の最一なるべし。後見の明識を願ふが故に、不_レ祕不_レ耻して及_ニ外見_一なり。

寛政十二年十月八日夜

老邁の田夫

橘 經 亮 大 人 著

梅 窓 筆 記

此書は有識如實哉とて諸家の録
記み出る所の肝要はより尤もを採革し
世の人々考らぬの事とあしく記して考ら
助となし知學する人の大に益ある書なり

三才圖會

卷之四

雜考

梅窓筆記序

梅窓筆記。吾友梅宮祠官。香菓橋君所著也。君好古嗜學。最精本邦典故。上自正史。下至稗志猥說。無不通曉。於是朝廷儀適。民間瑣務。苟有所疑。則公卿大夫。聘价而問焉。農工商賈。執贄而聽焉。君隨問大小。答之如響。君之答問也。必取徵于古。鑿々乎有據焉。未嘗鹵莽辨而滅裂斷也。今斯編也。即其所以答問者。手自修定。以具後案焉。君在日。嘗徵余弁言。余也懶。唯而不果。今茲六月。君已溘焉。頃日書肆急謀上梓。以君遺命。責余一言。義不可辭。因綴數語。以擬挂劍云。昔在垂仁帝。命田道間守。遣常世國。尤非時香菓。艱辛十年。僅獲而還。則帝既崩矣。哭泣悲哀。遂向陵墓而死。今也序成。而君不在矣。余於香菓二字。不能無感。

文化乙丑冬十月

平安丘思純識

梅窓筆記目錄

卷之一

神樂庭火ノ末句ウタハザル事

二七一

琴柱褻

二七一

繕綿

二七一

殺禮

二七一

入襦袍

二七二

物吉

二七二

寄障子

二七三

節會袍

二七三

笏ニ一位ノ木ヲ用ル事

二七三

島臺

二七三

松茸狩

二七三

鼻捻

二七三

長柄橋柱文臺

二七三

年忌法事延引ノ事

二七三

誤字ヲ容易ニ改ベカラザル事

二七三

三島曆

二七三

儒學ニ新舊ノ二義アル事

二七四

藥院

二七四

毯代

二七四

醫經ヲ講ズル事

二七四

論語ノ題號讀クセ

二七四

左右ヲマデトヨム事

二七四

御寄掛

二七五

御出祭

二七五

當屋

二七五

留主所

二七六

伊勢講

二七六

氏神ノ神事ヲセザル崇ノコト

二七六

蚊屋

二七六

新作ノ硯試筆ノ事

二七七

野跡ノ寫經

二七七

色紙形寸法

二七七

茶井茶具ヲ打枝ニ付ルコト

二七七

七夕歌梶葉ニ書事

二七七

額ヲ書クニ禁忌アル事	二七〇	馬腹帶	二七〇
大臣ノ室家ヲ北政所ト申コト	二七〇	障子	二七〇
中酒	二七〇	九獻	二七〇
鞠ノ時、扇ノ指ヤウ	二七〇	御徳日	二七〇
入道ノ後、魚食ノ事	二七〇	土用	二七〇
平調板	二七〇	一日昇殿ヲ聽ルコト	二七〇
隼人ノ犬吠	二七〇	縷綱	二七〇
パウゾウ	二七〇	三方	二七〇
水湯	二七〇	大日本紀	二七〇
半臂ノ句	二七〇	半臂ノ着様	二七〇
年始ノ試筆	二七〇	小漬飯	二七〇
法師ノ醫ニ勸賞アリシコト	二七〇	武家傳奏	二七〇
御修法	二七〇	千本通	二七〇
假名日本紀	二七〇	萬葉集古本	二七〇
菅公書寫涌出品	二七〇	中句	二七〇
北面	二七〇	禁國	二七〇
肩衣バカリヲ着ルコト	二七〇	物ノ枝ニ鳥ヲ付ルコト	二七〇
守札	二七〇	典藥寮ノ現任	二七〇
五色	二七〇	風爐ニ入ルト云コト	二七〇
尼ノ和歌懷紙	二七〇	七夕七遊	二七〇

脂燭ノ詩

二八四

サゲ尼

二八四

蠻繪ノ袍

二八四

大宮川

二八五

鏡餅

二八五

無位ノ袍

二八六

婚禮ノ時ノ被ノコト

二八六

年忌ノ取越

二八七

以上九十條

卷之 二

掛物ノ上下ヲ卷テ掛ルコト

二八八

儒書ヲ講ズルトキ僧ノ音聲ト同ジキコト

二八八

佛事ニ被ヲスルコト

二八八

扇ノ上ヘニ物ヲ置クコト

二八九

狐ヲ神トスルコト

二八九

蚊松殿

二九〇

表衣ヲ縫縮メテ着ルコト

二九〇

大床子ノ御膳

二九〇

中陰ニ佛事ヲ修セザルコト

二九〇

神ニ茶ヲ奉ルコト

二九一

灸治ノ暇

二八四

手筈ノ蓋ニ菓子ヲ盛ルコト

二八四

二星ノ影ヲタラヒニウツスコト

二八四

平胡籬ノ差様并丸緒ノ付様

二八五

ほのくゝと明石の浦云々歌作者ノコト

二八六

東京錦

二八六

四拜拍手

二八七

平家ヲ語ル濫觴

二八七

點心

二八八

門出

二八八

賀ノ杖

二八九

百種ノ供物

二八九

怠狀

二八九

ほとけよし

二九〇

御修法ノ曼多羅

二九〇

善光寺如來ノ文書

二九〇

琵琶、和琴ノ名器

二九〇

柳筥

二九一

焼亡ニ太郎次郎ト云シコト

二九二

物語草紙ノ類ヲ見ルベキ心得ノコト

二九一

米ヲ染ル事

二九二

大工ノ衣冠

二九二

食膳ニ梅干ヲ置クコト

二九三

男女ノ直衣并女房上レ髪ノコト

二九三

千世ノ松坂

二九三

小解除手祓

二九三

乞巧奠ノ歌ニかしつる糸トヨメルコト

二九三

地下祭

二九三

三七日法事

二九三

柏擁

二九四

雨師

二九四

鎌倉右府眞影

二九四

撰集ニ古歌ノ句ヲ改ラレシコト

二九四

人長神樂

二九四

忌日ニ神事佛事トモニ従ハザルコト

二九五

四十九日

二九五

養父母ノ族假ノ事

二九五

折敷作付高坏

二九五

僧ニ祓ヲ負スル事

二九五

寫生ノ似貌

二九五

經文題和歌懷紙

二九五

開帳

二九六

突鼻

二九六

學ハ我家ノモノト思フベカラザルコト

二九六

住吉鹽干

二九六

扇ヲヒロゲテ送ル事

二九六

寸大臣

二九六

大黒

二九六

塗籠

二九六

戲ニモ大臣名ヲ忌嫌フベキコト

二九七

中古ノ歌ハ萬葉ノ心ニ及ガタキト云コト

二九七

くぢらとるとヨメル歌ノコト

二九七

年男

二九七

明神

二九七

貴人ナラネドモ建レ廟設レ像コト

二九八

猿樂

二九八

白紙

二九八

檜扇横目正目并杉横目扇

二九八

婚禮掣取ニ横目扇ヲ忌事

二九八

不知姓

二九九

鬚ヲソル事

二九九

女ハ酒ヲ不レ飲ト云コト

三〇〇

繪馬

三〇〇

三十六歌仙ヲ拜殿ニ掲ル事

三〇〇

社人、幼年ニテ元服ノ事

三〇〇

長袖

三〇〇

樂譜ノ唱歌

三〇〇

神樂ノモロウタ

三〇〇

蹴鞠ノ時、僧沓ヲハカザルコト

三〇〇

末額

三〇一

宅替ノ時、賀茂ヘ社參ノ事

三〇一

六町町

三〇一

吸物

三〇一

腰抱

三〇一

産屋借地ノ文

三〇一

白禿藥

三〇一

神階

三〇三

袖ヲ神體トスル事

三〇三

有馬御湯治

三〇三

淨衣ノ色目

三〇三

御殿ノ弘廂

三〇三

渡唐天神

三〇三

銀柳宮

三〇三

慶滋

三〇三

十三回忌

三〇三

山科、高倉兩家ノ衣紋

三〇三

日本見在書目錄

三〇四

東屋

三〇四

御藥辛櫃

三〇四

天神七代ノ神號

三〇四

御家様ト云コト并勅筆勅額ノコト

三〇四

カセ杖

三〇五

服中ニ神號ヲ書事

三〇五

色紙形ニ名ヲカ、ザルコト

三〇五

白川、吉田兩家ノ神道

三〇五

謡曲ニ禁句ヲウタヒ替ルコト

三〇六

以上九十八條

梅窓筆記卷之一

橘 梅窓著

○神樂ノ屋火ノ歌ノ末句ヲウタハズ。神樂ノ譜ニモ末句ニハ曲ナシ。所謂ハシレネドモ、古今著聞集六（管絃歌舞部）云、鳥羽院、八幡に御幸有て御神樂行はれけるに、（中略）備後前司季兼朝臣、庭火の本歌をと^{モト}なへけるに、秦兼弘、人長にて、もろ歌を仰すとて、外山なるうたふ時、おほせるにも末句をうたはで、季兼朝臣しりぞきける。其説をしらぬこそと世人いひけり。榊のふりに、末句をうたはざるは故實にて侍となん。（下略）トアレバ、末句ヲウタハザルモフルキコトナリ。

○長秋記、大治五年九月五日。（取要）琴柱褻薄糠狭レ絃而臨期。博陸召ニ資信返ニ給琴仰云。立柱可レ進也。トアリ。石山寺縁起ニ、柱ヲ褻タル繪アリ。其圖、卷末ニアリ。

○江次第、内弁細記ノ繕綿ヲ、ツクロヒワタトハ調ベカラズ。ムシリワタトヨムベシ。

○同條ニ、殺禮ト云ハ、爲ベキ禮ヲ略テセヌヲ云ナリ。禮ヲ殺ト云コ、ロナリ。故ニサイレイトヨムベシ。サツトイヘバ、コロスニテ義タガヘリ。左經記萬壽三年四月二日。（取要）奏ニ宣命見參等之時。外記内記等上卿雖レ過レ前。聲折不レ居。又叙位除日時。取ニ宮文之外記又不レ居。准ニ此等儀不レ可レ居歟者。仍不レ居也。仰云。彼文等參奏之間。〔割註〕祭禮ハ不レ居歟。トアリ。殺禮ノ假借ニ、祭禮トカケリ。

○同條、表衣ノ襷放レ紐トアルハ、古今六帖歌ニ、
草枕結ぶとせしによひくはとけさりきやは下の入紐

トアル下紐ノコトナリ。入紐トハ、今ノ表衣狩衣ナド頸紙ニ着タル男、蜻蛉女蜻蛉ノコトヲ入紐ト云ナリ。同心結トモ云ベシ。入紐ノ襷ニ着タルヲ、下ノ入紐ト云。當時ノ表衣ニハナケレドモ、昔ハアルベシ。南都東大寺若宮八幡宮所藏舞樂ノ新靱鞆ノ袍ニ、下ノ入紐アリ。其圖、卷尾ニアリ。

○江次第云。元日拜ニ天顔ニ物吉ト云ヒ、又執鞞條、物吉女〔割註〕板本ニ物告トアルハ誤ナリ。ト云物吉ハ、最吉ノ假借ナリ。玉海、文治六年正月十一日入内御衾事。(中略)及晩持來。使左衛門督置帳中。件人殊夫婦之間。最吉之故也。トアルニテ知ベシ。

○禁祕御抄、(二間條)懸ニ御本尊寄障子也。ト點セルハアシシ。懸ニ御本尊寄障子也トヨムベシ。左近ノ陣ノ西内衙門ニモ寄障子アリ。寄障子ト云モノヲ立テ、ソノ寄障子ニ御本尊ヲ懸ルト云ナリ。二間ヲ夜居僧ノ候所トセシハ後ノコトニテ、元ハ中宮ノ上御局ナリ。河海抄ニミエタリ。

○今時モ節會ニ預ル人ハ、裝束ヲ刷コトナレド、昔ハ節會袍トテアリトミエテ、古今著聞集第三、(政道)昔は人の裝束も、なへくとしてぞ有ける。齋院大納言の消息に、先代の時、節會袍借獻などかゝれたんなるは、節會の袍とて、ほのくくと有物の人にかすなどか有けるとぞ。トアリ。

○笏ニ一位ノ木ヲ用ルコト、八雲御抄、(山部)くらゐ〔割註〕いやたかの岑、六位笏木伐レ之山ナリ。又三玉集、飛驒の國司にて基綱卿、位山の一位の木を、笏の料にのぼせられし時、御こたへに、

位山みねちかきまで我こえし道をば君が手にとりてみよ

トアリ。一位ノ木、今飛驒ノ國ヨリ箸ナドニ作りテ、都ニ來ル木ヲイチキト云ヘド、櫛ニアラズ。アラギナリ。物産者流ノ説ニ、廣東新語ニアル水松ト云モノニ、形似タリ。位山ニ生ズルヨリイチキノ名アルナリト云リ。又櫛モイチキニアラズ。ドンダリノ類ナリト云ヘド、コレハ後世ニ物産ノ精シクナリシヨリノ論ニテ、既ニ和名抄ニ、櫛ヲイチヒト訓ジ、松尾ノ攝社櫛谷ヲモ、イチヒダニトヨムカラハ、往昔ヨリ櫛ヲイチヒト云ガ俗ナルベシ。今更ニアラタムベキニアラズ。イチヒノ假名、昔ハ

イチヒ、中比ヨリイチキトカケリ。

○嶋臺ハモト洲濱ナリ。ソレヲ後ニハ嶋臺ト云リ。永享九年十月朔日行幸日記、〔割註〕後花園院、義教亭。〔嶋御盃の臺トアリ。〕

○松茸狩ト云コトモフルキコト也。愚昧記、安元三年九月廿六日。(取要)向ニ光明寺。爲レ狩ニ松茸也。山上候ニ假屋。〔割註〕竹柱葺ニ相葉。〔於ニ此所ニ盃酌トアリ。狩ト云コトハ、求ト云コト也。紅葉狩、櫻狩ミナ同ジ。〕

○鼻捻ト云棒ノゴトキモノ、古代モアリトミエテ、人車記、仁安二年十月廿一日。(取要)左右居飼廿人。〔割註〕裝束如レ常。但大烏帽子。蒲扇。鼻捻。已上挿レ腰ニ行列レ之。〕

○長柄橋文臺ノコト、明月記、元久元年七月十六日、(取要)ながらの橋ノ橋柱、〔割註〕所ニ朽殘ニ云々。〔木作文臺〔割註〕是院御物。今日始被レ出ニ和歌所。〕トアリ。後深草院宸記、永仁二年六月廿五日。甲辰天

晴風靜。此日皇太子御書始也。(中略)黑漆文臺云々アリシハ、和歌ノトキノ文臺トハ製造タガヘリ。○年忌ノ法事ヲ引上ノ例ハ多カレド、延引ノコト、南方紀傳云。貞治六年三月十三日。北帝長講堂へ行

幸。これ後白河法皇百年忌の御追善のためなり。ことし十七年なり。世上うちつゞき兵亂により、いまで延引トアリ。

○誤字ヲ容易ニ改ムベカラザルコト、臥雲日件錄、寶徳二年四月十七日。大光明寺來話次。及ニ内外書中。不レ可ニ輕ニ改誤錯文字ニ之事。般若理趣分中有ニ若レ地方所流行。此經之文或改レ地作レ他不可乎。此

品於ニ欲界頂他化自在天ニ所レ説。故指ニ下方ニ爲ニ地方ニ耳。況大般若一部中又有ニ地方字。今現流布理趣板行本已改レ他畢云々。

○三島曆ト云コト、古來アリ。日用工夫集、(空華老師)應安七年三月四日。浴ニ于熱海。蓋三島曆以ニ是日ニ爲ニ上巳節。故作レ詩記レ之。

○儒學ニ新舊ノ二義アルコト、日用工夫集、(空華老師)康曆三年九月廿二日。(取要)昨日儒學者講ニ孟子書。其義各不レ同如何。余曰所見不レ同也。近世儒書有ニ新舊二義。程朱等新義也。同月廿五日。(取要)問ニ新舊二學不同如何。曰漢以來及唐儒者皆拘ニ章句一者也。宋儒乃理性達故釋義太高トアリ。此比ニ近世トアレバ章句學理學ト二義ニナリシコトモ久シキコトナリ。藤惺窩ニ始ルニアラズ。

○施藥院ヲ藥院トバカリ云。施藥院ノヨミノ死藥ニ同ジキ故ナリ。康富記、文安五年正月一日。(取要)藥院保家朝臣トアリ。ソノ外、藥院使ナドモカケリ。

○毘代ヲバセン代トハ云ベカラズ。宣胤卿記、永正十三年十二月十八日。(取要)不レ敷ニ毘代ニ事。是ハ當時無候哉。此毘代東山左府述作名目抄ニ、セン代ト被レ點候及ニ數ヶ所ニ敷。センノ音不審候。其上セン代ト云物。公物不ニ承及ニ候。玉篇毘(他敦切)又靴セン同被レ用レ此候。靴毘韻府分明候トアレバ、名目抄モ強ニハ採用セラレズ。

○醫經ヲ講ズルコト、類聚國史、天長七年十二月壬寅。准ニ明經博士ニ賜ト講ニ醫經ニ博士料。(割註)第七百七典藥寮。」

○小出永菴論語序說抄云、題號之事、鄭玄ガ註ニハ種々ノ說アレドモ、今用キズ。用ユル所ハ吳氏程ガ註ナリ。其說ニ曰、論ハ撰也。次也。孔子及ビ弟子ノ語ヲ撰次ス。故ニ論語ト云。今按ズルニ、此說ノ時ハ倫ノ音ナリ。語ヲ撰ビ次ヅルトカヘリタル心ナリ。書ニ對シテハ讀ム時ハ、リンギョト云ベシ。ソラニテ唱フル時ハ、ロンゴト云ベシ。此レ一ツノ故實ナリトアリ。題號ノ論ノ是非ハシラネドモ、ソラニテ唱ルトキハ、ロンゴト云ハ故實ナリト云ヘルハ是ナリ。論語ニカギラズ。何ノ書ニテモ、此ノ准據ニテ稱呼スベシ。又永菴ガ云、後ノ人トシテ、先ノ人ノアヤマリヲ議論スルコトハヤスシ。其時ニ生レテ、其人ノ事業ヲ任セバ、中々及ベカラズト云ヘリ。

○萬葉集ニ、左右ヲマデトヨムコト、石山寺縁起第二卷の詞書に、康保のころ、廣幡の御息所の申させ

給けるによりて、源順、勅をうけたまはりて、萬葉集をやはらげて點し侍けるに、よみとかれぬ所々おほくて、當寺にいのり申さむとてまゐりにけり。左右といふもじのよみをさとらずして、下向の道すがらあむじもてゆく程に、大津の浦にて物おほせたる馬に行あひたりけるが、口付のおきな、左右の手にておほせたるものを、おしなほすとて、おのがどちまでよりといふことをいひけるに、はじめてこのころをさとり侍けるとぞ。又萬葉仙覺註釋第一、下、源順、石山に參籠して、此歌を和する才智をしるべき示現を蒙るべきの山、觀音に祈請せしめて、七ヶ日夜をへてしかうして敢て示現なし。しかる間、退心をおこして京宅に歸らんと欲す。其夜、大津の邊に旅宿す。曉天におよびて、隣家の旅人出たつをみれば、旅客の主人とおぼしきもの、馬荷を付るの卑夫あり。片手をもつてこれを抑ゆ。主人の云、まてをもつて抑ゆべしと云々。爰において順、その意をえて、いくよまでにかとこれを和す。さて此集の中に、までといふ事には、或は左右とかき、或は二手とかけけるは皆此義也ト云リ。石山緣起ト大同小異ニシテ、註釋ノ文ノ方ハ、義分明ニキコエタリ。仙覺抄ハ、奥書ニ文永六年二月廿四日記レ之訖。仙覺在判トアリ。石山緣起ノ詞、仙覺抄ヲ以テカケルカ。又カカルイヒ傳アリシニヤ。緣起ノ詞ハ萬葉ノ釋ノ爲ニカ、ヌモノナレバ、義クハシカラズ。

○南都東大寺三藏寶物圖ニ、御寄掛ト云モノアリ。三國志、曹公作_ニ欵案_ニ臥視_レ書。六朝人作_ニ隱囊_ニ柔軟_レ倚_トアリ。此隱囊ニテヤアリケン。圖、卷尾ニアリ。

○世俗ニ御出祭ト云コトアリ。長秋記、長承三年六月七日。乙酉大雨。祇園依_ニ出給。主上行幸事。此曉(下略)トアリ。コレヲヨリ御出ト云ナルベシ。本儀ハ御輿迎、祇園社及吉田木瓜大明神ノ祭舊記、御出ノ日ヲ御輿迎ト記セリ。

○神事ニ當屋ト云コトアリ。吉田錄鹿家記、應永六年六月十日。庚申晴天。當屋鈴鹿勝昌(中略)始テ神事ヲ勤之トアリ。今モ諸社ノ祭禮ニ、産神ノ祭ニ町家村々ナドニモ、當屋トテ勤ルコトアリ。

○留主所ト云コトヲカケル文書アリ。未詳。或説ニ、守介ナド、常ニ國衙ニ在テ政ヲ行ザル故ニ、守介ヨリ國衙ヲサシテ、留主所ト稱スルト云リ。是非ヲシラズ。留主所古文書、吉田ノ社神供所司家ノ所藏ヲミタリ。又鴨社ニモ、留主所ト書ル古文書オホシ。所司家藏左ニシルス。

花押

廳宣

留 守 所

可_レ早任ニ先例ニ停止_ニ吉田社領造伊勢大神宮役夫工米國衙催促_上事

右彼社司訴狀觸。件役當社領承安文治被_ニ免除_ニ畢。而建永京濟。今度可_レ依_ニ其例。者可_レ爲_ニ京濟_ニ之處。國衙使相_ニ具神部_ニ亂_ニ入社領_ニ依_レ致_ニ狼藉。有_レ限之_ニ神事多以闕怠云々。早任_ニ先例_ニ停止_ニ國衙使等亂入催促。宜_レ令_ニ京濟_ニ之狀。所_レ宣如_レ件。以宣。

寛元三年十二月

介源朝臣

○伊勢講、春日講、稻荷講ナド云テ、會集スルコトモ近年ノコトナラズ。吉田鈴鹿家記、永享二年八月、來ル廿八日伊勢講、私所ニテ仕候云々。同月春日講中、皆大和へ參云々。同記、應仁元年十二月、聖護院村、田中村、吉田村、(中略)春ノ稻荷講ニ、三ヶ村衆寄合被_レ申候。

○古今著聞集、仁安三年四月廿一日、吉田祭にて侍けるに、伊豫守信隆朝臣、氏人ながら神事もせて、仁玉經を行けるに、御あかしの火、障子にもえ付て我家焼にけり。其隣は民部卿光忠卿の家なりける。神事にて侍ける故に、火移らざりけり。氏神ノ神事ヲセザル祟ナルベシ。

○蚊屋ト云モノ、古代ニミエンハ、皇大神宮儀式帳ニアリ。春日權現驗記ノ畫ニ、白ノ蚊帳ヲ掛タル畫アリ。又吉田鈴鹿家記、寶徳元年四月九日、花園殿ヨリ御葛籠一荷ニ蚊帳一張、ヘリトリ一枚、小夜着一ツ、御本所え參。コノヘリトリト云ハ、今云寢ゴザナルベシ。

○新作ノ硯ニ筆ヲ試コト、中右記、長承三年三月廿三日。左兵衛督被_レ及_ニ新作硯筆試_ニ之處誠一物也。誠爲_レ悅。仍書_レ之。佳辰令月歡無_レ極。萬歲千秋樂未_レ央。

○入木與儀抄ニ、世尊寺行尹卿ノ野跡ノ經ヲミル傳アリ。京都小川本法寺ニ、本阿彌光悅ヨリ寄進道風眞跡法花經アリ。行尹卿ノ傳ニ符合セリ。一_ニ行ヲ摹テ左ニシルス。ソノ傳ハ、入木ニ專門ノ人ノ妨ナレバ、コ、ニモラセリ。

出于世間猶如大雲充潤一切枯槁衆生
以来復過是數无量无邊百千万億阿僧祇

○同抄ニ、色紙形ノ寸法事、堅ザマ寸法ヲ取テ、其ヲ十六分ニワリテ、今二分ツマメテ、十四分ニヨコザマノ廣サヲ可_レ切也。是ガ吉様ニテ有也。

○茶并茶具ヲ打枝ニ付ルコト、北山抄(佛名條)天曆九年十二月廿二日。(取要)茶并茶具二裹。(割註)付ニ五葉枝。一

○七夕ノ歌、梶ニ書コト、管見記、嘉吉元年七月七日。辛丑晴。七種詠書ニ梶葉手ニ向ニ星ニ了。
○入木與儀抄ニ、額ニハ火ノ字堅忌_レ之。仍丙丁ノ日ハ不_レ書也。トアレド、權記、寛弘六年八月四日。

丙戌奉_レ書ニ北野宮額。トアリ。行成卿ハ忌_レザルトミュ。

○平家物語九、(宇治河事)手綱を馬のゆがみにすて、左右のあぶみをふみすかし、はるびをとひてぞしめたりける。盛衰記二十五、(宇治河事)馬ヲ留、鏡踏張立舉、弓ノ絃ヲ口ニ噉、腹帶ヲ解テ引結々々シメケル云々。桃花葉葉ニ、腹帶(山木搦)トアルニテ、上腹帶ヲ鞍ノ居木ノ間ヨリ通テ、前輪ニテシ

メルナリ。古畫ニミユル腹帶、ミナ此定ニミエタリ。圖、卷尾ニアリ。

○攝關ニナリ玉ハヌ已前ニ、政所ト申コト、玉葉、治承三年十二月十日。兵部卿入道信連來數刻談話。御一家皆大臣後。雖攝籙以前。以室家稱北政所。延久元永例也。

○家屋ノ隔ニ立ル障子ヲ、今ハ襖ト云ヘド障子ナリ。古ヘハ絹張ナリシヲ、後ニハ唐紙ヲ以テ張シ故ニ、唐紙ト云名モ起レリ。台記別記、久安六年正月七日。(取要)寢殿簾中調度未レ立。上達部座障子可レ張レ絹。今日猶爲唐紙不レ可レ然。九日張レ絹トアレバ、唐紙ハ略トミエタリ。今俗ニ、障子ト云モノハ明障子也。障子ニモ種々ノ名目アリ。通障子、鳥居障子、絹障子、唐紙障子、紙障子、小障子ナド也。

○食時ノ中ニ酒ヲ飲ヲ、中酒ト云コト、酒茶論云。又飯後飲謂ニ之中酒。古註云不レ醉不レ醒謂ニ之中アリ。

○酒ヲ九獻ト云コトモ、我邦ノ俗ニアラス。潛確類書云、九獻宗廟之祭具九獻之禮ト云コトアリ。

○鞠ノトキ、扇ノ指ヤウ、親長卿記、延德三年四月十九日。陰晴。飛鳥井中納言入道許明日之儀治定云々。(中略)次予示レ之。今度扇指度之由命レ之尤可レ然。又予指樣有種々趣答レ之。誠有種々說。指樣三樣。指所三ヶ所也。先刀指トテ如レ刀指也。一故籙指トテ、矢ヲフタル樣ニ指モ、一笏指トテ如レ指笏。指所之事。於ニ座邊指レ之。一進立送々指レ之。一立ニ定樹下指レ之。一於ニ同輩之所者道々指レ之。

○御徳日ト云コト、ヤゴトナキワタリニハアリ。年々ソノ日ニハ、何事モ憚玉フハ、衰日ノコトニテ、誰ニテモ年々衰日ハアルモノナリ。ソノ日ハ、拾芥抄、八卦部ニテミルベシ。續古事談、堀川院御時(取要)其日主上、殿上にて人々に連句いはせ給ひけるに、國賢、末句いへと仰られければ、今日わたくしの衰日也。はゞかりありと申ければ、主上、殿上の唇を召て御覽するに、巳日、衰日いまだなき

事なり。いかでか君をあざむき中、連句いはぬほどのもの、いかで博士に成べきと仰られける。トアリ。巳午亥ハ衰日ナシ。

○入道ノ後、魚食ノコト、親長卿記、明應二年八月廿七日。(取要)今日予落髮。同四年二月六日。(取要)竹内僧正尋申云。着袈裟之後不可魚食之歟。但或仁云。後成恩寺殿令懸袈裟給。即有御魚食云々。御返答云。雖レ被レ懸袈裟魚食不可苦云々。

○曆面ノ土用ハ土王ナリ。王ノ字ヲ避テ土用トスルコト故實ナリト、谷重遠秦山集ニミエタリ。

○門生土佐人秀金問云。秦山集曰。我朝律學極精。近時淺利檢校尤妙達。東寺寶藏有唐製十二律及平調板。トアリ。今ニアリヤ。答云。重遠ノ傳ヘ誤リナリ。平調板、東寺ニハナシ。大通寺〔割註〕俗ニ東寺ノ尼寺ト云。〕ニアリ。然テ唐製ニアラズ。圖、卷末ニアリ。十二律ノ竹ハ、尋常ノモノナレバシルサズ。

○タマ一日、昇殿ヲユルサル、コトアリ。平戸記、仁治三年十一月十一日。(取要)今夜五節參入。(中略)受領長門。〔割註〕國司大内記高長。一日被レ聽昇殿。〕

○上世ノ遺風ニテ、隼人ノ犬聲セシコトアリシガ、絶タルモヒサシキコト也。小右記、長和元年十一月廿二日。(大嘗會)隼人不レ發吠聲。諸卿一兩相催。纔吠不レ似例聲。トアリ。既ニ絶ントスルノ端也。

○纒網ハ錦バカリノ名トオモフベカラズ。染タルモアリ。續日本紀、和銅六年六月辛亥。(取要)染作暈澗色。トアリ。

○パウゾウトハ、今ノ雜煮餅ノコトナリ。烹雜トカケリ。御厨子所預紀宗國記、明應六年十二月七日。(取要)三獻公家衆パウゾウトアリ。

○今ノ三方ト云モノハ衝重ナリ。八寸臺ハ足付ナリ。宣胤卿記云。永正十四年十月五日。(取要)公卿。

(衝重)、殿上人前。(足付)、トアリ。足付ハ足打ニテ折敷ニ足打タルト云コトナルベシ。

○今人ノ入湯ノ湯ハ、水湯ト云モノナリ。水風呂ト云名アルモ遺風ナリ。台記、久安三年二月十六日。(取要)自今日始潮湯正法須ニ水湯。七日後始レ之。同月廿七日。(辛酉)復浴ニ水湯。トアリ。潮湯ニ對シテ水湯ト云ナリ。

○台記、久安四年四月廿三日。季房朝臣來話ニ大日本紀事。トアリ。昔ハ大ノ字ヲモ加テ呼タリケン。

○和哥ニ、半臂ノ句ト云ハ、腰ノ五文字ノコト也。無名抄ニ、月といはんとて、久かたとおき、山といはんとて、あしびきといふはつねの事なり。されどはじめの五文字にては、させる興なし。こしの句によくつゞけること葉のやすめに置たるは、いみじう歌の品もいでき、ふるまへるけはひともなるなり。ふるき人、これをば半臂句とぞいひ侍ける。はんびはさせる用なきものなれど、しやうぞくの中にかざりとなるものなり。歌の三十一字、いく程もなきうちに、おもふことをいひきはめんには、むなしきことばをば、ひともじなりともますべくあらねど、此はんびの句は、必しなとなりて姿をかざるものなり。

○半臂、今ハ装束ノ衣紋家ニ着セヤウノ傳アリテ、大緒ヲバ忘緒ト云テ、コシニハサミ、別ニ小緒ニテ結ブコトニナリタレドモ、台記、康治二年四月廿五日。(取要)半臂。伊通曰。正儀只以ニ大緒ニ結レ之。何可レ具ニ小緒ニ哉。余曰。諾。自今以後不可レ具ニ小緒。トアリ。

○年始ノ試筆ノ吉書ニハ、天筆和合樂云々トカクヨシ、教長卿口傳筆法才葉ニミエタレドモ、和歌ヲカクコトモアリ。二水記、永正十七年正月一日。(取要)書ニ吉書。和歌一首任レ筆畢。トアリ。

○小漬飯ト云コトモフルキコト也。二水記、永正十六年十一月五日。(取要)於ニ御所。各有ニ御小漬。御相伴也。

○法師ノ醫ノ御療治ニテ勸賞アリシコト、後愚昧記、永和三年正月二日。(取要)主上喉疳御惱之時。醫

道之輩篤直卿。繁成朝臣。典藥頭雖レ被レ召レ之。不レ能ニ其驗。令レ及ニ難儀ニ給。仍雖レ爲ニ沙汰外者。士佛法師被レ召之間。以ニ針治ニ令レ屬ニ御減ニ給了。舊院。文和年中御腫物之時。小松房悲阿彌ト號法師。參ニ御療治ニ御平愈了。彼度被レ行ニ觀賞ニ被レ叙ニ法印了。

○後愚昧記、應安二年三月廿八日。(取要)又聞山門事。今夕武家付ニ傳奏藤中納言。「割註」武家使者攝津掃部頭云々。」トアリ。又御厨子預荏響錄ニ、明應五年六月三日。勸修寺大納言教秀武家傳奏辭退ト、親長卿記ニアリトカケリ。

○正月八日ヨリ被レ行シ御修法、眞言院中絶ノ、チハ、小御所ニテモアリ。御湯殿記、天文三年正月八日ヨリ紫宸殿ニテ行ル、トアリ。

○京都ノ西千本通ハ、朱雀大路ノ東傍ナリ。ソレヲ千本ト云シモ久シキコト也。後愚昧記、應安二年四月一日。入レ夜千本邊有ニ炎上。トアリ

○假名日本紀ト云モノハ、假名ニテカキタルモノトオモフベカラズ。假名ヲツケシモノナリ。釋日本紀十八、任那ニヤマトノミコトモチ日本府。日本紀私記曰。案。假名日本紀作ニ任那之倭ニヤマトノミコトモチ。寧トアルニテ知ルベシ。寧ノ字ハ、宰ノ字ノ誤ナルベシ。

○萬葉集ノコト、有職抄ニ、右ノ外、御本ニハ、貫之ガ書ル古今集御子左ノ後撰、道風ガ萬葉ナド、圓融院ヨリ一條院ヘワタリタルヨシ見エタリ。源氏物語(梅がえ)嵯峨の御門の古萬葉集をえらびかゝせ給ふ四卷、權記、長保三年五月廿八日己亥。故民部卿在世日被送續色紙一卷。請レ書古萬葉集。仍書レ之。東鑑、建曆三年十一月廿三日。己丑天晴。京極侍從三位(定家卿)猷ニ相傳私本萬葉集一部於將軍家。コノ外、諸書ニ萬葉ノコトミエタリ。コレヲノ本、イカナリシヤシラネド、古筆手鑑ニ存スル處ノ彼是ノ萬葉ノ小片數枚ヲミルニ、皆長歌ハヨミトカズ。短歌ハ別行ニ假名ニカキテヨミ解タリ。又伊勢國伊澤富山與惣右衛門所藏古筆萬葉全部アリ。寄合書ナリ。今攝津國河邊依屋久左衛門所持セルヲ鑿

望シテミシニ、第一卷、行成卿ノ眞跡ニ違ベカラズ。サテ又短歌ノミヲヨミ解テ、長歌ヲヨミトカズ。サルウヘ、世ニムツカシク解ナセシ莫囂圓隣ノ歌ヨミトカズ。又今板本第一十四丁裏ニ、河上乃云々ノ短歌、常丹毛翼名ト云句ヨリ、間ニ二三行モ白紙ノ行アリテ、常處女煮手トカケリ。疑フベキコト也。又コノ古筆ノ萬葉第十九ノ卷ノ長歌ヲ、宣命書ニセルトコロモアリ。享保三年九月、神田道伴ノ極ハ、筆者時代不同ナリ。又本ヲミルニ、同時代ノモノトミユレバ、道伴ノ極疑ベシ。ソノウヘ第二十卷ノ奥ニ、元暦元年六月九日、以ニ或人本ニ校合了。右近權少將花押アルニモ、極ノ不正ナルコト明ナリ。享保十三年戊申八月、御蘭意齋ヲ以テ、梅谷殿ヨリ内々觀覽アリ。ソノ時、三卷ヲトメオカセ玉フト云リ。

○親元日記、寛正六年七月二十二日、松梅院ヨリ天神御筆涌出品一卷、(紺紙金泥)私迄請取置レ之。若君様御誕生之時ハ、必御産所ニ被レ召ニ置之ニ由申レ之卅ケ日之間云々。コノ經、今ニアラバ尋テ拜見スベキモノナリ。サテ經文ノ本意ハ解セザレドモ、涌出品ハ寶塔涌出品ニテ、寶塔ノ涌出スルト云ヨリ誕生ノトキ置ル、ヤ。コレニ習テ、後世神道者流、大祓ノ詞、イマイフ中臣祓ヲ、段ヲ別テ祈禱ニ唱ルトテ、第二段神孫降臨ノ詞ヲ降誕ノ段、又平産段トス。涌出品ヲ置レシニ似カヨヒタルコトナリ。

○二孟ノ句、ソノ外初句、新所句ナド云コトハアレド、中句ト云コトハマレナリ。續日本後紀、天長三年三月庚戌。是中句之初也。天皇御ニ紫宸殿ニ賜ニ侍臣酒。トアリ。朔庚子ナレバ、庚戌ハ十一日ニノタレリ。

○上北面、下北面トモ所ノ名ナリ。爲經卿記、寛元四年二月二十一日。天晴。院上北面始也。上北面以ニ殿上北面ニケ間ニ爲ニ其所。下北面副ニ北築地ニ有ニ五間屋ニ以ニ件屋ニ爲ニ其所。トアルニテ知ベシ。

○禁國ト云コトハ、コンコクトヨムベシ。新任辨官抄、位祿定結詞讀様事。結詞殿上分可レ給。國々禁國可レ給。(割註)不レ云ニ禁國。涉ニ禁獄音ニ故也。或說禁國禁字去聲也。予不レ用ニ此說。コン此字吳音也。

宜レ用レ之。」

○今ノ世ニ、一向宗ノ徒、佛前ニ向フトテ、肩衣バカリヲ着テ袴ヲキズ。古代モソノ類アリ。十訓抄ニ（第二ノ十）大原の聖達四五人云々。河内國石川郡にとまりにけり。家主は紺の直垂ばかりきて、袴はきず。ことの外に經營して、よきむしろ疊など取出してしきけり。

○物ノ枝ニ鳥ヲ付ルニ、小鳥ハ數羽ツクレドモ、雉、鴨ノ類ハ二羽ヨリハツケザルニ、數羽ツケタルコトモアリ。明月記、元仁二年二月八日。（取要）剪ニ紅梅大枝ニ雄雉雌雉各十羽。（割註）如ニ小鳥ニ付也。」大瓶入レ酒送レ之。トアリ。

○守札ヲハルコト、明月記、文曆二年五月十一日。（取要）以ニ賢舜ニ令レ問ニ在友朝臣口舌病事。不レ輕山占可レ修ニ百怪祭ニ由。明日（吉）山領狀。同十二日。（取要）在友朝臣以ニ次男ニ令レ修レ祭。相逢謝レ之。屋四面打レ簡。

○典藥寮ニ、頭助允、屬ノ現任ノアリシコトハツネナレドモ、人車記、仁安三年正月十一日。（取要）典藥頭丹波重長。助藤頼時。少允和氣安信。大屬清原宗友。同爲近。醫師清原友重トヨクソロヒテミエタリ。

○五色ト云ハ瓜ノコト、管見記、嘉吉元年六月廿四日。己丑。自レ朝降雨。五色甘葩進上トアリ。此外ニモ多ミエタリ。餅ヲ十字ト云類ナルベシ。

○湯アミスルコトヲ、風爐ニ入ト云コトモ久シキコト、ミエタリ。管見記、嘉吉元年七月卅日。甲子霽。殘暑甚入ニ風爐。トアリ。

○尼ノ和歌懷紙ノコト、後深心院闕白記、永和元年九月十三日。庚午。今夜和歌御會也。（中略）獻ニ懷紙。二品禪尼重ニ懷紙。（割註）書ニ白薄様。」トアレバ、尼ノ懷紙ハ白薄様ヲ用ユルコトナルベシ。

○七夕ニ七遊ヲスルコト、親長卿記、文明五年七月七日。今日有ニ七種事。一鞠。一楊弓。一樂。一郢

曲。「割註」依ニ人々故障ニ無レ之仍改ニ圍碁了。「一和漢。「割註」五十韻。「一和歌。「割註」兼日七首題賦レ之。「一七盃飲。

○當時ノ戯ニ、火廻ト云コトアリ。昔ハ脂燭ノ詩ト云コトアリ。玉海、壽永二年正月廿五日。辛卯天晴。召ニ中將於前。脂燭詩兩度令レ作。一度二寸。「割註」開山花未遍春。「一度五寸。「割註」竹間鶯語滑聲。「又續世繼、「割註」春のしらべ。「歌をこのませたまひ、あさゆふさふらふ人々にかくしだいよませ、しそくの歌かなまりうちて、ひらきのうちによめなどさへおほせられて。トアリ。

○女房ノ灸治ヲスルトキハ、暇ヲ玉ハリテ里ニ下ラル。今ハ灸下ト云灸治暇ナルベシ。山槐記、仁平二年九月六日。參ニ關白殿。申ニ實長朝臣灸治暇事。トアリ。

○今ノ世ニ、髮切ノ尼ト云ハサゲ尼ナリ。サテ又、ノチニ髮ヲオロシテ尼ニナリシコトモアルベシ。續世繼、「割註」もち月。「長曆三年五月七日、御ぐしおろさせたまふ。あきともの入道中納言、

世を捨て宿を出にし身なれども猶戀しきはむかし成けり
とよみて、この女院へたてまつり玉へる御返事に、

つかのまも戀しきことのなぐさまば二たび世をもそむかざらまし

とよませたまへるは、はじめは御ぐしそがせたまひてのち、みなおろさせたまふ心なるべし。

○手篋ノ蓋ニ菓子ヲモルコト。人車記、仁安三年十一月廿一日。(取要)註云。交菓子三積ニ盛薄様詩繪手篋蓋。トアリ。

○褐衣ニ蠻繪ノ摺ヤウ、玉藥、建曆元年十月廿八日、蠻繪袍(割註)師子形以墨摺レ之。日程聊添レ朱。トアリ。東寺ニ藏スル褐衣ニ、コノ定ニセシヲ存セリ。ソノ獅子ノ圖、卷末ニアリ。又熊ノ蠻繪ノヤウ、南都東大寺若宮八幡ニ存セリ。コレハ繡ナリ。其圖モ卷尾ニアリ。

○七月七日、二星ノ影ヲウツストテ、手洗ヲ設カ普通ノナラヒニテ、夫木集ノ歌ニモ、

聞はやなふたつのほしの物語たらひの水にうつらましかば

トアレド、知信記、天承二年七月七日。夜有^ニ乞^ニ功^ニ奠^ニ事^ニ。下官依^レ爲^ニ行^ニ事^ニ着^ニ東^ニ帶^ニ參^ニ宮^ニ供^ニ奉^ニ奠^ニ物^ニ。
 (中略)東机未^ニ中^ニ角^ニ居^ニ御^ニ鏡^ニ二^ニ面^ニ。(開^レ蓋^ニ)トアリテ、鏡ヲモテ手洗^ニカヘタリ。今モ手洗ヨリ鏡ヲ用
 ユルガシカラシ。

○堀川ヲ大宮川トモ云ベシ。詞花集ニ、

みなかみはさだめてければ君が代にふたゝびすめる堀川の水

トアルニ、夫木集廿四、

のどかなる大宮川のながれにてふたゝびすめるかけはみえけり

トアルハ、堀川ヲ大宮川トヨメリ。

○荒井筑後守軍器考ニ、鎌倉殿ノ比、スデニ平胡籙ニ矢サ、ムヤウ、丸緒ツケシヤウナド、東國ノ武士
 ハシラザリシニ云々。東鑑ニアリトバカリ、本文ヲ出サマリシガ、東鑑、文治五年正月十九日。庚戌。
 若君御方結構風流模^ニ大臣大饗儀。藤判官邦通爲^ニ有^ニ識^ニ營^ニ此事^ニ。而近衛司相交。平胡籙差様。丸緒付
 様不^ニ明^ニ之^ニ處^ニ。三浦介預囚人武藤小次郎資頼。「割註」平氏家人。監物太郎頼方弟。「彼箇事得^ニ故^ニ實^ニ之^ニ
 由發言。義澄求^ニ伺^ニ御^ニ氣^ニ色^ニ。内々雖^レ可^レ召^ニ仰^ニ之^ニ。若君御吉事也。爲^ニ囚人^ニ爭^ニ役^ニ之^ニ哉^ニ云々。仰曰。早所^ニ
 厚免^ニ也。可^レ令^レ沙^ニ汰^ニ之^ニ。者資頼開^ニ愁^ニ眉^ニ調^ニ進^ニ之^ニ。

○猪熊關白家實公記、正治三年正月□日。天晴。(取要)早且着^ニ直^ニ衣^ニ見^レ鏡^ニトアルハ、今俗ノ鏡餅ニ居
 ルコトニテ、齒固ノ祝ナリ。夫木集ニ、

千代までも影をならべてあひみんといはふ鏡のもちひざらめや

源氏物語、初音の巻にも、はがためして、もちひかゞみをとりによせて、千とせのかけのしるきナドアリ。此外ニモ多カレド略セリ。

○今昔物語廿四、今昔小野篁といふ人ありけり。事ありて隱岐國に被_レ流ける時、船に乗て出たつとて、京に知たる人の許にかく讀て遣ける。

和田の原八十島かけてこぎ出ぬと人には告よあまのつり船

と、明石といふ所にて、其様を宣て九月許りの事なりければ、明髻不_レ被_レ寐して詠みたるに、船の行が鳥かくれするをみて、哀とおもひてかくなんよみける。

ほのく_くとあかしの浦の朝霧に鳥かくれ行船をしぞおもふ

と云て泣ける。是は篁が歸りて語るを聞て、つたへ侍るとなり、トアルヲミレバ、ほのく_くの歌、人丸ニアラズ。疑フベキコト也。歌ノ體ハ篁ニアルベカシクミュ。

○水かゞみ、(仁明)承和六年正月にぞたかむら、おきへまかりしに、(中略)同七年六月に、小野篁めしかへされて、いまだ位もなかりしかば、きなるうへのきぬをきてぞ京へいれりしトアルハ、無位ノ袍ハ黄袍ナレバナリ。コレ叙位スベキ人ノ叙位セザル中ノ無位ノ袍ナリ。庶人ノ無位ノモノ、袍ニハアルベカラズ。無品親王ノ黄袍トアルニ准據シテ知ベシ。

○西園寺實遠公所傳無撰者一冊教訓抄ニ、大臣殿の座には、大文のへりのたゞみに、こゝにしきのしとぬをしき云々。仙源抄の一説に、とうきやうにしき日本錦なり。からのといへる覺束なしトアルナドヲ以テ、東京錦ハヤマト錦ノコト、スレド非ナリ。唐ノ東京錦ヲコ、ニテ模シ織タルナレバ、唐ノ東京綿ト云ベシ。

○婚禮ノ時ノ被ヲ、鴛鴦被トモ合歡被トモ云ヘリ。河海抄(葵)、註ニ、鴛鴦衾者鴛鴦文錦被也ト云、又潜確類書ニ、合歡被、古詩客從_二遠方_一來遺_二我一端綺_一。文彩雙_二鴛鴦_一裁爲_二合歡被_一。着以_二常相思_一。緣以_二結不解_一。(割註)被中着綿綿之意。トアリ。又鴛鴦褥ト云モノモアリ。同類書ニ、鴛鴦褥、西京雜記趙昭儀上皇后遂三十五條有_二鴛鴦褥_一。

○皇朝ノ古禮ハ、四拜拍手スルコトナリシカ。日本紀略、延暦十八年正月朔。皇帝御ニ大極殿ニ受レ朝。

(中略)減ニ四拜ニ爲ニ再拜。不レ拍レ手トアリ。此比ヨリオノヅカラ四拜拍手ハ止テ、北山抄、本朝風四度拜レ神。謂ニ之兩段再拜。ト云ヤウニナリテ、神ヲ拜スルニノミ古禮ノコレリ。サテ又拍手ニモ、八開手長ク拍レ手、短拍^{シノヒタ}レ手ナド云コトアリ。今時ノ神ヲ拜スルニ、二ツ手ヲ拍ハ短手ニテ、延喜式ノ假名ニ、シノビテトアルモノニテ、拍聲ノ音ナキヤウニ拍ヲ云ナリ。玉海、治承四年二月四日。丙戌天晴。此日祈年祭也。(中略)祝師進ニ庭中座ニ申ニ祝詞。(割註)十段別稱唯。即拍レ手上卿以下從レ之。(割註)上卿拍手法。不レ令レ有レ聲手ノサキヲアハセテ、ヤヲラ打合也。一條禪閣兼良公江次第抄、(割註)祈年祭條。今案。上卿拍手作法不レ令レ有レ聲。手ノさきをあはせてやをらくと打合也トシルサセ玉フニテモ、不レ有レ聲コト知ベシ。

○年回ヲ引上スルコトヲ、取越ト云名目モフルキコト也。二水記、永正十六年十二月十四日。金譽十七回忌也。(割註)明年正月也。雖レ然年始依レ不レ辨取越了。

○平家ヲ語ルコト、臥雲日件錄、文安五年八月十九日。最一檢校來。(中略)予又問座頭話平家之由。最一曰。昔爲長卿者作此書。十二卷留在播州。其後曰性佛者。上之於音曲而歌詠耳。性佛之後曰如一檢校者有二弟子。一曰覺一。一曰城一。々々弟子城元居八坂。城元次曰城意。々々次曰城存。存尙在焉。覺一弟子有四檢校。曰通一。曰靈一。曰景一。曰清一。某乃靈一弟子也。最一又曰。今夏居奈良。秋初歸洛トアリ。平家ヲ語ル濫觴アキラカナリ。

梅窓筆記卷之二

○掛物ノ上下ヲ卷テ掛コト、左經記、長元八年正月十四日。己亥。治部省廳去年大風顛倒。仍太元御修法可レ行處。有レ議於ニ大膳職北屋ニ修レ之。(中略)件屋短狹佛像高廣。仍上下各卷レ之奉レ懸云々。トアリ。茶家者流ニモ、此ニ似タル掛物ノ掛ヤウアリ。

○當時モ饗膳ノ前ニ、假初ニ小漬飯ヲ出スヲ點心ト云リ。輕畊錄、(十七八葉)今レニ早飯及飯後午前午後哺前小食。爲ニ點心。トアリ。園太曆、康永三年九月十六日、壬寅晴。今日上皇可レ臨ニ幸天龍寺。(中略)於ニ南面客殿ニ先供レ湯。次供ニ點心。次茶也。トアリ。此外ニモアルベシ。又禪家ニ、點心ト云コト多アリ。

○經史トモ論義ノ音聲ノコト、台記、久安二年六月二日。庚子。依レ例講ニ尙書。講師直講師元。問者余及敦任。(皆ニ重)引音如レ僧。同年八月廿一日。有家堅義事。(中略)今夜堅者探題皆無レ失。可レ謂レ有レ勤。(割註)但堅者音聲頗不ニ練習僧ニ歎。(中略)其題唐聲讀。自余事不レ異ニ于僧。トアレバ、音聲、僧ノ經論義ニ同ジカリシニヤ。

○旅行ノ以前ニ門出ト云コトヲ俗ニスルコト、台記、久安四年二月十日。(取要)入レ夜同ニ宗俊阿闍梨房。是出門也。十二日。爲ニ道虛日ニ之故也。即行レ被。十二日可レ參ニ八幡。仍自ニ今日ニ神齋。トアリ。コノ例ニ據セバ、今モ上道ノ日アシケレバ、已前吉日ニ門出ヲセバ便宜ナルベシ。

○佛事ニ被ヲスルコト、江次第ニモミエタレドモ、左經記、長元七年八月十五日。壬申天晴。午後着ニ八省東廊ニ行ニ大被。是明日爲レ被レ行ニ仁王會ニ所レ被ニ被清也。トアルニ、佛事ヲ行ントテ先被ヲスルコト分明ナリ。

○續後撰賀部、建保三年、和歌所にて釋阿九十賀たまはせける時、銀の枝の竹の葉にかき付べき歌めされけるに、

もゝとせにちかづく道につきそめて今行末もかゝれとぞ思ふ

大藏卿有家

玉海、建仁三年十一月廿三日。(取要)置鳩杖以銀作之。件杖竹形也。其上居鳩也。有二枝二葉。件葉書和歌有家朝臣詠之。トアリ。ソノ杖ノ寸法ハ知レネドモ、近世ニ賀ニ調セラレタリシヲ、卷末ニ圖ス。

○物ヲ假ソメニセヌ料ニ、扇ヲ敷テ、ソノ上ニオケルモフルキコトナリ。侍中群宴、(第八)御書使事。賜御書之後鬘置日記辛櫃上。(割註)以レ扇敷レ下。若殿上無レ人令主殿司守。トアリ。コノ外ニモ日記記ニアリトオボエケレド忘却セリ。

○佛事ニ百味ヲ供スルコト、人車記、嘉應元年九月廿六日。己卯天晴。(取要)依故殿御月忌。(中略)百種供物御供養如レ例。

○狐ヲ神トスルコト、續古事談云、いにしへ野干を神の體となしたる社の邊にて、きつねを射たるものあり。又堪囊抄第二、狐ヲ祝フ社、女神ニテマシマサバ、女官ニ准テ命婦ト云フ。吳音ニミヤウプト申セルニヤトアリ。今モ山城伏見ノ稻荷ニ命婦社ハコレナルベシ。

○昔シ怠狀ト云ハ、今ノ過證文ナリ。失錯アルトキ怠狀ヲ奉ルコトアリ。又カヘシ玉フコトモアリ。傳宣草

宣旨 「返給怠狀於外記一狀」

權右中弁光繼朝臣進ニ怠狀ニ事

仰レ宜ク徵ニ將來ニ返賜上、

右宣旨可レ被ニ下知ニ之狀如レ件

文保二年十月六日

春宮大夫判

二九〇

トアリ。今時モ過去ヲ許シテ過狀ヲ返シ、未來ヲ徵コトアリ。

○姉小路北堀川東橋逸勢家ノ蚊松殿、蚊字ヲハヒトヨムコトヲ疑フ人アリ。水左記、承暦四年八月廿八日。壬午晴。今日寢殿御方於ニ蚊松被レ供ニ養佛經。トアリ。蚊ハ蚊ト同字ナリ。姉小路北西洞院東高明親王家高松殿モ、西ノ蚊松ニ對セシ名ニテモヤアリケン。

○今ノ曆ニ神よしト云日ハアレドモ、ほとけよしト云日ハシルサズ。予ガ藏スル後堀川院貞應二年癸未年ノ假名コヨミノ小片ほとけよし。又神ほとけよしナドノ日ヲシルセリ。後世ニ除タリトミュ。神吉日、三寶吉日トモニ、拾芥抄及陰陽家書ニ分明ナリ。

○表衣ヲヌヒチヤメテ着コトアリ。明月記、建仁三年十二月廿七日。(取要)中將殿御拜賀。戌時許自ニ九條殿ニ令ニ參入ニ給。御裝束遲々。今夜着ニ殿下御袍ニ給。(縫縮)トアリ。

○正月ノ御修法ニ用ラル曼多羅ヲ、俗中ニハ弘法大師ヨリノモノ、ヤウ云ヘドモ、鶴輿丁舟木氏記、元祿六年十一月十八日。於ニ仁和寺ニ宮中御修法本尊兩界曼多羅新書開眼供養。トアリ。

○大江俊冬記、當時大床子御膳ハ、享保十八年丑年御再興トアリ。

○大和國法隆寺ニ善光寺如來ノ文ト云モノアリ。密封シテミルコトナラサレドモ、搦囊抄卷十七(三十九丁)ニ、善光寺如來ト聖德太子ト往來ノ消息ノ文出タリ。ミテ知ベシ。

○百練抄、天福元年五月二十九日。普賢寺入道攝政薨。(年七十四)終焉之時各不レ可ニ面謁。中陰不レ可レ修ニ佛事ニ之由息被ニ相定。トアリ。普賢寺殿ハ基通公ナリ。息トハ猪熊攝政家實公ナリ。木邦ノ中世以來、中陰ニ佛事ヲ不レ修ハ實ニ希ナリ。當時ノ神道者流ノ賞歎スベキコト、オモフナリ。

○拾芥抄ニ出タル和琴ノ名器ノ河霧ハ、官物ニテ御神樂ノ時ハ被レ用シガ、萬治四年燒失セシ後ハ、官物ノ新絃ヲ用ラル由、安陪季尙編輯セシ樂家録ノ和琴祕録ニミエタリ。惜ベキコトナリ。琵琶ノ巖

ハ、今ニ傳テ今出川殿ニアリ。メデタキコトナリ。

○神ニ茶ヲ奉ルコト、日吉社神道密記、(割註)禰宜正四位下大藏卿行丸撰。毎歲卯月未日。二宮八王子十禪師三宮以ニ淨水ニ煮レ茶奉ニ調進。非ニ古法。トアリ。便ニ云、江次第佛名ノ時ニ、引茶トアルヲ、茶道者流ニ挽茶ノコト、オモヘルアリ。誤ナリ、引茶ハ茶ヲヒクトヨミテ、茶ヲ配リアツルコトナリ。行茶トカキテ行^ル茶トヨムベキ行ノ訓ノ假借ニ、引ノ字ヲ用タルナリ。

○柳宮ハヤナイハコト云ズ。ヤナイバトノミ云ベシ。明月記、元久二年十二月十五日元服記ニ、柳葉トアリ。宮ノ字ノ假借ニ、葉ノ字ヲ用タルヲ以テ知ベシ。

○焼亡ニ太郎次郎ト云コト、清癡眼抄後清錄記云。治承二年戊戌四月二十四日。戊子夜半許。七條北東洞院東中許洞院面焼亡。(中略)世人號ニ次郎焼亡也。太郎ハ去年四月二十八日至ニ于大極殿焼亡云々。

○源氏物語、(ほたる)神代より世にあることをしるしおきけるなまり。日本紀などはたゞかたそぼぞかし。これらにこそ、みちくしくはしきことはあらめとてわらひ給ト云ヲ、花鳥餘情ニ、日本紀三十卷始ニ于神代ニ至ニ持統天皇御宇。一品舍人親王安麿等撰レ之。今案。神代ヨリ世ニアルコトヲシルシオケルハ、日本紀ノ事也。コレラニコソトハ、惣ジテ物語草子、別テハ住吉物語ヲノ玉フ。吾國ノ書ニハ上モナキ日本紀ヲオシサゲテ、ソレハ大ガイヲコソシルシオキタレ。マコトニカンナサウシナドニコソ、マサシクミチくシキ事ハ有ケレトカ、セ玉フハ、都テ物語草子類ヲ翫味スル人、コ、ニ心ヲトメテミルベキコト也。精撰ノモノニハ、却テ嫌疑ヲ用捨スルコトアレドモ、物語草子ニハ、用捨ナク當時ヲアクマデニカクモノナレバ、時世ノヤウスヨク考ラルベシ。後世トテモ、草子ニハ當時ノコトヲ書ケリ。サレバ物語草子ノ作者ノ名ヲアナガチニ穿鑿ニ至ルベカラズ。

○新米ノ代ニ米ヲ青ク染テ用ルコトアリ。大和國春日社年中行事記云。八月諸式如ニ平月。但旬、神酒

從ニ今日一用ニ濁酒。散米用ニ新米。若年穀未レ就則以レ米染青。トアリ。

○棟上ノトキ、大工ノ衣冠スルコトモフルキコト也。玉葉、承安二年二月三日。〔割註〕建春門院新御堂上棟。上棟。大工束帶自取レ麻昇ニ屋上。トアリ。

○食膳ニ梅干ヲ置コトハ毒ケシナリ。世俗立要集ニ、承久以後、武家ノ肴ノ様ヲミルニ如レ此。梅干ハ僧家ノ肴也。而テ俗家ニ用ラル事如何。若漢土ノ作法敷。漢土ニ鳩ト云鳥アリ。其鳥ノ羽ヲ拘入ツル酒ヲ鳩酒ト云、此酒ヲ飲ツレバ必ズ死スト云々。其變ニ梅干ヲ用ル。而ヲ若敵アリテ、鳩酒モヤス、ムルト、ハシノ臺ニ梅干ヲ一置ト云々アリ。

○直衣ハ官服ニアラズ。藝服ナリ。藝ハケハレノケニテ、私ノ服ナリ。故ニユリザレバ、公ニ直衣ヲ着テ參ラレズ。又女房ニモ直衣アリ。江次第一。(御藥條)着ニ尋常唐衣裳。稱ニ之直衣女房。同第十九、〔割註〕殿上賭弓條。女房四人扈從。〔割註〕命婦二人。藏人二人直衣。トアリ。女房ノ直衣ト云ハ、裳唐衣バカリニテ、表衣ヲキヌヲ直衣ト云トミエタリ。中世ヨリ女房ノ表衣ノ沙汰ハナケレドモ、上古ハ唐衣ノ上ニ表衣アルベシ。サテ花鳥餘情〔割註〕匂兵部卿。殿上童束帶ノ時總角ス。コレヲミヅラトイフトノキスガク直衣ヲ云。ソノ時ハミヅラユハストキカクルナリトアルヲ准據ニテ、女房モ直衣ノトキハ、カミヲアゲズ、額許ヲ上テトキカクルナルベシ。都テ女房ト童ハ同ジ定ノモノナリ。トキカクルトハ、今ノスベラカシノコト也。俗ニスベラカシサゲカミヲ、禮ナリトオモヘドシカラズ。スベラカシサゲカミハ、藝ノコトナリ。髮ヲ上テ笄シスルガ女ノ禮ナリ。髮ヲ上ルコトモ中古ヨリ沙汰ナケレドモ、禁秘御抄、〔割註〕御膳事條。女房上レ髮。三位已上釵子許也。暑氣比凡聽レ不レ上レ髮。トアルニテ知ベシ。此比スデニ、ウルハシク髮ヲ上ルヤウ、サダカナラザリシニヤ。

○伊勢街道ノ伊勢ニ松坂ト云所アレド、今ノ俗ノオドリノ音頭ト云モノニ、千世ノ松坂トイヘルハ、山城ノ粟田ノ東ナリ。應永卅一年極月十四日室町殿御參宮私日記ニ、

我も又けふは都に入日かげうしくむかふあふ坂の山

松坂にもつきぬ。年々歳々の御参宮に、ことさら此所しも、千とせの坂の名をあらはして、たびごとの祝詞にあひかなひぬるも、神慮のしからしむる所なり。

君はなほ千代の花さく松坂をいく十廻りかこえてみるべき

○小解除手祓ト云コト、日次記ニアルハ、假初ニハラヒヲスルコトナルベシ。左經記、長元九年五月十九日。(取要)以ニ御骨(一升許)奉レ納ニ茶椀壺。(中略)事畢關白相府以下歸路云々。於ニ鴨河_ニ在_レ車手祓。(割註)只以ニ草人形_ニ不_レ備_ニ祭物。又无_レ縁葬作法記云、民部卿記云、人々歸ル時、取_ニ近邊草_ニカキワケテ懷_レ之、渡_ニ河水_ニ之時、面ヲ以_レ草カキ撫_テ流_レ之。是ヲ名_ニ手祓_ニ弃_ニ畢。白杖同_ニ弃_ニ畢。或記云。於_ニ水便所_ニ少_レ解除。以_ニ人形_ニ撫_レ之_ニ弃_レ川畢。トアリ。小祓トアルモ、少解除ト同ジコトナルベシ。

○七月七日乞巧奠ニ、かしつる糸ナド歌ニヨメルカスト云コトヲ、歌學者流ニ、カスハ手向ト云コトナリト云説アレド然ラズ。乞巧奠ニハ人料ノ物ヲ星ニカスコトナレバ、故モナクタゞカスコト云コトナルベシ。人車記、仁安三年七月七日。丙寅。内裏御遊具於_ニ清涼殿東庇。佳例被_レ涼於_ニ東庭_ニ乞巧奠。藏人基光奉行。於_ニ桂芳坊_ニ御服犬頭糸奉_レ借_ニ織女。トアルニ、借ト云コト分明ナリ。犬頭糸ノ犬頭ノコトハ、コ、ニ用ナケレバ別ニシルセリ。

○當時モ吉田村、松尾村ト云ベキヲ、俗ニ吉田ノ地下、松尾ノ地下ト云リ。タゞ吉田地 松尾地ト云コトニテ、下ノ字ニコ、ロナカルベシ。康富記、寶徳元年八月廿四日。壬申。是日松尾祭。(割註)去四月依_ニ神領違亂_ニ令_ニ延引。去月社務職被_ニ改動_ニ云々。廿五日者社家祭。(割註)云_ニ地下祭_ニ也。トアリ。廿四日ハ公家ヨリノ祭ニテ、廿五日ハ地_トノマツリト云コトナリ。

○延喜神祇式。會ニ三七日法事。當日不_レ得_ニ參内_ニトアリ。長秋記、天永二年二月廿日。(取要)參_ニ左府_ニ尋申云。會ニ三七日法事。當日不_レ得_ニ參内_ニ云々。而謂_ニ三七日_ニ四十九日間何ヲ可_レ申哉。仰云。件

事無_レ傳聞。宇治殿雖_レ令_レ尋_ニ道者等。申旨不分明。但近來所_ニ習來_一者。亡者在_レ家時。訪人雖_レ不_ニ身穢_一不_ニ參內_一。又觸穢了後雖_レ會_ニ法事。參內常事也者。今夜參內トアレド、吉槐記、元德三年九月廿日。大判事明清入來。予相尋云。所_レ載_ニ神祇式_一三七日法事者。其身雖_レ不_レ穢。當日不_レ令_ニ參內_一云々。此三七日トハ如何。明清申云此事秘事也。三七日トハ三十ケ日已後事也。五七日、六七日、七々日トハ、三十ケ日已後之間、其身雖_レ不_レ穢不_レ令_ニ參內_一ト載_レ之也。トアルニ分明ナリ。

○愚昧記、承安三年三月十四日。(取要)柏_{カハハツ}拵_{ハツ}(割註)挿木塗_レ黒云々。或不_レ塗。トアリ。柏夾ト云ル名義ハ詳ナラネドモ、柏夾トテ冠ノ纓ヲ卷テ、木ニテ夾ミトムルコトハ、火災或ハ旅行ナド道ノ間、纓ノ風ナドニ飛揚セザル料ナリ。ソノ仕ヤウ説々アレドモ是非ヲシラズ。橘直幹草紙詞書ハ慶運、畫シレズ。火災ノ所ニ、柏夾シタル騎馬畫、卷末ニアリ。

○抱朴子曰。辰日雨師者龍也。トアリ。文德實錄、嘉祥三年七月丙子朔。(取要)進_ニ大和國丹生川上雨師神階_一授_ニ正四位下_一。トアリ。雨師ハ龍ナルコト參考シテ知ベシ。

○萬葉集ヲ唱ル者流ニ、鎌倉右府ヲ殊ニ稱スル故ニ、ソノ眞影ヲ大臣卷物ヨリ摸シテ、卷尾ニ圖ス。ソノ卷物ハ、大臣八十人ノ眞影ニテ、豪信法印ノ畫ナリ。

○和歌ノ撰集ニ、古歌ノ句ヲ聊ヅ、改テ撰バレシコト多シ。歌ニ限ルベカラズ。河海抄、(葵)四條大納言公任の和漢朗詠に、おほく古章句を、二三字を改て入たる事あり。獲落危暈壞字秋有_ニ秋風_一とあるを、有_ニ秋聲_一とあり。又樂天の詩に、可是禪房無熱到とあるをも、不是禪房と改たり。是等ノ例ナラシ。

○明月記、建久十年八月四日。(取要)出京參_ニ日吉_一。(中略)於_ニ大宮寶前_一被_レ行_ニ御神樂_一。(割註)俗稱_ニ入長神樂_一。有_ニ和琴等_一。トアルハ、今内侍所、鴨、八幡ナドニアル神樂ノコトナリ。里神樂ニ對テ、神樂歌ヲウタフ神樂ヲ、入長神樂ト云ナルベシ。

○忌日ニ神事ニ預ラザルコトハ常ナレドモ、玉海、承安五年二月九日。(取要)明日當ニ遠忌。故人曰。忌日不レ從ニ神事ニ不レ從ニ佛事トアルヲミレバ、佛事ニモ預ラザルコトナルベシ。忌日ハ終身喪ナレバサモアルベシ。神事、佛事ニハ限ラズ。他事ニモ預カラズ。謹慎シテアルベシ。

○中陰ノ四十九日ヲ薨日ヨリ計ルコト、中右記、永久二年四月三日。京極大北政所〔割註〕右大臣師房公女。薨。同月廿二日葬禮。五月廿二日故北政所四十九日也。コレハ薨日ヨリ七々日ヲ計レリ。

○北山抄、傍親就養父母之族。可レ有ニ其假。至ニ于本生之族ニ不レ可レ假。〔割註〕但可ニ心喪。トアリ。今ハ養方ノ族ニ喪セズ。本生實方ノ族ノミニ喪セレドモ、元祿ノ服忌ノ定ト云モノニハ、養方ノ族ニ喪スルコトミエタリ。古代モ此定ノ行レシコト、百練抄、寛治三年十月四日。諸卿定申。(中略)凡爲ニ人養子ニ之者。本生傍親服不レ可レ着之由愈議了。トアリ。又助無智秘抄、(臨時)有ニ心喪ニ人、あをにびの表袴、柳色の下重をきる。(中略)平行親藏人たりし時、伯耆守道行朝臣卒去の時、この装束きる。件道行朝臣は行親伯父也。しかるを惟仲卿やうしたるにより着服せず。心喪の装束をもちゐるかトアリ。コレ北山抄ノ文ニ叶ヘリ。養子ノ義父ニ對シテハ、サモアルベキ理ナリ。神道者流ノ忌ト云論ニカ、ハラズ。恩義ノ輕重ニアルベシ。

○高坏ノ上ノ四角ナルハ折敷作付高坏ト云モノ也。小右記、寛仁二年六月廿八日。(取要)御前物。〔割註〕朱漆折敷作付高坏四本。トアリ。松尾社及春日社ニアリ。卷末ニ圖アリ。

○僧ニ被ヲ負スルコト、左經記、長元四年九月十七日、(取要)中納言奉レ勅召ニ陰陽寮。令レ勘テ可レ負ニ祇園僧被ニ々日時。是僧於祇園曰主内葬送。仍其崇出ニ御ト。因レ之所レ被レ行也云々。

○當時云寫生ノ似貌ナド云コトモ、フルキコト、ミエテ、古今著聞集ニ、後堀川御時、似繪を御好ありけるに、北面下薦御隨身などの影を、左京大夫信實朝臣をめしかゝせられけるトアリ。

○經文ヲ題ニシテ歌ヲヨメルトキ、懷紙ニ經ヲ料紙トスルコトナリ。陸戒記、永享六年十月一日。(取

要)抑件一品和歌。予當勸持品。先日詠_ニ送_ニ之_一了。懷紙爲_ニ經料紙_一。トアリ。南都一乘院宮御藏經文題歌西行寂蓮、ソノ外當時人十二枚ノ懷紙、ミナ經文ノ裏ニカケリ。ソノ外、古筆ニ多ク經文ノ題ノ歌ヲ經ノ裏ニカケルアリ。予家ニモ日野左大臣勝光公經文題懷紙ヲ藏セリ。經ノ裏ナリ。

○開帳ノ名目モフルク聞エタリ。二水記、永正十八年二月八日。早且詣_ニ木屋藥師堂_一。(烏丸)從_ニ去月_一開帳也。聖德太子御作云々。古物御面貌不慥。八百年許無_ニ開帳_一云々。トアリ。

○突_レ鼻ト云コト、康富記、應永廿七年十月十三日。(取要)突_レ鼻之輩數十人御免。トアリ。

○學ハ天下ノモノニテ、我家ノモノトオモフベカラズト、荷田春滿ノイハレタリシハ、見識ノ博シト云ベシ。稻荷本社ノ社法モ、多ク此人ヨリ改シコトアリト云リ。予、稻荷中社祝正五位下某ニ、彼社ノ社參以下ノ次第ヲ借テ一覽セシニ、拍手_ノ條ニイタリテ、拍手(小大)、或(大小)、ナドシルセリ。コレト部家ノ遺風ヲ傳シナリ。拍手(一)、トカ。或ハ拍手(二段)トアルベシ。後ヲ以テ古風ニセントスルトキハ、皆コノ失アリ。學者ノコ、ロヲ附ベキコトナリ。

○住吉ノ鹽干ノコト、和長卿記、延德四年三月二日。壬申晴。今朝藤中入道室家依_ニ誘引_一詣_ニ住吉社_一。爲_レ可_レ見_ニ物鹽干_一也。トアリ。

○扇ヲヒロゲテ送ルコト、愚昧記、仁安四年二月十三日。(取要)藏人治部少輔兼光勅使參入。(中略)兼光持_ニ御扇_一。(割註)柳管敷_ニ紅薄様_一。其上置_ニ赤色御扇一枚_一。乍_レ披置_レ之_一。トアリ。

○後愚昧記、應安二年十二月廿二日消息云。(取要)寸大臣ハ號_ニ吞取官人_一召具條勿論。トアリ。寸大臣ト云ハ、大將ナドノ兼官ナキヲ寸大臣ト云ナリ。

○大國主ヲ大黒トスルコトモ、久シキコト、ミエタリ。親長卿記、長享二年十一月八日。(取要)夢中歌件湯山明神三輪明神也。始來臨影向之時御姿爲_ニ大黒_一云々。

○塗籠ト云モノヲ、ヤ、モスレバ土藏ノコトニ思フ人アレドシカラズ。塗籠ハ今俗ノ納戸ト云所トオナ

ジモノニテ、寢殿ノ中ニアルモノナリ。うつぼ物語〔割註〕くらびらき上。「野中のやうにて人の家もみえず。さる所にむかしのしんでんひとつ、めぐりあらはにてぬりごめのかききりみゆ。また西北のすみにおほきにかめしきくらありト云ニ分明ナリ。

○戯ゴト、云ヘドモ、大臣ノ名乗ヲ用ルコトヲ好ザルコト、明月記、建曆二年十二月廿八日。(取要)可レ候^レ連歌座^ニ山被^レ仰云々。依^ニ甚雨^ニ先相^ニ儲馬場殿。小時出御。如^ニ例儀^ニ始賦^ニ木人名。人名トハ當世人名字隱題用也。不^レ可^レ嫌^ニ尊卑^ニ云々。此中有^ニ隆忠名。雖^ニ戲事^ニ丞相名如何。太不便。トアリ。

○千五百番歌合ニ、俊成卿判詞ニ、中古の歌は萬葉の心に及びがたかるべしトイハレシハ諾ナルコトニテ、詞ハ萬葉集ノ詞ニヨミイダシヌレド、心ハ及ブベカラズ。心ノ古ニ及ブヤウニ有ベキコト也。

○同卿ノ六百番ノ歌合ノ判ニ、顯昭ノくぢらとるかしこき海トヨメルヲ、萬葉にぞあるやうに覺侍れど、さやうの狂歌體の歌どもおほく侍る中に侍にや。いとおそろしくきこゆトイハレタリシハ、鯨ヲ萬葉ニイサナトヨミシヲ、シリ玉ハザリシニヤ。又クデラトヨミテモ、何モオソロシキコトハアルマジキニヤ。

○年男ト云コト、南都春日社記、應永卅五年戊申正月日社頭之詣日記、〔割註〕若宮常住神殿守春雄。〔一應永卅五年正月一日。曉、御奉行祐富殿、年男下番神殿守宗時ノ代官宗繁。一面一瓶持參ス。時ニ神主殿ヨリ鏡一面ツミクダモノニテ御酒三獻祝了。但下部ニハ小餅一前給ナリトアリ。

○明神ト云ハ、公式令ニ、明神御宇日本天皇詔旨トアリテ、現在ノ天皇ヲサシテ申スコトニテ、神ヲサスニハ名神ト云コトナリシガ、名ト明ハ字音ノ同ジキ故ニ、通テモ用ヒタリ。サレド差別ハアルベシ。續日本後紀、承和十年夏四月丁丑。山崎神預^ニ之名神^トアルヲ、同紀、承和十五年春三月壬申。勅奉^レ充^ニ山城國乙訓郡山崎明神御戶代田二町^トアリ。同神ニテ名神ヲ明神トカケル證明ヲ出スノミ。仁和三年三月十四日賀茂明神、春日明神トアリ。此外ニ又、台記、久安三年二月廿二日。(取要)春日

祭大名神四座トモカケリ。後世ニナリテハ大明神ナドヲ被レ授シコトモアリシ也。宣胤卿記、永正七年十二月十二日、

近江國神崎郡小幡社可レ奉レ號ニ惣社大明神ニ之由被ニ聞食ニ訖者依ニ

天氣ニ執達如レ件

永正十七年十一月十二日

小幡山神官中

左中辨判

同記ニ、大織冠鎌足公ニ被レ奉レ授ニ大明神號ニコトモアレド、今時ノ如ク私ニ大明神ト云コトハナカリシナリ。

○貴人ナラネドモ建レ廟設レ像コト、續日本後紀、承和三年十二月辛丑。安房國言。安房郡人伴ノ直ニ家主立性蕭然。常守ニ孝道。父母歿後口絶ニ滋味。建レ廟設レ像四時供養。事レ死如レ生未ニ嘗懈倦。トアリ。滋味ヲ絶、廟ハ建ズトモ、如在禮カクアリタキモノナリ。

○禁祕御抄ニ、有レ藝者依ニ其事ニ近召事、近代多如ニ寛平遺誠ニ不レ可レ然。況如ニ猿樂ニ參ニ庭上。可レ止事也トカ、セ玉ヒシ猿樂ヲ、今俗ニ云、能亂舞ノコト、オモフベカラズ。建曆ノ比、今ノ亂舞ト云モノハナカリシナリ。三寶院滿濟准后記、應永卅四年正月十三日卷レ簾覽ニ猿樂トアルハ、今ノ亂舞ニテ、此記ニテミレバ、貴尊モ簾ヲタレズミ玉ヒシナリ。

○昔シ白紙ト云ハ、印ヲオサヌ文書ヲ云シナリ。續日本紀、承和十一年六月戊寅。主水司言。司家之政觸レ類繁多。而本自無レ印。只用ニ白紙。事涉ニ輕疎ニ未レ免ニ嫌疑。望請。准ニ内膳采女司ニ被レ給ニ件印。者勅宣充レ之トアリシニ分明ナリ。

○檜扇ニ横目正目アリ。杉横目ノ扇モアリ。皆木理ノコトナリ。マサメニ對シテノ横目ナリ。後光嚴院詞、土佐經隆畫、職人歌合八番、右ひもの、

おしきゝのすきのまさいたふししげみよこめおもはであふよしもがな

ト云ニ分明ナリ。正目ノ木理ハ人ヨク知レドモ、横目ノ木理ノ紛ハシキ故ニ。古物ノ杉横目扇ノ小片
二三枚ミシヲ、卷末ニ圖ス。

○婚禮掣取ニハ横目扇ヲ忌コトナリ。長秋記、元永二年十月五日。早且依ニ招引ニ向ニ伊豫守許。執レ掣聞
事。(下略)同月廿一日。(取要)帶ニ野劍ニ持ニ笏扇ニ給。〔割註〕件扇下官調進。施ニ泥繪ニ不レ用ニ横目ニ
レ名儀也。〕トアリ。

○姓氏ノ不分明ノ人ハ、不知姓某トカケルコト、ミエテ、中右記、大治五年十一月廿三日。(取要)常陸
清原近宗。安房不知姓實信トアリ。

○古代ハ都テ鬚ヲ除ザルコトノヤウニイヘド、源氏物語〔割註〕かしは木。〔御ひげなどもとりつくろひ給
はねば、しげりておやのけうよりも、げにやつれ玉へりトアルヲミレバ、此比ハ既ニヒゲヲソリ給ヒ
シニヤ。

○我朝ノ禮ニ、女ハ酒ヲ不レ飲ト云コトアリ。ソノ來山ハ知ラネドモ、玉葉、治承四年七月十九日。己巳
天晴。此日姫君着袴也。(中略)御前物、〔割註〕臺六本。盤二枚。〔依ニ姫君ニ不レ供ニ酒盞ニ也。玉葉。承
元三年三月廿三日。(取要)此日故攝政前太政大臣長女有ニ入宮事。(中略)次供、〔割註〕蘇芳織物。打
敷有ニ伏紐。裏蘇芳打也。臺六本。朱臺也。用ニ銀器。中盤居ニ銀酒盞ニ供レ之。不レ供如何。但我朝禮。
女必不レ飲レ酒。仍不ニ更催。三位下居向レ臺食レ之。〕トアリ。コレヲノ記文ヲ據ニテ、婚禮ニモ女ノ前
ニハ酒盞ニ酒ヲ入ザルヲ故實トス。

○繪馬ト云コト、朝野群載卷二、獻ニ供物於北野廟ニ敬白獻上。(取要)色紙繪馬二匹。(中略)寛弘九年六
月廿五日トアリ。又宣胤卿記、永正十七年十一月九日。明日多武峯社遷宮。關白御使衛門佐(十才)、
宣綱(中略)宣秀相伴下ル。繪馬二枚進云々。トアリ。

○三十六人歌仙ヲ拜殿ニカクコト、親長卿記、文明三年五月廿二日。次悲田院。彼寺邊北野天神勸請。或仁三十六人歌人可ニ書進。拜殿寸法所望之由令申レ之間。罷向見廻了。相ニ伴菅相公ニ云々。

○社人ハ幼少ニテ元服ヲ加コトヨキニヤ。康富記、寶徳元年十一月十九日。甲子。大原野祭。(取要)神主未レ加ニ首服。着ニ淨衣。勤ニ祝師役ニ云々。十二三才之童形也云々。不可説次第歟。トアルニ、春日社司師盛卿記、應永十年十一月十四日。昨日故若宮神主祐深次男令ニ元服。實名祐富。生年五才云々。トアリ。大原野社上古無ニ神主。故臨レ期トニ定其人。ト、江次第ノ頭書ニアリシガ、此比ハ神主ノ出來ントミユ。

○官家ニ隨フ者ヲ長袖ト云コト、伊勢山田福島家ニ藏スル古文書云、

汝事長袖之條、自然非分之儀申試候輩雖レ有レ之、不レ可ニ承引ニ間、北畠中將任ニ一札ニ候間、鍋次郎福島家可ニ相續。永代不レ可レ有ニ相違ニ者也。

天正五年六月廿四日

信 長御朱印

大神宮北監物大夫どのへ

○樂譜ノ唱歌ノコト、愚問記抄物云、成佐云ク、唱歌ノ詞ハ百濟國ノ語ナリ。我朝ノ音樂濫觴ハ、百濟國ヨリ渡ルナリ。タリチリ如レ此ノ詞ナリ。皆彼國ノ語ナリ。

○神樂ニもろ歌を仰すト云ハ、庭火ノ歌ト末句ヲウタヘト仰ラル、コト也。近比ニハキカザリシガ、柳原紀光朝臣ノ神樂奉行ノ時、イツカ此事アリシトキケリ。綾小路俊宗卿、ソノ時ウタハレシカド、秘説ニヤ。キコエザリシトゾ。當時ハ舞樂ノトキ詠アルモノヲウタフトキモキコエズ。ソノ所謂ラシラズ。

○蹴鞠ノトキ、昔ハ僧クツヲハカザルコト、内外三時抄書云、僧は昔沓はく事なし。尻切に疊紙をあてゝ結てき。始て着沓事は、保元四年五月三日。實尋自院賜ニ沓轡着レ之しより、今は沓なりトアリ。

○舞樂競馬ナドノ時ニ、末額ト云モノハ今ノ鉢卷ナリ。ソノ引ヤウ、古代ハ冠ノ下ニ引タリ。ソノ圖、卷末ニアリ。

○山城ノ賀茂下上ノ社ハ、一宮ニテ地主ナレバ、祭ニモ國祭アリ。ソノ故ニカ。昔ハ宅ガヘナドニモ、マヅ此社ニ申セシコトニヤ。梁塵秘抄口傳集第十二、仁安四年二月七八日ごろ、おほ雪ふりたりし日、さとをかへむいとま申に、賀茂へまゐりきトアリ。

○内裏ノ六町町トテ、當時モ掃除ノ役ヲ勤ムル町々アリ。中山親綱卿記、文祿四年十月廿五日子晴。就ニ六町々ニ新在家普請之儀に付、爲ニ一安佗言ニ申入候也。就レ其民法へ折紙遣し候也トアリ。

○吸物ト云コト、吉田社家鈴鹿家記、應永六年六月十六日。嘉定。(中略)吸物。(割註)ウヅラ柚十六島トアリ。又中山親綱卿記、文祿四年極月三日。丑晴。早天醍醐(令ニ登山)。(中略)其後理僧正え行向了。從ニ三門主ニ二献有レ之。其後飯被レ出。於レ理スイ物同一献。其後飯有レ之。其後水本え行着了。門主理第子來儀スイ物有レ之。飯相伴トアリ。

○産婦ノ産ニ臨メルトキ腰抱ト云コト、室町殿御産所日記、永享六年二月十三日。(取要)御腰懷ト云コトアリ。

○産屋ニ借地ノ文ヲ押コト、山槐記、治承二年十二月一日。辛卯天晴。中宮御産御祈。(中略)典藥頭和氣定成朝臣參入。押ニ借地文於御産所母屋。無ニ其所。仍北庇北上長押押レ之。件文先書ニ年號大歲。次書ニ中宮職。次書ニ借地文。當月朔日押レ之也。コノトキノ文ハ知ラネドモ、借地文續添鴻寶秘要鈔ニ出タリ。

續添鴻寶秘要鈔卷之六

婦人門

産婦借地法

坐月

體玄子借地法咒曰

東借拾步

西借拾步

南借拾步

北借拾步

西兌

		卑 巽						
巽	巳	辰	午	未	申	坤		
辰						申		
乙						庚		
卯						酉		
甲						辛		
寅						戌		
艮	丑	癸	子	壬	亥	乾		
		坎 北						

震 東

麻油(同)、酒(同)、酢(同)

又方

猫頭灰(割註)无者烏頭灰。竹虫屎、此二味等分合テ、男ニハ雌鶏、女ニハ雄鶏ノ冠ノ血ヲ入テ攪合テ

上借拾步 下借拾步 壁方之中四十餘步安産
 借地恐有穢汚或有東海神王或有西海神王或有
 南海神王或有北海神王或有日遊將軍白虎夫人
 遠去十丈軒轅招搖舉高十丈天符地軸入地十丈
 令此地空閑產婦共(割註)産所該錄作某。氏安
 産(割註)産所該錄作居。無所妨礙(割註)産所
 該錄作碑。無所畏忌諸神擁護百邪逐去急急如
 律令勅

右如レ此朱ニテ書テ、産ノ月ニ入ヨリ、産所
 ノ北ノコカベニオスベシ。香ヲ燒テ三返コレ
 フ誦ス。

○白禿ノ藥鍼博士丹波康賴醫心方第四裏書云、
 白禿

大黃(一坏)、硫黃(粟大)、彌(同)、味噌(同)

受テ、ホロ／＼トシテスリヌルベシ。但先髮ヲヌキステ、後桃木ヲ煎テ瘡ノフタヲ洗ステ、此藥ヲヌルベシ。度々スベシ。

○諸神有位無位ノ差別ナク正六位上ト云コト、文德實錄、仁壽元年正月甲戌朔庚子。詔天下諸神不レ論ニ有位無位ニ叙ニ正六位上。類聚三代格、嘉祥四年正月廿七日。太政官符ニモアリ。則仁壽元年ナリ。

○伊呂波字類抄ニ、吉田社。(割註)永延元年山陰中納言奉レ鎮レ之。春日大原野奉レ崇レ之。以レ榊爲ニ正體。トアリ。今モ神ヲ祭ニ、此定ニテ榊ヲ正體トシテ崇奉ハ穩ナルベシ。

○至尊ノ有馬ノ湯召シ御湯治ノコト、百練抄、正元元年十月五日。乙亥。自今日主上御湯治。被レ召ニ有馬温泉湯トアリ。

○拾芥抄ニ、淨衣色アリ。青、黄、赤、白、黒ソノ修法ニヨレリ。山槐記、治承二年十月廿九日。(取要)酉刻座主宮(割註)着ニ黄淨衣令レ懸ニ五帖御袈裟給。參給。トアリ。

○禁秘御抄ニ、清涼殿ノ條、弘廂板九枚トアルハ、孫庇ノ幅一丈ノトコロヲ、兩方ノ長押ヲ五寸ヅ、ニシテ、一尺ノ板九枚ニテ張シヲ云ナリ。卷末ニ圖アリ。

○世俗ニ渡唐ノ天神ト云モノ、臥雲日件錄、文安三年四月十五日。(取要)翌日眞智客來訪曰、我多天神挿ニ梅一枝肘懸ニ小袋。トアリ。

○銀柳宮アリ。權記、長保二年十一月十六日。己丑。詣ニ左府ニ奉ニ檜扇卅枚。(割註)以ニ銀楊宮ニ入レ之。賀茂ノ姓ヲ慶滋トスルコト、權記、長保六年九月廿五日。(取要)改ニ加茂爲ニ慶滋。トアリ。

○十三回忌ノコト、東鑑、寛喜元年十二月廿五日。(取要)故右大臣家十三年御追善也。行西奉ニ行之。正日雖爲ニ明年正月廿七日。有ニ沙汰ニ被ニ引上レ之。トアリ。

○山科言繼卿記、天文十四年六月二日、暮々衣紋予束帶、藤黃門エ罷向、ウシロ直シ參内トアリ。藤黃門ハ高倉殿ナリ。コノ比ハ衣紋ヲ搔ニ、兩家ノ差別ナカリシニヤ。

○河海抄ニ、日本見在書目六、藤原佐世撰トアリ。書目ハ世ニ全篇ノナカリシモノトオモヒシガ、大和實生寺ノ印アル古本粘葉一冊、書肆ガ買得セシヲミルニ、五六百年前ノ古本、

日本國見在書目錄

正五位下行陸奥守兼上野權介藤原佐世奉

勅撰

トアリテ、部門ヲ立テ書目アリ。佐世ハ藤氏儒士ニテ、字多、醍醐ノ朝ノ人ナリ。希代ノ書ナリ。得テミルベシ。予、寫シオカザリシハ遺恨ナリ。

○太平記、(劍卷)渡邊氏ノ家ハ破風ナシニ東屋ナリトアリ。四阿ハ破風ナシ。兩下ハ破風ヅクリナリ。唐招提寺ノ金堂、四阿ヅクリナリ。卷末ニ圖アリ。

○河海抄、「割註」藤のうら葉。「昌泰元年十月競埒記、(取要)典藥頭阿保朝臣常世着ニ故弊青白椽衣。隨ニ御藥辛櫃ニ云々。コノ辛櫃イカナリシヤ可レ考。

○舟橋家天神七代神號事ヲカケル書ニ云、「割註」奥書、天文十年十月朔日、環翠軒宗尤判アリ。」

一、天神七代神號事

吉田說ニハ、天地自然ノ御名ニテ神號ノ義理ヲ不レ付レ之事、家ノ習也。後成恩寺殿御說ニハ、神號ノ義理ヲ付ラル。暫其義ヲシルシ進ズルモノ也トアリ。此吉田家ノ說ハ、實ニ古傳ナルベシ。又谷重遠甲乙錄第七ニ、有レ形神有レ社。無レ形神無レ社。或有レ社。後世所爲也。此經晁之說ナリトアリ。經晁ハ内宮中川荒木田經晁神主ナレバ、此コトモ神宮ニ古傳アルコトナルベシ。

○當時ノ書家ニ、御家様ト云コトアリ。蹇驢嘶餘云、一世尊寺清水谷ハ能書ノ家也。是ヲ家様ト云也。舊院様ヨリ後圓融院家様ヲアソバシ、改テ勅筆ガクヲイカニモ風流ニアソバシ出シ、諸家ニ學之トアリ。勅筆ト云ハ、宸筆ト云コト、ミエタリ。後世、コレラニヨリテ勅額ト宸筆ノ額ト同事ノヤウニナ

リタレドモ、差別アルベキコト也。名物六帖、通鑑周紀世宗勅ニ天下寺院。非ニ勅額ニ者悉廢レ之。註胡三省曰勅額ニ者勅賜ニ寺額。如ニ慈恩安國興唐ニ之類。按。勅許建レ寺則賜レ額。謂ニ之勅額。非ニ宸筆扁額ニ也。トアリ。分明ナリ。

○平家物語第三、「割註」大たうこんりうのこと。「清盛、高野へのぼり、大たうををがみ、おくのゐんへ參られけるに、いづくより來る共なく、老僧のはくはつなるが、まゆには霜をたれ、ひたひに波をたゝみ、かせ杖のふたまたなるに、すがつて出來給へりトアリ。伴大納言畫卷物ニ、老人カセ杖ニスガリタル圖、卷尾ニアリ。

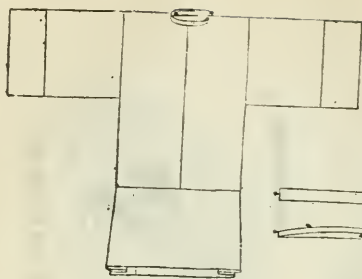
○服中トイヘドモ神號ヲ書コト、宣胤卿記、文龜二年二月十一日。甲寅天晴。侍從三位(兼俱卿)所望之。三社託宣並天神名號。(中略)三社託宣服中不レ可レ苦之由。兼俱卿演說。任ニ彼商量。同月十七日。三社託宣一幅。兼永朝臣所望書レ之。トアリ。重遠甲乙錄第八ニ、垂加曰。世所レ謂三社託宣非ニ託宣ニ也。贊也。天照大神嵯峨天皇宸作。八幡弘法大師。春日卜部兼延之作ト云リ。是非ヲシラズ。託宣ニハアルマジケレドモ、贊ナリト云モ甚シキコトナリ。予、世尊寺家ノ三社託宣ノ書法ヲミタリシガ、天照大神宮、八幡大菩薩、春日大明神トナラベテ、横物ノ表粧ニスルヤウニカケリ。神號ヲ三神トモ平頭ニシテ、託宣ト云詞ヲ一字低書シテ二行ニカケリ。當時ノ持明院家入木ノ託宣書法ノ傳ハ、コレニ違ヘリ。武家ノ具足櫃ニ入ル、モノナリト云リ。

○色紙ニハ名ヲカ、ヌモノトミユ。小右記、長徳五年十月廿八日。(取要)右大辨行成書ニ屏風色紙形。花山法皇。主人相府。右大將右衛門督。宰相中將。源宰相和歌書ニ色紙形。皆書レ名。後代已失ニ面目。但法皇御製不レ知ニ讀人。左府歌書ニ左大臣。件事奇怪事也。トアリ。

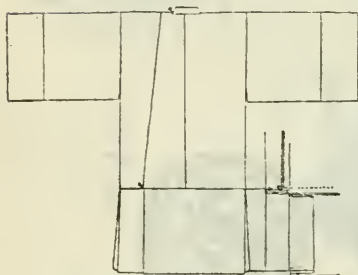
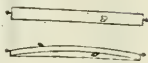
○親長卿記、文明十二年十月廿一日晴。今日日本紀御談儀御讀書也。此事此間。以ニ民部卿ニ被レ仰。兼俱卿御侍讀可レ遣ニ勅裁ニ之由被レ仰。元長去十三日書ニ遣之、トアル民部卿ハ、白川忠富王ナレバ、吉田家、

白川家、此比ハ穩ナルコト、ミエタリ。又忠富王ハ雅兼王ノ次男ニテ、若年ノトキ後土御門院ニ近習シ、兼俱卿ヨリ十八神道ヲ傳受セラレシトモ云リ。元長ハ親長卿ノ子ナリ。

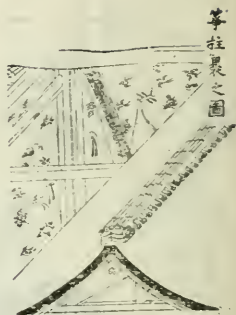
○當時ノ亂舞ノ謠曲ニ、祝言ナドノトキウタハザル禁句、或ハウタヒ替コトアリ。古代モソノ類アリ。中右記、嘉承二年十一月廿三日。(取要)神樂薦枕之中阿美於呂之ト云所ハ、阿美於所之ト歌也。於ニ御前ニ於呂之ト云詞、可レ避之故也。



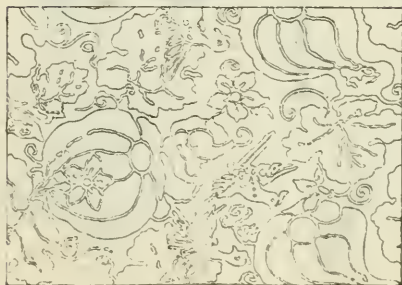
新鞆袴袍之圖



同後



筆柱裏之圖



同紋

古画馬腹帶之圖



御寄掛之圖



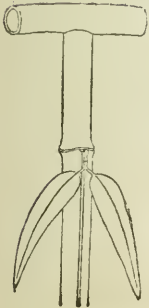
楊衣蠻繪之圖



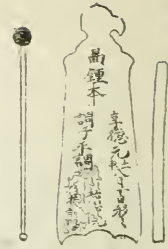
繡齋繪之圖



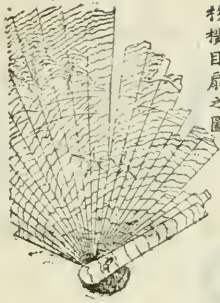
御賀杖之圖



平調板之圖



杉横目扇之圖



鎌倉右大臣真影



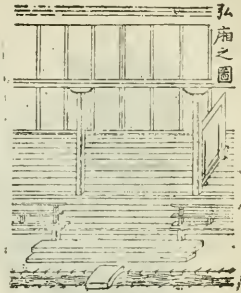
袜領之圖



折敷付高坏之圖



弘廂之圖



拍持之圖



唐招提寺金堂之圖



拐杖之圖



関の秋風

國の雄風

關の秋風

白川樂翁著

關の秋風吹き初めていく日もあらぬに、此地に來り侍りぬ。政のひまぐ、心に浮ぶ事を書かいとゞめぬ。ゆめく人に見すべきものにあらずかし。

むかしの習はしは、いとむく無骨つけくして、風月の晴なんどたのしむものも少かりきとぞ。花木多く移し

植ゑたる庭を見て、其主に、もの武士ふてふものは花など見るものにはあらず。とくぬきすてよとはした無情なくひけるとぞ。木訥の野なる、いとことやうなれども、文のみすぎて、史といはんには勝るべし。

今の世のならばしは、風月の情に心をやりて、酒のみものくふをのみ、專とはするにや。むかしは武をのみこのみて、月花をうすしとし、今は奢をのみこのみて、月花をたふとむ。月花に心なきは一なれども、野なるは仁にちかしともいひてまし。いで月花をめぐるてふ人は、心に賞を盡くす事なんめり。月にむかひて、目もはなさず打ち守りて、我しりがほに、古き歌など打ち吟じて、古き人は我を知らず。我又古人にはあふ事なし。たゞ月は代々の面影ぞといふめるも、李白の古時の月といひけんにおなじ心なるべけれども、其打ち向ふ人、させるさえあるにもあらざれば、古き人の、よしいま出でたりとも、いかでしりえて交り侍らん。かうやうの人に、心あふ古人ならば、月にこひ侍るにも至り侍らじ。又かたはらの人は、今宵の月の光みまほしくても、夜寒の風たへがたければとて、戸おし立て、酒のむもあり。花などの枝をしげもなく打ち折りて、酒樽にゆひつけてかへるもあり。又は猿樂を催し、あるは鄙聲を出だして、月はちるとも、花はくもるともしらす。喪心のやうにくるふものありけり。又は我こ

そといはんばかりに、燈火も打ち消して、笛などふけるも、此頃習ひけんか、ほれてわすれけんか、譜など膝の上に置いてしばしふき、しばしやめて、脊くどめて譜をすかし見て、くるしむもあなり。其外、心うしと思へば、月を見るも花に向ふも、うきたねとなりつゝ、心にうかぶまに／＼、我うさはさらなり、人のうさまでおもひつゞけ、なき人も此月をばめでけん、この花をやうゑけんとおもふほど、萬のかなしき事も、我身のうへとのみおもひなさるゝやうになりて、只打ち向ひ涙こぼして打ちしをる。よし言の葉にのべんも、筆にかいとめんも、誰に見せ誰につげん。よしつげたらばとて、我かなしさのやむべうもあらじ。見せん人も、つげん我も、いつまでか、此月はなにむかひ侍らんと思ふ程、むかしなつかしく、後の世も戀ひしくて、膝をいだきて長嘯し、はては戸閉ぢて奥へ入り、枕よせて見れども、心の底すみ渡りていねんやうもなし。月やいかに、花やいかにとわすられねば、戸おし開き、おし立てゝ、夜をあかし日を暮し侍るもあなるか。又まつ夜ほどふる月に恨をそへ、きぬ／＼の別れに、有明の月をうしとみ、ひもとく花にあはぬとし月をかこち、散り行く花につれなき命を觀するも、せちにおもはる。只かくうしとみ、たのしと見るも、みなむかふ心のかはるにて、月の光、花の色は、とこしなへにかはることなし。したへどもみず。むかへどもしたしからず。去りてもうらみず。背きてもいからぬにぞ。代々の人々月花にめでゝ思ひを盡すも、さる事なるべし。〔文のかす／＼に侍りて、たばこすひてんと、火とり引き寄せ見れば、火は消えたり。いとほい／＼なひて、きせるもて灰かきあらはし

本意

し。

十月初めつかた、増見村へ行き、山々の鹿をおひ出だしたり。狩人も多く出でたり。されども、其日雪もふらねば、獵獲も少なかりきといふ。雪ふりたらばと心に終したりけれど、其後強ひてふらざりければゆかずなりにき。二たび白川の城へ行きぬる時、年の凶にあひたれば、召しぐしける女もはぶきて、野川、菊井といふ老女をのみつれたり。妻室は同道し、人は少なし、いとさびし。野川、初のほ

ど、白川は所の名もをかしく、さびしさも又しづかなるも、いと心に叶ひたりといひたれども、月日のふるほどに、さびしさにもあきてやありけん。江都へかへりたしとのみいひたりければ、初には似ぬことよといひしに、野川も、今はいひかふべき言葉もなくて、しばしが程こそ、野山のやうも珍らしく思ひしが、今は誠に秋風をよぐ白川なりといひて抱腹しぬ。下部の女、豆をかはんとて、下部男を呼びて、其由いひしかば、なじよだ豆だむしといひぬ。女、豆の名なるべしと思ひけん。其なじよだ豆にて侍るといひければ、男いとうたがひたるさまして、又いひぬ。かたはらに此國の事をおぼえたるがうちきゝて、わらひつゝ、なにの豆にて候かと問ふことに候といひければ、かたみにはらわたをきりたりとぞ。なじよとは、何條といふことなるべし。むしとは此國にて言葉のすゑにつくる事あり。いつか、田家の童の田面にいたるに、何なすかととひしかば、はい。ねにだむしとこたへき。

過ぎにし頃、城の東小目川村のほとり、七まがりといふ坂に、鬼出づといひ出でたり。我も人を打ちつれて見に行きけり。見きといふものあり。又はみざりきといふもありたり。見きといふにも、心々にてかはりたるにや、形も一定ならず聞えしかば、いよく鬼なめりどて、みなく西へ後みせぬはなく、此事いはぬ人もなし。よくみたる人のかたりしには、鬼にてはあらざりけり。けものなりといふ。我はがほにかまへて高くしたる人は、我が徳にて、名におふけものゝ出でしにやと思ひたるも有りけらし。其後、狩人銃丸にて打ち留めたるを見れば、羚羊なりけり。こゝらにてはくらしこといふ。

このあたりは、雪の降るも越のやうにはあらねど、冬の初より日毎のやうにふるなり。されども、風烈しくて木々の枝につもらず。ふりはべれば忽氷侍りて、江都の氣色におとれり。春野はおもかげ有りともしひつべし。

勝屋宣利は舊都よりつき給ふ人なり。是も我に隨ひて此地に勤仕侍りぬ。交はるべき友もなくいと淋しければ、古郷へ歸る日をのみ待つほどに、ものしたるさまなり。ある日青によし奈良の里より作り出せ

るうちはの骨をかぞへみて、そのかずよりも此地にとゞまる日數は増りぬと、かなしみて、むかし斑女は扇を見てかなしみ、今の宣利は、うちはを見て、故郷をしたふ心にて待るといひてわらひぬ。されども、ちかしき友はともあれ、かぞいろはらからにも立ち別れて、あまさかるひなの住居のわびしきが中にも、わづか、膝をいるゝいとせばき室にのみ一年を送るは、誠にさもありぬべし。

小澤龍庵も、同じく爰へ勤仕に出でたり。年の程若からねば、いとゞ故郷をのみ戀ひしく思ひしが、二人のいひしは、月日のたつも駒の隙過ぐるやうにこそあなれ。されどまつ日は遠きやうに覺ゆ。此地に留り給ふも、いまだ百日餘りなり。さぞわびしからんときこえしかば、龍庵聞きて修行者など、水をあみて百日を送くるものもあなれば、いかでわびしかるべきとはいひぬ。勤仕のくるしみは、水あみ侍るほどにはあらざりけらし。

久しく逢はぬ人にあふては、こは久しくあはざりけり。安全にてこそといふより外もなく。何となくつゝましく、はぢかはしくて、帯のあたりのみ見やりて、顔など見あふ事もせず。しばし打ちしほれて、ひたすらはなおしぬぐふは、いとせちなり。

をかしげなる所へ書きたる書のおくに、京何町、江戸何町、何右衛門、何兵衛板元とかけるいと口をし。めでたくかなしうしたる弓の、本はずのあたり、ぬり残して弓打ちたる人の名みゆるいといやし。この國にては、霜の初めつかた、みな門々へ穴をうがちてむしろもておほふ事なり。いかなる事ぞとといひに、是より霜雪いたく氷れば、年の暮に松建て渡すべうもなし。いまその用意するなりといひぬ。

烏峠といふ山は、いと高くして木立茂りたり。こぞのふみづき七の半、残る暑に絶えかねて、かの山へ入りしに、此地覺えたる人、山の上はいと寒し。わた入りたる衣、用意すべしといひければ、みなくゝ悦びて、坂のぼるほどのあつさも、山上の寒にわすれなん。されども、此ひとへの衣に汗返りたるを、俄に寒風に晒しなば、病をやうけなんといひてうち登るに、上の方を見やれば、長き坂のむねにつくやう

に覺ゆれば、みな足のあたりのみ見て、先立の人にしがひたり。ふもとよりも、木立の間、坂のくるしさに、あつさもたへがたければ、中々頂へははるかなるべしと思ひしに、先立の人、はや頂に來にけりといふまゝ、嬉しくも見やれば、そのながめいふべくもなし。數十里の間うちはれて、麓の山にみえしもあり。つかの様にみえ、川なども帯引きはへたらんやうに、大きな木も、はりならべたてけん如し。其眺たぐひなさに、皆々言葉もなかりしが、やゝありて、頂の寒きときこえしが、此暑さは麓にも増るべし、たえて吹きかふ風もなければ、この汗の衣はいかにしてほしてんといへば、みな／＼夫につれて、初にはたがひしことばといひどよみければ、此地しりたる者も詮方なくて、常に引きかへたる暑なり。箇様の事は我もしらすいとまれなりといひぬ。

むかしの男は、かみにも油つけずして、世にむくつけき風にてありけり。夫より程經て後は、かみに油つけて、うるししたるやうにぬりかため、色好するをのこは、紅粉など顔にほどこし、衣もうつくしきをこのみたり。夫より又うつり行きて、今はかみにも油をうすくつけて、びんかきみだし、きのふむすびけんやうなるを好み、衣もうつくしきをばきず、袖などもそろはぬをいとはぬさま、只色をも捨てたりとみゆるなり。今にていはゞ、油つけたるはつゝしむ風情あれば、よしとせん。世の人いろにそみ、聲にふけりて、其ならはしになりもて行くも、おなじまどひに歸するとやいはん。女なき世ならましかば、かゝるならはしのかはり行く事も侍らじ。かしこき人の稱を見なば、其名も世々にくちじ。上たる人の譽を得なば、職任もおもかるべし。夫をもふりすてゝ女の稱譽をのみ、得てほしく思ふぞかなしき。色ごのみする男の、かほよき妻もつはなく、戀ひわびて妻を得しものゝ、榮ゆるはまれなるべし。夫の方より兎や角物いひ出だして、中惡しくなりたるは、ほどなく打ちとけて、初よりむつまじくなるものなり。女の方よりあらそひ出でたるは、初にかへるだにいとかたし。今ひときは打ちとけよかし。今一言きかまほしと思ふほどなるに、なにとなうらみものこるやうにあなれども、いとたふとき

女なんめり。うちとけ物がたりして、男の顔まばゆからず見て、つゝましきはひもなく、ほどなくいびきかきてねたる。いとあさまし。年若きものゝ、我いとけなき時はといひ出でたるにくし。としおいたる女の、佛このまぬ又にくし。わらんべのいかのぼりあげぬも又にくし。若き女の道行に、袖に手してくひさし出だし、我はがほなるさま、又なくにくし。國家の政をも執り行ふ人の、郷に杖つくよはひに成り侍りて、文の道つゆしらずして、若き男らとうち交り、遊藝をのみ學ぶは、又似氣なくいとにくし。

此頃は、夜はことにいねず。さまざまにねまほしく思ふほど、かねの音をかぞへ、鳥の聲をき、篋の音もうるさくて、しばし目をとちて見れども、夢みんやうもなし。かくねまほしくおもふ程ねられねば、よしひとよはおきて明さばやと思ひきりても、兎角ねまほしき心のみわすられず。ほどちかきあたり、いねし人も、今や夢など見るらんとおもへば、いとどむねくるし。さらばよその事を思ひ出だしまぎれんと、心にもあらず、をかしき事、たのしき事など思ひみれど、いつかうちわすれて、夢をばいつか見んとのみ思ふなり。夜もやゝ更け行けば、いとどさびしくて、こしかた行く末の事など思ひつけ、あるは心ぐるしき事など、かうがへて夢もみつかず。せん方なくて、くすしにとひければ、只物をふかくかうがへて、心を勞し侍る事のなきやうにと諫む。されども短才重任、いかでかうがへ侍る事なくてありなん。さるをうちわすれて意とせずば、又國主の職をしるべきやうもなしといはん。とまれかくまれ、才短く任重きはせん方なし、酒飲こそをかしけれ。されども、今の世、うちよりむせみ飲むは、賓主の禮をも失ひ、手をおさへてしひてのませ、肴はさみて投げちらし、後は席上に酒打ち流しなどするぞわるき。そのしひ侍る人は、いたけ高に成りつゝ、詞荒くいきめきて、のみ侍らずばとくく此席を出でよ、のみたらばゆるしてんなどきこゆ。しひらるゝ人もうち腹立てる風情にて、我一人りにかくしひ侍ること奇怪なれ。人のみ侍らぬうちはいかにいふとものむまじと云ひて、あらけなきをのこ

二三人、かたみにひぢはり、ひたひにすぢいだし、顔赤らめなどして、いかなる國の存亡安危にかゝる事とや思へる、そのさまにげなく愚なり。其中に酒仙ともいふべきが、此盃のむにたらずとて、おもてかくるゝばかりの盃取り出だし、鯨の水吸ふやうにのみたれば、みな目出度きのみ様とて、戰の場にて功名したらんごとし。又酒うけて盃のはし少し見ゆれば、いと淺間しき業かな、滿つばかりに受け給へといへば、又いたく辭してうけがはず。よし其酒ましてうけたらんとて、さのみの事もあらじを、にがくしう辭すも愚なり。瓶子の酒のかはりしを、一つのみて後人にすゝむるは、酒の味とあたゝめしほどゝを心みるなれば、先よりしひて瓶子のかはりしぞのみ給へといふは、理しらぬにぞありける。かゝる酒夜のむしろは、こゝかしこ五人六人ほどつどひ合ひて、定まりたる賓主もなし、あるはたふれふして病者となるもあり。あるはえんのほとりへはひ出でゝ、えもいはぬ事するもあり。あるは席をにげて出でゝ、大路にいぬるもあり。またははぎの毛みゆるばかりにからげて、盃盤の間々をとびこえてすゝむるもあり。酒のみがてにしてにげまよふを、袖引すゑてのますれば、眉ひそめ、目をとぢ、胸打ちたゝきてくるしむもあり。四十にあまる女の、髪も所々白きが、紅こちたくつけたる、口ひろらかにして、若き男のかたはら近く、ねぢより差よりつゝ、あられぬ事なんどいふもあり。いとえんなる女房なども、ゑひ狂ひて髪打ち散らし、もすそ亂し、風いづるばかりありきて、をのこのあたりさらぬもあり。年若き男、初の程こそはありけれ。後には柱に打ちより、白がねのきせるひたひふすぶるばかり、空ざまにあげてのみ、又はゆびのさきに横たへて、水まく如く廻し、つらに手なんどあてゝ、謠歌うたひつゝ、はるかへだゝりて唾壺へつばをとばすと、我は顔の風情なり。はては女の手などとりて、酒のみてんやなどきこゆるも淺まし。又は二人さし向ひて、かたみに指のべかどめるやらん、聲高にのゝしりて勝負あらそひ、又聲のかぎりうたひて、顔あつき事いふも、興をまさまほしくやおもふなん。わがひやうしのあしき、聲のあしき、姿のあしさも打ちわすれて立ちまよひつゝ、盃ふみわり、肴ちらすも

あり。只下戸の、側におそれたるさまして、目のみうごかして、をりもあらば逃げ出でんとするは、此内の智者ともいひつべし。酔なきする物は、過ぎこし事など云ひ出だして、雨雫となきては、酒のむほどに、其座立ちされよといふは、ゑひ侍らぬものを、ゑふといふぞかなしきとて、ひたなきになくを、酔ふてはら立つものきゝて、此いはひの席に涙こぼすこそ心得ね。ぶけうのふるまひするやからは、此むしろにつらなるまじと、いらゝかにいふを、酔ひて笑ふものうちきゝて、何のかなしき事も、腹ふくるゝ事もなきを、あのなみだおとすふぜい、いかりのゝしるさま、いと珍らしと腹うちかゝへて笑ふ。何れも酔のうへなれば、是非いはんやうもなし。只尤さる事なり。きはまりなき道理なりといひて、なぐさむ人のはづかしさよ。あけの日、其事いひ出でゝは、きのふさせる事有りしか、いとはづかしとて、しらぬさまなるも、心得のうとくしき、思ひやるべし。暑き日もわするゝとて、盃かたぶけ、汗打ち流すもいかなる事にか、うれひをも忘るとはいへど、酒にて過をなし、はぢを得て、家をほろぼし、身を失ふもあなれば、うれひそふものとかやいほまし。昨日酒のみて、今日は心地死ぬべくありとて、枕により、かゆすゝりて、酒のにほひをも嫌ふにぞ、よし命ありても下戸には成りぬべきと見れば、程なく始めにかへるぞかひなき。其外何の職何の任になりたれば、其位尊く任おもきを賀するよりも、猶々慎みて奢を去り、風教の助なすべきは、殊勝の事なるべし。農になりて鋤鎌なども調はぬに、財をつひやして酒のみ、農になりたるを、ことしはいかなることによ侍らん。蠅てふ虫は又なくにくし。晝寐の夢妨ぐるは、怠りをいさむといふといふべければ、とがめむやうもなし。たゞ書など見、晝など書くころ、顔のあたりに、ひとつふたつとまるを追ひやれば、しばしかなたへうつり。又飛び來り飛び去り、はては友おほく集へて鬪諍し、あるはえもいはぬふるまひらうせきなり。又蚊てふ虫もにくさは劣るべからず。夏の夕、涼しさに端居して、笛のしやうかなんといへば、早其聲をしるべに、飛來り、己が名呼ぶ聲いとうるさし。蚊遣りふすぶれど、煙り薄きほどはなほ立ちさらす。人もたへか

ぬる頃、かれもしばし立ち行き侍るを、其隙を得て帳打ち垂れつゝ、今宵は安きいをぬべかめるとおもふうち、耳のあたりに聲して、枕のあたりさりぬるいにくし。紙燭しそくもて焼き殺してんとおもへど、起きあがるほどのわびしければ、人のはひ出でゝやき盡くせよと、しそく持ちありくほかげの目にてりそひて、ねぶさいとたへがたし。貌に留まりてさすを、はやうちにうてば、とぶともみえず、腹ふくるばかりすはせて打てば、血打ち散りてけがらはし。只手と足との裏したらんは、かゆさもそこさすべうもなく、ひたかきにかきてもあたらず。いとくるし。ひるの程も、調度ならべ置くかたはらより、しのびやかに出でゝ害ふのみ。足に白き斑ありて、こと國にもとらをもて名づけし類なるべし。秋の末がた、漸夜寒の頃、此虫も夏の程の、としわかくわざすぐれたる心にて、ひたすらうちとまりてさせどもすへども、己が口ばし七つ八つにさけたれば、心ばかりにて業おとりするぞおろかなる。此外風、のみなどいふ虫も、おなじ憎さなるべし。身にしらざればはぶきぬ。芻蕘にとうてしるべし。きさらぎの二月はじめも、いまだ雪うちふり、氷かたくて、梅などもいまだ咲かず。江都はかの臥龍てふ梅も散りたりと聞きて、いとゞゆかしさのあまり、古郷へ文やるごとに、一夜明けてはるになりたれば、述職のほどちかきやうに侍るとのみにひやりたり。或日、冥川寺へ來りぬ。和尚などで、物語したり。予硯よせて、

縦獲雜活本是有心。縦獲雜活本は無心と書きて、

絶えはてし谷の棧渡りつゝ月なき里の光をぞ見る

とよみたり。夫より元門、定忠等おのゝ題をさぐりてよみ出でたり。予も春月と花との題を得たり。

しづけしな幾春をかはふる寺のこけの軒端にかすむよの月

咲く花の散るも惜まじ山寺のかねて心に思ひ知る身は

狸を得しかば、庖丁して汗にさせたり。誰しも初めてくふ事なれば、一たびくひては頭うちかたぶけ、

考

しばしかうがへしばし味ふほどに、其匂ひいとあしく、みなくはなを掩ひて吐き出だしたり。搗尾何某もおなじく喰ひしが、強食の名を得たりや有けん。其肉を只に呑みては汗をすひつゝ、三度までかへたり。さらば閑かに味ひてといへば、うまさまなれど味ひもせで、汗打ち吸ひてひたのみに呑みたり。實ははなおほふ人にもかはらざりけりとして興じぬ。

狸の頭をやきて其灰を用ふれば、失心風を治すといへり。狸を得なば、とくく出だすべしと、國中へ解きたりければ、二三疋打ち殺して出だしけり。みるもの兩の足をひらき、その毛をわけ、しばし頭をかたぶけて、こは雌なりとて笑ふ。狸のかくし所の袋は、席八つしくばかりもありといひたればなるべし。其後、生ながら得たりとて、あやしき箱に入れて出だしたり。ひらき侍らさば見べきやうなし。いかゞはせんと戸おしかため、一間しつらひつゝ、いで此ふたあけよといへど、たれしもこゝろよからずとてあけず。豊田何がしをして、しひてひらかせたり。狸の足からめてありければ、蠶々のみにして出でもやらす。近づけばえならぬ匂ひたへず、寄合ふ人とてもなし。とく狩人へ返しあたへよとて、又ふたを覆ひ、此ふくろは見るべうもなし。むしろ八つしくばかりなりとも、かゝるのうちには、いかでその術をなしてんやとてわらひぬ。

去年九月の初、甲子の山へ行き侍りぬ。城をば曉頃に出でしに、四五里にして夜はあけたり。しゝだひらといふ所は、平かなる野のはては山に續きたり。眺いとをかし。江の澤の邊、木立なんといふ所は、皆紅葉のみ生ひ立ちて、萬山一紅ともいふべし。猿の聲などもしたり。かきがね橋といふは、筏などの様に木の枝あみならべて、山の岨へ懸け渡したり。蜀のかけはしなどいふも此類にやあらん。其橋渡りて見やれば、清き瀧のかしこの岩、こゝの石にあたりて白玉くだくるやうになん。實に此景色ばかし山第一ともいふべし。是より先は、坂のけはしさいふべくもあらず。いと苦し。温泉の景色もいとをか。予道すがら畫きて、都のつとにせばやとおもひたれど、言のはも筆も、いかに文くはへ花さかせ、

筆をまはし五彩をほどこしたればとて、萬分の一にもいかでおよび侍らん。白川へ至りて、かしの山見ざらんは、孔子の門過ぎていらざるがごとし。かしの山へいたりて楓葉の景色見ざらんは、堂に至りて室にいらざるがごとし。もみちの紅、水の白妙よりして、大なる石は十歩廿歩におよび、小なるは目にもおよばず。みな其形をなしつゝ、ことくの色を顯して、水により山にそひ、谷に望み坂に横たはるさま、云ひ盡しがたし。まいて風雨霜雪花月の折々、うつり行くけしきはいかゞあらん。道の嶮さをいとひなば、又かゝるながめもしらし、虎穴に入らざれば虎兒を得ざるといへるにひとしとやせむ。日は長し、事は少し、勤は繁からず。又させる能もなく、いかにして日を消し侍らん。傍の人にも物語して慰めよといひしに、物語する者もなし。おなじ事に日は長し、夜は短しと誰もしれる事のみいふなり。いで此地にありては、人の悪しかりし事をいふも、此國の人のうへなり。かゝる拙き、かゝるおろかなること侍りきといふも、此國の人のうへなり。いとおそるべき質ぞといふも、此國の事なり。さらば此頃とて、かたる事みな、此國の外ならねば、いふべき言の葉もなし。其人の善きとあしきと、政と得しと失ひしとは、其職とする有司ありていへば、内官のいふべき事にはあらず。さればとて、國豊に人々とむといふ事のみ、ながくしう日ごとに云ひ出づべきやうもなし。物語せざるもうべなり。

秋の頃民家によりしに、餅くひ居たり。見れば小麦の粉を團にして、さゝけの葉をもてつゝみ、其儘火の内へ投するなり。其葉のやけ盡くるを期してくらふ。いとうましとぞ。

此頃、桑名長壽院の元より、澁なし榧といふを送りぬ。珍しき物なり。されどもしぶなしてふは、名のみなるべし。ことくしき名かなとほゝゑみて、開き見れば、實も常よりはいと美し。割りて見れば、しぶの衣はなく、白妙のはだへ顯れたり。見るものみな驚く。其箱の傍に書きたる物あり。ひらき見れば、祖公御馬上にて接ぎ給ひし木なり。其後いかに實を植ゑ枝を取りても、おほく生ひ出でず。生ひ出でてもかるゝまゝ、今は其樹の靈をしりて、枝など折り取るものもなしとや。いとたふとき事なり。予

常に榎の實をこのみてくふ。祖公も好み給ひきといふ人のありければ、藩翰の任をあぐる事、いかで祖公の烈に従ふ事か、はじめ好みむとて、ひじりとはいかでないといひき。予か名を定信といふ。祖公もしばしが程は、かく稱し給ひしよし、予號を旭峯と云ひ、祖公も俊峯と號し給ひしよし。いづれも後に知れたり。偶中とやいはん。なほ不才をはぢぬ。

其年饑饉しければ、吏食をやり、租税をゆるし、除疫の灸を教へなどしけるを、久來石村に藤藏といふ者ありしが、ことにいたうよろこびて、餅をさゝげて恩を報ぜんしるしに、替へほしきよし願ひ出で、しめ打ちはりてさゝげぬ。其願の志かいたるもの見しに、その言のはのつたなきが中にも、田家の方言をまじへ、夫はいとゞすがた丈夫なりき。

遠山猿平といふ、獵やうの事にのみあづかる職なり。顔猿に似たりければ、かく名をいひたり。ある頃しる人の、かれが宿へ行きしに、遠山は鹿の皮はぎながら、其肉を手ぐひにして口も血に染みたり。つまぎよびてうつは物持ち來れと云ひて、持ち來たるをみれば、さるのかしら、犬の手足多くありたり。鬼の柄ともいふべしとてかたりきとぞ。

生れて目しひし人の、五色を知るも、常の人のしるも同じ事なり。目しひし人に、五色はいかなる色とか思ふ、云ひて見るべしと問へば、いはれぬにぞ。さればこそしらざりけれとてわらふ。云はねばこそあれ、黒きはくろく、しろきは白しと思ふは、誰も同じ事なり。常人とても、いかでことばにて、五色をいひ侍るもの侍らん。黒は斯くとて我髪をさし、白きはかくとて我齒をさすはたとへていふなり。かくいふ事は、盲人もいふべし。目あるゆゑに見てしり、耳あるゆゑにきゝてしると思ふは、かなしき事なり。

年毎年には、領國にありとある寺院神官驗者など、城へ出で、賀する事なり。皆こゝをせにと威儀つくるひをすれど、鄙にのみすめれば、いといやくむくつけきさまなり。狩衣に冠きて笏を持ち、遙向ふよ

り膝行して、笏を衣の襟にさしはさみ、或は笏を直にたて、頭を斜にして稽首するなど、皆々舌をかむ事なり。ひとりのけんじや、あしき病にやかゝりけん、はな穴のみ見ゆるなり。其面をもはぢにして、ときんいたゞき出でたる様、誠にはなの額にやあるらん。目は四つやあるらんと思ふばかりにて、みそかにはらをかゝへ侍ることなり。

こぞ、三條目といふ村の景政寺へ來りぬ。堂の後へ行きて見れば、石碑多くありけり。其中にはいと苦むしたるもあり。又倒れたるもあり。此頃まうでけんと思ふばかりに、かれ葉少き花など備へたるも有りたり。いでや生きとしいける物、誰か死なからん。陰陽晝夜四時の行はるゝよりして、松の千とせの壽、朝貌の一日の榮、世にありとある物、始より終なきはあらじを、今更なげくもよしなき事なめり。されども、生は好物、死は惡物とて、いづれか、生をこのみて死をにくまぬものはなからん。されどもつひに爰に歸せざるものもなし。此地にうづもれ、この名をいたゞきたらん人も、やまひにかゝりてくすしを極め、人々保護しても命きはまりて、かく成りたるもありなん。老いたるかぞいろを残して、海山の思をも報ぜず。孝子のうらみを地下に残すもありなん。夫に先立ちて同穴の契りをわすれぬ烈婦もありなん。妻をのこして活命を見ざる丈夫もあらん。やう／＼そだてあけて、月よ花よと愛したるみどり子の、つゆときえしもありなん。病を得ずして鬪論より身を失ひたるもありなん。たゞいといたう心ぐるしうものするは、年の凶きに逢ひて、くふ物もたらず、思ふ衣もなくて、一生を終へしもありやせん。又病にかゝりて、薬もとむべき力もなく、あるは鰥寡孤獨にして、誰あはれむ人なきもありやせん。いとかしこきをこの道しりたるが、人もしらすして草芥に等しく朽ちしもありやせん。誠にあはれむべき事なりかし。其所縁の人のまうで侍るとても、さりにし日ばかり思ひ出でゝとへば、つねとふ人もなくて、卒都婆も苔むし、木のはふり埋みて、嵐のこととふも月の宿かるもいかでなからん。人の心をなぐさめ侍らん。年々の春の草のみ、心なう生ひ出でゝ、啼くてふ鳥も虫の音も、むかしの世をや

觀じ侍らん。緑の苔もふりてのちは、しのぶ人も、この地下にうらみを含むやうになりもて行きなば、其人を忍ぶだにまれになり侍らん。終にはしるものもなくて、ふる塚はすかれてこと人のつかとやなりなん。其後も年を経なば、田となり、野とやならまし、たゞ生死は詮方なし、うゑずこゝえずして命を盡くし、賢き才はあるも、其ほどく人にしられ、世にいづるやうになり侍るは、又かくまでは思ひ侍らじとて、寺の軒ばのかくるゝまで、うちかへりつゝ見送りぬ。

しのゝは草は、宗因翁の遺歌集の名なり。納涼の歌は、

池廣み寄せくる波に風見えて松は音なき陰も涼しき

忍親昵戀のうたに

今こそはしらぬ草のゆかりまで果は思ひの露もそふらめ

いづれも全調のうたとやいはん。今やなし。大息にたへず。去歲より春の初まで雨ふらざりければ、麥など皆かれ葉の芝のやうに成りなん。野邊へ出づる時、八龍社の社を過ぐる折しも、心に雨を念ぜしに、其明の日雨ふりて麥もみなみどりにかへりぬ。いと辱じけなさのあまり、二たび社の造營をいひつけぬ。こぞさつきみな月の頃、雨ふりて秋のたのみ覺束なし。この社へ晴をいのりしかば、其日にはれて有年とは成りぬ。

故郷よりの便を常に待ちて侍るなり。便有りたりと聞けば、其文を手取るも遅しといそぎつゝ、其封を切りとくも心いとせはし。やうく開きて安全の二字を見れば、又こと文を開き見んとして、心つかはるゝものなり。何のしな送り越せるよりも、只自毫の文のこまやかなるいとうれし。只一筆安全とのみ書きて、させるふしもかゝす。かさねてくはしく申入候はんなどあるは、いとゞ口をし。妻呼び迎へたるあけの日、聞より起き出でたらん心の内、何となうつゝまし。いつまでもかゝる心ばへ、わすれ侍らずば、いとめでたくさかえ侍らん。女のひたひにこちたくすみぬりたる、見ぐるし。男のかみのうし

ろのかた多くそりて、かみのひまゝ、青く見ゆるぞいとわろき、夫のこと國に行きたるに、妻の方より文こして、其國の紅粉、色ことにあなるよし聞き侍りぬ。いそぎ送り給へといひ越したるぞにくき、わかき女の、計燈ともしくらうかゝげて、よそひをせんなんといふはあしく、赤き色など見て、いやしき色かなといはんばかりにみやりて、墨畫の竹、白檀のほひはめでたしなどいふは、又わろし。

人の方へ行きて、物語などするも、心得ありたき事なめり。あるじの名残をしき程に歸るこそよけれ。あるじ餘所見しつゝ、日はいと短かし。この頃はいと事多し、はや日も暮れなん、夜もいまだ長からず。又しはぶきして、此頃は風寒に感ずる病おほくあり、いとおそろし、日影を見つゝ、鐘かぞへななどして、さぞ事おほからんが、よくぞ語り給ふ。酒すゝめたけれど、ことの外塵事しげく人もなければ、ほいうしなひ侍るなりとやうのこときこえたらば、とく歸るべし。

なくてよき物は、女の文才、日記に天晴書きたる、くすしの髪拙き、歌の枕言葉よみたる、武夫の美服、寺に鳥飼ひたる、後室の化粧、盲人の老いて目のあきたる、栗の花、法師の額に黒入れたる、ありてよき物は、日暮しの聲、女のなみだの内の空たきもの、才能職任よりおとりたる者の更りたる、若き女の癢やめる。

ありてよきはよく、あしきはあしきものは、やんごとなき人の才能、金持ちたる人、女の衣にたき物こめたる、緋おどしのよろひ、宴室に額かけたる。

たわれめにたわれて、一生たわれ男の名を取り、たわれ暮して終るはいとおろかなり。たわれ女の誠なきをしりて、我方よりもいつはり云ひてたぶらかしてんとおもふが、後にはつかはれて財寶なくし、詞つひやし、名をうしなふぞおろかに淺ましき。人の誠なく、人のいつはりいふをにくみて、我も偽いはましとおもふは淺まし。あしき友どちにめでたくいはれんとて、人の爲にかゝる淺ましきわざなどなして、一生をあやまるぞおろかににくき。若き人などうちきそひて、あしき道教ふる猶にくし。此道し

らざらんをのこは、人情のわりなさをしらじといへど、さなんいへることは、何の書にかあらん、いと
いぶかし。古の情しり給ひたるかしこき人は、皆この道に入りけんをや。かゝることわりなき事に、こ
とわりつけていふぞにげなくにきき。

多井某は、祖母につかへていとまめやかに孝を盡し侍りぬ。予もかれが家に立ち寄りたり。多井某、祖
母をいだきて出でたり。祖母も嬉しさのあまりに聲あげてなきたり。予が来りし恩を謝する心にや、手
をあげていはんとしても、なきになきていはず。とかくして席にふしたり。かたはらに居ける者、皆涙
おとさぬはなかりけり。

主君の不興を蒙り、あるは若氣の罪を犯し、國遠などせしも、年を経てさきの非を悔い改めんものに
は、智勇も人に勝れたらんはあんめり。國家の衰廢にのぞんで、忠義の爲に心ざしを盡さむものは、な
とひ重き罪ありとも、其忠功によつてとがをゆるうせんといはゞ、誠忠の義士もあらはれ出でなん。さき
のあやまりを悔いなんものにこそ、かゝる期に臨みて紛骨碎身の力を盡し、國に報いてん心ざしは、誠
にありと思ふべきなれ。たゞかゝる事をいひ出だして、しゆくんのあるべうもおぼえず、みづからなせ
るわざはひのがれざるは、げにさる事なめり。空しく土芥に義氣を埋みてん、さりながら治亂によるべ
し、はかり思うておそれざらんや。

灸したる後は、こしの雪かこひ取り捨てたる心地すめり。鳥はむくつけき鳥なれど、孝つくす心ばへあ
はれなり。元日のあけぼの、東のかたしらみ行くほど、黒き林の中より、聲のみ聞えて飛び行くもをか
し。星みえぬばかり月さえたる夜、晝の心地して梢に打ちさはりて鳴きたる又をかし。夏の夕つかた、
日もいりはてゝ涼しき頃、ねぐらとひおくれたるが、二つ三つ飛び行くもをかし。雪ふり積りて、庭も
野山もこといろなきに、獨飛びかふもはえありてをかし。

宮仕の女、髻ほそきはなく、子あまたうみし女の、髪多きはなく、聲いと高うすめるをのこの、色黒き

關の秋風終

はなく、ひげおほきが髪おほきは稀なり。

まづしき家に、子あまたあるぞくるしき。乳いでぬ猶くるし。子の人のかけ行きて、よききぬ著、よきものくふを見て、うらやむをきくも、いとくるし。あるはやみて籬近く物あきのふ聲きゝて、得まほしとてなくに、かふべき物なき、せちにくるし。をうなの子の、くせかたわなるが、年たけたれど、せんすべなきは、又なくゝるし。

物しりたる人の、其ことゝはなしに、言葉のはしんゝ委しきはいふべくもあらじ。

若き男の子の、武藝學ばぬぞいとにくき。

夕立と雪とは、ことに心の外なる物なめり。けふは雲出でたり。苗おき立つかなと思ふに、月のさし出づる頃は雲もなし、此頃の寒は只にやはあるといふほど、うす墨の雲絶間なうとちたれば、朝戸出たのもしくて起きたり。朝日かゞやきてほい失ふ。只いづれともしらで、人のがり行きてんと出づる頃、夕立にあうてぬれたり。明日は若なつみにおもひて、曉の頃はやへ行きしに、月のかげかとおもふばかりにふりつみたる。なみふりてのち空うち眺めて、空やちかきなどいひあふも、心の外なればこそ、いかづちきらふものは、とくよりしるといふめれど、夕つかたなりはためきてのちに、さればこそけさより心ちあしかりけれとはいへど、いかづちとはしらざりけらし。さるに今年は、雪深からん、雨少ながらんなど、空よりせうそ消息こ來しやうにいふは淺まし。あめあきらかなる五のとし。きさらぎの半にしるしとどめぬ。天明



浪華の風

海峽巴風

浪花の風

久須美祐雋著

此編は、素より世教の一助ともなるべき事にもあらず。また視聽の益を得べきものにもあざざれども、少しく暇ある間に、市中の有様など見聞に及びしことを、筆に任せて書付けぬれば、この儘紙魚の棲となさんも本意なしとて、其まゝに難波の風と題して、この地まだ見ぬ孫兒等が後の語り草とはなしぬ。

安政三年丙辰正月二十二日起筆

浪花の地は、日本國中船路の樞要にして、財物輻輳の地なり。故に世俗の諺にも、大坂は日本國中の賄所とも云、又は臺所なりともいへり。實に其地巨商富估軒を並べ、諸國の商船常に碇泊し、兩川口よりして市中縦横に通船の川路ありて、米穀を始め日用の品はいふに及ばず、異國舶來の品に至る迄、直ちに寄場と通商なる故、何一つ欠るものなし。古來よりかくの如き土地がら故、商估専らにして、人氣もおのづから其風に移り、利を謀ること他國に超て慧敏なり。故に淳朴質素の風は更に失ふて、只だ利益に走るの風俗のみ、士といへども土着のものは、自然此風に浸潤して廉耻の心薄く、質朴の風なし。これ浪花風俗の大概なり。

他國には無くて浪花のみにありて、金銀融通となり繁昌せるものは、堂島の米相場なり。此事往古は、淀屋辰五郎の祖父淀屋與右衛門と云もの、諸家の廻米を一手に引受、土佐堀川筋淀屋橋南詰へ米商人ども大勢寄集り、米賣買なせしよし、是は今の正米相場の初なり。其後寶永中、辰五郎罪蒙りし後は、當今の堂島の地へ米商人ども多く引移り賣買せしに、其後正米のみにては土地在ものは限りありて、賣繫

買繫等の見込成難く、手狭にて金銀融通不_レ宜とて、米商人の内柴や七右衛門杯云るもの發意にて、建物米といふものを定め、月切日限を極め、日限迄の間空米延賣買を工夫す。此事今の相場帳合商ひの始なり。其後享保六年に至り、諸國ともに米價騰貴せし頃、是延賣買の不正より起りしことなるべしとて、米商人の重立しもの六人迄、奉行北條安房守にて吟味の所、申口相立、ゆるされけれども、其後延賣買は停止ありしに、同十一年、紀伊國や源兵衛始四人、江戸へ願出再興せしかども、故障ありて行はれず。同十四酉年に至り、冬木善太郎と云もの、江戸表へ願ひしかども、また故障ありて止ぬ。因て堂島仲買の内田邊屋藤右衛門と云もの筆頭にて三人申合、江戸表へ出、大岡越州へ願出、此事評定所に於て品々糺されし上免許ありて、觸書規定書等ありて、是より連綿し今に至ると云。されば米相場の初は淀屋より起りしとて、今も猶正月初市の日は、米仲買とも一同淀屋橋の南詰に寄り湊ひて其式ありといふ。其式はいかなることにや知らざれども、古へ淀屋が盛んなる節の餽羊を存せりと云。扱、この相場場の事、實に當地金銀融通の第一にして、土地繁榮の基ひ、其功大なりといふべし。されども、其功能大なるものは、其弊害も亦甚しく、奸商ども是を假て私利を謀るものも少からず。されど、土地の人氣湊ふ處、其益多きをもて、享保の御改正より再興なりて今に連續し、寛政、天保の度にも其儘にさし置れしこと故、米商人共は是を享保御趣意の相場と唱へて、殊に自讃せり。此事に就ては、愚意あれども、無益のことなれば識さず。凡そ米相場のことを書るものは、祕書と稱して世間にも流布せしものあれば、其詳なることは其書に譲りて、こゝに贅せず。

油の事は在より出すは、茶種綿實を絞りたる油にて、綿實を絞りたるを黒油といふ。之を今一度製法して白く成たるを白油といふ。右の白油へ茶種の油を加入して燈油となすなり。右は油問屋方にて調製なせども、相對次第にて在の油稼の方にても調合なし出すことなり。此製法方、黒油を一旦白油に製し、其上にて茶種の油を加へ燈油に製すべきを、奸商ども手を抜き、黒油へ直に茶種油を加入して製せし油

は、性合不_レ宜してあかりあしきなり。

菜種は一石に付、大概油屋にて買入の直段百匁より百十二三匁位なり。尤年の豊凶出來方にて高下あり。此一石の種にて油に絞り二斗二升程になるよしなり。此油粕大概五玉三分程になるといふ。また綿實の方は同直段にて、目方百貫目位の由、絞油となして一斗八升より二斗位迄取る。油粕は二十一玉程になる。綿實は油は減ずれども、粕多き故差引同直段位に當るといふ。

市中年中定りし食物のあらましを聞に、正月元日二日十日には、焼ものにおしなべて鹽鯛か鹽鯛を用ゆ。元日雜煮餅は、多分味噌汁にて、昆布芋焼豆腐大根等を加ふ。二日はすまし雜煮にて、水菜計り、他物は不_レ加。屠蘇香は凡數の子牛房ごまめ三種は一統に用ゆ。茶菓子は西條柿に蜜柑毘布に限るよしなり。十日は十日夷とて、必ず家毎に祝ひて鹽鯛を用ゆ。其外年始客へ出す肴鹽ぶりを用ゆ。都て江戸にて鹽引鮭を用るが如し。此鹽鯛の骨に附たるを其儘に貯へ置て、廿日に至りて酒の糟にて汁の如くになし、煮て喰ふよし、是を骨正月と唱ふこと、市中一般なり。また六日年越には一同に麥飯なり。

正月二日は初荷とて、元日夜半過より商物を車にて引出し、市中大に賑はし、江戸と替ることなし。其荷物に附添もの大聲にて、賣た〜と呼歩行くことなり。元日は錢湯も一同休みにて、二日を初湯とす。故に二日は曉七ツ時前より市中螺など吹て、わいた〜と大聲に呼ありきて、湯のわきたるを觸れ知らず。江戸にはなきことなり。

また二日は未明より水菜を賣ありくこと市中尊し。是二日はすまし雜煮故なり。寶船を賣ること節分の日の事にして、正月二日に賣ことなし。節分の夜の夢を初夢となすこと、事理に叶へりと云ふべし。江戸にて正月二日夜を初夢とするは、誤りなるべし。

上巳には、小赤豆飯白酒を祝ふこと、江戸と替ることなし。

端午には、汁にふき、茗荷の子、小赤豆、細根大根にあぶら物、焼物には鹽ざわらを用ふといふ。粕餅

を製するは稀なり。すべて茅卷を用ゆ。暑中の贈答、必ず索麵を用ふといへり。

七夕には西瓜を賞玩す。一統に冷索麵を食ふこと江戸と同じ。焼物にはかますを用ふ。飯の菜にはおしなべて天不羅を用ふ。盆の十六日には貴賤共さし鯖を賞玩す。水作りは稀にて多分焼て鹽を出し、酒と松魚節をかけて食ふ。

八朔には家々小豆飯を祝ふ。都て毎月朔望には家並赤豆飯多し。月見には團子を製すること江戸と同じ。しかし汁煮にすることは稀なり。きなこ又はあんを附て食ふ。芋を賞玩す。故に十五夜の月を賞して芋名月といふ。

重陽には栗、柿、葡萄を賞玩す。家々に儲置て、來る人毎に出してもてなしとす。烹物には必ず松菌を用ひ、魚類ははもを用ること通例なり。十三夜には團子を製することなし。うで豆一式を多く調へ置て、家内下女下男迄に多く是を食はしむ。故に十三夜の月を市中にて豆名月といふ。

節分大晦日には必らず麥飯を焚て、赤いわしを添へて祝ひ食ふ。都て年越には麥飯を食ふこと貧富同じ。江戸にて蕎麥切を用ふるが如し。

當地は一體淫風にして、婦女子の風儀尤よろしからず。歸する處利を専らとなす風俗故、おのづから廉耻の風を失へり。婦女子にて利を得んことを専らに謀る時は、淫風隆んなるべきこと其理顯然たり。男子も商估のみ多く、只管に榮利を營む故に、其父母夫たるものも、強て其事を責ることなき故に、ます／＼其風に流るゝと見えたり。尤歎すべきのことなり。

當地は小兒を棄るもの甚だ多し。是また淫風盛んなるの證にして、奉行たるべき人の心を傷る所なり。大概少くとも月に四五人、多き時は月に二十人の餘に及ぶ。是淫風の然らしむる所といへども、一つには又□□村のものども其兒を平人になさしめん爲に、竊かに謀て棄るものもあり。心得あるべきことなり。

人情關東杯に比すれば、萬事優長にして世話しなきことなく、利を謀るも後々を慮りて目前の小利を營まず。此意味故すべて賣物杯も懸賣を悦で、現金賣を好まず。利に於ては甚だ敏し。されども又盜難杯を防ぐことは甚だ粗略なり。たとへば夜中も戸ペリを忽になし、又は家内盡く出行するに、只戸を閉置くのみにて、ペリもなくして盜人にあふもの、晝夜比々としてこれあり。これ營利専らの内にも、何となく優長なる性質ある故なり。又俠氣といへるものは更になし。此故に強盜又は追剽杯は、只一人にて同類無レ之とも、衣服其外財物を奪取るに、たとへ合壁又は同道のものにても、逃去て助け救ふものは至て稀なり。ゆへに夜分も初更已前に、市中入込の場所に、押込等のこと毎々これあり。江戸などにてはなきことなり。

劇場は殊の外繁昌する土地柄なり。是一體の風俗淫風なるゆへか、劇場は自から繁昌し、劇場繁昌するに依ては、淫風もいよ／＼盛んなるべき理りにて、歎か敷ことなり。劇場見物に出る婦女子の様子杯も、江戸とは大に相違して、狂言を見物するにはあらで、俳優の人品を見物し、且銘々の粧ひし姿を俳優どもに見せ示すの心得なり。夫故に身上相應のものは、劇場見物一日の内に、凡そ衣服を改ること三四度に及び、甚しきものは一幕殊に着替するに至るといふ。淺間敷風俗といふべし。

當地にて名高き富商鴻池善右衛門が家の掟は、貝原篤信が定むる處といふ。此事を其家に尋るに、左様なること決て無レ之よしを答ふといふ。されど世上にて貝原が定るといふ説、一般に唱ふることにて、按るに、何か子細ありて、此事を善右衛門方にては深く祕すことにやと思はる。何にいたせ、其家の掟は規則能整ひて、代々是を守るといふ。其一つを云へば、店に居る若きものも數十人なれども、其着服四季施等、皆古來よりの仕來りを守る故、他の店の者と混れることなく、且此ものども時に寄て店の引けし後は、夜中十人廿人寄集りて酒のみ戯れ遊び、淨瑠璃又は亂舞杯の學びをなして興することあり。是を陰にて聞時は、美酒嘉肴ありて大酒宴の有様なれども、其席を伺ひ見れば、肴といふものもなく、先

は菜漬の香の物か、左なくば鹽鱒杯を少々計り肴となして、酒のみ樂む體、實に二百年も以前は、かくやありけんと思はるゝことにて、今世の目より見る時は、興のさめたる體なりといふ。又都て當地の豪家のもの、所持の別莊抱地杯の家作、いづれも良材を用ひ精工を撰み、尤美を盡して結構に營めり。然るに善右衛門が別莊は手廣なれども、規則に外れしことなく、去る天保十四卯年に御改革の命ありし頃、外豪家の別莊の家作は、長押造付書院を初、種々身分不相應の造作故、俄に大工を雇ひ、晝夜を争ひ、模様替にて大に混雜せしことありしに、善右衛門が別莊のみは、規則に外れしことなき故に、更に手入杯といふことなく、其儘にて濟しといふと、萬事此一二事に付て、其餘の家法正しき事推て知るべきなり。

諺に京の着倒れ江戸の食ひ倒れといふ如く、浪花の地も京師と同様に衣類をば殊に貯ふる風俗なり、身上相應のものは姑く置て不_レ論。裏屋住にて纔に夫婦暮しのものにては、衣服は分に過て貯へり。日々の盜難訴へにても、右様夫婦暮しにて、日雇稼ぎなどの貧窮ものといへども、衣類の五六品位は盗み取らるゝこと平常のことなり。是江戸にて裏屋住の其日暮しのもの杯には、決してあるまじきことなり。市人女の着類杯格別江戸と違ふもなければども。相應のものゝ娘子供杯つるゝ程のものは、惣模様のみ袖着たる多し。衣服の着様など、前をば深く合すれども、下た前を重て深く合せ、半は外へ折返し、其上へ上前を淺く重る故、下前の裏模様よく顯れて、下_レ腰卷等あらはにて、甚だ自墮落なる風態なり。帯は中廣きものにては折返し縮ることなく、巾の儘にて前後とも斜に打違へてゐるなり。結びの大きくして見事に見ゆるはつけものにて、一ツ帯にはあらず。別に結びは作りて飴りにせしものなり。髪は其時の流行もありて、一定ならずといへども、文政の頃より大かた今の風俗のよしなり。其さまたばを長く垂る様に出して、其上へまげは六かしげに作りたるものにて、多くはまげといふものは、假ものにして自髪にはあらず。一體の結様は殊に六かしき故、中々容易に一人にては結び難く、夫

故髪を結ふことは、多くとも一ヶ月に三度には過す。よく保たするものは、十六七日づゝは保たするといふ。

首飾の類も江戸とは同じからず。鼈甲の櫛笄杯、富豪のものゝ妻妾杯は、高金を抛て飾りとすれども、中より以下の者は鼈甲の櫛笄用ることは稀にして、用るも大概は俗にいふあんころ杯唱ふるものにて、高價のものにはあらず。櫛笄の分、中より以下は多くは蒔繪の類杯を用るなり。また女子供も銀かんざしを用るは稀にして、多くは絹又は紙杯にて美しく作りし花簪杯、下直の品を用るなり。これ中より以下の風俗なり。

衣服も中より末のものは、子供杯都て緋の木綿を用る多し。木綿地合よろしく、殊に京染故に色合宜しく、縮緬と見紛ふなり。中形もの杯都て是を板べと唱ふ。板にてべ染る故此名あり。江戸にては板べといへば、人々縮緬の事の様に覺居るもの多し。

足袋など大坂足袋とて、江戸にても賞玩す。畢竟は木綿性合よろしき故なり。價も江戸よりは下直なり。

錢は多く小錢を用ひ、四文錢は少し。百文錢は殊更に少し。夫故兩替も百文錢は一枚に付小錢よりは四文方も貴し。市中に錢小賣仕候杯いへる看板あり。江戸にては見及ばざることなり。之れ小錢専ら通用故、懷中用意錢杯持重る故、百文二百文の錢にても取替るといふことなるべし。

食物朝は茶粥を食ふこと、京師同様にて、市中上下一般なり。中より以下は前日飲餘りの茶しるべ、水を足し是を煮出し、夫へ殘飯を入れて粥となし食ふ。豪富の家にても、朝は新たに茶粥を焚いて食ふといふ。味噌汁を食ふことは、中食のことゝす。此故に土地のものは朝飯をたき、汁を煮ることを聞て、笑ふもの多し。

食物江戸より風味の勝りたるものもあれども、また江戸人の口には適し難く、且適ひ難き計にもあら

ず、風味の劣りしものも少からず。其内蕎麥切は殊にあしく、其色合もあかみを帶て味ひ宜しからず。只他の加入もの多き故にはあらず。眞の生蕎麥にても一體の性合よろしからざる故、風味劣れるなり。

其上製法もよろしからず。旁江戸人の口には適ひ難し。これ蕎麥は土地の性に應ぜざる故なるべし。

溫鈍は蕎麥に引替、大によろし。其色合も雪白にして味ひ甘美なり。夫故市中にも溫鈍店は多く、いづれの店物にても皆よろし。予は蕎麥はそもく嗜好なれども、溫鈍は素より好まず。されども當地のうどんは、江戸に比すれば格別よろしき故、蕎麥に替て不斷食することなり。

麥も江戸近在の産より大によろし。赤小豆は名物なれば素より宜し。赤豆飯に焚、又は強飯に加へても江戸のさゝぎより大粒にして、且色合味ひもよろし。惣じて豆類は都てよろし。乍去平豆江戸にて雁喰豆と唱ふるものは絶てなし。そら豆は殊に多し、はじき豆と稱して、夏秋の間殊更に賞玩す。江戸にて隠元豆と唱ふるもの、大坂にては江戸豆といふ。至て少し。五六月比僅に見ることなり。浪花にて隠元豆と云ふものは、江戸にて藤豆といふものなり。是は格別多からず。其外白豆抔は宜しき方なり。豆の性よろしき教にや。豆腐は江戸よりも宜し。

蘿蔔は太き物フドもあれども、丈け短く、漸一尺餘位にて長きものはあらず。是土性砂交りにして堅きゆゑに、延難き故なり。中々江戸近在王子邊抔にて作るものゝ如き、見事にして味ひ美なるものは絶て見ることなし。天王寺邊の蘿蔔、名物といへども太きのみにて、其形狀蕪に類して味ひも大に劣れり。蕪は天王寺邊素より名物なれども、京都東山の蕪の如き大なるものはなし。其上味ひも美とするに足らず。

茄子は長茄子の方多し。尤常の茄子も有れども、風味は同様にして優劣なし。いづれも色合等江戸よりはあしき方にて、漬物などにしても美ならず。

葱は宜し。江戸産よりもいづれも柔らかなる方なり。江戸の如き強きものあることなし。殊に霜を經し

ものは別て柔らかなり。蓮根杯大にして見事なるものあれども、風味は江戸産に及ばず。

竹の子は孟宗殊に多く、十月比より出、江戸よりも出は早くして且多し。正月頃江戸の三月頃と大體大さも相對す。暖國故なるべし。味ひも優劣なし。多き故價は江戸より廉なり。尤五月比は不斷出れども、二三月頃を盛んに賞玩す。續てはちく出れども、是は江戸より少き方なり。眞竹は至て少なし。是近年諸國竹拂底なる故なるべし。

十六さゝぎといふもの、江戸と替ることなし。されども少し。枝豆は至て多き方なり。味ひも江戸と優劣なし、えんどふ豆といふもの殊に澤山なり。

牛房も太きものはあれども、江戸の如く長きものは絶てなし。都て土中へ生るもの、江戸の如く長きものはなし。土性堅牢なる故なり。長芋には長きものあれども、是は江戸にて一年芋と云類にて、横に延る様に人力にて製せしものなり。自然と根入深くして延大なるものは絶てなし。

薩摩芋は殊に多し。青みあるものと赤みあるものとの二種にて、青みあるものは、俗に水芋と唱ふる種なり。水芋の方都て甘みは強し。さと芋といふもの江戸と替ることなし。是も出は早き方なり。唐のいもハツ頭などいへるものは稀なり。

菜は殊に多く作れども、子を収て油種となすものなり。食料とする菜は水菜と唱へて強し。香のもの杯に漬ても強きみにあらず。一體の風味も宜しからず。故に江戸人ははる／＼江戸より菜漬を取寄て、江戸菜とて賞玩す。

瓜の類、白瓜といふもの大きなるもの多し。冬瓜の如く煮て食ひ、又は漬物とす、丸づけと唱ふるもの絶てなし。夫故雷り干といへるもの杯製することなし。予は香のものを好む故に、丸づけに替て白瓜にて雷り干を作るに、柔らかにして至極よろし。眞桑瓜もあれども、大にして銀まくはと呼ぶものにて、味ひよろしからず。江戸の眞桑に類せし黄色なるもの、偶には見ることあれども稀なり。鳴子瓜の如き

ものは絶てあることなし。西瓜は多くあり。強て江戸と替ることなし。冬瓜も同様なり。

菓もの類の内、枇杷、桃は見事にして且多く、江戸にも優るべし。梨子は少しあれども、石なしといへるものにして至て堅く、中々江戸人の口には適ひ難く、江戸にて淡雪と呼もの、如きは絶て有ことなし。夫故梨子といふもの絶て無にはあらざれども、なきも同様なり。栗、柿多くあれども、江戸の如く種類多からず。栗は大きにして見事なるものも、大味にして美ならず。柿西條柿第一とす。是はよろし。其餘は江戸に及ばず。且樽へ詰て澁氣を抜ことは絶てなし。夫故多くは堅き柿のみにして、老人杯齒のあしきものは食ひ難し。葡萄は替ることなし。

棗は至て多く、土産のもの實大にして味ひよろしく、中人より以下専ら嗜むもの多し。栗柿よりも多し。江戸にはなきことなり。

魚類は江戸よりも澤山なり。味ひは其種類によりて甲乙あり。鯛杯名物ゆゑ、西宮の邊にて漁せしもの味ひよろし。ひらめ、鰈などは其産地によりて味ひも同じからず。あゐなめ杯風味宜しく、大なるものあり。土地の人ははもを殊更に珍重し、骨切とて細かに庖丁目を入れて、照り焼きにしたる杯専ら賞玩す。淡味にしてあしからざれど、江戸人の口には適せず。骨切よりも却て肉羹とせしもの美なり。夫も蒲鋒に作りしものは美なれども、こはくして老人の齒には合難し。はんぺんまた土地にてあんへんと唱ふるものに製せしは、大によろし。あんへんと唱ふるものは、半片の又一段柔らかなる製にて、葛かけ杯には至て極よろし。至て和らか故、豆腐の如く水に入れて取扱ふなり。

魚類江都と強て替る事なしといへども、其内あじの一種は、其風味大に江戸よりおとれり。形状等は變る事なく、見事なるものあれども、味ひはよろしからず。鯖魚烏賊杯も多き方にて、味ひもかはらず。白魚も多く霜月頃より三四月頃迄多く出れども、これも味ひは江戸に及ばず。きす、さより杯いふ小魚も、風味は劣れる方なり。

松魚は絶てなし。偶出ることありても、十月より末にて初松魚賞玩することは絶てなく、土地の人は今も猶毒魚なりとて、鮮肉は食ふものなき故なり。なまりぶしは七八月あり。是も土人は好まず。江戸よりは少し。

あめの魚といふ魚は、川魚にして當地にも拂底なるものなり。秋の末より冬に至り、網島邊にて稀に漁することあり。大小あれども、其形状は鮭の如くにして黒斑あり。ひらたくして長き魚なり。予は己未の年十月、始て一尾を得て食せしに、肉至て和らかにして輕き魚なり。味ひも上品にして無毒の魚なるべし。

鰻鮓浦焼とは製すれども、其調理少しく違ひ、醬の鹽梅等土製のものは、江戸人の口には適し難し。されども二十年來のこと、今よし谷町に菱富、又は加賀重抔と稱する鰻店出來て、此二軒はもと江戸人の出せし店のよし、調理全く江戸と替ることなく、魚もよろしく、江戸人の口にも適することなり。

鼈は土人賞玩するゆゑに、四時ともにあり。されど其調理江戸と違て、羹となして露澤山に仕立て、江戸にていふすつぼん煮といふものゝ調理方は絶てなし。夫故土人の調製にては、江戸人の口には適し難し。

ほね抜泥鰍(鰻)の調製、江戸と替ることなく、刻み牛房を加へ鶏卵をかけたる抔全く江戸の通りにて、三郷一般にあり。元この調理方は、文政の始、予が二十四五歳の頃、江戸本所大川端石原町にて、石井某といへる鰻店にて初て製せしに、今は三郷一般に専ら行はるゝこととはなりぬ。しかし初は鶏卵は入ることなかりしが、其後に加ふることゝなりぬ。今も江戸にては鶏卵を加へざる製もありと覺るに、坂地の製は一樣に鶏卵を加ふる様なり。この骨抜の調理を初めたる石井某は、其後店を兩國藥研堀へ轉ぜしが、其後はいかゞ成たるや知らず。其元住し大川端の店は、舊に依て石井をば名乗しかども、即席料理の店となりて、其主人は橋本や富五郎といへる船宿にて兼たりしが、富五郎は天保十二丑年に死して後

は、其家も絶へたり。うなぎ蒲焼鱈烹杯は古來よりある調理なるに、江戸と坂地とは其製造ひぬるに、骨拔の泥鰍に限りて千里一様なるもおかしといふべし。都て新製の一時に傳播せしゆゑに、かくは一樣なることなるべし。

貝類絶て替ることなし。榮螺、鮑等風味も宜方なり。蛤は至て少し、夫故土人は珍重して雑魚杯の一種に加ふるなり。あさり、ほかのむき身杯いふもの絶てなし。赤貝は多し。蜆は川口にて漁るもの味ひ宜し。其外まで、いたら貝杯いふもの替ることなし。

牡蠣は少なき方なれども、土人尤賞味す。故に十月頃よりかき船とて、□□邊より多くかき積たる船來る。此船にてかき料理とて、かきを加へ飯を焚、其餘汁平等に至る迄、一式かきのみを用ひたる料理ありと、土人之を賞玩す。

當地にて初もの杯賞玩せざるにはあらざれども、右様の食味に金錢を費すものは、多くは相應の身元のものにして、江戸人の如く漸くに其目を送る卑賤のもの杯、着し居る衣服を脱し、忽に一夕の新味に替ること杯いふことは、絶てあらざるなり。文化の末、堀芳川翁の句に、初松魚捨をころす毒魚かな、といへる句あり。實に江戸人の氣性をよくいへりといふべし。此風俗氣性當地のものより見る時は、明日の活計を知らざる空氣クワッものゝ限りといふべけれども、此氣性あるこそ江戸人の眞面目にして、予は賞すべきことゝ思へり。然るに、近來は此風俗人情道々に衰へ、初松魚杯價論ぜず食ふものは稀になりし。人氣もおのづから、老たるにていたましきことにあらずや。

當地も即席料理の店は多くして、江戸と替ることなし。されども、其調理風味の大意をいはず、江戸は淡味を主とし甘美なる方にて、當地は滋味を主として鹽辛き方なり。これをむかし織田右府が大内家の料理人に調理を命ぜしに、口に適せずして怒られしかば、料理人改め乞ふて再び調理せしに、大に右府の口に適ひし時、料理人が評せし語に思ひ合すれば、江戸の料理は大内家の第一等に近く、當地の料理

は第二等に當りぬべしと思はれぬ。當地は豪富のもの多く、奢侈を極めし様に思はるれども、飲食杯は江戸ものゝ如きにもあらず。諺にいふ江戸の食倒れといふもの思ひ合すべし。

近頃當地にて流行のよし、八百源とやらいへる割烹家の調理せし折詰ものを、予も味ひしことありしに、其製江戸の八百善の調理に倣ひし様に思はるれど、其内魚羹を鶏卵にて巻し様のものあり。これを味へば鶏卵にはあらずして、澤庵漬、蘿蔔の色よきを、鹽を出しうすく切て見事に巻しものなり。調理にも如レ此類まゝあることにて、江戸の割烹家にはあるまじきことなり。餘は推て知るべし。

豪家は鴻池屋善右衛門當時第一と稱すれども、舊家に於ては天王寺や五兵衛に勝るものなし。天王寺屋は聖徳太子の頃より實子にて相續のよし、右故當地の町人子育無ものは、五兵衛に請て盃を貰へば、出生の小兒必ず成長すといへり。また平野屋五兵衛杯も舊家にて、此家に鴻池屋善右衛門先祖より出せし酒の通帳を所持すといへり。其ゆゑは善右衛門先祖いまだ貧賤にて、自身に濁り酒を荷ひ商ひし比、平野屋は出入の得意場故、酒の通ひを出し置し事のよし、然るに善右衛門先祖工夫して、初て清酒を製し出せしより、江戸廻等も追々夥敷事となり、終に三都第一の豪家となれりといふ。此清酒の製し方のこと、言傳へにては善右衛門先祖に遺憾あるものありて、其造る所の酒を損せしめ恨を晴さんと謀り、ある夜竊に灰を酒樽の内へ投入置しに、翌日に至り其酒の濁り清て都て味ひも美となれり。依て善右衛門先祖これにもとづきて、清酒の工夫をなし、夫より大に利を得て、終に豪富に至れりといふ。

前にいえる豪家の内、舊家と稱せる平野屋五兵衛杯、家風も古來よりの風儀を堅く守りて崩さずといふ。主人の傍向にて召仕ふ年若のもの、丁稚と稱する分杯、今以て不斷に振袖を着せり。予も見及びし事ありしに、木綿ものにて定紋と思しき紋を染出せり。何となく古風存してゆかしく思はる。

當地の諸神社、六月を祭禮月となし、三郷市中殊の外に賑ひ、引ものだんじり、躍り杯思ひ／＼に趣向ありて、大に繁華なり。其大概を云ば六月朔日天王寺の愛染祭を初とす。神輿渡御あり。十五日は三津

八幡社の祭りなり。翌十六日は三ヶ所神明祭り。是は平野町御霊の末社高原等三ヶ所をいふ。十七日は御霊社祭禮渡御あり。十八日は高津社。廿一日は上難波社。是亦渡御あり。廿二日座摩社。是も渡御あり。廿四日は天満天神の宵祭りにて、翌廿五日大川へ船にて渡御あり。殊に賑へり。廿八日は生玉祭り。晦日は住吉祭りなり。是亦渡御あり。同日玉造の稻荷も祭禮なり。如レ此六月は、中旬より虚日なき程に引續て祭禮ある故、市中の群集喧しき事なり。九月も祭禮月なれども、これは一通り一町内限りに提燈にても出し、銘々はれ着を着し、軽く祝ふ位の事にて、引もの杯出る事絶てなし。只戸毎に體を製して祝ふ事一般なり。九月の祭りは六月とは、上難波、高津、座摩、天神、住吉の外は祭日相違せり。其内住吉は晦日の外に、十三日にも祭るよしなり。外相違といふは、九日生玉、十六日三ヶ所神明、廿七日御霊社と云日取なり。玉造稻荷は九月には別に祭事なし。是は初午祭りある故なるべし。

當地祭禮杯に、引ものにいたすだんじりといふもの、其故を知らず。土人は邊物の字を用れども、是は徐行するの意にて、車の縁などは更になし。京師にて引山といふもの同物なるべし。江戸にて祭禮に牛にて引する出しといふものと、躍り屋臺杯いふものとを兼たるものなり。當地のだんじりは、石車、べか車杯へ仕懸て、人力にて引、牛に牽することは絶てなし。いづれも太き綱一筋か二筋つけて、右へ多人數揃ひのゆかた杯にて取付て引事なり。囃子方も江戸にて云馬鹿囃子といふものとは相違せり。尤寛急ありて祇園囃子杯いふ様なる囃子もあり、引山といふ唱へは、古くより言傳へしと見えて、曾呂利新左衛門が句に、祇園會や評議まち／＼引の山、とあり。太閤時代よりかくは呼習はせしなるべし。按るに、最初は山の形杯を作りものにして引ありきしゆゑ、引山とは呼しならんか。當地にて祭禮神事等の躍りといふもの、江戸の如く囃子方ありて、拍子を揃へ調子に合せ躍ることはなし。全く銘々の思ひ付に、種々のことを言ひて、勝手儘に躍ることなり。拍子ありて少しく節杯あるをば、所作事芝居なりとて、只譯もなく種々の手振りして、銘々に躍りありくなり。故にゆかた杯は揃ひ

にても、躍りは勝手次第なり。一般に木履か板草履をはきて、強く大道をふみ鳴し躍るゆゑ、木履板草履を踏折こと日々二三足にも及ぶと云。ゆゑに祭禮中は市中木履板草履の賣れる事仰山なることの上なり。たま／＼其歌ふを聞に、躍るあほうに、をどらぬあほう、同じあほなら、躍らぬは損じや、杯と高聲に呼てうたふ。眞に酔興人の體といふべし。土人の説には、節付拍子杯ありて、少しく其事を學ばざれば成難きは、其技に長ぜし俳優ありて、素人にも是に隨ひ學びてなすことなり。是等は座席の藝にして、神事祭禮の躍りとは別なり。神事の躍りは、全く素人の手躍りなれば、聊も鳴もの等の心得なくとも、誰にても即席に躍らるゝことにあらざれば、神いさめの手躍にはあらずといへり。一理あることといふべし。

當地にて神事祭禮の外にも、太鼓を用る事多し。第一三郷市中夜廻り番人の毎夜時を觸るも、提ケ太鼓を叩き告る事にて、拍子木を用ること絶てなし。又遊船涼船杯、屋形船を用ひ、絃歌等の催しにても、大小の太鼓は必らず用ひ、絃歌の一曲終りし處にて、太鼓を叩き立ること定例なり。ゆゑに遊船、花見船杯にても、殊更驚敷オシマシク、其上口立たる幕杯を張故、見馴れぬものは、一通りの遊船を看ても、川筋の祭禮にやと思はるゝ事なり。其外にも前にいへる如く、賣初め、店びらき杯の口上にも、太鼓を用ゆ。此外にも如レ此類猶あまたあるべし。

夏日など夕刻少しく間を得て、官邸園中續なる物見に至て、夜商人の有様などがめ居るに、種々の商人ども活物を荷ひ呼ありくに、其呼聲ふしありて長く、心を付け聞ども、如何なる品うるにや、聞とり解し難く、且其うりものと呼ものと、相違の様に聞えて解し難し。此程此事を、出入する按腹醫元節に尋ねしに、同人の答へにて解せしことあり。無益のことにはあれど、市尹の職にて、市中のうりありくものを、更に知らざらんもいかゞによりて、聞し内の一ツ二ツを左に記し置ぬ。

ゆでやのおさやさん、よふこえたの

かく呼ありくは、江戸にて、ゆで豆や／＼と呼ありくに同じく、枝豆の湯引しものなり。これは豆といふ縁よりして、女の見立となし、夫故にゆでしことを、やの字を加へ、家號の如くゆでやと呼、さや豆のことを女に譬へ、おさやさんと呼なり。(浪花にては都て江戸にていふ枝豆のことを、さや豆といふ。夫ゆゑをら豆杯サヤの儘なるをば、サヤをら豆と云、はぢきたるをばはぢき豆と呼て、只をら豆とばかり呼ことなし。)よふこへたのは、よく太り肥たるなり。

黑豆大鐵砲

かく呼は、黑豆の煮豆なれども、大鐵砲といふことわからず。是は黑豆の大粒なるを大鐵砲と唱ふるよしなれども、其いはれは元節も知らずと云り。

おでんさん、年三ツ

これは、莧蕪の田樂にて、此地にてもこん蕪の田樂を、おしなべておでんと呼故、これも亦女にたとへ、おでんさんと呼と見えたり。年三ツとは、一串其價ひ三文といふことのよしなり。

ほつこりしんまいも、うまいこつちや

ほつこりはあたゝかなり。しんまいもは新出來等なり。

またゆで豆賣の

豆はうまいの皮ばかり

と呼ありくあり。是も最初に記せし枝豆賣なれども、皮ばかりといふこと解せず。元節が云には、これは皮計りと申せば、はぢきし殻をうりありく様に聞え侍れど、左にてはこれなく、計りとは斗量の義にて、豆の皮さや共に量りて賣といふことのよし答へぬ。また夏月あさづけ大根と呼てうりありくあり。これは大根の三寸位になりたるを抜たるにて、江戸にていふ細根位の處なり。朝づけとは朝つけて夕には食せらるゝといふ義なるべし。きむしりなすといふは、至て小さき茄子にて、木ともにむしりし茄子

といふこと、思はる。江戸にて引立なすといふと同義なるべし。とりかへ茄子といふは、至て大なる茄子なり。これは地名にて、鳥飼より出るなすをいふ。

今年己未の六七月の暑は、これ迄に覺なき炎暑にて、實に凌ぎ兼しことなり。物見前の町家杯にては、堪難きと見え、多くは安臥杯して居る體を見て、當地の方言をもて、よみし狂歌戯れに記し置。

此程の強く暑い暑さの疲倦也しんどさにおゑさんおかみさん也寝る也臥す也こけて居るなり

順繰りに傍也こけては休む其およめ也ねきに御寮人化粧なりにはゑらい身仕舞

ももとより也とど何をなさんだいこの暑さにまけて何せうも、よふ出来ぬなり而倒くさい心氣くさくてぢれたい也

當地にては、町家の妻杯はおしなべておえさんと唱呼す。おかみさんといふは老女の様になりて、五六十に及ぶ老婆を呼て、おかみさんと唱ればなり。町人の妻若きをば、御寮人と呼なり。是は多くは嬾ななどをさして呼ように聞ゆるなり。元來は圍ひ妾の唱呼なるべし。

當地にて店聞き、又は賣初杯いふ事に、江戸の如く品書等披露の口上を板行にして配ることは稀なり。大概は健なるものを雇ひ、派手なる半衣を着せ、紅白の木綿を絞ひ合せたる太きたすきを懸け、鈴杯を下げ市中を廻り、拍子木を折て一二町にては立留り、高聲にて賣もの品もの直安のこと杯を、ふしを付て口上にて披露すること多し。江戸にては見る事なきものにて是引札の代なり。

六月より七八月頃に至り、大川にて花火あれども、上ヶ初川開き杯と別段定りしことはなし。大概六月廿五日、天神祭禮の夜は、必らず花火あり。其餘は定りなく。炎暑の頃は毎夜の様少々ツ、はあぐることあり。されども、幾日大花火杯と日を定め、前廣より茶店杯に書付等出すことは稀なることなり。もと涼船の出る頃は、花火商ふ船も、食物賣船一同に出居り、樓船杯を見懸て漕寄て花火を上んことをすゝめ、其場にて二三本或は五六本杯と商ひ、直に上ること故からくり杯いへるものは少し。夫故多くあ

ぐることは稀なる事なり。

浪
花
の
風
絡

くせあかたり

Handwritten text, possibly a signature or name, oriented vertically.

御うはさのくせものがたり、拜借候て、寛々拜見いたし候。天王寺の法師がくすしの條、物産老人の類盡、屈候書家のくだり、其人々を見るやうにて、あかすくりかへし見申候。誠に、人には一くせとて、才有人は才を相手とし、わるがうものはわるがうを言たをさんとするがくせにて、いづれ其才其くせを持くさりにはしがたくて、夫を捨て、仕舞ごもく場を拵らゆる物なれば、此本の作も、定めて其ごもく場なるべし。其種につかはれたる人も、定て才子かわるがう者なるべし。是を面白と見る人も、亦痴人にはあらざるべし。われらも其中間入にと一本を寫して、原本を御返上申上候。法論味噌一曲、薪より貰候。其御口へ御あがり可レ被下候。かしこ。

竹 窓

上 田 翁 の

御もとへ参る

序

この物がたりは、朱雀のくつわが、ぬりをけの中にへしこめてありしなり。作者はたれともしるさざれど、つたへていふは、在郷の中將とかや、さだめて、田舎道場の新發意しんぱちどのが、やつし腹して、才まぐるものか、文轉ことばの京めみやこかせると、故事を雅俗に摘きたれるとを、これやそれと、闇のつぶての、當粹あてまひなるかしら書して、おのが洒落社なふま中にひけらかさむとす。されば、吾妻に京傳あり。こゝに都のやば傳が、まはらぬ筆は、かすが野の、若紫のすりこ木ぢやまで。

くせものがたり卷之一

上田 秋成 著

ひとごとくにひとつのくせとは、むかし／＼の諺ぞかし。今の世の人は、心辭のくせの外にも、たつに癖、居るにくせ、それにもこれにも、癖なきはあらぬを、みづからは痲症とのがるゝを、他人からは、わるぐせとも、氣まゝ病ともなづけたり。さて、そのそしれる人も、また、此癖のなきはあらねば、人のくせが、世のすがたとなりて、たかきもいやしきも、みやこもゐなかも、あまねくいひはやす痲癖談を、癖ものがたりとも、よめばよめかし。きのふもむかし、さきの間もむかし、おとつひ、跡の月、去年の大むかし、十とせ廿とせのとつとのむかしまでを、かたりつゞけて、冊子めくものとはなりにけり。

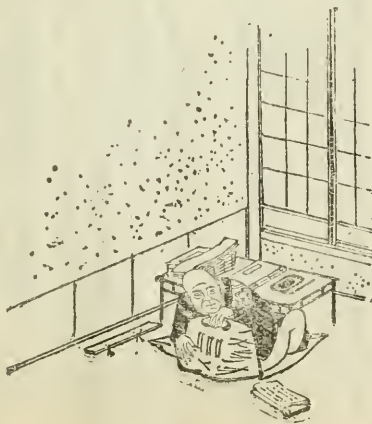
○むかし、をとこありけり。ならぬ狂言を、かりにもでかしたがりけり。それをたとへていはゞ、儒者たちの經濟りきみ、國學家の上古こがれ、「頭書」國學者とは、神道者に、三筋毛の、多いまでの、學業なり。「えせ歌よみの萬葉ぐるひ、俗あたまの座禪觀法、二代金持の縁者のぞみ、世になし人の先祖よばゝり、小借家住の茶の湯ぶるまひ、また醫者の漢魏見識も、おなじ事ながら、仲景、孫思邈、東垣、丹溪も、瘡をまじなふ八はらひのそろばん、爺も猿が餅に、なほすが正銘、それをおきては、引經運氣論も、病因隨症も、筆端辨正は木太刀の芝居事、いづれ共しるしを見ずには、信じられぬ事どもなりけり。むかし人は、かくいちびりたる、われがしこをなん、りきみあひける。

○むかし物ふかくおもひわたらぬ人の、世の事こゝろえがほにいへりけるは、おほかたの世にもてはやされぬ事は、そのわざのよからぬがゆるゑなり、とあながちにおしきはめていはれたりけり。世にはや

るといふ事どもを見聞に、道々しきにも、藝能にも、よきことのみおこなはるゝにはあらで、おほかたがなしやすく、まなびやすき事の、まづはやるなりけり。さりとして、またあしきことのみおこなはるゝといふにはあらず。人のうたてがる事、はたよしといふにもあらず。いたりてのわざは、まねやすからず。おこなひがたしとは、むかし／＼の人のいひしぞかし。儒者といへども、むかしありしは、ひたすら實體にて、たのもしかりしを、今はさる師は世にまれにて、詩文はな／＼しく作りもて、手など風流にかきすさび、酒おかしく酌みあそぶもとへは、人あまた集まれり。ほとけの道にも、世にありがたき人は、山にこもりてあらはれず。亭主ぶりよく、うときを訪らふ言葉にも、うれしとおもはせ、物きよく調してくはせ、今の世の茶の場もてよびよばれ、「頭書」今の世の茶の湯の話、最妙なり、筆端を以て、解しがたし。」よろづにあいぎやうづきたらむには、まづまうづるなり。翁うばらとても、さるかたに一たびまゐりては、若き人の遊所にかよひそめしにひとしく、あはれ一日もおこたらじとおもひしめるぞかし。説

經者といふも、尊き經文のこゝろを、一すぢに説きゆるに

は、心もうつ／＼として、ねぶりを誘ふのみなりとて、聲高くも、ひきくも、あるひは、ころもの袖になみだを打はらひ、または、まなこをいからしなどして、歌舞妓ものゝこなし、「頭書」こなしは、歌舞妓役者の所作おもひ入をいふ、昔は仕うちといひしが、今は芝居主をさして、誰がしうちといへり。」をまねつゝ、唐のやまとのものがたりをも、詩歌のふかきこゝろをも、おのがよくも心得ぬあま



りに、得手勝手なるかたに説こかし、また、此ごろなりし世説よふたの中に、めざまし草なるをまでとりまじへて、ひたすら興あらむとするなり。観音めぐり、「頭書」観音めぐりは近松が、おはつ徳兵衛に見へ、大師めぐりは、お染久松に、取組たるをもつて、其年世のはるかなるを見るべし。」やう／＼おとろへぬめり。大師めぐりなん、難波人は、いとまうにたちさわぎける。神にも御蔭まゐりなどは、遠



らさまにいひあらはされて、猶おろかなる事のみをいのりものすれど、大かたは、こゝろあくまでのしるしも見ず。重きやまひも、及ばぬねがひも、はた甲斐なくてやみぬるぞいとあぢきなき。老たるきつね狸など、さすがに、愚痴かたくなの人のこゝろはうごかすれど、よき人、なほき人にむかひては、何のしるしを見することなく、これもまた、はてはいづちにいにけむ、その神垣といふも後に見れ

とも、くふともくはぬとも、をとこも女も、おいもわかきも、わらべも、田かへすうしも、垣守いぬも、ものうつ／＼なく、うつしまうずるが、道にやみたをれ、はかなくあはれなることを見きくなり。または、人妻、かしづき娘など、はて／＼よからぬ風説ども、出来てぞ、やう／＼物ごりして、さることありしとも、おもひ出ぬばかりの世とさめはてぬるは、いとあさまし。また稻荷のおさがりとて、をり／＼うつしまうづる事あり。こゝにあつまる人は、おのがもとありしよからぬ仕事どもをも、今のこゝろぎたなきことをも、あか

ば、のき朽、御はしは草むして、もとの藪ぼらとおひなりぬ。かつ其神おろしせしもの、身のをはりも、おほかたよからずなりはつるを、まのあたり見しぞかし。また、醫師もむかしもてはやされしたぐひの人は、世にあらで、うちむかふに、賑はしく、ものよくいひとりて、病る人、看病の人のころをも、うちのませ、人のいへのよろこびかなしみ、人よりさきに使用して、物を贈りつゝ、酒さかな調じて、をり／＼呼むかへ、茶の湯などして呼びよ



來るも、あらいそがしの世にもあるかな。人のこゝろばかりたのまれぬものはあらじかし。白茶、あさぎ、鼠などのねむりめなるをさへ、花やかなりと見し世も、まのあたりなりしを、いつしか、もへぎ、瑠璃紺、紅かけ、花いろの。ふかきにうつろひゆけり。ふるき翁たちの、ひたすらむかしをしのぶげにて、羽織のたけ、小袖の仕たて、紋のおほきさ、いさゝかも今にうつらじとするも、それはた、

な調じて、をり／＼呼むかへ、茶の湯などして呼びよばれする門には、人の出いりおほく、家居ひろく住なし、藏たかくつくり、薬種は時をはかりてかひいれ、其益を見る。さばかりならぬも、嫁とりのなかだち、茶器のとりり、茶屋あげやのふみかよはする中やどなどするは、愛敬を専らとすれば、おのづから、にぎはしきぞかし。また、國のかみより祿たまはりし面目あるも、おのが術のほまれかと見れば、さるかたなるはいとも稀にて、おほかたは、銀主ひきつけのはたらきなるがおほし。またをとこ女の髪の風、櫛のかざり、ころもの色あひこそ、きのふのひは茶はけふの栗皮いろ、みやこのは吾妻にうつり、吾妻のは浪華にうつし

おのがわかきむかしのうきたるはやりごととおもひしらぬぞかし。今のみじか羽織は、むかしのみじかきにあらず。寸尺おなじくて、着る人のこゝろたがへばなり。また、新曲などとして、糸にあはするも、よき人のこゝろづくしせしは、あな屈したりやなどいひて人興ぜず。唱歌つゞかず。あまりなるまでざればみて、なにのこゝろもなきが、遠きゐなかのはて〜まで、うたひはやせるなりけり。何事にもあれ、しばしはやりもてさわぐ事の、浅はかならぬはあらじものを。

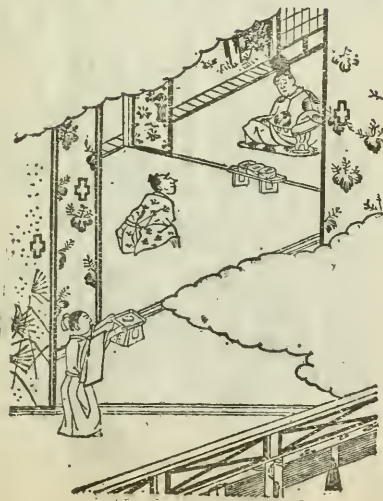
○むかし、やんごとなき家にはあらぬ人の、世の中の事はかくしくもまなびしらぬが、たゞ金銀おほく持たりければ、御前さらすの、御髭おつげの塵助等はもとよりさるものにて、しるしらぬ人までも、うらやみたふとがりけるほどに、いつしかとおもひほこりつゝ、恩見せぬ世の人までに、無禮なれいになめちらしけり。國の守といふ御あたりよりも、あまりにまばゆきまであしらひもてはやせたまふは、みちのくの小田のやまより、さそく出金の花をさかすにぞ。「頭書」萬葉集に大きみの、御代さかえんと、あづまなる、みちのく山にこがね花さく。」利足の外に扶持かたをたまはり、何格何の席などゝ、武功の家がらのひざをものりこえて、いとをこがましく、いみじきふるまひなどもありて、腹ふくらしけり。

○むかし、さまざまがしきをとこありけり。ある遊所の娼婦に、酌とらせてあそびけり。いたうゑひのすゝめるまゝに、れいのわるじやれいひけり。うちのむすこはいとよいをとこなり。さだめているをき



かすらむ。おほかたのおやまは、うちのむすことむつまじきもの、娘などはかへりて、中あしくこゝろあはぬものにて、よき絹などをしみて着せじとするを、むすこは、けつくあるが中によきをえり出して、はれの夜のめいぼくをおこさすほどに、おやまのかたより、いつしかおもひつくものなり。博奕など達者に打ぬらむ、人形はつかふや。鹽政など、〔頭書〕今の政太夫を鹽政といへり、なには鹽町に住ゆゑなり、周公且を魯公と稱し、呂望を、齊公といふよりきたる。〕よくうつしぬらむといふ。

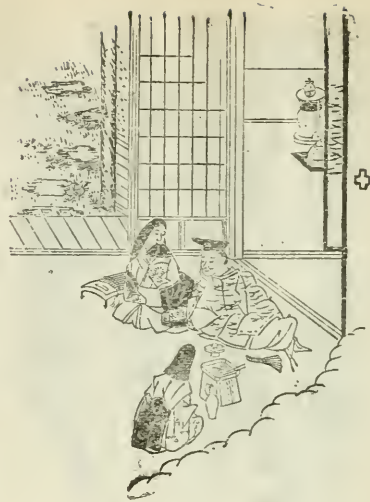
おやま打ゑみて、粹とおぼして黒がりたまへど、いとまへかた〔頭書〕前かたとは、以前の意より轉じて、ふるいとも訓尺す。〕なり。こちのむすこさんにかぎらず、なべて、今のむすこさんたちは、色事こゝろにいれたまはず。おほかたは、茶の湯俳諧、學文とやらいふ事にこりたまひて、人形、淨瑠璃、ものまねなど、古風なあそびしたまへるはあらず、となんこたへけるとなり。世の中のうつりかはるこそあやしうはかなきものなれ。儒者は、詩文の風流こそ日々にさかなれ。むかしありし師のごとく、こゝろおかるゝはなく、おほかたは、通〔頭書〕通は達人なり、人情によく通ずるをいふ、粹といふに混ずるは非なり、荀子に粹能容雜と見えたり、然れども、今世粹を以て通とす、六書に、所謂轉訛、論語に、五十而知天命といへり、鯉長由男その人なり、眠獅は言を食て、却て世に幸すといふべし。〕をもはらに、秀句口あひなど、拍子よくいひ興じ、酒おかしくくみあそび、さら



ぬはまた、古本古筆のうりかひに利を射る。また、歌舞妓役者は、五十にして天命を知り、舞臺をひくを見識とし、おやま藝子は、四十を猶おいたりともせず、花やかがるなん。世のすゑ又いかならむ。いとおぼつかなし。ところあるひとのなげかれし。

○むかし、いろこのむをとこありけり。いかにもして、おやまにおもはれんと、こゝろをつくしけれど

やゝすれば、茶屋あげやの亭主子息、役者牽頭持などにぬかれけり。「頭書」ぬかれけりとは金城を抜くといふぬくに同じ。「かれいかばかりの情して、われにまさりぬらむと、年ごろこゝろをつけて見れば、さる事にこそ、金をつかふ事われにはまさりけるほどに、かゝりけるとなんいひける。うべことわりにこそありけれ。



たのむは、孫康、となりの家の灯をひきしは、匡衡、いづれも貧人なり。隣の壁のこぼれをたのむたぐひおほかりけり。みやこに、浪華に、書籍あまた買つみてもたりといふ人も、こがね千ひらをつひやせし人はいと稀なりとや。茶器などもてあそぶ人は、手にすゑて見るばかりの物にも、それらのあたひなるは、いくらかも買入てもちたるをや。此ためし今の世のみにあらず。源氏ものがたりにいへる、「頭書」源氏はをとめの巻なり、貧しきあまり、

人のものをかり着したればこゝかしこたけあはず、見苦きをわれは何ともなげに、作法ぶりて、居ならびたるが、をかしとなり。」家より外にもとめたる装束どもの打あはず、かたくなしき姿などをもちなく、おもゝち聲こわづかひ、うべくしくもてなしつゝ、座につきならびたる作法よりはじめて、見もしらぬさまどもなりし、とかきしは、おほやけにつかうまつる儒者たちの、まづしきさまを見るに



淺ましとていへるなり。又田舎よりのぼる書生は、國をいづるより、人の世話にはなりうち、寫本はぬすむもの、書物はかり取にかへさぬもの、とまづおぼえて来るなりけり、とある師のかたられし。「頭書我朝學官の窮するよしは、三善清行の、意見封事の第四條に見へたり。」

○むかし、一天下こぞりて茶の湯なる時代ありけり。其世の人は、郷黨お茶なきにはかたらず。室お茶にあらざれば入らず。割きり截お茶にあらざればくらはず。道具書付「頭書」文家の鑒を得くだらぬ銘などせらるゝこれを書付物、といへり。」なきは買はず。すかさぬはお茶と稱し、ぬかれればお茶がないとそしる。よい女房は書院もの、いけぬ妾はさびもの、利休ばし、利休下駄、大工中瀬、八百屋、魚屋も、草鞋ときすつるより、花月のふだとりて、すりあしの立ふるまひ、是をちやつた世のなかと

○むかし、人のいへの相を見て、あしきはよきにつくりあらためて、幸福えさする師ありけり。さて、

それがなす事どもを、後によく／＼かへり見れば、おほかたは、時いたりぬる人のうへにこそ、幸福は得るなりけれ。やう／＼ひだりまへなる人の、「頭書」夷狄の左任といふより、轉じて、何事にも、よからぬ事を、左まへとはいへり。「何事にこゝろまどひしては、竈をつきかへ、廁をうつしなどすれど、たゞ／＼ひたおとろへにおとろへゆくには、さらにそのしるしもかひなきのみならず。工手間、釘繩のつひえのみして、いよ／＼のこりすくなの財寶をもうしなひつゝ、こゝろき世に立さまよふ。いとうたてし。

○むかし、くすりあきなふ人の、醫者かねたるが、世におほくありけり。それらのひとも、傷寒論、金匱、素難、千金方のたふときことわりをあきらめ、また、醫通、溫疫論など、後の世にても、いとかしこき書にもわたりて、ひとり衆方規矩、手引草のみにあらずりけらし。さりけれど、藥のあたひにおきては、何十錢何銅などゝ、あからさまなりけるぞ。世の人いとこゝろやすがりて、はじめにはまづこの人におもひつきにけり。かゝりければ、世の醫者たちのためあしくて、ひそかにねたむときもありけるとや。やう／＼おこなはるゝにつきては、髪をたて、かしらまろけなどして、醫者のつらにかすまへられけるほどに、大かたははやらすなりにけり。また、佛のをしへにかしこき法師おはしけり。現世をもひろくすくはんの大願をおこしたまひて、人のやまひを療したまひけり。やまひおこたりぬれば、恩謝にとて、金銀をさゞげもてまゐれるは、いさゝかも納めたまはず。たゞ、絹わた調度のたぐひをば、いなみたまはずとなん。さるは、こゝにまゐれる人は、唐山かのやまとの、世にめづらしきかぎりのものを買もとめてたてまつりけるとなり。唐山ちんにては束帛といひ、「頭書」禮聘に、束帛以ニ一丈爲レ端と見えたり、すなはち、禮物の事なり。「吾國にては、神には幣といひ、君には貢といひてたてまつるも、おほかた帛錦のたぐひなりけり。さて世に賄賂まなといひ、俗にはこれを鼻ぐすりとも、袖のしたともいふは、金銀のみにあらずりけり。それををさめたまふは、異なる事なるに、

佛のをしへには、さらぬことわりありや、いといぶかしと人いひけり。

○むかし、色ごのみのかしこきをとこありけり。金はつかはれど、おやまはわれに身をうつことゝ、つねにほこりていひけり。さはいへど、相應にかねもつかひけり。まはりごゝろ人にすぐれて、いとすゝどくありければ、逢ごとの娼婦は、もてわづらひにけり。たまゝよるべにとおもひたのみては、身もくづるゝばかりに心づくしすれど、とにかくにあばずれにて、「頭書」あばずれとは淡々しきに過ぎたるといふなり、水くさきといふより、いさゝか深し。」

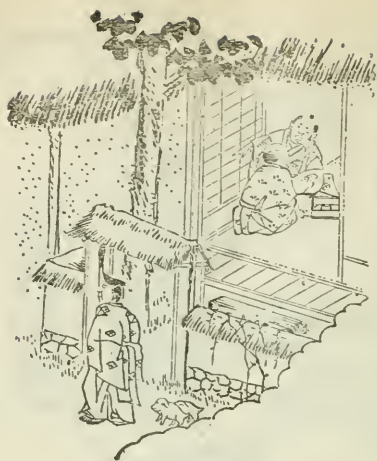
たのもしげなく、うたてうとむべきふしもおほかりけり。

月のあかき夜、このまめをとことたゞ二人、影くらき軒づたひして、金五郎〔頭書〕金屋金五郎、古手や八郎兵衛ぞめきうたのふしなるものなり。八郎兵衛など、つれふしに聲おかしくながしあるきけり。〔頭書〕ながしあるくとは、吟行なり、古言にこれを、によほふといふ。」鬼〔頭書〕鬼とは、をそろしき物といふに、こゝは用たり。」あるところともしらでとほく來にけり。そこなる辻のかくれより、顔よくおしつゝみたるをとこの、せたかくおそろしげなるがふと出來て、このまめをとこにつよくあたりけり。いとすさまじければ、立わづらひけるひまに、女のさせる髪のかざりどもを、いちはやくぬきとりていにけり。あなやといひけれど、人氣どほき所なれば、いづちにかにげうせにける。男あしずりして泣ども甲斐なし。さるは、おもひかけぬ事にしあれば、いかにせん。そのあした、血のみだをながしつゝ、ありしにかはらぬを、とりそろへてまどひにけり。〔頭書〕まどひにけりは、心ま



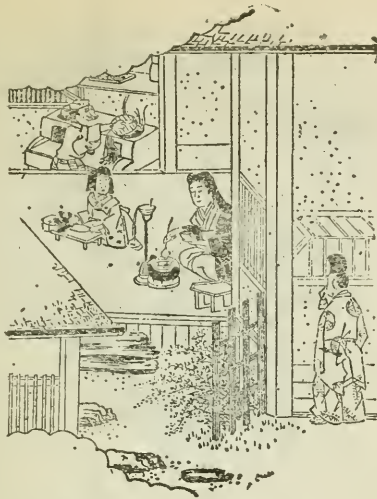
どひの義にあらず、まどふてかへすの、まどひなり。」その價は、こがね二十兩ばかりをかさねあげてやりけり。さて、後よく聞ば、彼夜の盗人は、おやまのせうと〔頭書〕せうとは、兄の事なり、すべておやまの兄分、兄判などいふもの、大かたあやしきなり。」といひて、實には、ふかくいひかはしたるをとこになんありける。それを鬼ともいふなりけり。いかにすりおろされ〔頭書〕すりおろすとは、玉石を、磨なすよりきたる。」じとすると、おやまばかりかしこきものはあらずなん。

○むかし、糸竹のおそびにこゝろをいれたるをとこありけり。あなたこなたのはれの座にもまゐりて、打きく人のこゝろをうごかするあまりに、さし櫛にもるちりをもたゝす〔頭書〕さし櫛の塵をたゝすは、梁塵の故事をとれるなり。」ばかり、またさらへ講〔頭書〕さらへ講は、加茂の臨時祭の武樂より轉じ來る也。」などいひて、いみじきはれわざ有けり。棧架ざしたかくかけ上げ、毛氈まばゆきまで、燈灯のひかりにかゞやきあひて、いと目さむる遊びなりけり。これには、人のむすめのまゆごもり〔頭書〕たらちねの



母のかふ子のまゆごもり、とよめるは、かひこのまゆにこもりゐるを、以てまだ嫁らねむすめをたへ云なり。」なるをも、出したつることにて、髪のかざりきぬの色あひ取あはし、見めよくして、なにもくあらはなりけり。いろこのむをとこら、わかきくすしなど、いたうやつしめかして立ならび、糸に竹に、〔頭書〕蔡邕女戒に云、少女に琴箏を弾習はす事は、嫁して舅姑の意をなぐさむるためなり、

といへり。糸は琴三味線、竹は尺八。「聲おかしくかきあはせたるなん、いとおかしきものから、はてくは、よからぬ口説〔頭書〕口説は、風説といふにおなじ。」なども出来にけり。さて、かの上手の名あるをとこのつひのよるべは、なにがしの自賭藝子ジトギなどが、かくしづまとなりて、いふかひなく路次のおく住居に、ふきはきの朝ゆふのいとまには、錢湯、髪ゆひどこに來て、はかなきおのがむかしがたりなどしづ、あな太平や〔頭書〕太平樂は、道調の曲、また武昌樂ともいへり、これを贅言の目となれる事いまだ考へず。」など、後ゆびさゝるゝをもえしらでなんある。いと淺まし。

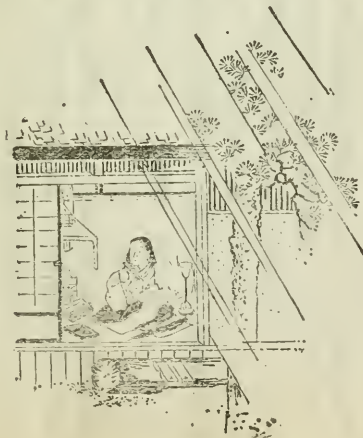


しといへり。「がかたへ行くふりして、せんざいの廁のうちにかくれて、うかゞふほどに、此をんな、かゝりけりともしらず、いとうれしげに、をとこの出しまゝに、はした女をよびて、耳に口つけて物いひければ、うけたまはりていでゆきぬ。さればこそ、ふたごゝろあるなれ。猶見あらはさばや、とよくしのびてあるほどに、しばしゝてはした女のしりにつきて、男のいりきたるを見れば、つねにま

ゐれる八百屋のおきななりけり。なにやらむ物うち入たる籠わきばさみて、つと入来る。あなあさまし。年は六十にこへ、齒落かしらはげ、すゞはなたれたるを、これに見かへられぬる事の、いと口をしく、さあれば、いかにすらむと、なほたへしのびつゝ見るに、あなこゝろう、戀するにはあらで、そこをたけ、かしこに炭つげとのゝしりつゝ、俎板のおとにぎはしく、鍋どころあまためうゝと湯煙たちて、うまくさき匂ひのこゝにまで薫りて、あるじの女うちほこりつゝ、手づから飯じとりておりくらふありさま、あまりにうちとけていとあさましく、つといでんにさへあぢきなく、風ふけばおきつしら波たてこされて「頭書」たてこされの、たては、俠者をたて衆といふより轉じてたてのぼしなどいふと、ひつと意なり。「はならぬとこゝろづきしより、其後は、夜ごとにいでありかずなりにけり。

○むかし、人のおもひものなるをんなありけり。たちぬふわざよりして、手などしをらしくかきすさみ、和歌は二條家のながれをまなび、糸おかしくかきならし、茶かきたて、香炷くゆらしなど、なにわざにもなみゝならざりけり。そのたのみつる人は、よのつねの人にて、道々のあはれをも知らず。たゞ朝ゆふ酒くみあそび、めくり「頭書」めくりは、檮蒲遊なり、大和ものがたりに、はくえうをしてといふたぐひなり。」など手まさぐりして、露もものゝこゝろなき人なりければ、よろづおとしめられて、まめゝしくいひかたらふべくもあらず。いとまたのもしげなく年月おもひくらしけり。このあるじのやどの妻は、心さがなくて、ときゝねたましきこといひおこせ、事につきては、おそろしきこゝろばへども見せつゝ、つらさのみおもひしらせければ、わが身のうへ、今ははかなくのみおもひなされて、ほとけの道かりそめならず思ひしみて、經よみ、花つみ、せちみ「頭書」せちみは今の精心の事也、節忌と書り。」などして、おこなひけるほどに、これもまた、主のこゝろにかなはぬよしにて、あいなくのゝしられ、さては道にいるべき時こそきたるなれとて、つひに髪をきりて、こゝをの

がれ出にけり。さるころは、世をはなれたるいほずみして、松のあらし、笥のみづのおとにころ
 をすませつゝ、おもひのまゝに念佛して、後の世たのもしからむをと、ふるき物がたりさまに身をば
 やつせしに、ことたがひて、師とたのみたる尼の、ころかだましく、今よりかくたふとげにては修
 行にあらずとて、もて來し袈裟ころも小袖まで、おほかたにうばひとりて、あらしく身にそはぬ
 麻木綿の、糊さへいとこはくしきに取かへられ、菜つ
 み、水くみ、たくはつなどは、修行のならひなるを、物
 くるゝ檀家へは、さもしげなる、重のうちたへず持はこ
 ばせ、男爵のなつふゆのものゝ解あらひのちん仕事、よる
 晝いとまあらず、人のかげぐち、見きくまゝにいひちら
 し、嫁とりのなかだち、産家の夜とき、不義むすめのあ
 づかりものなど、うき世の事にのみかゝづらひつゝ、朝
 ゆふの誦經のほかは、なにを佛のみちにいりしともなく、
 いとあさましき世界にまよひきては、また爰をものがれ
 出ばやのころしきりなるにぞ、なかゝにありし世の
 戀しくもなりぬる事よ。つひに、此庵室をもうとんじい
 で、後は、そこたのむべきかげもなく、さまよひ歩行
 ほどに、はじめの道心も、いづちにかさめはてゝ、手かきうたよみしむかしは、夢のうきはしかけた
 へて、春さむいと、秋何とやらいふにたへかねて、つひにおそろしききもいり婆に、かどわかされ、
 あるいろざとへ、夜ばかり人目をしのぶ尼出のくがい、四尺ぼうしの淺黄ざくら、こし春ばかりのす
 みぞめか〔頭書〕深草の野べのさくらし心あらば此はるばかり墨染にさけ。』はては、何がしの院の把針



者〔頭書〕把針者は、僧坊に入て、たちぬふわざをするもの也。後世梵妻を兼る也。』とは、たしかそれぢや、と見し人のかたられし。

○むかし、鳥獸草木のたぐひの、世に見知らぬをば、あまねくよく見わかつ師ありけり。こはもろこしにては、なにといふを、此國にては、しかよぶ物なりなど、いともくはしかりけり。されど、まれまれには、わきまへがたき物もあるにや。こは何の類なりともこたへらるゝを、或人これをきゝて、何の類の類の字は、祇園町のむすめぶんの分の字にひとしく、いとまぎらはしとなんいひける。

くせものがたり巻之二

○むかし、市のなかにすみて、歌よくよむ翁ありけり。世のほまれたかきまゝに、いつしか思ひあがりて、えりあつめおぼしたゝれける。まづ住よしの神にまうで、此事冥加あらせたまへ、といのりもせられけるに、其夜の夢に、内殿の御戸ひらくと見しが、うちより妙なる御聲して、なんぢ、月あきらかなり。とをしへさせたまふ、とおぼえて目さめぬ。こは、むかしの京極中納言の君の〔頭書〕京極中納言定家卿の、和歌の冥加を、住よしの神に、いのりたまひしに、汝月明也、と御告ありしとなり、此卿の日記を明月記と題したまひしは、此由なり。ためしにかなひしことありがたくて、やがてえらびものせられけり。さて、世におしひろめたりけるに、こゝかしこより、よからぬ風説どもきこへけるを、それがかたなる人は、れいの偏執の世のさがぞとておもひやみけるを、翁なほき人にて、神の御つげのありがたきをおもひたのめりしに、いかでかゝりけむ、猶おもひあやまれるふしもあるにやと、ふたゝびまうで、なげきたてまつりしに、またさきのごとく、うちより高らかに、なんぢつけ〔頭書〕つけと、つきと、かきくけこの同音なれば、聞まがへるも、ことわりなり。明らかなり。とこそつげつるを、ときこへたまへりとなん。神の妙なる御聲をだに聞たがふ事もありけり。また、漢文からうたにあそぶ人も、おのれ打ほこりて、木にゑらせつゝ、世に見てくれをなす人、その世にはいとおほかりけり。



り。我なからむ世に、人のしたひて物すべかりつる事なるを、さる世はおぼつかなかりけん。みづからものせらるゝ事にぞありける。こは腹ぢからなき人の、我かしこになんありける。又、これを名利の功能書をちらすなり。とある人はいはれき。

○むかし俳諧のすきびとありけり。芭蕉翁の奥のほそみちのあとなつかしく、はる／＼のみちのくにくだりけり。ある國のかみの御城下にて日くれなんとす。一夜あかすべき家もとむれどあらず。おもひつかれたるに、そこに門だちしたる翁のあるに、たち



よりてねんごろに宿をもとむれば、おきなうち見て法師は達磨宗なるかと問ふ。いな、さる修行にあらず。ばせをの翁のながれをまなぶものなるが、松がうらしま、象かたのながめせんとして、はる／＼と來れるなりといふ。おきな聲あらゝかにて、何がしとの御下には、はいかい師と博奕うちのやどするものはなきぞといひけるとなり。いかなれば、おなじつらにうとまれけむ。いとあさましくなむ。

○むかし、みやこがたに物がたりいとおかしうかく人ありけり。もとより、さえある人なりければ、ひたすらに興あらむとて、筆はさかしきにすぎてうちはやり、口とくいひもてつらぬるほどに、よむにいとあわたゞしく、こゝろいそがれて、ちよんがれなどをきくやうになんありける。

○むかし、歌舞妓ものがたりおかしくするおきなありけり。それが常にいへるは、古姉川がしんぼう藝

〔頭書〕かりうけ寶物を今よひ中にとりもどす工夫又は無體をいひかけられて惡口せられ、又主人の爲に無念を堪へしのでびて打たゝきにあふなどの類、夫をジツト堪忍してゐるをシンボウ藝ト云、此一齣ヲ觀ル人性根場ト云テ壯觀トス。浪華方言。撃劔、訥子〔頭書〕訥子は、助高屋高助、獅子吼は中村吉右衛門、置山は、淺尾爲十郎、逸風は、藤川平九郎、市紅は、市川團藏、今は三代なれども、こゝは、初代をのぞきていふ。〕が時代世話、獅子吼が武道はなどいひて、かしらうちふりこゑさまゝにて、今の世なるはそれらがおもかけにもあらずといふを、わかき人は露ばかりも信ぜず。いかで、置山が逸風におとるべき、市紅もまた、古市紅にをさゝまけじものを、れいの翁がむかしものがたりよ、とてかへりてあざけりわらひけり。翁はらだゝしきひとにて、打なげき、今は山にやこもらむ。〔頭書〕山にこもるは、隠君子のなすところ。〕うみにやうかばん〔頭書〕海にうかぶは、論語に、道不レ行乘レ浮海と見へたり。いづれも、志の世にあはぬ歎なり。〕とひたすらまうされけるとなむ。

○むかし、伊勢の御神に講まるりする男ありけり。色ごのみなりければ、御師のもとに、わらづ解すつるより、まづ古市のおんにや〔頭書〕おんにやは、伊勢の方言にて、遊妓をいふ。〕に酌とらせけり。おもひきや、都にてむかしあひかたらひし女の、こゝにありていできて、かたみにうちおどろかれ、すゝろになつかしくて、寝ものがたりあはれにうちかたらひけり。二夜といふ夜、いとおもひありけにていふやう、かくはるかなる國にしかへられ、〔頭書〕妓女の賣渡さるゝを、仕かへらるゝといふ、年をかさぬることを。〕世にたのしみなくさまよふも、親のこゝろのまゝしさによりてなるを、猶このたびも、今二年をきりまして、〔頭書〕切ましと云、すべて遊里の通言なり。〕こがね五兩おくりこせと、しきりにせめらるゝ、いつまでとか、かくつれなさのみ聞ゆるぞや。此度をかぎりにて、親子のえんだに切てたまはらば、のぞみたまふまゝならむといふ。さすがにうけがひしかば、たのもしき人々にうちたのみて、此半金ばかりはとゝのへぬ。なほ今なかばにおもひわづらひたるを、つきせぬ御ちぎり

に、あひ見たてまつるものから、むかしの御なさけわすれたまはずば、あはれおぼしめぐませたまへと打なきつゝいふ。をとこいとかなしきことをきく物かな。さばかりのはしたがね、物にもあらぬを、こゝにふよの事こそありつれ。まうで來しつち山の宿にて、友どち酒くみすぐし、日もかたぶきぬ。今宵坂のしたのとまりにとさだめて、人々はゆきけるをおひて、鈴鹿やまをたゞふたり、月かげさゝぬ岩のかげみちこえ來るに、ものすさまじき木蔭より、深山のあゆみいづるやうにて、たて烏帽子〔頭書〕鈴鹿山に、立ゑほしといふ強盜ありし事、今昔ものがたりに見えたり。』のこゝにあるをしらぬ敷。えこそとほすまじ、ふところのかぎりにおいて行け、いのちばかりは得せんと、雷のおちかゝるとき聲していふにぞ、たましひも身にそはず、ありつるかぎりさゝげいだして逃のびぬ。此おどろきにこゝちあしければ、夜べこよひうさはらしにこそ來たれ。また、このあはれなる事をきくはいかに、されど、われさへ人のなさけにてやう／＼かへるべければ、こゝろにもあらで見すてゆくなり。都にいきて後、いかにも／＼、さばかりのことはおくりこすべき、おやなる里は、横田むら〔頭書〕横田村の水牢、丹波與作の書に見えたり。』にて、みしんの水牢などいふ罪にしづめるにあらずや、といとしら／＼しくいふにぞ、女いとにくしとおもひて、つとたちてまたもこすなりぬ。さて、朝がへりの手水のついでに、爪のながきをきりて、それをおしつゝみて、表にかきつけて女のもとへやりける。



まれ人にすかさずのばす爪しあれば

をんな、此すゑを、なつ菜の葉にかきて出しける。

またあふ坂もあらじとおもひて

たがひに、あさはかなるこゝろを見せあひて、明日は松ざかどまりにと立行けり。

○むかし、おのがためにもならぬ事まで何くれと、よくいつはるうかれ女ありけり。あるをとこの田舎

にゆくとして、いとまごひしにきたりければ、この女、さら

ば馬のはなむけに、小袖ひとかさねしておくりたてまつら

ん。夜寒をしがせたまはんには、おのが思をそへてこそ

といふに、をとこわれに物かげ〔頭書〕かげ物とは、衣

服の類を、人のくるゝをいふ。さて、それには、見てくれ

のみにて、あしきもあるより、かづきものといふは、轉語

歟、〔たまはらば、さねよくおどしたる鎧いちれうたまはれ

といひければ、それとても御こゝろのまゝにたてまつるべ

し。なにのれうにとて、かくおそろしげなる物をもとめた

まふと問ふに、君が鐵炮〔頭書〕上占は、空贅といひ、中世

は、鐵砲といひ、下世には、太平樂といふを、略して大と

のみもいへり。〕をうけんためなるはといひけり。いとくちがしこき、をとこになんありける。

○むかし、をとこ友どちかいつらねて、住よしのこほり住よしのさと、住よしのやしろにまうでけり。

霜月のはじめごろにて、ゆふさがたのその霜をれて、うみふく風の、汐しみていとさむし。生駒や

まを見れば、冬がれのところへ赤はげて、西にいる日のかげにあらはにて、あいなく見るくさむ



げなり。今宮むらを北によこをれくれれば、長町のみなみがしらなり。むつかしげ〔頭書〕むつかしげなるは、むさきといふ義なり。」なるいへども、ひし〜と立ならびたる中に、はたごやのところ得がほながら、時ならねば、ゐなか人のやどりもまれ〜にて、火おこさぬ夏のすびつ〔頭書〕火おこさぬ夏のすびつ心のちして人もすすめず、すさまじの世や。』のとうちながめて過るに、青物菓物あきなふ家は、よし簀たてかこひて、たはぬ薪はかり炭、それこれと賑はし、鹽うをなにやかや、しひら目魚の切うり、ほしいわしのいさゝか皿にもりたる。また何とかいふ魚のあぶりもの、鮪のおほうをいまはマダロ江しげにきりさいなみたるに、にしんのしたゝるげに煮こゝらせし、唐きびもち、あかむしの切目だかなるにも、おほろのつちかぜやかづくらん。香のもの、くきづけのほひ花やぎたるが中に、芋むす湯煙ぞあたゝげなる。日は西にしづみはてゝ、風いとどあらぶきだち、あつこへて着たるさへ、ゆふしめり身にしみて覺ゆ。此ほとりにやどりとると、あさましげなる物等、たちつゞきてかへりきたるを見れば、老さらばへる目くらの、竹杖のかた手には、十一二なるわらはにひかせて、ゆく〜うちたをるべくあゆみ來る。このあたりにては、米をよばねど、聲をしあげば、聞しりたらむものぞ。垢じみたるものに、つらおしつゝみたるうばらの、手にかぶら菜二かぶばかりく〜りさげて、もの得たりがほにゆくもあり。ゐざり法師のかしら髪おどろにあひのびて、つゞれの肩のひまより、こぼれる肌のあらはれたるが、なに事やらむひとりごとしつゝゐざり行くは、今日の寒さをかこつなるべし。はやくやどれるは、一錢がしほ。二錢がもち。これかれもとめありく。此あきなふ家も、こゝにとし月住ふりたるは、さるものらもいぶせういやしめず、それめすか、これぞよかめるなど、こゝろよげなり。此きたる中に、紺ぞめのしりたかくからげ、はりの木染のきやはんしめはきつゝ、しんちう鐔の長劔さしこはらしたるが、やどりのそぐに、さうし紙のおほ鳥毛、さびしげにふりかたげたるにつれだちて、辻だちの歌舞妓藝者の、紅粉おしろいまだらにけはひたる若ものと、むつまじげに打

ものがたりしつゝゆくは、あるが中にもいさぎよげなれど、さすがにおどふるふ鼻のさき、太脛ふとすねなど、
 鮎あなごいろにこどえてさむげなり。また、あやしのをとこの目ばかり見へて、手には鳥かげのおしつぶれ
 たるに、朽たる簀のこ板もちそへて、こよひのたき火のれう得たりとや、うれしげにはしりゆく。辻
 ぎみ五六人、髪はぬれ／＼とあげて、白きもの衿えりにうつらふまで、きは／＼しくぬりたて、色あひた
 しかならぬものひきかさね着て、ひきゝあしだの音、こぼこ
 ぼとひゞかせ、から／＼と、物たからかにいひつゝ、北ざま
 にあゆみゆく。さらに／＼、なさけしくこそあらね、彼もま
 た、かなしういひかはしたる男もあるべし。また親をとこの
 ために、我身はあるものともせず。よひ／＼出たつもありと
 や、あはれのみさをや、わりなのまことや、とうちながめら
 るゝ。やう／＼道頓堀に來れば、たちまち異國ことくににいたりしか
 とおぼゆ。夜芝居のまうけあすの夜よりと、やぐらまく翻々
 とひるがへれる。此ふく風は、さき／＼のにはあらぬにや、
 とおもふもうつりやすのひとごゝろや。

○むかし、色ごのみなるをとこ、老てかたりけるは、遊女ほど
 世におかしきものはあらじかし。おのれときめきて、ひく手

あまたなるには、よるべのすゑのことなど露ばかりもおもひしらす。逢ふごとの男にこゝろをおかせ、
 ゆめいふにたがはじとおもはせ、またみそか事あり〔頭書〕みそか事とは、密事にて、かくし男の事を
 いふ。むかしは間夫といひしを、申世に虫といひしより轉じて、たゞつくとのみもいふ。』とて、妬ねた
 き言葉おもふなかばをも得いはぬものにしこなし、はした金くるゝには手もふれず。男のこゝろをお



くれさせ、またはおやかたに血のなみだをながせても、おのがこゝろをとらせ、友朋輩はありてなきものによびつかひ、よろづこゝろの行まゝに、うちふるまひつゝ。あるほどに、つひに、よき人におもはれて、黄金あまたにうけいだされて後は、いよゝ竹の中よりうまいでたる〔頭書〕竹の中より生れ出たるは、赫夜姫の事也、かのものがたりをみて、こゝの文を味ふべし。人のやうに、こゝも



り。〕となりても、髪はひとにあげさせ、立ぬふわざもしらねば、姑におひうたれ〔頭書〕をひうたれば追出すといふ義、打擲するなり。〕をとこもまたはじめこそあれ、すゑはいかならむと心づきては、言葉もあら／＼しく、時々うちしをりぬる〔頭書〕打しをるは、伊勢ものがたりに、倉にこめてしをりたまふ。又落くぼ物語に、しをりころせ、など見へたり。〕にぞ、なに／＼かく、まづしき男をたのみきつ

調度、あさゆふの物も、時にさきだち〔頭書〕時にさきだつは、二月の瓜なすび、口切ごろの生干かぶらつく／＼し、或は秋の末の胡瓜、冬の孟宗筍などをいふ敷。〕ときにおくれたる品をのみこのみ事して、猶あくときもあらず。よろづおもひほこれるあまり、むかししのびあひし男、また今のいへに、夜晝まるれる八百屋、さかなやなどの、こざかしきをとことかたらひて、つひに見あらはされてぞ、身のひとへのみにおひやられ、そのをとこのもとの妻をばわかれさせて、おのれいばらし〔頭書〕いばらしとは、家主にて、人妻の事也、京名所といふ書に、世帯なれたるいばらしと見へた

らむ、とまけじこゝろに投うちなどして、いさかひては、また此をとこにもわかれて、猶いさゝかもおもひよわる事なく、もとの川竹にながれいづれば、こゝかしこの好ものらは、いと珍らしみて、我さきとあひ見るに、しばしこめられし〔頭書〕こめられしとはかこはれしと云義なり、いづもやへがきつまこめにといふより、轉じたる語也。」とおもへど、かぞふればはや三とせ四とせになりぬれば、三



り、わけなくつかひすてゝ、またも得んとおもふなりけり。さるものゝ母といふは、おほかたがかひこの中のほとゝぎすの、五月まちえてぞ、〔頭書〕うぐひすのかひこの中のほとゝぎすといふに、やしなひ娘をきかせたり、かつ、ほとゝぎすは五月をおのが時と鳴ゆゑに、この娘の時めけるをたとへたり、文辭妙なり。〔四尺帽子ひさ過るまで打たれ、花見ものまうでなどに、女のわらはにつゝめるものさゝ

十やすぎぬらむと思ふこゝろより見れば、いとよくけはひて、おかしからぬ事をもおかしげに、興あるさまにもてなせど、とあるをりには物さびしく、寝がほなどおそろしくなり、あしたの別れにあらはならじともてかくせど、しろきものゝはげたるひまより、にきびおもくさなど、さすがにうち見へたる、いとあさまし。さるは思ふにたがひ、吾こゝろさへおくれては、にはかに誘ふ水あらばとこゝろいられては、かへりて、もたれげなりなどはしたなめられ、おそろしなどもうとまれ、はてゝはいづちゆきけん、かきけしてあらずなりぬ。さるものゝ時めけるには、海道の馬士、あるは人のひまうかどふ小盗人等にひとしく、かやかくして、おしとりし物のかぎ

げさせて、したり顔にあゆめるを、おなじ世界の人の打うらやめるも、たのむかけあめもりては、ひきかへ見るめもいぶせきを、それはもとの水なればいかにせむ。又むかしは、あるものともしられざりしが、人妻となりて、はした女、小わらは、下男などめしつれて、北野、清水まうなどで、たび／＼行あひし。かれは時にはあはず、友ほうばいにあなどられ、常にこゝろおかれて、いかで老たる人にもあれ、かたちにくさげにもあれ、こゝろだにたのもしくば、つひのよるべとうちたのまむをと、おもひくらしつゝ、さる人えらび出て、今のひと目よく、うしろやすき世をへぬるぞかし。かの時めきしたぐひのをんなに、をり／＼六波羅の藪かけ、ひるさうかたてる軒づたひに行あへるに、肩すそおなじ色ならぬもの身にまとひ、かごしま下駄のおと、こぼ／＼と、手にはあやしのうつはに、おかべのからこぼるゝばかりして、われを見て露はづるけしきもなく、あらはに打ゑみたる、中々につらくうなんありし、とかたられき。

○むかし、人のあそびの座にいで、よくこゝろをとれるをとこありけり。こはもろこしにてはほうかん翫間とよび、此くによてはたいこもちとも、辨慶〔頭書〕辨慶とは、財主を、判官といふに、對せるなり、たいこ持といふ事其語目のおこる處、いまだ考へず、後の君子をまつ。」ともいへりけり。これらもむかしありしは、これぞとおもておこしなる藝もあらねど、ひたすら人のこゝろにたがはじとのみ用意せしかば、遊所のみにあらず、月花の宴、または伊勢參宮、吉野山ぶみなどにもめしつれて、物よくまかなひつゝ、たゞこゝろよからむ事をのみつとめたる也けり。またよき人の子の、家をうしなひて、世にたよりなく、もとよりすける道とて、さるあそび座にいで、興をたすけゝるに、それらは扇子の一手、笛つゞみ、いと竹、茶かきたて、炗くゆらすることらにも、たゞ／＼しからず。よろづに事なれ、立ふるまひさわがしからずためたし。やゝくだりての世なるは、ひたすら歌舞妓ものゝ聲色こゑいろ身ぶりをのみやつすを、藝とするにいたりては、よき人の子はせず、板もとの喜八、まはしの伊助な

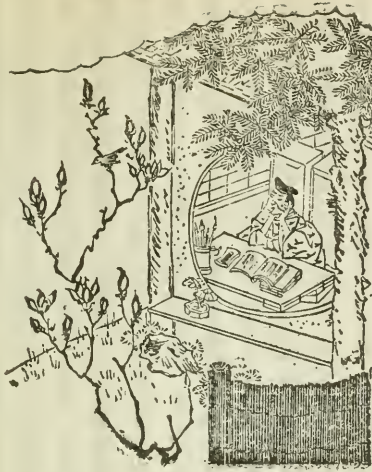
ど、こわいろ二つ三つならふより、座にをどりいで、いかにも興あらむとするほどに、いとさわがしく頭いたきこゝちぞせらる。それが中にも、老たるは〔頭書〕老たるとは、老衰にはあらず功をつみたるをいふなり。見せかり藝子、やとはれ中居など、庵して、〔頭書〕庵してとは、やどはいりの意なり。路次のおくきよらかにすみなし、よろづつましく、娘のかたなり〔頭書〕かたなりとは容貌十分ならぬをいふ、物がたりどもに見えたり。〕なるをも糸の音いろなつかしきばかりにをしへたて、それにしたすけられて、終りをよくするもあり。又時を得たるは、茶屋あげ屋になりほれるもありき。なべてむかしのごとく、物むさぼりても、やがて手を空しくするはまれゝにて、泥のごとくゑひても、着たる衣のいたはり露わすれず。大師めぐり、妙見、主夜神、赤山、關帝などに、たへすあゆみをはこびつゝ、身のすゑのさいはひあらむことを祈るに、むかしのよき人の子なるは、さる事おもひもよらず。さかづきの流れにしづみて、身にいたづきの入をもしらす。〔頭書〕咲く花におもひつく身のあぢきなさ、みにいたづきをいるもしらすて。〕おやまげいこのみそかに情あらむことをのみ、心底にねがひつゝ、はてゝいかならむともおもひたどらずなむ。またわかき醫者など、ひたすらざればみて、われを粹とも通ともおもひほこりては、あげやの臺所酒、がくやのすつぽん汁に、うたてきまで打とけたる、いとあさまし。これは醫者のみにあらず、なべて藝道もて世をわたる人にはおほかるべし。親の家藏な



くしてのあり、もとの身よりなりのぼれるあり、またうはべは、いかにもあそびずきと見せて、したのこゝろおそろしく、妾宅のまかなひかた、揚屋ばらひの取つぎに、一わたりをむさぼるほかに、時々付とどけを、あてことの中やどは。三八の釜日に手とり鍋のしつぽくもどき、なにかと小手のきくさかしさ、其人々のこゝろは、そのなすところによりて見んに、かれいかでか度哉。「頭書」論語に觀其所_レ安、察其所_レ安、人焉_レ度哉、人焉_レ度哉。」かれいかでかかくさん哉。

○むかし、深草のさとに、世を倦_つじてや、住家もとめてかくれたる人ありけり。しばしやどれるとおもふも、はや四とせ五とせばかりになりぬ。さすがに、みやこなつかしきをりくは、そなたのそらへのみながめてありけり。いとまがちなる窓のもとには、まくらのみ友として、打ねむれる夢のうち、庭のこすゑにあそぶ小鳥どものさへづる中に、こまどりの舌はやなるが、人のものいふにかはらで、ひとりごとするは、はるごとに、此いほに來てあそぶに、このあるじは、何をわたらひにするともなきいたづら人なり。かくても世にすむかひありや、いとにくむべきものなりといふ。下枝にあそぶうそひめ〔頭書〕うそ姫ものがたりといふ草紙あるに、よる名なり。「これをきゝて、さればこのあるじは、もとみやこの人なるが、うまれつきてこゝろせばく、世をわたらむとすれば、おひかりのおそろしく、人はこゝろのひろきまゝに、あしきといふことも、いつはりも、世の害にだにならぬことは、たくまずしてなすまゝなるを、それらを見聞たびごとに打もなげき、あるひはいかりなどもしもつゝ、また書よめば、むかしのみしのばしくて、今の世をうとみ〔頭書〕莊子に、尊_レ古卑_レ今學者之流なり。」藝にあそべば、古き世の人は、上手も下手もこゝろたかしとあふぎ、今のまなこのつけどこゝろをさげしみて、楽しまぬにより、とし月をいたづらにくらすなり。世にあはれむべきものなりとこたふ。駒王きゝて〔頭書〕駒王とは、うそ姫に對する戲言のみ、王とは鳥毛の王といふにあらず、唐の駱賓王、また松王梅王におなじ。』からくゝとわらひ、さればこそ、世のおごりものか、あさましのこゝろさ

まなれといふ。うそ姫はいく、主は常によきころもを身にまとふ事なく、あまきをくらははず、紙のふすま、紙の帳に事足りて、何ごとにも儉をまもりげにて、おごれるを見ずと、駒王はいはく、わがおごれるといふは、さることわりにあらず。あるじは世にいふ、癩癖のやまひをつのらして、え養はぬおろかさより、我をたふとしとはおもひあがらねど、世の人はみなにされるものす〔頭書〕世人皆濁れりとは、漁父の辭なり、すべて此段は、かの辭を摘



て莊子に合せ鹽梅したる物と見ゆ。こゝろ奢のひとりなり。このあるじがおもふにかなふ世も人も、いにしへよりあることなし。漢土のやまとの書どもにあかずをしふるも、世の人の直からず、おほかたは倭けのみゆくを、なげきてにあらずや。其ことわりをおしいたゞきても、そのをしへのまゝにおこなふ人はあらぬげなり。あるじもこれがたぐひなるべし。よしや、なすもなさぬも、われさかしおろかのみにあらず、かしこき人も世におしたてられては、〔頭書〕孔夫子さへ、世におしたてられて、行ふ事かたきなり。おこなへど猶かひなきものか、筆をとりて

は、文武周公をもそしる人、いにしへよりすくなからず。今の世には堯舜〔頭書〕今神道者といふもの、堯舜をそしれるあり。をさへ、あしくとりなしていふ人もあり。扱、それらがさられる顔にかきあらはず、其墨のかわかぬあひだも、我はおよばぬことをしりつゝいひいづるが、われかしこのしわざなりけり。世におしたてられても、おのれ濁らぬはまづよしといへり。〔頭書〕漢の卓茂といふ人、

我は、行_レ其清濁之間_トといへり。「それも表面をにこらされれば、世にはまじはりがたし。此あるじが輩は、これおこなふ事あたはぬものなり。にこるといへば、悪むべきを、たゞ世のありさまと見ば、ことごとしくいむべきにもあらず。花見よめりのはれの衣は、いつか壬生のしやでんのおどり小袖となり、俳諧師のあたまに烏帽子がとまれば、神の忌がきの七五三繩は、鬮_{くじ}とりの禪_{ぜん}にまどふ。はした寶_{たから}のやまにいらて、時々市にくすりあきなふかぶき仙人もあれば、穢_{けがれ}多に福者_{ふくしや}の高名_{たかな}あり。遊女_{あそび}のとはせぶみに。虞_よ世_よ南_{なん}の書風_{しよふう}あり、大名仕立の町人_{ちやうじん}あれば、阿蘭陀_{あらんた}おさへの機_か關_{かん}士_しあり、鬻_う學_{がく}、天文_{てんぶん}、投壺_{とうこ}、盆石_{ぼんせき}、琵琶_{びば}、明樂_{めいらく}。世にすたれたるあそびも、ひろふ神のまもりはありけすものを、それこれのたがひをいはで、世におしうつりつゝ〔頭書〕柳下惠といふ人は、世とよくおしうつれり、といふ話あり。』見きかむには、いかりもうらみもあるまじきことならずや。それをたがへるものにうちなげくは、我がしこのこゝろおごりなり。淡_{あは}きをくらひ薄_{うす}きを着るとも、あたへばかさねん。餉_からばくらはん。驕_{あご}らずといふにはあらで、まづしきがなす我のおこなひぞとて、駒王_{こまおう}のから／＼とわらへば、百千_{ひやくせん}とりにわらふ。うそひめもきゝとわらへば、山もわらひ野もわらふ。はるの眠_ねりざまし、かんべき談_{だん}とも、くせものがたりとも、何ともかとも、あらうつゝな_なの世がたりや。

文政六年仲春

歌城居士

くせものがたり 終

三餘叢談

三餘叢談序

筆すさびといふものは、はやうからくにまねび出しにて、清少納言の枕草紙をやおやとはせん。それにつぎて、長明法師が無名抄、頼瑜僧正の眞俗雜記、兼好法師がつれづれ草、行譽上人の瑤囊抄、一條禪閣の東齋隨筆、または榻嶋曉筆、兼載法師が雜談などきこえたり。ちかき世になりては、なにがしくれがしがしわざとて、八百日行はまのまさごのかずおほくきこえたる中に、天野氏が鹽尻、伊勢氏が隨筆ばかり、したゝかなるはなし。そもこの書のさまは、おのが思ふことを、やがてうつし出すめれば、いせの海のふかきかうがへも、難波のあしのかりそめごとも、えらびすつるわいためなくて、よむにうまず、みるにめづらしければ、秋の夜の寝さめの友とならし、夏の日のあつさまぎるゝくさはひとすべかりけり。いはむや、ふみこのむ人、これによりてひとつのせちをもさとり得ば、いみじきまなびのたすけなるべきをや。

わが黨柳の屋のあるじ長谷川宣昭の君は、ものゝふの家の道をつぎて、おほやけにつかうまつれるいとまには、螢の雪の窓にむかし書くりかへし、月の花のをりに今のおもひをやりて、まなびに力をいれ、みやびに心をなぐさめらるゝぬしなりけり。三餘叢談は、このぬしの筆すさびなり。れいのおのれがものよむゝしろにもておはして、いかでこれがよしあし一わたりいひさたしてよとこはるれど、すべて筆すさびは、さることもなくしどけなるがよろしきに、かたほにも見えぬさうしにむかひて、まさになにごとをかあげつらはん。されどはし書をだにとて、あづまなまりのだみといひつゞけてかへしまゐらせぬ。おなじくは妹がなまりならましかは、

文政五とせといふとしの文月のはつかなぬかの日、

知非齋のあるじ源與清

多々良定賢書

三餘叢談目錄

卷 之 一

朝廷	三九三	佐官	三九三
陣座	三九三	鳴板	三九三
國郡郷里の別	三九三	倭學並國學	三九四
大田文	三九四	圭田	三九五
口分田	三九五	田地の字並某名名田	三九五
城をキといひ、シロといへる古語並田の代	三九五	みとしろお田	三九六
驛家	三九七	出舉	三九七
かひ敷	三九八	鶴の庖丁	三九八
佛を立すくみといふ忌詞	三九八	番場辻堂の鐘銘並畜生法師	三九八
山伏の杜欽	三九九	めんつ	三九九
屯食	三九九	骨と事と通用	四〇〇
玉限	四〇〇	鹿島香取の名義	四〇〇
守山といふ地名	四〇一	大あらし	四〇一
かいとこの道	四〇三	うるまのしま	四〇三
緇門をくろかどとよめる歌	四〇三	によぶといふ詞	四〇三
ながむ	四〇三	とわたるといふ詞に三義あり	四〇四
目路といふ詞	四〇四	蜘蛛のい	四〇四

すぐろのすゝき
卷 之 二

おしね
 そら取鷹
 身をしる雨
 おもとじの乳ぶさのむくい
 あさけのま
 灰きえてわかちし玉
 泪 川
 まほかたほ
 むまや〜いまや〜
 すげなく、よすが、すがるなど云詞
 火鼠のかはほり
 ふんたみたる文箱
 なげき
 きしのひたひ並めなれ木
 田の坪
 夜半と云詞
 をもじを助詞に用る格
 鶯を百千鳥とよめる歌

四〇五
 四〇六
 四〇六
 四〇七
 四〇八
 四〇八
 四〇九
 四一〇
 四一一
 四一二
 四一三
 四一四
 四一四
 四一五
 四一六
 四一七
 四一七

もとあらの櫻

山のとばら
 みなの河
 もろこし人のよすめかいておちつく
 おほあらしの駒
 めぐり〜
 まねくる
 いなかた
 河 屋
 あさえ
 あめのみかど並裳瘡ぞやみ
 ふけらかす
 曆に初雪降日を記す
 ろうさうの袍
 舟のもとろき
 萬和倍留
 みといふ詞
 すざましと云詞
 よごる並しほとと云詞

四〇五
 四〇六
 四〇七
 四〇七
 四〇八
 四〇九
 四〇九
 四一〇
 四一一
 四一二
 四一三
 四一四
 四一四
 四一五
 四一六
 四一七
 四一七

かひたるきと云詞

よにあふ坂の關はゆるさじ

卷 之 三

而已を乃美と訓

斛に石字を用

錢の形

折紙消息の故實

團扇にも書

四十より老に入

爪を剪事

薯蕷の鰻鱺となる

よこ槌並槌の名稱々

馬一疋二疋並絹一疋二疋犬一疋二疋

茶四五ふくのむほど

十團子並めらう

福は内鬼は外

物の名をよぶに某もじといふ詞

詞の林筆の海

三ヶ月形

南の方

四八

たつ春

四九

油と朱を用方

四九

荒神

四〇

指油の故實並かき立木

四〇

隠居を菟裘と云

四一

魂門魄戸

四一

大帷の寸法

四二

繪馬

四三

草履の焼繪紋並履棚

四三

湯桶文章並牛一頭二頭

四三

料足十疋廿疋

四三

寸切

四四

蚊の大將軍並紙帳

四四

厄おとしに錢を乞食にとらす

四四

古今集の名義

四五

紙針並竹筵

四五

北の方

四五

左遷の時七種の逆事

四八

四九

四九

四〇

四〇

四〇

四一

四一

四二

四三

四三

四三

四四

四四

四四

四五

四五

四六

京中兵仗停止

四三六

禁色をたどす

四三六

三國同日之談

四三六

奴原男原法師原殿原並メラ

四三七

野郎といふ罵詞

四三七

一 揆

四三七

位 牌

四三七

混柄の瓠並混柄の鏡

四三八

みあれ木

四三八

しら檮

四三八

泥鰌の訓義

四三九

龜スツボンといふ名義並龜の鳴

四三九

はこ鳥

四三九

わすれ草しのぶ草并われかと云詞

四三九

あらいみまいみ

四三九

ふりがたきと云詞

四三〇

母子の餅

四三〇

千鳥百千鳥

四三〇

都鳥なく

四三〇

ゐなかづと並みやげ

四三〇

えふな

四三一

そゝうと云詞並そしう

四三一

飯をめしといふ訓義

四三一

草木の名に馬犬熊など冠せていふ言

四三三

たのしきなげき

四三三

きゝがまり

四三三

御 袋

四三三

ゆゝで

四三三

十八公

四三三

尸を焚は罪科にひとし

四三三

陸 沈

四三三

今 昔

四三三

松柏白木の長

四三三

交絶不^レ出^ニ惡聲^一

四三三

振 鉢

四三四

耀 歌

四三四

夜の錦

四三四

以呂伴之事並への字川の字

四三五

季書懷紙

四三五

こさふく

四三六

いんぢ

四六

ヒヤウヒヤク臺

四六

役者海老

四七

猫をなやませし童

四七

蜻蛉を捕る術

四七

オイラン松位大夫などの名義

四六

すげなう並くさくとしたと云俗語

四八

せくといふ詞

四八

色事といふ詞

四八

小兒を慰るにインノコくと云詞

四九

昨日、一昨日、一昨々日、今日、明日、

明後日、

明々後日、明々々後日などの訓義

四九

ダンホ風並お七風

四九

すむづかり

四〇

狐付をおとす妙方

四〇

繪馬

四〇

三餘叢談卷之一

長谷川宣昭義問著

○朝廷

歴史宣命の文に、淨見原朝廷、藤原朝廷など、書ことおほかり。後世の漢文には、をさくみえざる熟辭なれば、中國の製辭とおもふ人あり。こは史記始皇本紀に、二世還至咸陽曰、光帝爲咸陽朝廷小。故營阿房宮。と書たるを出所とすべし。此外にもおほかるべし。

○佐官

官名に、史、典、錄、志、屬、吏、目などの字を、左字久和无と訓。古今集の序にも、甲斐のくこのさうくわんなど書たり。こは佐官の字音にて、佐の官の義なり。佐官の字、天武紀二年にはじめてみゆ。

○陣座

陣座は左右近の陣座也。拾芥抄中末卷に、陣座左近南殿東、日華門内、右近月華門内と有。この陣の座に着て武事を評議せらるゝ也。軒廊は南殿の東廊也。

○鳴板

鳴板はナルイタと訓べきよし、名目抄にみゆ。禁腋秘抄清涼殿の條に、孫庇ノ末、ハシノ間ニ鳴板アリ云々。禁秘抄清涼殿の條に、南切妻有鳴板。號見參板。不打付也。などみゆ。板の間に釘を打付ざる所あるをいふなり。

○國郡郷里の別

いにしへは畿内七道の下に國あり。國の下に郡あり。郡の下に郷あり。郷の下に里あり。和名抄には、

國郡郷を擧て、里を省ツケれたり。律書殘編に、日本國六十七。郡五百五十五。郷四千十二。里萬二千三十六（六割註）。左京ハ條九、坊卅六。右京ハ條九、坊卅三。」とみゆ。その中に、芳野監、芳野國、郡二、郷三、里九、とあれば、まだ芳野監を廢せられざりし代の定なり。里は村とも通はし用て、古書に某村といふ名札おほかり。こは新野問答、制度通などにも考もらしたりき。


○倭學並國學

倭學の字、朝野群載九の卷、大江朝綱が以レ爵讓レ親文ニに、親父忠行、心尋ニ古今ヲ學兼ニ倭唐ヲ云々。とみえたるを出所とすべし。こを國學といふはいみじき誤なり。國學は國の學校の事にて義たがへり。

○大田文オホタフミ

吾妻鏡卷十九に、建曆元年十二月廿七日乙亥、明春駿河武藏越後等國々可レ作ニ整大田文ノ之由。被レ仰ニ行光清定云々。太平記北野通夜物語の條に、貞應二武藏前司入道日本ノ太田文ヲ作テ莊郷ヲ分云々。北條九代記田文評定の條に、將軍家ニハ諸國ノ田文ヲ召出サレ、源姓ニ仰テ勘定セシメ、治承養和ヨリコノカタ、新恩ノ領地、每人五百町ニ限り、其餘田ヲ放チテ、無足ムソクノ近習ニモ下サルベキヨシ御沙汰アリ云々。花營三代記に、應安五年七月十一日、日吉神興造替料足事、被レ付ニ諸國段錢カンセン云々。所詮召ニ出國々太田文。寺社本所領。並地頭御家人等分。悉宛ニ公田。段別三十文。急速可ニ執進トクシン云々。又、永和四年八月、日吉祇園北野神興造營要脚事云々。此上仰ニ使節シセツ。召ニ出國々太田文。段別參拾文。嚴密可ニ檢納ケンナフ云々。宣昭按に、太田文は古の風土記の遺風なり。太平記に武藏前司諸國太田文を作といひ、北條九代記には源姓作といへり。今世に但馬國太田文残り。そは弘安八年、その國の守護太田太郎左衛門尉政頼が注進せしなり。又東寺所藏の古文書殘篇に、諸國田文事とて、若狹國太田文に、文永九年十一月廿日と年號記せしがあり。此等に据れば、武藏前司恭時この事を定て、國々の守護職に注進せしめたるものなり。

○圭田

總國風土記の神社の條に、圭田何東といふことおほくみゆ。正字通に、圭田圭之爲、言潔也。田之所入以奉祀云々とみゆ。また封田をも圭田といへり。同書に、吳元滿曰、圭爲封之本字。小篆混用云々。三才圖會地理十五卷に、圭田則公田百畝之半也。中三分之而已。故其法一定。而不亂。若公田內除廬舍二十畝。則田畝互相湊合。而畸零之數。必至煩擾矣云々。孟子滕文公上篇に、卿以下必有圭田云々。など所見おほし。また田の形の  名にも圭田といふあり。三才圖會地理十六の卷を考べし。

○口分田

口分田といふは、田令に、凡給口分田者。男二段。女減三分之一云々。また凡給口分田。務從便近。不得隔越云々。などみえて、古代男女に賜ひし扶持の田なり。こはクブテンとよみならはしたるに、淺井物語三の卷に、口分田彦七といふ姓名の男あり、クチワキダとよめり。今もさる氏の人ありとなん。さては、口分田をクチワキダといへることもいにしへありけるにや。

○田地の字並某名名田

朝野群載七の卷に、大和國山邊郡、字上庄田地事とみゆ。今も田地に字某といふことはやくよりありしなり。また名田といふは、俗に草分などいへるにおなじく。その處に住て、その地名を苗字に名のるがゆゑなり。吾妻鏡などに、某卿某名とあるは、名字掛の地名なり。此名をあまたもたるを大名といひしに、今は諸侯の稱にぞなりたる。こは安齋隨筆、四季草など考て知べし。

○城をキといひ、シロといへる古語並田の代

城を古語にキといへり。またシロといへるも後の詞にあらず。日本紀略、延暦十三年十一月丁丑詔に、此國山河襟帶。自然作城。因斯形勢。可制新號。宜改山背國爲山城國上云々。

とあるをおもふべし。シロはもと一域の處をいふ詞にて、苗代といふも、苗うゝる一域の田の義なり。山城といふ國名も、山間一場之地なればなるよし、松屋高田翁の國名考にみゆ。纏向日代宮も檜原の邊なれば、檜城の義なるべし。又日本紀に、代、頃などの字をシロとよめり。これも一構の地をいふよりうつりて、田畝の名ともなれるなり。和名抄、田園類部に、唐令云、諸田廣一步。長二百四十歩爲レ畝。畝百爲レ頃。今按、頃今之法六町六段二百四十歩也云々。政事要略五十三の卷に、令前租法、熟田五十代租稻一束五把。以ニ大方六尺ニ爲レ歩。内得米一升。(此大升也)。二百五十歩爲ニ五十代云々。拾芥抄中末卷に、凡田以ニ方六尺ニ爲ニ一步。(割註)四面各六尺也。一卅六歩爲ニ二段頭。三百六十歩爲ニ一段積。七十二歩爲ニ十代。百四十歩爲ニ廿代。二百六十歩爲ニ卅代。二百八十歩爲ニ四十代。五十代爲ニ一段。或云、代頭也云々。田令抄に、俗謂ニ二段曰ニ百代。謂ニ一段曰ニ五十代。(割註)三百六十歩也。一段租五十束ナルガ故也。廿五代爲ニ段半。十代謂ニ七十二歩。五百代謂ニ一町也云々。などさまざまみえて、代の事一定せず。萬葉集八の卷に、然不有五百代小田乎。刈亂田廬爾居者京師所念。堀川百首に、仲實、「谷水をせく水口にいくしたて五十代小田の種蒔にけり。隆深、「のこり田は十代にすぎじあすはたゞゆひもやとはで早苗とらなん、夫木抄雜四に、公實、「にびばりの十代の門田うゑしより秋はねやこそさだめがたけれ、などよめる歌おほし。また代とのみよめるも、堀川百首に、隆深、「そろゝ生る野澤の荒田うちかへしいそげる代はむろの種かも、又仲實、「こなぎつむ澤田の代はかきてけりいそぎてうゑよむろのはやわせ、などみゆ。地名、氏などに田代といふもあり。

○みとしろお田

みとしろお田をみとしろ小田と書はあやまりなり。止由氣宮儀式帳に、根倉乃御刀代御田乎佃奉。且、其田稻乎神酒造奉。且云々、とみえ、尾張國津島の神田より出し氏を織田といふも、御田の義なるをおもふべし。また大御田、御田屋守などいへり。さて御刀代は御年代にて神田をいふ。年は稻なり。

代シノは一かまへの所なり。神稻代シノトシノの義と心うべし。また神田シノヂシをかみだともいひて、夫木抄雜四に、「さよなみや志賀のかみだのみとしろに今日とるなへはよろづよの苗」とよめり。神田カミダといふ地名、諸國におほかり。

○驛家

和名抄の地名部に、驛家といふ郷名おほくみえたれど、訓法知がたし。名目抄にはヤケとよまれたり。されど公式令義解に、凡驛家者。人馬必從云々。廐牧令に、凡諸道須置驛者。每三十里置一驛。若地勢阻險。及無水草處。隨便安置。不限里數。其乘具及糞笠等。各准所置馬數備之云々。續日本紀二の卷に、大寶二年正月戊寅。始置紀伊國賀陀驛家云々。同十の卷に、天平元年四月癸亥。爲造山陽道諸國驛家。充驛起稻五萬束云々。同廿二の卷、卅九の卷などにも、驛家とみえ、その外諸書におほく出て、今の世の驛宿の事なれば、ウマヤと訓べきなり。

○出舉

出舉スセキコ稻、出舉米、出舉錢などは、貸附カシツクの事なり。稻を貸付て利稻を取、米錢を貸付て利米利錢を取をいふ。類聚三代格八の卷、天平十六年の詔に、四畿内七道諸國。國別割取正稅四萬束。以入國分僧尼兩寺。各二萬束。每年出舉。以其息利。永支造寺用云々。類聚國史八十三の卷、弘仁元年の制に、諸國出舉正稅。例收半陪息利。貧窮之民。不堪備償。多破家產。或不自存云々。宜其論定公解及雜色等稻出舉息利。始自今年。一從減省。仍率一束。收利三束云々。法曹至要抄中卷、天平勝寶三年格に、天平九年九月二十一日勅備。私稻貸與百姓。求利。悉皆禁制者。今聞。京畿百姓。出舉額稻。名云錢財。及於秋時。償以正稅云々。豐富百姓。出舉錢財。貧乏民。宅地爲質。此至於責徵。自償質家。無處住居云々。などみえ、吏學指南に、出舉謂以財得利潤者。といへり。出舉の事、歴史律令格式の書に所見おほくして舉つくすべからず。いにしへ民間の者、朝廷に請て出舉

せし事あり。貸附金に差金するがごとし。出字去聲にスキと訓なり。

○かひ敷

菓物、茶物、魚類、など盛たる下に青葉を敷をかひしきといへり。こは柏敷の義なり。西公談抄に、あやの笠の葉にかひをおきて、瓜なすびをさかなにするなり、とあるにてしるべし。かひをおきてを、一本にはかへでをしきてとあり。

○鶴の庖丁

料理家に鶴の庖丁といふことあり。安倍季尙が樂家錄四十七の卷舊例篇に、正月十七日年始舞御覽之時、舞樂以前、於舞臺有鶴庖丁。(割註)高橋大隅隔年役レ之。但高舞臺之時、於階與舞臺之間有レ之也。或云、此式起者、豊臣秀吉公時、有正月被獻鶴。其時始行レ之、遂爲永例。とみゆ。

○佛を立すくみといふ忌詞

延喜齋宮式齋宮忌詞の、内七言、外七言、同齋院式齋院忌詞などに、佛を立ズクミといへる詞なし。こは砂石集一の卷、太神宮の御事の條に、佛ヲバ立ズクミ云々、神道集一の卷、神道出來の條に、佛ヲバ直ミ云々などみえて、いと後の事也。

○番場辻堂の鐘銘並畜生法師

近江國番場宿蓮華寺は、太平記の番場の辻堂なり。その鐘銘に、敬白、奉鑄江州馬場宿蓮華寺突鐘事。

右當寺者彌陀安置之道場、念佛勤行之靈砌也。仍近隣諸人、トニ寺中勝地。爲ニ葬倫之墓所。然因欲醒ニ靈魂忘想之睡、更無息鐘逸韻之響。上。奚玄能歎ニ此事。廻ニ思慮之處、禪定大法主、忝爲ニ大壇那。有ニ莫大御助成。亦沙門畜生、勸ニ諸佛果。大願我願既滿、衆望亦足。伏請、堂宇勢不傾、鐘聲音無絕。庄内靜謐、諸人泰平。乃至法界平等利益、弘安七年十月七日、勸進畜生法師、願主僧畜能、大壇那沙彌

道日とあり。宣昭按に、此文中文能とあるは、畜の省字なり。壇那の壇は檀の通音なり。太平記九の卷資名卿出家の段に、汝是畜生發菩提心を唱たりけるとあるは、此寺に有功の畜生法師なれば、聖やがてその名を唱たりけんを、畜類の事にとりなして書るは、作者の戯なるべし。

○山伏の杜欽

山伏行者の冠にトキンといふものあり。字を頭巾と書けり。慈慧大師傳に、貞元二年丁丑。位ニ乎僧正。春三月居ニ寂定。鳥啼花落。四無ニ人聲。隱レ凡坐睡。塔焉我喪レ吾。非之肩有下吹ニ法螺。疾呼者。童子六七人。出視レ之。頭戴ニ杜欽。手縮ニ百八摩尼珠。報言吾乃役小角之徒。臥行者也。久聽ニ師名。偶出ニ羽丘之霞。遙入ニ峯峰之雲。云々とみゆ。宣昭按に、此文臥行者の上、蓋し一の山の字を脱せり。さて今のトキンの制は、孝徳紀大化三年の條に、別有ニ鍙冠。以ニ黒絹爲レ之。其冠之背張ニ漆。羅。以ニ綵與レ鍙。異ニ其高下。形似レ蟬。云々、とあるものによくかなへり。蓋古風の存れるにや。

○めんつ

眞俗雜記問答抄廿の卷、古堂の天井に女を磔にかけおく事の條に、水吞たきよし中ほどに、おりて井をたづね、めんつに汲で、天井にのぼりてあたふ。女人水をのみてよろこびと云々。宣昭按に、めんつは今俗にメンツウといへり。食桶の湯桶讀にや。撮壤集の中卷家具部に、飯銅云々。運歩色葉集、免の部に、面桶云々、などあるもの、その音かよひてきこゆ。節用集大全、女集、第四十に、麵桶云々。書言字考、七の卷に、面桶は本朝行厨。就ニ一人面。而與ニ一器。故名云々とあり。

○屯食

屯食はどんじきとも、どじきとも濁てよむべき事なり。空穂物語藏開、上卷に、とじき十ぐばかりと云々。國讓、下卷に、ひわりど、たどのわりど、どじきなど、いとおほう有云々。源氏桐壺の卷に、どんじきろくのからひつとも云々。此外若菜の卷、栢木の卷、寄生の卷などにもみゆ。屯はアツムルと訓字な

り。食はイヒなり。飯を屯たる義にて、そのにぎり飯の事をいふ。公家にては今もにぎりめしをドンジキといへり。

○骨と事と通用

骨の字を事の字に通用せし例あり。朝野群載六の卷に、申骨とあまた處みゆ。そはコチといふ音をコトといふ詞にかりたるなり。源氏瑩の卷に、こちなくもきこえおとしけるかな云々。同橋姫の卷に、こちなげに物なれたる云々。などのこちなしを、細流抄に無骨なりと注して、事無よしなり。源平盛衰記の連歌にも、コチナク見ユル物カナ櫻ガリとみゆ。こは長門本平家物語にも出たり。

○玉限

萬葉集一の卷長歌に、玉限夕去來者云々。此玉限を玉蜻の誤といふはしひごととなり。限の字をカギロヒとよみて、蜻蛉に借たるなり。さて玉はほめて添たる字にて外に意なし。されば玉限の二字をカギロヒとよむべきを、さかしらに改しはひがごとなり。

○鹿島香取の名義

鹿島といふ名は樞原の義なり。波良の良を省き、波を萬に通はせし語なり。すべて原といふも、庭といふも、ひろく平なる所をいふ語にて、海の庭、家庭などおなじ。大場、馬場などの場も、爾波の略なり。景行紀御歌に、區珥能摩保邏摩とあるも、國の眞廣場にて、國中の眞廣き所をいへり。さて樞をもて地名におほせし例は、神武紀に畝傍山東南樞原地とあるは、樞の生たる原の義なり。萬葉集廿の卷には、可之婆良能宇禰備之宮とよめり。古事記神武の段に、白檮尾上といへるも、樞の生し丘上の心なり。淡路國三原郡加之乎の郷も白樞丘なるべし。仁徳の段に、加志能布とよみ、神名帳に、大和國吉野郡鹿鹽神社などみえしも同所にて、白檮之生の義なり。布と保は通音なり。筑前の樞日の宮も樞生にて亦同じ。豊後國御調郡の加之土の郷は樞處にて、止古呂を止といふは、立處、臥處などのごとし。さて

鹿島といふ所、陸奥、能登、紀伊などにもきこえ、その外にもおほかるべきを、此常陸の鹿島にのみなづみて、神島の義といひ、或は鹿の栖島のよしなどいふ。共にうけがたし。瓶島の略語ならんといふも、昔物語めきてうきたることなり。又香取と鹿島とを並て、おなじすぢの名義に説まぐるものあり。いみじきひがごとなり。鹿島香取の同體の神におはしますよしは、古事記傳にいひたれど、地の名義はいと殊なり。香取は織を織者の住しにおかれる名なり。櫛取の義とも、鹿捕の義ともいへるは、ろうするにたらず。櫛取の説は、萬葉集十一の卷に、大船のかどりの海とつゞけし歌より、ふとおもひあやまれるなり。大舟はかどりといはん料の枕詞なるをや。

○守山といふ地名

守山といふ地名は、いにしへ山守を置れし所なればなり。大山守などいふもこれ也。續日本紀五の卷に、庚戌〔割註〕和銅三年正月也。〔初充ニ守山戸。令禁伐諸山木。〕とみゆ。印本の訓はあやまれり。守山戸をばモリヤマベと訓べし。

○大あらしき

大あらしきといへる語に三くさの義あり。その一には、萬葉集三の卷に、オホキミノコトカシコオホアラキノトキニハアラト大あらしきといへる語に三くさの義あり。その一には、オホキミノコトカシコオホアラキノトキニハアラト大あらしきといへる語に三くさの義あり。その二には、オホキミノコトカシコオホアラキノトキニハアラト大あらしきといへる語に三くさの義あり。その三には、オホキミノコトカシコオホアラキノトキニハアラト大あらしきといへる語に三くさの義あり。跡雲隱座。この荒城は荒籬の略語にて殞をいへり。二には、同集七の卷に、オホキミノコトカシコオホアラキノトキニハアラト大荒木野の小竹爾不有九二。兼盛集に、「きみが代をまちしもしく大あらしきのさとのさかえをみるがたのしさ、曾丹集に、「おほあらしきの小笹が原やなつをあさみはたまく、すはうらわかみかも、夫木抄雜、四に、長能、「おほあらしきの遠野の外にすむ人をみすて、ゆけば袖ぞつゆけき、これらは地名ときこゆれば、神名帳の大和國宇智郡荒木神社ある所なるべし。三には、古今集雜、上に、「おほあらしきの杜のしたくさおいぬれば駒もすさめすかる人もなし、後撰集雜、二に、忠岑、「おほあらしきの杜の草とやなりにけんかりにだにきてとふ人のなき、同集、躬恒、「人につくたよりだになし大あらしきのもりのしたなる草の身な

れば、拾遺集、夏、忠岑、「大荒木のもりの下くさしげりあひてふかくもなつのなりにけるかな。同集、
 雑、春、躬恒、「いたづらにおいぬべらなりおほあらしの杜のしたなる草ばならねど、六帖二の卷に、「おほ
 き鷹いまとしなればおほあらしの杜のしたくさ人もかりけり。此歌貫之集三の卷に、初句おほつかたと
 あり。これらの下草をよみ合せたるは地名にあらず。大なる荒木の立る杜なり。會丹集に、「大荒木のお
 ほくの枝もなびくまでよはにさびしき冬のよのかぜ、とあるをもおもふべし。萬葉集十一の卷に、如是
 爲哉猶フヤ八ヤ成サヘ牛ウシ鳴ナリ大オホ荒ホ木ホキ之ノ浮ウキ田タ之ノ杜ノ之ノ標シラ爾ニ不フ有ラ爾ニ、といふも、浮田の杜に大なる荒木たてればしかよめる
 なり。されど此歌は、七の卷の歌のあやまりにてもあるべし。會丹集に、「よそにみしおもあらの駒もく
 さなれてなづくばかりに野はなりにけり、この歌夫木抄には、二の句おほあらしのこまとあり。さては大
 荒木の木間コマとつゞけし序歌にて、駒といはん料に縁語もてよせたるなり。又同集に、「大荒木の下くさま
 てに風ふけばなびきて神をまつりあへるかも、とあるは賀茂の社をいふにやともおほゆ。おほあらしと
 いふ詞かくさまふなれば、よくおもひわきてしるべし。

○かいとの道

會丹集に、山里はかいとの道もみえぬまで秋の木のはにうづもれにけり。此かいとの道を、詞花集、秋に
 は、ゆきゝの道と改て入られたり。宣昭按に、かいとはかいたをりの略にや。たをの約となれば、かい
 とりといふを、りを省けるなるべし。光行海道記に、粟田口の堀道を南にかいたをりて、あふ坂山にか
 いればとあり。今も坂東の方言に道をかいだうといへり。これかいとの訛トナれるにてもあるべし。又は
 垣外カイトの義としてもきこゆ。

○うるまのしま

千載集戀一に、うるまの島人こゝにはなれきて、こゝの人ものいふをきゝもしらでなんあるといふこ
 ろ、返事せぬ女につかはしける。前大納言公任、「おほつかなうるまのしまの人なれやわがことのはをし

らずがほする。此うるまの島を琉球なりといふ説あり、うけがたし。公任卿家集に、しらぎのうるまのしま入きて、こゝの人のいふこともきゝしらずときかせたまひて、かへりごときこえざりける人に、「おぼつかなるまの島の人なれや我うらむるをしらずかほなる、とあるうたを、引直して載られたなれば、此詞書に新羅のうるまの島といへるにて、かしこにある地名なることあきらかなり。本朝麗藻下卷、源爲憲が代ニ遷陵島人ニ感ニ皇恩ニ詩に、遠來殊俗感ニ皇恩ニ。彼不能レ言我代言。また勘解由相公の詩の端作に、高麗蕃徒之中、有ニ新羅國遷陵島。などあるをおもひ合すべし。壬二集下、夫木抄雜五などにも、うるまのしまをよめり。

○緇門をくろかどとよめる歌

桑門をくろかどとよみたる歌は、人みなしれゝど、緇門をくろかどとよめるはいとめづらし。了譽上人鹿島問答上卷に、筑泉山空淨聖人祈誓申サレシニハ、即夢中ニ告テ曰ク、「ソレヲシレ釋迦牟尼佛ノ名ヲ出テサヤケキ月ノ夜ヲ照ストハ、聖人返歌云、「世ヲウシト思ヒ入ニシクロカドニ何ユカシサニ立カヘルラン。又明神ノ御歌云、「皆人ノアハレム心フカケレバナホクロカドニ返ルトハシレ、按に、明神は鹿島明神なり。

○によぶといふ詞

賀茂保妻女集に、みる人はさもこそやまひたかしそらめ、つねにゝよび人なんこれをこのむかいなどいへどきゝいれず云々。宣昭按に、によびは靈異記中卷に、呻爾與づとある同語なり。萬葉集十四の卷駸河歌に、不盡能禰乃伊夜等保奈我伎夜麻治乎毛伊母我理登倍婆氣爾餘婆受吉奴、とよめる氣爾餘婆受も息不呻吟の義なり。徒然草卅九段にはによびふしともあり。

○ながむ

物をながむといふは長月にて、遠きを長々とみやるよしの語といふはひがごとなり。こは長く守り居て

みるよしにて、時尅の長きに出し語なり。古事記に、恒ツネに長眼ナガメにふれどもとあり。又轉じてはたゞ打みることにもいへり。曾丹集に、「匂はねどほゝるむ梅の花をこそわれもをかしと折てながむれ、また、「山がくれ風にしられぬ花しあらばはるはずぐともをりてながめん、此外にもおほかるべし。聲をながむるなどいふは長く引てうたふ事なり。

○とわたるといふ詞に三義あり

とわたるといふ詞に三の義あり。川門カドをわたると、飛渡ると、たゞともじを發語に用たるとなり。古今集雜上に、「わがうへに露ぞおくなるあまの河とわたる舟のかひのしづくか、新勅撰雜二に、「河なみをいかどわたらん舟人のとわたるかぢのおとはたえねど、これらは門渡カドワタリ義なり。相如集に、「かげろふの水にとわたる螢よりもはかなくみしは夢か現か、拾遺愚草中に、「はまびさしなけのかたみか友千鳥とわたり過る沖の小島に、これらは飛渡なり。壬二集中に、「佳吉の松やつれなき夕しぐれとわたりかへるあはぢ島山、續古今集秋上に、「みるまゝにあき風さむし天のはらとわたる月の夜ぞふけにける、これらはとを發語にして、たゞわたることによめり。此外證歌おほかり。

○目路といふ詞

散木集九の卷に、とへかしな玉くしの葉にみぐれてもすのくさぐきめぢならずとも、此歌、顯季集にもみゆ。和泉式部家集四の卷に、秋のよの月いといとくもりたるに、「ながむれどめぢにもきりのたちぬればこゝろやりなる月をだにみず。按に、此めぢてふ詞は目路の義にて、目のかよふほどをはるかにみやるこゝろなり。

○蜘蛛のい

蜘蛛のいは蜘蛛の糸のことにて、いはいとの略語なるべし。いとイトは膽筋イシメの義にや。虫の膽イシメより出る筋なればなり。スヂのスを省て、チをトに通はせし詞ともいふべし。保憲女集に、「なみならばよも山ごとに

ふきかへすくものいほりぞいかゞしつらん、此歌は蜘蛛のいといひかけて、庵ぞいかゞしつらんとうけたるなり。源順集にも、上下にいもじをおきてよめる歌に、「いづみともいざやしらなみたちぬれてしたなる草にかけるくものい、此外端の伊もじにて、奥の爲にあらぬ證歌おほし。

○すぐろのすゝき

袖中抄十九の卷に、顯昭曰、すぐろのすゝきとは、春の焼野のすゝきのすゑの黒きなり云々。又曰、すぐろはすこし末黒き草といふべきなめり云々。宣昭按に、末くろき草といへる説よろし。童蒙抄にもみえたれど、此外の説どもはいづれもうけがたし。又萬葉集八の卷の、春山之間乃乎爲黒爾春茶採とあるを引けるも誤なり。こは縣居賀茂翁の考に、手鳥里を寫誤しならんといはれしぞしかるべき。會丹集に「春がすみたちしはきのふいつのまにけふはやまへのすぐろかるらん、袖中抄十九の卷、基俊歌に「春やまのせきのをすぐろかきわけてつめるわかかなにあわゆきぞふる。これはみな末黒の義なり。されど、基俊の歌の方は、萬葉集をひがよみしてとられたりとみゆればいかゞあらん。會丹がすぐろかるらんとよめるは、末黒なることうつなし。

○もとあらの櫻

會丹集に、わがやどの木あらの櫻さかねども心をかけてみればたのもし、宗久都の裏に、もとあらの里といふ所云々。もとあらの萩とはゝるやきのこしたる去年の古枝に咲たるをいふなりときゝ侍り、それを木萩とも申なり。これは枝ざしなどもなべての萩よりもこはしくあらはなるにや、もとあらのさくらなどもよみて侍ればとおもひたまひしに、今きゝ侍れば、もし此里の名によりてもやよみけんとはじめておもひあはせられ侍り。とみえて里の名ともしたれど、會丹集にまた、「宮木野や焼生の萩も下葉よりもとあらにさかん花をしぞおもふ、とあるによれば、地名は後の傳會にてうけがたし。按に、本荒の義にて、本のまばらにみゆるよりいへる名なるべし。

三餘叢談卷之二

○おしね

をしねはおそ稻の義にあらず。をはそへにて、しねといふべきをさいふなりと、錦織翁の説なり。されど、夫木抄冬三、安元元年十月右大臣家歌合、初雪、清輔朝臣、「おしねかるしづのすがゞさ白妙にはらひもあへずつもる雪かな、此歌判者清輔朝臣云、田は秋こそかる物にてあるを、其僻事なり。十月にかゝる所おほかり、おしねと云はおそき稻なれば、かきあひてこそ侍れと云々。按に、此説によれば晚稻の事なり。さてはおしねと書べし。オソイネの略なり。

○山のとばら

夫木抄冬三、雪部に、平時範朝臣歌、「つま木こる道たえぬらんみよし野の山のとばらにふれるしら雪、按に、とばらは外腹なり。外原にはあらず。山腹は都良香の富士山記に見えたりき。

○そら取鷹

宣昭按に、取鷹とは鷹がおのれから鳥を取事なり。人の合せてとるならねば空取ソラトルとはいへり。顯昭陳狀に、延喜六年十二月五日御鷹狩逍遙のために、大原野にて野行幸は侍しが、件度中山の山口いらせたまふほどに、しらふと申御鷹いつしか鳥をそら取て、御輿の鳳の上に參居て侍けるに、暮日は漸山の端に近づきて、峯の紅葉所々錦をさらせり。鷹の色白妙にて、雉の上毛は紺青をのべたり。其時しも雪打ちりて、折ふし取集たる御狩の興なりとしるしたる事、心にしめて所得て空取ましらふの鷹とも詠侍なり云々。「大原や野べのみゆきに所得て空どるけふのましらふの鷹とあり。再按に、空取は鷹の空にて鳥をとることなり。散木集冬、「ゆふまぐれはねもつかれに立鳥を草とる鷹にまかせてぞ見る、とある草取に對てしるべし。六百番歌合七に、家隆、「いかにして空とるほどもはし鷹のしばしも戀に身をやすむら

○みな河

後撰戀三、陽成院御歌に、「つくばねの峯よりおつるみな河戀ぞつもりて淵となりける云々、此御歌によりて、みな河は筑波嶺より落る川の名とのみおもへり。いみじきひがごとなり。みな河は、峯之河の義にて、いづれの所にてもあれ、峯よりおつる水をばしかいへり。藤原清輔集に、「小初瀬の花のさかりやみな河の川嶺よりおつる水の白波、〔割註〕新拾遺春下にも載。」此歌は、初瀬山によみ合せたり。また拾遺愚草下に、「みな河の川嶺よりおつるさくら花にほひの淵のえやはかくるゝ、新後拾遺、雜秋、攝政太政大臣、「みな河の川流れてせゞに積るこそ峰よりおつる木葉なりけれ、新續古今、冬、三位義重、「みな河の川峯より落る紅葉にもつもりて浪を又やそむらん、藤川百首に、定家卿、「ゆく春のながれてはやきみなの川霞の淵にくもる月かけ、此外夫木抄、草庵集などにも、いづことも定めず、みな河の川とよめるおほし。必筑波嶺に限るべからず。筑波嶺のみな河、小初瀬のみな河などよみたらんは、常陸、大和の名所ともすべけれども、さらぬは名所にはあらざるなり。

○身をしる雨

倭訓栞美部上に、みをしる雨、身をしる雨なり。思ひある身をしづくをりからにふれる雨なり。又泪をいふと云説はあらず。伊勢集に、「かたみにも身をしる雨の降りし我われもせきあへず君もこしかば、古今集を本にて、世人身を知雨とはよみ侍ると纏昭いへりと云々。宣昭按に、此説ひがごとなり。忠峯集に「身をすれば出る泪もあはれなり春のながめは常にふるごと、後拾遺集戀二、和泉式部、「見し人にわすられてふる袖にこそ身をしる雨はいつもをやまぬ、此外泪の事によめる歌すくなからず。倭訓栞の説かたくななり。此詞は伊勢物語、古今戀四にはじめて見ゆ。

○もろこし人のよすめかいておちつく

忠見集に、小野の好古ヨシフルの朝臣の大貳にてもろこしの人の様子めかいておちつくもといはれけるに、そのこといひ出したる人をもいひけるにあひかはり侍りて、「夢をこそねざめのほどにかたりけめ見たくまてにもきこえけるかな云々、よすめかいておちつくは、様子めかしてもてつけおちつくさまなり。今世はもろこし人めかす人はいとすくなくて、歌仙めかしておちつくをのこをんなぞおほかる。

○おもとじの乳ぶさのむくい

同集長歌に、目も白妙に色わかず、雪よりげなるおもとじの、ちぶさのむくいするほどに云々。按に、おもとじは母刀モトジ自也。和名抄に、辨色立成云、彌母和名知於毛。今按即乳母也と見ゆ。異本には知もじなくて、たゞ和名於毛とあり。されど、寶生院本にも知於毛とあれば、異本の方は字落たるなるべし。母の一名を於毛ともいへるにや。乳ぶさは遊仙窟に奶房をよめり。後撰集に、手ぶさにけがる云々。會丹集に、手ぶさをひちて云々などあるふ、さも同義なり。

○おほあらしきの駒

會丹集に、よそに見しおほあらしの駒も草なれてなづくばかりに野はなりにけり、此歌夫木抄卷廿七には、二の句おほあらしの駒とあり。さては大荒木オホアラキの木間キマとつゞけし序歌にて、駒といはん料に縁語もてよせたるなり。大荒木は已にいへるがごと、三くさの義あるが中に、これは木のまばらに立るさまなり。

○あさけのまら

會丹集に、「をだまきはあさけのまらわがことや心の内に物は思はじ。夫木抄にも此歌出て、初句をだまきに云々、果物物おもふらんとあり。そも、會丹集の標注は、安田躬弦、岸本山豆流、片岡寛光など、心をあはせてつくりしに、事もなき歌にも不レ解よしにて注をくはへず。誤多きことはあげつくりしがたきまでなるはいかにぞや。此あさけのまらの歌をも、不レ解とて注をくださず。こは古事記中

卷崇神の條に、活玉依毗賣、其容姿端正、於是有神壯夫。其形姿威儀、於時無レ比、夜半之時、倏忽到來、故相感、共婚供住之間、未レ經幾時。其美人妊身、爾父母怪其妊身之事。問其女曰、汝者自妊、无レ夫、何由妊身乎、答曰、有麗美壯夫。不レ知其姓名。每夕到來、供住之間、自然懷妊、是以其父欲レ知其人。誨其女曰、以赤土散ニ床前。以聞蘇紡麻、貫レ針、刺其衣欄。故如レ教而、且時見者、所著針麻者、自戸之鈎穴、控通而出、唯遺麻者三勾耳、爾即知自鈎穴出之狀上而、從糸尋行者、至美和山而、留神社。故知其神子。故因其麻之三勾遺而、名其地謂之「美和」也、とある故事をよめるにて、誰もしれることなり。まうとは眞人にて、男子の美稱なり。源氏物語に、男子を美稱して、まうとも、あそんともいへることおほし。

○めぐりく

曾丹集に、一日めぐりの歌、「わがひとひめぐりめぐりをせし程にしらぎ舞する年はきにけり。按に、榮花物語本の雫の卷〔四十丁〕に、御ねぶつはじまりてめぐりよむさまあはれにたふとし。このまど居だち皆ちやう衆しよ衆にてながどこにさぶらふ云々。又ちごどものめぐりするとも見えたり云々。この兒どものめぐりも、めぐりくも同事にて、今も兒輩の大道めぐりといふ戲するに似たり。しらぎ舞は新羅舞なり。

○灰きえてわかちし玉

相模家集、佛舍利の歌に、「はひきえてわかちし玉もつとむれはいとゞ光ぞかずまさりける云々。此灰消てわかちし玉と云は、舊本今昔物語三の卷は、國王分佛舍利語に、佛滅度したまひしをり、舍利を分取て、舍利塔瓶塔髮塔などつくりしよしありて、その故事をよめるなり。こは三藏法數卅一の卷、大藏法數四十三の卷などよりして、佛書にあまた見えたり。光のますといふも義楚六帖に見ゆ。

○まねくる

相模家集に、「わくらばにまねくるふしやたえなましいとあやまちのしげく見ゆれば云々。此まねくるは手して糸繰いとくことをいへるなり。人をまねく手うごかすよりいへば、いづれも同語なるべし。

○泪川

泪川は、後撰離別に、をとこの國へまかりけるに、「君がゆくかたにありてふ泪川まづは袖にぞながるべらなる。夫木抄雜六に、輔親、「泪川舟出やせまし伊勢の海のみかはへ渡る湊たづねて。此等の歌は伊勢にある證とすべし。又相模家集に、「陸奥の袖の渡りのなみだ川心の中に流れてぞすむ。此歌にては陸奥の名所なり。又新撰歌枕三の卷に、泪川多本伊勢國に入、雖レ然古今に八幡河を涙河と云と見えたり。其故は彼序に、男山のむかしを思ひて女郎花の一時をくねるといへり。彼根源をみなへしとなりし女、八幡にて身をなげてうせぬ。頼風もおなじくうせぬ。頼風うづみし所を男山といへり。其ふもとに女塚とてあり、彼女うづみし所なり。故に對して女塚男山といふなり。八幡川を泪川といふ事も此事におこれり。歌云、「いかばかりいもせの中をうらみけんうき名ながせる泪川かな。此歌は彼二人夫婦の恨の事をおもはせてよめり。これにより彼川をば泪川と云にや。伊勢物語云、「いづくまでおくりはしつと人とはどあかぬわかれの泪川まで。此歌は有常が娘の京へ行けるがよみて、業平が奈良に有ける所へ、泪川のはたよりおくりのかへりけるにとらせたる歌と見えたり。然ば泪川伊勢に不レ可レ限敷。又うちまかせて戀と云らんあり。歌に、「泪川その水上をたづぬれば世のうきめよりいづるなりけり。と有。此歌も又物おもふ時の我身なりけりとよめるも、ひたすら戀ときこえたり云々。宣昭按に、泪川は、伊勢にも、陸奥にも、京より奈良へ行道にもあり。又名所ならで、たゞ泪の事によめるも有。よくく思ひわきて知べし。

○いなかた

小町家集に、「秋の田のかりほに來ゐるいなかたのいなとも人にいはまし物を云々。此いなかたは何とも

知がたし。堀川百首、仲實朝臣歌に、「秋田かるをしねの人はかけたれどいなおほせ鳥の來なくなるかな。とよめるをおもひあはすれば、稻負鳥の類にや。

○まほかたほ

小馬命婦家集に、このしたの汀にあし穂やうく出てたてり、「人しれぬかげとや頼むあしの穂の今日はまほにも出にけるかな云々。此歌によれば、まほは眞秀の義なることうつなし。さてかたほは、眞秀ならで事たらはねば片秀といへるなり。千載集の歌に、眞青の義によみかけしは後の誤也。

○河屋

同集に、御山のしりへに種々のものおほしたる中に立石あり。水の尻はかは屋なり。「おとにきく立鳥かとぞおもひぬるからき水にもつけて見るかな云々。按に、古事記神武の卷に、爲大^{カハヤ}便之溝流下ともありて、いにしへは川上に屋をつくりて厠とせり。こゝのかは屋も、庭の泉水の尻に厠あるよしなり。されば厠の訓義は河屋なりといふ説よろし。側舍の義といへるは後の事なり。

○むまやくいまやく

同集に、みまやのしりへにいたりてすさびして、「ひとりねはかひなかりけり駒なべてかけのむまやとまちて頼まん云々。按に、このむまやとまとは、今やと待てとよせたるなり。古今六帖に「あづまちのうまやくとかぞへきて云々。大和物語に、「しの塚のうまやうまやと云々などよみて、神道集に、午の時を今の時など書る、みな同義にて、馬と今とかよへり。

○あさえ

馬内侍家集に、くれなゐの花ををとこの見せにおこせたれば、「くるしとて色に出ればあさえけり染てくやしき花を見るかな云々。此あさえはあさゆともはたらく詞にて、わかゆなどのゆに同じ、色の淺くなることなり。

○すげなく、よすが、すが、など云詞

源氏物語桐壺の卷に、さまあしき御もてなしゆゑこそ、すげなうそねみたまひしと云々。少女に、世のひがものにてさえのほどよりはもちひられず、すげなくて身まづしくなん有ける云々。按に、縣居翁の新釋に、因所無の義といはれしがよし。よすがなくのよを略き、かをけに通はせし詞なり。萬葉集十七の卷(四十七丁)に、「心にはゆるぶことなくすがの山すがなくのみや戀ひわたりなん。蜻蛉日記下卷に、「打そばみ君ひとり見よまる小菅まるは人すげなしといふ也。顯季集に、「いかにせん野澤におふるまる菅のまる菅もなき戀にけぬべし。此等の歌をかうがへ合せて、ヨスガナキの略語なるを思ふべし。さてヨスガのヨは寄の略なり。スはツの通音。杯をツキともスキともいふに同じ。カはキの通音にて、附といふをスガと音を通はせしなり。スガル、スガリなどいふ語も、スはツなり。カルはクの延語。カキはキの延語にて附といふよしなり。これを倭訓栞に、末枯の義といひしは、いみじきひがごとなり。堀川百首上、顯仲歌に、「まきのはにすがるたる氷の春風に打とけてなく鶯の聲ともよみ、金葉に、露のすがらぬ草のはもなし。盛衰記に童すがり。宇治拾遺に杖にすがりてなどある、みな附の意なり。俗言取付すがりなどいふをもてらしあはせて知べし。又虫の名に螺贏あり。細腰蜂のことにて、ものゝ枝葉にすがるものなればいへるなるべし。

○あめのみかど並裳瘡ぞやみ

賀茂保憲女集に、この歌はあめのみかどの御時に、もがさといふものおこりてやみけるなかに、賀茂氏なる女、よろづの人におとれりけり云々。此瘡のぞやみをかきおけば、やまひさるごとによくなん、見ん人ゆゝしくおもひぬべしとて、いさゝか色にも出さず云々。按に、あめのみかどは、古今戀四の左注、源平盛衰記などにも見ゆ。歷朝詔詞解五の卷六十二葉に、續紀、續後紀、萬葉など引てくはしくいへり。もがさは、和名抄瘡類部に、唐韻云、皯面瘡也。類聚國史云、仁壽二年皯瘡流行。人民疫死。皯

瘡此間云ニ裳瘡云々。續日本紀、天平七年閏十一月壬寅の條に、是歲不稔。自夏至冬天下患^レ豌豆瘡。〔俗曰ニ裳瘡。〕天死者多云々。扶桑略記、天曆元年丁未八月十五日丙申の條に、爲^レ攘除^ニ痘瘡。於紫宸殿建禮門朱雀門三箇所ニ有^ニ祓大祓。去六月間年卅以下男女頗^ニ小瘡。今月以後尤熾盛。其瘡爲^レ體。或如粟。或如豆。去延喜五年有^ニ此瘡。世號^ニ痘瘡云々。榮華物語峯月の卷に、〔万壽二年〕、ことしはあかもがさといふもの出來て、上中下わかずやみのゝしるに、はじめのたびやまぬ人の此たびやむなりけり。内東宮、中宮もかんのとのなど、みなやませたまふべき御としどもにておはしませば、おそろしういかに〜とおぼしめさる云々、など見えたり。この榮華物語に、あかもがさといへるは麻疹のことにて、今いふは、かなり。ぞやみは今俗に序病^{シヨウビョウ}といひ、又某がぞになりてなどもいへり。序の字音によれる詞なり。

○火鼠のかはほり

保憲女集に、「手なるれど猶ひねずみのかはほりはあつさぞまさる置やしてまし云々。此歌は火に楡をよせ、かはほりといはんとて、火鼠のかはとかけ、あつさまさると心をむすびたるなり。蝙蝠^{フクロウ}は扇の名にて、源氏物語などにも見ゆ。火鼠の皮は、竹取物語に火鼠のかは衣とあり。契沖が河社に、吳錄を引て云、日南北景縣有^ニ火鼠。取^レ毛爲^レ布。燒^レ之而精^ル。名^ニ火浣布云々。搜神記、本草綱目などにも出でたり。

○ふけらかす

保憲女集に、「しをるらん草木にたぐふたましひを心をかぜやふけらかしつる云々。按に、ふけらかしといふ詞は、續世繼ふしみの雪の朝の卷に、雪のふりたりけるつとめて、としつながいたく伏見ふけらかすに、俄にゆきて見んとて云々。又かやうにもてきようぜらるゝあまりに、ふけらかしまゐらせられける云々、など見えしも同語なり。山岡浚明説に、ふけらかすは、今の俗言にもいふごとくにて、吹聴^{フキキ}と

いふも同じ詞なり。昔はふきかたりなどもいへるなり云々。

○ふんたみたる文箱

清少納言家集詞書に、せんたてたるふばことあり。たてを一本にはたみと書たり。按にせんはふんの誤にてふんたみなるべし。金粉たみたる文箱なり。たみを濁てよむはわろし、清ていふべし。たみは疊のにて、たび／＼疊ぬりたるがゆゑにいふ。今の高時繪などの類なり。扇などの粉たみも同じ。たみかへしなども常いふ詞なり。

○曆に初雪降日を記す

紫式部集に、こよみにはつ雪ふると書たる日、目にちかきひのゝたけといふ山の雪、いとふかう見やるれば、「こゝにかく日野の杉村うづむ雪をしほの松にけふやまがへる云々。按に、此詞書にて、いにしへの曆のさまおもひやるべし。近き世の曆にはさることしるせしは見えず。好古日録に古曆の殘缺を載たり。

○なげき

古歌になげきころなどおほくよみたるは、たゞ木といふによりてこるといへりとおもひしに、さにはあらず、なげきは長木にて、長き木を切るよしの詞なり、紫式部集に、歌繪にあまのしほやくかたをかきて、こりつみたるなげきのもとに書てかへしやる、「四方の海にしほやくあまの心からやくとはかゝるなげきをやつむ云々、これにて心得べし。

○ろうさうの袍

伊勢物語に、ろうさうのうへのきぬを、たゞかた時に見出しやるとて、「紫の色こき時は目もはるに野なる草木ぞわかれざりける云々。眞名本には六位^{ロウツツノウヘンキヌ}袍と書たり。古意にろうさうは、緑衫をなだらかにいへるなり云々。顯季家集に、ある六位の二位の御許に、うちの殿上をまうしけるが、としごろになり

にけれどゆるされざりけるに、ろうさうをもとめたまふと聞て、この六位ろうさうを奉るとて、「雲の上をよそにのみきく身にしあればみどりの袖も何にかはせん、」おこなひするほどなり。此返事せよとのたまひしかば、「よそにのみおもはざらん雲の上をつるは見どりの袖ぞかさねん。」

○きしのひたひ並めなれ木

六條修理大夫顯季卿集に、「浪かくるきしのひたひのめなれ木の目なれて妹とぬるよしもなし云々。守武千句に、「青柳のまゆかくきしのひたひかなとも有。めなれ木は水馴木を見馴木によせたるなり。みとめは通言なり。」

○舟のもとろき

左京大夫顯輔卿集に、基俊の許へ又歌合すべし、このたびも判じたまへときこえたる返事に、「もろこしの玉つむ舟のもとろけばおもひさだめんかたもおぼえず。これは人々何をいひあはれたることにやとて「風をいたみ玉つむ舟のもとろきは君ばかりこそまほに定めし云々。按に、もとろきは戻動キヨトキの義なり。舟の直スグにゆかぬさまをいふ。廻をもとほりとももとへりともいへる、又同語なり。日本紀に、文身をミヲモトロケとよみ、枕草紙に、山もてすりもとろかしたる水干ばかまなどあるも、文の直スグならぬさまをいへり。もとのともじ清てよむべし。」

○田の坪

顯輔家集に、琳賢が許より酒をおくるとて、萩花さかりはよき酒世中になし、このごろ好酒とり出たるかめには、かならず物をいれてなんかへすといはせられたれば、近江守なりしをりにて、坂田郡の檢田の廳宣をいれてやるとて、「野べに出て露けき花を見るよりも秋はさか田のかずをかぞへよ。返し、「かぞふべき山田の坪のうちにいれば萩のなさけにしく花ぞなき云々。按に、政事要略五十七の卷〔四十三丁〕に、不堪田坪付帳あり。朝野群載に、坪付乃文、〔割註〕六の卷四十八丁。〔また〔割註〕二の卷廿二丁、廿一の

卷二丁。あり。類聚三代格にも坪〔割註〕一の卷十四丁。あり。坪の字は平土の義によりてつくりし新字なり。字書にはさる意なし。一坪は一步の地にて六尺五寸四方なり。さてつぼといふ語意は、つぼみたる地なればいへるにて、局、引つぼねる、つぼみなど、みな同義なり。

○萬和倍留

續日本後紀十五の卷、尾張濱主が歌に、那那都義乃美與爾萬和倍留毛々知萬利止遠乃於支奈能萬飛多天萬津流、とある萬和倍留は眞逢の通音也。安と和とかよふ例は、和禮を阿禮、和加津を阿加津など例おほかり。

○夜半と云詞

夜半は夜間の意なるよし、賀茂翁いはれたり。萬葉には、三更をヨハとも、ヨクダチとも、ヨナカともよめり。〔割註〕万葉に、三更と書たるが五所あり、七の卷、八の卷、九の卷、十の卷、十九の卷。〔按に、よははヨフカの約なり。古今雜下に、風ふけばおきつしら浪たつた山夜半にや君がひとりこゆらん、と云歌の左注に、月のおもしろかりける夜、かうちへいくまねにてせんざいの中にかくれて見ければ、夜ふくるまで琴をかきならしつゝ、とあるをおもふに、夜ふけしを夜半とよめるなり。後撰には此歌見えす。拾遺夏、「み山出て夜半にやきつるほとゝぎす曉かけて聲の聞ゆる。同戀二に、「こぬかなとしばしは人に思はせんあはでかへりし夜半のねたさに。これらいづれも夜深き方に近し。六帖に、「玉の緒のたえてみじかき夏の夜の夜はになるまでまつ人のこぬ。此歌は正しく夜深きことの證とすべし。大和物語にも、忠岑、「かさゝぎのわたせる橋の霜の上をよはにふみわけことさらにこそ。

○みといふ詞

風をいたみ、苦をあらみななどのみは、さにと云心なるよし、玉霞にいへり。されど萬葉二の卷〔四十一丁〕に、若草其婦子者不怜彌可念而寐良武悔彌可念戀良武とよみ、また玉葉春に、「みよし野の石本さら

すなく河津うべも鳴けり川をさやけみ、などのミはさにといふ心としては聞えず。風をいたみ、苦をあ
らみなどのをもじを加へていふ時、風をイタサニ、苦をイタサニといふべき語例もなければ、こはみな
ガリの心なりと知べし。

○をもじを助詞に用る格

をもじを助詞につかふ歌、古歌におほし。古今秋上に、「萩が花ちるらん小野の露霜にぬれてをゆかんさ
よはふくとも。是等の類皆よに通ふを也。詞たらぬ時みだりにおくはひがごとなり。戀三に、「人はいざ
我はなき名のをしければむかしも今もしらすとをいはん。

○すざましと云詞

古今集の序の古注に、かつらぎのおほきみをみちのおくへつかはしたりけるに、くにのつかさことおろ
そかなりとてまうけなどしたりけれど、すざましかりければ、うねめなりけるをみなのかはらけとりて
よめる云々、とあるすざましかりければといふ詞の心は、無興氣なるよしなり。源氏末摘花の卷（九丁
ウ）に、ものおもはしくはしたなきこゝちして、すざましげにてよりふしたり云々。又（十二丁オ）かう
なさけなきをすざましくおもひなり給にしかど云々。など有も同詞なれば、あはせ考て知べし。

○鶯を百千鳥とよめる歌

拾玉集一、「十丁ウ」堀川題百首和歌鶯の歌に、「千とせふる千とせの松の枝にめても、色となく百千鳥か
な。此歌に正しく鶯を百千鳥とよめり。後に逍遙院殿の集にもかくよまれし歌有。

○よごる並しほと云詞

俗語に物のけがれたるをよごれるといふも、古きことなり。相模家集に、「さなへひきもすよごるとい
ふ田子もわがごと袖はしほとからじな、と見ゆ。しほとからじなは、今俗にジメジメスル、又シメツポ
イなどいふに同じ。鹽染たるさまよりいへる詞なり。

○かひたるきと云詞

俗にかひたるきとも、カツタルキともいふは、かひたゆきの訛なり。曾丹集に、「わきもこがけさの朝いにひかされてせなさへあまりかひたゆきかなと有。肘たタユキのなもじを省し語なり。タユキは手もたゆき足もたゆきなどのたゆきにおなじ。江戸にてダルクイ又ダルクイなどいへり。

○たつ春

立春をたつ春といへるは、古今集の詞書にはじめて見ゆ。禮記月令に、立春之日東風解凍とあり。かしこに立春といへるははじめなるべし。さて立といふは立かへるよしにて、浪の立かへるにおなじ。年立かへる日なれば立とはいへり。蜻蛉日記、榮華物語などに、年もかへりてと書るも又おなじ。朔をついたちといへるも月立にて、前の月の盡て後月の立かへる日なればいへり。

○よにあふ坂の關はゆるさじ

清少納言が、「夜をこめて鳥のそらねははかるとも世にあふ坂の關はゆるさじ、とよめる歌の注に、ふるく史記の孟嘗君が傳を引たれど、文選東都賦の識し函谷之可可關關。といふことを引もらせり。

三餘叢談卷之三

○而已を乃美と訓

眞俗雜記問答抄第十一に、而已乃美讀事問何。答、木幡仰云、嘉祥尺云、此花不有而已。有必花實俱結。此經不説而已。説必因果並顯文。天台止觀云、若無心而已。芥余有心即具三千文。古此文而已ヤミナムト讀メリ誤敷、ノミと可レ讀敷、又天台梵細義記云、不レ起而已、起則性無作假色文。宣昭按に此卷の首に、文應元年十二月上旬比記レ之と見え、奥書に薩州頼順書とあり。木幡仰は木幡觀音院心房の事也。

○油と朱を用方

同卷に、學問時油朱用之用意事問何。答、或云。油盞下盞入レ水用レ之、光明殊明油久存也。又朱砂白物半分入具用レ之、朱多々也。

○斛に石字を用

同卷に、一斛等斛字用レ石事問、石字無ニ斛聲。何用レ彼耶。答或云、昔阮藉云、上古アリキ。飲ニ酒一斛全不レ醉。或時過ニ一斛飲之時醉死。其腹破見ルニ石一アリ。此石酒一斛吸石也。故以ニ此因緣ニ米等ニモ用ニ此字ニ書ニ石等ト也。サレバ二三斛已上不レ可レ用ニ石字ト也。而大師三教指ニ千石云々。准ニ用ニ石如レ此敷。又酒一石飲事知、彼石所レ由事彼火葬スルニ彼石却不レ燒、懸レ酒時燒文。故知レ然ト也。

○荒神

同卷に、荒神事問何。答、御口云、外典云ニ荒神ト。陰陽師荒神供是也。内典云ニ毗那夜迦ト。聖天供是也。或流中付内法修ニ荒神法ト云々。先師僧正此事未ニ信用。此流都無ニ彼事ト矣云々。宣昭按に、荒神はかう神の訛也。竈神を音便にかくいふなり。

○錢の形

同卷に、錢形事問何。答、或儒士云、外圓象天、内方象地云々。

○指油の故實並かき立木

同卷に、指油故實事問何。答、別盞油入、煖火カキ立テ、木ヲモテ炷心本押テ取ル様取テ、燈臺ナル燈に取焚也。又取焚タルヲモ火滅サズシテ持歸也。カキ立テ木ヲバ端ヲ油ニツキ入テ置之。又横サマニヒキ渡テ置之、カキ立テ木ノ端ヲ少焼レ之也云々。宣昭按に、かきたて木は、今世の燈心押の事にて物理小識六の卷に、挑燈杖といへるもの也。

○折紙消息の故實

同卷に、折紙消息故實事問何。答、初行必五字書之。奥日付不レ書月、唯日許書之。

○隱居をみ菟裘と云

同卷に、菟裘事問。何故隱居云ニ菟裘耶。答、左傳、菟裘地名也。云ニ魯隱公之居地。故今隨レ彼隱居云レ爾也。

○團扇にももの書

同卷に、道風點ニ御扇ニ事。道風十才時始延喜聖主被レ召、白打輪給物ヲカキタリケルヲ御門御覽ジテ、不レ被ニ思食ニシテスコシ逆鱗アリケルニ、誤テ右軍ガ團扇ノ様ヲ習テ參、忝白圓御扇而ヲ點ト忘リノ狀ニ書タリケレバ、御門一期ノ耻也トコソ被レ仰ケレ云々。宣昭曰、近世三島自寛は誓て團扇にももの書ことをせず。その雅物ならぬをいとひてなり。

○魂門魄戸

同書十五の卷に、魂門魄戸事問何。答、或云、左大指爪本爪肉間ヲ云ニ魂門。右大指被處云ニ魄戸。彼處ヨリ魂魄出入。故有ニ怖畏事ニ時ニハ、以ニ餘指ニ握ニ大指ニ隱ニ彼處ニ也。

○四十より老に入

同書廿の卷に、演義抄云、四十已後容顏漸衰、即屬於老。文、

○大帷の寸法

同卷に、大帷寸法長四尺一寸、頸長七尺六寸五分、〔割註〕エリ高六寸、廣九寸五分。袖四寸五分、大頸三尺五寸、スソ廣六寸五分云々、宣昭按に、今俗にオクミといふは、大頸の轉語なるべし。

○爪を剪る事

同卷に、人剪爪必細剪捨事問如何。答、唯々識述記第十云、若別レ毛剪レ爪如ニ初月。犯ニ偷蘭遮。文、推云爲レ失ニ初月形。細切云レ可レ之敷云々。宣昭按に、除レ爪日の事、土佐日記、九條殿遺誠などに見ゆ。

○繪馬

武田信英が草廬漫筆に、古來は神に祈願を込、又其願滿る時は、社頭に馬を献じて神馬とす。貧賤の人は馬を献ずる事あたはず。故に木馬畫馬を以て生馬に換たり。此故にや繪馬といふ。しかるに後世の俗、俳優娼婦の畫を以て馬に換るは、非禮不敬の甚しきにあらずやと云々。宣昭按に、繪馬の事は、本朝文粹十三の卷、また朝野群載二の卷に載たる大江匡衡、北野天神供、御幣並種々物、文に、色紙繪馬三疋云々。大日本國法華驗記下卷、紀伊國美奈信、道祖神の條に、沙門恠念巡見樹下有道祖神像、朽故還多年歲。雖有男形無有女形。前有板繪馬前足破損。沙門見了繪馬足損。以糸綴補置木所畢云々。舊本今昔物語十三の卷第卅四語に、道祖神ノ形ヲ造リタル有リ、其ノ形舊ク朽テ多ノ年ヲ經タリト見ユ。男ノ形ノ三有テ女ノ形ハ无シ。前二枚ニ書タル繪馬有リ、足ノ所破レタリ。道公是ヲ見テ、夜ルハ此道祖ノ云ケル也ケリト思フニ、彌ヨ奇異ニ思テ其繪馬ノ足ノ所ノ破タルヲ、糸ヲ以テ綴テ木ノ如ク置ツト云々。宣胤卿記、永正十七年十一月九日の條に、明日多武峯社遷宮。關白家使右衛門佐〔十歳〕宣綱云々。宣秀卿相伴下、繪馬二枚進云々。神社啓蒙の或問に、問、繪馬何義、答、此蓋奉贊之義也。

不能引進^{スルト}神馬^{ウマ}者畫^テ之^ヲ獻^ル也云々。など見えて、馬ならぬ繪を奉ることは、太平記廿九の卷、阿保秋山河原軍の條に、其比靈佛靈社ノ御手向扇團扇ノバサラ繪ニモ、阿保秋山ガ河原軍トテ書セヌ人ハナシとあれば、その頃よりおこれるなるべし。

○薯蕷の鰻鱺となる

同書同卷、江州枝村にて客僧にはかに女に成し事の條に、その時ざしきの菓子^{ウヂ}の残りの山の芋のありしを、和尙ゆびざしてはいはく、やまの芋のうなぎとなれるがごときぞと云々。宣昭按に、倭漢三才圖會百二の卷に、薯蕷溪邊出^ル端^ニ、時々感^シ風水^ニ則變^レ鰻^ニ、見^ルニ半變^ル者^ト人往々有り^ト見ゆ。

○草履の燒繪紋並履棚

同書同卷作善^{サシ}の齋會^{サイエ}に、僧衆中酒^{チュウシュ}をのめる時、位牌の靈魂の喝食^{カクシキ}形を現じて^{クワシ}火炎^{カエン}に燒^{ヤク}し事の條に、院主たちて見るにまことにそのさうりあり、見れば喝食のさうり燒繪紋まぎれざるなり。此城履^{シヤウリ}は病中よりくつ棚^{クツダ}にありつるに、けさ誰^{タレ}がとりいだすぞとへば、誰^{タレ}もとり出すものさらになしと云々。宣昭按に、今世も下賤^{ゲケン}の者、草履下駄^{クサリゲ}足駄^{タダ}の類の目印^{メジロ}に燒印^{ヤクイン}押^{オシ}ものあり。

○よこ槌並槌の名稱々

同書同卷獅子谷^{シシノコ}にて鬼子を産し事の條に、父ちやくしをよびてよこづち^{ヨコヅチ}持來^{モチキ}れといへば、鬼子^{キコ}きゝて父が手にかみつくを、槌^{ツチ}をもつてしきりにうつてたゞきころすなりと云々。宣昭按に、和名抄^{ワナヒナ}工匠具部^{コウシヤウ}に、鐵槌^{テツチ}〔加奈都知〕、柀^{ヒシ}〔散伊都遲〕、あり。澁柿^{シシ}文覺上人^{モンケツ}消息の混柄^{マシ}の槌^{ツチ}、平家物語祇園女御の段、源平盛衰記廿六の卷、寶物集一の卷などの打出^{ウチデ}の小槌^{コツチ}の類、槌の名もいとおほかるべし。

○湯桶文章並牛一頭二頭

同書三の卷牛觸^{ウシ}合^{カヒ}て勝負^{シヤウブ}をいたし前生^{ゼンシヤウ}を語事^{ゴジ}の條に、唐には牛をば一頭^{イチダウ}二頭^{ニダウ}といふなり。日本のことばに約せば、湯桶文章にして牛一牽^{ウシ}といふべきかと云々。令にも牛一頭^{ウシ}と見ゆ。

○馬一疋二疋並絹一疋二疋犬一疋二疋

同書同卷同條に、馬を一疋といふいはれは、馬の目には絹一疋長の間を見る也。字註にいはく、一疋は四丈也。馬の光景一疋の長也と云々。絹を一疋といふいはれは、一疋は二きだけなり。夫婦二人の衣裳となるゆゑに一疋といふなり。論語に、匹夫匹婦といふ是なり。匹は配なり。物を一對といふがごときなり。疋の字同なり。犬を一疋二疋といふいはれは、犬追物の時、河原者輪の内より犬をはなせば、馬上一矢犬をいる。若二騎三騎おつけているといへども、本になる矢はたゞ一つなり。馬一疋に犬一なるゆゑに犬を一疋といふなり。ことなる犬をば一疋二疋とはいふべからずといへども、世俗のことばみだりにして、つねの犬をも一疋二疋といひ、あまつさへ鹿兎狸狐猫鼠小虫にいたるまで、一疋二疋五疋十疋といふは、まことに下賤愚昧のいひならはしなりと云々。宣昭按に、佩文韻府九十三の下卷に、匹警吉切。偶也。配也。合也。二也。説文四丈也。俗作疋云々。馬四匹、繡十匹など見ゆ。

○料足十疋廿疋

同書同卷同條に、料足を十疋廿疋といふいはれは、犬追物の時、河原者犬を百疋はなてば五百文とるなり、犬一疋は十錢にあたるゆゑに、十錢を一疋といひ、百文を十疋といへり。是犬追物より出たる詞なり。

○茶四五ふくのむほど

同書同卷、丹波の奥の郡に人を馬になして賣し事の條に、茶四五ふくのむほどしてもはやよかるべしとてと云々、宣昭按に、今の世には煙草何ぶく呑ほど、煙草にて間ホドをたとへいへり。

○寸切

宗長手記上卷に、神の代よりもすきのすんぎりと有、是は茶の寸切にて、今俗に青切といふがごとし。青切は筒茶碗の口に青き筋ある所をいふなり。

○十圍子並めらう

同書同卷に、宇津の山に雨やどり、此茶屋むかしよりの名物十だんごといふ。一杓子に十づゝかならずめらうなどにすくはせ興じてと云々。按に、めらうは女等を引いていへるなり。

○蚊の大將軍並紙帳

同書下の卷に、園の竹に陣どる、蚊ども大なるもちひさきもおほく打出、家中にみちく、蚊の大將軍勢時の聲だし雷のごとし、蚊火もたひて、いかにふすぶれども、おもてもふらずこみ入、古紙帳の城はらふかたなく、夜もすがら團扇の粉骨もかひなし。

○福は内鬼は外

同書下卷に、廿五日節分の夜大豆うつを聞て、福は内へいり豆の今夜もてなしをひろ捨んや鬼は出らんと云々。大豆うつ事は世諺問答に見ゆ。

○厄おとしに錢を乞食にとらす

同書下卷に、京には役おとしとて、年の數錢をつゝみて、乞食の夜行におとしとらすことをおもひやりて、かぞふれば我八十の雑事錢やくとていかゞおとしやるべき。

○物の名をよぶに某もじといふ詞

同書下卷に、めしつかふもの油斷して、雑事錢などとられて事かくるまゝに、こゝもとの不辨をいへば、雑事錢こよひぬもじにともじせらるゝ云々。是はぬす人をぬもじといひ、とられしをともじせらるゝといひしなり。今も御新造を御しんもじ、おとゝさまを御ともじさま、おかゝさまを御かもじさま、氣の毒を御きもじ、はづかしき御はもじなどあまたいへり。

○古今集の名義

文選東都賦に、能精古今之清濁と見ゆ。清濁は善惡也。古今集の名これにもとづけるなるべし。

○詞の林筆の海

宗牧が東國紀行に、「秋深し詞の林筆の海、といふ句有。文選序の李善が上表に、攀^ツ中葉之詞林^ニ酌^ニ前脩之筆海^ヲ。」と見えしによれり。

○紙針並竹筵

新修鷹經^ノ下卷治^ニ鼻塞^ル方^ラの條に、以^テ紙針^ヲ著^ク清胡麻油^ニ云々。又治^ル瘙^カ方^ラの條に、以^テ瓜^ノ若竹筵^ニ搔^ク膚^ヲ上^ニ云々。このかう針竹べらなどは、今の世にもかくよべり。竹筵は神代紀に竹刀と見えて、和名抄に、阿乎比江と訓たるものと同じかるべし。禮記に、聶^{ヒエテ}とあるも、阿乎比江の比江と同義にきこゆ。

○三ヶ月形

禰津松岡軒記に、大鷹ふといふはふのなり、三ヶ月なりにきるなりと云々。按に、撰集抄、砂石集、太平記などに、人のさかやきを月代といへる心同じ。

○北の方

小右記、寛弘九年六月二十九日、左大臣殿大北方〔割註〕一條左府姫。云々。後拾遺集に、右大臣北方云々。岷江入楚、〔桐壺の卷〕、母北のかた、〔河〕、羽々とあり。更衣の母也。〔河〕、後漢書曰、陽以^ニ傳旋^ニ爲^レ德。陰以^ニ不專^ニ爲^レ德。男は南女は北に住べき謂也。陰陽につかさどるゆゑ也。仍貴賤ともに妻室を北方と號するなり。后妃を椒房と號するも、北むきに住たまふゆゑなり云々。

○南の方

永享九年十月二十一日行幸日記に、後花園院御宇行^ニ幸義教將軍^ヲ。其後室町殿御直衣に被^レ改。内々有^ニ御參^ニ。諸司の御所之西の於^ニ御六間^ニ有^ニ一猷^ニ。鳥御盃の臺あり。破籠折作り物など、常の御所に被^レ置之。女房たちみなきぬ袴なり。伏見殿の南の御方參らせ給に、御衣はかま也。春日局、中納言局、みなひきをりにて御供にさぶらふ。

○左遷の時七種の逆事

職原私記に、納言已上云々。大中納言以下大臣ニイタルマデ左遷セラル、トキ七種ノ逆事アリ。一ニ其人ノ居ルタ、ミヲサマニシク、二に飯左サマニスル、三ニ折箸ヲスル、四ニ咒狀書硯水ニ其人ノ影ヲウツシテ提子ノ口ヨリツグ、五ニコノシロノスシヲ杉ノ俎ノ杉ノマナハシニテ切ル、六獨盃ヲ用フ、七ニ車ニ倒ニノスル、如レ是皆逆ニスル也。

○京中兵仗停止

百練抄、保元元年十二月十二日、制ニ止京中兵仗ニ云々。按に、近世江戸にても、町人武藝を習ことを禁止せられし事あり。十年計むかしの事なり。

○禁色をたゞす

新古今雜下に、延喜の御時女藏人内匠白馬節會見はべりけるに、車より紅の衣を出したりけるを、檢非遠使のたゞさんとしければ、いひつかはしける、女藏人内匠、「大空にてる日の色をいさめても天の下にはたれかすむべき、いへりければたゞさずなりになり。

○三國同日之談

東國通鑑六の卷に、先道解語ニ春秋一曰。子亦嘗聞ニ龜兔之說ニ乎。昔東海龍女病レ心。醫言得ニ兔肝ニ則可レ療也。然海中無レ兔。龍土患レ之。有ニ一龜ニ曰。吾能得レ之。遂登レ陸見レ兔言。海中有ニ一島。清川白石茂林佳果。寒暑不レ能レ到。鷹隼不レ能レ侵。爾若得レ至。可ニ以安居無レ患。因負レ兔游行ニ三里。顧謂レ兔曰。今龍女病。須ニ兔肝ニ爲レ藥。故不レ憚レ勞負レ汝來耳。兔曰。噫吾神明之後。能出ニ五藏ニ洗而納レ之。日頃小覺ニ心煩。遂出レ肝洗レ之。暫置ニ巖石之底。聞ニ爾甘言ニ徑來。肝尚在レ彼若歸取レ肝。汝得レ所求。吾雖無レ肝尚活。豈不ニ兩相宜ニ哉。龜信レ之乃還。纔上レ岸。兔脫入ニ草中。謂レ龜曰愚哉汝也。豈有ニ無レ肝而生者ニ乎。龜愕然而去。と見えしは、古事記上卷の稻羽之素兔が海和邇を欺しと、舊本今昔物語

五の卷廿五語の、龜が猿に謀られしとに相似たる三國同日の談也。

○奴原男原法師原殿原並メラ

奴原、殿原、男原、法師原などいふ原は、ともといふにおなじくて、朋黨の義也。雜字記一の卷月部に、朋をトモとも、ハラとも、カタチとも訓なり。是にて知べし。又盛衰記などにメラといふ詞も見ゆ。これもバラの通音にて同義也。また按に、履中紀元年の條に、安曇目とあり。通證に、林曰、世罵レ人曰レ目。蓋起ニ于此云々。これによれば部の通音にて、ハラもメラも部等の義なりけり。部は群といふに同じ。

○野郎といふ罵詞

人を罵る俗語に野郎といふこと常なり。こは丁の通音ならんとおもひ居しに、猶さにはあらし。童の轉語なるべし。今も近江人が人を罵る詞に、彼ワロ、そのワロなどいへり。童の心と見ゆ。いにしへは冠を放て、わらは形なるをいたくいやしむる世なれば、童といふ罵ることにいひしなるべし。

○一 揆

重編應仁記十二〔廿一丁〕に、古花一揆、或ハ桔梗一揆ナンド云テ、旗ノ紋ヲ一同ニシ侍ノ組々一手々々ヲ分ケ定テ、其品々ヲ一列ス。何ノ比ヨリカ此作法絶果テ、土民ノ徒黨シテ軍ヲ起ス者ヲ名付テ土一揆ト云ナラハス。民ノ字ヲ略セル者ナラン。然ルニ、近年ハ土民ノ徒黨毎度蜂起シ、皆人土ノ字ヲ略セシメテ、其ヲ只一揆トノミ云ナラハス。然レバ今度ノ一揆ヲバ、世人皆一向一揆トゾ云ヒナラハシケル云々。

○位 牌

同卷〔三十六丁〕云、御位牌ハ御家督之君主爲レ持給云々。萬松院殿御逝去の時の事也。神の位牌は、高畑不動尊の側なる五社権現の體に、曆應三年大歲庚辰三月二十八日造と彫たるが五基あり。按に、位牌

の圖三才圖會に見ゆ。

○混柄の瓠並混柄の鍔

更科日記に、ひたえのひさごとあるものは、今俗にいふヒシヤクフクベのこと也。これを二ツに割て水酌料につかふにいと便よし。澁柿の文覺上人消息に、響の音に應ずると申たとへのごとく、混柄の鍔に

ヒシヤク

フクベノ圖



夕貌ノ種
類ニテカ
、ル貌ノ
實ヲ結ブ

圖ノ瓠ノエタヒ



二ツニ割テ干堅テ
用フ

て有べく候とも見ゆ。さてひたえとは親と附たる柄の事にて、延喜式廿四に、比太爲瓶など見えしもおなじ義なり。ひたえの鍔といふも共柄の鐵鍔

なるべし。

○みあれ木

貞觀儀式第三踐祚大嘗祭儀中に、風俗歌人兩國男女各廿人。裝束男細布褶袍各一領。襖子汗衫半臂各一領。白絶綿袴一腰。細布襪一兩。〔割註〕舞人著布帶。未額各執阿禮木。云々と見えたる阿禮木は、歌にみあれ木にゆふしでかけし、などよめるものとおなじかるべし。

○しら檮

古歌に、しらがしとよめる、今の大葉の檮の事にて、材の質白色なるがゆゑなり。そは日本紀景行紀御歌に、幣遇利能夜摩能志羅伽之餓延塲とよませたまひしを、古事記には、久麻加志ともあるにて、白檮能檮同物なるをしるべし。さて能檮は葉廣能檮ともいひて、熊は大なる貌にいふ語なり。今世に白檮とよぶものは葉大きく、赤檮とよぶものは葉小ければ、理よくきこえたり。赤檮も木の質赤きがゆゑの名

也。

○泥鰌の訓義

今俗に泥鰌をドヂヤウといへり。宣昭按に、これは泥津魚ドロツナの義なるべし。されば假名にはドヅヲ、またはドヂヲなど書くべき也。

○鼈スツボンといふ名義並龜の鳴

鼈をスツボンとよぶは、その啼音ナクコエによれる名なるべし。常の龜の啼は、鼓ツの音のごとくボン／＼ときこゆるよし、世人の知る所なり。スツボンもその聲のスポン／＼ときこゆるをもて、おほせたらんことうつなし。新撰六帖に、爲家卿の、「河ごしの田中の夕やみに何ぞときけば龜ぞなくなる。とよまれしは鼈の事にはあらず。鼈は河にのみすみて、田中などに居ヰルものならねば也。

○はこ鳥

はこ鳥は今クワツコウとも、クワツホウとも鳴鳥なり。ハツコウと鳴を、今はくわつこうとも、くわつほうとも聞誤れるなり。ハツコウを約ヨクムればはこなり。啼聲によりてはこ鳥とはいへるなり。またカンコ鳥ともいへり。カコと啼と聞てしかも名づけしなり。本草綱目に、鳴鳩とあり、搏黍とも、護穀とも、搏穀とも、郭公鳥とも、布谷ともいふ。異名おほき鳥なり。

○わすれ草しのぶ草井われかと云詞

和泉式部家集「一の巻」に、人のもとにわすれ草、しのぶ草つゝみてやるとて、「ものおもへばわれか人かのこゝろにもこれとこれとぞしるく見えける。とあり。此歌の詞書にて、しのぶと、わすれ草の二種なるをしるべし。又物語書に、われかの時などいふ詞あるも、此歌にてよく心得られる。

○あらいみまい

同集「一の巻」に、かたらふ人のきたりけるを、きよまはることありとてかへしければ、つとめてかうい

ひやりたる、「ちぎりしをたがふべしやはいつくしき荒いみまいみきよまはるとも。返し、「すさのをのみことをいのもともなしにこえてぞ見ましなみのやへがき。

○ふりがたきと云詞

同集〔三の卷〕歌に、「いにしへはありけることゝきゝながらなほかなしさのふりがたきかな。此ふりがたきといふ詞は、ふり捨がたきといふ心にて、五の卷にも、ひまもなくしぐれ心地はふりがたくとよめり。

○母子の餅

同集〔三の卷〕に、石藏より野老おこせたる手箱に、くさもちひいれて奉るとて、「花のさと心もしらす春の野にいろ／＼つめるはゝこもちひぞ。按に、母子餅の事は、文徳實録に見えて、歌にも、「夏の夜のもちひはくはじわづらはしきけば淀野に母子つむなり、とよめり。

○千鳥百千鳥

同集〔四の卷〕に、水のほとりに千鳥のたゞひとつたてるを見て、「ともをなみ河瀬にのみぞ立居けるもゝ千鳥とはたれがいひけん。此歌によれば、千鳥は一種のものと思ゆ。百千鳥さへづる春とよめるとはことなり。萬葉集に、五百津鳥とも有。宣昭再按に、萬葉集十七卷に、朝猶爾伊保都登里多底暮猶爾知登理布美多底とあるによれば、五百津鳥と千鳥とむかへし語にて、おほくの鳥をさせるなり。

○都鳥なく

同集〔四の卷〕に、かりやしてはまづらにふしてきけば都鳥啼、「ことゝはゞありのまに／＼みやこどり都のことをわれにきかせよ。按に、此歌のさまを考れば、鷗の事にて、今下總國の海邊にて濱猫といふに鳥や、その鳥の啼聲は猫にやゝ似たり。

○みなかづと並みやげ

井蛙抄六の卷(九丁ウ)に、ゐなかづとなどつねはおくりて文に申承けり云々。都のつと、家裏などは、古歌にもよめり。今世の俗はみやげといへり。みやげは宮倉ミヤクラの心ココロにや、宮倉より都へもてのぼれるよしにていへるにてもあるべし。さては清音に唱べきなり。貞徳文集十月五日狀に、爲シテ北國宮筥キタノミヤノハコ。鮭鹽引サケノシホヒキ。鱒昆布マスコンブ倉庚贈り。

○えふな

山家集下に、「種つくるつぼみの水のひくすゑにえぶなあつまる落合のはた、といふ歌あり。此えぶなは江の鮒の義にはあらず。赤鮒のことなり。近江にては、これは紅葉鮒と名づけて、紅葉の時鮒魚の色赤くなるをいへり。されど紅葉の時にかぎらず、常にも赤色の鮒おほかり。さればこゝによめるえぶなも赤鮒なるべし。そはいかにといふに、えは物の赤きにいふ詞にて、魚の鯀ウニ(エヒ)も、鰻ウニ(エヒ)も、蝦エビ(エヒ)も、みな赤色なり。草の地榆チユ(エビスネ)、紫葛ムラサキカヅラ(エビカツラ)、芍薬セキヤク(エビス草)、又エビクスリなども、赤色を帯たる物なれば、えは赤き事にいふ古語なりけり。かゝればえふなは赤鮒なるべしとはいふなり。さて種つくるつぼむとは、いづこにもあれ、つぼかなる井に種つけしなり。その井のながれの末の落合の所に、赤鮒あつまるとなり。落合はこの水とかの水と流合所なり。はたは端なり。

○そゝうと云詞並そしう

俗語に疎漏なることをそゝうといひ、そゝう者、そゝうをしたなどいへり。源氏花の宴の卷(湖月抄十丁オ)に、おほやげごとにそしうなるものゝ師どもを、こゝかしこに尋侍りしなり。と見えたるそしうの轉語なるべし。さてそしうは、細流抄に、奸の字かゞむ心なりと云々。賀茂翁の新釋に鹿習敷。疎熟敷云々。按に、俗語のそゝうは鹿相と書こと、節川集、下學集、運歩色葉集などに見ゆ。されば假名もそゝうと書べし。

○飯をめしといふ訓義

飯をめしといふは、召メスの通音にて、召上メシテガルなどいふを省る語といふは、一わたりは聞えたれど、けだしや蒸の義ならん。本朝文粹に、女郎花を蒸粟にたとへし詩あるをおもふべし。又食の義かといふ説あれど、ヲとメは通ふ例にあらず。

○草木の名に馬犬熊など冠せていふ言

馬笈、馬蓼、犬蓼、犬ほうづき、犬櫻、熊樞、熊柳などいふ。和漢におほかり。本草綱目卷十六、馬蓼の條下に、丸物大者皆以馬名之、とあるにて、馬蓼、馬笈などは、常のよりも大きなにいへること知べし。今の俗にも、すべて物の大きなを馬のやうなりといへり。また古事記に、葉廣熊樞とも見えて、大葉のかじを熊樞といひ、熊柳も大葉なるをいふは、かしの馬にたとふるにおなじく、中國には大なるを熊にたとへしなり。また犬ほうづき、犬櫻などの犬は、否の義にて、似て非なるよしの名なり。

○たのしきなげき

萬葉集五の卷に、梅をゝりつゝたのしきをつめとよめるは、樂木タノシキといふ心にとりなして、木を積めとよめりと見ゆ。古今の歌には、なげきを長木ナゲキによせたるいとおほし。

○きゝがまり

中昔の合戦の書に、きゝがまりと云詞有。敵の動靜をうかゞはんが爲に、陣外に埋伏せさしむる者をいへり。史記衛將軍傳に、伏聽者と有におなじ。

○御袋

母を御袋といふ事、永享御産所日記に、御袋御方と見え、康富記、享祿四年正月九日、今晚室町殿姫君誕生也。御袋大館兵庫頭妹也とあり。

○ゆゝで

榮花物語月宴卷に、御風などいひて御湯ゆでなどして云々。同もとの雫卷に、御風にやとてゆでさせたまひてのぼらせたまふ云々。同衣の珠には、風などいひて有馬へと出立たまへどもあり。風を治るに湯治することなり。續詞花集雜に、大齋院御あしなやませたまふを、杉の湯にてゆでたまふべきよし申ければ、ゆでさせたまへどしるしも見えざりければとも有。字鏡に、燂以菜入湯、奈山豆ともありて、由豆は湯に入ること、湯ゆでかたびらといふもあり。

○十八公

三國志孫皓傳注に、吳書曰、初固〔丁固也〕爲〔尙書〕夢。松樹生其腹上。謂人曰。松字十八公也。後十八歲吾其爲レ公乎。卒如レ夢焉。

○尸を焚は罪科にひとし

同注に、江表傳曰。定〔何定也〕、汝南人。本孫權給使也云々。定爲レ子求ニ少府李島女ニ不レ許。定挾レ忿譖ニ島於皓。〔孫皓也〕、皓尺口。誅レ之焚ニ其尸ニ云々。

○陸 沈

史記滑稽傳東方生が傳に、酒酣據レ地歌曰。陸ニ沈於俗。避ニ世金馬門。宮殿中所ニ以避レ世全レ身。何必深山之中萬廬之下。云々。注に、索隱曰。司馬彪云。謂、無レ水而沈レ之云々。

○今 昔

同龜策傳に、今昔壬子云々。注に、索隱曰。今昔猶ニ昨夜ニ也。以ニ今日ニ言レ之。謂ニ昨夜ニ爲ニ今昔ニ云々。

○松柏白木の長

同傳云、竹外有ニ節理。中直空虛。松柏爲ニ百木長ニ而守ニ門閭。

○交絶不レ出ニ惡聲

同書樂毅傳に、古之君子交絶不レ出ニ惡聲。忠臣去レ國不レ潔ニ其名ニ云々。注に、正義曰。君子之人交絶、

不^ル説^ニ己^カ長^ク而談^セ彼^カ短^クと云々。

○振 鉞

安倍季尙が樂家錄卷四十八類話篇云。或僧難曰。舞樂之名目有^ニ振鉞^一。和訓惠牟不^フ。亦樂字和訓雜久。是^シ古人不^レ知^ル字之誤。今爲^ニ樂家之故實^一耳。余曰然。今以^ニ一譬^一解^レ之也。字書菴字烏含切而暗平聲也。俗復^テ以^ニ牟^一和牟奈牟之三韻。如^ニ喜奄怨奄林奄^一可^ニ以^レ此知^ル焉。蓋因^ニ上字^一易^レ韻耳。若從^ニ本韻^一直呼^ル則^ハ礙^リ口而不^レ穩也。凡^レ以^レ字辨^ジ事而、易^レ辭和^ル聲者是吾之國風也。樂名越天樂、〔和訓惠天牟羅久〕、琵琶之名所鹿頭〔和訓志遠具比〕、此類可^ニ世實多^一也。

○耀 歌

萬葉集九の卷、登^ニ筑波嶺^一爲^ニ耀歌會^一日作歌に、未通女壯士之往集加賀布耀歌爾とある耀歌は、注に、耀歌者東俗語曰^ニ賀我比^一。常陸風土記仙覺抄に、俗云^ニ宇太我岐^一。又云^ニ加我毗^一也など見えて、男女あつまりて遊樂することなり。常陸風土記に、自^レ坂已東諸國男女。春花開時。秋葉黃節。相携駢闐。飲食齋。騎步登臨。遊樂栖遲。といへるにてもしるべし。さて加我比は嚇呼の意にて、萬葉集十四の卷常陸歌に、筑波禰爾可加奈久和之能禰乎乃未可奈岐和多里南牟安布登波奈思爾、和名抄羽族體部に、文選蕪城賦云、寒鴟嚇^レ雛。師說嚇讀加々奈久。舊本今昔物語廿六の卷第七語に、大キサ人計ノ猿寶倉ノ高ノ方ヨリ出來テ、一ノ寶藏ニ向テカマメケバ云々、一ノ寶倉ノ猿カマメキ云ニ隨テ云々、木ニ走り登テカマメキ合タリ、などあるかゞといふ語とおなじく、聲をあげてうとふさまを嚇呼とはいへるなりけり。景行紀五十三年の條に、覺賀鳥とあるも、その鳴聲のかゞときこえしがゆゑの名なるべし。萬葉に耀歌と書るは、韓詩外傳に、耀歌蠻人歌也、と見えし字をかたりたるなり。

○夜の錦

夜の錦は、後撰の歌によみて、漢書の朱買臣が故事なり。されど買臣に起るにあらず。史記項羽本紀

に、項王曰。富貴不歸。故郷。如衣。繡夜行。誰知之者とあり。

○以呂伴之事並への字川の字

運歩色葉集序曰、以呂伴波仁保へト土知利奴留遠和加與太禮所津門禰奈良牟宇爲乃於久也末計不今江
 天安左巖山女美之惠比毛世寸京、凡我朝之以呂伴之起專尋深義。全非世間淺邊之法。ハ、萬法藏之肝心
 十二部經之骨髓也。常住佛性、妙理醍醐甚深之祕密也。唯攝色葉四十七字。是以弘法大師對護命僧正。
 學法相大乘奧義。以其次護命言、菩薩之行願、不度世間非法衆生。廣濟郡生之方便者、不レ過
 與大乘至之法利乎。然者尊淺機於深法。入愚鈍於大乘。尤爲至要。即貴賤同通書札。上下等
 讀文字。可レ作眞書。依之。和涅槃經四句偈。造之。即今色葉是也。彼文云、諸行無常、是生滅法、生
 滅滅已、寂滅爲樂、此偈意也。色句散ヌルヲ者、諸行無常之句ニ當也。我代誰常者、是生滅法句意
 也。有爲奧山今越者、生滅滅已句意也。淺夢不見不醉者、寂滅爲樂之意也。終加三京之字事、表涅槃
 槃常住之城。故問ニへ文字正字云何。答、天地八偈經曰、以ニへ二字作レ人云々。へ字是也云々。宣
 昭按に、以呂波の事、源氏河海抄、簾中抄などに、江談を引ていへり。神代紀環翠軒抄、日本紀纂疏、
 釋日本紀、高野日記などにも見えたれば、考わして知べし。又按に、草假名のへの字は、皿の略字な
 り。秋萩帖に、乙と書けり。皿の草書ゆなれば、略して乙と書るなり。さてうつりて今の體には書りと
 見ゆ、ツは川の草字なり。川は日本紀にもありて、もと門の字を草書に、と書るを、誤て眞字に川とも
 書るなり。こを肥人書、薩人書などいふ説あれど、いみじきひがことなり。古本の神樂催馬樂に、門
 とも、川とも、ツとも、書る所おほし。

○季書懷紙

懷紙に季同と書くは、高貴の人の會にはさもあるべし。もと天子と同賦するよしの同の字なれば、みだ
 りには書まじき事なり。また季のみ書も、會主を鎮するなり。さるを近來の人、自分會の兼題書てつか

はずに、季書懷紙など書てやるは、自ら尊くはせられんとする心にて、いといはれなし。こはたゞ懷紙とのみ書て、會主がおくりたらば、季を書こと會主への挨拶なり。季を書ぬは桑門はさるべし、俗人はいと失禮のわざなり。

○こさふく

蝦夷人の胡沙吹といふは、胡沙笛といふ物ふくよし舊説にて、夫木抄にも歌によめり。按に、こさは笛の名にあらず。武藏、相模の方言に、物の蔭のおほへるをコサといへり。田畑の木蔭にて日の照さぬ所をコサといひ、その木蔭を刈採をコサガリといへり。蝦夷人が吹笛も、その氣にて空かいくもるゆえに日も見えず陰になるをもて、コサフクとはいふなるべし。さてコサてふ言の意は、籠氣の義なり。コはこめなり。立こめかくすより出たる語なり。サは氣なり。古語氣の事をシといへるは、嵐、晴雨あなし、虹、しはぶきなどおほかり、今擧て盡すべからず。

○いんち

或人談に、上野國渡瀬川を境て石投といふ戲をす。毎年の正月のころ、川の兩岸に少壯あまた陣をなして、いみじうのゝしりさわぐとなむ。これにしへの石撃の遺風なるべし。こは端午の遊戯のよしなれど、今も熱田の社にては、正月十五日に此式あり。辨内侍日記正月十五日の條に、まことやけふは人うつ口ぞかし、とも見ゆ。そもいんちの事は、平家物語、盛衰記、義經記、世諺問答、尺素往來、増山井、篋續輪、日次紀事、雍州府志、滑稽雜談、北條五代記、鹽尻、和訓栞などにいで、東國通鑑五十一の卷、高麗辛酉六年の條に、五月偶欲觀石戰戲。知申事李存性諫曰。此非上所當觀。偶不悅。使小堅毆存性。存趨出。偶取彈丸射之。國俗於端午時。市井無顧之徒群聚通衢。分左石隊。手瓦礫相擊。或雜以短挺。以決勝負。謂之石戰。とも有。

○ヒヤウヒヤク臺

小竹茂伸が談に、下總國銚子の海濱にて、一夜のからに風の砂を吹ためて小山の形を成せるを、ヒヤウヒヤク臺とよぶ。此臺夕の風に成かと思れば、朝の風に吹拂はれて、いとほかなきものなりといへり。按に、ヒヤウヒヤクは漂泊の義なるべし。

○役者海老

齋藤謙が談に、陸奥坪の碑の近きわたりに、市川村といふ所あり。その海にて捕る海老は役者鰻とよべり。こは芝居役者元祖市川鰻藏が生れし里なり。鰻藏といふ名は、粉里が鰻の名所なれば名づけたるに、今はかへりて鰻を役者海老とよべりといへり。

○猫をなやませし童

おなじ人の談に、靈岸島にすめりしころ、隣の家伊豆の新島よりめしおける童ありけるが、垣下に猫の晝寝せしを見て、息を吹引せるに、やがて猫くるひ出てめぐりなどするを見きうじけり。謙あやしみて、そはなにぞのわざかと、ひければ、童いらへいふやう、こは猫に限れる事にあらず。何にても生類寝て息を外へ吐とき、此方の息を吸、彼が息を引とき、此方の息を吐やりて、かく息を合すこと五度に及ときは、必狂出るなり、五度に満ざらん内、彼が走去などしたらんにはせんすべなし。五度息を合たらんには、狂廻ことうつなし。かくて息を合する間は、いつまでもこゑを立すして、おなじさまに狂居れど、此方の息を止むれば、とみにもとのごとくなりて走行なりといへりとなん。今按に、狐狸などの人をうなすといふも、かゝるわざするにや。

○蜻蛉を捕る術

おなじ新島の童が談に、蜻蛉を捕へんには、彼がとまり居たる所を目當に、此方の指してそのめぐりを輪廻らすまねをするなり。一度輪廻らしおぼせたらんには、蜻蛉飛去ことを得ず。それをやう／＼にめぐらしせばもて行て、つひに蜻蛉がもとまでめぐらしむれば、やす／＼事もなくとらへらるゝなると

いへり。

○オイラン松位大夫などの名義

新吉原の遊女に、オイランといふ號あるは、もと新造禿などがおいらの所のあねさんといふべきを、オイラントコ〜などいひ、さて略てオイラン〜といひならへりしなり。さるを今は他の人よりも、オイランとよびて遊女の美稱とす。また字に松位と書くは、大夫といふべきを、秦の始皇が松を大夫に封ぜしといへる故事によりて、松位とは書るなり。さて遊女を大夫といふは、もと白拍子のともがらにて、みづからうたまひするがゆゑに、淨瑠璃大夫になすらへてよべるなり。淨瑠璃大夫の號は、院中にめされて叡聞ありし時、かりに五位を賜はりしに起れり。

○すげなう並くさ〜としたと云俗語

源氏桐壺の卷に、すげなうそねみなひしかと見え、蜻蛉日記下卷に、打そばみ君ひとり見よまる小すげまろは人すげなしといふなりなど、その外物語にいとほかる詞なり。按に、すげなうは、進氣無の義なるべし。新撰字鏡連字部に、嘻囉心中不悦樂貌。坐歎貌。須加奈加留。又佐久佐久之とあり。此すげなるといふ詞の意、よく物語にかなへり。人すげなきは人の進氣無て愛せざるなり。又佐久々々之は、今の俗語にくさ〜としたなどいふにおなじ。後按に、よすがなくの略なり。

○せくといふ詞

今世の俗語に、人をせくといふことあり。吉原深川などの娼家にて、娼女が心かはせる客を忌であげぬを、客人をせくといへり。こは枕草紙春曙抄六の卷〔十五丁オ〕に、おもひかはしたるわかき人の中に、せくかたありて、心にしもまかせぬとあり。これを出所とすべし。

○色事といふ詞

俗言に、男女情を通はすを色といふは、もと好色の色の字義よりいへる詞なり。古今六帖六に、素性、

をみなべし色にもあるか松虫を下にやどして誰をよぶらん。とよめるは、まったく今俗にいふ詞の色とよ
くかなへり。

○小兒を慰るにインノコ〜と云詞

寢覺の記五の卷〔四葉〕に、上東門院の御かたの御帳のうちに、犬の子を二うみたりけるを、おもひがけ
ず有がたき事なりとて、大におどろかせ給ひて、江匡衡といふ博士にとはれければ、これはめでたき事
なり。犬の字は大のそばにてんをつけたり。そのてんうへにつけば天也。したにつけば太也。其下に子
の字を書つければ、天子とも、太子ともよまるべし。しかあれば太子うまれさせたまひて、天子になら
せたまふべしとぞ申ける云々。按に、此ころよりいひ出し諺なるべし。

○昨日、一昨日、一昨日、今日、明日、明後日、明々後日、明々々後日などの訓義

昨月をキノフといふはサキノヒなり。さを省てひをふに通はせしなり。一昨日をヲトツヒといふは遠津
口なり。津は助語なり。一昨々日をサキヲト、ヒといふは前遠津日也。今日をケフといふは來日也、今
來たれる日なり。きをけに通はせたり。明日をアスといふは明過なり。あけのけとすぎのぎを省けるな
り。過をすとのみいふ例は、夜もすがら、晝はすがらなどにおなじ。明後日をアサツテといふは、明日
夫而の次の日なればなり。明々後日をシアサツテと云は重明後日なり。古語に重なるをしといふ。重浪
などいへり。しきのしを省けるなり。明々々後日をヤナアサツテといへり。のとなは通音なればおな
じ。

○ダンホ風並お七風

文政四年正月十八日、南風いと烈しく塵埃掠天、往來の人目を開くことあたはず。芝片門前に火事あ
りけるが、二町あまり焼て止りぬ。此日江戸中の家々火事を恐れて、土藏に目塗し、藏なき者は家財雜
具を運びさまよひぬ。午の時ばかりに芝片門前に火事ありといひさわぎ、未の時には尾張町、申の時に

は日本橋わたりまで火きたれりとのゝしりあひしが、皆ねなしごとにて、片門前の火事のみにて事しづまりにき。同二月中旬より彌生のはじめに及ぶまで疫癘流行、十に八九は、この憂にかゝらざる家なし。ことし今様の囃にタンボサン／＼とはやすこと流行せり。越後國より起りて、檀方様といふよしなりといへり。或ナンホサン／＼ともはやしたり。大田南畝が號をはやしにせしともいへり。これにより疫癘を名づけてダンホ風といへり。今より十八九年前お七風といふも流行せり。そは八百やお七といふ狂言を、ノゾキの口説ウチキに作りたりしを、世人いひきようぜしよりお七風といひけるなり。此頃執政青山野州、土井大炊頭主、大久保加州、水野羽州、皆ダンホ風に犯されて出仕したまはず。阿部備中守主人、つゞがなくおはしませりとなん。これによつて政府命ありて出仕の官人長髪を許さる。

○すむづかり

宇治拾遺物語四の卷〔十九丁ウ〕に、すむづかりといふ物あり。其製法大豆をいりて煖なる時、酢をかけたるなり。よく箸にはさまるゝ物なりと或人いへり。さるに武藏國埼玉郡菖蒲の里の近邊にて、すみづかりといふ物をつくりて、正月年神に供することあり。その製法は、黑豆を炮やうて、それを升の底にて押つぶし、二にわれたるを、實も皮も共に大根おろしにかきまぜて、醬油をかけたるをすみづかりといへり。これにしへは酢をもかけたりけんゆゑに、酸みづかりとはいへるなるべし。右の宇治拾遺のすむづかりも普通フエカヨへば、似たる作さまの物なるべし。

○狐付をおとす妙方

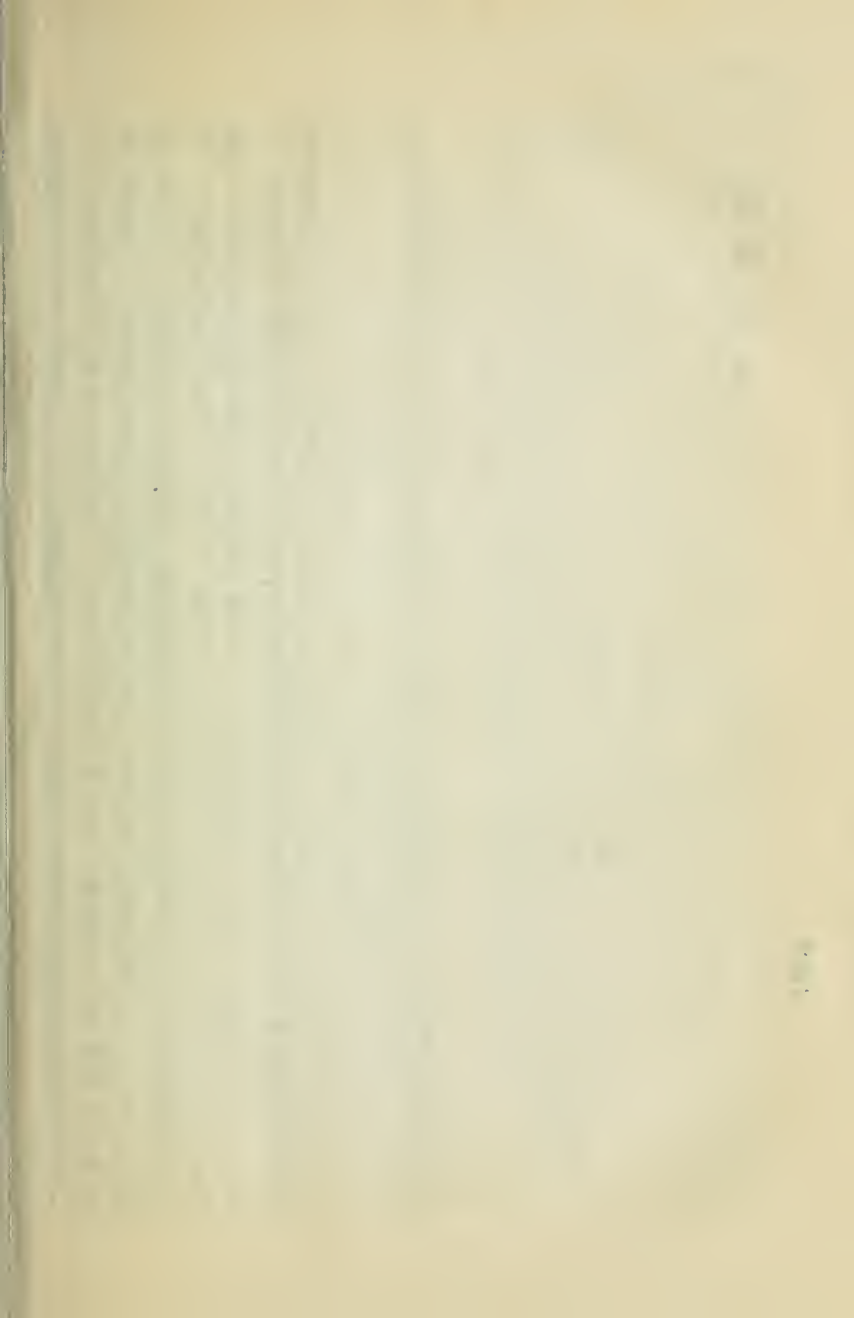
マチン、鐵粉、黒大豆、右の三味を煎じて呑しむれば、狐大に恐れて落るなり。大概この薬を用んとすれば、呑ずして狐おつるなり。都て獸類には大禁忌なり。

○繪馬

法華驗記卷之下〔四十七丁〕に、樹下有道祖神像。朽故還多年歳。雖有男形無女形。前有板繪馬。

三餘叢談終

前足破損。沙門見之繪馬足損。以糸綴補置之本所畢云々。此事元亨釋書第九道公傳、神社考下六〔十丁〕などにも見ゆ。舊本今昔物語卷十三、第卅四語には、板ニ書タル繪馬有り。足ノ所破レタリと有。南郭遺契に、唐鄭還古博異曰。王昌齡馬當レ山謁レ廟。乃命使レ賚ニ酒脯紙馬。獻ニ于大王。また丹竝錄曰、吳泰伯祠在閩門之東。每春秋市人相率牲醴多善馬。綵輿美女以獻之云々。南嶺遺稿卷一云、繪馬に武者繪を書事古き事なり。園記といふ書には、建曆年中伊豆の三島の社へ、八幡太郎陸奥の軍の圖あり。又太平記の阿保と秋山との河原軍の圖あり。その頃靈佛靈社へ手向として懸たるなり云々。按に、南嶺遺稿に、園記といふ書を引たるはいぶかし。蓋桂秋齋が例の偽ごとならん。繪馬の事は和訓栞にも見ゆる。



少石人の書

Handwritten text, possibly a signature or name, oriented vertically.

とほすかたり序

先君子不問語一卷。按ニ其干支。係ニ積善不肖未レ生之日。實其壯歲ク撰也。篇裁止ニ于此。耶。抑後年所レ續。散逸弗レ存也。先君子主ニ踐履。不レ留ニ意於翰墨。有レ時成レ篇者。學委ニ篋中。不ニ復省録ニ焉。積善之居レ憂也。與ニ弟積德。綜ニ理遺稿。定ニ詩文集。洎和歌和文集等如干卷。又搜ニス卷於舊篋。淨寫以藏焉。蓋一小冊。而一時偶筆。未レ足以概ニ先君子生平。然其學行之正。孝友之孚。立レ志之堅。守レ分之安。憂レ國恤レ民之切。處レ事接レ物之周。且篤。則篇内講如。有ニ不レ可レ揜焉者。今欲ニ梓而傳ニ焉。世之讀ニ此書。以尙ニ友之者。不レ知誰居。先君子之卒。距レ今三十有餘年。音容已遠。乃者再校ニス篇。思ニ其志意笑語。則涕血交レ頤矣。積善守ニ先業。承ニ乏于府庠。其不レ克ニ負荷。日夕是懼。而亦已老矣。嗟々已焉哉。感極而書。

寛政辛亥芒種節

大阪府懷德書院教授 中井積善敬書

貽範先生略傳

先生諱誠之。字叔貴。稱忠誠。自號_ニ整菴_ト。姓中井氏。播之龍野人。其先歷_ニ仕_ス前田、黑田二侯_ニ。父祖皆仕_ニ脇坂侯_ト。先生少遊_ニ大阪_ト。受_ニ業_ヲ于石菴三宅先生。享保十一年丙午奉_ニ官命_ヲ設_ニ懷德書院于尼崎坊_ト。請_ニ石菴_ヲ教授焉。府知_レ嚮_レ學矣。十五年庚戌代領_ニ教授_ト其學宗_ニ洛閩_ト。一時異言之旁午。褒_レ若_レ弗_レ聞。龍藩有_ニ巨姦_ト發覺伏_レ誅。先生與而有_レ力。藩侯賜_ニ以_ニ旣稟_ト先生於_ニ藩事_ト。知_レ無_レ不_レ言。國人畏敬焉。居_レ家泊如。孝友篤至。行_レ己端正。率_レ物溫而毅。舉_レ世愛重焉。娶_ニ植村氏_ト。生_ニ二男_ト。曰積善。曰積德。寶曆八年戊寅六月十七日終。享年六十有六。私諡_ニ曰貽範先生_ト。其詳見_ニ于行狀暨蘭洲五井先生所_レ撰墓誌銘_ト云。

こはすかたり

中井 登庵 撰

ことしの冬、わがゐどころのせばきとて、家のしりへに軒ばをさしだし、ひとまには、親の祭どころをかまへ、其次のまに、ふぼこぶづくえならべて、日のいとまこゝにありて、さしこめて、あした夕、心をのどめぬ、窓くらからぬほど、竹など植そふるまゝに、人氣遠く、塵もいたらずして、いとよやすげなり、人のこぬかぎりは、ひとり燈にむかふに、みし事聞しこと、心にうかぶ、げにはなつかしきかたも覺ゆるまゝに、ひとつふたつとかきもてきたれば、紙かさなりて、とちつくべくなりたり、これおろかなるか、とはすかたりともいふべし。

享保つちのえさるの霜月つゐたち

さねゆき

○年のねびまさるにつきて、過こしかたのくやしさぞ、ことの外に多かる。いはけなき年ごろ、はらからどち、なれむつびけるも、よろづあらそひがちにて、かしこきがあたりへはうとく、よりそはまほしとねがふころは、あるはながきわかれ、あるは海山を隔てゝ、相したふ、其ころはさかりにて、いみじくをしへ聞えたるたらちねも、養なはんとすれば、すでにおはさぬぞ、いとせんかたなき。つかふべき君も、時すぐればあはずなりゆき、しらべもしらでつま琴をひくより、家のをしへも、たがひもてゆくめれば、いかで人のりとするしあらんや。聲なつかしき友ちどりの、折にふれて、あなかしこ、をこたりそ。暮ゆく年月は、人をまつものかはと、いさむるをも、なをざりに聞すぐすほどに、つゐにかうべに霜をのこして、としの過る事、矢のごとし、心なくてふるがうちにも、こはい

かに、さてもなど、驚かぬにしもなけれど、人の世のいつゝのたぐひをへつゝゆけば、よろづことぐさしげく、ものにまぎれても忘れ、まぎれじとすれば、ことごとく道ふさがるやうにて、よついつゝむつかしの世や、つらしなど、けをされて、さらば山にもいらぬ心もて、この世をすてんとまでに思ふなる。かうやうの人は、山にいりても、又山をやすてむと、みづからいひて、みづからはづ、はづかしとしらば、はぢなかれ、くやしとおもはゞ、くひなかれ。

○百とせをふるもの、三萬六千日なり。はちばかりのそのかみは、よろづうきたちて、すぐめれば、おしとだにおもひもつけず。みそぢあまりよついつゝとかぞふれば、かつおどろかれて、さて指をおりて、いくそばくぞとかぞふるに、一萬二千の年の矢はゐつくせり。いまそこばくの日かすあるべきを、百年いける人まれなれば、九十八十あるひはなくそぢむそぢ、こゆるぎのいそがしき世を、おはりとするながあたりを見れば、世にいけらむ日おほきもの、一萬六七千、すくなきもの五千三百、まことに夢のまのありさまなり。まして老にたる親のおはさん日をかぞふるに、とく／＼とおつる涙ぞ、かすまさりける。妻あれば子あり、はやく父の道をしるべし。つかふる君の時にあはゞ、つとめて事をなしとぐべし。たのめたる友も、あるひはわかるゝことあり。はやくまことをいたすべし。はらからなど、おなじむしろにいね、くりやをともしてなどいふは、きはめていみじきことなり。さらばとく親しむべし。ところをかふる勢ひあり。

○人の世にまじらひ、人の道ゆく人の、をこたりにつみせられて、わがごとくゆらんが悲しければ、くりごとをするなり。山にもあれ、野にもあれ、うきよの外にすまゐして、身ひとりとすみわびたらんうちみには、うらやましけれど、さるは人の常かは、木よりも生まれず、石よりもいでず、はだへにまどふ糸、腹にあくよね、身を置く家、いづれか人にとらざる。すべて人のちからにまつものなり。さて人のよはつらしうしと、おもひもし、いひもして、この世をすてがほにすなるは、なにかはたり

らやましとせむ。かの道をしりてゆく人の、時を見てをこたらず。人のわざしはて、山にあしたを
つけ、みづ海に棹さへせ、心のまゝに世をすぐし、家ゐなどつたなからず。春あきのながめ、よやす
けならむこそ、誠にうらやまれぬれ。

○かりそめの道を夜ゆかんに、ちまたにのぞみて、そなたにや、こなたにやと、見わづらふ時、人來り
あひて、いざたまへ、をのれもそのあたりまかるなりとて、先だちてしるべするは、うれしと見す
や。人の五倫をける、大やう夜のみちに迷はぬなし。これをさとしをしふる師なくば、たれかはた
ゆきもいたらむ。しかるに師を求むるをしらず、しりつゝもとめぬもあるか、あやしきことなり。君
と親と、ものをしふるきは、三事といひて、かしこきが世にはいもぬも三とせにて、事ははめてお
もし。あがれる世には、人かならずもとめて、たふとみけると見えたり。

○物ごとにつけて、過こしかたをかたり出るは、大やうよき人なり。ゆくすゑをのみ、かたりいづる
は、大やうはよからぬ人なりと、人のおほせられし。

○人をとがめぬ人には、いかりまれなり。ある僧の、このとくもたるがあり。めしつかへるをのこ、き
はめてかたくなに、おろかなるを、つゆとがむる心なし。ある時ものへまからんとて、をのこをよび
て、竹の林、落葉ふかし、けふまからむあとに、はらひきよめよ、きりかぶのとがりたる、あやう
し、あなかしこ、あしなやぶりぞといふ、をのこ聞やうにもせで、あゝといふ。とかくして出ける
が、をのこが、空ぎゝおぼつかなく立かへりて、なんぢこゝろえたりや、あなかしこ、足なやぶりそ
といへば、くりことすなるあるじかなといひつゝ出れば、かの僧やすしとていでぬ。日くれてかへれ
ば、をのこうちふして、あないたや、あしのうらのあな／＼とよぶ。いかにととへば、きりかぶのた
ゝりなり。僧いとくやみがほして、あな便なや、汝がそらみゝ、常の事なり。さればいま一度立かへ
りて、いましめんとせしを、遠くきにけりとおもひて、なをざりになしはてたり。これわがをこたり

なり、とがゆるせとて、薬をつけ湯などあたふるさま、誠にをのれせしめて、うちわぶるやうなり。
○昔いやしく今たときあり。いまをわすれて、むかしをのみかたり出て、人をうやまへば、人かならず
たとみて、いさをしをほむ。いまいやしく、むかしたときあり。いまをかへりみず、昔にのみほこり
がほすれば、人かならずわらひて、これをにくむ。をのれませば、人へらし、をのれへらせば、人ま
す。

○もろこしのかしこきがいへる、よき人の心は、たとへば白し、あしき人の心は、たとへば黒し。され
ばよき人のよき事するは、白きに、しろきをくはふるなれば、そのしろき、ますくしろく、いよ
くほこらず。あしきことの、つゆ心にいたれば、すなはちしりて、すなはちはらふ。しろきが上の
くろきは、見やすければなり。あしき人の、あしきこととして、心ますく黒くなり。たましくしろき
がいたれば、よくおぼえて、うちほこるめり。

○ある僧のもとへ、人來りて、このほど下利をやみて、久しくまうですといふ。何のたりにやとへ
ば、ほかにまかりて、かゆをくらふに、しほのあまりたるを、かくてすてんもと、くひつくし、かは
くにおかさねぬとこたふ。僧うちきゝて、すつとならば、などこの土の上へはすてざりしぞといふ。
○人のよき事したらんを、ほむる事あらば、かならずいませしめのことばを添べし。あしきことしたらん
を、いさむる事あらば、かならずなだむることばをくはふべし。いましむればほこらず。なだむれば
よきにすむ。

○千金をつみて、子孫にのこすものあり。千金をもて、よき人をつのりて、これめしつかへとて、子孫
にをくるものなし。こがねにおごりをすむる勢ひあり。人に儉をしめす徳あり。金つきて、金を生
ぜず。人はかはりをすむべければ、ながくつくる事なし。

○やめる人を見て、いきしにをさだむるは、本より醫の事なり。すこやかなるをみて、これやまひな

し。誠にすこやかなりとさだむるも、また醫の事なるべし。いとすこやかならむ人、いつはりてやめりといはんに、薬をあたへ、やめらむものが、いつはりてつゝがなしといはんに、くすりをあたへぬる。世にあらんを、そもくすしとて、はうさをまかせんいとあやうし。

○うたへをきく、われ猶人のごとし、かならずやうたへなからしめんかといへるは、ひじりのこゝろざしなり。さればやまひをいやす事、われ猶人のごとし、かならずやまひなからしめむかと、こゝろざすは、くすしのめでたきなるべし。

○東へ行くさぶらひのわかきあり。都にのぼる士の老たるあり。各驛路の馬に騎て行かふに、わかきが馬の馬おひ、老たるが馬の馬おひに、残りの道のかへごと定めて、わかきにむかひて、馬をかへ侍れば、のりかへさせ給へといへば、やがておりぬ。老たるが馬おひもしかいふに、いなわれはいそぎの道なり、ためらふなとて猶おはず。わかきがこれを見て、をのれをおろして、一ことをもかけずゆくは、人わらへにせんとか、いでものしらせんとて、鎗をとり、老たるとまれとよぶ。老たるかへりみて、おりて待さま、こともなげなり。わかき走りよりて、刀をぬけ、打合せてしなんといふ。老たるつくづくみて、いみじのありさまや、是につきてものいはん。近くといふに、いきほひさめて、とくきかんといふ。老たるほゝゑみて、さればとよ、をのれも子もたるが、年のほども、けなげさも、おことに露たがはぬがあやしければ、先ぞ思ふ。かれわが君につかへて、東にまかる事あれば、われかれをいましむること外なし。驛路のしげき行かひ、馬おひ舟長など、すべて心づかひして、あなかしこ、君と親とを忘れて、はしたなきあらそひなせそと、くりことすなり。おこと親あらば、必わが詞のごとけむ。おことこれを思はずや、命あらば又こそあはめとて、又馬にまたがり、かへり見もせず。わかき、只あきれて、世にはさる人も有けりとして、馬の塵みけつまでみをくりてさりぬ。命いきて君につかふるも、此翁がたま物なりと、年へて後かたりけるよし。此わかきは、榊原家の人なり。

○かたるなかにて、賤の女など、人なくなりたるを、とぶらひにゆきて、かへらんとするとき、あるじにむかひて、ながくわびさせ給へといふを、かならずいふことにしてかへるなり。いとゆへあることばなめるを、いふものも、きく者も、たゞなげきをわすれよと、いふことなりと、おほかた聞ひがむめる。

○あるやんごとなき人の、政よくしたるに、人のものがたりするつゝ、おん子なん、おさく君にはおとるまじう、世にもほめ奉るなどいへば、まことにしからば、わがよるこびなり。わが子ながら、しぶかきに木ねりかきをつぐほどのものにはあらずとのたまふ。

○よつの民の、をのれくそのくらゐのがれて、かれこそよけれ、これこそねがはしけれとて、うつりかはる。大やうなし得たる、まれなり。

○わたし舟の、あまたある道をゆくことのありしに、堤のこなたになれば、かち人、舟にをくれじと、足をそらなり。をのれはことさらにもいそがで、いたれば、舟むかひにありて、いそぎたるものこなたにまつ、やうくにして舟いたれば、をのれとひとしくのりてわたる。また川あり。いそぐ人はじめのごとく、をのれいたれば、みな人、川のなかばにのり出せり。をのれはをくれたり。いまひとつの川にては、人こなたにまつことはじめのごとく、をのれとひとしくのりて、行かたに時を同じうす。舟のこなたにいたらむとするを、見つけていそがんは、さもあるべし。堤をへだて、たれかよ、これをはからん。さればかれいそぎて、得る所ひとつ、失ふところふたつなり。よし五つを得て、いつゝをうしなふとも、いそぐにあやまつところ半なり。世をわたる人これにちかし。いそがざるもの、大やうはをこたりぬ。たゞゆくあしをつとめて、ゆく道をゆくべし。

○詩をも歌をも、つくりならひて、大かたよしと、人もいはんころには、かならずをのれつくらすと、ふるきあと誦し出して、たのしむがよし、をのれがならずとすれば、心をつからし、あるはほま

れを求めて、のどけからず、心をのどめんとするものをもて、せはしくするなり。されどその道のよしあししらぬかぎりは、人のいみじきをも、いかでいみじとしらんや。さるはまた學ばずともて、あらぬことなどになひ出して、かたはらいたきこと有べし。

○梅をたづね、花を見るなどは、たれもくゝいふなるに、かしこの松のめづらしきを見ばや、この竹に、目をくらしなどいふ人の、たまさかにもなきか、うらめしきなり。さるはとこしなへにみどりふかく、所をわかで多かるものゆへ、よしと見つゝ、めづらしげなければなるべし。たれがしが庭のおもしろうなどきこゆるに、松竹のなしときけば、そのあるじかたらまほしとも覺えぬよし、いふ人もあり。誠に松にをのこのみさほあり。雪によろしく、風によろし。竹にをんなのみさほあり。露によろしく、雨によろし。

○はりまの國に、孝女あり。やそぢにあまる姑、やまひにふして、あやうし。孝女はやうより、やもめにして、子ふたりもたるが、きはめて貧しけれど、姑につかふることは、よくそなへて、たらぬことなし。ある時その子なる、人のらうせる山にて、柴とりたりとて、其村人ら、これをしばり、ころさんなどいふ。この事孝女が村に聞ふれば、その村おさ、孝女が家にきたり、我ゆきてわびごとせんに、そこにもゆけ、さらすばうけひかじといふ。孝女うちなきて、いな、をのれはまからじ。ねがはくは、君いかにもして、いきかへらしめ給へといふ。さてもわが子の命、おしますやと、なじれば、孝女なみだおさへて、姑の命、夜のまをはかりがたし。子のとられたる所、道遠し。をのれまからむあとにて、むなしくならば、この世ををふるうらみなるべしとて、つゐにまからず。村おさはれがりて、ひとりゆきて、この事をせにいひたてゝ、わびことしければ、ことなく返しあたへけり。赤穂城下木津村のものなり。

○うれしき事は、わすれやすし。心のどけゆるぶかたなればなるべし。かなしき事は、大やうわすれが

たし。心結ほほれ、凝かたなればなるべし。あなうのよや、むつかしつらしといふめれど、うれしきは多くて、かなしきはすくなかるべし。雨ふりつゞく事、たび／＼なれば、年の半は、日の光も見えずなど、うちわぶれど、雨しげきとし、九十日にすぐることなし。

○親ものにくるはゞ、子は笹をりてはやせといふ諺は、子にいましめたるを、はらあしき親、をのれに引て、かくもぞいへる、などわれにもとると、子をせむる、いとわろし。老ては子にしたがへといふことわざは、よろづわがまゝならん親に、いましめたるを、ふけうなる子、をのれに引て、昔の人はきゝしらず、今はかうこそすべかめる。はこの諺はいかになどとなへて、親をとがむる、いとにくし。所をうればたすけとなり。とりたがふれば、道をそこなふ。

○うすひき歌の、よろしきは、染てくやしのにせ紫よ、もとのしら地が、ましじやもの、人のいひなし、北山しぐれ、くもりなれば、はれてゆく、人はとがなや、うらみはせまい、かたわ車で、わがわるい、山がらが、山がういとて、里へ出て、里でゑさしに、さしおとされて、今はいりそよ、鳥籠に、人とちぎらば、うすくちぎりて、末までとげよ、紅葉ばを見よ、うすいがちるか、こきがまづちるものでそろ。

○たびはあはれなるこそよけれ。年へてのち、其時の友人など、相かたらふにも、そのわたし舟にて、雪に逢つ、かしこの山にて、雨にぬれて、とまりかねてなどいひ出れば、身にしみておかしうも覚え、よろづ心のかなはぬ折ふしも、うき旅のさいつころ、あるじのつれなかりし、うえつことえつなどおもひ出せば、おごりの心皆きゆ。家とめらんきは、ひと目ふつか外へまかるにも、くひものてうどかくる事なく、おもふやうにしてこそ、用意すらめ、たゞ家にのりてもゆけかし、物うちあはぬ中にこそ、興ある事も有なるをと、むげに覺ゆるを、さても猶心ゆかぬかたも有ければ、猶つらしと、かこつ時もあるべしや。さはいへ、つれだつ人の、ものかるくて、きはめて用あるてうどなど、

用意して、これつかへとて、さし出したる、折につけていとよし。かしこにしろ人あるじの心むつかしからず、くひものきよく、湯などひかせ、よるのふすま、心づかひしたる、うれしきものにぞある。

○碁をかこむものに目なし。かたはらに見るもの目ありといふ。たがはぬたとへなり。然るにこれは、をのれに求むる心うすくて、人をせむる心のおつきが上にやあるらん。弓あるもの、をのれにかへす心には、おとりたり。ある人碁をかこみたるに、いしをおろし、またあげて、こゝにやをかん、かしこにやおろさんと、かたはらなる上手にとふに、さればしかもありなん、かくもありなん。まどはじとこたふ。いなのためへ、學びがてらにせんといへば、さりとして盤にむかはぬものを、わき目にはゑこそわかたねといふ。この人は、弓あるものゝたぐひなるべし。

○小鳥のいろねいみじきを求めて、めでたき籠にいれて、くれなるの糸をかけて、もてあそぶは、鳥をいとおしむか、いとおしむにあらず、にくむなり。

○人のうまれつきの中さまなるは、ならびに染事、よきにならへばよく、あしきにしめばあし、おそるべし。ならひそむことひたものなれば、心こりかたまりてくせとなり、つゐにうごかず。たびにまかるとき、湯あみせしに、ゆかたとりいでんもむつかしとて、ひとへなるあらしき衣をきて、これもまた湯かたなりとおもふに、さすが心あしきかたのありける、このひとへ、たちぬふところ、ゆかたにことなるがためか、しからず、心のなれぬところ、必しかり。鼠の猫をおそるゝ、その常なるを、ねすみつかひとかいふものゝ手にわたれば、ねこにいだかれていねぶるなり。

○さぬきの國に、はらからひとしくおしつんぼなるあり。其太郎なる、國の守につかへたる、罪ありてころされぬ。その親なる、いたくなげくも、かたわなるはらからしるべきやうなきを、なにとかおもひけん、かたなもてさしかはしてしにけり。兄がしにけるをしりて、いまはたのみなしとてしにける

か、父母のなげき見るにたへずとおもひけるか、兄をこそたのみたれ、をのれがのこりて、かなしきめをさへ、父母に見せんがつらしとにや、おもひつめけん、かうやうのおもひ、みなくむねにせまりてはたしけるか、いとあはれなる事なり。本よりかくと聞べき耳なく、それといふべき口なし。それはたいかにしてこれをしり、いかにしてはらからおもひをあはせたる。よりておもふ、天津心の誠といふもの、口をかりていふをもちるす、耳をかりてきくをまたす。

○子のけうやうの道つくせるまれなり。つくさんとおもひたつもまたまれなり。されど子としてけうならむは、いみじき事と、たれもくしるなれば、人の子のむれく、相いましめてつとむべし。子のちゑひらくまでは、よろづ親にのみもとむれば、親よく、これををしふべきを、たゞいとおしとのみまよひて、あるまゝにあらせ、つゐによからぬことなし出れば、あなにくやいかにせんとて、にはかにかれをせめのしる。これ子をいとおしむとせんや、にくむとせんや。かうやうのことは、人の親のむれく相はかりて、論すべき事なり。まことの慈父もまたまれなり。

○玉のうてなも。膝をいるゝにすぎず。錦の衣も、風をふせぐの外用なし。魚の鳥の數あるも、腹にみつれば土の如し。かのやんごとなくとみさかえたるきは、味をつくしてくらへど、ものきはまりてのぞみたらす。おりものゝめでたきをかさねても、はだへつねにさむきやうなり。みつ葉よつばにつくりみがきても、すみなれめなれて、きよらなりともしらす、かしこにうつりこなたにわたり、いよくたくみていよくこのむ。たとひこれをたのしやすしとおもふとも、火のおそれとみにいたれば、ものみなきゆ。盗のうれへきたれば、たからあるひはうしなふことあり。しかしたゞもとめにやすく、うしなふにかたきものを、たのしまむ。つらくあめつちのをのづからなるけしきを見よ、山あり川あり、あめつゆ雲風のけはひ、いづれかあはれとはみぬ。清風明月一錢のかふことを用ゐずと、から人もいひし。もとむればこゝにいたりて、とこしなへにうしなふことなし。すべていへば一

とせにして、わかつてばよつなり。よつがひとつに、千ぢのあはれをあらはして、ちかく見ればたゞ一日の朝夕にあり。

○大やうよしと見ゆる君のあたりに、よこしまなるめしつかひは多く、まめしきはまれなり。これさるゆへあり。たとへばかくせんとたまふことの、よからぬは、まめしきうけたまはれば、とゞむるに心あり。よこしまなるは、いとむべなりとすゝむれば、大やううれしと聞召より、まめしきをば、をのれにもとると見なして、其道を守るをしらす。よこしまなるをば、をのれにしたがふものとおもひて、そのもとめあるをしらす。かゝる事みたびよたびすれば、まめしきは遠ざかり、よこしまはちかづく、ちかづくもの、日々にしたしみ、遠きもの、日々にうとし。うとかが聞えあげんとすると、かならず近きをもて梯とすれば、ちかきに権あり。遠きに威なし、権あれば事を生じ、威なければ、ふせぎがたし。つゝに家國のやぶれとなりもて行なり。これ君またく暗きにあらねど、よるの燈のごとく、近きをてらして、遠きに及ばず。かの朝日のひかりを見ずや、くつねたぬき、あなにかくれ、ちかきをゆるがせにせず。遠きをもらさず。かれはよしこれは見にくしと、てりかゞやく。

○このころの事にや、貧しきをのこ、人にやとはれて、あさましき世をふるに、人にも見すべき程のをんな子あり。きはめてかほよし、その友きたりて、そこのをんなこのいろよきに、うかれ女にもうれかし、さらばやすく世をばわたらんものをとひば、いなうらじ。すて子なりしものをといふ。さらばいよくうれかし。誠の子だにしかするもあるをといへば、をのこかしらふりて、かれすてらしいにしへ、をのれ見つけて、あなびんなや、あはれおほしたてんとてこそひろひつれ、貧しき時うらんとてはひろはぬものを、今はたむかしにそむかんや。いと貧しかるをのこなりとも、むこと名づけてあはせんとて、つゝにうけ引いろなし。義をしるといふべし。

○世のおさまるにつきては、ものごとわづらはしくなりもてゆき、家國のつゝえおびたゞし。されば上

は下をはたり、下は上にもとめて、つゝにたることなし、かしこき君、かみにおはしても、世こぞりてしかあらんを、とみに引かへさん事かたし、昔かまくらの北條氏、さかりなるころ、比岐の能員をむかへて殺さんとする事あり。能員は時の外戚なれば、いとやんごとなかるべきを、其しづくの人々、時政がめす事たゞならんや、人おほくめしつれよ、をのれらが従者をあはせむに、など百にみたざらんといふ。能かず聞て、いな事ありげにせんは、禍をまねくなり。たゞ常の用意然るべしとて、めしつるゝさぶらひ六七人とあり。今やうのやんごとなきは、かりそめのありきにも、二百三百、遠つ國にまかるには、千ぢをもてかぞふれば、いとやうかはりたりや。さればかまくらの、なにのやつ、くれのやつ、たれのやしきあとなどいへる、ことの外にせまきよし人のいふ。其世にはさてもあるべし。

○ある所にまかり、ひねもすかたらひけるに、人々うちより、たれかしはあしく、それがしはよからぬことしたりなど、あしたよりゆふべにいたるまで、いひのゝしる。碁すごろくもぞある、これをもてかへよといへば、みな人やみぬ。家にかへりて後、けふたれくかよりけり。いとよからずのよしあしごとやとかたる。立かへり思へば、これもまた人のよしあしごとなりとさとりて、口をおほふ。かうやうのためし、世に多きことなり。

○ある民の家へ、ふみの道あきらめたる人、いたれるに、家のうちに、しよくの三字を、額にかきてあげたり。いかなる故ぞといへば、かの民かしこまりて、をのれはものしることなけれど、いろはもじを、かたのごとおぼえたり。さればしはすぐに、くはまがれり、よを中にすへたるは、よの中はといふこゝろなり。しのごとく直なればよし、くのごとくまがりたるはあしく、また人のやまひ、食にあり。人の迷ひ色にあり。この二字の聲、みなしよくくといふなれば、この心をこめていましめたり。この外しれる事なし。をしへたまへといふ。かの道しれる聞て、猶よき道やあるらん。をのれは

まづをしへられたりとてかへりぬ。

○鳥や何がしは、猿がうの上手にて、水戸家につかふるよし、志やありけむ。親のうせたるに、三年のいもぬしけり。はてのとし、友だち酒さかなになひきたりて、久しきつゝしみに、いたくやつれけめ、けふは酒すゝめて、扇の手見んとて、しゐてたゝしめければ、からうじて扇とりて、みとせの過しは夢なれや、うつゝにおふの松原と、うたひて涙ぐみけり。折につきてあはれなれば、きく人みな泣けり。

○君につかふるものに、忠の心をとへば、おさまれる世にては、よく君にしたがひ、みだれたらん時は、君の馬に先だちて、死をいたすのみといふ。これもまた忠なり。そもく末をしりて、本をわすれたり。中の心といふが、忠の文字なり。君と臣とは義をもてよりあひたれば、誠のたらぬをおそれて、親しき文字をくはへたり。これは君をいとおしきものに見奉らば、君のよき、などよろこばざらむ。君のあしき、などいさめざらん。すべて身を君にまかせ奉れば、危きを見て、命をいたすも、また其つねなり。

○春のはじめより、年の終りまで、おもひやりたる。いつごろはかくやあらん、しかしてなどたのめたるも、おかし。年のくれより、過こしかたをかぞへたる、そこばくの事を見き、うれしき、つらき、あらましのあらずなる。おもはぬ事のみなりたちたる。時によりてあはれをそへたり。雪しづかなるは、爐に火おこして、窓を開てながめ、菊より後の花、花よりさきの色こそあれ、にほひあらば、たをるべくなど興じたるに、おもひの外にあとつけて、この雪いかに見るやともとはず。とへかしいひもこさぬがにくければと、いひよりてさしむかひたる。やがて酒すゝめて、かほすこしあかくなしたる、折にふれていとよし。さいつころ、螢見にちいさき舟にのりて、なにがしが酔のまぎれに、水くゞりしもおかし。水無月のひるつかたは、日影おそろしけれど、あたらしきすだれ西におろし、木の

竹の、青葉にてすぎたる、軒ふかきすのこ端居し、碁をかこみたる、よし。氷そゝぎたる草むらより、風のほそるかよひたる、よからすやなど、いひ出し、おもひもかへず、誠になつかし。年かへるあしたといへば、たれもくうきたちて、またさむき春の野に、梅をたづね、花さくころは、大やう家らうづくまることなし、あはゞやとねがひし友など、花のあたりにゆきあひ、人つどふあたりは、蘆のあがるわろしとて、山にも野にも、ふるき寺、あるひはかげのどかなる片岡などに、むしろをのべさせ、かたのごとくとゝのへたる酒さかな、とりちらし、みづからくみて、みづから酔、しゆる人もなければ、くるしとみゆる面もなし、さすがにふつゝかならで、筆すゞりふところにして、詩にも歌にも、得るまゝにかいつけ、必しもまたくせず、本末はかたゝに、四句はふたつにもして、兒などみたりよたり、花をひろはせ、柳をおらせ、絲竹の音遠く聞きたる、誠にひじりにもゆるされぬべき心地こそせめ。秋のよはかならず家をいでずとも、小庭など、草の多かるあたり、月を待出たる、むしの聲しづかにて、いとよし。かりがねの月にをくれて、山のはをこえくる、うちさすきぬたの間にきこゆる。たが文をかけて、いづかたにゆくにやと、ふる里の夢見るあたり、をのこによするねやのうらみまで、おもひあはせて、あはれふかし。かうやうにかきつくれば、筆ちびて、ことばあまれば、たのしみは猶おほしとしるべし。

○武にてとり、文にておさむといふこと、むかしよりいひて、こゝもとにては、武をたうとぶがならひにて、これわが國ぶりなり。なにか文を用ゐんといふ、ひがことなり。このふたつは、いにしへの聖が、家國をおさめしる道の中のふたつなり。春夏は文なり。秋冬は武なり。秋冬のみ、春夏は用なしといひて、歳をなさんや。

○あき人の、をのれらは利をわざとするものなれば、ものまなびしても、清き心ぞなしがたしといふ。あさましき論なり。もの滯らず、たよりよくなりもてくるが利なれば、たれかこれをあしゝといは

ん。たゞこれを心にあて、をのれにたよりなければ、すべきもせず、たよりあればすまじきもすれ
ばこそ、あしゝとはいへ、さればすべきをして、をのづからたよりあらんをば、かしこきもよろしと
さだめき。やんごとなきより、末々のさぶらひまで、みな民にとりてろくとす。これをもはたいやし
とせんや。士おさめ、民たがへし、工つくり、あき人のかへごとする。皆そのわざにして、これをす
るもの、をのづからの利、かくれてわざのうちにあり。つとむれば生じ、をこたればきゆ。

○いつのころにやありけん。あき人の家に、盗いりて、あるじのいねたるうへに、馬のりにして、刀を
むねにあて、たからある所をしへよ、さらすばころさんといふ。あるじのをのこめうちさまし、つ
らゝ盗の顔を見て、さてまなこゐのげなげさよ。ころされんがかなしとて、物あたへんや。あらた
めてことわざすべくば、ものとらせん。さらすば力なし。とくころせといふさま、物とも思ひたらぬ
まなこざしに、ぬす人とびしぞきて、はらゝとなみだおとして、ありがたきをしへかな。さるにて
もおそろしのとや、いくそばくの人をおさへたるに、かゝるや有し。又かうやうのいみじきこと
ば、きける事なし。今よりきはやかにあらためてんとて、かしらをふせて、あふぎ見す。をのこおき
いで、かねとらせて、誠にをのこなるは、さらばゆけといへば、かねをしかへして、をのれにたら
ぬことなし。たゞひきゆるものどもの、百にあまれるに、ものとらせんりやうにすなるとて、やがて
まかりいでぬ。あけの日暮に、いづこともなく、ふくろにものいれて、文をそへて、あるじのとのに
奉れとて、なげ入てにげたる者あり。あるじ文をみるに、思ひがけぬありがたき教へ、身にしてみて覺
え奉る。ことわざせんとやくしつるが、ひきゆるものどもがかなしがるにつきて、又こそわるわざ仕
るなれ。果はおほやけのあみにもるゝことなし。つみなはれんあとにて、後のわざしてたまはれ。お
それみ奉れど、一夜のたいめに、御心をもしり、心をもみせ奉るを契りにては申なり。其料にとて、
こがねそこばく、ふくろにいれたり。年へて後かのぬす人、かまいりにせられける。あるじ便なう覺

えて、聞えしごとく、かの金をもて、あとよくとぶらひ、残れるかねを、遠きをおふ、とぶらひの料として、必忌るなど、子に孫に、いひをけるよし、はるかに年へてのち、盗の百年忌とて、僧をむかへて、ついふくして、人にものとらせなどせし人、其子孫なるよし。盗は名だかき石川といふものに、あるじのところは、五條あたりとかつたふ。

○つくし琴とて、世にもあそぶは、あらぬ聲なり。近き比、つくしの國より、老たる人都にのぼり、音楽を聞て、ひなの家づとにせばやとて、名だゝる伶人あまたむかへて、日ねもす聞て、ことの外にけうじて、さてをのれはつくし琴を傳へたり。これを奏して、むくひんといへば、伶人聞て、なにばかりのまねびにかと思ふに、やがて琴とり出してひく、歌はふるめき、調べのからびたる、むかしおぼゆることいはんかたなし。たれもくゝなみだおとして、いかなる曲ぞととへば、誠のつくしごとくなり。世をふるまゝに、今のやうにいやくしなりたり。をのれはふるき人につたへたるが、のこりなきわが齡につれて、この曲も絶果ぬべしとて、うちなげきてわかれね。伶人ら、これをまなばんと思へるに、はやかへりぬ。つくしのなにかしともしらで、くやしと人にかたりしよし。

○琴の音は、遠く松風にかよひたる、誠によし。笛の音に、月の明き夜、川のほとり、遠からぬ高どの、おぼしまによりてふきたる。それとおぼろげに見えたる、いとなつかし。

○民ぐさのことしげき、見るも中々むつかし。かやが軒ばに、雨も嵐もふせぎかね、わがこもたれのうち、煙にふすぼり、うちぬるも、牛馬に床をならべ、妻などは、よもぎのかしらかきみだせる。たゞ聲のみぞ、をのこならぬ、兒のおほきなる、ちいさき、うえたり、さむしなどいふこゑ、いとかしまし。おほしたてたる、たなつものも、おほやけにいだしつくせば、その味をしることなし。きぬをるところも、いとの色つやうるはしく、をりなしても、あたひいやくして、上へめされ、あき人へうるも、其幾分をか、上へさゝぐれば、残るものいくばくぞ、さてをのれはつゞれをきたり、さるうへ

にこごへたり、こゝのゑたち、かしこの公事といふ事さへ、くはゝれば、つゐにかしらの霜をのみ、わがものとして、おもひ出もなき世をわたるめり。かうやうのいたましまきかぎりをば、國しろしめす、やんごとなきが、あはれとしろしめすべきを、大やうはしろしめさず、しろしめすも、つかふる人のへつらへるに、さるは民の常なり。つとめをこたりて、しかる、あるは僞もて、上をしゆるなどいふめれば、にくしとこそ見たまはめ、かなしびんなしとはいかでおぼさん。この民は三代のなをきなり。道しあるそのかみより、たれかはた僞りをかざらん、上の道のゆがめばこそ、ゆがむなれば、上をしへていつはらしむとぞいふべき。

○心とらんとすれば、手したがひ、心ゆかんとすれば、足すゝむ。見んとし、きかんとするに、目耳またくしたがつ。君は心なり、もろくのめしつかはれば、目耳手なり、民は足なり、足はよつかしもにて、いやしければ、むさきところ、あやうき所かならず先こゝろみて、つめたきをもて常とす、しかるに家にかへれば、湯をもてあらひ、しとねにつゝみて、これをあたゝむ。心これをもて、恩ありとせず。足これをもて、其勞をわする。

○はりまの赤穂森侯の城下にて、みつぎものをめさするに、倉のことしれる人、いりめをはかるとて、俵をひらくに、紙につゝみたるやき米あり。なにむらたれとしるし、この初穂、かれてたてまつるとかきたり。よび出してとふに、年ごとにしかするなるがしられずして過ぬ。あないみじとて、よねたびて、あらはされたり。いづかたの民も、かうやうにあるらんには、などかみつかたのうれへあらん。さらばかのこもたれの戸の明くれも、さぞなのどけく、日いでゝおき、日いりていこひ、つちくれの歌、いとくたのしく、君もはたふしながら、おさむべし。

○世すて人のすまゐこそ、折ふしにつけてうらやましけれ。さすがに都遠からず、竹のあみ戸、おどろのかきなど、ひなびたゝるやうにはなく、かけひの水、とこしなへにかよふ。とへかしようへぬもの

から、折ふしの花も、みづからほころび、山しづかなる晝つかた、鳥のねも、みやこの外のあはれをつたへ、心ある人の、かしましからぬか、たづねいり、このすまぬこそうらやましけれなど、いひより、これはみやこのつとなりとて、つくろはぬものとり出し、ちいさきさかづきして、かれは半日の閑を得たり。これは忙しせりなど、わらひあひたる、いとよし。産のいりたらぬ住居は、さうしなどことさらにしろく、板間みがきいれて、人の影のこりなくうつるべし。爐にたつ茶の烟、これはとがの尾の緑なりなど、世にいひしらぬにほひもぞする。かゝる所の明暮、さぞなたのしきといへば、あるじ心むつかしからず、いな、松風かしましう、さをじかも、枕にきけば、おそろしく、雪のふる日はさむうこそあれと、こたへたらん。ありまゝの誠にて、いとよし。誠ならぬかぎりは、はたうき世をや、わがごとくしたはむ。

○角あるもの、牙なく、蹄つよきは、指なし。淵におどるもの、木にのぼらず。人は才かしこき故、よろづたらはぬ事なく、何事も心のまゝなり、是其才につかはるゝなり。されば絲ををりて衣とし、木をたくみて家とし、かの鳥獸の、をのづからに事たるに似ず。人のうちにつきても、やんごとなきかぎりは、身のそなへいよゝあつくて、心いよゝたらす。大やうはやまひをうく、下がしもの、世をわたるさまは。きはめてむつかしけれど、もとめみちやすく、身はたすこやかなり。たゞ人のみしからむや。ありとある國々、みな然り。見ぬもろこしは、國ひろく、よろづいみじく、海山にも、こゝと國になき物をいだすめれど、猶わが國におよばぬ事おほし。さればかれにあたふれば、これにうばふ。これあめつちのおほやけなるべし。しかれば世は、唯よしあしなかばすと、心得をるやよからむ。

○やんごとなきあたりへ、まかりかしこまる人は、たゞかみのこのみを伺ひて、さいはひを求んとするなれば、わらひをさゝげ、媚を奉りて、下さまのうれたき事は、大やういみはゞかるなり。民草は、

露にうるほひ、國つ風靜になどいふ言のみ耳にいれば、誠にしからむと、きゝ過し給ふもことはりなり。

○口にやしなひ、身にまとひ、雨露のふせぎする。このみつばかり人にせちなるはなければ、これをなもとめそ、わすれよとは、誰かいはん。もとめの程よかれとなり。もとめの程をすぎ、及ばぬは、身のやまひをまねくなり、さあらんには何ごとをかなし得ん。口あはきにあげば、をのづから程をえ、衣あかつかぬにとゞまり、身にかなへはたる。家は夏によろしく、窓あかく、南おもてなるかやぶき、いたぶき、かろき瓦、所にまかせて、すこしせまきをもてほどとす。庭のひろきよし、竹おほく、石のすくなきよし。あらまほしきもの、松竹は更にもいはず。梅、さくら、夏のやり水、秋のくさく、もみぢ。

○あか子より、みどり子といふらむころまで、父母の心づかひ、いたらぬくまなし。火に近づけば、手を出し、水にのぞめば足をあがき、衣をけがし、たからをくだき、すべてよからぬかぎり、おろかなるかぎりをつくせど、これをにくしといかる父母なし、ものうちわりなどすれば、とりおさめぬがをこたりと、みづからせむ。これ子のさえひらけぬをしりて、いとおしみふかき故なり。國の守は民の父母なり、などしからずして、かくいとおしむ心には似ぬぞ、あなおるか、にくやなどはのたまふぞ。いにしへのかしこきは、民をたもつこと、赤子の如しとのたまふ。

○兒の物語をきくに、むかしく、鼠の中の、かしらねずみの、とみさかへたる、ひとりむすめに、むことらんとす。もとよりくはしよくものにて、をのれがむれは、ねこのおそれあり。唯たときが上にたたく、おそれなきが上に、おそれなからんをとのぞむ。したねずみの、ちゑんくしき、すゝみいでゝ、人といふものあれど、たかきいやしき、品多く、いのちみじかし、上が上を見るに、月こそ靜にとこしなへなれ、これはいかにといふ。くはしよくものうちきゝ、月なるかなとて、やがてちゑもの

を便として、天津空へ奉る、月きこしめして、われてらさんとするに、雲さへぎる、雲こそ上なれとのたまふ。ちゑものかへりて告ぐ。さらばとて雲のかたへいはすれば、雲きゝて、われさへぎらんとすれば、風ふきはらふ、風こそ上なれといへば、またかへり告て、風のもとへゆく。風聞て、わがふくところうごかぬものなし。ひとりねり屏の争ひがたさよ、ゆるぐべくもあらずといふ。ねり屏につぐれば、つくぐ聞て、しかり。われまことに力あり。いかなる野分木がらしといへども、うごかず。されど世にはつよきものありて、わが腹にあなをうがつ。上が上をとのぞまるれば、をのれがほしてむこにならんこと、恥ありといふ。なにものか、さはつかまつるとへば、名をばねずみとこそいへといへば、ちゑものあきれて、しか聞ゆ。くはしよくものはじめてさとりて、唯そのむれにこそもとむべけれとて、同じねずみにあはせければ、ことなくとみさかへたり。むかしといふ、この事、兒のたくみていふべきやうなし。世のいましめにもと、心あるものゝ、たはぶれるべし。かの舌きりすゞめ、猿が鳥など、わらへしくはいひたれど、ねずみのむことりにくらべては、をとりたりや。

○あきの國に、おやおもひの子あり。父のためにつかひすとて、草くつはきて出んとす。雨あらたにはれて、土しめりたり。母見て、あしだつけよといへば、をのこかしこまりてあしだす。父見て、草くつせよといましむれば、またぬぎかふ。母またあしだをといへば、またしたがひ、父またいましむれば、またしたがふ。かつぬぎ、かつはきしけるが、とかくして、草くつ、あしだ、かたしをなんはきてゆきける。

○さぬきの國にやありけむ。國の守佛をたうとみ、大きな寺をつくれり。つゐえ多かりければ、民いたうつかれたり。ある時いみじき僧の老たるを、守めしつれて、寺にのぼり、そこら見ありきて、此くどくいかにとのたまふ。かの僧、まゆをひそめ、これは國民の涙もてあらひ、あぶらもてみがけるなり。なにのくどくかあらんとこたふ。大かたけふさめて、侍るをのこら、にらみあひて、いらへする

ものなし。すゞしき駒よりいふなれば、かゝることたび／＼なれど、守いたく心にもかけず、たうとめるとなん。今の世すて人、大やうかゝるはまれなり。ものまなぶして、家をも國をも、とゝのへてみると、出てつかふるかぎりも、家にありし時は、こと人の君もいさめず、たからをわたくしせるなどきけば、いたくそしりつみすれど、出て位をうれば、はじめのことば、みなたがふ。そも／＼何ものかこれをしからしむ。勢これをおさへて、利これをみちびく。

○いつのところにやありけん。なにがしのみうちに、さぶらひの相すめるあり。其ひとり外よりかへりて、おさめ置しこがねそこばく失たりとて、さぐることしきりなり。やどにありける、ひとりも尋るに、うしなへる人、とどまれる心はかりて、なたつねそ、をきまどへるにこそといふ。猶心にかけて、めしつかへるをのこの、きはめてまめ／＼しきをよびて、なんぢゆめしるべきならねど、せんかたなければとふなり。うつり心いできて、かねかくせることなしや、さらばはやかへしいれよ。このかね出ざらんには、わが恥ふかし、いのちもしらずと、かつなだめ、かつおどしてとふに、をのこつや／＼ものをもいはで、たのみたるがかほをながめて、うつぶしになりぬ。その夜このをのこうせたり。さてはぬす人こさめれと、人をわかちてたづぬるに、ちかき親の里より、つれるてかへれり。をのれぬすみたり、かねはつくしたりといへば、ろんきはまりて、きられにけり。年へて後、おなじみうちの下をのこに、くせものあり。ぬすみしてきらるべきにさだまる。にくき者の、きられんやう見ばやとて、人々あつまる。首の座にのぼり、大刀とりむかひ、ものいはんほど、いとまたべとて、さて人々にむかひ、かた／＼もしろしめすらむ、一とせなにがしの下をとこ、ぬす人にされてきられぬ。誠は其かねをのれぬすみたれ、かのをのこ、たのみたるかたを、せちにおもひ奉るより、ぬす人明らかならずば、おんいのちもはかられずとのたまふを聞て、さらばをのれが命まいらせんとて、きられたるなり。その心それがしならでしるものなければ、をのれがごとくくせものも、あはれさやるかた

なく、今やなのらむとせしに、いのちおしくて、きらせぬ。さらばいくそばくのいのちのびたる。今きられんとつゆしらば、あたらをのこに、いかでなき罪おほせん、このこといはで死なんが悲しければ、いふなり。今は用なし。首めせとて、さし出してきられぬ。昔物語にもかゝる事あり。

○ある人、母おやのなくなりたる時、俳諧の句に、名月や唯くらがりかみられけり。うたゝねもしかりてのなき寒さかな。此二句人をなかしむ。早乙女や子のなくかたへうへてゆく。あの笠で早苗とりしか鳥おどし。などいへる句は、かの夕顔だなの下すゞみ、いなばそよぎて秋風の、などいふ歌にもならべつべし。

○猿樂の鼓うちには、いみじきあり。そのころ名だゝる上手どもをつくしたる能あり。かのいみじきに、はれの曲おほせたり。ほと拍子、ねいろ、えもいはずはやしたてたれば、きくと聞人、あなおもしろとかんじあへり。しすましたりとうちをみて、幕にいらんとす。其父なる翁、かゞみの間といふあたり、待つて、やよしやつ、人もこそきけ、つたなげにもうちたるものかなとて、つとよりにて、鼓をうばひて、なげすてぬ。子はほめられんとほこりがほなるに、あんの外なれば、たゞ夢のごとく、色さをになりて、にげかくれぬ。かたはらなる人々、あいな親や、子はかくいみじきものを、そもくうれしさのあまりて、ものにくるふかと、あやしむ。かくてその子、このわざやめんもさすがにて、さらば一きはつとめて、親の心やすからしめんとて、年へけるが、つゝに上なき上手となりたり。弟子にをしふる時、この事をかたりいで、をのれが名を得たる、すべて父のたまものなりとて、涙おとしけるとなん。ほねやなにがしといふものなり。

○ある鼓の師、弟子にをしへていふ。此わざに四の品あり。世にいくたりと名だゝるは名人なり。其志をしたひて、やゝいりたらんとするは、上手なり。この二すぢの道をばゆかで、小みちにはせて、あとを似するものは、功者なり。今はじめて學ぶは、初心なり。たとへば、かくのごととして、ふづく

え引よせ、其横を我前にして、むかふの右の角を、ゆびもておさへて、こゝなん名人の位なり。むかふの左のかどは上手なり。ちかき右のかどは、功者なり。左のかどは初心なり。初心より學ぶ者、名人をめあてゝ、功者をきらふべし。名人へゆかむとせば、必先上手へゆくべし。この道ながくしけれど、上手より名人のかどちかければ、やすらかにいたりつくべし。人上手への道ながきをいとふて、大やう功者の角へわたるなり。功者の角は近けれど、これより名人の道長きのみならずとて、ゆびもて中をへだてゝ、この所道をえてゆかれず。しかれば功者のかどにおるもの、あやまちをしりて、名人を心にかくれば、ふたゝび初心へもどり、長き道をへて、さていたりつくなり。このたとへゆめたがはじ、あなかしこ、ちかき右の角、このむべからずと、をしへける。このたとへ、何事にもかなふべし。そもくこの師、もし名人ならずば、上手なるべし。

とはすかたり終

此とはすかたりといふ書は、中井菴庵先師のかきあつめおかれたる、いとめでたきふみなりけるを、父のかたみと竹山先生六十ばかりのむかし、上木して世に出されけるを、いかなる禍つ日の神のまがふや、板面なかばうせて、世の埋木となりぬるを、かゝる玉もの人しらすなりなむことの、いとくをしければ、こたびうせにし數をおぎなひて、世にひろくせんとす。是ぞ直日の神のまもり直し給ふ幸ひならんとおもふになむ。

嘉永二酉年三月

書鋪青菘主人謹識

近來
見聞

虫

の

苗

近來
見聞 嘶の苗序

水は自みづから潺湲、日はおのづから斜ななめなる霄壤あめつちの間にも、折節の災變あり。まゐて人の上には色々の流行はやりごとありて、おかしき事あやしきこと、目にふれ耳に聞にし、よしなしごとをかい付んと、鹿の毛を松の烟にそめて、みだりに咄の苗と題だいし、三つが二つの卷とはなんぬ。されど己れが知りたらん程の事は、人元よりしるべし。是や河邊に水をひさぎ、山中に薪をうるにひとしく、珍めづらし氣きなしとはおもへれど、又今更に止みなんも、みづから片腹かたはらいたかれば、人のもとめにまかせぬるよしを、始にことはりてよとあなる、其人に代りてちび筆をとれりとしか言。

茲文化十一戊年夏五月白月

市角亭丸人

凡 例

一 此書僅享和のはじめより、文化九つのとし迄の異説珍事杯を著述せし也。予古きむかしの事を述んとおもへど、愚若にしておよばず。元より學ばざれば力なし。されば四方の雅客の目にふるべきものにあらず。たゞ幼なき女わらべのなぐさみにもならんかと、咄しの種に少しく芽を出し侍れば、是なんはなしの苗ならめと、其まゝ卷の題となしはべる。

一 此書にもれたる事多し。そは後篇に出し侍る。卷中の文至つて拙なし、誤字かなづかひの違ひなどおびたゞし。こは予が愚若なる身なれば詮方なし。閱する人幾重にも免し玉へかし。

文化十一曆甲戌皐月

曉 鐘 成

近來嘯の苗目次

卷之一

皇帝御諱之事

四七七

年號改元之事并御勅使御參向之事

四七七

天滿宮正遷宮之事并御迎ひ舟人形之事

四七七

龍昇天之事

四七九

大佛懸地之事

四七九

住吉反橋再建之事

四七九

惣輪流行之事

四七九

德本上人之事并應頂山開基之事

四八〇

荒陵山回祿之事并舊記之事

四八〇

同諸堂假立之事

四八一

市中風流行之事

四八一

忠臣藏七役之事并矢口淨留利之事

四八一

廓ねり物之事并に太夫天神之事

四八二

攝河大洪水之事并に御仁政御觸之事

四八四

水災村書之事并に施行高之事

四八五

諸國洪水年曆之事

四八七

卷之二

攝河洪水見立の事

四八九

明依御褒美之事

四九〇

住吉回祿之事

四九一

瀬川路考乗込之事并蠟甲茶の事

四九一

奉幣使御參向之事并御道すじの事

四九二

澤上江村白牛之事并牛之説

四九四

麻疹流行の事并往古より年曆之事

四九四

年號改元の事

四九五

七社奉幣使の事

四九五

鶴巢をくむ事并鶴之説

四九五

藤井寺開運の事

四九六

大佛作り物の事

四九六

卷之三

奉幣使御通行の事

四九七

太夫甘酒之事

四九七

大童山之事

四九八

花火御法度之事

四九八

脚氣種滿流行の事

四九八

施行御褒美之事

四九九

葭屋橋成就之事并發句の事

四九九

三寶院峯入之事

四九九

東福寺開帳之事

五〇〇

御靈宮焼亡之事

五〇〇

道頓堀出火之事

五〇〇

諸國大豊年之事并に稻の名の事

五〇〇

東都大火之事并に御大名類焼屋敷付

五〇一

仙臺錢不通用之事并に狂歌之事

五〇三

道頓堀出火之事

五〇三

聖護院峯入の事

五〇三

琉球人來朝の事并に正使副使列書

五〇三

同來朝年曆之事并に道法之事

五〇五

卷之四

金銀融通御仁政の事并に市中買米の事、同石高の事

五〇七

拳頭煎餅流行の事

五二一

卷之五

住吉卯の日祓の事

五三三

四天王寺鐘鑄の事

五三三

あじろ笠の事并發句の事

五三三

湖水吹越洪水の事并洪水謎の事

五三三

竹田近江大椽追善の事

五三五

小説本歌舞妓に直す事

五三五

市紅好の事并自來也鞘の事

五三五

隱賣女御法度の事

五三五

兩座同狂言の事并役者勝負附の事、濡燕唱歌の事

五三六

泉岳寺開帳の事

五三八

芝翫東武に下る事

五三八

淺野内匠頭法號の事并義士石碑の寫詩文和歌の事

五三八

番舟流行の事并菱垣舟印の事

五二

門松注連繩御觸の事

五三

卷之六

能常舞臺之事

五四

大相撲繁昌之事

五四

廓大火の事并方角始めの事

五五

猿猴大坂へ着する事并見世物の事

五五

伊勢御遷宮之事并猪參宮の事

五五

難波新地新川新建の事并新地開發之事

五五

住吉社正遷宮の事

五六

半堂大矢敷の事

五六

武庫川炮術の事并順番次第附

五六

市中に毒降尊の事

五六

升改之事

五七

市中に毒降尊の事

五七

難波橋御修葺の事并大橋間敷之事、本朝橋の始り之事

五八

帟子頭巾流行の事并頭巾の解

五九

近來
見聞 嘸の苗卷之一

曉 鐘 成 著

○皇帝御諱之事

自_レ神武天皇第百二十代今上皇帝は、後桃園院の皇子にして、御諱を兼仁と奉_レ稱。明和八年御降誕。安永九庚子年十二月御即位。則ち御母君は盛化門院御所〔割註〕近衛故准三后内前公御女也。〕也。

因に云、皇帝御諱を兼仁と奉_レ稱。故に京都は勿論諸國々にても、心ある者は奉_レ恐て、世事通用の兼の文字を兼かよふに書用ゆ。此故を知らざる者は、あやしき筆法と思ひ侍る人もまゝあり、よく思ひあわせ玉へかし。〔割註〕自_レ神武帝_二當享和元年迄、年數二千四百八十八年に及ぶ。〕

○年號改元之事

寛政十三年辛酉二月五日、革命によつて年號改元宣下、享和と改たむ。同十三日大坂三郷町中御觸渡し有_レ之。則ち唐土にては嘉慶六年に當る。同三月十四日年號改元に付、伊勢太神宮へ御勅使御參向。

花山院右大将愛徳卿

祭主藤浪二位季忠卿

此外地下之官人數多、道中行列嚴重にして美々しき事共也。列書は略_レ之。

同十八日、彼地において奉幣の御儀式有_レ之。〔割註〕大化より享和元年まが千九十七年に及ぶ。〕

○天滿宮正遷宮之事

同年四月上旬より、天滿天神の御宮御普請成就し、正遷宮の御式有_レ之。並に三七日神樂執行。是によ

つて參詣群集し、晝夜をわかず賑わし。當社夏神事の節、神輿渡御之御迎ひ船とて、安治川邊より出る人形舟は諸國まで高名也。此度正遷宮に付、御宮近邊町家の店先をかり、彼人形ことごとく饒る。其美なる事筆頭に盡しがたし。あまねく知るところなれ共、近頃右人形皆々打揃ひ出る事まれなれば、いまだ見ぬ兒童のはなし草にもなれかしと、其町名を爰に記す。

鐘 爐 雜喉場町 神功皇后 木津川町

樊 噲 江の子じま東の町 武内宿禰 我じま町

西王母 木津川町 鎌足 寺じま町

白樂天 我じま町 安部保名 安治川上一丁目

關羽 江の子じま東の町 葛の葉 寺じま町

張良 寺じま町 此下藤吉 木津川町

菊慈童 九條村町 坂田金時 江の子じま東の町

石橋 木津川町 木津勘助 天まやしき

猿田彦 木津川町 濡髮長五郎 江の子じま東の町

戎三郎 我じま町 奴與勘平 安治川上二丁目

布袋 木津川町 豆藏 木津川町

三番 雙 富じま三丁目 奴妻平 咲よし町

海士 江の子じま東の町 源九郎狐 我じま町

狸々 上ばくろ こんくわい 中福しま

天神花 江の子じま西の町 鯛 ざこば町

蝶の舞 江の子じま東の町 雀踊り 江の子じま西の町

右三十二艘也、ことごとく御宮近邊飭る。前代未聞也

○龍昇天之事

同年五月中旬。攝州海邊より恠風起り來つて、大坂市中をあらすこと夥し。中にも江戸堀三丁目河波どのぼし邊より、北會根崎新地芝居大いに損じ、堂じま中のしま所々破損す。或ひは恠我人も有しよし、夫より段々吹田邊を荒し、丹波路へかゝり、いよゝ恠風つよくして、樹木をぬき農家を倒す事夥し。是龍の昇天せしと云ふ。

○大佛懸地の事

同年五月上旬より六月迄、高津新地明地に於て、京都大佛釋迦の像を懸地に寫し見する。其たけ十五間餘なり。夥しく諸人數多群集す。

因に云、寛政十年午七月二日、京都大佛殿雷火にかゝりて回祿す。翌十一未年、生玉本町の寺院境内の樹木、釋迦の像に見ゆるとて、諸人群集なす事もありし、是を大佛倂といふ。此度のかげ地も、いまだ大佛拜せざる兒童などに、せめて其形を拜さんと、日々群集して賑しく、六月の末に至り止ぬ。

○住吉社反橋再建之事

同年六月十九日、攝州住吉社境内反橋普請成就して、辰の刻渡り初の儀式行はる。

中頃は大いに破失して、永らく諸人渡る事をとゞめありしに、此度普請成就なりて、參詣の諸人は是を渡るを一興とす。

○物輪流行の事

同年夏の頃より、女の蟬髻つとに入る針金に、物輪と名づくるもの流行し、今に至つて専ら用ゆる。此異名をへたなしとて、いかなる不重寶なる女なりとも、よく髪の毛の出來るをもつて、下手なきゆへに、一名をへたなしとよぶとぞ。此頃世人の口合に、「そうはゆふて吳んがよいと云ふ事、色里市中共に流行す。

○德本上人の事

同年十一月廿五日、紀伊國より德本上人、攝州豊島郡應頂山勝尾寺の山上に入玉ふ。是より山上において終日念佛修行し玉ひ、諸人に十念をさづけ玉ふゆへ、人々參詣す、近頃世人聞傳へ、老若男女のわかちなく、我もく々と群集なす事夥し。道徳のありがたき事、世人よく知る處なれば記さず。〔割註〕常に木食なし給ふ故に、木食上人とも云。」

因に云、當山開基は開成座主かひせだす、光仁帝の御子にして、桓武天皇の御兄宮にてましませしが、幼きより佛乘に深く心ざし、天平神護元年正月朔日に、ひそかに宮を出玉ひて此勝尾山に入、石を疊て塔とし、其かたわらに禪晏し居玉ふに、自から二鳥日々に物をふくみ來りあたふ。其味ひ甘美し、是をなめて四十餘歳經玉へ共、飢る事なく寒き事なし、かつ雨露にもおされず、善仲、算善の二師庵を結びて、もとより此山に居す。座主開成此二師について剃髮受戒し玉へりとなん。かく往古より難有靈地なるをもつて、此度德本上人入らせ玉ふとなん。〔割註〕當山は聖武天皇神龜四年の草創也。今文化十一年迄千八百八十八年に及ぶ。」

○荒陵山回祿の事

同年十二月四日の夜子の刻より小雨降り、雷しきりに鳴動せしが、忽ち東生郡荒陵山四天王寺、雲水の大塔二重目へ雷おち、夫より雷火散亂して、金堂講堂は云ふに及ばず、諸堂三十七棟焼亡し、東門西門御靈陰推寺等は恙なし。

近くは天正四年五月三日、寇火にかゝり焼亡し、其後慶長五年に再建に及ぶ。又元和元年五月三日兵火にかゝる。同三年將軍家より命ぜられて再建に及び、已に舊觀に復す。此時寶塔を和州額田部村額安寺にありしを、台命によつて此所に引移す。層毎に雲水の彫物ある故に、世に雲水塔と云。又寛文四年に修補ありて、境内東西八町南北六町、諸伽藍ことくくむかしにことならず巖然たりしに、又々此たび

雷火のために焼亡す。天災とは云ながらおしみてもおしむべき事哉と、諸人落涙に袖を催ほし侍る。此時太子堂北の門に猫の彫物あるを、「割註」世人左り甚五郎の作なりと云傳ふ。毎年元朝此猫聲を發すると云。よつて猫の門と名付く。難波村百姓何がし此彫物をはなちて持歸り、火鎮つて後天王寺に送りかへし今に存せり。「割註」當寺は用明天皇二年之草創。聖德太子の御願也。推古天皇元年十月、四天王寺を難波の荒陵に移す。仁明天皇承和二年、大塔に雷落て心柱折る。石鳥居永仁二年忍法上人造營。正安元年大地震にて大いに損る。乾元元年に柱立と云。」

○荒陵山諸堂假建之事

享和二壬戌年正月月中旬、四天王寺蓮池前鐘樓の假堂、天満市の側吉野屋九右衛門より寄進にて建立す。同十五日上棟。同二月上旬、皇太子影向堂假殿並に龜井水假家、大坂何がしより寄進にて建る。名は記さず有と之。此外あまた寄進ありといへども、事繁ければ略レ之。

○市中風流行之事

同年三月上旬より、大坂市中風邪大いに流行して、是になやまざるもの稀也。是によつて町々より風の神といへるものをこしらへ、夜毎々々に送りて川々に捨る。皆おのがさまににて、鬼形の姿、あるひは狐、和藤内、鬼の念佛、法界坊、鐘や太鼓どら螺貝を吹囃し、毎夜の賑ひ、誠に一つの珍事も云ひつべし。斯く群集するにつけて、大川邊までの道筋にては、行違ふあり、跡よりは詰かけるあり、是によつて送りゆく若もの同士喧嘩する事たびににて、夏祭に地車の前後をあらそふにひとしく、前代未聞の事共也。六月の末に至りて既に止めぬ。

○忠臣藏七役初めの事

同年三月廿一日より、道頓堀太左衛門芝居において、市川團藏假名手本忠臣藏の七役を相勤む。是大坂に於て七役のはじめ也。是迄いろ／＼ありと云へども、皆五役六役にして七役はなし。是に依ていと珍

らしきことなれば、市中の評よく、老も若きも打つれて見物せざる人稀にして、道頓堀の賑ひは言語に絶せしこと共也。役割は。

大星由良之助、高の師直、定九郎、與一兵衛、加古川本藏、天川屋義平、與一兵衛女房、右七役市川市紅相勤む。

京都にては寛政七乙卯年四月、右團藏始て相勤む。此時は師直役相勤ずして鹽冶役を勤む。外役割は大坂に同じ。

因に云、右假名手本忠臣藏は、竹田出雲、並木宗助〔割註〕千柳と改名す。〔兩人の作にして、寛延元年辰八月十四日、竹本座にて新淨留利興行す。是始也。〕

同年五月七日より、道頓堀九郎右衛門芝居に於て、神靈矢口渡し歌舞妓にて相勤む。此狂言は明和七年、東武福内鬼外の作りし淨留利にて、あまねく諸人は語り知るといへども、歌舞妓にて相勤むるは此度はじめ也。依之大繁昌なす。役割は略之。

因に云、去る老人の右淨留利を或時聞て曰、彼頓兵衛程世に強惡のものあらじ、また劍の本地てふ淨留利に、艾尾久作といふ者と、右兩人はあまり強惡過て道理たゝすとなん、大てい惡人にも四段目五段目には、娘女房あるひは親、又は子孫の因果をわきまへて善心に立歸る、是道ならずや。彼兩人の強惡に書しは作者の非也、とへんくつにいはいはれしが、理りにも又おかし。

○廓ねりものゝ事

同年六月夏祭神事に、新町よりねりもの出る。當新町は大坂の廓にして、練物など花美成事其一にして、世人よく知るところ也。右ねりもの番附を筆のついでに記す。

享和二戌之年

ねりもの番組

唐詩選

見附

能舞臺

自言歌舞
長千載

先囃子

太 鼓よし屋浪江
津の國屋民野

鉦

中の折屋床野
扇大鬮彌

三 絃八百新みすへ
扇大しげの

同たけの
よし屋かりう

笛 二人

功名耻計
擿生數

巴 東扇や 粧山太夫

不知心
恨誰

橋 姫同

喜代徳

紗窓宿
斗牛

壽 老人同 雛路太夫

已 見
寒梅發

かさし
の梅 瓶 絹 染 絹

玉帳分弓
射膚營

たいかう
久吉 繪 屋 桃の井

花間笑
語聲

春の踏
にし扇屋 歌路太夫

越女含情
已無限

女の童同 道芝太夫

平 一生
一片心

一休禪師 扇 大小 梅

壯士髮
衝冠

相撲取 宿禰 東折屋 よし野

封 衆心歸

秦始皇帝 髓 屋 奥州太夫

涙 日南珠

海 士 中扇屋 荻の江

連理織成衣

跡囃子

太 鼓さか清おきの
西おりや小ゆか

三

絃 茨木安かち
同 若松

西折屋おとの
よし屋龜鶴

小 鼓 二 人
笛 二 人

見送り臺 瑞 籬

此時出てより今に至つてねりものゝ沙汰を聞ず。

因に云、延寶七年の難波雀に、

太夫廿七人、天神六十九人、かこひ八十九人とあり。

此後安永年中はむかしにかはらず。天明三年に至つて改むるに、

太夫六十七人、天神百十七人、鹿戀二百四十八人、太夫屋六間也。

傘印しは、



大 坂 屋 吉 藏



茨 木 屋 熊 次 郎

に し

東



樋 屋 利 三 郎



樋 屋 藤 七

に し

ひ が し



扇 屋 四 郎 兵 衛



扇 屋 三 郎 兵 衛

右六間也。近頃は東西中の扇屋樋屋と四間也。傾城の數は、時々出す爪じるしにくわしければ略

レ之。

○攝河大洪水の事

同年六月廿七日の夜より、大雨頻りに降出し、廿八日、廿九日と風雨烈しくして、しばらくも止まず。

七月朔日より洪水攝河二州に溢れ、村々二百餘箇所水災にて、百姓東西に奔走して憊勞すといへども、

公の命令即時に行渡り、有難くも夫食を玉はり、水難の人數雨露をしのぎ飢餓を免れぬ。御仁政あふぎ

ても猶あふぐべき御恩澤、筆頭に盡しがたし。右洪水によつて七月一日未の上刻、三郷町中早々御召にて、被_レ仰渡_レ有_レ之趣左に記す。

御觸書

一攝河東在々へ洪水込入、百姓家突流れ、又は水込に成候箇所、多有_レ之趣に相聞へ、百姓共逃延候へ共、當然の食事可_レ及_レ難儀。右に付近在難儀之場所へ、從_レ公儀。夫食手當等有_レ之儀には候へ共、當三郷町々よりも施行志之者有_レ之ば、勝手次第之事に候。乍_レ然陸路持運び難_レ成見合居候者も有_レ之候はゞ、早々月番之御役所へ可_レ申出_レ候。舟手番申付可_レ遣候。

一當表迄立退罷越候在方の者共、三郷内に親類知音等も無_レ之及_レ難儀候者有_レ之候はゞ、是又見懸り候町々において、いたわり食事施し遣し可_レ申候。

戌七月

右之如く三郷へ御觸渡し有_レ之

是によつて町々より思ひ_レの施行もの、我も_レと持行、中々筆にも盡し難し。此時大坂表に所縁なきものは、御城近邊に假小家をかけられ是に居らしめ、又は道頓堀芝居の内に入置る。是によりて加程夥しき洪水なれども、死亡人無_レ之事。ひとへに君の御恩澤有難き事ならずや。

○攝河二州水災之村書

攝州 東生郡四十九箇村

西生郡十二箇村

島上郡二十七箇村

河州 交野郡八箇村

讚良郡十三箇村

若江郡廿六箇村

澁川郡十箇村

茨田郡八十九箇村

河内郡五箇村

郷村合二百三十七箇村

惣高十一萬七千五百五十四石四斗二合

御國役堤切處

島

攝州廣瀬

一箇所
四十間餘

同上

高濱

六箇所
百四十四間餘

同上

上牧

一箇所
三十間餘

同

前島

八箇所
三百卅間餘

同

冠

四箇所
二百四十間餘

同

大塚

二箇所
百三十間餘

西

野里

一箇所
四十間餘

同

申

二箇所
六十間餘

同

福

一箇所
三十八間餘

同

野田新家

二箇所
三十八間餘

同

六軒屋

一箇所
十間餘

同

九條

二箇所
三十八間餘

東

野田

一箇所
二十間餘

茨

仁和寺

二箇所
百五十間餘

同上

點野

一箇所
百三十間餘

交

楠葉

五箇所
九十四間餘

同

上島
下島
狼父立會

流村合二十一箇村

切處合四十餘箇所

間數合千六百十一間餘

宇山楠葉

三箇所
六十九間餘

此時切所之堤に土俵入用に付、三郷町々へ明俵繩等可差出御觸有之、此後度々御觸有之共、事繁ければ略之。

大坂表にては野田知成ばし、葭屋ばし、清川ばし、安治川ばし等落る。天満ばし、天神橋は半大いに破損す。

施行高之事

一金百貳拾貳兩參歩

一銀八貫五百貳拾目

一錢壹萬五千卅壹貫文

一米三千二百八十八石餘

一麥九十六石六斗

一煎豆煎麥百五十石八斗

一麥粉二十一石四斗餘 又八百六十袋

一味噌三千八百廿貫目 又四斗樽八十三樽

一同竹皮包九千七百包

一鹽七十六石

一香のもの百八十九樽 又八千七百本

一梅千十六石六斗餘 又五十四石

一茶千五百四斤

一昆布、荒和布三百七貫七百目

一薪八千五十貫目餘

右の外、半紙、ちり紙、干魚、鰯、雜喉の類ひ、或は茶、菓子、茶碗、手拭、團扇子、笠、草履等あまた有之といへども、事しげければ爰に略す。右は七月十日迄の御書上也。其後追々日に増し施行有之候へ共、追て記し侍る。

○往古より諸國洪水之年曆

欽明帝廿八年	白雉三年	天平六年	養老元年
天長九年	寬平三年	延喜十六年	同十八年
永祥元年	長徳四年	寬弘八年	承徳元年

長承三年	安貞二年	寛喜元年	建仁元年
建保二年	正嘉二年	嘉元元年	文和二年
應永十二年	應永三十四年	應仁二年	永正十五年
享祿三年	同九年	同十三年	同十九年
天文七年	天正六年	文祿四年	寛永四年
慶安三年	承應二年	萬治三年	寛文二年
寛文十年	延寶二年	天和二年	正徳五年
享保十三年	寛保二年	寛延二年	寶暦六年
同七年	明和三年	同四年	安永六年
安永七年	天明元年	寛政三年	

如レ斯國所月日は事繁ければ略レ之、
當年にて五十二箇度に及ぶ。

近來見聞 嘯の苗卷之二

○攝河洪水見立之事

享和二壬戌年七月攝河洪水に付、何人歟かく作りけん、此度の一件を番附におもしろく見立けるを爰に出す。

享和二壬戌年六月廿八日より

ねぬもの、番附

見づけ臺

たづね求めて
ゆかりの月

うしと見て流れぬ

むかしなつかしく

先囃子

堤切口には

太鼓

かどりたき
たい松しば

地下のお寺にしらせの

鉦

つりがねおと
あわてるおしやう

在所のおどり

琴

しばいとめ
米市たか

しやみせん

つかりいへ
同こめ
川ぎし柳
並木まつ

けないどが
ふいどがへ

貳千人

かわひ男に
逢坂の

在所の嘯

見くりや
しき野

關よりつらい
よのならい

源八の百姓

川さきの
おくら

思わぬ人に
せきとめられて

野邊の農人

ゆきとめ

今は野澤の
ひとつみづ

在々所々

ゑらいふじ

すまぬ心の
中にもしばし

櫻宮神主

鳥いわへ

住ばゆかりの
月のかげ

施行もらい

ひだるい
おなか

しのびてうつす
まどの月

二階住居

舟仁て

ひろひ世界に
住ながら

お救場の舟

京ばしめ

せもふ樂しむ
誠とまこと

土手の住居

こわ伊と

こんな縁にしが
からにもあろか

堤の上

やりたいや
か

花咲里の
春なれば

玉造
二軒茶屋

魚し仁け

見送り臺

御祓挑燈

雨やしげりて

名やたゝん

此番附を見て或客の曰、

ア、浮川竹の流れの身、早ふ引やうにしてやりたいナア。

○明依御褒美之事

同年十月廿二日、先達て洪水のせつ御用に付、明俵並に繩等差上し處、此度右御褒美を被_レ下置_レ候。御觸書の寫し左に記。

此度洪水に付、淀川通國役堤切所、假_レ切場所御入用之明俵繩等買上る積り、先達て町々へ爲_レ相觸_レ候所、多分無代にて早速差出し候段、奇特之儀に付乍_ニ少分_一銀五十枚相渡し候條、致_レ勘辨_一夫々へ可_レ相渡_レ候。

戌十月廿二日

右之如く三郷町中へ御觸有_レ之候なり。

○住吉社燒亡之事

同年十月廿八日、子之刻より雨降り雷鳴動して、住吉大明神之社頭に雷火落て散亂して、四社正面左右の御門、神樂所、おもとの宮、上客殿の邊り残らず燒失す。南の惣門市の惠比須反橋等恙なし。近頃は打續き大佛天王寺、又此度住吉社燒亡に及ぶ事、いかなる故やらんと人々おそれ愁ひぬ。(割註)當社は神功皇后之御建立也と云。天喜元年に炎上し、其後建久六年に炎上すと云。

○瀬川路考乗込之事

同年十一月十九日より、道頓堀九郎右衛門芝居において、顔見世初日を出す。此度東都より若女形瀬川路考乗込みす。則東金草浪花着綿ちうきんぐさなみのきよわたと瀬川を祝して題す。顔見世藝の評判よく、浪花のひいき日々に彌まし繁昌なしぬ。此路考以前は市山富三郎とよびて、中村富士郎門弟なりしが、東都へ趣きて日本一の若女形と立られける。

此頃市中色里に、路考茶と云ふ染色大いに流行する事、右路考顔見世藝のせつ、こし元お百となり、女占ひの着付に、此茶染の衣裳を着しより、是を路考茶とよびて専ら流行し、今に至つて此茶を世人用因る事とはなりぬ。

に云、むかしよりかよふの類ひまゝあるは、先髻に、

三德髻、三升徳次郎物好よりして始る。

勝山髻、勝山仙列はじめて結しより流行。「割註」或説に曰、江戸吉原巴屋勝山と云女郎始むとも云。

大吉髻、姉川大吉始む。

信夫がへし、□澤いろは好みて始む。

染色に、

千彌染、中村千彌はじむ。

小太夫鹿の子、伊藤小太夫はじむ。

帯に、

吉彌むすび、上村吉彌始てむすぶと云。

近來にては璃寛茶、坂東髻など種々ありといへ共、しらぶるにいとまなし。追て考へ出す。

或染殿のいはく、彼路考茶とよぶは女形の名にしあふゆへ、下さくなりと思ふ人もまゝあれども、左にあらず。蠟甲茶なり。其故はまづ蠟燭やびん附やなどにて、鍋にて蠟をたく事あり、たきて後に是をさます、此色よく此茶に似たり。扱又風あたりてさむるにしたがひ、一面にひゞき入て龜甲の如し、故に二つの文字をとりて蠟甲茶とよぶとぞ語りしが、實せいは道によつてかしこしと笑ひぬ。

○住吉奉幣使の事

享和三癸亥年正月廿一日、攝州住吉社回祿に付、奉幣使御參向有之。

飛鳥井少將雅光朝臣

建久六年住吉回祿之時、飛鳥井家奉幣使に立玉ふ先例なるよし。

因レ茲、同十七日右御仰渡し有レ之、
攝州住吉社回祿に付、

奉幣使發送有レ之間、來る廿三日より同廿五日迄、三郷町續き寺院は勿論、町方共鐘鉦の音堅相愼
可レ申事、諸法事執行候共穩便に可レ致候。

一諸勸進之僧尼鐘打候義致問敷候、

亥正月十七日

○奉幣使御參向御道筋

來る廿二日京都出立枚方泊り、廿三日大坂表へ野田町相生西の町右へ備前島橋渡り、網島町鮎屋卯兵衛
方に於て晝休み、夫より備前島橋左へ京ばし渡り、同所六丁目迄高麗ばし渡り、同所貳丁目境すじ南へ
長町まで、夫より住吉御參向。同所にて二夜滞留有レ之。同廿五日住吉出立、道筋は長町すじより鹽町
三丁目まで、夫より左へ心齋橋筋迄、同所北へ梶木町同所左へ七郎右衛門町壹丁目、船町ばし西へ渡
り、西濱側を玉水町かじま屋久左衛門方へ御立寄有レ之、夫より西國橋渡り濱側北濱貳丁目迄、右之境
筋左へ今橋壹丁目今ばし渡り、網じま町鮎卯方に於て晝休み、夫より備前じま橋渡り、京街道道すじ野
田町枚方泊にて、廿六日歸京。右之道筋掃除は不レ及申、石佛石塔芥捨場雪隠、其外見苦しき所はよし
簾を以てかこひ、又は佛壇屋位牌借物屋等は、店先屏風にてかこふ。道すじ葬送不淨之輩牛馬等、往來
どもにて嚴重也。

此御行粧を拜み奉らんと、大坂市中は云ふにおよばず、近在所々より御道筋に群集なす。
住吉に於て二日御逗留有レ之時に、

住よしの里に賑ふ此春はかみと君との恵み重ねて

かく詠じ玉ひしとなん。此外數多御詠有と云へども、詳ならざれば追て記す。

雅光朝臣

○澤上江村白牛之事

同年春但馬國より、攝州榎並莊澤上江村植田某方へ白き牛來る。是より此家に飼置れしが、追々諸人聞つたへ、彼白牛を見んと行人夥し。別して奇なりと云ふにたらざれども、稀なる物ゆへかく群集す。

新語園牛説に、牛に數色あり、黃黑赤白駮雜の者、亦た其中に白牛は靈なりとあり。

因に云、世に白牛散と云練藥あり。是則白牛の涎をもつて製せしよしなれ共、他所に商ふはたしかならず。右植田氏に製するところの白牛散は、是正眞なるがゆへ、遠近の國々より求めに來る人多し。功能は世人能知る所なれば略レ之。

○麻疹流行之事

同年三月下旬より、麻疹大いに流行して、世人是が爲になやみ死する人夥し。五月下旬に至つて既にやみぬ。

此時はしか流行の見立番附いろく出る。淨留利文句の抜書見立、或ひは端歌文句料理獻立ねり物番附、さまざま出るといへどもくだくしければ略す。

右見立文句の中にも、

山姥文句

悪性ゆへにしぞこのふ

辻君のうはさ

忠臣藏文句

日本人のあほうの鑑

同断

かく見立に入し其故は、此頃長堀濱邊にて辻君を買したわれ男有しが、忽ち其座にて即死せし事ありて、市中の取沙汰まちくにて大評判となり、剩さへ見立番附に入て板行となること、言語道斷の事どもなり。

むかしより痘瘡流行の年曆たしかなれ共、麻疹少し詳ならず。先天平九年に流行して、五十四年後延暦九年、又貳百九年經て長徳四年、又六百八十三年過て文明三年とあり、此間至つてながし。是は兵亂の砌にして記し落せし歟。此後慶安三年、元祿三年、享保十五年、寶曆三年、安永五年、當享和三年なり。

○年號改元の事

享和四年甲子二月十一日、年號文化と改元有_レ之。則ち唐土にては嘉慶九年に當る。

○七社奉幣使の事

同年二月廿四日、年號改元に付、七社奉幣使御參向有_レ之。

伊勢 藤浪新二位實忠卿

石清水 大炊御門大納言經文卿

加茂 飛鳥井中納言雅威卿

松尾 柳原左大辨宰相均光卿

平野 葉室右大辨宰相賴壽卿

稻荷 川鰭少將公陳朝臣

春日 正親町中納言實光卿

以上七社奉幣使御參向。但し伊勢稻荷は次官無_レ之よし。

○鶴巢籠りの事

同年二月中旬、攝州束成郡森の宮境内の神木の松に、鶴來つて巢をくみしを或人見付出し、夫より大いに評判たかく、日毎に諸人群集なすに付、茶店あるひは田樂茶屋など軒をならべて賑わしく、大いに繁昌しける。

次官 大原備後權介重成

次官 武者小路兵部大輔公隆

次官 富小路左兵衛佐貞隨

次官 長谷周防權守信行

次官 石野右馬權頭基標

因に云、天明八戊申年、傳法正蓮寺に鶴巢をかけし事あり。此砌も諸人群集す。

又寛政七乙卯年、阿邊野に巢かけしこともありける。或書に曰、鶴は生じて二年にして子毛落して黒點に易り、三年にして産伏し、七年にして羽翮其はり、飛て雲漢に薄る。又七年にして節に應じて舞ふ。又七年にして晝夜十二時鳴て律調に中り。又十年にして生たる物を喰す。大毛は零て茸毛生す。白して雪の如し。或は純黒にして漆の如し。泥水の汚すこと能はず。又百六十年にして雌雄相ひ視て孕む。一千六百年にして飲で食はず。胎化して產生す。與_ニ鸞鳳_ニ同く群を爲し、聖人在_レ位則與_ニ鳳凰_ニ供_ニ旬服_ニの間に翔と云。

かく目出度とりなれば、太平の御代のためしと、世人よろこびあへりける。

○藤井寺開運之事

同年三月上旬より、河内國丹南郡藤井寺、大黒天の開運の御守を出す。「割註し是甲子年成しが故也。」因_レ茲大坂は云ふに不_レ及、遠近の國々より此守りを受んと、晝夜をわかず群集する事夥し。此後所々に開運の守りを出すといへども、か様にはづむ事なし。近代稀なる繁昌なり。

○作物大佛の事

同年三月上旬より、難波新地野原において、數丈の大佛を繩むしろをもつて造り。其他四天王の像を乾物雜穀の類ひにて作り、並に大門則京都方廣寺境内のかゝり、大佛のありさま手際よく出來見事也。並におどけ開帳縁起有_レ之、市中の評判よく、日々の見物夥しく繁昌せしが、五月に至り少し故障出來して止めぬ。後には雨露の爲に、釋迦の座像も大いにそんじ、其かたちをうしなふ。其頃のはやり歌にも、

又とせまひは難波新地の大佛ケ、濡_レて破れてほねがでる

と諷ひ侍る。然れ共世に稀なる造り物也。

近來
見聞
噺の苗卷之三

○奉幣使御通行の事

文化元甲子年三月十四日、豊前國宇佐宮、筑前國香椎宮兩宮へ奉幣使御參向。

四辻中將公說朝臣

神祇官使 鈴鹿播磨守

林 權之進

御道筋は京都を十四日に御出立、伏見泊り。十五日大坂表野田町野田橋渡り、相生東之町西へ京橋渡り同所六丁目迄、今橋渡り同所貳丁目迄、鴻池屋善五郎方に止宿。翌十六日同人宅を東へ、同町北へ北濱貳丁目難波ばし渡り、天満桶の上町西樽屋町源藏町伊勢町、にしへ南富田町、北へ南木幡町、北へ北木幡町、西へ寺町北野村へ、右道筋掃除其外の被_レ仰出_レは、先年住吉奉幣使の節に同じ、よつて略_レ之。同四月奉幣使歸路に趣き玉ひ、廿八日兵庫泊りにて、翌廿九日大坂御通行御道筋は御出の節に同じ、亦々鴻池屋善五郎方に止宿被_レ遊、翌朔日歸京。

○太夫甘酒之事

同年五月廿八日より、難波橋南詰に甘酒店をしつらひ出す。此茶店に豈人の美女あり。もと此女太夫にてありしよし。不幸にしてかく落ぶれしとの評判にて、店出しの夜より來る人夥敷、名は櫻木とやらんよびけるよし。さすがにもむかしの色香散やらで、いとたをやかなる姿に、若き男など、夜毎々々に入來る事繁し、追々市中に評判たかく、是をよんで太夫甘酒と云ひ、板行に畫姿をうつし賣事とはなりぬ。右畫面の讚に、

花はむかし名は櫻木のひとよざけ

と書ける。いとおもしろし。

○大童山の事

同年六月三日より、難波新地において勸進相撲興行に付、此度出羽の國より大童山文五郎といへる者來る。當年十六歳の犬前髪にて、目方四十五貫目あるよし。土俵入計りにて立合なし。近代稀なる骨柄也。勸進元は押尾川卷右衛門。

○花火御法度の事

同年六月、市中にて子供あそびの花火、御法度之趣き被_レ仰出_レ有_レ之候。

御城並に奉行所近邊、又は川幅狭き所にて、花火揚候段不埒之至りに付、向後御城近邊は勿論、諸御役所邊其外内川並に川幅廣き所にて、大造成花火を揚、川添之人家屋根等へ火の子落散候儀有_レ之、火の元無_レ覺束_レ候間。右體之儀有_レ之候はゞ、急度可_レ令_レ沙汰_レ旨每々申渡し候へ共、年經候故忘却候者も有_レ之哉に相聞へ不埒に付、猶又申渡し候條、此上心得違の者有_レ之候はゞ、召捕可_レ令_レ沙汰_レ候間、此段被_レ申聞置_レ候事。

子六月十八日

斯の如く被_レ仰渡_レ有_レ之によつて、町々に花火御法度張紙を出す。

○脚氣種滿之事

同年五月より六月に至つて、市中大いに脚氣種滿と云病流行して、諸人は苦しみ死する者多し。此頃の説に、近來正二月頃に出る孟宗竹と云ふ竹の子を食するゆへ、かよふの病發すると云傳へてより、孟宗竹忽ち買入壺人もなし。此時迄は珍らしき頃に出る故に、買入多く直段も高く賣しが、是より今に至つて彼竹の子を用ゆる人少く、因_レ茲直もいやしく成侍る。

○施行御褒美之事

同年七月、先年攝河二州洪水之砌、市中より施行を出し、知音なき者はとゞめ救ひし功によつて、此度從_ニ御公儀_ニ御褒美下し置る。被_ニ仰出_レ左に記す。

享和二壬戌年、攝州河州洪水入込難儀之村々へ、施行物差出し、又は奇特なる取はからひ致候者共、一統奇特なる事に候。依_レ之三郷之内致_ニ施行_ニ候町々六百十三町、並新建家五箇所へ、爲_ニ褒美_ニ銀貳百十五枚被_レ下候間可_レ致_ニ割賦_ニ候。

右之通從_ニ江戸表_ニ御下知によつて申渡間、一統難_レ有可_レ令_ニ承知_ニ候。

子七月九日

三郷六百十八町に割、壹町に付拾四匁九分づゝ、

右新建家五箇所と申は、

猶村屋敷、悴が鼻、西下宿請處、東寺町前、曾根崎町上之口、是五箇所也。

○葭屋ばし成就之事

同年十一月十三日、東堀葭屋橋普請成就して渡り初有_レ之。此葭屋橋は大川より東堀へ水別れ口にて、やゝもすれば小舟なんと橋杭に打當て横たへなど、度々難儀に及ぶ事あり。是によつて此度の普請は、橋ぐひなしにて造る。則ち防州錦帶ばしの作法なりと云。是浪花の名所の一つとはなりぬ。

此時或人の句に、

舟のみ歟燕よろこぶ葭屋ばし

○三寶院入峯之事

同年七月二日、三寶院御門跡、和州大峰山へ御峯入有_レ之。同八月十七日歸路に赴玉ひ、泉州堺御泊りにて、同十八日大坂表御通行、天王寺より松江町すじ、高麗ばしを京橋へ、是によつて御行粧を拜み奉

らんと、諸人群集をなす。則ち河州枚方泊りにて、翌十九日歸京被_レ遊。

○東福寺開帳之事

文化二乙丑年三月三日より、北野大融寺において、京都東福寺本尊閻浮檀金阿彌陀佛、並に兆殿司畫く所の涅槃像、此外靈佛靈寶數多開帳せしむ。此涅槃像は兆殿司猫を入畫き玉ふ事、世人よく知る所にして他に異也。かく有難き開帳によつて、諸人參詣夥し。

○御靈宮燒亡の事

同年四月十二日夜亥之刻、龜井町御靈宮鳥井前の商家より出火にて、表門輕業小屋へ移り、芝居より本社_レの假殿其他末社悉く燒亡す。北の門觀音堂神主屋敷は殘る。因_レ茲氏地町々より寄進の米錢など地車に積み、或ひは囃子ねり物等にてはこぶ。日毎に諸人は是を見んと群集なす事、五月末に至る。當社は寛政四子年の大火に燒失して、未だ調ざる内假殿又々燒失に及ぶ。

○道頓堀出火之事

同年九月廿九日夜、道頓堀太左衛門橋南側より出火にて、角の芝居角丸若太夫竹田以上芝居四軒燒、日本橋南詰にして鎮る。

右角の芝居にては、九月朔日より雙紋廓錦畫、大切景事粉色六花形〔割註〕叶らんし、中山よしほ、中村のしほ。相勤め、大いに繁_レしけるに右出火に及ぶ。

○諸國大豐年の事

近年は早損水損打つどき、米穀の出來もあしかりしに、當年は時候よくと_レのひて、五風十雨に五穀よく熟し、萬民娛樂の聲ちまたに滿て、市中の賑ひ常に倍して、諸色の價たいらかなり。

因云、稻の花は朝毎陽氣發生の氣を得て咲そめり、しだいに靨をひらき、もみの中より花咲出る也。風なき日は四ツ時比まで花形分りやすく、日のさかんなるに隨ひ、或は風の吹にしたがひて、花形い

ろいろときよくのつき一ようならず。又七ツ時ごろより陽氣ゆるやかなるに隨ひ、陰氣を得て花しほまり、かたち分りやすく、日も夕陽にかたむくにしたがひ、花納りてもみの口をふさぐ也。此ごとく稲のみ本なりより末にいたる迄、一粒毎に遲早ありて、さきかへく凡三五日の程を経て、終に花納るなり。納ると云ふは、粃の中より出しほそき糸のごとくなるもの、粃の中へ納りて、花のにほひ散落る也。此散し花のにほひ田の中に落れば、小魚どぢやうなどよろこび、或は蟬せみなど是をくらふなり。さるによつて稲の花さきて後の田小河の鮎魚など、あじはひ格別によく、是全く稲の花の精なるべし。此花いつとなく小河より大河へ流れ出るゆへ、都て花の頃は諸魚川上々々へとのぼるならん歟。花の後には魚にあぶらのりてあじわひよく賞味する也。是全く稲の花の精にて、魚にあぶらなるべし。凡そ萬物とも稲の恩のはなるゝ事なし。されば一粒とても鹿末になすことを慎むべし。稲の名は萬葉集に水陰草みづかげとあり。柿本人麿之御歌に、

天の川水陰草のあき風に靡くを見れば時は來にけり

和訓義解に、いねはいつくしといふ略語也とあり。諸穀にすぐれて苗のいつくしき也。或ひはとみぐさ、八束穂、みふし草などいふ。藏玉和歌集には水掛草みづかけとあり。歌に、

とく植し我田の面に秋もちて水掛草ぞ刈しほと見る

夫木集には富草とあり、人麿の御歌に、

あすよりも外面の小田に袖濡て富草のさなへ植つらんかも

○江戸大火之事

文化三丙寅年三月四日辰之刻、江戸大火有之。焼出しは芝大木戸牛町邊檣屋より出火にて、南風烈しく田町金杉三田通り、赤羽根増上寺御門内半焼、同御門前不殘焼。數寄屋川岸より御丸の内神田橋迄不殘、芝新橋尾張町銀座ばし、京橋中橋日本橋本舟町室町石町本町傳馬町淺草邊迄、兩國邊やげん堀

長谷川町濱町富澤町小船町、江戸橋通り木挽町、高繩通り不_レ殘、尤小網町八丁堀は別條なし、神田小川町湯島天神本郷追分迄不_レ殘燒、下谷三味線堀邊、夫より箕輪新よし原飛火にて燒、同五日午の刻より大風雨にて、申の下刻漸々火鎮る。實に近來の大火也。

御大名方類燒御家敷、

酒井左衛門尉様	小笠原伊豫守様	松平伊賀守様	市橋下總守様	細川長門守様
御郡代やしき	松平長十郎様	藤堂和泉守様	藤堂左近將監様	加藤遠江守様
立花出雲守様	佐竹左京大夫様	松平下總守様	松前若狹守様	織田主殿守様
松平主計頭様	皆川森之助様	松平圖書様	小笠原道之助様	本多中務様
關龜之助様	天文やしき	堀近江守様	淺井長門守様	加藤出雲守様
六郷佐渡守様	松平阿波守様	松平土佐守様	松平豊前守様	久留島信濃守様
加藤作内様	松平豊後守様	松平式部大夫様	松平大隅守様	有馬左兵衛督様
諏訪若狹守様	織田大和守様	遠山式部大夫様	大久保隼人様	森和泉守様
松平周防守様	京極備中守様	柳生但馬守様	有馬中務大夫様	増上寺山門半
青木甲斐守様	中川修理大夫様	片桐新之丞様	分部左京大夫様	間部若狹守様
松平相模守様	水野壹岐守様	水野出羽守様	土井大炊頭様	備前御中屋敷
林肥後守様	細川越中守様	堀亦七郎様	松平和泉守様	秋元但馬守様
小瀬日向守様	久世大和守様	松平伊賀守様	松平伊豫守様	北之口御番所

橋にては、

金杉ばし、芝ばし、京橋、日本ばし、將監ばし、神田ばし、中橋、銀座ばし、今川ばし、江戸ばし。右之通燒失す。(割註)此頃流行歌に、「武藏坊辨慶は播磨の國で育られ、三つの上は四つ五つ六、七つ道

具を脊に負ひ、五條の橋へ急がる。或曰、是大火之印也。文字をわくれば武藏の方は土となり、道具を脊なにをひて急ぐ、是歌は世につるゝのためしか。」

○仙臺錢不通用之事

同年三月十三日、仙臺錢不通用之儀御觸渡し有之。如レ斯天明四辰年、寛政五丑年御觸有之しが、いとなく相ゆるみ、取引錢の内に専ら有之によつて、此度嚴敷觸渡し有之。右鑄錢交り有之之分、緡にて取扱ひ候分は其さし限り、吠又は蒔包等にて取扱ひ候は、其吠包一口限り取上、急度可申付旨嚴しく御觸有によつて、幼なき童迄不通用之事を知り、大地に落ある共ひろふ者もなく成しぞ淺まし。右鑄錢は御取立にて、毎月晦日まで町々會所にあつめ、御奉行所へ持參する事夥し。後には川崎御藏まで舟に持參す。彼地に於てことごとく石臼をもつてはたき、俵に入れ江戸表へ被遣しよし、是賤しき鐵砲の玉になるよし、此頃、或人の狂歌に、

諸人に捨られかくの仕合や通用とてはせん臺の錢

○道頓堀出火之事

同年七月廿九日夜、道頓堀中の芝居より出火にて、千日角まで焼、法善寺類焼す。當芝居廿九日より初日にて、鎌倉三代記、切狂言東訛戀深川、大切大踊りにして評判よかりしを、三日目夜出火に及ぶ。

○聖護院峯入之事

同年八月、聖護院の宮和州大峯山へ御峯入有之、還路大坂御通行。九月十八日泉州堺泊りにて、翌十九日大坂表に着玉ひ、東本願寺御堂を御本陣とし玉ふ。此御行粧を拜み奉らんと、諸人群集する事夥し。

○琉球人來朝之事

同年十月中旬、琉球人來朝に付、大坂表にては薩州御屋敷に逗留す。大坂表出立の日などは、諸人大川筋に徘徊して、船にて登るを見んと群集なすこと夥し。

琉球人來朝大略、

琉球 仲山王正使

副使 贊

續谷山王子

板良鋪親雲上

仲山王副使

濱 之同

小祿親方

樂師

贊儀官

當 間 同

久志親雲上

多嘉山 同

樂正

東風平 同

譜久村親雲上

島原 同

儀衛正

奧平 同

古波藏親雲上

樂童子

掌翰使

渡具知里子

外 間 同

佐久眞 同

園師

仲 吉 同

眞喜家 同

波名城 同

正使贊

本部 同

諸見里 同

伊江 同

野崎 同

外に中官下官

名 護 同

凡二百人餘

小波津 同
渡慶須 同

來朝御附

薩州御家老

川田 伊織殿

御用人

高田 猛太夫殿

御側役

富山 逸見殿

御物頭

田中 七右衛門殿

御使番

伊集院 戸右衛門殿

○琉球人來朝年曆

寛政八年	寶永七年	寶永三年	寛永七年
寛延元年	寶永二年	慶安二年	寛文十一年
天和二年	寶永七年	慶安二年	承應二年
正保元年	寶永七年	慶安二年	正德四年
文安五年	寶永三年	慶安二年	天正十一年

右十八箇度に及ぶ、

道法は、

琉球國より薩摩迄

三百里餘

薩摩より大坂迄
大坂より江戸迄

二百七十里餘
百三十五里餘

近來 嘸の苗卷之四

○金銀融通の事

文化三丙寅年十一月十五日之夜、御公儀より御差紙大坂三郷へ参る。

御用の儀有_レ之候間、明十六日六ツ時、御役所へ可_ニ罷出_一候。以上。

尙々麻上下用意、此方共詰所へ可_レ被_レ届候。以上。

江川庄左衛門 北組筆頭也

井岡半左衛門 南組筆頭

井吉三郎兵衛 天満組兼帶の筆頭

右に付十一月十六日銘々罷出候所、佐久間備後守様於_ニ御前に_一左の通に爲_ニ仰渡_一候。

近年打續米價下直に付、武家百姓共不_レ及_ニ申に_一自然と町家迄も商ひ薄き趣にて、都て金銀融通不_レ宜。

世上一統の難儀、何とか一際御救の御趣意相立候様被_レ成度、於_ニ江戸表_一厚御世話にて、御買上米等

も有_レ之候へ共、少分にては迎も直段引上げ方難_ニ行届_一。從_ニ公儀_一も御金被_ニ差加_一へ。猶又於_ニ當表_一御

買上米可_レ被_ニ仰付_一。町人共の内御仁恵を難_レ有存、買上米可_レ致者自分共勘辨の上、取調可_ニ申上_一旨御

沙汰の趣、此度江戸表より申來候間、其方共へ買上米申付候。御用計の儀に無_レ之。世上へ對し融通

に相成候儀にて、銘々年來安堵に渡世いたし罷在候。御國恩の程難_レ有奉_レ存候て、可_レ成丈致_ニ出_一世。

石高銘々封書に致し可_ニ差出_一。石高相束御趣意通に及候は、其趣を以て江戸表へ申上候間、早々可_ニ

申出_一候。尤右は米下直に附候ての儀に付、永く買持居候譯にては無_レ之。直段引上候以上は、及_ニ差

圖。追々相拂候積りに候間、其旨存可_レ致_ニ出精_一候。

右の通被_二仰付_一候に付、十一月十九日銘々致_二封書_一。惣御年寄衆中西御詰所迄差出し候所、猶又十一月晦日御召出しの上、於_二御前_一其方共封書差出し候所、少石にて中にも差圖可_レ受者も有_レ之候へ共、以_レ是御趣意通に相當らず候に付、左の通石高申付候。

隱密御用掛り

今橋二丁目

鴻池屋 善右衛門

三萬三千石

同

同 善五郎

壹萬八千石

和泉町

同 亦右衛門

三萬三千石

玉水町

加島屋 久右衛門

貳萬五千石

大川町

同 作兵衛

貳萬石

吉の屋町

辰巳屋 久左衛門

貳萬石

内平の町貳丁目

米屋 平三郎

壹萬八千石

立賣堀三丁目

近江屋 久兵衛

壹萬八千石

今橋壹丁目

平野屋 五兵衛

壹萬八千石

安土町二丁目

炭屋 安兵衛

壹萬七千石

瓦町壹丁目

同 善五郎

壹萬八千石

國水町

島屋 市兵衛

〆貳拾五萬石

十八兩替

壹萬石

瓦町二丁目

川崎屋 三右衛門

壹萬石

今橋一丁目

天王寺屋 五兵衛

壹萬石

高麗橋三丁目

油屋 彦三郎

壹萬石

壹萬石

壹萬石

壹萬石

七萬石

三萬石

三萬石

六萬石

壹萬石株

北濱貳丁目

新難波西ノ町

今橋貳丁目

同

梶木町

過書町

舟町

堂島中二丁目

玉水町

舟町

平の町二丁目

四軒町

平野町二丁目

瓦町一丁目

島町二丁目

高麗橋壹丁目 吳服店

新難波西の町

今橋壹丁目

尼ヶ崎町壹丁目

梶木町

同

肥後島町

江戸堀三丁目

玉水町

平の町貳丁目

内平の町二丁目

本町二丁目

長堀茂左衛門町

平野屋 仁兵衛

絆屋 善右衛門

鐵屋 庄右衛門

大黒屋 源兵衛

三井 八郎右衛門

和泉屋 次郎右衛門

山本 三治郎

鴻池屋 市兵衛

升屋 平右衛門

千草屋 宗十郎

山家屋 權兵衛

加島屋 五兵衛

同 安兵衛

茨木屋 安右衛門

米屋 長兵衛

平野屋 新兵衛

泉屋 吉次郎

内平の町

貳拾四萬石

七千石株

日野屋 松次郎

伏見多島町

小橋屋 伊右衛門

江戸堀五丁目

釣鐘町

尼ヶ崎町壹丁目

高麗橋二丁目

平の町二丁目

同 三丁目

七郎右衛門町一丁目

金田町

新靱町

長堀宇和島町

京橋貳丁目

拾五萬四千石

五千石株

今橋貳丁目

尼ヶ崎町二丁目

高麗橋壹丁目

瓦町二丁目

大庭屋 次郎左衛門

鳥屋 利右衛門

鴻池屋 伊兵衛

紙屋 市右衛門

和泉屋 六郎右衛門

油屋 德三郎

天王寺屋 彌七

平野屋 宗之

吹田屋 六兵衛

雜喉屋 三郎右衛門

鹽屋 彌兵衛

淡路町切丁

高麗橋一丁目

四軒町

平の町一丁目

同 二丁目

小久太郎町三丁目

南久太郎町二丁目

木挽北之町

岡崎町

吉野や町

天満十丁目

和泉屋 治郎右衛門

榊屋 九左衛門

上村屋 九兵衛

炭屋 彦五郎

海部屋 善次

近江屋 富太郎

榊屋 傳兵衛

松屋 清五郎(大丸)

葭屋 傳右衛門

川崎屋 武兵衛

吉野屋 九右衛門

鴻池屋 德兵衛

米屋 伊太郎

越後屋新十郎(三井糸店)

櫻井屋 八郎兵衛

尼ヶ崎一丁目

大豆葉町

江戸堀三丁目

瓦町一丁目

井筒屋 平治郎

具足屋 七左衛門

傳法屋 五左衛門

昆布屋 伊兵衛

安土町一丁目

廣屋 徳右衛門

立賣堀南町

備中屋 利兵衛

京橋六丁目

大鶴屋 九藏

天満立田町

紀伊國屋 加右衛門

天満樋の上町

大根屋 小兵衛

同 堀川町

茶屋 吉右衛門

七萬石

猶又晦日の夜市中へ御觸左の通、

口達

一近年打續米價下直に付、武家百姓共は不_レ及_レ申、自然と町家迄も商ひ薄き趣に付、都て金銀融通不_レ宜。世上一統迷惑の由に候間、何れ其儘に可_ニ差置_一筋に無_レ之儀、追々厚御世話被_レ盡候に付、於_ニ江戸表_一御買上米の被_ニ仰出_一。當地にても御買上米も被_ニ仰付_一候へ共、米直段引立候程の儀にも不_レ至候に付、町人共の内あれこれ當分の間、買入米いたし直段引立候。直合に従ひ賣拂候筈に申付候。畢竟買上米爲_レ致候儀は、世上日用金銀は勿論、諸事の融通不_ニ差支_一爲と有_レ之候間、右買上米を申立てに致、諸家并に諸向爲替金銀、其外共差滯させ候ては、御趣意通にも振れ候間、御仁惠の程能々相辨へ、銘々渡世は付候ても、世上の融通不_ニ差支_一様心懸、夫々家業可_レ致_ニ出精_一候。

右の通末々迄得と申聞可_レ置候事、

寅十一月 右の通被_ニ仰出_一候間、末々迄念入可_ニ相觸_一候、

寅十一月晦日

北組惣年寄

十二月二日御召し出しの上、右の通高被_ニ仰付_一候、

三千五百石株

北濱二丁目

肥前屋 又兵衛

梶木町

尼ヶ崎屋 七左衛門

今橋壹丁目

堀屋 七右衛門

今橋二丁目

紙屋 治兵衛

高麗橋三丁目

苧屋 半兵衛

高麗橋三丁目

鴻池屋 和五郎

和泉町

鴻池屋 榮三郎

納屋町

大津屋 吉兵衛

小倉町

米屋 三郎兵衛

備後町一丁目

錢屋 宗兵衛

近江町

光吉 三郎兵衛

堂しま四丁目

大島 荒之助

四萬貳千石

貳千石株

北濱壹丁目

島屋 市九郎

北濱町壹丁目

近江屋 長左衛門

今橋壹丁目

堺屋 左兵衛

四軒町

油屋 齊助

上人町

油屋 次兵衛

高麗橋三丁目

鴻池屋 茂兵衛

吳服町

油屋 長藏

道修町一丁目

袴屋 仁右衛門

道修町壹丁目

内田屋 宗兵衛

同

同 かつ(代判伊助)

平の町壹丁目

日埜屋 長右衛門

内平の町一丁目

日野屋 清三郎

同

源江屋 勘兵衛

舟越町

長濱屋 平三郎

内平町の貳丁目

長濱屋 伊兵衛

内平の町二丁目

明石屋 道阿彌

同

米屋 吉右衛門

内あわじ町二丁目

小西屋 勘左衛門

淡路町壹丁目

日野屋 三十郎

内平の町

日野屋 七郎兵衛

内平の町

長濱屋 與兵衛

同

同 宗七

島町一丁目

米屋 喜助

京橋五丁目

長濱屋 徳兵衛

京橋六丁目

信濃屋 勘兵衛

瓦町一丁目

近江屋 八左衛門

瓦町一丁目	近江屋	仁右衛門	同二丁目	同	與兵衛
安土町壹丁目	金屋	彌太郎	上魚屋町	井筒屋	庄左衛門
本町一丁目	伊丹屋	四郎兵衛	本町二丁目	奈良屋	宗右衛門
同貳丁目	布屋	半兵衛	ひなや町	生貝屋	吉左衛門
唐物町二丁目	信濃屋	勘四郎	北久太郎町三丁目	繪具屋	太郎兵衛
南久寶寺町一丁目	和泉屋	宇右衛門	安堂寺町一丁目	大和屋	利兵衛
長堀茂左衛門町	蒲島屋	治郎吉	油町三丁目	田邊屋	仁兵衛
石灰町	錢屋	左兵衛	白銀町	淡路屋	太郎兵衛
南瓦屋町	河内屋	もと	助右衛門町	和泉屋	治兵衛
長堀宇和じま町	雜喉屋	藤右衛門	出口町	岩田屋	七郎左衛門
阿波橋町	玉屋	五兵衛	納口町	鋸屋	治郎兵衛
齋藤町	島屋	利右衛門	布口町	伊勢屋	藤四郎
舟町	かじま屋	幸七	白銀町	綿屋	武兵衛
上中の島町	辰巳屋	省兵衛	北富田町	加島屋	清右衛門
菅原町	河内屋	九兵衛	旅籠町	伊賀屋	半兵衛
旅籠町	伊賀屋壽加(代判半兵衛)		堂じま舟大工町	天王寺屋	源之助
堂じま彌左衛門町	大和屋	甚兵衛	同濱二丁目	西村屋	喜右衛門
同	難波屋	太助	同三丁目	境屋	善六
同濱三丁目	米屋	喜兵衛	同	伏見屋	八兵衛
同	拵屋	源右衛門	同	大阪屋	吉兵衛

安治川南

小 西 新 六

安治川

野田屋 長兵衛

江戸堀三丁目

平野屋 四郎五郎

豊後町

和泉屋 利兵衛

内平の町二丁目

小山屋 吉兵衛

富じま二丁目

藤田源 七郎

拾四萬四千石

十二月五日、御召の上石高左に被_レ仰付候、

千石株

北濱二丁目

高池屋 松治郎

梶木町

天川屋 太 藏

尼ヶ崎町一丁目

河内屋 勘四郎

尼ヶ崎町二丁目

助松屋 新次郎

同二丁目

米 屋 助右衛門

同

鍵 屋 龍三郎

四軒町

伊丹屋 三郎兵衛

本天満町

鴻池屋 治郎兵衛

吳服町

和泉屋 伊兵衛

吳服町

鍵 屋 九兵衛

道修町三丁目

鳥飼屋 直 藏

平の町壹丁目

小西屋 長右衛門

平の町二丁目

和泉屋 新右衛門

あわじ町一丁目

小 西 角 兵衛

淡路町一丁目

大津屋 新 助

同

同 左兵衛

同

日野屋 善兵衛

同

日野屋 善 六

津村西之町

石川屋 四郎兵衛

南渡邊町

藤 屋 新右衛門

本町三丁目

綿 屋 長三郎

南本町二丁目

菱 屋 治右衛門

唐物町四丁目

八幡屋 忠兵衛

北久太郎町三丁目

奈良屋 忠兵衛

南久寶じ町二丁目

小山屋 忠兵衛

南久寶寺町三丁目

平野屋 甚之助

同四丁目

大黒屋 伊兵衛

安堂寺町二丁目下半

丹波屋 平右衛門

上難波町

安堂寺町二丁目

長堀次郎兵衛町

安堂寺町二丁目

立賣堀四丁目

木挽北ノ町

南間屋町

天満三丁目

同九丁目

同十一丁目

北小幡町

老松町

天満五丁目

油掛町

新天満町

海部堀川町

瀬戸物町

信濃町

同

京橋三丁目

綿屋 作兵衛

菱屋 太郎兵衛

松葉屋 新助

和泉屋 太郎兵衛

紙屋 喜兵衛

河内屋 治郎兵衛

鹽屋 伊助

塗屋 才兵衛

綿屋 太兵衛

同 彌兵衛

尼屋 四郎右衛門

綿屋 利兵衛

文字屋 九兵衛

天野屋 五郎左衛門

大津屋 權兵衛

天満屋 甚九郎

伏見屋 孫兵衛

伏見屋 太兵衛

油屋 清右衛門

山城屋 孫兵衛

同五丁目

長堀清久町

立賣堀西ノ町

高間町

木挽南ノ町

材木町

天満五丁目

同九丁目

魚屋町

木幡町

老松町

新天満町

同

同

新靱町

油掛町

信濃町

海郡町

内淡路町一丁目

龜屋 吉右衛門

加島屋 三右衛門

和泉屋 市兵衛

肥前屋 與右衛門

吉野 五運

平野屋 善右衛門

米屋 武右衛門

淡路屋 太郎助

綿屋 伊兵衛

魚屋 又兵衛

鍵屋 伊兵衛

天王寺屋九郎右衛門

近江屋 平左衛門

大津屋 伊兵衛

古野屋 藤九郎

萬屋伊太郎(代判仁兵衛)

神崎屋 藤九郎

和泉屋 武右衛門

久之知屋 治兵衛

小西屋 喜兵衛

豊後町

谷町二丁目

本町一丁目

同四丁目

同三丁目

油町三丁目

同

信濃町

玉澤町

八萬六千石

十二月七日、御召の上被_レ仰付候石高左之通、

五千石株

今橋二丁目

尼ヶ崎町二丁目

壹萬五千石

貳千石株

梶木町

玉水町

江戸堀三丁目

瓦町壹丁目

米屋 惣兵衛

大黒屋 喜兵衛

吉村屋 金五郎

扇屋 利兵衛

和泉屋 利兵衛

若林 唯藏

布屋 四郎兵衛

同 甚九郎

明石屋 庄右衛門

折屋町

谷町一丁目

本町二丁目

同三丁目

西笹町

油町三丁目

安倍川北一丁目

常安町

石津町

小川屋 喜太郎

平野屋 市兵衛

布屋 可兵衛

菱屋 清兵衛

板屋 治兵衛

大和屋 五郎兵衛

伏見屋 辰藏

紙屋 左兵衛

鹽屋 彌三兵衛

尼ヶ崎町二丁目

鴻池屋 善之助

大川町

北濱二丁目

津村中ノ町

南本町一丁目

肥前屋 八郎右衛門

阿波屋 正右衛門

河内屋 太三郎

刀屋 武兵衛

鹽町二丁目

玉造中町

堂島舟大工町

同

上博勞町

三萬四千石

千石株

梶木町

今橋二丁目

本町二丁目

北久太郎町二丁目

南久太郎町二丁目

錦町二丁目

内淡路町一丁目

釣鐘町

天満八丁目

安堂寺町五丁目

天満板橋町

樋ノ上町

初瀬町

錢屋彌助

萬屋小兵衛

堀屋善藏

京屋宗吉

平野屋庄助

天王寺屋清八

鴻池屋清兵衛

布屋萬助

河内屋六兵衛

和泉屋嘉平治

米屋孫兵衛

池田屋善八

島屋九郎兵衛

大和屋庄藏

河内屋平左衛門

伏見屋半兵衛

福田屋太左衛門

奈良屋善兵衛

鹽町四丁目

舟越町

濱三丁目

新靱町

通書町

道修町一丁目

錦町二丁目

平野町二丁目

南本町一丁目

北久太郎町一丁目

内淡路町一丁目

天満七丁目

上中のしま町

江戸堀五丁目

樋ノ上町

京町堀一丁目

材木町

小橋屋利兵衛

米屋十郎兵衛

天満屋嘉兵衛

同市左衛門

加賀屋藤七

平野屋彦兵衛

大和屋藤右衛門

近江屋彌助

近江屋半兵衛

錢屋長左衛門

大黒屋七郎兵衛

茶屋六兵衛

豊村新六

蛇草屋八左衛門

今宮屋卜助

備前屋徳兵衛

小西屋徳十郎

立賣堀西町

南堀江三丁目

浄國寺町

南久寶寺町二丁目

〆三萬四千字

三萬石

三千五百石

五千石

千石

〆二百八十六軒

又二十五萬石

七萬石

合 三百五軒

惣石高〆百拾九萬九千石

内貳拾五萬石〔割註〕七半にならし、此石十八萬七千五百石。』

残り 九拾四萬九千石〔割註〕半石にならし、此石四十七萬四千五百石。』

受之仕〆六拾六萬二千石

此銀 凡四萬貫目餘 但六拾匁五分に當て、

右の通被_レ仰付_レ候に付、市中陰氣に相成哉の趣にて、左の通御觸有_レ之候。

口達

近江屋 權兵衛

雜喉屋 權兵衛

河内屋 與兵衛

平の屋 五郎兵衛

〆三萬四千字

貳軒

十二軒

十七軒

百廿軒

〆二百八十六軒

十二軒

七軒

七軒

七軒

七軒

七軒

七軒

七軒

七軒

白髮町

南木わた町

南勘四郎町

北久寶寺町五丁目

〆三萬四千字

壹萬石

七千石

貳千石

貳千石

〆二百八十六軒

隱密方

十八兩替

十八兩替

十八兩替

十八兩替

十八兩替

十八兩替

十八兩替

十八兩替

長岡屋 久兵衛

拔並屋 作兵衛

錢屋 太兵衛

備前屋 彌兵衛

〆三萬四千字

廿四軒

廿二軒

八十九軒

八十九軒

〆二百八十六軒

十二軒

七軒

七軒

七軒

七軒

七軒

七軒

七軒

七軒

今般依_ニ御下知_ニ金銀融通宜相成べく爲、當表町人共の内身上宜敷者共へ、買上米申付候儀に付、御仁惠の程能々相辨へ、銘々渡世に付ても融通不_ニ差支_ニ様心懸可_レ申旨、此間一通り口達を以て申置候處、町々年寄共より町内への達し方不行届に候哉、自己の金銀取引の儀差控へ、取掛罷在候普請杯も相止め諸事遠慮いたし候趣の風聞有_レ之候。普請杯も相止め候ては、其筋にかゝり候末々輕き者へも相響き、渡世難儀に可_レ及事に候、右買上米の儀は御用計りに無_レ之、一同融通の儀結構の御趣意の事に候へば、金銀取引不_ニ差支_ニ様いたし、普請其外祝儀佛事は不_レ及申、殊に年の暮にも及候事に候間、銘々嘉例餅つき何によらず賑しく取計、諸見物に至るまでも御遠慮可_レ致筋には無_レ之候。心得違有_レ之候ては、御趣意通りに不_レ合齟齬候間、能々相辨へ候様可_レ致候。且又此節迄は買上米申付候者其の外に、聞洩に相成候者も可_レ有_レ之、乍_レ然無_ニ際限_ニ申付候儀にては無_レ之候。左候ては洩候身分淺念に存候者共も可_レ有_レ之哉。銘々先祖代々妻子等も致_ニ撫育_ニ。安穩に渡世を送り候御國恩の程難_レ有_レ奉_レ存候て、今様の折からならでは冥加之程相辨候儀も相顯不_レ申事に付、少分之石高たりとも買上可_レ致と存候者ば、不_レ及_ニ遠慮_ニ銘々封書を以て可_ニ申出_ニ候。

寅十二月

右の通被_ニ仰出_ニ候間、町内末々迄不_レ洩様入念可_レ被_ニ相觸_ニ候。

寅十二月四日

右御觸書出候所、翌日西詰所へ封書差出候人、左に、

北組惣年寄

堂島濱三丁目

山田屋市右衛門

外に一人有_レ之候由、

前書石高被_ニ仰付_ニ候銘々、難澁の趣にて減石相願候所、四五歩以上之者、十二月十九日於_ニ御前_ニ。右御掛

り地方より年内月廻に相成候に付、來卯正月御用初より十七日迄、増石いたし可申出旨被仰付。先夫にて年内相濟候。但し壹貳分通の分は廿四五日に相成候て、來正月十二日致出精書附可差出事。右に付卯正月十七日、一統舊冬同様の書附差出し候に付、翌十八日於御前に。

東 平賀信濃守様

西 佐久間備後守様

右御立合にて左の通被仰付候、

其方共儀買持米の義、舊冬同様の儀又々書附差出し候段不届の至りに候。何れ申渡置石高の請書可差出候。乍然繰合等有之候は、實に右石高買持難き儀に候は、買方月割に不致、右申渡石高七步通差圖次第買入可申、其餘は令用捨候間、其段受書可差出候。

右の通被仰付候に付銘々當惑致、又々相願候處、月割七步にて當時御差圖次第、買持分五分にて相濟候事、但し舊冬より難澁申立にて、壹貳歩の分は廿日に町年寄御召にて、身上御聞合被成候に付、廿五日に返答書年寄より差出候事。

右相濟候五歩以上皆石迄、廿七日に被爲御召成。今般買上米申附候様、請書の趣き聞届け置候。猶又此趣き江戸表へ可申遣旨、被仰付相濟候事。

御懸り地方

東 大西駒藏様

同 荻野勘左衛門様


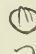
西 安藤丈之助様

同 永田兆十郎様

御用懸り

但江川庄左衛門様は、中程より江戸表御代拜に付出勤無^レ之候。

○拳頭煎餅の事

同年冬の頃より、大坂町々に東名物拳頭煎餅となづけ、一ケンリヤンコよりトウライに至るまで、ことごとく錫にてこしらへ、是を丸き煎餅に包みて賣る。諸人は是を買ひて煎餅をわり、樂に勝負を決する事一興なるによつて、大いに流行す。圖は  如^レ斯し、 つゝみたる處、後には拳の手なくして、かさしの差込などを入れて賣ける、翌卯年の夏の頃に既にやみぬ。

井岡 平左衛門 様
井吉 三郎兵衛 様



近來 嘯の 苗卷之五

○住吉卯の日祓の事

文化四丁卯年正月より、住吉社に毎月卯の日の祓執行有_レ之、開運の御守を出す。是を受んと諸人の参詣夥し、并に神宮寺五大力開帳あり。

○四天王寺鐘鑄の事

同年四月廿二日より同廿六日迄、四天王寺皇太子御引導鐘鑄に付、参詣の男女に鑪^{たぐい}踏を踏す。并に供養有_レ之参詣夥し。

○網代笠流行の始の事

同年夏より、市中の俗人専らあじろ笠を着ること流行し始め、今に至つて諸人用_レ之。あじろ笠はむかしより出家ならでは用ひざるものと見えたり。或人の句に、

寺の田や案山子がきたるあじろ笠

斯せし發句もあるに、此頃より寺のみに限らず、俗人専ら用ゆる事とはなりぬ。(割註)もとは木津難波より出る商人着始しといふ。」

○湖水吹越の事

同年五月中旬より、大雨にて江州湖水吹越しにて、淀川筋大洪水、守山草津流れ、淀堤大切二ヶ所小切七八ヶ所、鳥羽海道大切三ヶ所、宇治川槇のしま大切、小倉堤二ヶ所、桂川不_レ殘流河内八番へ切込む、村々數多損亡す。村書左に記す。

東成郡廿五ヶ村

茨田郡五十六ヶ村

讚良郡二ヶ村

水勢烈しき故、網じま大長寺の裏手をわざと切開き水を落す。是を大長寺のわざと切りと云。

京都は白川大洪水、悲田院より二條新地へ切込、加茂川壺所になり、五條通り高瀬川壺所に成、加茂川筋不_レ殘流れ、五條三條のはし殘る。八幡楠葉へ切込む。

同六月朔日より三日迄、太田にて増水にて所々越水込入り、大坂玉造稻荷の社舞臺より見れば、東山ぎはまで渺々たる海上を望むが如し。

市中近在水入の荒増は、

中之島、堂じま、北會根崎新地、福しま、大仁、傳法、野田、海老江、富じま、九條島、前だれ島、難波、木津、薩摩堀、新町、山本町、幸町、堀江六丁目、高津新地、是等なり。此外に少々づゝは數多あれど略す。

五月廿五日中之上刻、御觸渡し左に記す。

洪水に付淀川筋堤切有_レ之。攝河東在に水込入候故、知音其外の者へも、食事等の品相送度志のもの可有_レ之、舟方の儀は働場の差別有候へば、ケ様の節は臨時の儀に付、右等の不_レ及_二斟酌_一、何舟にても勝手次第借請可_レ致_二通舟_一候。尤其段舟方の者へ被_二仰渡置_一候旨、御沙汰有_レ之候事。

淀川筋堤切所數多有_レ之。京海道往來不_二相成_一。中津川神崎川渡り、山崎海道を往來す。依_レ之御公儀より被_二仰付_一。中津川神崎川渡し増舟、晝夜無_レ滯差出。此後度々御仁政の御觸有_レ之。其大體去る戌年に同じきがゆへ略_レ之。

因に云、此節世人のたとへに、

「此度の洪水とかけてナント、當世の女中のあたまとトク、心ハ水引がなふて切_レが多いと云、

寛永の頃までは、婦女はふるき麻繩にて結び、黒き絹ぎれにてまき、いつくまでもあらひ用ひしに、

其後紙にて結はじまり、越前の國より粉紙にて元結紙といふものを作りいだしてより、いろく_レの元結を仕出し、糸卷のとんぼう金銀の水引、尺長五色の染紙、近年は五しき染の鹿子縮緬のわけく_レり、貧

福ともに是を用ゆ。太平の餘澤あをぎても猶あまりあらん。

○竹田近江大椽追善の事

同年七月六日より三日の間、故人竹田近江大椽百回忌追善として、濱芝居一日操淨留利一日、入替りに相勤む。大歌舞妓は名前計にて出勤なし。外題役割は略レ之。

○小説本歌舞妓に直す事

同年九月廿一日より、道頓堀太左衛門芝居において、新狂言興行なす。(割註)柳が淵に縁の糸すじ、かゞみの浦に願ひの仇討。ヤヘナツグジライヤモノガタ柵ヤヘナツグジライヤモノガタ自來也談、右は東都滑稽者感和亭鬼武の著述せし、自來也話といへる小説本なり。狂言作者奈阿篤助、近松徳三などと打より、歌舞妓狂言に引直す。是小説本歌舞妓に直すはじめなり。是によつて日々に評判よく、又右小説本大いに流行して、貸本屋は三日切の札をはり、足をそらさまになして街をはしる有さま、浪花の賑ひ言語に絶し、筆にも盡しがたし。

○市紅好の事并に自來也鞆の事

此時市川團藏盜賊自來也の役に、好みにて脇ざしの鞆を朱のあらし海老さやを用ゆ。是より此さやの名を自來也鞆と云。又は煙草入の張拔筒などにも、此形を用ひ自來也筒とよび、大いに流行す。また右狂言にて羽織のひも、眞田紐の三角に紐しを用ひてより、是又自來也紐とよんで大いに流行し、今に至つて専ら用ゆる人多し。

○隠賣女御法度の事

同年十一月十四日、從_ニ御公儀_一隠賣女御法度の御觸有_レ之。

町中隠賣女差置、遊女同前の仕方有_レ之段不埒に付、前々より度々申渡し置候處、近來又々猥に相成、町々において遊女がましき身過致し候もの多く、并に右世話を渡世にいたし候族所々に有_レ之、別して御城近邊町家迄も多分有_レ之由相聞、不埒の至りに候。前々觸置候通相心得、向後不_ニ相守_一者は可

レ遂ニ吟味候間、町役人は篤と相改め、右體紛しきもの有レ之ば、早速可ニ訴出候。若等閑之改方致候は、本人は勿論家主組合年寄迄も、急度可レ令ニ沙汰候。

卯十一月十四日

此時より町々に隠賣女法度の張紙繁くす。「判註」天明八年加様御觸有しかど、年月立つにしたがひ猥なるによつて嚴しくふれらる。」

○兩座同狂言の事

文化五戊辰年正月、道頓堀、中、角兩座の芝居、二の替り新狂言同狂言にて、近代稀なる大繁昌なり。外題左に記す。

角ノ座 けいせい輝草紙 校合十冊、廿五日ヨリ

中ノ座 傾城品評林 再註九冊、廿七日ヨリ

右狂言は東都山東京傳の著作せし、不破名古屋の小説むかし語稻妻表紙といへる、全部六冊のよみ本なりしを、歌舞妓に直せしなり。珍しき狂言にて面白きうへに、兩座ひとしき狂言なれば、其繁昌たとへんかたなく、是によつて兩座藝評の勝負づけ出る。其少しきを筆のついでに茲に記す。

嵐 吉 勝 名護屋山三（先立合に七分の勝あり、何がなしに突出しきれい）、

同 同 負 梅津 嘉門（仕内ぬけ目はなけれ共、姿のはまらぬが残念々々、

同 同 ナシ、花 佐々良三八（此立合はよけれ共、少しうきあし勝負なし、

團 藏 勝 不破伴左衛門（老功だけに又かく別なものじや、

東工左衛門 分預 湯淺 亦平（此角力、惣方手取ゆへ勝負付ず、

大 吉 負 けいせい 山（きれいな取口なれ共功者がなが残念、

同 負、花 三八女房磯茶（此角力よくとられしが、よほどしんどくこんまけ、

富三郎 ナシ 又平女房知國（御功者なれ共此角力立なぐれさんねんく、
 百 花分預、花 佐々木桂之助（此角力立合ではまけなれ共、この度は大できく、
 市 藏 負、花 奴 鹿 藏（土俵入はきれいなれ共、餘り力身過て力まけ、

歌右衛門 負、花 名古屋山三（此組合仕かけまけは残念なれど、見物は承知々々、

我 童 勝 梅津 嘉門（此角力は始より勝に見えました、

同 ナシ 左々良三八（互に得手を差込て、見物の氣にて勝と見ゆれど角力は二つ、

新九郎 負、花 不破伴左衛門（取口おもしろく云分はなけれど、角力があはぬが残念々々、

西歌右衛門 分預 浮世 亦平（すゝどき取口おもしろし、勝負は追手々々、

よしほ 勝 けいせい葛城（地取のけいこがつんであるゆへ、見事なちちく、

あやめ 勝 三八女房儀茶（立合にひまは入つたれど、さすがに年功々々、

珉 子ナシ、花 又平女房さへだ（小手のきゝたる立合、此度はおてがらく、

三五郎 分預 佐々木桂之助（十分のちちなれども、かたやにいたみあれば預り、

同 勝 下部 鹿藏（此角力はかたすかし、

此外に勝負數多あれども、事繁げれば略之、此頃右狂言にもとづきて作りし唱歌濡燕と云へるを、色
 里市中専ら流行す。世人よく知る所なれ共、因に記す。

「いもとせの、ちぎりたがへぬつばくらは、ひとの軒端にせたいをもうけ、やゝをばうんで、にしよひ
 がしとゑばみをもとめ、さもうれしげに其目をおくる、合われらふたりはいつしかに、ふわの關屋の
 せきの戸に、せきとめられていなづまや、合ありとはみへてそれぞとも、あけていわれぬむねの内、
 合つゝむにあまる、なげぶしそでのあめ合もんは三つのからかさ、合やぐらかそふかぬれつばめ、

○芝翫東武に下る事

同二月廿一日より、中の座大切に隅田川續梯、法界坊中村歌右衛門相勤、日數十日興行し、中村歌右衛門東都に下る。出立の日は島の内の藝子三十人あまり見送りて、同音に江戸三界へ行んして、いつもどらんす事じゃやらと、諷ひさゞめく花やかさ、其外ヒイキビイキの組々より、思ひくの見送りは、登り役者の乗込に百倍の賑わしさ、又其けしきを見んとて、大坂市中より群集の人夥し、此後東武にての咄しは、錦繪姿、評判記等にくわしければ略之。

○泉岳寺開帳の事

同年三月上旬より、荒陵山四天王寺に於て、東都芝泉岳寺開帳有之。播州赤穂之義士四十七人の武具、其外靈佛靈寶數多あり。則四天王寺境内にて、淺野内匠頭様并に義士四十七人石塔の形を木にて造り、泉岳寺墓所のていをうつし、諸人に拜見せしむ。〔割註〕敵討は元祿十五壬午歲當文化五年迄百七年に及ぶ。

○淺野内匠頭法號の事并に義士石碑の寫、詩文和歌の事

淺野内匠頭長矩

冷光院前少府朝散吹毛玄利大居士

元祿十四年三月十五日

元祿十六癸未年二月四日

忠誠院

双空淨劍居士

(祿千五百石)家老

大石内藏之助良雄(四十五才)

双仲光劍信士

郡代

吉田忠左衛門兼亮(六十三才)

双峯毛劍信士

物頭

原惣右衛門元辰(五十六才)

双勘要劍信士

側用人

片岡源吾右衛門高房(三十七才)

双譽道劍信士
 双頭串劍信士
 双泉如劍信士
 双周求劍信士
 双宅知劍信士
 双隨露劍信士
 双勇相劍信士
 双上樹劍信士
 双雲輝劍信士
 双露白劍信士
 双水流劍信士
 双觀祖劍信士
 双道互劍信士
 双通普劍信士
 双電石劍信士
 双無一劍信士
 双利教劍信士
 双珊瑚劍信士
 双常水劍信士
 双響機劍信士

大目附 間瀬久太夫正明(六十三才)
 京留主居 小野寺十内秀知(六十一才)
 馬廻り 間 喜兵衛光延(六十九才)
 物頭並 磯貝十郎左衛門正久(二十五才)
 留主居隱居 堀部彌兵衛金丸(七十七才)
 無やく 近 松 勘 六行重(二十四才)
 馬廻り 富森助右衛門正因(三十四才)
 無やく 大石 主 稅良金(十六才)
 馬廻り 堀部安兵衛武庸(三十四才)
 同 中 村 勘 助正辰(四十五才)
 馬廻り 菅谷半之丞正利(四十四才)
 馬廻り 不破數右衛門正種(三十四才)
 同 千馬三郎兵衛光忠(五十一才)
 馬廻り 木村岡右衛門貞行(四十六才)
 藏奉行 貝賀彌左衛門友信(五十四才)
 近習 大 高 源 吾忠雄(三十二才)
 横目附 神崎與五郎則休(三十八才)
 無やく 三村次郎右衛門包常(三十二才)
 步行 横 川 勘 平宗利(三十七才)
 同 茅 野 和 助常成(三十七才)

双太及劍信士

無やく 間瀬孫九郎正辰(二十三才)

双清元劍信士

同 村松三太夫高直(二十七才)

双擲振劍信士

同 矢頭右衛門七教兼(十八才)

双湫跳劍信士

同 奥田貞右衛門行高(二十五才)

双澤藏劍信士

同 間 十次郎光興(二十六才)

双寛徳劍信士

馬廻り 大石瀬左衛門信清(二十七才)

双法參劍信士

同 矢田五郎右衛門助武(二十九才)

双察周劍信士

武具役 奥田孫太夫董盛(五十七才)

双廣忠劍信士

馬廻り 赤埴源 藏重賢(三十九才)

双破了劍信士

同 早水藤左衛門滿堯(四十才)

双窓空劍信士

國圖役 潮田又之丞高教(三十五才)

双袖拂劍信士

勘定方 岡島八十右衛門常樹(三十八才)

双當掛劍信士

無やく 吉田澤右衛門兼貞(三十九才)

双性春劍信士

近習 武林 唯 七隆重(三十二才)

双鍛鍊劍信士

同 倉橋 傳 助武幸(三十四才)

双摸唯劍信士

無やく 間 新 六光風(二十三才)

双有梅劍信士

廣間やく 村松喜兵衛秀直(六十二才)

双可仁劍信士

近習 杉野十平 治次房(二十八才)

双量霞劍信士

近習 勝田新左衛門武堯(二十四才)

金奉行 前原 伊 助宗房(四十才)

双風颯劍信士
双廻一劍信士

無やく 小野寺幸右衛門秀富(二十八才)
馬廻り 岡野金右衛門包秀(二十四才)

敵討は元祿十五年十二月十四日なり。右一件は別書に委敷見えれば爰に洩す。「割註」碑面には役柄は印しあらざれ共、筆のついで故爰に現す。」

因に云、其夜の相圖の詞は山霞河竹三五七九と云ひしよし老人の語られし。泉岳寺にて仙石伯耆守殿より返答のおそかりければ、思ひくりに詩文和歌俳諧など云ひ捨しを、聞傳へしまゝ爰に出す。

絶句 序あれども略之、

木邑岡右衛門貞行

身寄寒雲東海東

命愆恩義世塵中

看華飲酒躋幾歲

時哉晚天霜雪風

武士の外はあらじな千草だにもと吹野邊に枯るとおもへば

茅野 和助常成

山をさく力もおれて松の雪

大高 源吾忠雄

そのにほひ雪のあちらの野梅かな

放水子 岡野包秀

人の世の道しわかずばおそくともさゆる雲にぞふみまよふべき

神崎 則休

○番舟流行の事

同年十月十一日、大坂表より江戸へ積出す新綿舟出帆す。十五艘なり。江戸表へ着岸の遅速をあて、損益をさだむる事まへくより夥しき事なり。しかるに去る卯年より、着岸の一二を争ふかけ勝負大いに流行して、當辰年はまたく卯年に十倍まして流行する事夥し。先出帆の日より色々名目を付て、札を賣買ふ事晝夜をわかつたず。あだかも堂島の米市にひとしく、色々の虚説空言をもつて賣買ふ故に、札の高下夥しく、又南鯨一片をもつて賣買の相場一貫文と定め、財布などに數多入、取引のせつなどは、大地につきならべる有さま言語に絶せり。むかしよりかよふの勝負ありといへども、か程にはづみじこと

稀なり。

- 一 北大辰藏 北大津屋也 十月十六日着
- 二 桑龜藏 桑名屋也 同 十七日同
- 三 南大宗八 南大津屋也 同 十八日同



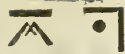
南 富田屋



柏屋



南 大津屋



桑名屋

日野屋



北 大津屋



北 富田屋



顯屋



小堀屋

仰渡有之。左に記す。

門松注連繩等年始の飾に候所、年内は勿論其家々にて不取納以前、育悪敷小供ども忍び／＼はづし取、或ひは押て貰ひ掛候も有之、其内には年頃の者も打まじり有之由相聞へ候。右は銘々祝の爲にしつらひ置品を、遠慮なく取ちらし候儀は有之まじき筋に候。殊に忍々に取候は盗ぞくにひとしく、押て貰ひ候者ゆすりに類し、彼是もつて不埒の事に候。右體の儀乍存捨置候は、親々共も不埒

右着舟の日限知るゝとひとしく、すぐさま其間屋より大坂市中を觸通るなり。是又いさましきものなり。(割註)縮緬びろふどの類の衣

しやうを着す。番手の舟知ると忽ち右札を買持、勝負人金銀取引にかゝり、大いに徳つくものあり。身上をたゝむ人あり。出奔するあればもふけて振舞するもあり。是によつて世間一統さわがしく、是によつて御公儀より御さし留有之。翌年も又々かよふにはづみかゝりに、厳しく御政道有之によつて、今に至つてかよふの事なし。

因に菱垣船印をあらわす。荒まし斯の如し。

○門松注連繩御觸の事

同年十二月廿五日、門松七五三繩猥に取はづす事、御法度之趣被

に候間、以來右體の義堅く無_レ之様、幼少の者へは、親々又は身寄の者より得と申聞可_レ置候。若此後に不_ニ相止_一候はゞ、其所に捕置早々可_ニ訴出_一候。廻りの者へも申渡し置、右様の儀見請候はゞ、年頃の者は申に不_レ及、小兒迄も往々風俗の爲にも候間、無_ニ用捨_一急度爲_ニ召捕_一。夫々取計らひ方有_レ之候に付、末町迄不_レ洩様御達を以て可_ニ相觸_一候。

辰十二月廿五日

斯く御觸有てより、子供の風儀もよく成しと、有難き事ならずや。右御觸渡し有_レ之迄は、先正月三ヶ日の内より、子供等竹のさきに釘などを打つけ杯し、是をもつて家々の七五三細、松をはずし取事しきりにて、新年を壽し飾物なれば、とられじと用心に氣をつかひ、初春より腹を立などして淺間しき事なりしが、斯く御觸ありてより、子供等もおとなしく成、其家毎には氣をつかはすして、豊にくらす君が代の春こそ目出度かりけれど、皆萬歳を諷ひ侍る。

近來
見聞
噺の苗卷之六

○能常舞臺の事

文化六己巳年大坂難波新地に於て、能常舞臺を御願申上御聞濟有^レ之。舞臺開きは則ち二月十七日に相勤む。

名代 増地 多三 郎

因に云、むかしより能舞臺、角力場は、堀江と定り有しに、近代は堀江は人家と成て其場所なし。世の中うつりかはる事はにひとし。關取千兩幟にも、「芝居は南、米市は北、相撲と能の常舞臺、堀江々々」と國々へ、「下略」かく見えたり。

○大相撲繁昌の事

同年六月中旬より、難波新地に於て大相撲興行有^レ之、大いに繁昌す。勸進元は朝日山森右衛門にて、四方の最負夥しく、ヒイキよりの積物米炭薪は山より高く、數千本の幟風にひるがへるありさま、近來稀なる大繁昌なり。然るに前頭荒馬源彌と云者と、外前頭と言分出來、同廿日の夜難波新地茶屋に於て、大喧嘩ありけるが、荒馬の門弟九いじく十六とらろくといふ者、陣鐘寅吉を切殺し、其外數多手をおはせけるが、是によつて騒動大かたならず、右十六は半舍被^{あうしや}仰付、永く濟ざりしに、其後御慈悲によつて御拂に相成る。此一件は事しげければ別紙にしるす。

○廓中大火の事

同年九月八日夜、新町新堀町より出火にて、九軒町揚屋ことごとく焼。通筋半より越後町へ焼け、翌九日辰の下刻に火やうやく鎮る。此時九軒町揚屋において、火方の内障子の久兵衛と云ふ者焼死す。是によつて三郷火方より、小橋墓所に一基を建て弔ふ。右石碑の追悼に、

煙より今は涙にむせびけり身をけし口の人をおもへば

因に云、遊女町御免は寛永年中にして、凡四丁四方なり。初は西の大門のみなりしを、明暦三丁酉年東大門口をひらき、又享保九甲辰年に宇和じま橋筋の門ひらく、越後町東口土橋すじ、右兩門は寶曆四甲戌年開、阿波ばし筋越後町西口、右兩門は天明六丙午年にひらく、廓の出火は寛文六年、其後享保九年なり。又新京橋町の「割註」こばし筋なり。門を蛤門と云稱あり。是は寶曆四年立賣堀失火の時より開きし故、火にあふて口をひらくと云ふ事に付かくよぶとぞ。

○猿猴到着の事

同年十月十六日、長崎より大坂表へ猿猴着す。是天竺の産物なるよし、同年十一月四日より、道頓堀に於て見世物となす。古今珍らしきものなれば、諸人夥しく見物に集ふ。

因に云、大坂の畫師森祖仙は獸の名人にして、殊に猿を畫くこと妙を得たり。是によつて中頃名を狙仙と書改む。此頃猿猴の生寫しを畫かれしに、實に豈毛のたがひなし。予も是には感に絶たり。もしいまだ猿猴を見ざる兒童あらば、彼先生の生寫を見るべし。世の常の猿と少し異にして面黒し。

○伊勢大神宮御遷宮の事

同年九月、伊勢天照皇大神宮御宮再建に付、御遷宮有_レ之によつて、遠近の國々よりあゆみを運ぶ人夥しく、此時藝州廣島より、壹疋の猪伊勢に參詣すと専ら云ひしを、虚説と思しに、程なく大坂表を通りしが、藝州よりの提札ありて、あまたの旅銀を身に付たり。諸人はをいたわり宿々へおくりつかわし、又は散錢などあぐるもあり。實に一つの奇なり。

因に云、寛文四年(又十年とも)六月、常陸の國の牛富士山に禪定し、子細無く郡に歸ると、本朝年代記に見へたり。かよふの類ひならん。

○難波新地新川新建の事

文化七庚午年より、難波新地新川邊野原へ人家を建初る。是より追て新建家出来して、以前野原なりしも今は町となりて、所の異名を新祇園新地抔と、なへ、小茶屋料理屋かし座敷、或ひは土弓楊弓屋、蛙が池に山吹の御めし盛、よき切り店といつも花咲四季の茶屋、ついすべり込む池垣に、水あそびする粹客を、せぶつてかわす小間物屋、新造が二八十六のうどんそば切さまに、難波の村はなのみにて、軒をならぶる有さまは、實に浪花の繁榮、是にておもひ合すべし。同年此所に相撲常場を願ひ御免し有之。〔割註〕難波新地開發は明和元年二月也。是より青樓出来す。此切店と云は江戸深川の寫しなるよし、此所の遊女は百文にて情を商ふ。世人新川のケコロと云。〕

○住吉社正遷宮の事

同年四月上旬、住吉大明神四社悉く普請成就して、正遷宮儀式行はれ、御神樂御執行、并に正印殿拜見をゆるされ、神寶神器數多開帳せしむ。右正遷宮に付、諸問屋舟方諸株中、其外諸職働人中なんどより上ケ物夥しく、又諸國より寄進數多あり。中々あげてかぞへがたし。よつて略之。

○半堂矢數の事

同年四月十八日夕より、京都大佛三十三間堂に於て、半堂矢數始る。翌十九日夕に至る。

射越天下一、一萬千九百拾本之内、通矢一萬千七百六拾本、紀州小田金吾(行年十一歳)

未だ若年なりといへども、大力無双の勇士にて、殊に人品骨柄天晴なれば、すへたのもしき武士かなと、譽ざる人はなかりける。

○武庫川炮術の事

同年八月五日、播州武庫郡武庫川において、尼ヶ崎城主松平遠江守様御家臣炮術稽古有之。五日辰の刻より相始る。

因に云、鐵炮の始は天文八年十二月、島津義久ス將軍。是日本鐵炮の始なり。南蠻國より始めて來

るは、元龜元年渡九州云々。

荻野流炮術家松幸内門人

百目玉流、巢中壹尺六寸、櫻木板羽棒火矢仕掛、十八丁目印建、

壹番 家松 幸内 貳番 津久井伊右衛門 參番 石田 幸八

四番 米澤孫三郎 五番 相馬國三郎

百目玉流、淺木板羽棒火矢抱立放、十丁目

六番 山中 千治 七番 關口 千五 八番 山中 千治

九番 關口 千五

百目玉流、巢中壹尺六寸、玉丁中丁打仕懸七放、四丁目(傍所四間四方、星貳間四方)

拾番より十四番迄 米澤孫三郎 十五番 中島松之助

貳百目玉流、櫻木板羽燒藥五百目附、燒破棒火矢十一丁目印建、

關口 七郎 津久井 十平

三拾目玉流、繰臺頭附玉丁四十打五放、四丁目傍所の内星、

青木 駒藏

百目玉流、淺木板羽棒火矢抱立放、八丁目印建、

平林 榮治 高塚長太夫 石田 喜藏

田母神 又平 平林 榮治 高塚長太夫

石田 喜藏 清水喜代吉 田母神 又市

三拾目玉流、淺木板羽棒火矢抱立放、七丁目印建、

中村 藏治 石田 市太 中村 藏治

石田 市太

百目玉流、巢中壹尺六寸、玉丁中打仕掛、四丁目、〔傍所前の内〕

川 且 又右衛門

廿八番目より四十二番迄、つゞけ、

戸塚太郎右衛門

相馬國三郎

内藤 團藏

右は二番づつ、

田母神又市

三拾目玉流、淺木板羽棒火矢抱立放、六丁目印建、羽谷三藏、貳番なり、

貳拾目玉流、淺木板羽棒火矢抱立放、四丁目印建、

岡本民三郎

藤田五百太郎

石田太次郎

同

同

同

八匁玉流、淺木板羽棒火矢抱立放、貳丁目印建、五十八番目、相馬幸治郎、〔行年六歳〕

貳貫目玉、木筒百目玉流、淺木板羽抱繰臺、

是より曲物、

貳貫目

赤雲 西尾與十郎

矢上

連龍 津久井伊右衛門

〔絹長さ六丈三尺四筋巾尺二寸〕

三貫目

雷火 石田八十右衛門

貳貫目

群龍 中高 玄山

矢上

日傘 津久井伊右衛門

貳貫目

群鷹 石田市太

貳貫目

黄煙柳 關口仙吾

矢上

赤雲龍 津久井伊右衛門

百目玉、巢中九寸流、檜木、板羽燒藥三百五拾目附、燒被火矢仕掛、

〔五段がはり絹長さ貳丈六尺、口筋巾八寸のぶ〕

四丁目印建、家松幸内、貳番なり。

百目玉、巢中壹尺六寸、檜木板羽燒破棒火矢仕掛、四丁目印建、

中島源助 西尾與十郎 關口仙吾

中島松之助 山中仙治

百目玉流、田村箭拾八本込み、抱立放、四丁目印建、中島松之助

是より薄暮に及ぶ

貳百目玉流、檜柏羽矢炮録仕掛、十一丁目印建、津久井十平、貳番也、

夜分の印は挑灯也

相圖の火、

貳百目玉、木筒玉揚百目玉流、淺木板羽抱繰臺、矢揚貳貫目玉流、檜木板羽相圖の火、

貳貫目 火柳星 中島源助 矢上 火龍星 津久井伊右衛門

貳貫目 三辰 西尾與十郎 貳貫目 集星 中島松之助

貳貫目 明星 石田八十右衛門 貳貫目 火凌 山岸喜太夫

矢上 火の輪 津久井伊右衛門 貳貫目 孔雀尾 山中仙治

貳貫目 相圖の火 津久井十平 貳貫目 玉蓮星 西尾與十郎

貳貫目 宿星 中山共仙 矢上 飛泉 津久井伊右衛門

百目玉流、巢中八寸、檜木板羽矢炮録仕掛、四丁目印建、

家松幸内 石田幸八 中村理右衛門

貳百目玉流、檜木板羽、相圖の火、家松幸内

合九拾貳番也、亥の刻過に相濟む、

晝は陣小屋より紋付の幟を以て向へ、相圖を定む。夜は馬挑灯并にほら貝を吹て相圖を定む。

諸人は是を見んと、近國近在より群集す。大坂より尼ヶ崎街道は箆さきのはを引が如し。亥の刻過に終てより、夜通しに大坂へ歸るあり。近在の知音にとまるもあり。皆おのがさまくなり。然れ共此以後見物に行人もあらば、近在にたよりをもとめて行玉へかし。

○市中に毒降噂の事

同年八月十四日、世人天より毒の降と専ら云あへりて、他行せざる人もまゝありて、市中大いに咻かまひすし。是によつて或人、狂歌を詠れしを茲に記す。

むかしより人ころさずの天道の毒ふらすとは空言である

かくなん詠れしなり。往古より亂世の砌には、様々の天變ありしよし、年代記などにしるしあれば、かく太平の御代なるに、なんぞかよふの天災あらんや。皆これ世人の亡説ならん。

○升改の事

同年七月より、京都升屋福井作右衛門、諸國升改を願ひ廻る事有レ之、因レ茲大坂表は家毎に來つて改む。又往來の商人策籬せりふ振ふるなんども改め、あやしきあるにおいては、忽ち取上げ打割捨うりるなり。諸國在にもかくの如しとなん。

因に云、升は文武天皇慶雲二年、始て斗升を造りて諸國に賜ふ。又升法を定むる事は、後三條院延久四年なり。

○難波橋御修覆の事

同年十一月朔日、大坂難波橋御修覆に付、鉦始め有レ之。

翌文化八末年六月廿二日、成就して渡り初め式有レ之。

普請中は借（假カ）橋にて、壹人に壹錢づゝ取る。

大坂大橋の間數、

鷗野橋 (長廿九間壹尺六寸、幅貳間)

備前島橋 (長十五間壹尺、幅貳間六尺)

京橋 (長五十間三尺八寸、幅四間)

野田ばし (長十五間五尺五寸、幅三間)

天滿橋 (長百十五間五尺、幅四間)

天神ばし (長百廿二間三尺、幅三間五尺)

高麗橋 (長三十六間壹尺、幅三間六尺)

本町ばし (長二丁四間壹尺、幅三間六尺)

農人橋 (長二十七間、幅二間六尺)

長堀ばし (長十八間、幅三間四尺)

日本橋 (長二十間三尺、幅三間五尺五寸)

當難波ばしは、長百十四間六尺幅三間半なり。

此外町橋惣數合百四十三ヶ所有レ之。

因に云、本朝橋を造り初しは、仁徳天皇十四年十一月、橋を造_ニ猪目津_ニ謂_ニ小橋_一と見へたり。大唐には秦の昭王始て造る。石橋之始めは秦の始皇帝_{しくわうてい}より始ると云。

○紙頭巾流行の事

同年の冬、大坂町中に紙の頭巾大いに流行す。形は庄兵衛頭巾の風なり。紫の染色に役者の紋白揚にして、是を江戸紫の紙子頭巾とて、専ら用る事翌未どしの春にいたる。

因に云、或人の作りし頭巾の解と云ふ者あり。其文至つて面白し。よつて爰に記す。

頭巾々々おもしろの頭巾や、角にくゝりにしころなど、世にさまざまの物すきに遊びて、心々の花なるをや、ある人は酒をこして御杯の興に詩腸を探り。ある翁は米をいれて、草廬に雲の夕の飯をむしつゝ、俳情のこまやか成を樂しむ。是らは風流の風姿ならん。あるは木兎の淺黄も猿のむらさきも、こなたよりかしたる模様ながら、これも頭巾のとくなるかし。扱燕尾蝶羽鷲の尾は、鎧頭巾の古製なれば、いふべくもあらず。火事頭巾は兜に本づき、星あり筋あり方白あれば、烏帽子とつばい大圓山

はもとよりにして、八幡座に菊を重ね、眉びさしに狸々皮を敷く、吹返しに青地を好むは、風木相對するのよすがならん。綴は三まい五枚の長きにほこりて、頗る馬上の肩を埋めたり。各治平の姿なるべし。ほくそは北叟の轉じたる名の、其かたちのにくさげなるを、長範は殊におそろし。よしや彦物黒舟の名に流れて、與治郎覆面の遊子は、人めの關のつゝましくや、それも青年の花なれば、捨まじき其日もあらんか。然るを頭寒足熱の理を論じ、其の理屈に落て、あたまの重き先生を、頭巾氣象として例の笑ふ事あり。ある俳諧の附句に、狩人の頭巾を取ればおどけもの、と云へるこそ、ふかく虚實の境をしるならんと、頭巾すきの友どちに翁作つて送る。

駁臺雜話

THE UNIVERSITY OF CHICAGO
LIBRARY

新刊駁臺雜話序

駁臺雜話五卷。迺鳩巢室先生之所著也。夫以講論之餘。塵々及此言。大抵發乎所問者。而研窮理義。藻鑑人物。或往事之可感。或當世之可警。莫非下守正學。而扶名教之意也。何其諄々。論人之若是哉。一時遊門之士。皆盧往而實歸。從可知已。明遠雖不敏。執經下座。竊與有聞焉。嗟乎。在則人。亡則書。先生已遠。九原不作。後之讀此書者。亦可以想見其造詣之深。爾。雖然。鐘之應。撞而始鳴。其聲之大小。洪纖。惟隨乎其所叩。則善教之待其問。理亦不異於是。而先生之蘊。固有非斯書所能盡者矣。書肆崇文堂。請上諸木。以傳不朽。因與其孫室直溫謀焉。遂告之。官以一本授之。適劄劂功成矣。於是乎序。

寬延庚午十一月冬至日

東都 直學士 藤原明遠謹識

むさしの國、大城の東、駿臺のもとに、草の菴むすひて住ける獨の翁有けり、そのかみ北國より爰に來て家居せしか、もとより深山木の花にあらはるへき材もなけれは、其梢としる人もなくして、たゞ學の窓に文をひろげ、見ぬ世の人を友とし、老の至るをもわすれつゝ、きのふといひけふと暮して、はやはたとせあまりにおよへり、ちかきころより衰病日に加り、それに痿痺の疾ありて、起居も心に叶はねは日夜衾枕をのみ親しみ、書籍にさへうとくなりにたり、何をか世にあるおもひ出にせまし、爰に此翁に就てもの學ふ輩ありて、書を講し文を論し、おのゝ虚にして往、實にして歸らぬはなし、其外花の晨月の夕にはかならず問來てなにくれと世にあらゆる事とも語りつゝけ筒、口をくらし僕を更れごもやむ事なし、むかしより良辰は失ひやすく、嘉會は得かたけれは、いつも賓主ともに唐錦たゞまくおしく難見えし、翁も客に對して清談する事をこのみて、身の煩はしさも心地よくおほゆる儘に、いにしへ今の世にいひふる難波の事のよしあしとなく、木末懸てその理を盡しけるか、われなからおかしとおもふひとふしもあれは、其席はてゝ、わか子弟に命して、やまご文字に寫し置けるに、日數を経ておほえす卷をなせり、もとより有識のきは人の、目をとゞむべきものにもあらねは、さしておしむべきとはあらねとも、古人の雞肋さいへるにも類しぬへし、さすか反故となしてかいやり捨むも本意なけれは、さて兒輩にあたへてよましめむとて、しはらくのこしおきけらし

享保王子のとし九月中旬鳩巢の翁駿臺の草の菴にして筆をとる

駿臺雜話目錄

卷之一 仁集

- 老學の自叙 五七一
- 釋源空が誓 五五三
- 異説まちく 五五四
- 心の目しひ 五五五
- 愚公か山 五五七
- 老僧か接木 五五八
- 葉公か龍 五五九
- 扁鵲藥匙をすつ 五六一
- 矯々輕警レ情 五五五
- 忠孝のこゝろ 五五六
- 鬼神の徳 五五八
- 聖人の誠 五七〇
- 妖は人より興る 五七一
- 飛驒山の天狗 五七四
- 年内の立春 五七五
- 袖ひちての歌 五七六

五七一 五五三 五五四 五五五 五五七 五五八 五五九 五六一 五五五 五五六 五五八 五七〇 五七一 五七四 五七五 五七六

諸道わざより入る 釋寂室か秘訣 卷之二 義集

- 武運の稽古 五五三
- 善惡の報 五五五
- 天人相勝 五五六
- 夢の浮世 五五八
- 鈴木某か歌 五五九
- 朝がほの花一時 五九〇
- 不伎不求 五九二
- 春秋のあらそひ 五九四
- 秘事は睫 五九五
- 佛になるやう 五九七
- 仁は心のいのち 五九九
- 義は心のきれ 六〇一
- 浩然の氣 六〇三
- 敬の工夫 六〇四
- 民は王者の天 六〇五
- 富士のすそ野 六〇九
- 天下の寶 六二一

五七六 五八〇 五五三 五五五 五五六 五五八 五五九 五九〇 五九二 五九四 五九五 五九七 五九九 六〇一 六〇三 六〇四 六〇五 六〇九 六二一

風俗は政の田地 卷之三 禮集

- 天下は天下の天下 六二九
- 直諫は一番鎗より難し 六三三
- 杉田壹岐 六三五
- 伴大膳 六三七
- 阿閉掃部 六三九
- 士の風義 六三一
- 歳寒知ニ松柏 六三三
- 手折し手にふく春風 六三六
- 烈女種なし 六四〇
- 澤橋が母 六四二
- 天野三郎兵衛 六四四
- 結解の何がし 六四六
- 二人の乞兒 六五〇
- 燈臺もこ暗し 六五四
- 運慶か口傳 六五七
- 法は江河のことし 六五九
- 鴟鵂のふみ 六六〇

六三三 六二九 六三三 六三五 六三七 六三九 六三一 六三三 六三六 六四〇 六四二 六四四 六四六 六五〇 六五四 六五七 六五九 六六〇

○つれづれ草

六三三

○青砥が續松

六四四

○渡部番

六五五

○大佛の錢

六六六

○泰時の無欲

六七〇

○楠正成

六七三

○足利家の亂れ

六七四

○武田信繁

六七六

○兵法の大事

六七七

○孫臏韓信が兵法

六八〇

○兵は詭道

六八三

○不_レ忘_レ向_レ君

六八六

○大敵外になし

六八七

卷之五 信 集

○月は世々の形見

六九一

○離騷の秘事

六九二

○遍照か黒かみ

六九四

○世をすてゝ身をすてず

六九六

○詩文の評品

六九八

○倭歌に感興の益あり

七〇〇

○六義の沙汰

七〇三

○作文は讀書にあり

七〇五

○多錢善賈

七〇八

○文章の盛衰

七〇九

○曇陽大師

七一〇

○寸鐵人をころす

七一一

○言は身の文

七二四

○一日の澤

七二七

○尤物人を移す

七三〇

○年にはつかし

七三三

五五三

五五四

五五五

五五六

駿臺問答の話をに限るにあらず、經傳の文を論すれば、所論の書により、諸生の問に答れば、所問の人にしたかふ、この故に所論の文參差として齊しからず、所問の事多端にして一にあらす、今こゝに所記は、正道を明かにし、邪説を辨じ、すへて學問の大綱に係り、又は世俗の諺淺近の語といへと、平生の事に通して、觀省の益ともなるへき事ともを採集て、しるし置になんありける、よりて觀るにたよりあるへきために章段を分ち、其中の提要の一語を摘て篇に名付けらし、補叙倫なく、議論復出するやうにきこゆるもあれと、本より撰次して書となすに心なければ、たゞそのかみ語りしまゝに叙録して、家に貽し置ものならし、

國語大やう古雅にしたかひ、世俗のいやしき語を避るといへと、事情に近かく、人聽に切なれば、たとひ鄙しき俗語にてもそのまゝ取用て、擇ひすつるにいとまあらす、又近代漢字をもちひて、音にてつらぬよみて、常語とするあり、武家の盛衰に武運といひ、武士の戦功に武邊といひ、人に禮辭するを挨拶といひ、事に懈弛するを油斷といひ、君父の義絶を勸當といひ、山林の鬼魅を天狗といふ、是等の類なを多し、甚無謂といへと、久しく世にいひ來る詞なれば、今改るに及はず、又字を誤りもちゆるあり、號令して流布するをふるゝといふに、徇字たるへきを觸字をもちひ、強忍にして敢てするをおすといふに、忍字たるへきを、押字をもちゆ、是等は同訓に誤らるゝなるへし、雨露の滴をしつくといふに、霽字をもちひ、種菜の田をはたけといふに、畠字をもちひ、伴語の人をときといふに、佃字を用ゆ、是は雨下の二字を合せて一字として、露の下垂するといふ意をとり、白田の二字を合せて一字として、白地の田といふ意をとり、人加の二字を合せて一字として、人の相加るといふ意をとるなるへし、又同仇の兵をみかたといふに、味方の字をもちゆるは、一味の方といふ語を略するなるへし、又家號氏族のかちるかちはらといふに、梶字を用ゆ、是は柁字を誤て梶に作るなるへし、すへて此類は假名をもて其詞をしるしおきてもよかるへし、されと畠山梶原などいふ氏族をしるすには假名をもちひ難し、誤りながら眞名をも

ちひても、咎なかるへし

雑話の中に引用る古語古文、もしくは事實頗多し、そのかみ客に對しては、あらまし覺へしまゝに語りし程に、すこしつゝたかひ、又は首尾せぬ事もあれば、後に本書を考へしるし置ぬ、されど今老蒼して精神も乏ければ、その出處を忘れて、急に考へあたらぬをは、必しもしるて考索せず、もし善讀者あらは、たゞ大意のある所をとらんかし、其餘は論するにたらず。

駿臺雜話卷一

室鳩巢先生著

○老學自叙

つら／＼身の過來し昔を思ふに、もとは武藏の産にてなんありける、そのかみ初て髪を結ひて、詩書を事としてよりこのかた、或は檄を捧て藩邸に游事し、あるは笈を負て、京師に旅食す、其後北地に家居せしかは、常に舊學を脩め、素願を償て、一生を終る事をなんはかりにき、然るに往年はからざるに、大家の徴を辱うして、ふたゝひ故郷に歸り住せしか、身老材腐て、やかて丘に首する死を待程になんなれりける、されは多くの歲月を経て、今犬馬のよはひ、七十にあまる四の年まで、學を好み道に志すといへとも、人の師表となるへき道德もなく、又外になにの材能もなくして、むなく世にあるこそいとほいなき事なれ、されと翁を信して、こゝに問來る人々に、日ころ自得したる事を語りきかせて、後學のたよりともならば、それこそ責てなからふる甲斐もあるへしとおもふにそ、病をつとめ痛を忍んで、たえず書を講するにてそありける、ある日講はてゝ、宋儒以來、學術の異同におよぶ、座中に程朱の學に疑を貽す人ありしに、翁のいふやう、某もわかゝりしとき、俗儒に習て記誦詞章を學ひて、多くの年月を曠うせしか、或時忽往日の非を悟て、始て古人已か爲にするの學に志ありしかとも、不幸にして良師友もなかりしかは、諸儒紛々の説に眩惑して、程朱をも半信し半疑ひつゝ、定見なかりし程に、とかくして又むなく歲月を經にけり、年四十にちかきころにもあらん、ふかく程朱の學、つるに易へからざる事をさとりて、それより日夜程朱の書をよみて、心を潜め思を覃うする事今に三十年、仰けはいよ／＼

高く、きれはいよ／＼堅く、高遠に過す、卑近におちす、聖人復出とも、必其言に従ん事疑なし、されは天地の道は、堯舜の道なり、堯舜の道は孔孟の道なり、孔孟の道は程朱の道なり、程朱の道を捨て、孔孟の道に至るへからず、孔孟の道をして、堯舜の道に至るへからず、堯舜の道をして、天地の道に至るへからず、老學もとより信するにたらぬ事には侍れとも、是はかりは實見ありて申事にて侍る、もし實見なくしてさもなきことを申ならば、翁か身忽天地の罰を蒙るへしと、誓ひけるにそ、座中も聽を改むる氣色なり、其時翁いふは、是は五百年來論定りたる事なり、今更翁かちかひを待へきにもあらず、朱子以後、宋には眞西山魏鶴山、元には計魯齋吳草廬、明には薛敬軒胡敬齋の諸賢をはしめ、其外道學に志ある人、程朱を尊信せざるはなし、一代の碩學たる事、宋潜溪かことく、百家を綜核する事、楊升菴かことき、文字論説の末においては、程朱を議すといへとも、學術道德においては、間然する事をきかず、されは明の中葉までは、おほやう世の學術も正しく、名教も頽れさりしそかし、王陽明出て良知の學を唱へ朱子を排せしより、明の學風大に變しぬ、陽明既に没して其徒王龍溪のとき、つゝに禪學となる、それより世の學者良知に沈酔し、窮理に欠伸し、其弊嘉靖萬曆の間に至て、天下の學者、陽儒陰佛の徒となりてやみぬ、諸賢よく思て見給へ、西山以下の諸賢、たとひ汚下なりとも、所好に阿ねるには至らし、又其德行材識、いつれも明季并に今の儒者の下にあるへきにあらず、それに程朱萬分の一にも及ばぬ學識をもて、輕々しくなにくれと譏議するは、鸚鵡の鵬を笑ひ蠱にて海を測るに似たり、韓愈かいはゆる、井に坐て天を觀て、天を小なりといふの類なり、然るに輕薄無識の徒、其説の新奇なるをよろこひて、雷同互鳴する事、あけて數へからず、國家百年以來、太平久しく、文化日に開て、師儒世に輩出しけり、其學の是非はしらず、たゞ程朱を堅く崇信して、ふるき模範を失はさりしをそ、ひとつの幸せしに、ちかき比侖作る人ありて、始て一家をたて、徒弟をあつめしより老姦の儒いて、其上にたゞん事を欲し、猖狂の論を肆にして、忌憚る事なし、一犬虚を吠れば、群犬これを和する習なれ

ば邪説横議世に盛なるこそ、理にて侍れ、誠に此道の厄運ともいふへし、されは韓愈も佛老益に行れし時に生れて、獨これを排斥して、みつから孟軻に比せしか、その孟簡に與る書をみるに、天地鬼神トクニコトヲシテ之在上ウヘニ質ツク之ヲ在ル傍ニとは誓ひしそかし、今翁かちかひも、孟子の功にこそ及はずとも、韓愈か心にはおとり侍るまし、あなかしこ、かり初の空言とおほすへからす、

○釋源空かちかひ

むかし源空上人、九條の月輪殿へつかはせし一枚起請とて、今に新黒谷に残りてあり、其誓書を翁は見侍らねとも、そのかみ人に尋ねしに、念佛申て極樂に生るゝといふ事誕ならば、源空地獄に墜へしといふ事なんありけると語りし、彼宗門にてはさう慥なる事におもふけれど、五篇よりいへは、この誓ほとらける事はあらし、いかにとなれば、もとより極樂といふ事なければ、又墮へき地獄もなし、いくたひ誓ひても、いと安かるへきわさなり、前代いまた殉死の制禁なかりし時、ある諸侯の家殉死あまたありける中に、ひとり輿論のおしむ人にやありけん、其家の老臣みつから其宅へ行て死をこゝめしに中々許諾せさりしを、いろくこしらへければ、其人やむ事を得ずして一諾しけり、さらは誓ひてよといへは、いと快く誓ふ、さては心安しとて歸りぬ、さて其翌日には殉死の面々亡君の菩提所へと相約して寺に聚りしに、口ころ知舊名残をおしみつゝ、まうて來にけり、かの老臣も行て上座しけるに、昨日ちかひし人、いちはやく來て諸客にいこま乞しけるを、老臣うちみて、某をこそ欺き給ふとも、いかて誓ひをは背き給ふへき、口惜きわさかなといへは、其人笑て、御うへを欺き候事は御ゆるし候へ、昨日ちかひ申さす候へは、とかく御のかしなく候故、御疑を散する爲にこそ誓ひ候へ、誓を背て神罰を得候ても、死ぬるより外の事はあるましく候、されは死をきはめたる身にて候へは、もとより誓ひを背く覺悟にて誓ひ候といへは、老臣こと葉なくしてやみぬ、此人の命を喪外に神罰なき事を意得て誓ひしやうに、源空も土になるより外に地獄なき事を意得てこそ、かくは誓つらめ、今翁か誓はそれと異なり、上

は皇天をいたゞき下は后土を履て、天地にかけて誓ふ、誓ひもし誕ならば、天地の罰をかうふるへし、されと我道の爲に誓ふは、源空も同じ心なり、是につけておもふに、釋氏の教は、有を無にし、實を虚にするにあり、然るに無を有にせねは、有を無にしかたく、虚を實にせねは、實を虚にしかたし、されは極樂地獄のさたは、もと虚なる事としわとも、もとより眞假一如とみてこれをとく、往生の教をたてゝ衆生を導けは、賢愚をわかす、思慮に涉らす、すへて念佛滅罪の中に歸してやみぬ、是釋迦如來の密旨なり、我朝にても諸宗の祖になる程の僧は、此旨を互に心をもて心に傳て、假にも淨土地獄の沙汰をうきたる事とはいはず、今源空か誓も相傳の旨なるへし、九條殿の生るへき淨土もなく、源空か墮へき地獄もなし、されは無をもて有とし、虚をもて實として、衆生に生死を出離さする法とするは、釋迦の本意にかなへり、それはいさゝか偽なきこゝなり、もし吾儒至誠をもて人を教化する道をいはゞ雲泥のさたなるへし、

○異説まろく

ある日翁か病を問とて人々來りしを、翁も徒然にこそ侍れ、今日はしはしといへは、さらは侍坐つかふまつらんとて、日をくらし語りあひし程に、當代異説の事に及へり、座中一人翁にむかひて、たゞ今西京東都におゐて、世に鳴て人を牽る者の説を承り候に、或は我國の道とて、神道を雜へてとくもあり、或は陽明か學とて、良知を主としてとくもあり、或は古の學とて、新義を造りてとくもあり、紛々異同の説まろくなり、いつれを是とし何れを非とせん、翁の心におゐていかゞ思ひ給へるにや、翁きいて、當代門戸をたてゝ異説を唱ふるもの、おほやう今申さるゝ三流ときこへ侍る、是等の説を立る人々、こそ所見あるにて侍るへし、もし翁か古に聞ところをもていはゞ、いつれもさには侍らす、それ道は天にいて、一原なるものなり、その一原のところをさへ悟りぬれば、わか國の道とて人の國にかはるへからず、良知の説とて窮理にはなるへからず、鄒魯の學とて濂洛にたかふへからず、然るに是を知るは、

聖賢の書にあり、聖賢の書はよみやすからず、されは志を遂てくはしくよますしては、その意を得る事なし、今の儒者、おほくは自高ふる心ありて、濂洛の書をくはしく讀人まれなり、いま程朱の藩籬をも窺はずして、已か心を先たて、にはかに大賢を議す、所見の是非は姑くさし置ぬ、先其學の輕薄浮淺なるこそ、うたてしく覺へ侍れ、さやうの人は孔孟の書をもくはしく讀ましければ、孔孟の意をも得ざるへし、孔孟の意を得ずしては、いかて程朱の説に疑なかるへき、然るに程朱をは輕々しく議すれとも、孔孟を議する事をはきかす、是は孔孟にも疑なきにあらねとも、孔孟は二千年來世に尊信す、それを議しては人のうけかはぬ事也、程朱は世代ちかく、明朝に至て或は譏る人もありける故に是を譏るなりこいは、是毛遂かいはゆる因^{ヒト}人成^{ニヨツテ}コトナズ事なり一定の所見ありとはいふへからず、もし又已か道德學術孔には企及はねは其憚ありとはいは、さては今程朱を譏るは、是已か買ははるか程朱の上に立とみつから許すなるへし、それはともあれ、神道とはいへと其説をきくに、我國に荷擔し、湯武叛逆の類といへは其いはゆる神道は、仁義の外に有にやあらむ、良知といへと其説をきくに、佛性を明德と並へ稱し、武藏房辨慶を智仁勇の士といへは、其いはゆる良知は、是非の心にあらざるにやあらん、古學といへと其説をきくに、大學を聖人の書にあらずこし、孔釋の道二つなしこいへは、其いはゆる古學は、徳性の外にやあらん、是等の説、いづれも翁か疑をのかれぬ事にて侍る、然るに仁義をかね、内外を合せ、古今に通するは、たゞ程朱の學なり、されは大中至正の道にて、孔孟の正統たる事、なにの異論かあるへきたゞ翁かふかく恐るゝ所は、程朱の學をするのともから、身をもて踐履をせすして、たゞ講論のみ事とせば、其學は正しといふとも、道においては何の得る事かあるべき、明朝にすてに其弊ありし故に、陽明も支離をもて朱學を譏りしそかし、邪説の起るも是故にてこそ侍れ、もとより實行を忘れて空談をつとむるは、聖賢の戒る事なれば、今更翁か事新しく申にも及はず、ふかく慎むへき事にこそ

○心のめしひ

座中又ひとりいふは、翁の仰らるゝことく、吾黨の士は、相戒めて實行をつとむるこそ、邪説を距く上策と申へく候、されは孟子も揚墨を距て、好辨の譏をは辭し給はねとも、其要を論して、君子は經に反るのみといふに歸せられ候、況や今僞學詭辨の徒、野邊におふる葛のことくはひひろこり、邪誕妖妄の説、林に落る木の葉のことくしげゝれば、そわにしたかひて辨説を費やさんは、反て吾道を淺はかにするにて侍りなむ、此ころの事にて候、ある儒者の説とて、耳を驚かす事をこそ承候へ、道は天地に出るにあらず、聖人の作り給へる事也、又いふ道は、事物當然の理にあらず、文雅風流のものなり、又いふ五倫の内に夫婦のしたしみはかり天性なり、其外君をたつとひ父母をうやまふの類は、人の性にあらず聖人の作り出せる道なり、其作者聖人なる故に、古今に行はれて變する事なしとそ、古より邪説多しといへと、是ほこ乖戻りぬる事は承らず、いへはいはるゝものに候とて、互にいひあひて笑ひけるに、翁きいて諸賢は東坡か日喻の説を見給へりや、生れて盲たる人あり、日はいかやうなる物と思ひてかたへの人にとへは、日はかく圓なりとて銅鑼を探らせけるに、銅鑼をたゝひて、さて日は聲ある物とおもへり、又かたへの人いふは、日は光あり、燭の至る時には、おのつからあかるきやうにおほへぬへし、そのことしといふを聞て、蠟燭をなてゝ、さて日はほそく長きものとおもへり、今の世俗道理にくらき人多し、たとひ書を讀ても、道理にくらければ、いふ人もきく人も、目こそあき候へ、心は盲たるにて侍る、されはその盲たる心をもていろ／＼におもひなそらへ候は、此人の日をはかるやうに、おほきに取たかへたる事もあるへきをかし、今承ることきの説は、取あけてなにと申へきやうもなく侍る、たとへは喪心の人を相手にして是非を論するに似たり、その論する人もさきと申し事と申へし、然れとも翁ひそかに此説の起りを考るに、其人もと記誦の儒なり、記誦の儒は諸子百家を涉獵することをのみ好みて、四子六經に心をとゝむる事なし、たゞ其文辭訓詁を僉議して、理趣のふかきに及はず、然るに日ころわか學の義理にくらきをはしらす、飽まで己か博學を自負して虚譽を要する程に、世も亦是をも

て推崇て一代の儒宗とす、明季諸儒の風、大抵かくのことし、それに放蕩不遜にして、人に驕り物に傲るを高致とし、好て大言を吐て先賢を毀り、抗然として高く唐宋諸儒の上に出んとす、然れとも有識より是を見れば、學は遠く荀莊か餘毒にゑひ、文は近く王季か浮華を拾ふに過す、されは己か臆見にまかせて、道は天地に出すとし、事物當然の理にあらずとす、己か曲學に合せて、道を文雅風流のものとし己か俗情にこゝろみて、夫婦の外は五倫みな人の性にあらずとす、本より論するにもたらぬ事ながら、世俗多くこれを信して、群をなし徒をなすにそ、とかく世は奇怪を好む事とん今更思ひ當り侍る、ただ人の心術を害し、世の名教を損すること返すもなげかしく候へ、周禮に造言の刑あるは、この爲にて侍るそかし、かやうの中に翁か道徳もなく材力にも拙き身をもて、是を支へむとするは、誠に大厦の一木ともいふへし、たとひ言て距き、辭して闕くとも、たれか信すへき、己か量をしらするの譏も身にのかれかたく侍る、たとへは程朱の説は先王の禮服なれとも、宋人の章甫を越に賣かことし、斷髮の俗には用るまころなし、程朱の説は天下の名曲なれとも、郢客の陽春を楚に唱ふるに似たり、映舌の俗には和する人なし、詩にいはく、知我ものは我心憂ありこいふ、不知我者は我何をか求むといふ、悠悠たる蒼天これ何人そや、此詩は周の大夫周室の衰るをかなしひて作れり、今翁か吾道の衰るをかなしむも、事はかはれとも心はおなしかりぬへし

○愚公か山

されとも翁か心は、知己を一世にもとむるにも候はず、昔より邪僻妄誕にして、根もなき事のさかんに世に行れてあなかしかましくきこゆるは、女郎花の一時とや申へき、大かたはつゝかぬものにこそ、世を歴て正道へかへらぬはなし、しかるを心短くして、早く其驗を見むと思ふは、未練のことといふへし諸君列子か書を見給へりや、愚公といひし人ありけるか、家居ちかく山のありしをいとひてわきへ移さんとて、日々に子とも引ぐし出つゝ、手つから耒耜をとりて一簣つゝこほちとりけるを、智叟といひし

人は是を見て、かく大なる山を、わつかなる人の力にてこほてはとてこほちつくさるへきかと、其をろかさや笑ひければ、愚公きよて、わか代よりこほちそめて、わか子の代にも繼てこほち、わか孫の代にも又其子の代にも繼てこほちなは、終にはわきへ移さぬ事やあるへきといへは、いよゝ笑ひけるとなんしるし置けり、もとより寓言なれば、この人あるにはあらねども、愚公かいふやうなる事は、世に愚なりといへは、愚公と名つけ、智叟かいふやうなる事は、世に智なりといへは、智叟と名つけたるなるらし、およそ天下の事、愚公の心ならば、おそくも一たひは成就すへし、然るに世に智ありと稱する程の人は、大かた智叟か心にて、愚公か山を移すやうの事を聞てはその愚を笑ふ程に、なに事もその功を成就せぬなるへし、しかれば世のいはゆる愚は反て智なり、世のいはゆる智は反て愚なり、それ故に禦寇か世を諷してこそかくはいひつらめ、今翁も百年論定まるの日を身後に期し侍れば、世の明智なる人よりみては、翁か迂濶なることを笑るへし、されと老ひかめるにやあらん、此志を守て身を終なんとこそ思ひ侍れ、愚公か山を移すの類なるへし、

○老僧か接木

されは是につけて思ひ出し事あり、忍か岡のあなた谷中のさとに、何かしの院とてひみつもの眞言寺あり翁いとけなかりしころ、其住僧をしりてしは、寺に行つゝ、木の實ひろひなごして遊ひしか、住僧かたへの人にむかひて、前住の時の事をなん語りしをきゝ侍りしに、寛永のころの事になん、

將軍家谷中わたり御鷹狩のありし時、御かちにてこゝやかしこ御過かてに御覽ましましけるか、此寺へもおもほへす渡御ありしに、折ふし其時の住僧はや八句に及て、庭に出てみつわくみつゝ、手つから接木して居けるか、御供の人々おくれ奉りて、御供に二人三人つき奉りしを、中ゝやんことなき御事は思ひよらねは、そのまゝ背き居たりしを、房主に事するそと仰られしを、老僧心にあやしと思ひていとはしたなく接木するよと御いらへ申せしかは、御わらひありて、老僧か年にて今接木したりとも、

其木の大きくなるまでの命もしれかたし、それにさやうに心をつくす事ふようなるそと上意ありしかは老僧御身は誰人なれはかく心なき事をきこゆるものかな、よくおもふて見給へ、今此木ともつきておきなば後任の代に至ていつれも大きになりぬへし、然らば林もしけり寺も黒みなんと、我は寺の爲をおもふてする事なり、あなち我一代に限るへき事かはといひしをきこしめして、老僧か申こそ實も理なれと御感ありけり、その程に御供の人々おひ／＼來りつゝ、御紋の御物とも多くつとひしかは、老僧それに心得て、大きにおそれて奥へにけし入しを、御めし出しありて物な 賜りけるごなん、いま翁も此老僧か接木することく、老朽ぬれとも、ある限は舊學をきはめて、人にも傳へ書にもこのして、後世に至て正學の開くる端にもなり、此道のために萬一の助ともなりなは、翁死ても猶いけるかことし、古人のいはゆる死しても骨くちしといひしこそ、思ひあたり侍れ、いさゝか我身のために謀るにあらず、諸君も翁かこのこゝろを信じ給へかし、

○葉公の龍

しかわともかく申せは、翁か身ものに似たるやうにて、はつかしくこそ候へ、翁わかゝりしより心に聖賢をしたひ、口に六經を誦し候へとも、たゞ載藉のうへにし聖賢を窺て、少し其意を得たると申はかりにて侍る、今もし眞の聖賢にあひ奉りなは日ころしたひ奉りし心とちかひ、反ていみはゝかる事あるまじきや、心もとなくこそ候へ、すこしもいみはゝかる事ありなは、今申事も皆偽になり、林慙澗愧つくへからず、又なにをもちて後世を待候へきや、むかし葉公龍を好て、其形を畫かゝせて日夜愛翫せしか、ある時眞の龍これを聞て、ふかける龍をさへさやうに愛翫あるに、わか行たらぬには、ことなるもてなしにもあひなんごおもひ、窓より顔をさし入たれば、葉公大きにおそれてにけまとひけり、今東西兩都の儒者をみるに、多き中には正學の志ある人もあるべけれごも、大かたは自から尊大にして師儒と稱しつゝ、我こそ聖賢の道を好むといへと、たゞ論説をつとめ、著述を銜ひ、是をもて世に傲り名を釣に

し、こゝろよく切腹しぬ、其有様従容としてやすらかなりし、いかなる勇烈老叟の士たりといふとも、是には過ましきと見へしきて、其場に有合し人々、年を経て後迄も語り出して、涙おとさぬはなし、此事おこりし始に翁彼の父のもとへ文やりてしらするとて、九十郎たとひ切腹するに及ひたりとも、此程のおとなしきにては、未鍊なる事あるまし、それは心安くおもふへしといひつかはしけるに、後にきけは父そのふみを人にみせて、かくはいひて來れとも、わらはへに灸するに、前には人にすかされて、思ひの外におとなしく見ゆれとも、火を取てむかへは、そのきはになりて俄になき出して、前の言葉には似ぬ物そかし、わか子もいまた年にたらねは、いさきよく切腹したりといふたよりをきくまでは、心もとなく思ひ侍るといひしきて、古人のいふことく、此父なくは此子あらしとなん思ひ侍りき、さて此事を今申出し侍るは、九十郎かかくはかり歳にも似ずしてけなけなるを、世にきく傳ふる人もなくて果なんは、あまり不便に候へは申事にて侍る、其上今翁をはしめ、言論文字にて古人のまねをして、その實のあらはるゝ時に至て、日ころのあらましとちかひありなんは、是そ誠にわらはへの灸なるへし、多年學問して儒者といはるゝ身にて、かの童蒙無智の九十郎か覺悟にさへおとるへき事かは、いとつかしきこゝろならずや、諸君も常にこゝを察して、よく／＼省み給ふへし、

○扁鵲藥匙をすつ

他日の會に翁いふは、過し日學術の邪正を論せしか、其論いまた盡さるやうに覺え侍る、今日其論を果し候へし、今世儒者、朱子を議するに三等あり、第一等は陽明良知の説を祖として朱子を議するあり、陽明は傑出の人なり、朱子の學を毀りて支離とするも少しいはれなきにもあらず、當時朱學の弊多は文字言語にもとめて、内省の工夫やゝすくなきを見て、朱子格物の説を義外とする程に、良知を標的として、一向に内省につとめしむ、これ其意よからざるにはあらず、然とも朱學格物の説、良知を外にするにあらず、事物に即て良知を致すなり、たゞ陽明の説のこゝく良知にもとめて事物に求へからずといは

一、先王の教、詩書禮樂といはずや、詩書禮樂、事物に非して何ぞ、孔門の教、文行忠信といはずや、
 文に六經あり、行に百行あり、忠と不忠と、信と不信と、必事物によりて其理をしるへし、もしひとつ
 の良知を致せはおのつから敬して、禮を學に及はず、おのつから和して、樂を學に及ずといひ、又ひとつ
 の良知を致せは、おのつから百行も脩り忠信にもすゝむといはゞ、それほと簡約にして手近き道ある
 を聖人何としてめし給はず、かくむつかしく迂濶なる教をたて給へき、且いへ良知を致すに、事物をも
 てせずしてなにをもつて致すや、定て内省を專にして私欲をさるをもて良知を致すとするにやあらむ、
 それはたとへ五聲をしるは耳にあり、耳を守れば、五聲をきかすして五聲をしるといひ、五色をしるは
 目にあり、目を守れば、五色をみすして五色をしるといひ、五味をしるは口にあり、口を守れば五味を
 なめすして五味をしるこいふかことし、しらすや五聲をしるは耳にありといへこも、五聲は物にあり、
 五聲をきかすしては、五聲の眞をしるへからず、五色をしるは目にありといへとも、五色は物にあり、
 五色を見すしては、五色の眞をしるへからず、五味をしるは口にありといへとも、五味は物にあり、五
 味をなめすしては、五味の眞をしるへからず、況や五聲にも清濁物ことに異同あり、五色にも深淺物こ
 とに異同あり、五味にも厚薄物ことに異同あり、其物によらずしては、なにゝよりて其別をしるへき、
 親を愛し兒を敬するは不學してしるといへと、事親事兄の事の上にて愛敬の理を窮むへし、すへて君
 子の百行皆しかなり、其事に即て、其理を窮めすして、己か善知り惡知るものひとつにてしるへきにあ
 らず、孝は百行の本といへは、しはらく事親の事にて申し侍るべし、朝アシタニカワミユウベニサダムル省シヤウ昏コン定テイやうの事は、お
 よそ事親の人たれかしらさるへきなれとも、其さへ田舎農家の民などは、愛親の心なきにはあらねと
 朝に省むへく昏に定むへき事ともしらするそかし、況や親を養ふは誰も養へとも、口體を養ふと志を養
 ふの異同あり、親を敬ふは誰もうやまへこも、嚴威儼格は事親の道にあらず、其外父母の前にては、
 恒言不稱老叱咤の聲犬馬に及はずといふの類に至まてすへて事親の事なり、もし其事に即て各其當然

をきはめすして、わか愛^{スル}親^ヲの心にもとむれば、おのつから事々つくすにたりぬといは、聖人の上には
 さまありなん、學者の及ふへき所にあらす、おそらくは孝の道をつくさぬのみにてもなく、又心ならず
 不孝の事もありぬへし、かくいへはとて、事^ル親^ニをやめて是等の事を講せよといふにもあらず、又是等の
 理をのこらす究めねは、事^ル親^ニへからすといふにもあらず、たゞ事^ル親^ニの上にて其事の當否をきはめ明にし
 又は讀書の上にて聖人孝を論し給ふにあは、反復して其理趣を味へ、其本末をきはむへし、もろく
 の事はをもて例してしるへし、是即格物の學なり、かくしつゝ久しうすれば、やうやく道理純熟して、
 後はわか愛^{スル}親^ヲの心ひとつをもて親につかふるに、其道をつくさすといふ事なし、是程朱格物の學の妙處
 なり、かねて力をこゝに用る人にあらずは、其味をしるへからす、孟子の不學してしるは良知なりとい
 へるは、人に孝弟の心學ひすしてあり、是を本として學びて、其量をつくせこの事なり、不^レ學してもそ
 れにてたれりといふにはあらず、今朱學の弊を改んとて格物窮理を廢するは、朱子の意をしらざるのみ
 にあらず、矯^{クマカレ}枉^{レル}過^{ラス}直^{クナ}といふへし、それも亦まかれるなり、第二等には、理氣體用などの説、孔孟の
 言及はさるといふに據て朱子を議するあり、むかし孔子性相近じとの給ひしに、孟子に至て性善を論し
 たまひ、其外養氣夜氣の論など唐虞三代の書に沙汰もなく、もとより孔子も似たる事をもの給はさりし
 かと、宋の諸先生、其指の聖人にもこらすして毫髮の疑へきこなきを見つけられし程に、先聖のい
 また發せざる所を發すとて殊に稱嘆せられけり、況や程朱の時、孔孟の世をさること遠し、言を撰ひ論
 をおこし、道を明かにするに急なり、道理におゐてたかふ事なくは、何そ必しも規々とし古人の言を踏
 襲すへき、今朱子の説孔孟の給はざるに出なは、其意をふかく考へ究へし、もしもまた合さる所あらは
 しはらく疑を闕とも可なり、然るを己か心にあはぬとて、孔孟の給はざるに事よせて、にはかに大賢の
 説を輕々しく毀るこそ、其學識の淺陋なるもしられ侍れ、其議論をきくに、いつれも疎膚膚淺なる事に
 なん有ける、こゝに一々擧正するにいとまあらず、たゞ其理氣の説をあらく辨し侍るへし、彼かいふは

天地の間氣の外になにかあらん、この氣四時に流行し、萬物を生して、おのつからやまず、是則天道なり、昭然として見へたる通りの事なり、然るを朱子一等上に形象なき物をたて、氣に配して理とするは、隱怪にちかしとそ、其説似たり、此疑は彼に限らず、あなたにても先儒の中に是に類したる疑難ありしそかし、それは朱子の言をふかく考へて、なを疑を免れぬといふにてありける、彼が一過の見をもて臆決するやうの事にはあらず、もこより理氣前後の説は微妙なる事にて、一座の話にていひ盡しかたし翁しばらく老子の語をかりて、たとへをもてかたはかり申侍るへし、車をかそへて車なし、歳をかそへて歳なし、たとへは車を數へて、是は輪なり、是は軸なり、是は軾なり、是は轅なり、輪をもて車とすへからず、軸をもて車とすへからず、軾轅をもて車とすへからずとて、輪をすて軸をすて、軾をすて轅をすて、見たれば、車もともになくなりけり、たゞ車の理は、車の出來ぬ前に定まりてあれはこそ、上代車のなかりし時、車をは作り出すらめ、今とても車匠車を作らんとては、輪を剝り軸を剝りて、何時によらず車を作り出すは、車の理常にほろひすしてある故に、それに本つきて作り出るにあらずや、是によりて見よ車は輪軸より出る歟、輪軸は車より出る歟、車は輪軸より出るといふは車の形ある事をしりて、車の理ある事をしらされはなり、歳をもてたとへても同じかるへし、十二時を日とし、三十日を月とし、十二月を年とす、是は時なり是は日なり、是は月なり是は年なりとて、のけて見たれば、外に歳といふ物なし然れとも三百六旬有六日に、天と日と會して歳となるの理は、前に一定してありて、日月も約束のことく運れはこそそれに本つきて、上代に曆をも作り出し、今も曆家に當代の曆を作るは勿論にて、只今なき日月を考て、前百載後百載の曆を作るに、毫髪もたかひなきそかし、是の理は日によらず月によらずして常に存在するにあらずや、されは天言はずして四時行はれ百物生す、是の樞紐根抵となるものありて、天地の太極柱となりて、四時も是より行はれ、百物も是より生す、然るに車をかそへて車なく、歳をかそへて歳なければ、氣をはなれて理なし、外に形象もなく方所もなきほとに、た

道理とまていふへし、よりに孔子は形よりして上下をもて器に對して道といひ、朱子は形よりして先後をもて氣に對して理といふ、すへて同一理なり、今其本源をしらすして、枝葉の上にて議論を生せは紛々異同なりの底極かあるへき、體用の説も亦しかり、道に用あれは、必體あり、寂然不動は體なり、感而遂通は用なり、靜にして存養すれば、體に即て用存し、動て省察すれば、用に即て體行はる、是を體用一源顯微無間といふなり、孔子の敬以直内義以方外との給ひ、子思の中和をもて大本達道といひ、孟子の仁義をもて正位大道といふ、是またすへて同一理なり、體用をいはねとも、いつれか體用にあらざる事ある、彼曲學の徒、僅々として得小自足とすれば、道に全體大用あるをしらぬもことはりそかし、ふかく論するにたらず、第三等には、放蕩を貴ひ、名檢をいとひ、專に文辭典籍を學とし、一たひ程朱居敬窮理の説をきゝては、腐儒の常語とて、相ともに嘲笑ふ程に、學者脩己の道においては、講すへきものとせず、その議論をきくに、不急の察無用の辨、饒々として人耳を喧しうせざるはなし、なにか取擧ていひ出すへき言の葉にせん、たゝ太息に付してやみなまし、むかし扁鵲齊桓公の疾を見て、二たひ迄はなをいふ事ありしか、三たひに及ひては、もはや療治の手なかりし程に、藥匙をすて、驚走りき、俗學の弊もこゝに至ては桓公の疾の日にふかきかことし、儒に扁鵲ありとも、療治の手なかるへし、況や老學非才無智の身にて何とて道の輕重をなすにたらん、たゝ口を箝て驚走りつへうこそ覺へ侍れ、

○嬌輕警情

翁又いふやう、當代東西兩都の人を見るに、もとより人によりて一概には論じがたけれども、多くは異論を好み、名譽を要するは同事にして、其病根は又異なるへし、大抵洛陽の儒は驕惰の弊あり、東都の儒は剽輕の弊あり、洛陽は風氣和し土地狭し、この故に近き比まで其土の宿儒おほくは濃厚柔謹にして制行正しく、威重ありて人望を失はさりき、然るに近年溫柔變して惰弱となり、威重變して驕泰なる

空談を尙び文史を玩ひ、是をもて自から尊大にして、曾て遜^{コ、ロザシラヘリクダリトキニトク}志^コ時^コ敏^コする事をしらす、されは良工^{リヤウコウ}用^{イラモナユル}意^コの勞をいかてしるべきなれば、たゞ道を容易なる事に意得る程に、はては先賢を慢り、程朱を毀りてやみぬ、たとへは王孫公子、あたゝかにそたちて艱苦を経ねは、おほえす驕泰になるかこごし、宋武帝の高祖の葛燈籠麻繩拂を見て罵て田舎翁とするも、祖宗の大業を建立せし艱難をしらねは、更にとかむるにたらず、翁むかし史記蘇秦か傳をよみて、秦か我をして洛陽負郭の田二頃あらしめは、豈能佩^{アノニヨクリクコクシヤウ}六國相印^{イシヨビシヤ}乎といふを見て、實もしかりとおもひき、今洛陽の儒、大かた士着に安むして、隱居放言自からたれりとす、もし其人をして世務にあつかり、一言をつとめ一職を辨せしめは、しらすよく其任にたへんや否や、恐らくは洛陽二頃の田崇をなさは、懷^{キヨオホセヒラスキラモル}居^キ求^{モト}安^{ヤス}の心にひかれて、やかてかけこもらましかて是等の人と聖賢の志を論すへき、東都の儒は又是に異なり、關東は風氣薄く土地潤し、それに武人俗吏其地に逼居て、其風おのつから儒者にも移れば、昔は文飾なく質直なるかたありて、取へかりしか、今は質直變して麤惡となりぬる程に、放蕩輕薄德義を銷刻し、浮辭怪說文字を造作す、たとへは蘇秦か洛陽宿執の害はなけれど、世に游説するは縱橫捭闔傾危の道なるかことし、されは今天下の學者、情弱ならねは剽輕なり、此二病除かされは、高談^{タカクセイイウジンシヒロクゾシノキワム}ニ性命^{ケイメイ}一博究^{ヒツクウ}ニ群書^{グンショ}一とも、聖賢の徒ごいふへからず、横渠先生も是をもてその要務とし給へはこそ、矯^{カルクキヲクマフコタリフイマシム}レ輕^{ケイ}警^{ケイ}情^{セイ}の一語を擧て示されしなれ、情弱なれば義にいさむ志なく、ついに郷愿の人となる、剽輕なれば忠厚の心なく、はては讒佞の徒に陥るへし、こゝをもていへは矯^{カルクキヲクマフコタリフイマシム}レ輕^{ケイ}警^{ケイ}情^{セイ}の一語學者の要務なるのみにあらず、しかしなからすへな士たる者の頂上の鐵針たるへし、

○忠厚のこゝろ

されば士は第一忠厚の心を本とすへし、その人となり輕薄にして材美ありといへとみるにたらず、それにつきて翁日ころ樂毅か傳をよみておもへらく、毅は戰國の士にあらず、學問ありて道のあらましをき

くの人なり、しかるに後世毅が將略あるをしりて、學問あるをしらす、樂毅燕の昭王に仕へ、上將として齊を伐て、七十餘城を下せしは、非常の大功なり、不幸にして師いまた凱旋せさりしに先に昭王薨し燕をさる、見^レ幾而作不^レ俟^レ終^レ日といふにちかし、其後身を趙によせし時、趙王燕を伐む事を毅に謀りけるに、固辭して其謀に預からず、誠に忠臣の法とすへし、その惠王に報する書を見るに、忠厚の心言外に蕩然たり、戰國反復の世には、空谷の足音と申侍るへし、その書中に、君子交絶不^レ出^三惡聲^一忠臣去^三國不^レ潔^一其名^一といへるは、三代の遺言なるへし、もし學問なくしては、誰か其言の旨き事をしらむ、今其意を解侍るへし、交絶不^レ出^三惡聲^一とは、たとへは人と交通して、其人の惡事をいはぬは、もとよりの事なり、其人と中たかひては、己か是をいはんとて、其人の非をいふへきに、交絶て後に其人のあしき事を一向に言に出さぬは、君子の忠厚人に負かざるの心なり、翁其意を詠し侍るとて、

ならはしな、兒の手かしはの、ふたおもて、身は葛の葉の、うらみありとも、今更翁つれか申もおろかなれとも、伊川先生に感服する事あり、蘇東坡伊川をそねみ惡みて、哲宗に上る奏狀に、程頤か姦と稱し、又衆中にて嘲て、麀糟陂裏の叔孫通なと、いひしか、伊川遂に東坡か是非を一言の給し事をきかす是にて知へし、洛蜀の二黨いつれか正なるいつれか邪なる、い^レすして明かなり、又刑恕初は伊川に従ひて學ひしか、後に小人に黨し、伊川を讒して陪陵に謫せしむ、門人聞て伊川に告しに、伊川の給ひけるは、故人かねて情厚し、われ少しも疑ふの心なしとて、いさゝか不平の辭色なかりし、是等の事誠に吾徒の師法とすへし、忠臣去^三國不^レ潔^一其名^一といふも、忠厚の事なり、是は人臣たるもの、君と義絶て其國をさらんに、あなかに君の非をいふにもあらねと、己かあやまらぬ事をいふて一分の上を潔うせんすれば君のあしきになるゆへ、わか名をこらし自からわかあしきやうにしておるとなり、是忠臣の心なり、翁加賀にありし時、ひとりの老人あり、其父太陽寺左平次といひし者、長湫の戰に池田勝

入の手にて戦功あり、其後天下泰平になりて、大阪籠城の輩をさへ、御仁政にて諸侯の國につかふる事を御ゆるしありし程に、戦功ありし士とも己か手にあひし事をいひたて、仕をもとめしに、左平次一生己か長湫にての戦功をいはず、さて親しきものに大將の敗亡したるに、其手に屬したるもの、己か戦功をいふへきにあらずといひしと語りし、己か戦功をいへば、惣勢の敗軍をは大將の越度にし、一分のいひわけしてのくにて侍る、左平次そこをおもふにこそ、古人忠厚の餘味あり、いとやさしき事なり、其戦功をいふははるかに劣り侍りぬへし、

○鬼神の徳

ある日講過後、五六輩跡にのこりつゝ、おのゝ疑問に及しか、中にひとりいふは、こゝにひとつ問まいらせ度事侍る、我朝は神國とて、ちかきころ世に神道をとく人あまたあれとも、いづれも其説隱怪にして、正理を得たりとも覺え侍らず、もとより鬼神の説は、聖人も假初にはのたまはねは、我等こと薄識の人のにはかにさとるへき事にはあらねとも、たゞ其かたはしを示し給はゞ、他日の功夫の種ともならましと、各同しこゝろに益をこへは、翁ぎゝて先易を引て、聖人以神道ヲ設レ教トあるは、聖人の道神妙なるをさして神道といへり、仁道なといふかことし、是をひとつの道とするにあらず、然るに世に神道とてとくをきくに、我國の道とて聖賢の道より一等たかき事のやうにいへるこそ、意得難けれ、抑鬼神のふかき道理は、翁もしらぬ事にて侍れとも、日ころ覺悟し置けるあらましをかたり侍るへし、中庸に鬼神之爲レ徳といへるはいかゞ心得給へる、朱子釋して性情功効といへるは、徳字の義を釋してかくいへり、もし其徳たる實をいへば、左傳に神は聰明正直にして一なるものなりといへる、是則神の徳なり、然るに神は正直なるものといふ事は誰もしれとも、聰明なる事をしらず、神はかりすゝときものはなし、其故は、人は耳をもてきけは、耳のおよはぬ所は、師曠か聰といふとも、きかすしてありなん、目をもて視れば目の及ばぬ所は、離婁か明といふとも、見ずしてありなん、心ありて思慮すれば、穎悟

の人といふとも、なを猶豫ありぬへし神は耳目をからす、思慮に涉らす、眞直に感じ眞直に應ず、是ふたつもなくみつもなきたゞ一ツの誠より得たる徳としるへし、されは天地の間に、きはめて耳とく極て目はやき物ありて、時をもわかず所さりせず、有のまゝに現在し、端的に往來し、あらゆる物の體となりて、兩間に盈わたりてあれとも、元より形もなく聲もなければ、人の見聞には及はすして、たゞ誠あれば感じ、感すれば應ず、誠なければ感せず、感せぬは應せず、應ずれば忽ちあり、應せぬはおのつからなし、これ天地の妙用にあらずや、中庸に視^{コシ}之^ヲ而弗^レ見^ル聽^ク之^ヲ而弗^レ聞^ク體^ノ物^ニ而^レ不^レ可^レ遺^スといへるは此事なり、昔西行法師伊勢の神祠に詣てよめる歌に、

なに事の、おはしますかは、しらねとも、かたしけなさに、涙こほるゝ、なに事のおはしますともしらすしてかたしけなさは、何事によるや、涙は何故にこほるゝや、是誠の感動にあらずして何ぞ、神前にて其心他念なく一筋に誠になれば、神も其誠のなりに來格して、かたみに感動する程に、涙もこほれつへし、たとへは清くすめる水には、其まゝ月のうつりて、たかひに光をまかすかことし、久しくなれば、一ツ誠に渾融して、神と人とをわかす、たとへは水や空や水ひとつにかよひてすめるかことし、こゝに至ては、洋々乎として其上に在かことく、其左右に在かことくなるへし、是神のあらはるゝなり誠のおほふへからざるなり、さりとて神を遠き事とな思ひ給ひそ、たゞわか心にもとめ給へ、いかにこいへは、心は神明の舍なり、一毫、私欲のさはりなければ、おのつから天地の神明と同氣相感して、かくいちしるきそかし、但相感する事なければ、さる事なかるへし、西行も神前に至らぬ時は、いかて涙こほるゝはかりのかたしけなさあるへき、是をもて來格は相感するにありといふ事をしりぬ、今各に申す、たゞ躬に省み内に求めて、心の誠に本つき給はゞ、下學の功積て上達せらるへし、其時にこそ只今翁か申すやう、いさゝかうける事にてなしと思ひしり給はめとて、其談やみぬるに、座中良久しく聲もなく、靜まりかへりてありしか、翁の御物かたりいさうとくこそ侍れ、誠に西行か歌にこたへて、今

日もかたしけなさに涙こほれつへう侍るとて各感心にたへすそ見へし、

○聖人の誠

翁又いふは前に申侍る西行か歌にて、舜の無爲にして治まるといふ事を思ひ給ふへし、聖人の誠は則神明なり、もしなに事の、おはしましては、無爲といふへからず、そもなに事のなに故とはしらねとも、たゞその篤恭の至りなん神のごとくにして、おのつからかたしけなさに、涙こほるゝはかりに覺えぬへしそれに衣裳をたれ手を拱て、上に現在しておはしませは、天下仰き奉る事日月のごとく、したひ奉る事父母のごとし、天地無形の神の感應時あるやうなる事にてはあるへからず、されは所_レ過者化_レきて、聖人の身の歴たまふ所は變化をなして改まる事、ものゝかたに入るかごとし、舜歴山に耕したまへは民皆畔を譲り、河濱に陶したまへは、器皆いしまあらざるといふにてしるへし、又所_レ存_ル者、神_ナすとて、聖人の心のとまる所は自由を得て廻る事、ものゝ掌にあるかごとし、孔子邦家をえてんには、綏すれば其まゝ來り、動かせばそのまゝ和すといふにてしるへし、こゝに至ては、とかく凡慮の及ふ事にあらず、これ聖人の手からにて仕出したまへる不思議にもあらずたゞ誠はおほはれぬものになんありける、されは君子室に居て言を出して善なれば、千里の外應す、況やその邇き者をや、室に居て言を出して不善なれば、千里の外違ふ、況や其ちかき者をやと、孔子ものたまへり、さりとして家にてする事の忽に千里に及ふといふにはあらず、たゞへは風の草木に移るかごとし、其ひゝき彌高にまさりゆく程に、家より國にひゝき、國より天下にひゝく、是自然の理にして、誠のおほふへからざる所なり、こゝをもて君子は常に内に心をもちひつゝ、たゞ手前を正しくして外を飾ることなし、たゞへは錦を衣てうはおほひするかごとし、其美おほへともおほふへからず、いやましにしるきそかし、小人は内行おさまらずして、外見のみ飾れば、くさきものに蓋するかごとし、其臭ふさけともふさくへからず、いとゝあらはるゝそかし、枚乗か吳王を諫る書に、欲_二人勿_レ聞_レ莫_レ若_レ勿_レ言_レ欲_二人勿_レ知_レ莫_レ若_レ勿_レ爲_レ此語淺きに似て

味ふかし、名言といふへし、口にいふて人のきかぬやうにし、身になして人のしらぬやうにとするは、いやしきたとへなから、惡に利息を添て身におふかこし、日にそひ月にそひて其おひまさりなは、いかておほいかくすへき、聖人より以下は、君子も過ちなきにあらねとも、これをかくさんとせずして人の見るまゝにあらたむる程に、過ちは過ちと見へ、改るは改ると見へて、其しかたにかくる事なく、心に一點のくもりなきとしるれば、反て其徳のひかりもまさりぬへし、されは子貢も、君子の過は日月の食のこし、過てるも人皆見、更むるも人皆仰くといへるそかし、むかし小邾鐸千乗の盟を信せずして、子路の匹夫の一言を信し、回紇六軍の兵をおそれずして、郭子儀か單騎の約をおそる、是二子の誠かねて隣國にあらはれ、蠻貊に及ふことをしるへし、千里の外應するにあらずや、もとより聖人の誠には及はねとも、心事明白にして一毫の疑なき事を、天下の人皆しる故に、一たび其言をき、一たび其面をみると、其まゝ信服する程になにの手もなく、なにの造作もなし、是誠の感應にして恩威智力の及ぶ所にあらず、是をもていふに好事門を出ず、惡事千里を行と、世話にいへとこれ辭言なるへし、好事惡事ともに其實ある事いつれか千里にゆかさる事あるへき、惡事のみに限るへからず、

○妖は人より興る

座中ひこり、神は聰明正直なるものにて、至誠の感應はさもあるへきことにて候、然るに昔より妖怪不正の事とも、世に流布し侍る、是もその理ある事にやといふに、翁、鬼神は天地の功用二氣の良能といへは勿論正理より出たる事なれとも、人の本性惡なくして氣質に、おちては善惡あるこしく、神も人世に降ては、正しきあり、正しからざるあり、其子細は陰陽五行の氣の四時に流行するは、天地の正理にて、不正なけれとも、其氣兩間に游散紛擾して、いつとなく風寒暑濕をなすには、おのつから不正の氣もあり、人に感ずるにてしるへし、されは天地の間、この氣の往來にあらざるはなし、正氣をもて感ずれば、正氣感し、邪氣をもて感ずれば邪氣應す、但正邪ともに二氣の感應より、出れば、邪氣の感とて

も神にあらすといふへからず、夫正氣の感は、大小となく精誠の所_レ致にあらぬはなし、大事にていは、高宗の良弼を感じ、周公の金臚を感じ、小事にていは、鄒衍か六月の霜を感じ、韓愈か惡溪の鰐を感じる、其事は異なれとも、同じく精誠の感にして怪むにたらず、前年眞西山の集を見侍るに、ある民家の女子、父の疾を憂て夜になれば天に向て身をもて、代らんと禱りしに其誠感してやありけん、一夜群鵠にはかに遠_レ屋飛噪し程に仰て空中を見れば、大星三ツ燐燿として月のこさく閭楹の間を照しけるか、翌日より父の疾瘳けり、西山群守として其事をまのあたり、見聞せしまゝ、其間を榜表して懿孝坊とし記を作て其事をくはしく著されける、是等はことにたしかなる事にて、其感いちじるしといふへし、然るに衰世に及て、人心正しからぬは、大かた邪氣の感のみにて、それより妖怪を生するなるへし、もとより怪力亂神は聖人の語り給はぬ事なれとも、其理を窮るは格物の一端なれば、諸君のために申侍るへし、左傳に妖を魯の申繻が論じて、人之所_レ忌其氣讎以取_レ之妖由_レ人與也といへり、よく物理に通する言といふべし、讎は、火の未_レ盛して進退するとあれば、人の氣にてもかくのここし、すへて、人の忌おそるゝ所は、世話におそろしき物の見たきといふやうに、さなから心に忘れえぬほとに、思想にひかれて、火のかつもへかつきゆるやうに、あるとみつなしと見つして、かくしてやまねは、氣うかれて、我にもあらずなりぬる程に、邪氣隙に乗じて、幻に形象をさへ生しぬれば、さまざまに妖をなし怪をなすそかし、齊侯の彭生を見、鄭人の伯有を見るの類是なり、すへて氣讎の所_レ致にて、正氣の感には絶てなき事なり、唐宋小説の書に。洞庭湖の邊に水神の祠あり、大湖を渡る人は、是に水難をのかるゝやう禱る事になんありける、ある賈人毎年大湖をわたる程に、その祠をふかく信して、往來に必賽祀せしか、あるとし湖上にて風に遇て船破れて、つるに溺死しけり、其子湖邊に到り、父の死を悲しみつゝ、怨悔する餘りに、わか父此祠を多年信仰して、祭奠いさゝか懈らざりしに、冥助なかりしこそ遺恨なれ、あすは此祠を焚んとて思ひきはめていねたりし其夜の夢に、水神ふかく恐るゝけしきにて汝わか罪をゆるさ

は、湖上にて樂を奏して、其恩を報すへし、されはとてわれ祠をやかるゝを恐るゝにあらす、又汝か怒氣のいきほひに恐るゝにもあらす、たゞ心のそこに必焚んと決斷したる一念、我にこたへて、敵しかたき程にかく謝するといひけるとそ、もとより齊東の野語、信するにたらぬ事なれとも、神は決斷におそるゝといふ事、道理ある事なり、もし此人怒の心ゆくまゝに、やかんと思ひなから、その氣骸にして、やくともやかぬとも決せず、其氣進退せはやかて神にけおされて、反て崇を受へし、むかし駿府の御城に、うは狐といひ傳へし狐あり、人々に手巾をあたふれば、それをかふりて舞しか、聲はかりて形は見へす、たゞ手巾空に飄轉して廻舞のやうを見せし程に人々興に入りり、人手巾をあたふる時に受取る形は見へねとも、もたる手をものゝすりて通るやうに覺へて、其まゝ取てゆきける、わかき人々わざと渡さしとあらかふに、なにと堅く持ても、とられぬといふ事なしと語るを、大久保彦左衛門聞て、我はとられしとて手巾をもちてこれをとれといふに取得す、さていふは、さても無分別の人よ、わなおそろしとてにけさりぬとそ、彦左衛門は、手に覺のある時にわか手ともにきりておとさんと思ひつめけるを、狐さとりしなり、されは武士の心剛にして一筋に直なるさへ、其氣骸になき程に、狐も妖をなしえず、まいて正人君子においておや、本より邪は正に敵せねは、正氣にあふては、氷の日にむかふて忽に消るかとし、西域の妖僧、傳毅をいのり殺すとて自ら暴死し、武三思か妾、狄仁傑にあふて藝を施しえす畏縮せしにてしるへし、それにつきても世に正人君子乏しき故に、邪氣已かし威福をなすこそ悲しけれ、しかのみならず世こそりて宮觀の淫祠をあかめ、浮屠の邪法を信して、あゆみをはこひ、貨を費やさゝるはなし、もとより正體もなき事なれとも、ものゝゆるみなからも、形あれは其なりに影あるやうに、ふかく信向する心から、不思議と見ゆることもあれば、いよゝこれに惑て正理を失ふにてそありけるともある事には、こゝの神かしこの佛とて、漫に靈驗ありと稱しつゝ、いろゝ虚誕なる事を造作して、世の誣民を欺く程に、人群聚て市をなし、錢財積て山をなす其人は國家の大賊、其事は天下の大

弊といふへし、

○飛驒山の天狗

しはらくありて翁、鬼神の感應は氣の往來なり、わつか氣に涉れば、聲色にあらはるゝを待すして、鬼神ははやくとくにしる者にて侍る、こゝに寂然不動にして、毫末も氣をましへず、鬼神もいろひえさる所あり、是わか本分のある所にて候へば、翁はこゝをさして我と申たく候、謝靈運か詩に、達人貴ニ自我一といひしは、暗に申あて候へとも、その我といふもの、中々靈運こときかする事にてはなく候、天且ニ不レ違レ况レ於レ人乎况レ於ニ鬼神一乎とあるも、人はいふに及はず、天地鬼神も我にたかひえさる事といふなり、三代の聖人、この我をもて天下の上に立て、天下惟我のみあり、たれか我志に違ふ事あらむといへり、後世の賢人、この我をもて萬人の外に立て、千萬人の中こいへとも、たゞ我ある事をするといへり、されば、我といふ者のあり所を尋るに、一念未生の時、本然未發の體是なり、君子こゝを存養してそこなはねは、天地も我より位し、萬物も我より育し、鬼神も我より感應す、なに事か我によらぬ事あるへき、邵康節の一念起る事なれば、鬼神もしる事なし我によらすして誰にかよらんこいへるは、これをいふ也、それに付てあやしき事ながら、加賀にありし時、人の語りしは、北國にいやしき工の飛驒山にゆきて、杉を採てへきて生業とする者ありき、ある時山中に杉をへきて居けるに、ひとりの山伏の鼻の隆きか來りしを見て、心に不思議のものかな、天狗にやとおもふに、汝はなにとて我を天狗とおもふそといふ、はやくされかしとおもふに汝はなと我をいとひてされかしとおもふそといふ、何にても心におもへば、はやしりてとかむる程に、後は是非なくそのへきし板のなかくはへたるを縮撓めて繩して括らむとしけるに、心ならず取はすして板はねける程に、其板の末、天狗の鼻にしたゝかにあたりしかば、汝は心ねのしれぬものかな、おそろしとて行きぬるとそ、板のはねけるは、思慮より出さる事なれば、こゝに天狗も及はぬにこそ、是にてしるへし念慮なき所は、鬼神も窺ひえさるになんあり

ける、常人多くは心に閑思雜慮常に絶る事なく、なに事も思慮作爲の中より出る程に、氣にひかれ物に
 うはゝれて、我といふ物自立する事あたはず、されはこの我を失はしとならば、心源存養の工夫をなす
 へし、心源存養の工夫は私欲なきを本とす、この心私欲たになければ、靜慮動直とて、何事も思慮作爲
 をからず、たゞ靜慮の中より、道理のまゝに眞直コニモナクカモナクに出る程に、萬物の先に定まりて萬物の後に墮る事な
 く、鬼神を制して鬼神に制せらるゝ事なし、無レ聲無レ臭レして天下の大本となる、無體の體ともいふへし
 無レ思無レ爲もして、萬化の大柄となる、不御の權といふへし、老子の象テイノサキニクドレリ帝之先ニといひ、釋氏の唯我獨
 尊といふも、此所をすこし見つくるにやあらぬ、されと彼は人倫をすて事物を外にし、たゞ空寂を事コ
 すれば、人欲を制すこいへと天地を明かにするにたらず、一心を治むといへと、萬事を宰するにたらず
 其體はありと見へて其用なし、なにをもて大本とし、なにをもて大柄とすへき、大に似て大に似ざる事
 なかるへし、

○年内の立春

されは中庸にいはゆる其不レ觀を戒慎み、其不レ聞を恐懼るとは、誠の本源、かのなに事も、おはしまさ
 ぬところを持養するの功夫にて、さて隱微の中、一念の起るを省察して、その本源の地を亂らぬやうに
 すること、又簡要にて侍る、それは中庸を講せし時にくはしく申たる事にて侍れば、今更いふに及はず
 それに、見ぬ京物語に似候へ共倭歌の意に引合て申候へし、古今集の巻頭にのする在原元方の歌、もと
 より歌のさまざま手つよく力あるやうに覺え侍る、二十一代集をはしめ、家々の集にも春の巻頭とするを
 見るに、大かたは空の震谷の鶯など春のけしきをもて春たつ事をよめり、それは春の始をいふには第二
 段に落るなるへし、いまた冬ふかく何のけしきも見えぬに、氣色をはなれてよまんは、なにをか言葉の
 種とせむ、いと難かるへきわさなるに、こそとやいはんことしとやいはんとは、なにの造作もなくさり
 とは、おもしろく取なされたり、祖父にもはちさる作者といふへしされと翁か此歌を取侍るは、詞のお

もしろきといふにもあらずこれをわか修行にたとふるに、我心に人しらす、一念のきさは、獨居の時暗處の事なれば、なにのけしきも見へず、いば、年の内に春の來るに同じ、一念の萌すところに、既に善惡のわかれば、年の内にこそことしのわかるゝに同じ、されは千里の謬も毫釐の差より、おこるさいふも、こゝにある事なり、濂溪先生の幾は善惡といへるも此事なり、是非のさかひ善惡の關としるへし、されは目をはなたす此關を守りて、われとわか心に善とやいはん惡とやいはんと尋つゝ、一筋に惡をさり善に向ふこそ、我儒の修行の本とする事なれ、もし此所に心ゆるして、色にいて聲にあらはれて始てさとはは、たゞ手の延たるといふはかりにもあらず、たとへ勉強すとも力もちゆるに難かるへし、されは元方の歌、詞のおかしきのみにもあらず、聖學のふかきにさへたとへつへし、常に打吟して我心の省とするに助なきにあらず、

○袖ひちての歌

座中ひとり和歌を好める人ありしか、只今迄元方の歌たれも口馴たる事に候へとも、人心善惡の幾にして意得へき事とは思ひよる人なく候に、御物語にて始て承りて候といへは、翁古今集は外の集とちかひ其歌いづれも誠實に候故、おのつから道理にかよはして見るへくこそ候へ、右の元方の歌にさして繼て貫之か自からよみたる袖ひちての歌をのせしも、月令に孟春のはしめに東風解凍トウフノコホリヤトクとあるに、かなひて心ありて見へ侍る、其故は春風の凍をとくこそ、陽和の至る晨初のしるしにて侍れ、かの霞鶯などのやうの事は、是程に的實には覺へ侍らす、されと春風の凍をとくといふばかりにては、いかによみかなへたりとも、さまで餘情あるまじきに、いにし歳の春過ての後より夏秋冬をへし事を、袖ひちて結ひし水のこほれるをと、一首の中によみこめて、さて春たつけふの風やとくらむと、今又春にかへるころにて結ひし事、千鈞の重さある物から、歌にたけありて、餘情かきりなきもの也、此の外の歌も古今集にのせしは、いづれも言葉すなほにて、なにの手もなきやうにて、打吟すれその味おのつから深長にして、

言外にあるやうに覺へ侍る、詩にていは、漢魏の樂府古詩のことし、詩は盛唐といへど、漢魏の詩は、實情より發して、おのつから巧拙をはなれて見ゆ、更に同じきのにあらず、古今集の歌もしかかなり、其言葉すかた後の作者の及ふへきここからとは見へず、是をおもふにさして撰者よみ人のとかにもあらず文章は時と上下するあれば、時代の盛衰につれてかくあるにこそ、いかゞ思ひ給へるといへば、翁の仰られやうちかふましく覺へ侍る、歌人の論も大かたさらにてこそ候へ、さて右の貫之か歌に付て思ひ出したる事侍る、天文のころかとよ、織田備後守一族彦五郎と不和になりて、争戦に及びけるを、備後守か家老平手中務といひし者一族の不和なるは、敵國の侮を受るものなりさて、和睦の事を謀りしか、事とゝのひしかは、彦五郎か家老坂井河尻などいふ者のもとへ、中務よろこひのふみをつかはすとて、其文のはしに、貫之か袖ひちての歌をかきつけゝるとそ、親族のちなみは、袖ひちて結ひしやうになれむつまじきものゝ、不和なるは是こほれるにて、今又和睦してもとへかへるを、春たつけふの風やとくらくんとよせけるにて、かゝる事によそへても、こゝろふかく思ひなかく、言葉さへたりて、誠にたけき武夫の心をも和けぬらんとおほえ侍る、中務かしこくも思ひよりぬるにて候、翁はいかゞ思ひ給ふにや、翁翁うなつきて、昔春秋の世に列國の士大夫宴會の時は、必三百篇の詩を歌て、互に志をあらはしけり其後此事世に絶て、魏晉よりこのかたたゞ自から詩を賦するを專にし、巧拙を争事になりけるこそなけかしけれ、やまと歌もさにてこそ侍れ、むかしより歌を好む人をみるに、たゞよまんとのみするなるへし、必しも自からよますとも、萬葉古今なこの歌を、時にあたりて思ひよりて、打吟したらむは、心もやすらかに、あはれもふかゝるべし、

白河院五月のころ淀に行幸の時、曉になる程に、子規ほのかに鳴て過ければ、俊頼なご一首詠せまほしく覺へしに、女房の舟中にて、淀のわたりのまた夜ふかきにと打吟したるは、中／＼あたらしくよみたるにはまさりてきこえけるよしいひ傳へ侍る、されと是はほととぎすの歌を、ほととぎすに思ひよりたる

なり、作者の心はそれとはなきを、平手か袖ひちての歌を引しやうに、その意のかよふをとりて、外の事に引合たらんは、すくに比興のこゝろにもかなひて、ことに感情ありてきこへ侍る、周人の三百篇の詩を歌ひしも、みな斯のことし、いとやさしき事なり、其平手、後に信長をいさめかねて自殺しけり、その諫書を見るに、學問ありて義理のあらましをしる人とおしはからる、おしき事なり、古より忠臣義士の不幸ほと、痛ましき事はなしとて、ナガクエイユウノナミダヲシラケンニミタシム長使英雄淚滿襟といふ句を口すさひけるにそ、座中の人々感しあへりき、

○諸道わさよりいる

ある時講會や、懈りしに、日を経て諸客來會せしが此ほとは世事に、さへられて懈怠かちなりとて、悔みけるを、翁聞て世事にさへられて懈怠するといふは、大かた學者の常語にて候、此翁をはしめ、左様に申す事にて候へとも、畢竟己を志のたゝぬ故にて候を、それとは意得ずして、世事に咎をおふするにて侍る、但世事にさへられて、書をよむに懈るは、さもあるへし、それは一説ある事なり、すへて學といふは、聖賢の道をつこめ習ふ事なり、其つこめ習ふに致知あり、力行あり、ざれと其理をしらぬは行はれず、其理をしるは、書に限らねとも、聖賢の書を第一とする程に、學といへは致知を主とし、致知さいへは讀書を主とす、此故に大學に、自修も學なれとも、學をもて自修に對しぬれば、其學といふは致知の事なり、子夏も仕而優則學といへり、仕るも學に外ならねとも、仕へて違あれは學ふとあれは、其學といふは、讀書の類なるへし、又子路何ナゾ必讀ナズシヨク書シヨク然シテ後ノチ爲ス學トシといへるを見れば、そのかみ孔門の學といふは、讀書を専とするとしられ侍る、しかいへと學は讀書に限るへからず、書をよみて義理を講し事物に即て其理を窮る、同じく致知の事にして、力行の始なり、もこより聖人の道は、日用事物を外にせねは、父母につかへ君につかうまつり、朋友に交るより、其外世にあらゆるもろくの應接に至るまで、一事一物、いづれか致知の地にあらさる、一動一靜いづれか力行の時あらさる、善はその善なる理

をきはめ、悪はその悪なる理をきはめなほ、世事善惡ともに、皆わか學中の事なり、いかて世事にさへられて解るといふ事あるへき翁加賀にありし時大阪よりひとりの後生北地に寓居するあり、翁に相見したきよし紹介していひこしけるか、他日翁か徹盧を問て、談論時を移しけるに、翁ちかきころは世事多くして久しく廢學なんしけるといひしかは、其人學は世事の外なる物にやといひしに、翁意得て、其失言を謝しき、翁か意は、讀書を廢する事なるをふと廢學といひける故彼き咎めけるなり、されは天下の事に即て其理をきはめて、吾心の知を致すは、内外を合するの道といふへし、しかるに陽明良知の學をする人、朱子格物の説を譏て、朱學の格物よき事にもせよ、世の居官務職日夜給仕する人などは、何のいとまありて天下の理をきはむへきと難しける由き侍る、是朱子格物の説をあしく意得て、先一間時を得て事物の理を窮めて、後に其事をすとおもへるにあらん、朱子の格物こいふはさにはあらず親に事る上にて、その事々に即て孝の理はきはめ、君に事る上にて、其事々に即て忠の理をきはめ、昨日情のいまた至らざるを今日しり、今日事いまた盡さるるを明日しる、是格物致知の學也居官任職かこときも、必其事をつとむる上にて、當否を所し事空を察し、日々に職事に熟し誠實にすむ、是則格物致知なり、もし居官任職ものは窮理のいとまなしといは、嚮に翁か世事故にも學するといふに同しかるへし、されは事に大小ありて理に大小なければ、時となく所となく格物の地にあらざるはなかるへし、さりきらひすへきにあらず、よりて天下の物に即て其理をきはむといふなり、さりとて先後緩急の序はあるへき事なり、日用親切の事をすて、一草一木の理をきはめよといふにはあらず、今良知の説、手短く本つきやすきよふにきこゆれとも、聖人の道はさにはあらず、およそ天下の道、なにてもわさより入さるはなし、詩にいへらすや、天生^{アンビヤウワンラフヤウス}丞^{シヤウ}民^{ミン}有^ユ物^{ブツ}有^ユ則^{ノチ}物^{ブツ}は^ハわ^カさ^ナり、則^{ノチ}は^ハ法^{ホウ}なり、たとへは六藝を習ふかことし、其わさにより、其法によらすして、吾心の知にて其理をきはめんとせば、なにとして其道を盡すへきや、聖人の道もかくのことし、吾心に不學してしるの良知ありといふとも、事物に

即て其知を致さずしては、未^レ鍛のかねのことし、昆吾の鐵といふとも、あらかねにては銳利の用をなさし、未^レ磨の玉のことし、荆山の璞といふ共、あら玉にては、溫潤の色を發せし、此理をよく思ふへし、今孝にていは、聖人門人の孝を問に答へ給ふを見給へ、孟懿子には無^レ違をの給ひ、孟武伯には慎^レ疾をの給ひ子游には不^レ敬をいましめ給ひ、子夏には色難しを諒し給ふ、此子親を敬愛するの心あらさるとにはあらず、たゞ事^レ親事^レ長の上に付て、或は此に得て彼に得ず、又は愛勝て敬たらず、敬勝て愛たさるる故に、斯の給ふにてありける、仁を問に答へ給ふも是に同じ、顔子には克已復禮を告給ひしか、克已復禮、必日用事物に即て其理を驗る事なれば、視聽言動をもての給へり、仲弓には敬恕を告給ひしか、敬恕も亦日用事物の上にて驗る事なれば、出門使^レ民をもての給へり、其外も推てしるへし、もし六經の教も、良知にて、すむ事にしあらは、詩は思無邪にてすみ、母^レ不^レ敬にてすみ、易は審^レ變識^レ時にてすみ春秋は尊^レ周抑^レ夷にてすみなまし、何によりて詩に國風雅頌の情をいひ、禮に經禮曲禮の目をわかち、易に陰陽封爻の變をつくし、春秋に朝聘會盟の事を備ふへきや、この故に六經の教は、天下にあらゆる事物の理を明かにするにあり、事物の理明かならざる事なければ、吾心の知つくさるゝ事なし、わか心の知つくさゝることなければ、是をもて身を檢するに、節文慎まざる事なし、然れば程朱のいふ所の致知力行は、則孔門の博文約禮にあらすして何ぞ、それに致知格物の説を義外とて譏るは、たゞ罪を程朱に得るのみにあらず、實に孔門の教に違なるへし、

○釋寂室か秘訣

ある日講はて、翁もの語りに、昔足利家治世の季に、寂室といひける僧あり、わかきころ大明に渡海し、東歸の後、僧侶歸依せしか其徒に語ていふは、吾に緊要の一訣あり、秘密の事なれとも汝に付すへし、汝毎日晨に興て、まつ手を引て、頭顱を摩、又目をもて袈裟を顧て、心に念し口にいふへし、吾はこれ釋迦文佛の法孫なり、たとひ命を殞すとも、比丘の模範を失はしと、是第一の覺悟なりとぞ、寂室

異端の徒なから、いと殊勝なる事なり、儒家にこれ程の志操ある人をきかず、大方儒者の模範を失て、反て釋氏に阿回し、彼か下風に立事をしらす、むかし尹和靖の踐履の嚴整なるをは、僧も見て感じ、儒家にいふ周孔も是に過しといひ、朱文公の高風を圓悟仰慕し、其梅花の詩を和し、蜀隣萬木飄零後屹立風霜慘淡中となむいひける、二賢は眞儒にて、異端を絶れしかとも、彼さへ、歸向せしぞかし、今世の儒者をみるに、武人俗吏にも貶議せらるれば、いかて人の敬信を得べきや、甚しきものは、戈を倒にして聖言を駁し程朱を譏る者も、近來世に多く出來侍る、儒教の振はさるこそ理にて候、又近來武士の風の衰弱なるも、人々多くは武道に心懸薄きか所_レ致にて候、北地にひとりふるき武士ありしか、子弟に訓て、汝等すてに兩刀を佩て武士と名乗ぬる上は、朝夕武名をけかさしとおもふへし、こゝにひとつの口傳あり、汝等門外に出る事あらは、家の閤を跨く時に、必氣をつけて、ふたゝひ家に歸らしと覺悟すべし、此覺悟なくは、外にて不慮のこゝあらん時に、心おくれしなん_レそいひし、寂室かいふ所_レ、但道は替れとも、其意趣は同し事なり、されはいつれの道にも、心懸ふかき人は、かくなんありける、但其心懸て忘れし_レするはなに事そといふに、釋氏は五戒を破らす、聲利に近つかざるをいひ、武士は武道に不覺をとらざるをいふにやあらん、それは簡約にて紛るゝことなく、心懸るにやすかるへし、吾儒の道は百行を該れば、何をか題目として心懸へき、翁常に立居につけて思ひ出つゝ、忘れぬ事三あり、其三は父の恩、君の恩、聖人の恩なり、欒共子か言に、先王之制民生_レ於三事_レ之如_レ一惟其所_レ在則致_レ死焉、父生_レ之君養_レ之師教_レ之といへり、是欒共子か始ていひ出るにあらず、先王の大訓にして、古今の通誼なり、中に師といふには同異あり、道德の師あり、術業の師あり、古人も人師は得かたく、經師は得やすしといへは、まいて後世に至ては、道德の師は得かたく、大かた術業の師なれば、君父の恩に並ふべきは稀なるへしたゝ後世に教をたれて、我人依頼し、其恩深長なるは聖人なり、夫報_レ本不_レ忘_レ恩_レは、人道の大端なり、されは父母は、わか出來し本なり、我を生して我を育す、一毛一髮までも、父母

の遺體にして、遺愛のある所にあらざるはなし、いかゞして忘るへき、さて君恩に浴して、不_レ飢不_レ寒、妻子を養ひ、親族を賑はず、すへて養_レ生送_レ死の道、世話にいふ箸一本までも、君恩にあらざる事やある、いかゞして忘るへき、されと飽まで食し、煖に衣て、君父につかふまつる道をもしらすは、禽獸に近かるへし、幸に聖人の教によりて、義理のあらましをもしり、禽獸に免かるゝは、これ聖人の大恩にあらずや、いかゞして忘るへき、およそ人として、常に此三を忘すは、天理おのつからほろひすして、本心を失ふに至ちさるへし、衆善のあつまる所こもいふへし、翁は常に此三を忘れすおもひ出て、身にしむはかりに覺へ侍る、家學の要訣とも申つへし、今人家の子弟を見るに、多くは我身の樂をのみ思ふて、君父の恩を思ひしる心なきよりして、言行に愼みなく、放逸に流れ侍る、又老子碩學と稱する人も、聖人の恩を身におもひしらさるか故に、自から高ふり、名聞を務て、篤實なる方は露のこり侍らす、もし此翁か家の要訣を授て内省せしめは、陽浮の氣を降伏して、誠實にすゝむの媒ともなりぬへし、されと彼か師といひ弟子といふ者、程朱親切の訓を聞ては、嘲笑て頭痛すといふもあり、惡心すこいふもありと、人の語りしか、翁か今いふ説をきかは、さこそ嘔吐もしぬへし、もし世に篤學の人しあは、老耄の贅言にあらさる事しらんかし

駿臺雜話卷之二

○武運の稽古

ある時わかき人々、武藝の場より歸るさに翁の菴へ來て例の文談に及へり、翁いふやう武藝は各の家業といふへければ、常に稽古あるべき事也、但武藝と武運といつれか重き事とおもひ給へる、翁は武藝より武運は重き事とおもひ侍る、其故はいかに武藝に達したる人なりとも、武運つきなは何の詮かあるへき、長湫の合戦に、森武藏守は打物取て鬼武藏といはれけれ共かけ出るとひとしく銃丸に中りて即時に果ぬれば、武藝も武勇も用ゆへきやうなく侍る、然れば武運ありての武藝ならずや、各武藝の稽古あらは、先武運の稽古し給へかし、さて武藝の稽古は、それ／＼の師に問給はくはしかるへし、武運の稽古においては、藝術の師をしる事にては侍らすそれは翁なとこそと語りのこしけるに、座中ひとり翁の仰事には候へとも、武運の稽古と申事こそうけらわ候はね、むかしより人力の及はぬことなればこそ、武運は申つれ、もし稽古にて及ふ事ならば、誰か稽古せざるべきといへば、翁かしら打振て、いや武運に稽古こそ侍れ、さらば承らむといへば、翁各思案して見給へ、運はいつくより出る事にて侍る、天より出るにあらずや、されは世話にも運は天にありと申す、とかく運を天に禱るより外はなかるべし天の心に叶はんとちは、天の好める事は何事そ、惡める事は何事そと尋ぬへし、翁つら／＼天の好惡を案し見るに、天は仁を好みて甚不仁を惡む、信を好みて甚不信を惡む、其いはれをいふに、天はたゞ萬物を生ずるを心とする故に、古より今に至るまで、年々人物を生しく／＼てやむ事なし、秋冬肅殺の氣行はるゝといへと、果して肅殺するには非ず、生氣を固うして根へ歸せしめ、春を待てて又發生せんとなり易に生々之謂易といひ天地之大徳曰生といへるは此事なり、天にありて物を生ずるは、人に在ては人

を愛するなり、各是をもて、見給は、天の仁を好て不仁をにくむといふ事疑なかるへし、又信を好む事疑なかるへし、又信を好む事をいはし、日月星辰の行度、萬古を経ても一日のここし、日月の食を見給へ遙に大空の外なる事を、こゝもとにて推歩するに、分秒迄もたかはす、是に過たるたしかなる事あるへきや、天下の至信といふへし、然れば人は外の事はしはらくさしをく、たゞ仁にして信にたにあらはおのつから天心に叶ふへし、天心にかなはし、たと擁護なかるへき、さりとしてしはらく仁を行なひ、假に信を守りて、其驗あるへきとはあらず、是平生にある事なり常に仁を好て人をそこなはず、常に信を篤うして人を欺かず、かくしつゝ歳月を積なは、其誠天にこたへて、はからざるに自然の冥助もありなん、されは、戰場にても、おのつから禍機に觸す、矢石にもあたらざるへし、翁か武運の稽古と云ふは、是を申すにてこそ侍れ、老人の僻言と聞給ふへからず、たゞなげかしきは、世俗の有さまなり、專に身を利して人をそねみ、偏に智を恃て詐を飾る、自からは世を渡るよき計とこそおもふらめこ、終には天に見捨られぬへし、人として天に見捨られなは、いかてかよき事のあるへき、翁わかき時より世に時めく士大夫の邸宅を過て見るに、三つ葉四つ葉に作りならへたるに歳々に諸寺諸山より捧げすゝめける武運長久といふ牌を門に釘せぬはなし、然るに其家或は刑戮せられ、或は子孫斷絶して、武運長久の牌は其まゝ門にありながら、主うせ家滅ひて、跡方もなく成行もあまた有にて侍る、又それ程にこそ侍らね身を辱しめ名をおとして、晩節を保さるもいくはく人そ、是等は皆武運の稽古なき故にこそとしはからるれ、日ころ稽古なくして、祈禱厭勝の力にて、武運を守らむとおもふ事、至ておろかなりといふへし、孔子も獲罪於天、無所禱也とこそその給へり、凡神にこひ佛に諂て、符章陀羅尼やうの事を信ずる、婦女などのねるはいかゝせん、丈夫たる者の有へき事にはあらず、然るに近世士大夫より上つた民の師表たる人も、こゝに惑はさるはすくなし、されは左道の民間に行はれてはてしなきも是誰か、過そやとて翁毛詩の贈カラスノコ、ニト、マルヲミルヲレガヤニオイテスルヲ鳥爰止ニ千誰之屋ニといふを打吟して慨嘆におよひしか、いかなる心にあ

りけん、

○善惡の報

しはらくありて座中より翁にいひけるは武運の稽古と申事あたらしき事、承て感服し侍る、今より、此稽古はわすれおこたるまじきにて候、但世には仁にして信ある人に禍あるもあり、不仁不信なる人に福あるもあり、顔回は大賢なれとも、貧窮にして夭し、盜跖は大盜なれとも、富厚にして壽し、翁のいへる武運の稽古もこゝに至て、少し疑はしふこう候へ、是はいかゝ意得侍へきにか候、翁、それ善をすれば福あり、惡をすれば禍あるは、是正理の前にて必定の事なり、それに幸あり不幸あるは、時の仕合にて不定なる事なり、聖人はたゞ正理を説給ふにて侍る、不定の事はいかて説給ふへき、たとへば身に病なく、長命ならんと思は、常に酒色をいましめ、養生するにあり、主君の氣にあひ、立身せんとおもは、職事を辭すして、よく奉公するにあり、然るに養生よくても、夭死する人あり、養生あしくしても長命なる人あり、されはとて養生しても益なし、養生せずしても、害なしとはいふへきや、よく奉公しても、不幸にて立身せざる人あり、奉公よくせずしても幸にて立身する人あり、されはとてよく奉公しても、益なし、奉公よくせずしても害なしとはいふ可からず、もし養生しても益なしといひて、日夜酒色を恣にせは、やかて病死に至るへし、奉公しても益なしといひてたひ、職事に懈らは、やかて黜罰せらるへし、しかれば養生は長命を得るの道、奉公は立身を得るの道たるは、是不易の理、いふへし、各よく考へて見給へ、なに事にてもある、かねて覺悟をさため給はんには、道理の前に定まりたる方にきはめ給はんや、時のしあはせにて定まらぬかたにきはめ給んや、道理の前にて定まりたる方にきはめ給ふにてあるへし、道理にて極めたる事は、たとひちかひても後悔なかるへし、しあはせをたのみては覺悟もさたまらぬものなり、それ故に兼てのあらましたかひぬれば、必臍を嚙をかし、されは福善禍惡といふは道理の前なる事なり、聖人の教も君子の守も、道理の前にてきはめて、其上吉凶禍福は天に

まかす外はなき事なり、いはんや道は人の當然の事なり、いはんや道は人の當然の事なれば福を得んとて善をなし、禍をおそれて惡をなさぬといふにもあらず、この故に孔孟の人の教へ給ふを見るに福善禍惡の沙汰に及ぶ事なし、商書にこそ天道は福善禍淫とは見へたれ、是はもろく愚頑なる民に命し給ふによりて、かくはありし事ならん、然れどもこれ道理の至極したる事なれば、釋氏の方便なとやうの事、同日の談にはあらざるへし

○天人相勝

翁かさねていひけるは、人衆勝_レ天、天定勝_レ人、是は伍子胥吳闔閭をすゝめて、楚國に攻入、父兄の仇なればとて、舊主平王の墓をあはきて、屍を戮するを、伍子胥を舊友申包胥、平王の臣たりしか、あまりの事とて、人して伍子胥にかくいはせける、古人の名言といふへし、天は必人にかち、邪は正に敵せず然とも人衆くして勢盛なれば、人力をもてしはらく天に勝事もあれと、それは天の未だ定まらざる内の事なり、天定まりて人に勝すといふ事なし、但天は悠久にて自然なる物なれば、人間の約束などの、急に其驗みゆるには似へからず、然るを人ちいさき眼をもて、天道を窺ふ故に、たゞ目前見る所をもて善惡の報なき事と見過しつゝ、君子は善をしても疑あり、小人は惡をしても恐れず、その善惡はかはれとも、いつれも天定まりて人に勝こいふ事をしらねはなり、それ顔回の天盜跖か壽は、天の未だ定まらざるなり、其後天の定まるを見に、顔回は一簞の食一瓢の飲、陋巷に窮せしかとも、其名今に日月と俱に垂て、千載朽すしてあり、盜跖は聚徒千人天下に横行せしかとも、身死して肉いまた寒さるに名先ほろひて、誰いひ出す者もなし、責て遺臭百世こそ積惡のしるしともいはん、是をもて見給へ、天の顔回に報する事果して薄しとせんか、盜跖に報する事果して厚しとせんか、その上顔回盜跖のことく善惡の報遲きは稀なり、其外世俗を見るに、善惡の報端的なるもあり、又しはらくおそきあれとも、其身に及ばぬはなし、近きころ國家賊吏多して前後罪にあたるかことし、早くあらはるゝもあり、をそくするゝも

あり、又幸にして一生のかれて死後にしるゝもあり、いかゞしてかくはあることいへば、郡縣の租税金穀の出納、年を積て限なく稠疊する故に、その交互紛糾の間、金銀の出入たかひありても、大かたはしれ難き程に、小人は利欲にさときものなれば、それをよき機會と見て、色々智を廻しつゝ、ひそかに官財を私して妻子をさかやかし、奢侈をきはむれども、その跡見へぬ程は、恬然として自から計を得たりとす、其内あらはれて罪に行はるゝもあれども、それは其人の才覺たらぬ故なりと反て已か智に自慢していさゝか懲戒むる心なし、されと才覺をもてする事の、いつかたかはぬことやある、一旦はからざるに其端見へて、糺問におよぶ時にこそ、分釐も勘定に漏ることなければ、智も計も施す事なく、その姦利忽にあらはれて、さきにしはらくのかるゝと見へしも、末の露もとの雲にて、彼も是も終には免るはゝなし、しかれば國家の上にて見るに、大きな所帯はかくのことく事の實否俄にはしれ難きそかし、いはむや天は四海國土を徧覆し、幾億萬ともなき人を引受て、いはゝ莫大の所帯なり、およそ人のする事善となく悪となく限もなく入亂るれば、善惡の報いかでか急に極るへき、されは前後不同ありて、治定せぬ事のやうに見ゆる程に、小人の險を行ふて幸をもとむる事もあやしむにたらず、しかるに天にも終には勘定の極まる時あり、是を天定まるこいふなり、こゝに至て天の聰明は、天下の名算の人といふとも及ふまじければ、善惡の報、輕重大小すこしもたかふ事あるへからず、むかしよりもろこしやまともにも、世の英雄豪傑多くは已か武勇智謀に誇て、天のいまた定まらざるを見て、天道は人力をもて自由になるものとおもひつゝ、猛威を逞うし、詐力を恣にして、一旦は志を得るに似たりといへとも、程なく天定まりぬれば、忽ち天罪あたりて、身うせ家滅ふる事、古今歴々として、そのためしすくなからず、されは人として天に勝は、禍のもとゝしるへし、小人は眼前の利を見て、淺はかにこれをよるこひ、君子は未然の害を監て、ふかくこれを懼る、詩にいへらすや、畏天ノ之威、于レ時保レ之と、誠につねにおそれて保つへき事なり、

○夢のうき世

こゝにもと葱嶺の教を信せしか、近きころ翁にまなへる人あり、ある日の會に、かたへの人むかひて某翁にまみえしより儒道の尊き事をさとり侍る、されと釋氏にもすてかたき事侍る、今の儒者を見侍るに多くは實有の相に泥て、世事に拘はり名利にわつらふ程に、一生道に所見なくて終り侍る、佛者は世を如意如幻と見る故に、異端にもせよ、佛性をさとり、本覺の地に至る人も多し、吉凶糾へる繩のごとく、慶吊踵を門に接るを見れば、浮世の有様すへて夢にて侍る、いかて是に心をとむへき、一向に夢と見破りてこそ道にも本つくへけれといふ、翁聞て、なにかしの申さるゝ所、其いはれなきにもあらず昔より高明の士の儒を逃れて佛に歸するは、其故にてこそ候へ、それにつきて鄙しきものかたり侍る、いつの事にか、或人翁に語るは、さる家に宴饗の設けありしに、其座はてゝ衆客もろともにまかりしか其中に一人あまり酒食に飽滿してそのくるしさにたへかたきまゝに、うめきくゝ果然の腹を抱て歸りしに、路にて乞兒の飢て食をもとむるにあふて、あなうら山し彼か身にならば、なにかあるへきといひしとぞ、いとおかしく侍る、今儒者世事にあき名利をいとひて、反て頭陀の教をしたはしくおもふは、此人の酒食に飽て、乞兒をうらやむに似り、わか明教中に樂地ある事をしらされはなり、夫天下に眞と妄とあり、天理より出るは眞也、人欲より出るは妄なり、天地開きそめしより、三綱五常の道ありて、古も今もかはる事なし、されは天道の誠より出て眞なる物なり、いかて是を夢となし、假となさん、但世の人々、多くは富貴利達を謀り、毀譽得喪に拘りつゝ、一生東西に奔走して日夜經營する程に、忽に往忽に來り圖らざるにさかへ、はからざるにおごろふ、是等は皆人欲よりとてゝ妄なるものなり、夢ともいふへく假ともいふへし、孔子も不義の富貴を見給ひては、浮雲のあるかなきかのやうにおもひ給ふとなり、しかるに釋氏三世の説世に行れしより、すへて此世を夢と見假と見て、眞と妄とをわかつして、三綱五常をはしめ悉く打破て、これを棄る事塵芥のことし、たとへは目ありて物を見、耳ありて物をきく故に

みる事にまよひ、聞事にまよふそとて、終に目をつふし耳をつふして瞽聾となり、何事も見すきかずして快しとするかことし、しらすや心はもと天より受て、衆理を具へ萬事に應ずるにてこそ、その虚靈なる事を貴ふなれ、今理と事とを二障として、三綱五常をさへすて、わか心をあらぬものとなしなは、なにをか本来の心とすへき、定めてその神識の靈覺なる物をとらへて、本覺真如とするにかあらん、たごへは心は火の光明なるかことし、火は物を照してこそ火とはいふへけれ、もし山海などにある龍燈山燈などといふ火の如く、ものを照す事もなく、たゞすさましく沈める光のみありて、人里遠く無用の地に自在に飛ありくを、神火とて尊ふか如し、されは佛法世に行はれてより後、五倫五常をはなれて、たゞむなく動作する人あり、人事物理を具せずしてたゞむなく靈覺なる心あり、日本は推古より前唐土は後漢明帝より前に終にかくの如きの人なく、終にかくのとき心なし、佛性ともせよ、本覺ともせよ、無用の妖物といふべし、然るに大和もろこしにもにはや千年に餘りて、尊きも賤しきもこれに傾ぬはなし、或は君臣をすて、父子を背て出家遁世する人も世にたへせず、夫を見聞人をしなへて、眞の道に入ぬとうらやまぬはなし、いかなる心にやとあやしきまでに思ひ侍る、昔の曹叡にはあらねとも、長太息しつべしとて翁しはらく默然たり、

○鈴木某か歌

扱て云けるは、むかし鈴木何かしといふ人なんありけるが、父は一向に釋教に歸依せしに、その子は儒を學ひて道の大意を知たる人と聞へし、其人のよめるうたに

夢の世と、たかいひそめし、ゆめならぬ、そのことわりを、身にししらはや、

それを同志の人に見せけるに、其こころわりを知れともかく讀けるにや、但しらてかくよみけるにや問ければ、知れはとて邊に知りたるとは言難し、よりに疑てしらはやとよみたりといひしこ、或人の語りしに翁其時はいまたいさけなかりしかは、左様の事にふかく心つきなく、重て問問事もなかりき、今思へ

はこの歌身にしゝると言ふ所に、深き意有へし、さきに翁か云ける外に夢ならぬ理とてはなけれども、そのごこわりを身にしらねは眞に知りたるごはいひ難し、もし人有て此道の天より出て、我に有事を身にし知りなは其親切なる事前に似たる事にあるへからず、たとへはいまゝて由緒あるともしらて、其人といひかよひたるに我とのかれぬ事をしりては日比のしたしさは物がはと思はまし、霍去病か父と名乗り逢て始めて其遺體たる事をしりし後は、其したしさ其ゆかしさ前に百倍すへし、そのひとはもとの人なれども、別人の様にこそ覺ゆらめ、旨酒のむまきは下戸もしれとも上戸のしるは別の事なり蒸餅のうまきは、上戸もしれとも下戸のしるは別の事也、儒者も此道の眞にして實なる味を劉伶か酒の美をしり何會か餅の美をしることく朝夕に身にしりなは、何とて外物に移され實理にまよふ事有へき、起るも是居るも是、動も是靜も是、行任座臥皆是なり、夷にも是、險にも是、生ずるも是死するも是、吉凶禍福皆是なり、造次にも爰に於てし顛沛にもこゝにをいてす、是を道を身に知るとはいふ也、かくいへはとて、翁もいまた爰に至らねは、眞に知る人にあらず、鈴木も爰に及ぬ事を自らさととりて、希望の意にてこそ、身にししらはやと讀けるにそ、

○朝かほの花一時

此時松永某とて、鈴木氏か道學の友ありけり、其人朝顔の歌とて語りしか、自からよある歌にや又鈴木氏かよめる歌にや、とかく兩人の内にてあるへし、

あさかほの、花一ときも、千とせ經る、松にかはらぬ、こゝろともかな、

此歌も意味ふかきやうにおほへ侍る、昔よりあさかほをよめる歌おほけれども、大かた朝かほのあたる事をいひて、秋のあはれをそへ世のはかなきをしらするを趣向さする外は見へす、白居易か松樹千年終是朽、權花一日自爲榮といふ詩を、公任の朗詠にも取て風雅とすれども、是もしひて榮枯をひとつにし、彭殤を齊うする意にて、俗耳には高きやうにきこゆれとも、いと淺き事になむありける、是等は霍

曇か涎を引、荏苒か唾をなむるに過へからず、今松永氏か松にかはらぬ心といへるは、それにてはなかるへし、各いかゝおもひ給へる、翁は朝に道を聞て夕に死するも可なりといへる意とこそ思ひ侍れ、朝に咲て日かけを待てきゆるは、朝かほの天より受たる性なり、世には千とせを經る松さへあるに、是程はかなき生を得て、いさゝか己を忘れ外を羨の心なく朝な朝ないと快く見事に咲て受得たる性分をつくして枯るこそ、花の見する誠なれ、いかてあたには見るへき、それは松も同じ事なれど、あさかほのはかなきにて、一入そのことはりしるく見へ侍る、されは松の心に千とせなく、あさかほの心に一日なしたゝ各己か性分を盡すはかりなり、然るを松の千とせをさかえと見るも、あさかほの一日をはかなしと見るも、たゝ見る人のよくめなり、松と朝かほの心になにかあらん、およそ無情の物はかくのこし、人は有情なる故に萬物の靈とはいへと、反て私智に妨られて、いまた道をきかざる時はこゝに至る事を得ず、されは人は道をきくへき事なり、しかれども道をきくといふは佛者の頓悟などのやうに、前段の事とは意得へからず、道はもとより事物當然の理なり、匹夫匹婦もともにしりともに行ふところなり、たゞ眞にしらぬは、實に行はず、それ故に習て察せず、行て著しからず、身を終るまでこれによれども、つるに悟入する事なし今道をきくといふは、外の事にはあらず、たゞ此道理を眞にしり實に行ふて、魚の水を安んじ、鳥の林を楽しむことく、常に道理をいのちとして、しはらくも離るゝ事なく、いきてある限は道にしたかひ、死すれば身も道もこれまでにてなかくやすかるへし、一日いきては、一日の道をつくして死し、一月いきては、一月の道をつくして死し、一年いきては、一年の道を盡して死す、かくてはたとひ朝に道を聞て其夕に死しても、絲毫の遺念なし、こゝをもておもん見るに、あさかほも一日の壽といへと、己か受得しまゝに残なく十分にさきて、さて日かけを待てきゆれば、何の恨かありなん、松の千とせと脩短は大きにかはれとも、いつれも天命をつくして自からあきたる事は同じかるへしこれを松にかはらぬ心とはいふなり、松永氏も此心にならまほしきまゝに、朝かほによそへてかくはよ

みけるならし、翁も其歌にならひて、

天地にうけしまことを、そのまゝに、咲てはしほむ、あさかほの花、

あたなりと、見てやはやまぬ、あさかほの、さくもしほむも、花の誠を、

そこなはず、むさほらぬをそ、あさかほの、松にかはらぬ心とはしる、

まことに世話にいふ兎唇の嘯も心なくさみにて侍る、各さそおかしくおほすらめ、たゞ辭をすてゝ意をとり給へかし、

○不收不求

座中の人々、翁の歌めつらしとて、各たゞう紙にかきつけしに、中にひとりいふやう、そこなはずむさほらすといへるは、毛詩の詞にて侍る、いま朝かほにはちとあはぬ事のやうに覺へ候はいかゞといへは翁聞て、およそ人をそねむは、そこなふ心にあらすや、人をうらやむはむさほる心にわらすや、是は朝かほの已か天のまゝに、なに心もなくかつさきしほめるを、人の心に移して見れば松の干とせをそねます、又うらやます、たゞ已か上をつくす見ゆるをかくいひけるなり、さらは此序に詩のこゝろを語り侍るへし、此詩は婦人の作れる詩なり、其夫役に行て、久しく歸らぬ事をかなしみて、前に先わか思ひの切なる事をいひて、

瞻彼日月、悠々我思、道之云遠、曷云能來、一たひわかれしより、いく度か日も月にきぬ、されは日月の往來を見て、これとゞもに悠々となき我思ひあり、はるく路遠き所なれば、我夫の歸らむ期もはかりかたし、いつかこゝに來て見もし見へもすへきといひて、其跡に、

百兩君子、不知德行、不收不求、何用不藏、是は夫に告やるやうにいふなり、早く歸り給へかし相見まほしとおもふは女のつたなき私の情なり、かねておのこは德行こそ大切の事と承る、それに羈旅はよろづ艱難にて、おもひかけぬ事もあれば、日ころの名節を損せられぬやうにこそ思ひ侍れ、それは百

の君子なへて御存知の事なれば、申におよはねども、女のおろかなる心におもふには、人はたゞ人をそねみにくまず、人に貪りもこめずして手前をさへ正しく守らは、いつくにありても、何のよからさる事かあるへきといふなり、かくいふ意をみるに夫の徳行に疵なく、身を全うして歸るを望むにこそありける、限なく殊勝の事なり、誠に情に發して禮義にとゞまるこいふへし其上不_レ收不_レ求といへるは、淺き事にはあらず、それをいかにといふに、人は人我あれば、必人をそこなひ、利害あれば、必人にむさほる人我を忘れ、利害を離れずして、此味はしりかたし、されは孔子も子路の徹れたる縵袍を衣て、狐貉を衣たるものと並ひ立て恥ざるを、此詩を引てほめ給ひしそかし、いかなれはいにしへはいやしき閭里の婦人にさへ、かやうの事をしりける人あるにや、されと是は先王の遺澤いまた竭さる時の事なり、もろこしも漢より以後は、此俗ある事をたへてきかず、まいて我朝は、昔より釋教のみ世に行はれて、聖賢の教ある事をきかねは、婦人の事は中にやおよふ、士大夫たる人も、たゞ名利の境にのみ一生をくらして、かりにもまことののをしらぬ程に、一旦空ととき夢ととくをきゝては、いと高き事におもひつゝ是をもて世を觀念して、身の活計とするのみなり、もとより五倫五常をさへ空と見るなれば、いかて一草一木にふかき理ある事をしらむ、されは松永氏があさかほを詠するの主意は道をきかざる人のしるへき事にあらず今翁か不_レ收不_レ求をもて松にかはらぬ心とするは、子路の狐貉をきたる人をそねますらやますして、狐貉も縵袍もふたつなから忘れたる心とひとつ事と見れば、かくよむなり、かやうの事を詩にいふさへ明朝の人は、儒者の頭巾をぬかずとて笑ふ事になんありける、いはむや和歌によるをや、京師和歌の名家など、翁か此歌をきゝては、さこそ笑ひ給らめ、されと、詩は人情に發すとあれは、なにのいはさる事かあるべき、三百篇を見てしるへし、和歌は人の心を種として、よろつこの言の葉となれりとあれはなにのよまさる事かあるへき、萬葉集を見てしるへし、もこより歌の風體詞の用捨はあるへきなれど、それは翁かしる事にあらねば、今更沙汰に及はず

○春秋のあらそひ

ころは彌生の半にもありけむ、庭の櫻もやう／＼さかりなるに、鶯さへ友をもとむる聲に打啼て渡るめ
 れは、今日こすはあすは雪とそとひとりこちて、人待かほなる折しも、甞然たる音して五六輩打つれて
 間來りぬ、あるしもともに花のもこにまとゐりてなん數獻におよひてかたりくらしつる中に、ひミりの
 まろうと、春の花はかりめてたき物ならし、花紅葉といへと、紅葉は花なき時に見ればこそあれ、花に
 はおよひかたしといへは、又ひとり、紅葉もさのみひひくたすへからず、秋きりの晴間に、千林萬壑さな
 から錦をさらすことくなるは、春の山も忘れつへし、今花にむかひてかくいふは、義山か殺風景の譏も
 あるへけれど、我は紅葉に心をよするこいふに、又ひとり山有木工則度之、賓有禮主則擇之とあ
 れは、所詮主の心にまかすへしといふ、其時翁いさり出て、此あらそは、

大津の宮の御宇に、

大織冠に詔して其沙汰ありしとかや、それより秋に心よするは多し、大伴の黒主も、錦をはれる秋はま
 されりとかよみし、されと其後代々の歌人、春に心よする人もあまた出來て、淺綠花もひとつにかすむ
 なとよみ、秋は夕とたれかいひけんなとよもあれは、吉野の雪、龍田の錦は、伯仲の間にあるへし、さ
 はいへど豔陽桃李の節に先たつへき時しなければ、紅葉はつるに花におさるへし、但此事は清豫閑暇の
 はかなき戯事に似たれば、いつれ優劣ありてもさてやみぬへし今是をもて古の詔武との樂を論ずるに
 善喻と覺へ侍る、昔孔子詔をは美盡せり善盡せりこの給ひ、武をは美つくせり未盡善との給ふ、美は聲
 容の見事なるをいふ、善は美の實なりとあれは、美の出る所なり、たとへは詔は春の花なり武は秋の紅
 葉なり、花紅葉ともに、その見事さは更に優劣なきかことく、詔武ともに、その聲容の盛なるにかはる
 事はなけれとも、花は春の陽和より咲出れば、其見事さの中におのつからのとかなる氣を含めり、紅葉
 は秋の風霜より染なせは、其事さの内におのつからずさましき氣をふくめり、詔の樂は揖讓より出る故
 に、其美の實優々として泰かなる方に勝れたり、いば、春の花の陽和の氣あるかことし、武の樂は征伐よ

り出る故に、其美の實樸々として嚴なるかたに勝れたり、いは、秋の紅葉の風霜の氣あることし、いつも聖作といひながら、詔はあくまで手厚く、武も薄きにはあらねとも、詔に比すればすこし薄きかたともいはん、それ故に詔は善つくし武はいまた善つくさぬなるへし、されはとて春も秋も天なり、天の徳に同異ありまはいふへからず、舜も武王も聖人なり、聖人の徳に同異ありとはいふへからず、たゞ其時の同しからぬ故としるへし、詔は花の陽和の時にあへるかことし、聖人の幸なり、武は紅葉の風霜の時にあへるかことし、聖人の不幸なり、されはこそ程子も是を論して、所、遇之時然ル爾といへるにあらすや、此たとへほと始終よくなひたる事は侍らす、各はいかゝ思ひ給へるやこいへは、庭中の人々もろともに感じて、日ころ詔の善つくし武のいまた善つくさすこいふ事、くはしく自得しかたかりつるに、けふ戯に色もみちの事をあらそひて、はからざるに久しき惑を解侍る、あり難くこそ侍れとて、各額をつきて謝し侍りぬ、

○秘事は睫

さて諸客いひける事、我等書を讀てなましるに性命道德の説のみ沙汰し、其道理を世話に移して察し候はぬ故に、世話は別段なる事のやうにいと軽く意得候つるか、此程世の諺に申し傳しはかなき事につきて御物かたりを承候て、いづれもふかき意味ある事を覺へ侍る、誠に秘事は睫にて、あまりちかきは反て見へぬものにて候故、我等とらの意得ぬにて侍るへし、翁その事にて候、孔子も舜の邇言を察し給ふにて大和ミ稱し給へり、されは蘅堯の言も聖人擇焉も申にて候、むかし孺子ありて、

滄浪之水清兮可_レ以_レ濯_レ我_レ纓_レ滄浪之水濁兮可_レ以_レ濯_レ我_レ足_レといひける、此歌の本意は定て聖人は不_レ凝_レ滯於物_レ世と推遷るの意にてかくいふにてもあらんかし、それを孔子きゝ給て、水すむ故に人纓をあらひ水濁る故に人足をあらふ、是纓をあらはるゝも足をあらはるゝも水の自から取事なり、小子よくきけとの給へり、されは榮辱禍福みな藻に我む虫の我から招くといふ事、此歌にてしるし侍る、たゞ人をとか

めすして、手前をつゝしむにしくはなかるへし、かり初の歌とてあたにきくへき事に侍らす、翁わかゝりし時、京師にひとりの老儒ありしか、ふるき事をおほえて語しは、

東照宮御在世の時、御近習のわかき者に、汝等身をたもつに簡要の語あり、五字にていふもあり、七字にていふもあり、いつれをきゝたきそを仰られしに、いつれをも承度と申せは、五字にていはず、うへをみな、七字にていはず、身のほさをしれ、汝等是を常に忘るへからすと上意ありしとなり、當世の人大かたは上に目をつけ身の程をしらず、それ故におのつから驕りたかふりて、物ごとに華麗を事とする程に、家をもち崩し、不義のことも出来て、禍辱にも及ふそかし、むかし或諸侯の元老何かしこいひしもの、萬石以上の身にありしが、其國にて登城の時、あかねの木綿羽織を着けるか、路次にて雨にあふてぬれける程に、玄關の扉にかけてほしけるを、其主君折しも鷹野のかへりにこれを見て、あかねは日にほせは色かはる物ぞ、とり入させよといはれけるこそ、又同じころ親藩の家にて物頭たりし者、黄金十兩にて着かへの鎧を威せしか、今當家中にこれ程の金出して鎧威す人はあり難かるへし、武具は格別の物なればかくは結構にしつるなり、子孫わか此意をよく知て忘るへからすと一筆書て、その鎧に添て家にのこしけるとそ、又同じ比諸侯の中に、世に賢君と稱するありしに、其家老の子弟年わかなるか薛繪の印籠に、大きな珊瑚樹を緒しめにして腰にさけたるを、其主君に見とかめられ、他日に其人を前へよひて、汝は印籠を好むと見へたり、此印籠は薬をよくもつなり、是をさけよとて、黒ぬりの印籠に木鱗子を緒しめにして賜りける、それより國の貴族皆恐れて華麗を禁せしとなり、是等は皆六七十年以前の事をかし、いつの程に風俗かく驕奢にはなりぬるや、馬具武具は軍装にかゝる物なればいかゞはせん、それも華麗を專にし、もの數寄を事とするは、何の用をなす事にやあらん、ほめられぬ事なり、古き人のかたりしは、大坂夏御陣に、

將軍家惣陣を御巡見の時、木多佐渡守は澁帷子を着して、冑はかりにて御供せられしとなり又加賀の家

臣に山崎長門守といひし名高き武功の者あり、後は祝髮して閑齋とそいひし、翁其子孫にかしこしは
 参會せしか、閑齋大阪在陣の時着せし物にて紙子羽織に銃丸のあたりたるあとあるを其家に藏めけ
 り、是等にて其比軍装の輕き事をしるへし、况や平日の衣服飲食家作等に華美をつくし、無用の事に金
 銀を費すこそ、なげかしき事なれ、古より太平の弊かくあるとはいひなから、これを改すしては、風俗
 日に敗れ國事も日に非なるへし、但其本源をいへは私欲にひかれて、上に目をつけ、身の程を忘るゝよ
 り起る事也、東照宮そこをかねて思しめして、かくは仰ありけるならし、但この驕といふ病は、上下と
 もある事にて、わか一身の奉に限らず、古より戰國の時主將たる人、自から驕て力を持ち敵を慢るは、
 必國を失ひ身を滅す、その例和漢ともにあけて數ふへからず、永祿天正のころにていは、今川氏眞武田
 勝頼にてしるへし、いづれも上にはかり目をつけて身の程にくらく、たゞ一旦の強きにほこりたる故に
 まのあたり滅亡しけるを、かの高き御目にて御覽ありて御料簡の上にての給ひし事にもあらんかし、さ
 れは參河より起らせ給ひ、御威光日に盛なりしかとも、いさゝか驕らせ給ふ御心なく、常に御身の程を
 御考へ御働ありしかは、寸を得れば王の寸、尺を得れば王の尺にて、終に天下をしろしめしけり、され
 は右の五字七字の訣、なにはにつけてふかき御心も有なんと覺へ侍る、たゞ假初の事とは思ふへからず

○佛になるやう

座申ひとり、是を聞て上を見すして身の程をしるは、わかともから道藝を學ひ候にも要訣たるへく候、
 身の程をしらす思ひあかりて高慢なる人の成就したる事は承らす候、たゞ引さけて身の程をかつかへて
 進脩するにてあるへく候といへは、翁はよくも心つき給へり、なる程さにて侍る、其につきて物語こそ
 候へ、ある大藩の主に刃物の目利に長したるありしか、或時無銘のふるき刀を見て、是は相州の正宗な
 りとて本阿彌にみせられけるに、本阿彌うけかはず、是は志津と見へて候、中々正宗にてはなく候と
 いへは、いやとよ正宗なるそ、汝に預けおくなり、より／＼研て見よ、いつにても正宗になりたる時に

返し候へとありし程に、意得かたき事に覺へかれと、取て家に歸りてしばし研てみるに、志津に似たる鐔は見ゆれとも正宗とは見へず、かくて年ふる程に右の主君もうせられしか、二代になりて本阿彌右の刀を持參して、御預けの刀はたして正宗になりて候、今更先君御目利のつよきにいつれも驚て候といへは、家老とも其子細を問けるに、本阿彌これは不思議にさる男の後生はなしにて正宗になりて候、目ころ某か家に心易く出入いたし候老人あり、常に念誦打して後生をねかひ候ひしか、ある時に來て我等此程は後生のねかひやうをかへ侍る、只今迄のねかひやうこそあしく覺へ候へ、このあら凡夫の身として、俄に佛にならんとねかへはとて、佛になられ候へきか、佛にならんとならは、先よき人にならむとねかふへし、よき人になりて後佛をねかはし、佛になるにたよりあるへしと語りしを承りて、是は尤なる事にこそ、彼刀もすぐに正宗の鐔にせんと研程に、反て正宗にならざるにてあらん、それよりちかき志津にして見はやと存し候て、志津の鐔をころさして研候へは、やかて正宗に似より候程に、さてこそと存しいよし心にいれてときあけ候へは、今はたしかに正宗になりて候といひしとなり、正宗の鐔には目をつけずして、その刀の身に應じたる志津を心さして研し程に、つるに正宗にはなりたり、翁此の物かたりを聞ておもしろき事に思ひしか、其後さる酒もりの座にて、二人盃の先後をたかひに辭退しけるに、ひとりのわかき士御年にあやかり候やうに御盃を給り候へといふに、其相手の人われらか年もてことあまりちかひ候まし、御あやかりありたき程の年にもなく候といふに、其時わかき士其事にて候大きにちかひ候ては急にあやかり申へき思ひよりもなく候、先すこしの御年たかにあやかりまいらせてそれよりよはひをかさねはやとこそねかひ候へといふにこそ、相手道理にまけて盃をさしけり、彼老人の佛のねかひやうこ、此わか士の年のねかひやうと回事なり、いつれも高遠に目をかけす身の程をしりて、卑近なる所より漸々に至る意得なるへし、いへは當座のはかなき物かたりのやうなれとも、よくおもへばまことに秘事は随にてこそ侍れ、もとより學は聖人を目あてにする事にては侍れとも、たゞ目は

かりたかあかりして身の程を省みずしては、道といよ／＼遠くなりつゝ一生自得する事なくしてやみなん、右の老人わか士の覺悟には大きにおとりたるといふへし、古今高明の人の行過るは、大かたこゝにあやまらるゝにて候、されとそれは虚見にてこそあれ、道に少し見付たる所ありての事也、今の世に鉅儒と稱する人はそれにもあらず、道においてなに見付たる事もなく、自から高ふる心より、むなしく大言を吐てたゝ人の上になんとのみする程に、後は世にもてはやされて、自身にも聖賢のやうに思ひなすこそ身の程をしらさるの甚しきなれ、たゞし是等の人は、論するにもたらさるへし、

○仁は心のいのち

ある時例の人々とふらひ來て講習しけるか、仁義の説に及へり、中にひとりいひけるは、人は天地の心を得て心とす、天地は萬物を生ずるをもて心とする故に、それを得て心とすれば、人は人を愛するをもて心の徳とする事勿論なり、よりて仁は心の徳愛之理といへり、心の徳とあれば、仁義禮智諸ともに仁にもるゝ事なき程に、仁は四者を包て、義も禮智も仁によりて立なり、是は翁の講説にてかねて承りし事にて侍る、但仁は人を愛する心にあらずや、それを衆善の長とする事たれも知たるやうに候へとも、大かたは人はたゞ慈悲を第一とするをもて、仁を衆善の長とするはかり意得侍る、それは慈悲の重き事をいはゝ、しかいふてもやみなまし、今仁を心の徳とするは、さやうの一通りの淺き事にてはあるましく候、いかなれば慈悲の心ひとつか心の徳となりて、義も禮も智も仁なければうせほろふるにやあらんと工夫すへき事にて侍る、此ところを今少し承たくこそ候へ、翁聞て只今申さるゝ所すこしもちかひなく聞へ侍る、されは日ころ申たる外に、改めて、き事もなく候へとも、猶更くはしく申候は、心の仁あるは人の元氣あるかことし、人の元氣は脉にあらはれ心の元氣は愛にあらはる、脉のかよひ絶れば人死することく、愛の理ほろふれば心死する程に、仁は心のいのちも申へし、夫心は活物なるにより、人に情あり物の哀をしりて常にいきたる物そかし、よりて父母を見ては自然に親愛し、親愛せざるに忍

ひす、君長をみては自然に尊敬し、尊敬せざるに忍ひす、齒徳を見ては自然に遜讓し、遜讓せざるに忍ひす義を聞ては心感する事をしりて不義を聞ては必恥ることを知る、もし情なく哀をしらすは、其心頑然として鬼畜木石のこどく、痛さ痒さもしらすなりなん、何をもて自愛し、なにをもて恭敬せん義を聞て感する事なく、不義を聞ても恥る事なかるへし、是をもていふに、仁義禮智いつれも心の徳にして、各其理わかるれとも、其本源は仁に外ならず、人として不仁なれば、義も禮も智も其さまあり其用ありといへと、所詮内より生せぬは眞の徳にあらず、公の理にあらず、この故に仁に心の徳といふて外に徳をいはす、仁に愛の理といふて外に理をいはす、そのいはざる所にふかき意ありとじるへし、其につきてひとつの物語こそ候へ、相州北條の幕下、佐野の城主天徳寺 豪健の勇將なりしか、ある時琵琶法師を招て、平家を語らせて聞けるに、いまた語らぬ先に琵琶法師にいひけるは、某はたゝあはれなる事をきゝ度こそあれ、其意得して語り候へといへは、法師意得候とて、佐々木四郎高綱か宇治川の先陣を語るに、天徳寺あはれかりて、雨雫と泣ける、さて今一曲前のこどくあはれなる事をきゝ度といへは、那須與市宗高か扇の的を語りけるに、平家半より天徳寺また落涙數行に及へり、後日に家臣の輩に、過し日の平家にかゝきゝつるといふに、家臣とも、尤をしろき事にて、但我等ともひさつ意得ぬ事にて候へ、前後二曲ともに、勇烈なる事にて、あはれなるかたはすこしも候はぬに、君には御感涙に咽はれて候、是はいかゝの事にて候にや、今に不審なる事にいつれも申あい候といへは、天徳寺をとろきて只今まては各を頼もしく思ひ候しか、今の一言にてさてゝ力ををとして候、先佐々木か先陣をよく合點して見られ候へ、頼朝舍弟の蒲冠者にも賜らす、寵臣の梶原にもたまはらぬ生月を、高綱に賜るにあらずや、されは其甲斐もなく、此馬にて宇治川を先陣せすして、人に先をこされなは、必討死してふたゝひ歸るましきと、頼朝にいとま乞して出ける、其志を察して見られよ、あはれなる事かはとて、しは涙を拭ひつゝ、しはらくありていひけるは、又那須與市も、大勢の中より撰はれて、只一騎陣頭に

出しより、馬を海中に乘入て的にむかふに至る迄、源平兩家鳴をしすめて是を見物するに、もし射損しなは、みかたの名をれたるへし、馬上にて腹かき切つて海に入らむと覺悟したる、心を察してみられ候へ、武士の道程あはれなる物は候はず、某は毎に戰場に臨ては、高綱宗高か心にて鎗を取候故、右の平家を聞時も、兩人の心を思ひやりては落涙にたへさりし、然るに各にはあはれにはなかりしと申さるゝにつけて思ふに、各の武邊は、たゞ一旦の勇氣にまかせて、眞實より出るにてはなきやと思はれ候、それにては頼もしからすこそ候へと、云しかは、諸臣皆迷惑し辭なかりしとなり、是天徳寺か武邊は涙より出れば、もごより仁者にはあらねと、武の一筋は仁に根さして惻隱の心より發するにあらずや、然るに武は殺獲の事にて、手あらき道なれば、いはゞ仁は黑白のたかひあるやうなれとも、仁より出さるは眞の武にあらず、况や其餘の事はなをもてしるへし、されは忠孝も禮義も、文道も武道も、内より油然として潤ひわたりて發するにあらずは眞の者にあらず、是則前にいひし人に情あり物の哀をしるの心なり、すへてもろくの言行ともに、義理に當ては悉やく忍ひさるの心より出て、天徳寺か涙をこほすやうにたにあらは是心徳の全きなり、仁者といはんになにの疑かあるへき

○義は心のきれ

座中ひこり、仁は心の徳にして、愛の理たる事は、くはしく命をきゝ訖ぬ、今承るるときは、仁は心の全徳にて四性を包侍るに、四性の中にひとり義はかり掲出して、仁に對して仁義と申候は、義も仁にさし次て大切なるものこみゑて候、此序に義字の意をも承りたくこそ候へといへは翁、人に仁義あるは、天に陰陽あるかことし、この故に易にも、立天之道曰陰與陽、立人之道曰仁與義といへり、されは乾元は春に居て四時を統すといふ事なけれとも、秋の肅殺するにて發生の功をなすにあらずや、人道もまたしかなり、仁の四者を包るといふは、一向に自愛するこいふにはあらず、もし義の裁制なくは心の生道を損して、仁も亡ひぬへし、翁かねて初學の人に申侍るは、義は心のきれなり、朱子も心之制

事之宜と註し給へり、心の制は、心のきれなり、事之宜は、事のきれめなり、事によき程にきれめあるは、すくに心のきれになる物にて候、仁に心之徳愛之理とあるも、愛の理すくに心の徳にして二つにあらず、それと同じ例なるへし、されは日用行事のうへより、取與去就の間に至る迄、含糊不斷の心を持しては、いかでか道理に當るへき、此心にては、たとひ學問しても、苟且因循して、行に敏ことあたはねは、過を改るに吝にして、善に遷る事速ならず、又なにをもて徳にすゝむべきや、よりて百行すへて心のきれあるを下地とすにあり、孔子も君子の行を論し給て、義以爲質とはの給はずや、又坤の六二を論し給て、敬以直内、義以方外との給ひ、又聞達を論し給て、質直にして好義どもの給へり、是をもて義の簡要なる事を知るへし、たとひ人心の害をなし、仁義の仇となる物は、私欲にて侍る、私欲あるか故に、邪智に誘れ、外物に引れて、かの仁の情あり哀をしりてすななる物も、忽にひすかしく、こはくしくなりぬれば、天理のかよひたへくしく、人欲日に熾になるそかし、たとへは木を蟲の蠹るかここく、其生氣絶ぬれば、喬木も枯槁に同じ、それよりして心のきれも鈍くなりゆく程に、義もついでにうせはてぬるそ悲しき、たとへは刀にさひの生するか如し、其はかね腐ぬれば、利刀も頑鐵に同じ、是仁亡ふれば、義も二時にほろひて、我心あらぬ物になるそかし、この故に孔門の學、仁をもとむるを要として、仁をもとむるには私に勝を本とす、されは顔子仁をとへるに、孔子克己復禮をもて告給へり禮は天理の節文人事の儀則とあれば、身を檢するの防閑にして、私に勝の機活なり、一日私に勝て禮に復しなは、枯たる木のふたゝひ榮に向ふかことく、さひにし刀の新に研を出るかことく、天理流行して本心の徳全かるへし、但顔子はもとより天理人欲の分において判然として疑なきか故に、すくに進修の目を問給へり、其餘の學者は念慮行事の上において、此天理人欲の分を眞に不知しては、しるて私に勝むとすとも、いと難かるへし、さる故に孔門の教は、博文を約禮に先んし、大學の法は、致知を誠意正心に先んす、是にてしりぬ、道は仁義にすきすといへとも、禮智をすて、仁義に至るの理なし、易にも聖

人の徳を論して、知崇禮卑といへり、知崇は天なり、禮卑は地なり、いよ／＼崇ければ、いよ／＼卑しこれ成し始成し終の道なり、この故に横渠の張夫子知禮をもて教をたて、知禮成性の説あり、されとそれは横渠に限らざるへし濂洛關閩の學はすへて格物に本つきて知を致し、持敬によりて禮をはなれず、誠に孔門以來學者不易の法とすへし、

○浩然の氣

翁幼少にして手習せし時、世にもてはやす今川のふみをよみ習て、仁義禮智ひとつも闕ては諸道成就しかたしといへるを、今におほへ侍る、了俊さしたる學者とも聞えぬとも、此一言は不思議にいひあてられし名言ともいふへし、さて仁義禮智いづれも大切なる中に、仁に次て義の大切なる事は、孟子浩然の氣にていよ／＼しるく侍る、浩然の氣は、至大至剛天地の間に塞るといふにはあらずや、各考て見給へ、かくはかり盛大なる物か、いかなれば義より生ずるといふにやあらん、人は天地の正氣を得て浩然たる物にて候へとも、私欲ありて心のきれをなつます程に、其氣いつとなくち／＼けて小さくなる事にて候されは浩然の氣は、心のきれより生ずる物としるへし、しかるに心にきれなき人のくせとして、世話に牛の一さんといふやうに、や／＼もすれば機嫌にまかせ、調子に乗しなとして、一概に物を決行して快しとす、是は眞のきれにあらず、反て大に氣をそこなひ、心の刃もこぼれつへし、いよ／＼きれぬ物になりなんこそうたてけれ、孟子に義を集めて生ずとあれは、一時一事のきれにてきはひを取て、浩然の氣を生ずべきとにはあらず、其工夫日用の間、事の大小輕重によらず、道理に當りては、いさ／＼か狐疑せずた／＼平等に心のきれを用ひて、一劔兩斷して宜きに合にあり、これかれたひ／＼かくのことくにしてやまねは、此氣常にたるますして、丈夫になる程に、後には氣より心のきれを助けつ／＼、義と合體して、おのつから浩然たるにも至るへし、但氣にて心のきれを助くるといふ事よく體認してしるへき事にや、たとへはこゝに二人あり、概寒の時に當て、拂曉にふたりなからいひあはせつ／＼、同じく起出るに、ひ

こりは寒さを痛ておくるにもうく、ひとりはさむさを事ともせず、速におく其故をいかにと間に、稟賦の強弱によるにもあらず、そのすみやかに起る者は、上戸にて酒氣あればなり、是氣にて心のきれを助くるの左驗とすへし、しかるに浩然の氣は義より生じて、其生したる氣か又義を助くるこそ、いと奇妙に覺へ侍る、前年韓文をよみて、其雜說の中に神龍の事をいふにてしりぬ、龍は誠に靈異なる物かな氣を嘘て雲を生し又わか生したる雲に乗て日月に薄り陵谷を洎く是雲は龍より生じてまた龍の變化をたすくるにあらずや、今浩然の氣は心のきれより生じて、又心のきれを助くるにたとふるに、一理なるへし、しかいへはさて、しるて氣力をもちひて、よはきを強しとし、むなしきを盈りとするは、いはゆる助長するにて、かの宋人の苗を抽て長する類なり、此氣自然の生路を妨けて、大きに集義の害を貽すへし、たゞなへの作爲もなく集義を事とするにあり、孟子に必有_レ事焉といふは、たとへは人なにそさし當て緊要の事あれば、朝夕そこに心をとめてすておかぬ物なり、そのここく集義するは必定一事あるなり、必_レ字最力あり心の一定する所なり、しかるにおよそ世間の人、忘ねは助長す、助長せねは忘る、勿_レ忘_三助長_一といふて、ふたつの間をしらするなり、忘れもせず助長しもせずして、心のきれを用ゆればおのつからにふらず又はそこねすして、浩然の氣もこれより生すへし、先儒をもて持敬の法を論ずれば持敬もまたこゝに同じかるへし、いかにとなれば、敬はたゞ儼然としてなにそ事あるか如しごかいふへし、されはとて敬に執泥して此心をしるて拘定すれば、他病を生して、その害忘るゝよりも甚し、朝鮮の李晦齋かいひしやうに、たとへは鶴卵の手にあるがごとし、勿_レ忘_三手_一にとる事を忘ぬなり、忘るれば取おとすへし、勿_三助長_一は力をいれて握りかためぬなり、握りかたむれば握り潰すへし、ふたつの間を體認して時敬の法をしるへし、もとより存心集義二致なければ、持敬養氣二法あるへからず、是等は簡要深切の事なり、たゞ一場の談話ときゝ給ふへからず

○敬の工夫

座中ひとり、敬字の義は、程朱の説最詳明親切にして、なにの疑もなきやうには候へとも、敬の工夫は學者第一の事にて候へは、もし翁の思ひよられたる事も候は、承たく候へといへは、翁いやとよ程朱のとき給へる外に、翁か今更申へき事は侍らす、但程朱の説あまり反復切要なる故に、吾黨の學者ふかへ取過て、いさむつかしくなりぬるこそ、反て程朱の心にもかのふましく覺へ侍れ、翁はた、常人の心にあて、俗語に引さけて申たく候、敬は心のむきを眞直にして、わきへゆかぬやうに心のもとをたはねて末のちらぬやうに、身の番人となるやうに、事の目つけとなるやうに、是にて敬はのこりなくこそ候へ、此翁か語、至て淺きやうに候へとも、淺うして反てふかく、至てやすきやうに候へとも、易くして反て難し、各是を身に驗て見給は、主一無適も、常惺の法も、此外になき事としり給ふへし、事新數中様に候へ共、天下に至極大切にて又至極たもち難き者は此心にて候、孔子も出入無時莫知其郷との給へり、然るに其至極大切なるものを粗略に致し、至極難持ものを心安く存知候程に、此心放逸するよりして諸惡もおこり萬事もやふるゝそかし、しかれば敬はその大切にしてあふなき物をたもつ時の心にて候、古人の執玉捧盈にたとへし、けにさる事そかし、今若寫玉をとり盤水の盈るを捧けはすこしも手をゆるさず、氣をゆるめさるにてあらん、其心にて心をたもつを持敬といふ也、されと玉もとらはとらなん、盈るも捧けはさへけなん、此心の執かたく捧けかたきは中へそれにたとへてやむへきにもあらず、いつも申ことく心は神明靈活なるものにて候ゆへ、只むなしく無爲にしてはならぬものにて候あるは人に接り、あるは事にしたかひさなくして隙に物する時は無用の事を引出して、彼へ移りこれへ移り水のつとふかこし、無根の念をきさして、とさまに思ひこさまに思ひ、麻のみたるか如し、苟子は是を偷心といひ、釋氏は是を流注想と名づく、是我人ある心の持病なり今翁か心のむきを眞直にして、わきへゆかぬよふといふは是を療する主方とすへし、さて心火とて心は火に屬するものなり、心のわき正しからざる時は、心のほさき亂れて用ゆるにたへず、黃勉齋のいわれしやうに心は一炬の火にたご

ふ、其本を堅く引束て火をとますときは、光つよくして、風にもたへすもし本のつかねほとけてゆるまらんに、たこひ火をとますとも光よはく打ちりて、滅ぬへし、翁か本をたはねて末のちらぬやうにとはこゝをいふなり、ひとりある時は、身のある所に心ありて、常に身をまもるを敬と云、是身の番人なり、事にむかふ時は、事のある所に心ありて、常に事を察するを敬とす、是事の目付なり、今敬の事を翁に申せとならば、大かた是にたかひたる事はあるましく覺へ侍る、然るに是等の工夫は、いはゞ病氣に的中したる良藥なり、この上にいふへきならば、藥の用やうひとつにて候、其用ひやうは前に申ことく孟子養氣の法に外ならず、翁かねて孟子をよみておもへらく、養氣持敬ともに必有^レ事焉といふ一言にて、もはやその理盡たる事なり、いかにこなれば、養氣持敬何の替りたる事かあらん、いづれも本來の面目なきは、鳶のとひ魚のおとると同じく現在わか當然の事ありとして、つねにそこを離れずして居るまで事にて候、此外毫髪も加る事はなかるへし、しかるに忘るれば、その有^レ事所をうち忘る、助長すれば、氣力を用ひてしるて作爲す、忘れもせず、強て作爲もせず、其間にて自然の天機を自得して、持敬の法とすへし、昔加賀にありし時、ある士人持敬の法を問しに、翁持敬の説をあらはして是にあたへて、其大略おもへらく、たとへは心は悍馬のことし、持敬は悍馬を御するかことし、我氣たるみて、鞍よはく韁ゆるめは、馬駈出して泛駕の患あり、是忘るゝなり、されはこて力をもて馬を制しつゝ、韁をつよく引はりて、馬の口を痛むれば、馬なつみ苦みて、こゝろよくゆかすなりぬ、是助長するといふべし、たゞ行さるのみにあらず、反て馬の邪氣をさそひて、後にはのりすまひなとして、いろ／＼くせつくものそかし、いはゆる非徒無^レ益而有害^レ之にあらずや、されは聲控中を得緩急程にかなへは、おのつから進退疾徐たゞ我心にしたかひて、自由ならずといふ事なし、是をもて持敬の法をしるへしといひしか、はや四十年にちかき事なり、其間し人も、今は昔物語りになりたりとて、翁感愴いとふかく見えし、

○民は王者の天

ある時論語郷黨篇の謹訖りて、その式三負版者一とあるにつけて、翁諸客に對して王者以_レ民爲_レ天、民以_レ食爲_レ天、この意いかん、各いふて見給へといへは、座中ひとり民はこれ邦の本なり、民歸すれば邦存し、民叛は邦亡ふ、邦の存亡は民にあり、故に王者は常に民を尊て天とす食は民の命なり食を得れば民いき食を失へは民死す、民の死生は食にあり、故に民は食を尊て天とすいふ意にてあるべく候、翁さやうにとき候ては、上下兩意にきこへ侍る、是は二句ともに所詮農ををもんとするを主意にしていへる事にて候、天より人を生ずれば、又五穀を生して人の食とす、人あれば食あり、食なければ人なし、天下豈食よりおもき物あらんや、民は天下の爲に食を生ずるもの也、それを天より王者にあつけ給へは、王者は民を仰尊て天とすへし、一夫をも輕慢るへからず、されは昔は諸國の民數をしるす籍を王に獻すれば、王も拜して受給ひ、孔子も民數の籍を負たるものは、式し給しとなり、又民としては思ふへし、天より我人命を續なる天下の大切なる物を、我等にわたして作らしめ給へは、民は食を仰戴て天とすへしと、かりにも耕作を粗略にすへからず、是風俗の本治亂の係る所にて候、今其有増を申侍るへし、むかし三代の時は上に民をもて天とするの心ある故に、租税を薄うし凶歉を救ひ、困厄流離する事なからしむ、よりに郡縣の法士着に安し、農業をつとめ、米穀を出して君上に奉し、食をもて天とせざるはなかりし其風おのつから市朝にも撓りしかは、士大夫をはしめ、商賈に至迄、大抵勤儉にして華奢をいましめ、遊惰の俗ある事をきかず、暴秦に至て民を天とするの心なかりし程に、頭會箕歛民に虐取してやまさりしかは、はては郡國離叛き四方土のこことく崩れて、天下の亂民間より起りしぞかし、災漢起りて天下泰平無事になりしかとも、逐_レ末射_レ利の徒日に出來て、富商大賈封侯にひとしく、食貨の權を恣にせしかは、村閭の民もそれに化して、豪奢になかれ、游俠を事とす、賈誼か治安の疏を見てしるへし、然れども上に民を天とするの心なを残りて、しばし詔を下しつゝ、農は天の本といふ事を郡國に告諭し租を免し復を賜ひ、郡吏の貪欲をいましめ、其上孝弟力田をもて下を率ひ、たゞ務て本を崇ひ末を抑へ

し事、くはしく漢史に見へ侍る、されはこそかの文景の時、君臣恭儉にして、阜厚を致せし事は、三代以後の治世とも申へし、是によりてつらく古今を考るに、上代は格別にて候、後世に至ては、郡縣の風市朝に移るはよく、市朝の風郡縣に移るはあしく、其故は市朝の風は奢侈を貴ひ、郡縣の風は撲素を失はず、しかるに近來市朝の事を承るに、國に貪墨の吏あり、郷に貨殖の家あり、いづれも公には法禁を守り、貨賂を遠さくともゆれとも、私には利欲をつとめ、宴樂を好まざるはなし、しかも私暗を逞ふして己か惡を隠し、上を欺き人を誣るをかしこき謀とす、其會をきくに、食膳美をつくし歌舞艶を競ひ一日の費數十百金に及へども、互に是を風流とし、おしこも思はず、少しも儉素正直なる人をみては、これをそねみにくみて、世をしらぬ田舎人なりとて、群り聚りてこれを嘲笑ふ程に、ひとりの齊語衆楚の喧しきにたへぬは、つるに一統の風となりて、田舎までも見および聞および、華美をつとめ、詐偽を習ふこそ、いさなけかしき事なれ、されは世こそりて驕者を貴ひぬれば、その費用過分なるにつけて、己か諸欲を快うするに、金銀たればかなひ難き程に、おしなへて金銀を貪りもとめざるはなし、よりて天下の金銀、常に有力の人のために兼併せられて、おのつから流行を滞るそかし、それに金銀は世を歴て減し、米穀は年を逐て生ずる物なれば、金銀は日に貴く、米穀は日に賤し、食祿の士は、いやしき米穀をもて金銀に易る程に、家費いよくたらず、貨殖の家は、貴き金銀をもていやしき米穀を買程に家費いよく餘りあり、しかるに有數の金銀をもて無限の驕をきはめ、有用の金銀をもて無用の費しぬる故に、金銀日に虚耗しあまねく民間に流行せず、よりて粒米狼戾して極めて價廉なれとも、閭里の貧民はそれをさへもとむる力なければ、富民は常に膏粱に厭とも、かたへには菜色ある人あり、富民は常に肥甘に飽とも、かたへには餓死する人あり、中に悪性なる者は、自から死を救んとては法禁をも犯し、盜賊をもするそかし、こゝをもて見るに、世の困窮なに故にこゝに及ふなれば、その本源風俗の驕奢より起りて、一朝一夕の事にあらず、されと此六七十年以前迄は、世間今よりも猶繁華なりしか、も

とより驕奢を好むの俗はありなから、儉素を尚ふの人もおほくありき、それをいかにといふに、其比は前代の故老あまた國にのこりしか、いづれも其父祖わかゝり時より、晝夜草野に起臥して、汗馬野戰にいとまなければ、華奢風流の事は夢にもしらす、其子孫も家風に習て、いはゞ今いふ田舎風なりしかも、おのつから文ならし質にあまり、かりにも虚なうして實にあつし、甲斐／＼しく頼もしく、しかもまめやかに情ありし、いつしかさやうの人もうせはて、在朝の士大夫世祿に浴し、泰平なるまゝに、うき事をしらねは、宴安をのみ懷て、其鳩毒ある事をさとらす、驕奢淫佚こゝに至るもあやしむにたらず、まいて貨殖の家遊俠の徒は、論する事なかるへし、されは其弊郡縣にも移るといへど、今とても田舎にはさすか古風のこりて、市朝とは同じ物にもあらず、もこより民はおろかにして兪暴なるまゝに、大悪をする人もあり、又は一概にて分別なき程に、難儀に臨ては、己か怒にたへす上にたてあふ事もあれとも、大やう市朝の人の邪智をもて、人をたはかるやうなことはなき程に、おのつからすなほなる方もありて、恵に感しやすく、理におるゝもすみやかなり、己かなりはいたにあれば、みつからたる事をしる事をしる事そかし、たゞ郡長たる人、民を天とするの心を忘れず、歳の豊凶にしたかひて賦税を下し、飢寒の患なく、父母を養ひ妻子を蓄ふにたるやうに相計らひなは民案堵してなかく流離の愁なからまし、さる上にて條法を設けて威刑をしめし遊惰をいましめ、紛奢を禁しなは、一郡感服して、好風俗となるへし、もろ／＼の郡縣一統にかくありなは、其風おのつから市朝にも移りなん、今市朝にあらゆる人数夥しこいふも天下の郡縣に比せは、十分の一にもたらさるへし、それさへ市朝の風盛なれば、郡縣へも移るそかし、況や四方の郡縣、各安堵して阜厚になりなは、其風天下へ移りて、樸實日に勝、華靡日に減しなん、しからは驕奢の風やうやく變して儉素に復せん事、うたかひなかるへし、

○富士のすそ野

たゞ思ふへし民は邦の本、郡國は邦の藩屏なり、もし郡縣民憔悴流離しなは、天下の勢もこれより薄く

なるへし、古より民窮しては亂を思ふといへは、郡縣危ければ國も危く、郡縣安ければ國も安し、さきに郡縣は治亂のかゝる所と申つるは是にて候、ひとり風俗のもとといふはかりにては候はず、むかし憲廟の御時、ある士人の好學ありけり、其人按察使に命せられて、畿内の郡縣を巡りしか、首途に臨て學問の師に贈言を乞しに、其師此たひ道中にて富士山の下を通り給ん時、よくすそのを見てゆかれ候へ、あれ程の山は、あれ程のすそのなくてはたもつへからず、すへて山は上より土下りて下の埤厚なるにてこそ持候へ、もし上かさありて下ほそく、上大きにして下小さくは、忽に崩れつへし、此度上の御爲をおほさは、たゞ下を厚するやうに御意得候へ、此外に申へき事は候はずといひしこなん、是易の剝卦の意にていへるなるへし、剝卦上を艮にす、艮は山なり、下を坤にす、坤は地なり、これ地上に山ある象なり、山は高く上に位すれとも、下は地に附てはなれず、是山は地を基本とするなり、人の上たる人上を剝落して下を厚うすれば、邦安うして山の地上に安置するかことし、もし下を剝落して上にませは山在ニ地上ニの象にそむく程に、やかて危かるへしと、其に付て翁か愚案にて考候に、只今市井無頼の徒多く府下に介居て國の害をなし侍る、第一人家に火をつけて大害を貽し候、是大方は郡縣の流亡にて候、郡縣困窮して流離に及身の置所なきまゝに、なにの心當もなく府下に出候へとも、生活すへきやうなく又故里へ歸りてもよる方なく候故、盜賊をして身命をつなき申外はなく候、もし郡縣困窮せず、父兄親族土着してあらは、それらにも勘當せられて立のく程のものは格別にて候、其外はたとひ府下において、手振すとも、かなはずは故里に歸り候へし、身のより所あるに眼前極刑に陥るを見ながら、身をすて、惡事をいたす事あるましく候、又諸國より追放せられて流浪する者も、郡縣賑ひ候は、しるへにつきてたよる所もあるへく候へども、それ右に申通にて候故、諸方の惡黨ことごとく府下に萃まるにて候、されは郡縣やゝゆたかなり申さす候ては、府下の盜賊やみかたかるへく候歟、それに無用の華奢を專にする風俗に候故、貴族厚祿の家より、すこし時めくものに至るまで、下人を召抱るに今様のはさら男の異形

に作れるをえらふになんありける、下部にても謹厚なる者に、さやうなるはなし、よりに世上に溢れるのとも、宅内の側屋にあつまりて飲酒博奕し、はては酔臥して、多くは失火するをもしらす、又其最悪性なる物は、貨をぬすみ難をのかれんとしては、みつから主人の宅に火をつくるもあるやうにきこえへ侍る、是は主人たる者の意得あしき起り候へとも、畢竟華奢をこのむの流弊にて候、とにかくに市朝の奢侈を抑へ、郡縣の困窮を賑はすにしくはなかるへし、

○天下の寶

されと古より太平百年に及び候へは、大かたは奢侈風をなし候、今奢侈を抑へ、儉素を崇んとならば、節儉廉直の士を撰んで官に有しむるにあり、號令科條の及へきにあらす、第五倫いへらすや、以身教者從、以言教者訟、官長身正しければ、一官の畏懼ておのつからしかひ官長正しからねは言語をもて教といへとも、其下争訟て心服せず、法令屢下れとも、いよく多事になりて治まりかたし、所詮官長その人にあらされはなり、もとより國政は、法令を闕へからすといへとも、法は人をもて行はる、人なれば法虚しく行はれず、孔子も爲政在人其人存則政舉、其人亡則政息とのたまへり、翁ある故人の家に會して二典の文を論せしか、曆數の事に及へり、翁いふは歩曆の法始て虞書に見ゆるこいへと後世を経て元に至て精しくなりし、そのかみ此法たに具りなは、義和に命して候せしむるにも及はさらまし、主人聞て、いやさはいふへからす、天は運動の物なり、運動の人をもて候せずしては、其きさしの忽微なるを覺へず、曆法は一定の物なり、曆法にのみゆたねて、人の目力をもて審にせざるは、聖人敬天の心にあらすといふを聞て、心に銘してふかく感服しき、天度は萬古不易にて、渾盈縮常ある物なり、それさへ動物なれば、定法の及はざる所あるそかし、況や人心變動常なく、是非互に見へ情偽紛ひいつ、一定の法をもてつくすべきにあらず、この故に材は取へけれとも、當夫の利口は張釋之これを黜く賊は罪すへけれとも、按吏の自首は吳祐これを賞す、魔を放つをもて託國の仁をとり、卵を盜めとも干

城の將をすてす、公孫弘か布被は、儉に似て矯情の姦をしるへく、郭子儀か奢欲は、奢に似て汚行の譏を貽さず、もし一定の格に泥んで、萬變の事を制せんとならば、いはゆる柱に膠して瑟を鼓し、舟に刻て劍を求るなり、いかて變にあひ宜きにかなふへき、たゞ其人を得て、法を人にゆたねて行はしむれば操縦進退時により事によりて變通する程に、法に用られず、法華を轉して法華に轉せられずさやうの人多く官にあり事に任せは、國政なにの滞る事かあらん、法も行はれ衆も服して、日に治平ならむかし、されは天下の寶なにか人材に過たる物あるへき、この故に楚は白珩を寶とせずして賢を賓とすと王孫賈かいひし事、楚語に見へたり、梁惠王吾國に徑寸の珠ありて、車の前後十二乗を照すて、齊の威王に誇られしかは、威王寡人四臣ありて千里を照す、何ぞ十二乗のみならんやといはれしには、惠王も慚る色ありしとぞ、それに付て申も恐れなれと、ひそかに感じ奉るは

東照宮の御事なり、ある時

一役人闕たる事ありしに、ある老臣に何かしを代りに仰付らるへきと思しめす、其人からいかなるそと御尋ありしに、其人はかねて臣かもとへ出入いたし候はねは、いかやうの人物にて候や存知し候はぬよしを御いらへを中せは、御氣色かはりて、麾下の多き諸士を、のこらす其人からをしれといはゞ、わか誤なり、又は汝諸士の善惡を必しもしるへき職にもあらぬに問てしらぬをとかめは、わかひか事たるへし件のもの麾下人多き中にも、日ころ祿もなみにこへて、人にしられぬ程の身にあらす、それに汝は第一群臣の善惡を見聞置て、わか今のこまく尋ぬる時はいひ聞するを職とするものなり、いつれに付ても存知せずといふてさてやむへき事かは、さやうの事とはしらて、おもき職をいひつけ置しは、わか目かねちかひたるにてこそあれ、よく思ふて見候へ、すへて武道に志ふかき士は、家老又は權柄の人に誂ひ追從せぬ物そかし、さやうなる中によき人あるへし、その埋れぬやうにとつねに氣をつけ心にかけてたつねもとめてこそ、君の爲を思ふとはいふへけれ、刀脇さし茶湯道具の類に、名物埋てあると聞てはなにとそとり出してわれに見せんと思ふへし、それはいかやうの名物にてもある國家の用にたゞす、な

くても事欠ぬものなり、たゞ實の中の實といふは人にとゞめたるなり、これはわれ常々口くせのやうにいふ事なれども、それをよその事にしうかときく心から唯今のやうなる返答をはするそかし、さて汝等かもとへ出入するものはかり立身する事こおもはく諸士の心たてあしくなりて、權家にこひ諂ふをよしとせん、されは麾下の士恥をしり義を守るは、國家の元氣なり、それは諸士の心きたなくなりて恥をしらす、鼻は曲りても息さへいてなはと思ふやうになりゆきなは、なに事をするも苟偷にして、義をまもる心なかるへし、しからは人の元氣うせて死することく、國家の元氣衰へて、やかて敗亡に至るも難かるへきにあらず、向後汝等こゝに心をつけて、大切の事と覺悟いたし候へと仰ありけるとそ、竊に此仰によりて考るに、人材を至寶とし給ひ、四維を國の元氣とし給ふ事は、誠に國家の龜鑑、宗廟の基本たるへし、我朝の人主に、つるに此面影に似たるもきかず、古今にすぐれさせ給ふ御事といふへし、中に老臣を御しかりありし事、とかう申に及はず、周禮に冢宰あり、歴代に吏部あり、常に六卿の上に居るために人材を撰ふを己か職とす、其外閥閥の家も、所識の材を保任して、朝廷に登進むるを奉公としけりしかあれと後世に至て、古道日に衰へ、君相ともに是を急務とせず、常に人の賢否をしるに心なければ選舉の道ありといへど、洽聞宏詞身言書判の末事にすぎず、吏部たる人も、身銓衡の職にありといへど、簿書期會さし當りたる事をのみつとめて、第一の本職を取失ひし事、代々もてしかなり、况や本朝におるて鎌倉より以來君相たる人、此さに及ふ事をきかず、しかるに此嚴命をきゝては、そのかみの老臣たる人、たれか恐懼諫動して、上の盛意に承順さる者あらん、むへも御治世以後、人材輩出し庶政修舉し、文明日に開けて、天下泰平の化に俗せざるはなし、是皆

○風俗は政の田地

しかるに天下國家には、風俗といふ物はかり大切なるはなし、君上の威は天の如く、其恐るへき事は雷の

如し、たれか背くへきなれとも、世話に大勢に手なしといふやうに、一世の風俗には勝かたし、さる程に號令法度も、それにて一過は改るやうなれとも、つるに風俗にけをされて、あまねく下へ達しかたくなかく末まで遂さる程に、たゞ局面はかり取傳て、はては風俗のなりになりてやむそかし、たとへは風俗は田地なり、政は穀種の如し、たとひ嘉穀の種にても、地こしらへあしくしては、そたちかたし、その如く善政良法といへとも、風俗とゝのはすしては行れかたし、穀種のそたゞん事を欲せは、地こしらへするにしくはなく、政令の行はれん事を欲せは風俗をとゝのふるにしくはなし、されは風俗のもと人君の身にあり、人君たる人、身をおさめて下を化するといふは、古今不易の道なり、人君の身おさまらずしては、下たる人なを目當にすへき、しかれども古より善惡ともに久しく堅まりて、世の風俗となりて急には改まらぬ物そかし、中に惡に移るはやすく、善に移るは難き習なれは、今風俗を改んとならは、たゞあしきかたへのゆかぬやうにつなきたもつにあるへし、是を風俗を維持すといふなり、風俗を維持する事は、君一人の力にては及かたし、時の執權をはしめ、もろく官長として群下の上をる人各君の意をうけて身をおさめ行を慎て、人の手本となるやうにたにあらは、其下にたつ人、おのつから恐るゝ事あり恥ることありて法令もきくへき程に、風俗も改りてゆくへし、今の御代

上には儉素を尊ひおはしまし、毛頭も御榮耀なき事、天下のしりたる事なれとも、末々の驕奢はいまたやまず、常に聲色を遠さけられ、晝夜御政事に御心を盡さるれとも、末々の淫佚はいまたやまず、され

は
上の御盛徳は、翁つかれ數ならぬ身にさへ、常に仰き奉る事なれは、まいて歴々諸役人として、たれか上の御旨をうけさる人あるへき、さこそ各油斷はあるましけれとも、久しく衰へ來りたる風俗なれば、かくあるにてやあらんかし、萬治寛文のころかよ、世に鶉はやりて、貴富の家五によき鶉を購りもとめし程に、其價しきりに踊貴しけり、阿部豊後守忠秋も其ころ鶉をすかれて、常に籠を座側に置いてなか

せてきかれけり、それをさる列侯なる人きゝて、其ころ世にかくれなき鶉を厚價にてもとめて、ある官醫をもて、ちかきころめつらしき鶉をもとめ得て候、御慰に進したきよしをいはせけり、その官醫豊州のもとへ来て其旨を達して、御もらひ候はゞさそよろこひにてあるへく候といひければ、豊州きかれて先へよく意得てとはかりにてとかくの返事なし、しはらくありて近習のものを呼て、鶉籠の口をみな庭のかたへむけよとある程に、みな外へむけゝれば、其口をのこりなくあけよとある程に、皆あけゝれば鶉残らず籠をいてゝとひさりぬ、かの官醫見て不審におもひ、久しく御手馴し鳥にて又立歸り候にやといへば、豊州いやさにてはなし、今日より残らず放ちやるにて待るさて序なから申す、某ことき上の御威光にて人に執しおもはるゝ身にて物はすくまじき事にて侍る、某このころふと鶉をすき候へば、はやさやうにきこゆる人もおほし候、向後はふつと鶉すきをやめ侍るへしといはれしかは、かの官醫も手持なくみへしとそ、わか數寄たる事はやめかたし、人の志とてたまゝ贈る物は、もらひてもさてあるへきを上の御爲を忘れよりして、かり初の事にも、世の風俗へも移り、わか權威にもなるやうの事はかたくつゝしまるゝ程にかくありけり、其外同じきころ執權の衆は、いづれもつゆ身に驕なく、權にほこらすなに事もおほやけに沙汰せられし程に、其風下に移りて、末々の役人までも廉潔質直なる人ありて風俗を維持せしそかし、されと翁おもふに、風俗の上より下へ移るはさる事にて、又下より上へも移るにてありけり、たとへは上より下へ移るは、水の源すめは下流すみ、源濁れば下流濁るかことし、下より上へ移るは、下流泥塞すれば、其泥を上へ推のほせて、漸々上流に及ふか如し、今富商大賈の子弟、武人俗吏の惡黨、其外市井無賴の徒、日夜娼家戯場をもて家とし、酒色博奕をもて事とす、其風上へ移りて、列侯郡守の身にて、ひそかに娼家の遊を好むもあり、士大夫といはるゝ身にて、きそふて戯場の風を學ぶもあり、是皆下より上へ移るにあらずや、今此流俗を正さんとならば、いよゝ上にたつ官長を沙汰して源を澄すこともとよりの事にて、又下にある惡黨を搜決して、下流の泥を浚ふへし、しかるに今比

屋の賤民とも、日ころ府廳へ手遠き程に、たとひ冤告する事ありて官へ訴へんごしても、大かたは口上
 拙く、禮義をしらねはにはかに府廳の晴なる所へいて、は、事の子細をくわしく陳する事あたはず、そ
 れに下吏いさゝか推恕の心なく威勢を募る程に少しにても無調法なる事あれば嚴謹せられ、一言にても
 口上相違する事あれば詰問せらる、よりて我に十分の理ありても、府廳へ訴るをはなはだ難事とす、そ
 の上府廳はたゞ一所にて、四方の訴は日々にかさなりて山の如し、中々手およひかたく、たとひ輕き事
 にても、滯りて多くの日かすを經る程に、其間比隣什伍相與にたひく、廳へ召出さるゝ一間のわつらひ
 となり、費用もかゝる故に、それにこりて、大かたは下にて無爲にすますをよしとす、かくては姦賊惡
 黨いかてか國にたへぬへき、所詮府廳手遠く、又は訴る事たやすからず、むつかしき故そかし、今姦惡を
 浚治せんとならば、方々にあまた小廳をたて、圍圍を設け、人を擇て其長とし、その手寄く、に幾街と
 各受取の限を定め、すへて府廳に屬せしむへし、さて什伍の法をいよいよ、嚴にし、比隣五に相いまし
 めて、善をすゝめ惡をこらし、もし凶根にして人の言を用ひず、衆目にあまる程の惡める者をはたとひ
 其人國家の法をおかす事はなくとも、すみやかにその手寄の監司へ告しらするやうにし、其場にて僉議
 の上、輕科ならは當座にすまし、重科ならは禁獄もいたさせ、追て僉議の趣を委細に具狀し、其人を併
 せて府廳に遣して、廳主の處決を仰くへし、しかあらは府下の人家なに事にても官に達するに、府廳に
 至るの勞なく、府廳も小廳の成獄を受て聽斷せは日々應對簡易にして、下より訴る事も、壅滯するの患
 なかるへし、そののみならず下の惡黨鄉曲の間に隠るへきやうなく、人々庸行をつゝしむ心も出來て、
 急に感服する事はなくとも、面革には至りなん、かくして時月を經なは、風俗も漸々改りぬへし、たゞ
 官長たる人、大かた無事を專にし、姑息を安んし、其下を治るに、公法をさへ犯さねは、見ゆるしきゝ
 のかすをよしとす、それにては風俗の改まるへき期もなかるへし、もし一旦の料簡にていはゝ、風俗の
 僉議は、迂遠なるやうに聞のれとも、翁はふかく恐れて、國政を妨げ、士風を敗るのものと、こゝにあ

りとおもへり、腐儒迂濶の故態とやいはん、しかしながら杞國憂_レ天_ヲの愚人ともいふへし

駿臺雜話卷三

○天下の天下

春過夏來て日もやう／＼なかきころ、天氣も折から清和にて、庭の綠樹もしげりあひつゝ、花にまさるといひしもさる事とおもはず、翁か身のわつらはしさも、やゝこゝろよく覺へしかは、ひとり明窓のもとに巻をひろけて、古今の事を歴觀し、いと感慨ふかゝりしに、いつも見馴し心しりの人さへあまた問來て、かたみに書を講じ文を論じて、日をくらしけるが、座中の人々いかゞ思ひけん於戲前上不_レ忘といひしを、翁きゝとがめて、各申さるゝ如く、只今天下泰平なるか故に、世にある有徳有位の人は、もとより親を親とし賢を賢とし、我等ことき徳もなく位もなきいやしき身までも、樂を樂とし利を利として優游して卒_レ歳は、これ皆泰平の餘澤にあらずや、歐陽永叔豊樂亭記を著して、宋の太祖四海の亂を定めて、天下の人をしてゐるなから百年泰平の樂みに安んせしむ、たれか其恩のふかきをしらむといへり、翁も亦おもへらく、

東照宮風に櫛り雨に沐し、御一生の力を盡し、撥亂反正し給ひてより、今百有餘年に及て、干戈動かす四海浪靜かにして、天下泰平の化に浴しぬ、又誰か御恩のふかきを戴かさる、然るに我等こときいやしき身にて申すは恐れあれとも、上の御盛徳をのへて世に傳へ廣るは、儒臣の事なれば、さしてふかく憚るへきにもあらず、それにつきて、御盛徳の事おほき中に、日ころふかく奉_レ感て、あまねく世にしらせ度とおもひ侍る事あり、今各のために語り侍るへし、天下は天下の天下、一人の天下にあらずといふ事は、六韜の書にいてゝ、天下の君たる人は、常に忘るまじき事にて候、最萬世不刊の名言ぞ申すへし、

されと中國にても、三代を除ては、およそ創業の君、大かた天下を得るを我一人の樂として、天下の天下とするはなし、むかし明の太祖創業のはじめ、中山王徐達、軍中にて病を得ると聞給ひて、いそぎ召かへし、諸醫を召ていろ／＼療治せられしかども、終にかなはさりしかは、太祖自から山川社禊に禱て今數年徐達か命をあたへ給へ、さるにおゐては、達か死せん時、朕か命も一度にとり給へと神に告給へり、太祖の諸將徐達を第一とす、天下を平定するの功、徐達にしくはなし、此時天下甫定まりて、達先死しわれひとり残りて秦平の樂を享るの本意なき事かなしみて、せめて數年天下の安きを共にして、死なば諸ともに死なんこ、わか命をかけて神にちかへるなるへし、翁明の史録を讀て、こゝに至て歎息しておもへり、古より眞主は別の事なり、馬援か光武を見て、帝王有_レ眞といひし、むへさちあらんかしもとより徐達が死する時、天下すでに明に歸して、家嗣も定まり、社禊も固く、たとひ太祖崩じ給ひても、そこに危き事なき程にかくはの給しそかし、されと天下を得ては、なかく存命して、わか身の樂をきわめむとこそ思ひ給へきに、功臣の死をかなしみて死を同うせんと禱り給ひしにてしりぬ、あながちに天下を得るをもて樂とせず、なにとて天下を得るを樂とせざるといへば、其心はしめより天下を天下の天下として、一人の天下とせねはなり、漢の高祖光武なども同し規模なるへし、此大器量なくては天下を得がたし、もし小兒のめつらしき玩物を得て、いつも身をはなさず、人にこられんかこ氣つかひするやうにては、たとひ天下を得ても、やかて失ふへし、秦の始皇楚の項羽、我朝にてもちかき比、信長秀吉をもてしるへし、いづれも不仁にして天下を失ふはさる事にて、しかしながら天下をたもつ器量に非ざれば、古人も深山_ニ有_レ寶無_レ心_ニ於寶_ニ者得_レ之_トといへるそかし、天正十四年の事かとよ、長湫合戦の後、

東照宮すてに豊臣秀吉と御和睦ありしか、秀吉使を遠州濱松へつかはし、上洛と號して大坂へ御來會をすゝめられしかとも、御同心なかりしかは、頻に使來る事數度に及てやまず、それにてもなを御同心な

かりしかは、秀吉母氏大政所を質として、御出駕を請れしに、御思案ありて、御上洛あるべきのよし仰出されしを、群臣危き事におもひて、いづれも一同に申上けるは、もし御上洛なきを秀吉いかられ、鉾楯に及候とも、もとより御弓矢のつよきは中に及はず、それに臣等一命をすて、禦さ候は、秀吉百萬の兵ごいふとも、心やすくは敗れ候まし、それに只今危き所へ御越まします事あるへからすとて、達てとくめ奉りしかは、その時いつれも申通にて候、秀吉の威勢におそれて上洛せんといふにはあらず、よくおもふて見よ、天下の兵亂久しく打續て、此比までも干戈おさまらず、都鄙安堵せざるにあらずや、此一兩年の間、漸く天下靜謐にむかひつるに、某秀吉と鉾楯におよひなは、又爭亂始りて天下の大難になりぬへし、もし上洛して不慮の變もあらは、其時は天下のために一命をすてんと覺悟したるそこ仰られしかは、群臣みな肝に銘して、とかう申上るに及はさりしこそ、岡崎を御首途の時、井伊本多に御身後の事まで仰おかれたれば、御自身にも危しとおほしめさるるにもあらず、それにおもき御身といひおしき御命をもて、天下に代らぬと仰られし御一言の誠は、天人に感通すへし、それ故にこそ天命人心に御かなひありて、天下をたもち給ひしそかし、されは明の太祖ば、命をかけて功臣の死を救はんと禱り給ひ、

東照宮は、御命をかけて、天下の難を濟はんとおもひ給ふ、御器量の大きにして、いはゆる寶に心なきは同し事なれとも御仁心の深厚なるは、恐らくは太祖のおよひ給ふ所にあらし、いつの比にかありけむある人の家にて、

東照宮の御軍功の事なき語りあひしか、其序に主人この事語りいて、其忝けなさを思ひとり、賓主ともにおほへず落涙におよひにき、しかるに兵家者流、又は世の智謀を好む者、是等の事を聞ては、主將人心を攪のかしこき謀とおもへり、常に權詐を尙ふ心より見れば、さいふも似合たる評議とはいひなから是非もなき事なり、さやうの人のためには語るへからず、

○直諫は一番鎗より難し

されは古より倭漢ともに、創業の君おほくは天下とおもふ故に、天下を得ては、榮華をきはめ名聞をつとめぬはなし、しかるに天下を御一人の私物とおほしめさぬ故に、御治世の後も、いさゝか御身の御榮華をおほしよらす、たゞ天下の爲に御思慮を勞して、なかく燕翼の謀と貽しをかれしかは、重暉累洽御代を遂て昇平なるそかし、關ヶ原御陣以後、いつの比にかありけん、山岡道阿彌前羽半入など御前に伺候し、御閑話ありしに、天下をしろしめさるゝ御身にては、なにゝても世にまれなる事をあそはしおかれ候はゝ、なかく御名も遺るへく候、それ故太閤も大佛を建立にて候と兩人申上げるに、各申通大佛殿は末の世迄も残り、太閤の名も傳るへし、されと我は一方の名を残す事をおもはず、たゞ天下のためになるへき事を工夫して、後嗣に貽す外はなし、是大佛殿いくつ建立したるよりも増るへしとおもふと上意ありしとそ、さて兩人をは、おろかに淺はかなる事を申すところおほしめしめと恐れながらも、おしはかり奉らるれ、かの朝鮮を征伐して、おほくの人を殺し、大佛を建立して多くの財を費しぬるは天下の害にてこそあれ、國家のためになにか絲毫の益になる事ある、たゞ愚人の耳目をおとろかすばかりにて、少し心ある人は、いまの世迄も眉をしばむるそかし、しかれば末の世に名をのこすといへと、ななき譏を招くなるへし、しらすや今日光の御廟、屹として泰山のことく、國々までも奉祀して、仰き奉らざるはなし、是こそ永代不朽の御名譽とはいふへけれ、それに別してひとつ感じ奉るへきは、かくはかり古今に佛出し給ふ御事にて、御在世の内、御自身の聰明に傲り給はず、常に下の直言を納めさせ給ふこそ、眞の御聰明とも申奉るへけれ、古より人君の徳を論するに、諫をいゝを本とす、およそ人聖人にあらされは必過失あり、たとひあしき事ありても諫をいゝるれば、虚損の疾の補藥を受るかことし虚損おもしろいと、よく治するの頼あり、いかほどよき事ありても、諫をふせけは、虚損の疾の補藥を受るかことし、虚損輕しといへと、不治のおそれあり、しかれとも英明の君のくせとして好て自か

ら用る程に、下の直言をかく忌にくめり、もろこしにてはいつれの代にも、諫議正言などの官をたておきて、求諫要とすれとも、多くは其名はかりにて、直言する人は退きやすく、阿諛する人はすゝみやすし、よりて上に過擧あれとも改めず、國に闕政あれとも擧せず、是古今の通患なりき、いはんや我朝武家の代になりて、上は專に武威をもて下を制し、下はたゞ勇力をもて上につかふ言語塞りやすく、下情通しかたなく、國事日に非なる事、もとゞしてこのよしなり、しかるに上下ともにこれを簡要の事と思ひよる人あるはまれなり、こゝに

東照宮、兵亂騷擾の間にお出まし／＼て、常に言路をひらき、下情を通ずるを御心とし給ふをそ、古今にすぐれたまひたる御事と申へし、遠州濱松の御城に御座なされし時、ある夜木多佐渡守、并に外様の者三人、御用の事ありて御前に召出さる、御用すみて、三人の者は退出しけるか、中に一人御前にて鼻かみ袋より筆記の物一通取出し、自身に御前へ持てさしあげり、それはなにそと御尋あれは、日ころ私の存しよりに候事とも書付をき申候、はゝかりなから萬にひとつも御意得にもなるへきかと存知候てさし上候よしを申ければ、それは奇特なる心入かなと御感なされ、佐渡守はきゝてもくるしからず、それにてよみてきかせよと仰らるゝ程に、數箇條ありしを段々よみけるに、一箇條をよみおける度ことに尤なる事と御あいさつありて、其筆記の物はへとて御取あそはし、さて仰られけるは、是に限らず此後も存しよりに候事あらは、少しも遠慮なくいひきかせよとありしかは御聞とゞけあそはされ、かたしけなく存し奉ると申て、御前を立けり、其後に佐渡守残り居けるか、さても彼者卒爾なる仕かたにて候、それに一箇條も御用に立申へきと存する事は、きこへ申さす候と申上ければ、御手をふらせ給ふて、いやとよさして用にたつほととの事はなけれとも、其身相應の思案をつくし、内々書付置て我等に見せんこおもふ志は、なにより奇特なる事ぞかし、其いひ上る事、用にたてはとり、用にたゞねはとらぬ迄にてこそあれ、卒爾なるしかたなとゞいふへき事にはあらず、惣して上も下も、我身のあやまちはしらぬも

のなり、されと小身なる者は、心安き友達傍輩などあれば、たかひに身の上の悪き事をいふて吟味もする程に、意付て改る事おほし、是は小身の益なり、大身なるものは、友達傍輩と出合て心安く語るといふ事もなければ、常に出合ものとは、家臣所従はかりなり、それらは大かたの事は御尤とならてはいはぬ程に、我過をしるへきやうなし、しらねは改る心もつかすして打過るのみなり、是は大身の損といふへし、古より富貴なるものゝ、國を失ひ家を亡すは、大かた我過をいひきかするものなくて、自身にする事をよきとはかりおもふ故なり、しかればわか悪事を告知する者は、大切に思ふへきにあらすやと仰られしを、佐渡守うけ給りて覺へ居けるか、あるとき嫡子上野介に語りきかせ、上の御思慮のふかきにそへて御仁厚なる事をいふて、落涙におよひしに、上野介きゝて、其人は誰にて候つる、其申上候事はいかやうの事にて候やと尋られければ、佐渡守上野介をしかりて、たゝ上の思召の結構なる事を思ふへし、其人の名も、その申上し事も、汝きゝて何にせんとおもふそとて、いひきかせざりしとそ、上野介年わかにて、其人を嘲ける心にておかしく思ふて、名をきゝ其事をきかんといはれしを、佐渡守合點して、おさへられしなるへし、其後駿府の御城に御座なされし時、御側に侍座の衆へ上意ありしは、人君はよき家老を持へて事なり、我常におもふに、主君の悪事あるを見て、主君の怒をもかへり見す、諫言をいゝ家老は、戰場にて一番鎗をするよりも、遙にまさりたる心はせといふへし、其子細は、敵に向て勝負をするも、身命をかはひてはならぬ事なれとも、必敵にうたるへきにもあらずたとひ討死しても、世に名をのこし、主君にもおしまれぬれば、死しても本望なる事なり、又敵を討取ぬれば、主君の感にあつかり、恩賞を得て子孫にも傳はは、戰場のはたらきは、生死ともに心にいさみあるへし、それとはちかふて、主君の無道なるをなげきて、しはく直諫すれば、忠言耳に逆ふ習にて、主君の心にあはぬ程に、常にいとひ嫌はれて、たゞ禮貌にてあひしらはれ、日に疎遠になるものなり、それに新進容悦の諂ひもの共、件の家老を事にふれて讒する程に、日を逐て主君の目見せあしくなりて、何をいふて

も用られず、其時はいかなる忠臣も退屈する故に、或は病氣と稱し、或は致仕をねかふて、身を引退く分別する所かし、然るに主君の氣に背くにもかまはずいくたひもすゝみいて、極諫しなは、主君怒を積て手討にするか、又は押こめて出さぬやうにするにてあるへし、それを露も心にかけて、たゞわか報國の志をつくして、終るは世にありかたき忠臣といふへし、是に比すれば、戰場の一番鎗は反てやすき道理なりと仰られしとなん、誠は萬世御子孫の御事は申に及はず、すへて人君たる人の永き鑑戒となるへき御言葉ともなり、

○杉田壹岐

是によりて思ふに、陥陣先登するは、難きやうにて易く犯顔直言するは、易きやうにて難し、然るに古今君も臣も、陥陣先登の功を貴ふ事をはしれとも、犯顔直言の忠を重んずる事をはしらす、されは君たり臣たる人、いづれも

東照宮の上意を忘るましき事なり、寛永のころ、越前故伊豫守殿の家老に、杉田壹岐といふ者あり、もとは足輕なりしか、其身の材をもて微賤より登庸せられ、厚祿をうけ國老に列しけり、伊豫守殿參勤にて一年在江戸の内、費用過分なりしを常に前年より支度して、用度たる様にしけるは、ひとへに壹岐か功なりしとかや、それはさる事にて、常に犯顔直言して、君の過を匡救する事を忘れず、ある時伊豫守殿在國にて鷹狩し、哺時に及て歸城あり、家老ともいづれも出迎しに、伊豫守殿ことの外氣色よろしく家老にも對して、今日わか者ものはたらき、いつにすくて見へし、あれにて萬一の事もありて、出陣するも、上の御用にもたつへしと覺ゆる所かし其方とも承ていつれもよろこひ候へとありしかは家老ともいづれも、御家のためなるにより目出度御事にて候といひしに、壹岐一人末座にありけるか、黙々として居たりしを、何とそいふかとしはらく見あはせられしか、こらへかねられ、壹岐は何とおもふこありしに、其時壹岐、只今の御意承り候に、はかりなから歎かしき御事に存し候、當時士共御鷹

野などの御供に出候とはさきにて御手討になり候はんもはかりかたく候とて、妻子といとま乞して立
わかれ候と承り候、かやうに上をうとみ候て思ひつき奉らす候ては、萬一の時御用に立へきこは不存候
それを御存知なく頼もしく思しめさるゝとの御意こそ、おろかなる御事にて候へといひしかは、伊豫守
殿大きに氣色損しければ、何かしとやかやいひし者、伊豫守殿の刀もちて側に居たりしか、壹岐に座立
候へといひしを壹岐聞て、其人をはたとにらみ、いつれもは御鷹野の御供してしゝさるを逐てかけ廻る
を御奉公とす、此壹岐か奉公はさにてはなし、いらさる事申候なきて、其まゝ脇指を抜てうしろへなけ
すて、伊豫守殿のそはへ進みより、たゞ御手討にあそはされ下され候へ、むなしくなから候て、御運
のおとろへさせ給ふを見候はんよりは、只今御手にかゝり候はゞ責て御恩の報し奉る志のしるしを存し
候はんといひて、頸をのへ平伏しけるを見給て、なにともいはて奥へいられけり、其跡にて、外の家老
とも壹岐にむかひて、御駕をおもひて申されしは尤にて候へとも、折もあるへき事にて候、今日御鷹野
より御機嫌にて御歸りありしに、御氣さきをおられ候事は遠慮もあるへき事にこそ云しを、壹岐君へ
諫を申上候に、御機嫌を考候ては、よき折とてはなき物にて候、今日はよき序とこそ存候へ、其上某事
は、御取立のものにて候へは、各とはわけのちかひたる者にて候、御手討にあひ候ても其分の事にて候
といひければ、諸家老各感しあひける、さて家に歸りつゝ、切腹の用意して君命の下るを侍けるか、口
ころ糟糠の妻のありけるにむかふて、そこにいひをく事たゞひとつ侍り、御身は女の身なれば、直に御
恩をうけたるにてはなけれども、我御厚恩を荷ふ故に、足輕の妻といはれし身か、今歴々の妻とて、大
勢の所從に圍繞せられしは、かきりなき御恩にあらずや、しかればわれ生害仰付らるゝ跡にて、たゞ
朝夕今迄御恩の有かたかりし事を忘れずして、かりにも上を怨み奉る心あるへからず、もし女心にて、
我身のものうきにつけて、上を怨み奉るやうなる事を、言葉の末にもつゆをきなは、黄泉の下までもふ
かく怨と思ふへしといひける、さて今やこ待けるに、夜ふくる程に人來て門をたゞきしか、召あるまゝ

登城すへしとなり、さてこそとおもひて登城しけるに、すぐに寢所へめし入、其方が書いてひし事心にかゝりて寢られぬ間、夜陰なれともよひつるなり、わかあやまりたる事はとかくいふに及はず、其方か心さしをふかく感じ思ふて満足するこの事にて、直に腰の物を賜りしかは、壹岐も思ひ寄りぬ事にて、おほへす落涙に咽ひつゝ拜賜してまかり出けるこそ、此事翁加賀にありし時越前の人ありて語りしか、今おもへは此杉田なとこそ東照宮の仰られし世に有かたき家老といふへし、誠に一番館よりも難き事にあらんかし、

○伴大膳

されは功佞なる臣は、人君の心にかなひて、常に任用せらるれとも、大切の事には、剛直なる人ならては用にたちかたし、それに付て右の杉田事きはちかひたる事なれとも、序なからかたり侍るへし、大坂冬御陣の前に、片桐市正攝州茨木の城に據て御味方いたせしに、柴山小兵衛か泉州堺に有て急難なりと聞て、間近く味方の急難を見捨ては、御味方申たる甲斐なき事とおもひ、茨木の城へ引とり一所にならんさて、手下の兵少し引わけてつかはしけるに、其兵攝州尼崎を過て堺にいたらんとしけるを大坂より兵をつかわし、茨木の兵を取巻て攻ける程に、尼崎の城へ援兵を乞ひしかとも、城より救はさりしかは茨木の兵のこらす討死しけり、此時尼崎の城主建部三十郎幼少なりし故、播州池田武藏守より池田越前宮城大藏なといふ宿將に、士卒を添てつかはし置けるか、此者こそ片桐を疑て、茨木の兵を救はざるにてありける、世には武藏守大坂と内通あるやうにも沙汰せしなり、大坂と一たび御和睦の後、京二條の御城にて、此事御僉議ありしに、武藏守の家臣に、伴大膳といふ者は、上にもよく御存知ある者なりしか、お前にをるて段々申わけいたしけれも御憤いまたとけす、今においてとやかく申候ても、眼前に味方の兵うたるを見ころせし事、武藏守心底いふかしく思しめさるゝよし仰られ、其まゝ御座をたゞせらるゝを見奉り、脇指を抜てうしろへなけすて、御側へ匍匐より、御小袖の裳にすかり、是は御なさけ

もなき上意にて候、いかに御姫さまの御腹より生れ候はずとて、武藏守も御孫とは思しめされず候や、たゞ今此申わけ仕らすしては、いつ申わけ仕るべく候やとて、はら／＼と涙をなかしつゝ申上げれば、其誠を感じおほしめさるゝにや、よし今はきゝわけゝるそ、いそぎ歸りて武藏守に申きかせて安堵させよと上意ありしかは、大膳手を合せ平伏して、御禮を申上てまかり出けり、其身にて御前伺候の衆へ仰られしは、あの大膳か父をも大膳といひて、武藏守か父三右衛門いまた弱年にて庄三郎といひし時の馬卒なりしか、長湫の戦に庄三郎か父勝入兄庄九郎討死したると聞て、同じく討死せんとて、乗つけゆかむこするを彼か父大膳、其時何かし男とかいひて、馬の口を取しか、しるて馬を引返してつれてのきけるを庄三郎怒てはなせ／＼といひて、馬上より鎧にて頭を續けさまに二三町か間蹴つけし程に面より血の瀧のごとくなかるゝをもかまはずして、つるにのかせけり、其時討死せはむなしく死して家も絶なまししかるに播州一國の主となりしは、かの大膳か其時の働にて存命したる故そかし、さすか親の子ほどありてあの大膳も、主のために身をかはふ事なきは、ういやつとおもふなり、今の世に、われらから前へいて、さきのやうなる事をいふへき者は、外には覺へず、武藏守はよき人もちたると上意ありしとなり、そも／＼大膳か匹夫をもて天下の御威光に對し、主君の爲に一命を抛て、國の宿冤を明かにしけるは、世にたくひなかるへし、されはこそ上聽を回し、御氣色も霽るのみならて、ふかく御感を蒙りしは大かたなるへき事かは、しかしながら上の御盛徳と申侍るへし、されは是に限らず、鈴木久三郎か池禦の鯉をとりしをは御手討になされんこおほしめすほとこの事なりしかとも直言を申上ければ、其まゝ御怒をやめられ反て御感しあそはしけり初鹿傳右衛門か御朱即に墨をぬりて悪口申せしをは、一往放棄せられしかとも、長湫の戦に傳右衛門ひそかにかくれて御供して首級を得たりしかは、即時に其場にて御直に前の罪を御免し、戦功を御感しありける其外にも常に御威光を屈せられ、下の義氣を御取たてなされしかは、群士も勇氣を折かれ奉らざる程に、御ために命をすつる事を露いとふ心なかりき、かの織田

北條武田上杉の主將も、智謀勇略は世にすぐれけめとも、專に己か威力にほこり、下の勇氣をひしくをもて手柄とせし程に、一旦は盛なるやうなれ共、上一人の威勢はかりにて下の義氣おとろへては久敷はつゝかぬもの也、されはこそいつれもつるに亡ひしそかし是をもて

東照宮御思慮のふかきをしるへし其ころ御弓矢のつよかりし事、天下にならひなかりしは、いはれなきにあらず、然れとも今世の人、大かたは御武運つよかりしとはかりいふめり、もとより御仁徳ふかゝりし故に天命にかなひ給ひしは、自然の道理にして、それはせんきの及ふところにあらずせんきの上にていはゞ、御武運のつよかりしは、御弓矢のつよきにあり、御弓矢のつよかりしは、諸士の義氣を御そたてなされしにあり、しかれば下の義氣を御そたてありしは大切の事にて、御孫謀の貽したまへるひもつともいふへし、しかるをたゞ御武運のつよきまはかり意得るは、いと淺き事なるへし、

○阿閉掃部

前に申つる杉田壹岐か事につけて思ひ出し候、是も越前の士にて候、さして忠義に係る事にては侍らねとも、其頃の士風を語り申すへし、秀康卿越前に封せられ給ひし後、阿閉掃部とて、武功の譽ありし者を、厚祿にて召抱られけり、又狛伊勢とて、是も國にて世祿の歴々なりしか、嫡子に鎧の着初させけるに、かの掃部を招待しつゝ、子に鎧きする事をたのみけり、さて饗膳すみ、いはひの盃に及ひし時、伊勢、今日は愚息か鎧の着初にて候まゝ、御身の御武功の事御物語候て彼に御きかせ候へこいひしに、掃部いや某か身の上に、御はなし申へき程の武功は覺へ申さす候、されと御望も黙しかたく候まゝ某一生の内に武者振の見事なる士を一人見申て候、その事をはなし申へし、江州志津嶽の戦に、暮方に某一騎余吾の湖のわたりを引候ひしに、〔割註〕（阿閉掃部か父は阿閉淡路守とて、明智にくみしけるとなん然れは志津嶽合戦の時掃部は柴田方にてあるへし）敵とおほしくてうしろより詞をかけし故、馬を引返し候へは、其人申候は、今朝よりかせき候へこも、よき敵にあひ申さす候、御人體を見うけ幸とこそ存候

へ、御不祥なから御相手になり申へきとてすゝみより候故、それこそなたも望む所にて候へとて、たかひに馬をのりはなし、すてに鎗をあはせんとしけるに、其人しはし御候待へ、今朝より雑兵をおほく突崩し候故鎗よこれて候まゝ、鎗をあらひ候て御相手になり候はんとて、余吾の湖に鎗を打ひたし、二三遍あらひつゝ、さらはとて突あひしか、久しく勝負なかりし程に、日も暮はてゝものゝあやめも見へすなりぬ、其時あなたより又詞をかけ、もはや鎗先も見へす候、御名残多くは候へとも是まてにて候、御いとま申候へし、御名こそ承たく候、某は青木新兵衛と申者にて候とて、某か名をも承り候て、此後又陣頭にて出合候はゝ、たかに入手にはかゝり申ましく候、もし又味方にて候はゝ、わりなき入魂いたし候へし、さらはとて立わかれしか、是程見事なる武士は見侍らす、いかゝなりはて候にやと語りけるに、其比伊勢かもとへ心安く出入する青木方齋といふ浪士あり、其日も來て勝手に居たりしか、此物語をききて、勝手よりにしりいてつゝ掃部にむかひて、さても只今の御物かたり承り、今更昔を思ひ涙をおこしてこそ候へ、其時の御相手になり候青木新兵衛は、はつかしなから我等にて候、かく申はかりにては、うきたる事におほすべく候とて、其時雙方のよろひのおとし馬の毛色を一々いひけるか、ひとつもちかはさりければ、掃部おとろきつゝ、さてく久しくてあひ候て本望に候とて、手前にありし盃を方齋にさし、是をしるしにとて、腰のわきさしを抜てひきける、それより方齋か名國にたかくなりし程に、秀康卿の耳へも達せしかは、掃部ともし祿にてめし出されけるとそ、其後一伯殿筑紫へ遷の時掃部はいかゝなりけんかしらす、方齋は先祿にて加賀へ招かれ、それよりすくに仕へて、子孫相續して今にあり、翁加賀の有し時、ある人此事を語るをきゝしか、青木か武者ふりの見事なるはさる事にて、阿閉か彼か事をいひ出て、名のり合てよろこひし、又伊勢か子の鎧の着初に掃部を招て、子のためにとて武功の物かたりを望し、いつれもさしたる事にてはなれども、其ころの士風武をたしなみし事しられ侍る、たゞ今人家に子をそたて候に食の喰そめ袴の着初なとていはひ候へども、鎧の着初と申事は

大祿の家は存せず、我等こときのいやしき武士の家には承らす候是も人々武の心懸うすき故にて候、よ
りて大小兩刀又は甲冑等のこしらへの華美を專にし、たゞ武を道具と迄意得る體にて候、我朝は武家の
治世になりしより、五百年以來、天下武をもて風をなし候故、外の事はしらす、武の一筋は人々つねに
忘れず假初の一言にも臆したる事をいはす、しはらくたつにも臆指をはなさず、文道より見候は、か
たくなにいやしき方にてあるへく候へども、是非に心懸す候は、武の一筋はとをり申さす候、翁かね
て學者に申候は、學者の道に志さす事、武士の行住坐臥に武を忘れぬやうにさへ候は、聖賢の域に至
らん事も難かるへきにあらす、もとより武も義氣の發する所にて候、古來我朝の武士を見るに、多くは
不學にて文道の僉議はうとく候へとも、義にあたりては、一命を輕んし、廉耻の心を失はぬは、武義の
いたす所にて候、されは鎌倉以來教化は世に行はれす候へとも、責て此武義ひとつにて土風をも維持し
國家も治平なる事に候へるに、近來はその武義さへかやうにおとろへ行候事は、所詮風俗の日に遊惰に
なり候故と、いとなげかはしくこそおもひ侍れ、

○士の節義

ある時の會に、古今節義の事に及けるに、翁いひけるは、孔子季路母有の二子を父と君とを弑するには
不從と仰られて候、少し志あるきは人の、君父を弑するに同意する事あるへきや、二子は孔門の高弟
にあらずや、それにかく仰らるゝ事たゞ季氏か不臣をいましめ給ふこいふはかりにはあらす、是はいは
れある事にて候、たゞ今刀を取て君父を殺す者ありて、我に同意せよといはむには、誰か從ひ申へきに
て候、然るに時移り勢變して、君父たる人を殺しても、其跡あらはれず、人もさしてとかめぬやうに成
行時は、已か利害にひかれて、覺悟を失ふものにて候、楊雄は王莽か平帝を弑せしに仕へて、反て莽か
功德を頌し、沈約は蕭衍をすゝめて和帝を弑し、その謀臣となるさては明の靖難の時にて見給へ、燕王
は建文帝を殺せしかとも、在朝の名臣蹇義夏原古楊溥楊榮を始とし、いづれも燕王を奉して、是に臣と

し仕へざるはなし、其外歴代不學無識の徒は論するにたらず、是等は皆一代の文儒として、世に名をあらはす人そかし、是にてしるへし、季路冉有を弑す父與君には不從との給ふは、二子大義におるては、見る事明かにして、隨に覺悟のたかはぬ所を、聖人見届給てかくの給ひけることを、實に容易の事といふへかす、我朝にても、源義朝が父爲義を殺すにて見給へ、其身も大惡ししらぬにてはなけれとも、君命はおもし、父ながら朝敵となりたる人なれば、是を救ふ事叶ひかたし、それに鎌田正清なといふ無慙の輩、いろく拵へていひけるまゝ、あへなく是を殺してけり、彼二子がかやうの場に至ては、たとひ身命を果しても覺悟をたかふる事あるまじきなり、義朝さしも源家の名將と聞ゆれとも、勇氣はかりにて、義理にくらく、志節なき故に是ほとん理非にまよひたり、いかして長田忠宗かおのれをころすとかむへき、但此事は北畠親房の神皇正統記の論正しうして、最理に當れり、此事の斷案ともいふへし、正統記にいへるは、義朝父のくひをきらせたりし事、大きなるとかなり、古今にもきかす、倭漢にも例なし、勳功の賞に申替るとも、自から退くとも、なとか父を申たすくる道なかるへき、名行かけはてにければ、いかてかつるに其身をまたくすへき、程なく滅ひぬる事は天理なり、およそかゝる事は、其身のとかはさる事にて、朝家の御あやまりなり、よく朝議あるへかりけるに、其比名臣もあまたありしかなとか諫み申さゝりける、大義には滅親といふ事のあるは、石碯といふ人其子をころしたる事なり不忠の子を殺すは理なり、父不忠なりとも、子としてころすの道理なし、保元平治よりこのかた天下亂れて、武威さかりに、王位かるくなりぬ、いまた太平の世にかへらさるは、名行のやふれそかしとぞ、此時代是程正しき議論あるをきかす、さすか親房、南朝の耆老とて、此見識ある程に此議論もあるそかし、ちかきころ明智光秀か、織田信長を弑せんとて、丹波路より引返す時、途中にて旗下の將士へ隱謀の企ある事を始めていひきかせ、さて一黨同心せんといふ一紙の誓文を出しけるに、軍士たかひに驚き視て、とかうの事に及はささしに、齋藤内藏介申けるは、此御企て十にひさつも御利運あるへき事にて候

は、同意いたすましく候得とも、御敗亡に見へたる事にて候、それに只今辭退いたし候は、命をおしみて其場をはつし申にて候、それは士の義にあらずとて、一番に血判しければ、残りの人々も一言に及はず、みな同じけるとなり、孟子に非義之義、大人弗爲といへり、内藏介か義は、大人のせざる所なり、此時光秀をつよく諫てきかれず、光秀か手にかゝり死なんは、中々まさるへし、萬一光秀木望を達し、永く世にあらは、内藏介いきてをるへきや、いきをらは前にいひたる事はいつはりなり、よしまた其時自殺するにもせよ、賊黨の名はのかれ得ず、世話にいほゆる犬死といふへし、畢竟義理の筋にくらき故に、小節に拘り、時勢に逼られて、つるに賊黨に陥り、極罪に處せられけるはなげかしき事ならずや、

○歳寒松知柏

座中ひとり、宋の文天祥謝枋得か事をいひて嘆美するに、又ひこり明の方孝孺か事をいひ出て、孝孺成祖に對して始終少しも屈せず、あくまで成祖を罵て口をさかれ、まのあたり赤族せらるを見て悔さりし、古今義烈の士といふへしといふを、翁聞て、文山か衣帯にのこれる賛、疊山か却聘の貴を見給へ、二子の心事明白なる事をしるへし、文山か元の博羅と問答するを見るに、其氣豫凍々として犯すへからず、しかも其従容たる事は、方孝孺等か慷慨して就死にもまさりて殊勝にそ覺へ侍る、但文山は宋の丞相にて、もとより國と休戚を同うする身なり、疊山は宋の臣たりといへと、顯仕にも登らず國事に預る程の身にもあらねは、宋亡ひて、元に仕へすして、隠れ居ても、さてやみなん、然るに八十歳におよへる老母ある故に、しはらくなからへてありしか、後に元人の聘を却けて、つるに食を絶て死しけり、其清節文山に抗衡すへし、趙子昂留夢炎等是を見て、恬然として元に仕へしこそ、いかて羞惡の心を失ひけるにや、無恥の甚しきものなり、さて明朝靖難の亂に殉國の諸臣、その勇壯義烈いづれも孝孺におとるへからず、古今義氣の集るところとや申へき、此時先朝の文武名をしらるゝ程の者、燕王を迎奉せしかと、

此諸臣はかり國難に殉ひし事は、誠に歳寒して松柏をきるこも申へし、孝儒か弟孝友か就戮しを孝孺みてそれまては、九族門生ころされて尸を前に積を見ても、一たひ顧る事なかりしか、さすか兄弟の愛忍ひかたくやありけん、おほへす落涙しければ、孝友詩を口つから占て、兄の孝儒に別れける、其詩に

阿兄何必淚潛々、取義成仁在此間、華表柱頭千戰後、旅魂依舊到家山、

いとあはりなりし事なり、百世の下までもきく人袂をしほるへし、されと殉難の諸臣は、世に赫著する事にて侍れば、今更申にも及はずこゝに其列にはあらて、殉死よりもまさりて覺ゆるは、建文帝に従て出亡せし二十二人にて候、中にも翰林脩選程濟か貞節は古今比類なき事といふへし、それにつきて建文帝の始末を各はくはしく考へ置給へるや、翁たゝ今は記憶うせて、たしかに覺しと思ふ事もおほくはたかひぬれば、只あらましを物語し侍るへし、太祖の時懿文太子薨して、建文帝嫡孫をもて皇統を繼れしか、帝年わかく材弱くおはせしに、叔父の燕王雄才ありて、屈強難制見へし程に、百歳の後國家の變あらむ事を太祖かねて慮り給へるにや、其時誠意伯劉基博學にて、讖緯の事をも奏進せしと聞へしか、劉基なとか所爲にもあるにや、ひさつの紅篋を密緘して残しをかれけり、大難に臨て是を開けといふ事にてありける、然るに燕王すてに大内に迫て京城守らす、今はかうよと見へし時、命して大内に火をかけさせ、帝自ら焚死するやうに物して、其紛れに程濟かの紅篋を打碎きて見れば、度牒三張、三人の名にそへて、袈裟帽子剃刀の類まで内に備りてあり、又篋内に朱書して、應文は鬼門よりいて、其餘は水關の御溝よりいて、薄暮に神樂觀に會すとあり、三人の名ひとりは應文、是は建文帝たるへし、ひとりは應能、是は楊應能應し、ひとりは應賢、是は葉希賢應す、程濟急に帝の髪を祝しければ、兩人も同しく髪をおろし、衣を易て袈裟を着しぬ帝は殿中にありあひける士九人をしたかへて、丑寅の門よりいてけるに、神樂觀の道士王昇舟を躡して待うけつゝ、帝を導て觀に列りしか、程なく應能希賢を始としてすへて、二十二人來會する時は、すてに薄暮になりき、かの紅篋の讖すこしもたかふ事なきはいとあや

しといふへし、それより二十二人の者、妻子をふり捨て、帝にしたかひいつくともなく出亡しけり、應能希賢は比丘となり程濟は道人と號し、此三人は左右をはなれず、外の十九人は東西に聚散し、道路に往來して、衣食を給し、應援をなし、相與に壹心戮力て、始終一のとし、京城陥りし時、成祖宮人に帝のあり所を詰問れしに、馬後の屍をさししめしければ、さて自から焚死しけるとて、其屍を煨燼の中よりとり出て、禮葬せられしか、其後世に建文帝また死せずと沙汰しけるを聞て、ひそかに天下を搜してやまず、胡榮に命じて、仙人張三朶を訪求めさせられしも、實は帝の踪迹をたつねんためと聞へし、よりに人に物色せられん事をおそれて、一所に留居するもかなはねは、君臣ともに影をかくし、迹をたちて、四方に漂泊す、其後從亡の人皆うせはて、兩比丘も相繼て身まかりければ、程濟一人はかりのこりて、帝を奉護しけるか、或は屢空にして出て糧を募り、或は侍病て出て藥を乞、その崎嶇艱難思ひやるへし、帝詩をよくす、名勝を遊歴して、多くは詩を賦して、懷舊の情をいへり、其中一首覺へ侍る、

牢落西南四十秋、蕭々白髮已盈頭、乾坤有恨家何在、江漢無情水自流、長樂宮中雲氣散、朝元閣上雨聲収、新蒲細柳年々綠、野老吞聲哭未休、

是を吟する人をして千載の恨あらしむ、帝長命にて、成祖仁宗の兩朝を歴て、英宗正統五年に至て、粵西におはせしに、帝と同宿の僧ありしか、今において帝といは、朝廷にあはれまれん事をはかりて、帝の詩を竊て、自ら建文帝と稱して出ければ、藩司其僧并に帝を械繫して、京師に送りしに、程濟徒跣にてしたかひけり、御史鞠問の上に、其僧は詐問をもて論死せし程に、帝はさてやむへかりしを、帝南歸の思ひあるによりて、自から其實を白状せられければ、朝廷舊宮人に命じて探求めしむるに、建文帝たる事無疑に決定せしかは、詔ありて帝をむかへて西内にいれしむ、程濟これを知りて、今日始て臣か職を終ぬとて、終に迹をくらましてのかれさりぬ、その帝に從て出亡してより、こゝに至て三十九年の間、

艱楚をなめて、始終つきままとひ、ふたゝひ帝を宮中にいれし事、其貞節の堅きをいふに、古今いまたき
 大さるところなり、狐趙か文公にしたかひ、齊命か成公に従ひしには、はるかにまさりぬへし、是をも
 ていはし、一時殉難はやすく、程濟たる事は難し、孔子のいはゆる其知には及へく、其愚には及へから
 すとは、是等の事をや申へき、帝すてに宮中に入しかは、宮中の人老佛といひける、つるに壽をもて終
 られけるとそ、これも古今にためしなくいとめつらしき事なり、

○手折手にふく春風

日かす經て繼て講會ありしに、講はてゝ翁、前日節義の事を語り候しか、跡にておもひ候へは、いまた申
 のこして候前日申つる事ともに考て見給へ、盛衰榮枯は世の常なり、それによりて志をかへぬは、是又
 士の常なり、もし時のもやうにつきて覺悟を變し、世話にいふえりもとにつくやうにては、なにをもて
 士と申侍るへき、

水邊楊柳綠煙絲、立馬煩君折一枝、唯有春風最相惜、慇懃更向手中吹、

これ唐の楊巨源か楊柳の詩なり、此三四の句意婉にしておもしろく覺侍る、よりて其意を翁かよめる
 歌に、

なれてふく、名残やおしき、青柳の、手折し枝を、したふ春風、

楊柳の人にをられて、はや木を離れたるとて、春風のそれをよそにしてふきなほ、いかに情なかるへき
 をなを其手折手をさりやらて、おしみかほに吹こそ、いこやさしく覺へ侍る、古より忠臣義士の盛衰存
 亡をもて心をかへぬにたとへつべく候、翁むかし源平盛衰記をよみて、源氏の士には渡部瀧口競、平家
 の士には彌平兵衛宗清か事感せしか、又東鑑にて伊東九郎祐清(割註)(祐清事東鑑兩所に見へて、前
 には祐泰とす、今考るに伊藤九郎か兄河津三郎を祐泰といふ、九郎を祐泰といふは誤なり)か事を見て
 感しけるまゝ、三烈士の傳を半撰ひ置しか、いまた稿を脱せさる内に、池魚の災にかゝり、其後ふたゝ

ひ草を起す事もなく打過し程に、今は其文をは跡もなく忘侍る、渡部競は、源三位入道頼政か所従の上には第一のものなり、然るに治承年中、頼政高倉宮をすゝめて兵を起せし時、京師を急に發して、倉皇として三井寺へ赴しか、打忘てやありけん競にかくとしらせさりし程に、競しはらく猶豫して家にありしを、平宗盛聞て、日ころ競か魁偉なるを見て、己か所従にせまほしく思ひしか、頼政か親臣なれば、請へきやうもなかりしに、このたひ競ひとり都に残りしとき、六波羅に參れと人していはせければ、參りけり、宗盛對面して、汝今より我につかへは、入道の恩にはまさるへしとて、小槽毛といふ馬に貝鞍をき乗かへの料とて、遠山さいふ馬を引そへ黒いとおとしのよろひ冑まで皆具してたひけり、競かこまり給りて、ほくそ笑ひして罷歸りぬ、一族家人打よりて、入道殿是程の大事を思ひたち給ふに、ひとり取のこされしは、眞實に遺恨なり大將のかへうちたへかたらひ給ふはいなみかたし、時の花をかさしにせよといふ事もあれはた、此まゝにてあれかといふを、競いやとよ勇士の義さはあらずとて宗盛よりたひける鎧着て、小かすけにのり、郎等七騎打つて、三井寺へとて打出しか、六波羅の門前を通りし時、馬にのりながら門の内へのそきつゝ、高聲にいひいれるは、競こそ只今下し賜りし馬にのり三井寺へ罷越候、御眷願を蒙り候へとも、三位入道の恩忘れかたく候へは、此度死をともにいたすにて候、御門前をむなしく打過んはほいなく候へは、御いとまを申候とて、三井寺にいたり、頼政と一所になりしか、其後宇治橋の合戦に、いさきよく討死してけり、彌平兵衛宗清は平頼盛の士なり、平治の亂に頼朝幼少にて頼盛の家に囚れしを、頼盛の母老尼、清盛に乞て死を救ひけり、其時宗清頼朝を朝夕にいたはりしか、平家西國へ落し時、頼朝かねて頼盛に通問して、疎意なきよしをいはせける程に、頼盛獨一門に叛て都にとゝまりける其後平家また亡ひすして西海にありし時、頼朝舊恩の謝せんため頼盛を鎌倉に招きしか、宗清をも必召具せらるへきよしをいひおこされければ、頼盛關東に赴きて、宗清にいさつれて下らんさいひしに、宗清いびけるは、頼朝某に下れと候は、定て昔のなしみを思ひいて、

所領引出物なとして、そのかみ扶助せし勞を報せんとの事にてあるへく候、今更源氏に詔ひて、其陰により候はんは、西海にある朋友とも承る所も口惜こそ候へ、君はかくて都に御案堵しおはしまし候へとも、御一門はいづれも西海に流落し給ひ、日夜やすき御心もあるましく候、こゝにて思ひやり奉るも痛はしくこそ候へ、鎌倉に御越候て頼盛某かことを尋られ候は、折ふしいだはる事あるよしを仰せられて給り候へとて、鎌倉へは行さりけり其後西海へ下りけるにや、其終をしらす、伊藤祐清は、伊藤祐親か第二子なり、頼朝伊豆に流謫の時、祐親に依ておはせしか、祐親禁衛の役に當て京師に赴し間に、祐親か女と通して一男を産す、祐親瓜期に至て京師より歸し後、是を聞て大に怒りつゝ、其男を殺しけり、頼朝をも害せんとするを祐清かなしみ、頼朝をふかく愛護し、ひそかにのかれさらしむ、其後頼朝兵を起して伊豆より相模へ赴し時、祐親平家のみかたとして、大庭景親等と石橋山にいたりて頼朝を追襲けり、其後頼朝すてに東國を平定し、自から大兵を率て駿河に至られし時、祐親を捕て至しを、其罪を決する迄、祐親をば祐親か婿三浦義澄に預られ、祐清をめし出して、勸賞を行はれんとありしに、祐清、たゞ御恩にははやく殺され候へ、父囚はれ、其子勸賞せらるゝ法や候、もし我を殺し給はずは、平家に歸すへしといふに、されはとて我を救ひし者を殺すへきやうなしとて、ゆるして放ちやりけり、祐清それよりすくに京師に奔りて平家に屬し、後篠原の合戦に、つるに討死をとけり、此三人時代も大かた同しく、志節も相似たり、その清風高義、源平の間に求るに、其類すなくおほへ侍る、さて元弘建武の亂に至て、天下板蕩の間、死難死節の士、限なく相見へ候中に、翁かねて妄藤左衛門聖秀か事を感じて落涙しける、聖秀は北條高時か臣なり、新田義貞の妻の爲には伯父なりしかは、鎌倉すてに陥る時、彼女房義貞の文に我文を添て、ひそかに聖秀かもとへつかはしける、聖秀は高時か將として新田の兵と戦しか、郎等大かた討死し、聖秀も薄手あまた負て引かへしけるか、高時すてに屋形に火をかけて、東勝寺へ落けるといへは、御屋形の焼跡には、討死のもの多く見ゆるかと問けるに、一人も見へ

すといふを聞いて、口惜き事かな、いさ殿はら、とても死なん命を、御やかだの跡にて心靜に自害せんとて百餘騎を柏從へて、やかたのあとへ赴しか、今朝まで墓をならへて、さしも奇麗なりし大厦高牆、忽に灰燼となりぬるを見て、聖秀感慨にたへず、涙をさへ惘然として立たる所へ、彼文をもて來りぬ、是を披き見れば、鎌倉の有さま、今はさてとこそ承り候へ、いかにもしてこなたへ御出候へ、身にかへても中宥むへしとあり、聖秀是れを見て大きに色を損して申けるは、われ今まで主恩に浴して人にしらるゝ身か、今事の急なるに臨て、降人になりて出なは、豈耻をしりたる者といはんや、されは女性心にてだどひかやうの事をいはるゝとも、義貞勇士の義をしられは、さる事や有へきと制せらるへし、又義貞こなたの許否を試むためにいひこさるゝとも、北の方は我かたさまの名を矢はしと思はれば、かたく是を拒るへし、只似たるを友とするうたてさよと、一度はうらみ一度は怒り、彼使の見る前にて、其文を刀に拳り加へて、腹かき切て死にける、嗚呼聖秀いかなる人そや、義氣の勇壯、志操の潔白、是に過たる事やあるへき、さて近代にては、武田勝頼の臣、小宮山内膳か節義こそ、最感嘆するに餘りあり、内膳は勝頼近習の臣たりしか、天正年中の事にや、内膳人三争訟しける事ありつるに、勝頼讒人の言もちひて、内膳か不直に決せしかは、内膳罪なくしてなかく逐しりせけらるゝ程に、是非なく家に蟄居して數月を経けるか、織田の兵甲州に亂入して、勝頼敗北し、故府をすてゝ、温井常陸介を先とし纒四十二人の兵と、天目山中に奔るときこえしかは、内膳身をもて赴急しか、道にて追付けり、さきの内膳と争ひし者、並に纒せし者を問けるに、いづれもとくに逃去ぬといへは、内膳慷慨としてかたへの人にひけるは、君我をもちひすして棄給ふに、今出て其難に死せは、君の明を損するに似たり、又死せねは臣の義をやぶる、よし君の明を損するとも、臣の義をは傷らしとて、四十二人同しく國難に殉ひけり、此難に甲州の士、皆勝頼を叛て逃去しに、四十二人はかり、傾覆流離の間につきまといひて、いさゝか二心なく、國難に殉ひしは、いづれも節義の士と申へし、中に内膳は、讒をもて冤枉にあひしをも怨す、

從者の列にもあらぬ、塾居の身として、外より來て赴^レ難し事、其忠烈はるかに濫井等か上にあるへし、
武田滅亡の後、

東照宮内膳か忠義をふかく感じ給ひ、其子なくして祭祀の絶るを哀み給て、内膳か弟小宮山又七郎をめし出されしか、其後小田原陣の前、武職の人をきはめられしに、又七郎をもて御長柄鎗奉行に仰付られる、其時内膳か勝頼に對して忠義ありし事をくはしく仰たてられ、誠に武士の hands おほしめす、又七郎いまた弱年なれとも、兄内膳か忠義を感じ思召によりて、重き職を命せらるゝよし上意なんありけるとぞ、誠に死後のめいほく、忠義の驗と申へし、

○烈女種なし

翁むかし加賀にありし時、ある人のいひしは、およそ人の諸惡、大小によらず、改めぬれば、世にいひわけありけり、舊惡は少しも疵にてなし、たゞ改めてもいひわけのたちかたき事ふたつあり、士の死ぬへき場をはつしたると、ぬすみしたると、此ふたつは、一たひ其事ありては、一生の疵となりて、其人なくすたりぬへし、しかれば士の家に生るゝ者には、男女ともに幼少より節義の事を常にいひきかせて忘れさすましき事なりと尤なる事なり、然るにすへて婦人は柔順を專にして剛健をつとめすとはいひながら、士の婦女としては、此一ふしを忘るへからず、もし不慮の變にあはん時に、心よはくして節義を欠なは、日ころの婦行もいふにたらず、古より衛の共姜を始とし、歷代貞節の女世に絶せず、漢の陳孝婦魏の令女か事を、朱子の小學の書にも載せたまひしは、ふかき心あるへし、それにつきて衛侯の夫人南子か、忠臣不^下爲^二昭々^一信^三節、不^下爲^二冥々^一情^三行といひ、令女か仁者不^下以^二盛衰^一改^三節、義者不^下以^二

存亡易心といひしこそ、婦人の言にも似す、耳をおとろかしぬ、聖賢の訓といふことも、是には過ましく覺ゆ、されと令女は言にはちす、其行相叶ひたれば、元よりいふへきやうなし、南子は是ほとの見識ありなから、淫行あるこそいひ罪おもく覺ゆれ、こゝに又丈夫にもまさりて貞節世にすぐれたるは、倭漢よく似たる事あり、漢の平帝の皇后は、王莽か女なり、父莽漢の臣として、天下を篡ひ、平帝を弑せしか、いく程なく漢兵起て、莽を攻滅してけり、皇后宮闕の火に掛るを見て、我なにの面目ありて漢兵に見えんやといひて、自から火に投してほろひ給ひけり、我朝にては、長岡越中守忠興の夫人明智光秀か女なりしか、父光秀織田信長の臣として、信長父子を弑しけるを、羽柴秀吉、西國より軍を遣して光秀を滅しぬ其後關原の亂に忠興大軍に従て關東に下られける、其跡に石田か兵忠興の館に來て、夫人をとらへゆかんとしけるに、夫人われ一命を惜て、夫家の唇を貽さし、敵のこみいらぬ先にとて自殺して果られければ其義にすゝめられて、留守の士、小笠原勝齋河北石見、館に火をかけて、おしならひて腹をきる何の局といふ女房、其外三四人手に手を取、火中にこひ入て死にき、今に至て世にめつらしくいさきよき事にそいひ傳へ侍る、かゝる大逆臣の女に、かゝる貞烈の人ありける事、上千載をへたて、孝平皇后にならふへし、其外には倭漢ともに、たへて類なき事なり、されは名將に種なしと申侍るか、翁は烈女にも種なしとこそ思ひ候へといへは、ひとりの客、いやその種なきかたねあるにて候へし、此節義の心は、仁義の性を種として生し候、此性なくして氣習よりしからしむる物にて候は、或は臂力の如く、丈夫にはありて、婦女にはなく、或は威儀の如く、良家には餘ありて、卑族にはたらざるにあらむかし、今本性を種として生する故に、父祖にもよらず、世類にもかゝらず、善人の子にも悪人あり悪人の子にも善人あり、男女貴賤にもよるへからず、父祖親戚にもよるへからず、といふを、翁打感し

て、是こそ正當の論にて候へ、翁か申は、人類の種あるを知て、天性の種あるをしらざるにて候、但それにつき候ては、婦女又は卑賤に節義の行あるは甄揚して、本然天性の種あるを誣し、又は下賤のつたなき婦女等にさへかく節義あれば、士大夫をもてそれにおとるへきやはと思ひ候は、人の義心を興起するにもなり候へし、こゝにその人からにも似ず、奇特に覺へ侍るは、源義經の妾靜か事にて候、靜は京師にて名を得たる舞妓なりしか、材色をもて義經に寵せられけり、義經都を落し時、靜も吉野までつきまとひしか、それより都へかへり居しを、頼朝鎌倉へめしよせて、義經の行衛をとはれけれども、吉野より末はしらぬよしを申す程に、さて放ちかへさるへかりしを、義經の子を懷孕してありける程に、誕生する迄とて、しはらくとめられしか、兼ねて舞曲の藝世に隠れなかりければ、頼朝その藝を見はやとて、鶴か岡の祠にてまはせられける、靜心うき事に思ひて、再三辭しけれども、しるて命せられしかはいなみかたく舞けり、頼朝時といひ、所からといひ、靜必祝歌をこそ唱ふらめと思はれけるにさはなく、

しつやしつ、しつのをたまき、くり返し、昔を今になすよしもかな、又をしかへして、

吉野山、峰の白雪ふみわけて、入にし人の、あとそ戀しき」とかなてければ、頼朝怒て、今日の事なれば、時世をそ祝すへきに、叛逆の義經をしたふこと奇怪なりさて、すてに罪にも處せらるへかりしを夫人政子のわひ言にて事解にけり、靜それを薺芥ともせず、程へて都に歸りつゝ、一生世に出てす、身を隠して終りけり、かの草も木もなひきし威に恐れす、勢に屈せず、始終志をたて、義經に負かさりし事高館にて殉死せし輩とも並稱すへし、ちかきころ、京師の醇儒中村楊齋か撰ひしとかやいふ、倭漢貞烈の女を載し姫鏡と題せし書に、是をいひ残しけるこそ遺恨なれ、是は靜娼家に生れて、出所たゞしからざる故なるへし、それはさる事なれとも、名教を禪くるためには、是等をもすつましき事と、翁はかねて思ひし程に、今各へも申つるそかし、詩にいはいはく采封采菲無以三下體この謂なり、

○澤橋が母

加賀の前田家より、毎年八丈島浮田家子孫のもとへ、資用のために、小金幾星、丹藥幾包、其外瑣細の物件、定數ありて日録の如く、公けの官吏に付して、八丈が島へ達せしむ、翁加賀にありし時、其いはれを故老に問に、澤橋兵太夫といふ者より起りたる事なり、豊臣太閤の時、前田家の先祖、大納言利家の女を、太閤養女とし、浮田秀家に嫁す、是秀家の夫人なり、然るに慶長年中關原師散いくまらんじて後、秀家は石田方の巨魁たれば、死罪に處せらるべかりしを、島津家の乞こ哀によりて、死一等を減じて、秀家并に其子八郎、八丈が島へ竄逐せらる。八郎に乳母ありけるに、是はとくに逃去ぬ、其介の女房割註俗にさしといふ。八郎が幼少にして、乳母に離れて遙々島に赴くを、ふかく泣悲しみ、徒跣にて官廳に詣り、しきりに八郎につれて島に到らんと願ひけれども、制禁ありし程に、是をゆるさず、女房此上はなにの爲にいきてあらむとて、すでに自殺せんとするを官吏おさへて、さて議しけるは、此女房を目前にて見ごろしなば、後に上にきこえん時、不便におぼしめして、など窺はざりしと、もし御とがめもありなにか、只窺ひ奉りて御旨にまかするにしくはなしとて、窺ひければ、女なればくるしかるまじ、島へつかはし候へと命下りしかば、女房限なくよろこびて、秀家父子につれて島へ赴きけり。其時三歳になりし子を抱き、浮田家の夫人のもとへ來て、自は八郎御曹子の御事、餘りいたはしく候へば、御供申候て島へ参り候。此御奉公を忘れおはしまさずば、此子を御側の人へ仰付られ御ぞだてさせ、人になして給り候へといひすて、さりぬ。夫人其子を常に膝下に置いて撫育し、此子が母は身をすて、我子八郎が先途見届し者なれば、此子をばわが子とおもふべしとて、所生の如くせられしとなり、其子の父はいかなる者にかありけんしらず、氏は澤橋にてありける。夫人後には加賀に到り、前田家に依ておはせしか、秀家備前の國守たりしによりて、加賀國人夫人を稱して備前君とす、今に其墓加賀にあり。夫人在世の時、澤橋氏が子成長して、仕ふべき程になりしかば、前田家へ召仕はるゝやうにふかく付託せられしかば、彼家に

て所領給り、澤橋兵太夫何がしと名乗けるが、たゞ明暮母の事をのみ思ひて涙をおとしけり。いく程なく遁世の願あるよしにて國をさり、形をかへて僧となり、いづかたにありとも行衛しれざりけるに、元和のころにかありけん、將軍家御上洛ありて、二條の御城へ入せらるゝ時、ひとりの僧御駕輿ちかく訴狀を捧げゝるを、御供の中より抑へけれども、きかさりける程に、討てすんとしけるを、御輿の内より御覽ありて、沙門を聊爾れちなる事いたし候な、訴狀うけ取候て、御跡より召連て参り候へと、御直に上意あり。さてもと前田肥前守家來のよし申によりて、前田大和守、御上洛の御供にてありしに御預ありて、後程なく江戸へ還御ありしかば、大和守召具して江戸へ下りぬ。其訴狀の趣は、某三歳の時、母にて候もの、主家の爲に、八丈が島へ罷越て候、母を島にさし置、其子として跡に残り居候ては、いきてあるべうも覺へず候。御慈悲に母と一所に島へつかはされ下され候へとこの事になんありける。官吏上の御旨を奉りて、思ひとまるやうに再三寛諭くわんゆありけれども、御うけ合申さず、所詮思ひ切たる容色なり。上にも其志を不便におぼしめさるゝにや、かさねて仰出さるは、島へつかはさるゝ事は、御大法におゐてならせられぬ事なり、島より母をめし返さるべし、島より歸るやうに、文にて申こし候へとありければ、兵太夫申やう、ありがたき御事に候、たとひ申こし候ても、母中々承引仕まじく候、されども仰出されにて候まゝ申こし候はんとて、文かきてつかはしけるが、兵太夫申ごとく、母、島にて其ふみを見て大きに腹だち、我汝が三歳の時、御主の先途を見届けんとして、上へ奉願て、一度こゝへ來りし者が、今汝を見んとて、御主をすてふたゝび歸るべきやうやある、いと口惜き事を聞ものかな、かさねて申こし候はゞ、返答にも及ぶまじといひこしける。官吏兵太夫を公廳へめしよせ、是程に仰出されてかなはねば、上にもなさるべきやうなし、其かはりに、外に願ひ奉りたき事あらば、御かなへ下さるべきよしひ渡しければ、兵太夫かしこまりて卑賤の身として、上をはゞかり奉らず所存を申上候に、重く御取あげありて、是程にまで仰出され候に、此上に私の所存をたて申べきにも候はず、たゞしひとつ願ひ奉り度

事こそ候へ。前田家は浮田と由緒ある事に候へば、彼家より、毎歲助成の金井に入用のもの承り候て、永代島へさしこし候やうに公命下り候はゞ、限なき御恩澤にて候べし、しからば母もよろこび申すにてあるべく候、某母への孝行このひとつにて候、外に願ひ奉るべき事はなく候よし申上ければ、其事下りて朝議ありけるに、是はくるしかるまじき事なり、されど金も員數多くはなりがたし、其外の物も、品によりてならぬものもあるべし、所詮僉議して、其員數其物品をきはめて、前田家へ申渡し候やうにとの事にて、今に至るまで、毎歲加賀の家より、定めぬ如くしたゝめて官へ付し、官にて其物件を點檢し、島へ送り届くる事になりたり。此事四方へきこへしかば、列侯の家より争て徵辟せしかども、兵大夫我此後仕官の所存なし、但加賀の家は、舊君の事なれば、是は辭すべからずとて、加賀へ歸參しけるが、程なく病死し、子なくして家絶にける。翁古今を考るに、母子たがひに忠孝の道を盡したる事、是に類すべきはなし、一奇事といふべし。況や匹夫をもて萬乗の尊を動かし奉りし事、至誠の致す所とも中べし。然るに是程の事を、加賀にてさへ今は沙汰する人も稀なれば、其名、世にあらはれずして埋るゝこそ口惜候へ、さて上の御仁政は勿論の事ぞかし、よく下情を御察し、卑賤の儀を御そだてなされしは、誠に有がたき御事なり。

御祖訓のごとく、國家の元氣を養はるゝの思しめしにてもあらんかし。淺智短慮の及ぶべきあらず。

○天野三郎兵衛

他日繼て諸客來會せしに、翁いふやうは、前日節義の事を申候つる、但節義は、事變によりてあらはれ候、もし平居無事の時にていはゞ、廉潔耿介の士ほど世に貴ぶべき物は候はず。官職に任ずれば必ず成績をいたし、事變にあへば必ず節義をあらはす。常變ともに國家の用に立ものにて候。すべて智勇ある士は、一人一職に任じては、一かど用にたち候へども、諸司の職を命するには、人がらの廉潔なる士を撰ぶべし。いかにとなれば、諸司には必ず同寮あり、其心廉潔ならざるは、權威を貪り、又は名聞をつとむる程

に、相そねまねば、必ず相おもねるものなり。さる程に外はしるて相和すれども、内は互に相ふせぐ、それ故、智も勇も相さへられて、剛も剛をなさず、柔も柔をなさず、たゞ僉議がちにて、先格をおひ、後難を招かぬやうに裁斷する迄にて候。いかでか國家におゐて推たちたる驗を見るべき、よりて諸事はかどらず、ゆきとゞかぬ事もおほきぞかし、永祿のころ、

東照宮參河に御座なされし時、御制法を定められ、高力與左衛門清長、本多作左衛門重次、天野三郎兵衛康景を三奉行に仰付らる。其ころ輿人よじんの諺に、佛高力、鬼作左、とちへんなしの天野三郎兵衛といひしとぞ、とちへんなしは、左右遷就して一決せぬの俗語なり。此諺をもて考るに、高力はたゞ寛仁にして、本多があらきにかまはず、本多はたゞ勇決にして、高力が慈悲にかまはず、天野は高力か本多が裁斷をそねむ心なく、たゞ道理次第にして、少しも己をたてぬと見へ候。これは三人ともに、人がら廉潔にして、奔競の心なき故に、同職にあはせんともせず、又同職をおさへんともせず、互に面々の心のまゝにふるまふと見へし。そこを御覽なされ、同職に仰付られしが、始は思ひくにて、一致せぬやうに見へしに、此三人にて國政たゞしく、諸事治まりし程に、御目がねのつよき事を、人々感服し奉りしとなり。高力、本多が人がらの事は、くはしくしらす。天野三郎兵衛は慶長年中、駿州興國寺の城主として、三萬石を領しけり。領地の竹をきらせて、營作の爲に積置て、足輕三人をして守らせけるに、御領田原の郷民、此竹を盜取しかば、番をせし足輕見付て盜一人をきり殺す。殘黨逃れ有て、代官井手某に訴ふ。井手郷民の手前を吟味せざる事はあるまじきが、竹を盜む事たしかならぬにやありけん。人を康景がもとへつかはし、御領の民を、こなたへ斷なくして卒爾に殺す事重罪なり、速に其足輕を誅すべきのよしをいひやりければ、康景盜を殺すは古今の法なり、なにをもて罪とせん。其上かの足輕私に殺すにあらず、康景下知してころさしむ。もし此事誤にならば、康景罪に行はるべしとて、少も許容の氣色なし。井手其まゝにてはやみがたき故、郷民實は竹をぬすまず、無實の罪にてころさるゝを、康景己が足輕に荷擔

して、誅せざるのよし言上しければ。康景がもとへ下手人出すべきのよし仰出されけれども、前のごとくいひて御うけ申上ず。

東照宮きこしめして、康景におゐては、不義の所爲あるべからず、もしくは人のいふに欺かるゝにやあらん、後日に御糺問ありて、實否を定めらるべきのよし仰出されしが、本多上野介正純を康景がもとへつかはされて、たとひ此事理なりとも、一たび仰出されたる上にて其通に仰付られねば、御威光も輕きやうに聞ゆる間、三人に圖をとらせ、其内一人とりあたりたる者を誅し、しかるべきのよし正純申されしかば、御威光輕くなるとある上には、とかう申上るに及ばずとて、御うけ申上にける。さて申けるは、理をまげて罪なきものを殺し、我身を立るは、勇士の本意にあらず。所詮身を退るにしかずとて、いづちともなく逐電し、行方はしれざりけり。其後、

台廟の御時に及て、ある人駿遠あたりの地にてかありけん、其所はたしかに聞ず、一人の仙人とおぼしきに行あひしに、其仙人、今は誰の代ぞといふ、今の君は、

權現様の御子御代を繼せ給ふといふ。

權現様とはたか事ぞと問ける程に、くはしくいひきかせければ、その時よく合點して土井甚三郎といふものありしが、いまはいかゞなりぬると問けるとぞ。甚三郎は大炊頭の事なり。此事世に沙汰ありて、其仙人は大かた天野三郎兵衛にてあらんといひけるが、康景、駿河にありし時、甚三郎すでに大炊頭といひしに、かの仙人、甚三郎といふを見れば、康景にてはあるまじといふ人もあれど、古人は眞率にて、いつもよびつけたる名をいふほどに、大炊頭のわか名をよく覺へて、かくいひたるにもあらんかし。よし其仙人は誰にもせよ、嗚呼康景潔白の士なるかな。無辜をころして、己が身を立るは非義なり。ころさねば、上意にそむくに似たり。とにかく世にありては、身の一分たゞずと思ひきりて、三萬石の祿を棄て、跡をけちぬるこそ、世にたぐひなき事といふべし。

○結解の何がし

されど潔白なる武士も、世にたへずあるものなり。寛永正保のころにかありけん、江戸芝の天徳寺境内のわき寺に、常念佛とて常にたへず念佛を唱る所ありしが、ある夕暮に、住僧外へ出るとて見れば、旅人と見へて油單つゝみ頭にかけて、其さまいやしからぬ人の、門前にたゝずみてありしが、やゝ久しくして歸るまで、もとの所にありし故、住持あやしみて、何人にて候や、内へ入てやすみ給へといへば、其人いふは、御寺の念佛の聲いと殊勝に覺へ候程に、こゝに時を移して居るにて候、左候はゞ御茶ひとつ給らんとて内へ入ぬ。住持いづかたよりいづかたへ參られ候ふやと問ければ、某は奥州邊より出たる者にて候。江戸にむかし知たる者の候て、遙々尋參り候へども、年久しき事にて候故、其人の行衛も今はしれ申さず候。是よりいづかたへなりとも身をよせ候はんとこそ存じ候へといふを、住持きゝて、はや日も暮て候まゝ、こよひは是にて一宿いたされ候へととめけり。翌日住持いひけるは、御身の落つき所も、いまだ定まらぬと聞へて候、其間はいつ迄も、御宿いたし申べし、ゆる／＼と寺に御逗留候へといへば、かたじけなく候とてとゞまりけり。さてなにくれと物がたりするに、ふるき事など覺へて、たゞ人とは見へざる程に、天徳寺の和尚きゝて、後は本房へまねきて、ねんごろに扶持し置つゝ、寺中の事をまかせしが、残る所もなくよく取さばき、衆僧のしまりにもなりしかば、簡要の人とてたつとびあひけり。其ころ、ある國主の、退休して居らるゝ人ありしが、世に年たかく、ふるき事をも覺へて、常に傍にゐて伽になる人あらば、俸祿も厚く、國賓のあしらひにて召抱へむとて、尋求られしに、此寺の檀越、この人にしくはあるまじ、幸の事とて、この人に告げれば、御志はかたじけなく候へども、某事奉公の望はなく候。今までは申さず候へども、かく御懇意の上はつゝみ申べきにて候はずとて、そこにて始めて名乗けり。それ迄は寺にてなにか名をつけてをりけん、それはしらす。某は蒲生氏郷の家にて、結解の何がしと申者にて候、蒲生の家ほろび候てより、他家に腕くびをにぎる心なく、乞食候てなりとも

一生をおへつゝ、行倒るゝまでと覺悟いたし候つるに、存知もよらず寺の御恩になりて、今はたゞ此御恩をこそ報じがたく候へとて、九戸合戦の時、其外にも氏郷より給りし感狀、其後蒲生滅びて、方々諸侯より招きし書狀ども取出て、座中の人に見せて、もはや是も無用のものにて候とて、火にて焼すてけり。かくて歲月を経し程に、明曆丁酉のとし、江戸中大火にて天徳寺も延焼しけり。結解たゞ某にまかせられ候へとて、和尚をはじめ衆僧をも立のかせ、わが身ひとり跡に残りてかけ廻りつゝ、佛像佛經、其外諸道具ひとつものこらすのけさせて後、もはや思ひのこす事なし、汝等ものき候へとて、下邊男までもことごとくのかせけり。さて火焼通りてのち、堂間の焼あとに、一人凝然として、手を拱し結跏趺坐して焚死してありけるを見れば、かの結解なりけり。寺中の上下、涙をながしおしみあひしとぞ。結解いつまで寺のわづらひとなりて存命せんこと、ほいなき事におもひしかども、久しく寺の恩を受ける故、なにとぞ今一たび恩を報じて、ともかくもならばやと思ひしに、幸ひ火災に付て、寺の爲に身をすてゝ、一かどの奉公せし程に、もはや是までと思ひてこそ自からは焚死ぬらめ。其心を思ひやるに、いさぎよく覺へ侍る。又ちかきころ一人の獨行の士あり。翁わかき時世に沙汰せし事なり、阿部故豊後守忠秋の家にて、物頭をつとめし者のよし、姓名をば今忘れたり、何とて子細ありけるにや、忠秋へいとまを取て、江戸八丁堀にて、町の裏屋をかりて住居せしが、年を経るにしたがひ貧困して糧も絶る程に、家主見かねて、朝夕のたべ物つゞけ候しが、病氣づきけるとて、打臥して外へも出でずなりぬるゆへ、家主人をつかはし、粥などやうのものもたせ贈りけれども、不食の病とて、それを辭してうけず。戸をさして人の入來らぬやうにせし間、家主日々戸外より病を尋けるに、始はいらへもしけるが、後はいらへもなかりし故に、近隣のものなど召つれ、戸を破り、内へ入て見れば、具足櫃によりかゝり、膝の上に大小を横たへて、すのこの上に、こも一枚敷たるに坐して終りけり。傍に遺書一通あり、披て見れば年來家主の恩を忘れぬよしをしるしおき、寺へのつかはし物并に家主へ宿代のいまだすまずして残りしを、此

金にて引取給り候へとて、遺書に金を添て残しおきけり。さて具足櫃の中には、巳の刻ばかりにかゞやきける鍔一領皆具のまゝにて、黄金三枚いれ置けり。大小のしたても、ふるくこそあれ、皆金ごしらへのまゝなり。さて衣服は着せし物のみにて、其外鍋釜等のものひとつもなし、百日にも食物をしたゝめたる氣色とは見へざりき。此事私にて決しがたく、時の町奉行所へ申出ければ、其者の遺書のごとく沙汰いたし候へととの事にてありける。後日に忠秋もきかれて、さては餓死しけるよな、不便の事なりと申されしとなり。世に申傳る佐野源左衛門常世が事、なにゝ出ける事にかさだかならず。或人は太平記北野通夜物がたりの段に見へし、攝津の國難波の浦の老尼の事を取直して、造り出したる物なりといひし、さもあらんかし。それはそれにもせよ、此餓死しける浪士などこそ、今の世の常世ともいふべけれ。上に御大事あらば、一番に馳參るべき事疑なし。されど昔の常世は、ふたゝび世に出しが、此人はむなしく餓死して果てけるこそ、其身もさぞ無念に思ふらめ。かやうの人、世にうづもれて、語り侍る人もなし。なげかはしき事なり。

○二人の乞兒

近世是ほど風俗衰へて、利欲にさかしけれども、人の性もと善なる程に、族姓にもよらず、ならはしにもよらず、乞食體の者にも、はからざるに義理をしるの心あるぞかし。朱子小學の書に、幸さいはひこのよつねを茲乘レ弊、さいはめてんをなすこと極レ天、罔レ墜といへるは、信にして誣ざる事とこそおもひ侍れ、此十年以前、享保癸卯の歳の十二月十七日、江戸室町の商人、越後屋吉兵衛といふ者の手代市十郎、諸方の買懸の金請取て歸りしが、金三十兩入たる袋ひとつ見へざる故、さだめて途にておとしたるものにてやあらん、もはやあるまじきとはおもひながら、もと來し路を段々に尋ねありく程に、ある所に乞食一人ありしが、見とがめてなにを尋候や、もし金をおとさるゝにては候はずやといふをきゝて、市十郎うれしくて有のまゝに語りければ、さればとよ、我等拾ひ置て候。其主のたづね來ぬ事はあらじと、それを待てこそ、さき程より此所にをるに

て候。いよ／＼、儲なる事承りとゞけて、たがひなくば渡し候べしといふ。市十郎金の員數、又は中にある證文などのやう、一々いひきかせしに、さては疑なしとて取出し、袋のまゝにて渡しけり。市十郎餘の事に、さてやみがたくて、内五兩取出して、是は責てその得分にせられよとてあたへけれども、中々受けるけしきなし。市十郎いひけるは、此かねはなき物にきはめ置しに、その志ゆへにこそ、ふたゝび手にも入たれ、然るをのこらず我物にすべきにあらず、達て受てくれ候へといへば、よく考へて見給へ、其五兩をもらふ意得ならば、三拾兩を返し申べきや、もとより自分のよくにて拾ひ置たるにてなく候、定ておとしたる人、主人のかねなどならば、さぞ難儀に及ばるべし、他人に拾はせなば、其落せし人にはふたゝび返るまじ。さらば我等拾置て、其人に返さまく思て、拾置たるにてこそ候へ。そこもとへ渡し候へば我等が志通りて候、さらばいとま申候はんとて、其まゝそこをさりや、見かへりもせで行けるを、市十郎跡をしたひて、取あへず懐中より金一星取出し、けふは寒氣もつよく候、歸られ候はゞ、是にて酒をもとめてたべられ候へとてあたへければ、是は御志にて候まゝ申受候て、是にて御酒給申べきとて、それをば受て立わかれける。名を尋ければ、名は八兵衛とて、車善七が手下の乞食のよし申候。市十郎宅に歸りて、主人吉兵衛にくはしく語りしかば、吉兵衛聞て感涙にたへず、なにとぞ右の五兩を八兵衛につかはしたし、明朝早く善七が宅迄持參し、善七にも申きかせ、八兵衛に合點いたさせ、とかく受候やうにはからひ候へとて、市十郎に手代頭をさしそへつかはしける。さて善七がもとへ行て尋ければ、其八兵衛と申候乞食は、昨夕いづくにてやらん、金一きれもらひ候とて、善七へも見せ候しが、なかまの乞食どもよびあつめ候て、その金をもて酒肴もとめ、人にも給べさせ、其身もたべ候しが、たべつけぬものを多くたべ候か、食傷いたし候か、今曉急死いたし候といふを聞て、市十郎おどろき死骸を見とゞけ善七に此死骸もらひたく候、かまへて粗忽に外へ移すべからずと堅くいひ合せ。さて家に歸り其よしを吉兵衛にいひきかせければ、早々人をつかはし死骸をうけ取、右の五兩のかねをもて、本庄無縁

寺にて厚く葬りしとなん。吉兵衛も義に感ずる事商買には奇特といふべし。日ごろ加賀侯家の用をき、出入する故に、手代市十郎その月の廿日に加賀の邸へ来て、かの家の役人に始終語りしとて、翁にきかする人ありき。世に是に似たるやうの事ありと、折ふし人のはなしにきくといへど、是程たしかなる事はきかず。よりてきゝたる通りを少しものこさず、各にも語り侍る。おもふに八兵衛たゞ人にあらず、いかなれば乞食の黨には入にけん、定めてもとはいやしからぬものになりしか、孤貧きはまりて、家もなぐ乞食してありく程に、外の乞食と一例になりて、是非なく善七が手下に屬しけるにもあらむ。さればながらへて甲斐なき事とおもひしか、幸に金を得て酒肉をもとめ、火伴くわばんと觀會しける程に、是を限りとおもひて、自ら喉などしめて死けるにもあらん、はかりがたし。この八兵衛を士とし、又は人の上におくとも、權柄をもて人の物を乞求るやうの事は、決してすまじき者なり。されば世には名は歴々の士大夫とよばれて、實は乞食なる人もあり。此八兵衛は、名は乞食なれども、實は士大夫といふべし。又加賀の國に野田山とてあり。前田家先祖以來代々こゝに葬る故に、家中の諸士も死すれば其麓に葬らざるはすくなし。さる間、中元には、家々より墓前に燈籠を具ふ、毎歳の事なり。厚祿の家こそ、假家を造り、人をつけ置て守もすれ、其外は大かた夜ふくれば、ともし捨て歸りぬるに、下部の惡黨ども来て、火を打けし、蠟燭を奪取けり。側に乞食とおぼしき者、こもかぶりて臥し居たりけるが、それを見て、人の祖考のためとて墓にすゝめける物を、さやうに狼藉する事あるべからずと制しけるに、惡黨どももるともに罵て、こもをかぶる身として、いらぬ事をいふ奴かなといひしに、その乞食きゝて、各が今するやうなる事をせぬ故に、こもをかぶるといひしとぞ。齊の餓者の食を食せざる故に、こゝに至るといひしに語意相似て、おもしろく覺へ侍る。此乞食辭令にもよかりなん、言簡ことかんにて意足いみといふべし。たゞいつも、くり事のやうなる事なれども、古も今も、からもやまとも、節義の守りある人あれど、凍餒にさへ免れずして、溝壑に斃れて、其名も世にしられぬこそかなしけれ。もとより幽隱の行を甄揚するは、

吾徒の任なり。今物語せし結解（トク）の何がし、乞食八兵衛が類、世になを多かるべし。翁がきかぬはいかゞせん、きゝてはいはざるに忍びず。昔我朝勅撰の和歌集を見るに、いやしき野僧妓女の類も、天子公卿と名を列するは、倭歌に尊卑の差別なし、是を倭歌の徳といへり。今翁が節義を語るとて、良家名族の士に、乞食など迚を並べ舉て、ひとつに稱するも、其心亦しかなり。節義に貴賤のへだてなし、是節義の徳といふべし。各にもきかれ候て、翁が議論不倫也と思ひ給ふべからず。

駿臺雜話卷之四

○燈臺もと暗し

三伏の夏もはや半過行しころ、人々すゞみがてらに、駿臺の菴にとぶらひ來けり。折ふし積雨新に霽て、夕日梢にのこれるに、庭の竹樹露すゞしく、池の芙蓉風かほり、なにとなく見すゞしがたき折からなり。諸客はしむしつゝ、勾欄によりて、詩歌を朗詠しけるが、はやものゝあやめも見えぬばかりに暮ゆけば、やがて内に入て翁にいとま申さむといふを、今しばしとあれば、さらば宵の間過る程こゝにありて、御物語承らんとて各座につきけり。しばらくありて燭もて至りぬるに、翁ふとおもひよりしまゝ燭臺をさして、世俗の諺に、燈臺もと暗しといふは、いかやうの事にたとへていふにやあらん、をのゝいふて見給へとあれば、座客の中ひとりいひけるは、世に何事にもあれ、外にはかくれなき事を、其もとにてきけば、却て分明ならぬやうの事にかく申ならし候、但我等が愚見にて、是に道理をつけて申候はゞ、孟子の道在_{あふさ}レ邇_き而來_き、_{もと}三_上遠_はといふ意にもたとへばたとへつべし、人ごとに本を忘れて末をつとめ、近きをすてゝ遠きに求るは、常の事にて候、是を射_ゆる者の的にのみ志して、あたりの手前にある事をしらぬにたとへたれば、燈臺のもとくらきにたとへても、同じこゝろならんかし。亦ひとり聞て、されば其事にて候、

羅大經_{らたいけい}が鶴林玉露_{かくりんぎよくろ}に悟道_{ごどう}といふ尼の作とて
 盡日_{じんじつ}尋_ね春_{はる}不見_み春_{はる}、
 芒屨_{ぼうけい}踏_ふ過_へ隴_{ろう}頭_{とう}雲_{うん}、
 歸_{かへり}來_{きた}笑_{わら}、
 捫_ひ梅_{うめ}花_{はな}嗅_か、
 春_{はる}はあつしとらにすてにじつが、
 春_{はる}は三_ニ枝_し頭_{とう}已_い十分_{じふぶん}、

しられけり。三秦の豪傑王猛に過たるものやあるべき、眼前に豪傑あるをしらずして、豪傑にむかふて豪傑を問しは、燈臺もとくらきにて候はずや。又ひとり、古より倭漢共に英主の遠略をつとむるが、其威望遠く敵國に及べども、まぢかく蕭牆のもとに敵ある事をしらざるも、燈臺もと暗きにたとふべし。近代日本にていはゞ、織田信長、關東關西の諸國迄手をのばし討したがへられしかども、手本にくらうして明智にころされし、燈臺もとくらきにあらずやといふを。翁きゝて、すべて比喻の語は義理のとりやうにて色々に申さるゝ物にて候。此諺も各たがひに其義をつくされしにて、もはや此外はあるまじく覺へ侍る。但各の申さるゝは、いづれも燈臺もと暗しを、あしきかたにたとへらるゝにて候。翁は又此諺をよろしき方に取なしてきゝ度こそ侍れ、又一種の道理もあるべきにや。韓退之が短檠の歌に、長檠八尺ちやうけい空くわんしやくがつからなほ、短檠二尺便且光すなほちひると作れるごとく、燭臺も長きは燭のもとくらく、短きは燭のもとあかるし。夜中に書をよみ字を寫すやうの事には、手もとを明らかにして其用をかなふる故に、短きを貴ぶにて候へども、さりとて一二尺の手燭にては、手燭のもとこそあかるくあるべけれ。此座上にてもくまくまのくらきを照しぬる事は難かるべし。まいて稠人廣座をいかゞして照し申べしや。しかれば、もとをあかるくしては遠きをてらし難し、遠きをてらすは必もとくらきものとするべし。翁、いつの比か關尹子を見侍りしに、吾道は處ちやくしん暗あんが如し、よく明中の事を區畫すといへり。關尹子は關令尹喜が書なり、尹喜は老子の弟子にて、道德經五千言も此人の爲にあらはせると也。今世に傳る關尹子の書は、大かた後人の作にて、尹喜に名を託したる物にてもあらむかし。されど老子の道はたしかに處暗を宗とすることに侍る、但老子の道にも限るべからず、吾儒にも簡要とする事也。たとへばわが身くらがりにて、くらがりよりあかりを見れば、あかりの事のこりなく見ゆるものなり。わが身あかりにゐて、あかりよりくらがりを見ては、くらがりの事一切見えぬものぞかし。されば、くらがりにてあかりをみるやうに、己が智をふかくひそめ養ふて、くらきより明らかなるを生ずるやうにすれば、其明、悠長寛大にて自然に

遠きにおよびなん、それこそ眞の明といふべけれ。もし己が材智にほこり、聰明を盡して、たゞ手もとのあかるきを專にせば、あかりにゐてくらがりを見るが如し。其明淺近短慮にて遠きに及ばざるのみならず、たゞ手もとの事のみ見へて、下手の碁をうつがごとし。末の手は見えざる程に、毎々是非をあやまる事も多かるべし。こゝをもて聖人易えいにおゐて、明入めいニ地中ニ明夷君子以莅衆用レ晦 而明との給へり、古の聖王冕旒目を蔽ひ、黜けつ纒耳を塞ぐも、聰明の双はやきをきらふて、晦きをもちひて養はんとなり、古より倭漢ともに大智遠識の人の、己が材智に傲おごり、好で自から用るをきかず、老子の良賈深藏若レ虚、むなしきかくんはせいとくごしぐなるが君子盛徳若レ愚といへるも、げにさる事ぞかし。ちかきころ、故板倉周防守が京師に留守たりし時、訴訟をきかれしに、己が材智のはやきり、聲色のうごきなば、我もそれに氣乗じ、彼もそれに氣奪はれ、兩造の辭を審かにせず、雙方の情を盡さざる事あらんとて、必ず障子をへだて、わざと手づから茶をひきなどし、たゞ心のちらぬやうにしてきかれしとなり。さすが近代の名人とはいひながら、おのづから聖人の心にもかなへり。それ故曲直理を盡し、聽斷神に通じ、人々畏服せざるはなし。いはゆる用レ晦而明なるにあらずや、今に至て世の談者傳へ誦して口實とする事故擧するにいとまあらず。中にも翁が最感じおもふ事あり。周防守ある時京の在家を通られしに、さる家に幼少の子出てあそびしが、あれ周防こそ通らるれといひしを、周防守馬上にて聞とがめて、我不肖といへど、上の御代官としてこゝにあれば、京中村岡に住する者男女老弱をいはず、我をかくおしくだしていふ事あるべからず、しかるに、此家の兒輩かくいふは、常に家人の我をうらみてかくいふを聞馴し故なるべし。是は定めて子細あるべしとて、其家主の名をきかせて通られしが、翌日其家主を召よせて、汝先年何にても訴訟したる事やある、今尋ぬるは少しもきづかひなる事にてはなし、ありしやうに申べしといはれしかば。始はなにかと辭退しけるが、再三とはれて、此上はかくさす申上候、それのとしその月の事にて候、父の配分の事に就て、一類の者と争ひ候て訴へ候しが、其者無實の事を申かけ候へども、證人どもを多くこしらへ候て

申出候故、御聽斷の上相手の勝に定まり候、其次第かやう／＼とくはしく語るを、下役人に命じて、其年にあたりし簿案をくらせけるに、すこしもたがひなかりしかば、其上にていよ／＼尋きはめて、是はたしかに某が聽あやまりたるなり。いと残念なれども、もはや年久しき事なれば、今更すべきやうなし、其配分ほどを某償て我過を謝すべしとて、自分の金銀を出して、其者へとらせられしとぞ。是にてしるべし、周防守己が威勢をつのらず、己が過失をかくさず、我は常に晦に處し明を衒はず、我は常に愚に處て智を先だてず、其心公にして私なし、誠に古今に有がたき明智といふべし。今是等をもて此諺を考るに、燭臺はながくしてもとのくらきにて、其明おのづから遠きにおよぶ、君子の道は闇然として日にあきらかなるがごとし、もし短うしてもとあかるければ、其明わづかに近うしてやみぬ。小人の道は的然として日にほろぶるがごとし、此理をしめして、明かなるものは必もとをくらうすといふ心にて、燈臺もとくらしといふにもあらむかし。但此諺の正意は各のいへるごとく成べし。翁がいへるをば姑く一説にそなへ給へかし。さしも根もなき事に、あまりくはしき僉議かなとて、翁微笑しければ、諸客かやうの事にも、翁の心のつけられやうこそ、別段の事にて候へとて各感じあへり。

○運慶が口傳

さて翁いひけるは、月は盈れば虧、花は盛なればちる。家語に子路持満の道を孔子に問ければ、聰明睿智守之、以愚とのたまへり。翁が前にいへる明を晦に養ふも、聰明を十分に盡さじとなり。すべて物は十分につくすを嫌ふ也。なに事をするも七八分にして前をのこして盡さぬをよしとす。もし心ゆくまゝに一旦に残さず盡しぬれば、必後に悔みある物也。或人佛師運慶が口傳とて語しは、佛を作るには耳鼻をば先大きにすべし、もし耳鼻を十分能程に纏れば、後に小さく見ゆる時に、大きにしたくてもかなはず。口目をば先小さくすべし、もし口目を十分よき程にあくれば、後にもし大きに見ゆる時に、小さくしたくてもかなはず。されば耳鼻を大きにし、口目を小さくするを第一口傳とするとぞ。是はもと韓

非子に出て、宋の蘇頌がいひし事也、此木偶人を作る意得は何事にもあるべし、しばらく思ひつけたる事にていふに、曲禮に君子不_レ盡_ニ人之歡_一不_レ竭_ニ人之忠_一以_レ全_レ交也といへり、是等にてもしるべし、人の我爲に杯酒を催しなどして歡愛を篤うするを人の歡といふ、人の歡を十分にきはむる故に、あまりしたしくなれば、反て無禮にもなり、あまり興あらむとすれば、反て無興にも成もの也。陳の公子完齊の桓公の爲に親愛せられしが、桓公其家に就て飲れしに、晝迄にてはあきたらずとて、火をもてつけといはれしを臣卜_ニ其晝_一未_レト_ニ其夜_一とて夜飲を辭せしは、人の歡をつくさじと也。人の我爲に音問をか、さすなどして心のまめやかなるを人の忠といふ、人の忠を十分に頼む故に、すこしとどかねば、必とがむるもの也、聖人易の恒卦_{（か、つ、く）}におゐて、初六の九四に求望の心ふかきをいまして、浚恒貞凶_{（ふか、つ、れ、に、す）}といへるは人の忠をつくさじとなり。こゝをもて君子はかねて人の歡を盡さず、人の忠を竭さずして、人と始終交を全うするぞかし。もし國家の政にていふとも其理同じかるべし。いやしき諺にいふごとく國の仕置は、すり木にて舛の底をまはすがごとく、すべし、すみぐすり木の行とどかぬところあり、其行とどかぬ所、かへりて人のくつろぎ事のよけいとなる程に、久しうしておのづから行とどく物也。然るを法令を嚴にして急に行とどくやうにとするときは、終に行とどかざるのみならず、外にさはり出來て騷動にも及ぶぞかし、易に玉用三驅失_ニ前禽_一といへるも、天子の獵は不入_レ圍_一とて、網の三面ばかり張て一面をあけ、禽のにげみちを残す也。其ごとく政事のおほやうにて、たゞ七八分程にして二三分を残すにたとへていふなるべし。詩にいはいはく彼有_ニ不_レ獲_一。此有_ニ不_レ斂_一。稽_{（かし）}。彼有_ニ遺_一。乘_{（か）}。此有_ニ滯_一。伊寡婦_{（い、わ、ふ）}之利、これ田畝の事ながら、周時上に寛政あり下に遺利ある事をしるべし。又十分に盡さずして、前禽を失ふの心也、翁嘗て歴史を考るに、漢は文帝に至り、宋は仁宗に至て最盛なりと稱す、然に二君いづれも寛大にして、政事はかどる事なく、行たらぬやうなりしが、天下穩かにして、おのづから治り安かりき、文帝の後、武帝に至りて、張湯桑弘羊等をもちひて、威怒を十分にきはめ、貨利は一毫も遺さず、是より

生靈荼毒し、民心離叛て、漢家の危事殆累朝のごとし、仁宗の後神宗に至て、王安石、呂惠卿等を用て新法を造り、功利に趨る、是より朝野騷擾し、民心愁苦し宋朝の禍こゝに濫觴しけらし、二君みな英明の主にてありしが、いかゞしてこゝに至るといへば、たゞ材力に驕り、諸欲を盡さんとして、持滿の道にくらく、三驅の法をしらざれば也。宋史に史臣仁宗を賛していはく

四十二年之間吏治若_ニ偷惰_一而任_レ事蔑_レ殘刻_レ之人_一。刑法似_ニ縱弛_一而決獄多_ニ平允_一之士。國未_ニ普無_レ嬖倖_一。而不_レ足_ニ以_レ累_レ治世_一之體。朝未_ニ普無_レ小人_一。而不_レ足_ニ以_レ勝_レ善類_一之氣。君臣上下惻怛之心忠厚之政、所_ニ以_レ培_ニ植國基_一者厚矣。

此賛、よく仁宗の朝を推論してその理を盡せり。是をもて見るに、仁宗の時君臣ともに聰明をつくさず、寛容をたつとぶとしたり。誠に三驅失前禽の遺風といふべし。

○法は江河のごとし

されば古人も人君は貴_レ明_一不_レ貴_レ察_一といへり、明と察とは似て似ぬ事也、明は燭臺にて座を照すがごとし、其光たかく其本おぐらけれども、座中をあまねく照すべし、察は紙燭にて物を照すがごとし、手もとあかるくして物を見とむる事いちはやけれども、遠きを照すことあたはず、この故に人君の明は燭臺の如くなるべし、紙燭のごとくなるべからず。天下の法は、寛大にして江河のごとく成べし、瑣細にして溝渠のごとくなるべからず。江河は大きにしていちじるければよけやすし、しかも深廣にしてあなどりがたき故に犯しがたし、溝渠は小さくしてしげければよけがたし、しかも淺狹にして近づきやすき故に犯しやすし。さるによりて昔より、江河を踏あやまりてはまるものあるをきかず、溝渠にはやゝもすればはまるもの多し、こゝをもて後漢の郎顛が安帝に上つる書に、王者の法は江河のごとし、易_レ避して難_レ犯_一といへり、古今不易の名言といふべし。されどしかあればとて、政は一向に寛大なるをよしとするといふにもあらず、是は科條を繁くして法令煩苛なるを惡むといふ事也。もとより寛大なるをよ

しとすれども、時により事によりては嚴急にするを貴ぶべし。大かた泰平の世は、民俗遊惰に流れ、驕奢を好むぞかし。今是を治るに、もし無事を専にし、簡易をつとめては、舊弊除くべきやうなし、必政事を革め、法令を嚴にして、民の耳目を新にすべし、然るに民は可與樂成不可與謀始とて、民はおろかにして國家の利病をしらす、たゞ私の利害をのみ先とする故に、其事の始には、己が勝手にあしきを見て、衆謗を競起て、異議もまち／＼なる物ぞかし、古より明智の人は、それに少しも拘らずして、其功を成就しぬれば、畢竟天下の利となる故に、つゝには上下安堵して、もろともによるこぶもの也、是かの晦きをもちひ、遠きを照すの明ならずしては成がたし、小智短慮の人の及べき所にあらず。むかし鄭の子産、鄭國の政をせしに、舊俗の弊を改て、いとくびしく車服の驕を禁じ、田廬の制を定めしかば、富人おそれて、美服をば御に入てかくしけり。豪民の兼并する田をばこと／＼しく取上て部伍に歸せしむ。さる程に輿人これが爲に誦していはく、取我衣冠而褚之、我田疇而伍之、孰殺子産吾其與之とまで怨望せしかども、三年に及て、驕奢の風やみ、侵暴の害除きしかば、亦誦していはく、我有子弟。子産誨之、我有田疇。子産殖之、子産而死、其嗣之とて、たがひによるこびあひけるとぞ。子産は惠人なりと孔子もの給ひて、其政民を愛養する事ふか／＼りしかども、ひとへに寛を貴ぶにあらず、猛なるべき時はかくありしぞかし。其後政を子大叔に授けし時、子大叔が寛に過むことを兼てさとりて、火は烈くして民望で畏るゝが故に、火に入て死するものはすくなし、水は懦弱にして民狎て翫ぶ故に、多く溺れて死すといへり。此の水火のたとへも、前にいひし江河溝渠の意と同じかるべし、然れば古の明王賢相は寛を本とすといへど、時によりて猛をも用ひけらし、この故に寛則民慢、慢則糾之、以レ猛。猛則民殘、殘則施之、以レ寬、寬以濟レ猛、猛以濟レ寬、政是以和と孔子もの給へり、一偏には意得べからず。

○鷓鴣のふみ

たゞし國家の事は、大小によらず國弊つべたみやまひ民病みやまひば改めずんばあるべからず。其外はおほやう舊貫によりて改めざるをよしとす、木の匠のつくれる器も、舊制を改て新しく仕出したるは、一旦勝手に能やうなれども、其すがた下りていやしきのみならず、其用手せばくして廣からず、小まはしにてやすからず、さるまゝにいろ／＼たくみ出してわづらはしくなりゆく程に、やがてもちひすなりぬるぞかし。こゝにおかしき物がたり侍る。ある人鴟鵂しうじうを畜て、それを囀うなにして鳥を捕けるに、同じく殺生する友達のもとよりみゞづくをかりに越けるが、其ふみにみゞづくを略しづくとかきて、其末にづくとほみゞづくの事にて候、みゞづくとかき候へば、文字かす多くこと長に成候故に、づくとかき候となか／＼とことほりけり。それならば始よりみゞづくとかけかしと片腹いたし。文字をつゞめんとて、多くの文字をそへ、詞と短くせんとて、かへりてながくなる事をしらす。翁世間の事をみるに此たぐひおほし。たとへばものをいふにも、常にいひつけたるやうにいへばよきを、我しりがほにからごとばなどにて舌短にいひつれば、人きゝとらぬ程に、亦いひなをしなんどしていとむづかし。事をなすにも、今までなし來るやうにすればよきを、我かしこげに理窟をもて手廻しにしつればことつかゆる程に、又でなをしなんどして跡へもどる事おほし。かやうの事は物馴ぬ人のある事也、いづれもみゞづくのふみにたぐふべし。其外なに事によらず、たゞありふりたるやうにすれば、やすらかにして事ゆきぬるを、よろしき仕かたこそあれとて、あたらしく仕出しぬれば、ことおほくむづかしくなりつゝ、かねてのよういとはちがふ物也。中にも國家の政にはもつとも此意得あるべき事也。古より新進の人、己が才智をあらはさんとて、好て新意を出し、舊政を改る事、いづれの代にもなきにあらず、其内十に二三は益ある事もあれど、大かたは近効をのみ見て遠慮を忘れ、事の易きのみ見て難きを知らず、さる程に思の外にさはる事おほく出來て、貨財を費し人力を耗しながら、何の甲斐なき事になるぞかし、しかのみならず毛を吹て疵を求め、風なうして波を生じ、忠厚の風日に敗れ、奔競の習日に長する程に、たとひ小利を得る共、ながく國家

の害を貽す事輕きにあらず。いはんや祖宗の良法成策、先代より用ひ來て、天下の耳熟し目馴し事久し、かやうの類は輕々しくいろふ事あるべからず。宋の熙寧中にしばしば法を變じければ、唐庚存舊の論をあらはしけるが、國家の舊物は常に民の耳目に習はずべし、不得已に非ざるよりは、改易變置して民心を失ふべからずと論じけるこそ、尤其理ある事に覺へ侍れ、但それも一概にはいひがたし。たとへば祖宗の代に、時宜にしたがひ假に建置て、ながく用ゆべからざる事あり、いまだ首尾備はらざる事あり。さやうの類は、後嗣の代に至て、或は改革し或は斟酌してこそ、祖宗の志をなすともいふべけれ、もし祖宗の法とて、それに泥て世のわづらひ、治のさまたげとも成事を、其まゝさし置なば、何をもて舊弊を改むべき、何をもて善政を行ふべき、又なにをもて孝子慈孫ある事を望むべき、定めて祖宗の心にもかなふべからずとて、翁古を揆き今を證して語りけるに、夏のみじか夜はやあけがたにちかければ、諸客皆いとま申してまかりぬ。

○つれづれ草

ある時諸客來り會してけるに、翁が傍に兼好が徒然草あるを見て、一人の客いひけるは、兼好は倭語に長じたる者にて、風景人情をよくいひとり、人に頤を解しめ候、翁も好みて見給へるや。翁いやとよ、病中臥しがちにて目をくらしかね候故、かやうの書を兒輩によませて承るにて候、これをぞさして好むといふにも侍らずといへば、外の一人、兼好はや、見識ある人のやうに世にも申習はし候、翁はいかゞ思給にや、翁世に一種の佗人ありて兼好をしたひ侍る、それは彼が名利をいとひ、閑寂を樂しむに同心するゆへにて候。翁はそれもたしかには思ひ侍らず、太平記に高師直が爲に艶書をかきし事見えたり、其後伊賀守橋成忠が招に仍て伊賀の國に赴きしが、そこにて成忠が娘に通ぜし事園太曆に載て、其時の歌なども見えたり、是にてしるべし、世に諂らひ色にふけり、隱逸をこのみ名利をいとふといへど、もとより隱者の操ある人にあらず、されば徒然草も佛法に染願し、諄々として出離をとくかと思れば、女色に

垂涎して淫奔を語る、なにの見識かあるべき、されど徒然草に限らず、此程我國の物がたり草子をよませて承るに、事實を記し候書、三鏡花物語などの外は、いづれも取にたらぬものにて候。大かたはあまき佛ばなしにてあきはて侍れど、それは世の流弊なればいかゞせん、其外ともすれば好色のさたにて、聞に忍びざる事おほし。中にも伊勢源氏物がたりなどは年弱なる男女には、禁じて見すまじき物也、淫亂を導く媒とも成ぬべし。しかるに薦紳家に、源氏物語を我國の寶といへるは、いかなる故ともしらず、定て倭語の妙を得たるに心酔しての事にやあらむ、いはゆる庶子の春花を採て、家承の秋實を忘るゝ也。それに近世此物語を註釋し講説して、毛詩に淫奔の詩を學て勸懲をしめすごとく、人の戒、世の教とするといへるは、俗語にいふ杵子定木なるべし。いかにとなれば、二南は脩身齊家の本也、雅頌は論述徳の辭也、國風はもとより里巷の男女各言情の詩なれば、正もあり邪もあれども、其邪といふも、媒嬖によらずして淫奔するといふばかりにて、いづれか后妃を盜み繼母寡嫂に淫するやうの事やある。又伊勢源氏のごとく、邪淫の事のみを始終いひ盡してやむにはあらず、よりて正を見ては、みづから謹み、邪を見てはみづからこらずぞかし、伊勢源氏は、いはゞ長恨歌、西廂記などの品にて、其冗長にして醜惡なる物ぞかし。然るを聖人垂レ教の書に比していふは、誠に氷炭薑蕪をひとしようするなるべし、昔より我國釋教世に行はれて、佛につかふるより重しとするはなく、荒淫俗をなして、色に耽るより樂しとするはなし。それ故に當時あらはしぬる物語も、この二端をしるすを高致とするならし。さて自餘の記しおく事も、多くは奇怪妄誕の談ならねば、俳諧鄙陋の説也、ひとつとして義理にわたる事なし、責て此徒然草ほどの物も見當らず候。世に賞翫するも理にて侍る、其載る所、佛法のさた、好色の事を除て、風景をのべ人情をかたり、又は世にあらゆる種々の事をしるしおきけるも、尤おろかに聞ゆる事もあれども、大かたは理趣ある事になん覺へ侍る。中にも雜念をいまして、我心に主あらましかば、そこばくの事は入來らじといひ、懈怠をいまして、道を學する人、夕には朝ある事を思はず、朝

には夕ある事を思はず、たゞ今の一念の上におゐてたゞちにすゝむべしといひ、貝をおほふたとへを引
て、萬の事外にむきて求むべからず、たゞこゝもとを正しくして、前程をとふ事なかれといひ、松下禪
尼のあかりしやうじをはられし事を引て、世を治る道儉約をもとゝする事をいひ、高名の木のほりがい
ひし事を引て、あやまちは危き程はなくして、安き所になりてある事をいふ、外にもかやうのたぐひ多
かり、いづれも簡要の旨にて聖賢の教にもかなひぬべし、さすが人物伶俐なる、故に其いふ所、時とし道理
にあたる事もあるにこそ、鐵中鐸々傭中伎々といへる類也。管中より豹を窺て一斑を見るときもいふべ
し。たゞし是ほど穎悟なる人もおほく得がたし、もし聖賢の道を學ばしめば、中々釋門に陥るには至ら
じ、おしき事也。それに釋門に入にし甲斐さへなくて、女色に溺れ一生を誤り、今に至て汚名を残しつ
るこそ、なげきても餘ある事なれ。是につけても人欲の險しきをしるべし。

○青砥が續松

しかはいへど、君子は人をもて言をすてすと聖人もの給へり。翁も徒然草にて一の益を得たる事こそ侍
れ。それはかの卷中の一條に、いひやせまじいはずやあらましとおもふ事は、おほやうはいはぬがよき
なりとあり、又一言芳談とやらんいふ物語を引て、しやせまじせずやあらましと思ふ事は、おほやうは
せぬがよきなりともあり。翁いつも言語飲食につけて此語を思ひ出し侍る、いふてあしきとしたる事
は、誰もいはぬもの也。いふてもよしいはでもよしとおもふ事をいふて、やゝもすれば跡にくやむぞか
し、喰てあたるとしれたる物は、誰もくはぬ物なり、喰てもよしくはでもよしとおもふ物を喰て、やゝ
もすれば跡にくやむぞかし。兼好も身に覺へありてこそかくはいひつらめ、よのつねの人の省になる語
なり。但兼好は老莊の無爲を尙ぶ人なれば、なに事も必しもいはんとせず、必しもなさんとせぬ心にて
かくいふなるべし、今翁が此語をもちゆるはさにてはなし、孟子に可_{べし}以_{つて}取_る可_{べし}以_{つて}無_る取_る取_る傷_る廉_るとい
へる、其意此語と相似たり。可_{べし}以_{つて}取_るは、はじめかくと見て、可_{べし}以_{つて}無_る取_るは、かさねて料簡をくはふる意

なり。されば兼好が此語もかくいへばとて、一概にたゞいはぬがよし、せぬがよしとは意得べからず。其いはずやあらまし、せずやあらましと思ふ所に意をつくべし。道理にて思ふと、勝手にておもふとのちがひあるべし。道理におゐていふべき事なるを思ひよらずして、勝手にいはぬがよしと思ふて、いはでやみ、道理においてすべき事なるを思ひよらずして、勝手にいへぬがよしと思ふて、いはひかへがちにて後の悔みこそなかるべけれども、それにはいつか善にすゝみ、義にいさむべき、さればまそほのすゝき、ますほのすゝきといふ事は、なに事かはしらねども、雨中に簑笠着て尋にゆきしをば、兼好もよしとおもへばこそ、是をもしるしをきけめ。さいつころ太平記を兒輩のよむを聞侍るに、北野通夜物がたりに、むかし青砥左衛門夜に入て出仕しけるに、いつも燈袋に入て持たる錢を、十文誤て滑川へ落したりけるを、よしさてもあれかしとてこそ行過べかりしを、其邊の人家へ人を走らかし、錢五十文を出して續松つづまつを十把買て是を燃しつゝ、川を浚えて終に十文の錢を求め得たりける。さていひける、十文の錢は、たゞ今求めずば、水底に沈てながく失ぬべし、五十文の錢は、商人の手に涉りてながくうせず、彼と我となにの差別かあるべき、彼此六十文の錢をうしなはず、豈天下の利にあらずやといひしとぞ。五十文の錢を費して十文の錢を求るは、常人の思案にていはゞ、勝手にきはめてせぬをよしとする事なれども、道理においてすべき所を考へてかくするにこそ、いはゞ輕き事のやうなれども拔群の見識なくしてはなるまじき事ぞかし。商人と我となにの差別かあるべきといへるは、楚王失そわうしつレ弓楚人得しよふみをとてえりレ之といふにかなひて、天下の利にあらずやといへるは、楚人得そわうしつレ之といふよりも其識量一かさ大きな事也、青砥左衛門たゞうとはあらず、其言行世に傳らざるこそ遺恨なる事なれ。

○渡部番

ある時、諸客來會せしに、翁いひけるは、ちかき比、我國の書をよませて承るに、古より茂材懿行もさいいこうの人もあるべけれど、ふるき物語などは、少も道理のさたに及ぶ事なく、記録の類も、國史をはじめ時政事實の

略をしるす迄にて、當時の人物、又は人の言行をば、しるすべき事ともおもひよらねば、しるし置べきやうもなし。よりにて忠臣義士の事も、世に湮没して傳らず、是も我國の一欠事といふべし。其後武家の世に成て勇將烈士、君のため國のため死を潔うする事、歴擧するにいとまあらず、責て是はすこし風教の助けともなりなんかし、もし上にたち下を治る人にていはゞ、平家治世のはじめ、小松の重盛をこそ世に賢人とは稱すれ、父清盛暴逆にして君に背きしを、重盛その間にゐて、忠孝ふたつながら闕す、誠に後世臣子たる者の法とすべし。されど燈籠の大臣といはれ、異國へ金を渡せし事を見るに、材識暗弱恐らくはいふにたらず。其子維盛、浮島が原にて水鳥の羽音におどろきて都へにけ歸り、天下の人口に係りしも、家法嚴ならずして、子弟驕奢にそだつが故なり、燈籠の念佛崇をなすなるべし。其餘平家の君臣や、勇壯なるもあれども、それも優柔不斷にして材力弱ければ、將帥は運籌決勝の略なく、士卒は先登陣の勇なし。されば上總介忠清が士大將としていかめしく振舞しも、維盛と同じくにけ歸りしをば、其時の人、ころもたゞきよと嘲弄せしぞかし。又筑後守貞能は清盛第一の寵臣にて平家全盛の時、意氣揚々たりしが、壽永年中平家安徳帝を奉じて、西海に赴きし折しも、貞能出征して凱旋せしが、途中にて車駕に出合しに、ひとり引ちがへて都へ歸りしかども、身の置所なきまゝに、平家の跡を追て西國へ行しが、平家の勢、日に蹙りて月に危亡に瀕きを見て、又逃去て釋門に入つゝ、肥後入道と稱しける。其後無し程源氏の世となりしかば、鎌倉に至り、宇都宮朝綱と舊識のよしみあるによりて、朝綱に因て乞降し故に、一命を助けられ、抖擻行脚して、あなたこなたと餽ひつゝ、一生を終るときこへし、恥をしらざるの甚しきもの也。是につきて渡部右馬允、番が事を感じ侍る、義經西國へ落し時、渡部にて番がもとへよりて、事のよしをいひければ、番あはれみて見送りけり。後に其事聞へて關東にめされて、梶原にあづけられ、十二年を経たりし程に、鎮西の追討使に天野藤内遠景むかひけり。大將家のきりものにて、十世の宥を得る程の事なりけり。〔割註〕加賀の國に天野何がしといひし一人の浪士ありしが、遠景が子孫

也。それが家に、頼朝より遠景に下し給ひし御教書一通あり、天野藤内遠景の奉公他に異なるの間、頼朝十代遠景十代所領相違あるべからずとかけるよし、それを見たる人の語りし、いとめづらしき事におぼゆるまゝ、今十世の宥とはいふなり。其時鎮西の任はて、歸りしが、上洛の時渡邊を通りて、番が妹をめとりけり、相具して關東に下向しけるが、遠景、此上は彼御氣色におゐては、いかにもし申ゆるすべし、若御承引なくば、遠景申あづかるべしといひければ、番が親類郎等、さりともし今は石馬殿の召籠はゆるされなんと悦びあへり。さて遠景、關東に下り着て、いつしか使を番がもとへつかはしていひけるは、思ひがけず、かくゆかりに成まいらせて候へば、ひとへに親ともたのみ奉るべし、内外に付て疎略を存すべからずといひやりたりけり。番、多年の召人にて、今日きらるべしあすきらるべしといひて、十餘年に及びけれども、かたうど一人もなければ、申なだむる者なし。たま／＼かゝるたより出來けるは、いかばかりかうれしかるべきに、番がいひけるは、弓箭とる身の、かゝるめにあふ事恥にてあらず。さこそたよりなき身なれども、あながちにそのぬしこひねがふべきむこにあらずとて。返事にいひけるは、したしくならせ給ふのよし存知がたく候。番は獨身の者にて候へば、御ゆかりに成まいらすべき事覺へ候はずと、あら／＼かにいひやりければ、遠景大きにいきどおり、やすからぬ事に思ひて、ともすれば大將にあしさまに申ければ、いよ／＼罪おもくなりまさりにけり。され共番は少もいたまず、物ともせざりけり。かゝる程に大將奥州泰衡を伐し時、番をめしていはれけるは、汝をとくに身のいとまとらすべかりしに、思ふ子細ありてけふまではいけおきたるなり。身の安否は此たびの合戦によるべしとて、鎧馬鞍など給りければ、番かしこまり悦てむかひけるが、身命を惜まずゆゝしかりければ、其科をゆるされて本領返し給り、二たび舊里に歸しゝとなん。番いかなる人とはしらねど、始終死を守て志をかざりして、其操の廉潔なる事思ひやるべし。當時慶幸の臣にゆかりを求めて、命をたすかるをさへ屑とせず、いはんや貞能がごとく仇を忘れ、勢に附て苟も免るを幸とせんや。孔子も行^{おこなふ}己^の有^ら耻^をもて士との給へ

り、番がごとき誠の士といふべし。

○大佛の錢

されども忠清、貞能がごときは、もとより容悅の具臣けふしんなればふかくは論するにたらず。翁が目ごろうたてしくおもふは、重衡の事にて侍る。其身不幸にして生捕れしは、さして耻辱にあらず。然るに鎌倉に囚れし時は、宴遊の席に臨て艷女に歎語し。奈良へ渡されし時は、警衛の士にねがふて愛妾に邂逅す。すべて丈夫のすべき事にあらず、いとみぐるしき事也。しかるに、それをばいさゝか恥ずして、父命によりて奈良の大佛を燬し事を、自からも大きな罪惡とくやみおそれて、鎌倉にて頼朝の前にも陳謝し、京師にて法然に邂逅しても、此事をいひ出してふかくやみしは、罪障懺悔の爲とこそ思はれけり。その愚暗是非もなき事也。近世松永彈正がふたゝび奈良の大佛をやきしを、信長の猛惡にてさへ、是をば大罪と思はるればこそ、松永が主君三好義長を弑し、光源院殿をころし奉りし大逆罪にならべて、三の人のならぬ事をしたるとて、彈正をはぢしめられしぞかし。嗚呼佛法の人心を蠱惑する事何ぞこゝに至るや。然るに寛文の頃かるとよ、松平故伊豆守信綱執政の時、千年以來金仙を尊て、かく成たる風俗の後に、京の大佛を鑄て錢とし、天下を利益せられしこそ、先にも跡にもきかざる事なれ、其卓識誠に古今に傑出すともいふべし。御當家創業以後文明日に開きし故に、かくのごとき人も出るぞかし。重衡などをしてきかしまれば、ほとんど驚死にも至りつべし、されば伊豆守善政多き中に、始て上聞して天下の殉死を禁じ、諸國の人質をやめ、大佛を錢に鑄られし、此三をば世にも大器量の事にいひ傳しなり。殉死を禁ぜられしは、ながく後世の害を除き、人質をやめられしは、あまねく諸國の患をすくひ、大佛を錢に鑄られしは、**大**きに古今の惑をとく、天下後世におゐて大功徳ありといふべし。但此時伊豆守に限らず、諸執政いづれも至公至明にして、諸侯諸役人に對して私のもとななく、私の怒なく、只正道をもて下知せられし程に、其威令下に行はれしかば、諸侯諸役人も各おそれ慎みて、身持も正しかりしぞか

し、しかも己が材智をもて人をふさかず、己が權柄をもて下をあなどらねば、諸役人も執政の威勢にはとからず、上の御爲又は官守の事に付ては必面争て言を盡さざるなし。昔魯公伯禽魯に入封の時、周公いまして、平易近_レ民、民必歸_レ之との給へり、かの諸執政、この周公の語に本づかるゝにてもなければ、其心公にして治道に明なれば、をのづから聖人の心にもかなへり。されば其餘澤今に至_レ太平の化、日に盛なる事、上の御盛徳とは申ながら、かの諸執政の力なきにもあらず、中に就て伊豆守の平易にて無造作なりしは、世にたぐひなき事にてありけり。其頃井上新左衛門といふ人は、執政府の従事たりしが、疎直に文飾なきをもて伊豆守のために愛せらる。新左衛門常に談諧を好みて其爲_レ人東方朔に似たり。ある時いづかたよりか鱈を献上しけるを、御前に披露するとて伊豆守見届られしに、鱈に墮つきてありしかば、伊豆守氣色損じて取次ぐ人をしかられしを、新左衛門傍にありしが、いや鱈には塵ある筈にて候といふを、伊豆守いかにとへば、三番三さんばさんにちりやたらりと申候はすやといふ時に、伊豆守聞て笑ひつゝ氣色なをりて、とかく物に念のいらぬ故にて候、なに事も念をいゝにしくはなしといはれしを、新左衛門各様には御念のいり候がよく候、我等ごとき輕き者は、あまり念をいれ候へば、却てあしき事もある物にて候といふを、伊豆守なにか念をいれてあしきやうあるべきといはれければ、其事に候。昔唐の玄宗、方士に命じて楊貴妃のありかを尋られしが、方士蓬萊宮に到て貴妃にあひし程に、歸て此よしを奏聞せんとて、共しるしを乞しかば、玉の簪をたまはりけり。然るをあまり念過て、是は世にたぐひあるべき物なりとて、かさねて玄宗貴妃との密語を聞て還報じければ一旦首尾はよかりしが、玄宗方士を疑ひそめられしより思はるゝは、此密語は、貴妃とわれふたりより外人しるべき事にあらず、然るを方士しりてかくいふは、兼て貴妃と通じたるにやと、つゝ方に方士を誅し給ひしとなり。前の玉の簪はかりにて能候を、あまり念をいれたる故に、かくのごとしいひければ、又新左が例のをやることをいふとて、一座興に入てやみける。其後天草の事出來て、伊豆守奉_レ命てゆかれしが、不日に賊みな伏_レ誅て江戸へ歸着

せられしに、旅装のまゝ直に登城ありしかば、折ふしに在城の面々残らず迎勞しけり。新左衛門も衆中にありけるを、伊豆守はやく見つけて、そこに語る事こそあれ、今御前より罷りてとて、御前へ出られ、さてやゝしばらくありて、御前より退かれ、衆中にていはれしは、此たび天草にて、諸侯一度に賊壘へ向ふべしと約束定りて、さておしよする時は、某が本陣にて鐘を撞くべし、それを相圖に諸手の衆あつまるべしといひ合せて、僉議の間目を経けるが、某おもふには、今夜にても賊方の者か又は馬鹿ものありて忍び入て鐘を撞て我衆を誤る事もあらむかと、撞木を取よせて、我側に置けるが、又おもふには、必撞木にも限るべからず、鐵炮やうのものにても撞まじきにもあらずと、鐘を地へおろさせ、こもにて卷て置せたり。然る所に賊徒挑戦て、思ひよらず俄に手合せありければ、さらば鐘を撞べしといふに、上へ釣あげこもをとく程に、つゝにまにあはずして、たゞかゝりに懸りて攻潰しけり。其時かのいつぞや申されし方士、蓬萊宮の物語はかやうの事にこそと、その事を思ひ出せしとありしと也。これ戯れに近き物語なれども、伊豆守理にさとく、人の言をすてず、それにたゞ今馬よりおり御前へ出て天草の首尾を申上らるゝ折ふし、常人ならば中々おもひもつけじ、たとひ思ひつくとも、此節はさてやむべき事なるを、只常の氣色にて、稠人廣座の中ともいはず、我あやまちたりし事をも、有のまゝに語られしにぞ、伊豆守の心公にして、器量の大きなるもしられける。世に古今の良相とするも、げに理りと覺ゆるぞかし。是をもて見るに、世に權威にほこり、邊幅を脩むる人は、誠に馬援がいはゆる井底の蛙也。嗚呼いやしいかな。

○泰時の無欲

他日繼ての會に、諸客前日平家の人物をば御評論承りて候、鎌倉以來の人物は多き事に候へば、あまねく承るに及ばず。其中に翁の取給へる人は誰々にて候や承度候といへば、翁、鎌倉治世の後に至て北條泰時こそ、漢の丙魏、唐の姚宋にもはづかしからぬ人にて候へ、わが國にはあまり比類なかるべし。此人梅

尾の明慧にあふて、某不肖の身をもて重任に當り、群下に臨み侍る、いかゞして衆を治め、争をやめ侍るべしとはれしに、明慧たゞ無欲に成給へといはれしを、泰時かさねて某ひとり無欲に成候共、群下なにとて無欲に成候べきといはれけるに、明慧下に目をつけずして御身先づ無欲に成て見給へといはれしを、泰時ふかく信じて、父義時死去の時、所領財寶大かた諸弟に配分して、其身はわづかにたるばかりとられけるを、二位の尼、泰時に自分のとられやうあまりすくなき事といはれしに、某は家督をうけ候へば、なにの乏しき事もなく候、只弟どものゆたかなるやうにとこそおもひ候へ、といはれしかば、二位の尼も感涙に及ばれしが、其後年を逐て親族肅穆し、鎌倉の武臣も感服しけり、明慧浮屠なれども、孔子の季康子にの給ひし荀子（荀子）之不レ欲（荀子）雖レ賞レ之（荀子）不レ竊（荀子）といふにかなへり。泰時の明慧の一言を信用して鎌倉よく治まりしにて、聖人の言誣ふべからざる事をするべし。明慧もたゞうとはあらざりけらし。さて泰時家督以後、日ごとにつとめて公廳へ出て、ひねもそ寔々として庶務を治められしに、群長を待事恭謹にして争を分ち訟を聽るゝ事明恕なりしこと、東鑑を見てしるべし。昔ある老儒の語るをきゝし。泰時ある時訟をきかれしに、雙方對決しけるが、半に成て一方の相手忽に理に服して、只今迄己が申所をよしと思ひて候へばこそ、争訟に及び候へども、今日始て手前の非を覺悟いたして候、此上はもはや一言中にも及ばずとてやみぬ。泰時感じて、此争は汝がまけ也、理非によりて決斷すべし、但某今迄多くの訟をきゝしかども、即座に汝がごとく理に服するものを見ず、是を賞せずしてなにをか賞すべきとて、別に恩賞を行はれしが、後は争訟もやうやく稀に成て、訟庭も閑になりしとぞ。此事何やらん古き物語にて見しといひしが忘れにき、其後考へもし侍らず。此一事にても、泰時の公明にして無情者は其辭を盡す事を得ず、又恩威ふたつながら正しき事もしられたり、其孫謀のよき後嗣に及て、時頼、時宗いづれも遺訓を守り、成法に依てよく政を勤られしかば、四方の人心鎌倉に歸嚮せざるはなし。北條氏皇朝の陪臣をもて天下の權を執て、數代の安きを得たるは、泰時の功といふべし。世に時頼を泰時より賢明なる

やうに稱しぬるは、意得がたく思ひ侍る。たゞ早く高位を脱履して浮屠に歸し、微行をこのみ下情を察せられしを、奇特の事とこそいふらめ、それは道理をしらぬ人のいふ事也。其身、宗廟社稷の重きを承けて、自から佛寺に逃れ、微行を樂とする事やあるべき。君徳を穢し、治體を失へり、人主の法とすべからず。是にて見れば、其治、規摸近小にして、遠大に味かりけらし、中々に泰時に及ぶべき人にあらず。其外鎌倉の人物を考へるに、上下ともにすべて取にたる人なかるべし、但建國のはじめ、あまたの人材幕下に群集すといへど、血氣勇悍の人迄にて、いづれも粗暴無識、皆絳灌が下にて候、其中に畠山重忠は、勇力世にすぐれ古今の壯士といふばかりにてもなく、志操潔白にして、きはめて正直の人也、世に和田と並稱するは、その倫に非ず。梶原が讒にあひし時、誓文をもて陳謝せよといひしを、重忠一生僞をいはねば、今更誓文に及ぶべきやうなしとてうけざりしかども、頼朝も疑をのこさず、梶原も怒を加へず、是にてもとより忠信の上下に感孚する事をしるべし、其上己が善に伐らず、人の功を蔽はず、おのづから寛厚長者の氣象なんありけり。當時諸將の中に求るに、少しき似たる人もなし、不幸にして三浦と同じく前後北條が爲にころさるゝこそ、いと口惜き事なれ、其最後も、さすがに他よりも一きはいさぎよく見へしぞかし。こゝに至て、時政義時が悪、天道にさからひ、人望に背く、其罪誅しても餘りあり、もし泰時なかりせば、北條家の滅びむ事、高時が時を侍らじ、ひとり、田樂入道のみ罪すべからず。

○楠正成

建武中興の人物にては、緇紳家に藤藤房、韜鈴家に楠正成もとより輿論の歸する所にて候、もし其人品をいはず、藤房は公卿輔弼の臣たり、正成は將帥禦侮の臣たり。其材の大小をいはず、正成の材、藤房の及ぶ所にあらず。藤房龍馬の諫は、直言極諫朝廷を聳動す、まことに朝陽の鳳鳴といふべし、然れども正成恢復の功とは並論じがたし、其上藤房は一諫の後國をさり世をのがれしが、正成は其身國難に死

するのみにあらず、忠義代々家に傳へ、天下にあらはる、當時誰か正成に比する人あるべき。たゞし正成も外の言行世に傳はらざれば、その爲レ人くはしき事はしれ侍らず、世に楠家の遺書とて、きれく流布する物あれど、おほくは後人の僞作と見へ侍る。しかれども共しるき事は、争亂の始、一城をもて天下を引受て、始終少しも挫屈せざるにて、其材量のたくましきを思ひはかるべし。殊に仰慕すべきは、天下一盛一衰の間、名将勇士といへども、時勢に附て反側を常とし、朝夕をたもたざる中に、獨り楠家のみ子孫累葉かたく遺訓をまもり、一門闔族心を壹にし力を戮せ、各身をもて國に報ひ、三代の間一人も貳心ある事をきかず、古今比類なかるべし。正成、德澤深厚にして、ながく人心を結ぶ事なからんには、いかでか、かくのごとくなるべき、然るに世の尙論する人、推尊で諸葛孔明に比するは、兩人いづれも兵略をつとめ、興復を謀り、父子國事に死するも同じければなり。それはさる事なれども、孔明は臥龍なり、道徳を懷抱し、功名を遺外し、草廬にて一生を終んとせしに、はからざるに蜀の先主の三顧に遇て不レ得レ已して出仕へしが、一朝關趙が上に立て、君臣魚水のごとく成し、さればその出處伊尹呂望に近しとなん、古人の論もあるぞかし。正成は、もと功名科中の人なり。

後醍醐帝笠置に臨幸の時、近國の名士を徵れし間、正成も召に應じて参じけり。是その出處孔明とは大きに異なる上、恢復の後も、尊氏義貞の下に列して、專に任用せらるゝ事をきかず。孔明をもて擬せば、恐らくは其倫にあらじ。其兵を用るも、孔明は正大にして奇計をもちひず、節制の兵といふべし。翁かねて論ずらく、正成が敵を料り兵を用るは韓信に似たり、韓信楚に寄食する時より、既に項王の易レ制をしり、正成河内に家居する時より、既に鎌倉の易レ弱をしる。よりて韓信高祖を見て盛に項王の勇を稱へて、其勇は恐るゝにたらざる事をいひ、正成、

後醍醐帝に謁して、盛に鎌倉の強きを稱して、其強きは特にたらざる事をいふ、其後兩人共に多くは籌策を用て取レ勝し事掌握にあるがごとし。韓信は囊沙背水敵を破り、正成は鈎屏木偶敵を鑿するを見給

へ、兩人の兵を用ること一轍に出ざるかは、何れも摧^{くだ}堅^{かた}拉^ひ銳^とといへど、韓信が材は敏速に長じてよく攻む、いまだその守るをきかず。正成が材は持重にたへてよく守る、いまだその攻るを見ず。韓信に城を守らしめば、よく正成がごとくならんか。正成に敵を攻しめば、よく韓信がごとくならんか。古人も攻守勢殊也といへばいかゞあるべき。翁がいまだ決せざる所也。しかいへど韓信が兵は利欲の私にいで、一身のためにし、正成が兵は忠義の心にいで、國家のためにす、其底績の心おのづから同じからず、むかし河内の人の語りしとて、或人翁にいひしは、金剛山のあたりに南北の明神と號する祠あり、その中坐を正成とす、左右は孫子吳子なり。正成常にわれ天下に武功を立る事は孫吳のかけなりといひしによりて、是を附祭^{ふさ}するとぞ。是にて今に正成が遺愛の民にある事をしるべし。但正成かくのごとく絶倫の材をもて、聖賢の道を學びずして、孫吳が術をのみ崇びしは、遺恨といふべし。湊川にて自殺するとき、弟正季と最後の一念を語る事はなほだ陋^{おろ}し。

○足利家の亂れ

足利一統の後、幕下の人物にては、細川頼之をこそ世に良相と稱し侍れ。先君の遺命をうけ幼主を輔け、上を奉じ下を御するをみるに、やゝ老成の材といふべし、然れども小術を用て君威を強する事をしりて、曾て陳^{のべ}善^を閉^ふ邪^せことをしらす。されば義滿昏弱の君にあらず、其輔佐よろしからば、いかやうなる英主ともなるべき人ぞかし。その驕泰をきはめ、僭逆を肆にするに至るは、頼之といへども其罪をのがるべからず、是をもていふに、其人稱するにたらず。其外足利家の名門右族、いづれも跋扈將軍にあらざるはなし。應仁文明の頃、京都には細川崑山黨を分ち、鎌倉には足利上杉雄を争ひ、日夜合戦して虚き月なし、しかのみならず君臣相害し、親族相殺し、その毒鬼蜮のごとく、其暴虎狼のごとし。天下に人倫の道絶はて、日月地に墜ざる迄にぞありける、是をぞ古今亂世の極といふべし。もろこしにていはゞ、李唐の季五代の初に似たり、いつぞや唐書を讀侍しに、僖宗昭宗の時に至て、其頃君上の廢立多くは人臣

の手に出しかば、揚復恭が昭宗を己がたてたるとして負心門生、天子といひしをこそ、古今になき事なれ
 とあまりの事におかしかりしが、其後我朝近代の野史にて、新參の主人譜代の家人に背くやうやあると
 いひし事あるを見て、さても亂世の風俗、からもやまともよく似たる事よと思ひ侍りし。されば應仁の後
 足利家の代を終るまで、前後百年の間、其名將勇士、寒促飛廉が徒にあらざれば、賁育黜舎が類なり。
 中々賢愚得失を論するに及ばず、但鎌倉兩上杉の時、太田道灌こそ、名將の譽ありし。然ども翁おもへ
 らく、上杉氏山内扇谷兩黨たりといへども山内を宗室とす。此時越後の上杉房顯山内の家を繼て、其子
 顯定に及べり、道灌は其父道眞より扇谷の上杉定正が家老たれば、定正をたすけて、顯定と嫡庶の義を
 講じ、親族の好を篤して、扇谷の家を安んじてこそ、身の輔相たりし甲斐もあるべきを、反て謀をもて
 山内の權を奪ひしかば、兩上杉不和になりける程に、終に兵難を招て、定正と同じく顯定が爲にころさ
 れたり。恐らくは其材主を庇し身を保つにたらざるに似たり。しかいへど武略すぐれたるのみにあら
 ず、文學に志さし和歌をこのみて、かゝる亂世には得がたき人ともいふべし。翁いつも思ひいで、感吟す
 るは、世に傳ふる、かゝる時さこそ命のとよめる歌にて侍る、此歌を世には道灌敵にころさるゝ時臨終に
 よみしといへど、さにてはあらず、慕景集とて彼が自からかきあつめし藻鹽草あり、其中に此歌をのせ
 て其詞書に、康正元年の冬藤澤の役に、かたきも味方も入まじり、三日をかさねていどみあらそふ事
 なりぬ、されども味方の武威つよくして、かたき北條憲定のぬしつゝに自腹して、餘兵をのかしむな
 しろなり、あるはあだにあたりてかたみに死するも侍る時、藤澤のかたへの松原のむれにてたゝかふ男
 あるに、味方は中村治部少輔藤原重頼とて、京家の人の世にしづみて、屋形に扶持せられて侍りしにな
 ん、敵の男は栗毛なる駒に乗て、二ツ引きやうに昇り籠の紋付たるさしものなりけり、遠目ながらよ
 ひの毛もいかめしうぞ見へける。しばしたゝかふて鎧をあはせしに、目の前に敵の男つきとめられ、や
 がて中村手づから首を取て我陣に來りて、かうくゝとなん語りけるに、いまだ壯年にもたらぬ男の色し

ろうしてたけたかゝるべき心地したり、鬢のあたりたゞならずたきしめつゝ、あはれるいやまし、あだながらにくからぬおもかけなり。中村重頼この心ばへのやさしきに歌ひとつものして手向にとすゝめ侍りければ、その首にむかひて、

かゝるとき、さこそ命のおしからめ、かねてなき身とおもひしらすば

重頼返し、 なき身とは誰もしれども諸ともにいまはにおよぶことをしぞおもふ

此道灌の歌は、孔子の給へる勇士不^{ゆうしはすすれうしなぶこころを}レ忘^をレ喪^をレ元^をといふは、其志朝夕に義をおもんずるにあり、首を刎らるとも義を失はじとなり、必しも戦場に死を輕んずるに限るべからず、我朝の武士のかねてなき身と思ふといふは、其志戰場に死を輕んずるにあり、首をとらるゝともうしろをみせじとなり。あながち朝夕に義を重んずるにあらす、其おもむき同じやうにて、しかもちがひありとしるべし。されど其僉議はしばらくさし置、此事歌にのみあらす、敵も味方も、死したるもいきたるも、とりぐゝいさぎよく、優にやさしき事といふべし。

○武田信繁

爰に足利氏の季世、天文永祿の間に至て、賢と稱すべき人あり。甲州武田信玄の弟左典厩武田信繁是なり。然るに近代武功をのみ尙びて、德行をば稱せざる故に、信玄の名は高けれども信繁の賢はかくれて世にしる人なし。今翁があらはさずしては誰かいひ出る者あらん。信玄の父信虎、信繁を愛して信玄を廢する心あり、それ故信玄父子不和なりしに、群臣いづれも信玄の武略に長じたるを見て、信虎をすて、信玄に思ひ附しかば、信玄群臣と謀て、信虎をすかし出して是を距ぎし程に、信虎甲州へ歸る事かなはず、今川氏眞の外祖父たるによりて、駿河に出奔して、今川家の寄公となりて、年を経けれども、信玄つゝに父をむかへて國に入るることなし、信虎後に京都に流落して一生を終たり、信繁信虎の愛子として、信玄を廢して信繁をたてんとするをば、かねて信玄も知たる事なれば、必忌惡むべし、それに國に

のこりて信玄につかふるは、危難の場なり、父を追出す程の人なれば、露友愛の心あるべきにもあらず、しかるに信繁嫌疑の間に處ながら、信玄につかへて、兄弟の間少しも違言ある事をきかず、むかし後漢の東海王強は光武の太子たりしが、廢せられて諸侯王に下れり、明帝母寵によりて、弟をもて立て太子となり給ひけるが、其後明帝の代に至て東海王恭謹にして、上を奉じ身を全して終られしをば、前史にも褒稱して記置しぞかし、されどそれは明帝孝友なればつかへやすかるべし。信繁はそれとはちがひ、殘忍至極の兄につかへて朝夕國に倦々として、人臣の節を失はず、信玄といへども常に親任して疑忌の心なく、始終一のごとし、その忠信誠實人を感孚するにあらずして、いかでかくのごとくなるべき、さて川中島にて討死せられしこそ尤義にあたりて覺へ侍る。信玄一生の危き折なれば、此時討死せずしていつの爲に命をおしむべき、されば主辱かしめらるれば臣死するの義を守て、こゝろよく討死せられしは誠に見レ危授レ命といふべし。其子を誡められし條子かきの物を見侍るに、一として恭敬篤實のことにあらざるはなし、其中一條に、たとひ海は野となり野は海となるとも、盡未來際御やかたに對して二心あるべからずといひ、又一條にたとひいかやうの御懇意にても、後庭へ出入すべからずといひ、又一條に、諸人同座する時、もし好色の語に及ば、目にたゝぬやうにして其座を立べしといふにてしりぬ。信繁人がら恭謹なる物から、しかも身を守ること嚴正にて、かり初にも汚俗に同ぜず、其高風清節古人に恥ざるべし、又一條に合戦に赴く時、敵ちかくならば、人數を急にあらくつかふべしとあり。是にて信繁戰陣に勇ありて、兵をまはすに熟しぬる事をしれり、しかれば勇威武略さへ兼備りけらし。易にはゆる知レ剛知レ柔萬夫之望とは、此人のたぐひをいふべし、嚮に信玄社稷の慮ありて、はやく此人をたて、世子とし、監國の任にをらしめば、甲州ながく滅びざらまし。しかるに昏昧剛腹の勝頼に傳へしかば、信玄死していく程なく織田氏のためにほろぼされにき、なげかしき事にあらずや。

○兵法の大事

後日諸客來會しけるに、例の講はて、翁いひけるは、各日比武田流の兵法を講ぜらるゝよしき、侍る、前日申せし信繁の敵近くならば人數をあらくつかふべしといはれしは、いかく輕き事のやうなれ共、尤用レ兵の要を得たり、信繁も是にて毎度利を得て簡要の事と思はれるばこそ、かく子息へもいひ傳へられけめ、此序に兵法の事をあらく語り侍るべし、翁日ごろ兵書を考へ見るに、兵術の要は孫武が十三篇にあり、十三篇の要は軍形兵勢の二篇にあり、おほよそ用レ兵の法は、形勢のふたつに過べからず、しばらく常語にていはゞ、軍形は軍のかた、又は軍のもやうといはんかし、兵勢は兵のきをひ、又は兵の調子といはんかし。軍形は行レ師の法にして、兵勢は合戦の法なり、軍形は行レ師の法といふは、今僅に百ばかりの人數にても廻して見給へ、それさへ末々迄は下知とどかぬ物ぞかし、まいて三軍の師をまはすに、時に當ての下知ばかりにしては、いかで自由に廻るべき、たゞ、將帥たる人、成算より割出して、軍伍を定め、手分を定め、約束を定め、其外の事迄分段を明かにして、人數を一定の形にはめて師やれば、三軍ひとつもやうになりて、なにの造作もなく廻るべし。軍の強弱はもやうによりて生ずる物也、又兵勢は合戦の法といふは、常の輕き事にも考へ給へ、急節に臨みては、すこし手延なれば、度を失ふ物ぞかし、まいて合戦の勝負は呼吸の間にあり、それに鎗先に向ては、士卒の勇怯ひとしからねば、とかく猶豫しやすし、たゞ將帥たる人、こゝに至ては人數を上げしくあらくつかふて、其きをひに乗じてすゝめば、おのづから調子めいらずして、勝利を得べし、兵の勇怯は調子によりて生ずる物也、されば孫子に勇怯は勢也、強弱は形也とこそ見へて侍れ。譬ば猛虎深山にありては百獸震恐しが陷穽の中に在に及ては、尾を揺かして食を求るが如し。猛虎にはかに弱くなるにはあらず。又おかしきたとへなれ共、世にいふ女の丑時参りといふ事あり、常には闇がりをさへおそるゝ物が、嫉妬の怒に乗じては丑時参りして、少しもおそれやらず、其女にはかにつよくなるにはあらず、是にて勇怯の勢にあり、強弱の形にある事をしるべし。但軍形は本なり、兵勢は軍形よりしてこそ出來にけれ、もし軍形亂れなば、

士卒勇なりといふとも必敗軍すべし、この故に勝兵先勝而後求レ戦、敗兵先戦而後求レ勝といへり。先勝は軍形にあり、いまだ戦はぬ先に、必勝べき手だて定まる故に先勝とはいふ也。先勝て戦へば、兵鈍らず、戦とこほらず、敵を破る事破竹のごとくなるべし、よりに孫子に勝者之戦、若レ決ニ積水於千仞之谿者形也となん、是は必勝の形先定まりて、其勢に乗じて戦へば、なにの手もなく勝事をいへり、然るに合戦の場に臨ては、ゆるやかなるを嫌ふて、はげしきをいとはず、おそきを嫌て、はやきをいとはず、もしゆるやかにおそければ、士卒の心たるみて、其勢を失ふものなり、信繁の人数をあらくつかへといひしはこゝなり、是則兵勢なり。孫子に是を論じて激水之疾至ニ於漂石者勢也、鷲鳥之疾至ニ於毀折者節也、故善戦者其勢險、其節短、勢如レ彊弩、節如レ發機といへり。すべて物には鼓の拍子あるごとく、はり合てはづみのあるは勢なり、竹のふしあるごとくきはだちて折めのあるは節也、水激して石のおもきを漂はすに至るは、岩にあたるはづみのつよければなり、安流する水の水さき弱きが石をたじよはす事をきかず、鷹鷲て鳥の翅をとりひしぐに至るは、禽にせまる折めのきびしければ也。なかのしする鷹の羽つがひゆるきが毀折する事をきかず、よりに善戦者は其勢必險しく其節必短し、一足も所向をしりぞげばきる、一毫も軍法を敗ればきる、かく險しからねば其勢弛ぶものなり。目を刻して急にすゝみて兵を駐めず、戦勝てば早く引き長追せず、かく短からねば其節のふるもの也。其勢弛び其節延れば、士卒倦怠て、必勝利を失ふべし。されば勢如レ彊弩とは、必はりつめて少しも手をゆるさず、節如レ發機とは、忽急にはなちてしばしもゆとりせず、この故に良將の下に怯卒なし、愚將の下に強兵なし、孫子に是を論じて善戦者求ニ於勢、不責於人、故能擇人而任勢、任勢者其用人也。如レ轉木石、木石之性、安則靜、危則動、方則止、圓則行、故善戦レ人之勢、如レ轉圓石於千仞之山者勢也、孫武が此語、一字一句も兵の肯綮にあたらざるはなし、孫武は誠に兵家の祖なるかな。

○孫臏韓信が兵法

されど孫武が兵法、其書ありといへども、自から兵を用て敵を料り勝ことを制するをきかず。そのかみ吳王闔閭に用られ、十三篇をも吳王に傳授せし事、史記孫子が傳に見へたり。闔閭西のかた強楚を破て郢に入、兵威諸國に振しは、定めて孫武が謀より出たる事にてあらんかし、その事實世に傳らねばしるべきやうなし。孫武が後、孫武が兵法をもちりて、其功天下に著れしは、孫臏韓信のふたりにてなむありけり。孫臏は孫武が子孫なりしが、先祖の兵法を傳へて、齊の威王の師となる。此時魏より齊の與國趙を圍みしを、威王將田忌に孫敵をさし副て趙を救はしむ、孫臏は其前に魏將龐涓と、もに兵法を學びしが、龐涓その能を嫉で、陰に臏を召て至れば其兩足を斷し程に、此度もたゞ車中に座して軍の指圖をしけり。田忌すぐに趙へゆかむといひしを、孫臏とゞめて、魏趙久しく相攻ぬれば、魏の輕兵銳卒必外に竭し、老弱運漕して内に罷るゝを謀ていふやう、趙に至らんよりは、速に魏都大梁に赴て其虚を衝んにはしかじ、かれ我國の危きをきかば、必趙をすてゝ歸て自救む、しからばわれ一舉して、趙の圍をとくのみならず、その弊を魏に收るなりとて、直に大梁に向ひしかば、魏師果して趙を捨て還りけるを、迎へ撃て大に勝利を得けり。これ趙を救ひながら、趙を救ふとは見せずして、魏を攻る形をもてしめし、虚に乗ずる急迫の勢をもて逼りしかば、魏師などが趙をすてゝ歸らざる事を得べき、これによりて見れば、前にいひしごとく、形にはめきをひにのすれば、わが士卒のみにもあらず、魏を制する事も掌握にあるがごとし。孫臏が魏を伐て趙のを圍とくにて、その形勢に熟するをしるべし。さればこそ孫臏も形格勢禁すれば、おのづから解くることをすといへり。形にはむれば、敵必形にさゝへられ、勢にのすれば、敵必勢にせかれて自由を得ぬ程に、おのづから我計中に墮るぞかし、後十五年ありて、魏より韓を攻し時、韓告急於齊しかば、田忌又將兵として、前に趙を救しごとく、すぐに大梁に赴きけり。魏將龐涓是を聞て韓を捨て歸る程に、齊師とくに孫臏田忌にいふやう、三晉の兵素より悍勇にして齊を怯

とす、善戦者は敵の勢によりて、その勢のまゝに態と利導して、己が思ふ圖に引付けるぞかし。兵法に百里而趣利者蹶（りにおもむくものけやうしやうをたす）ニ上將（をす）といへり、さらばいよ／＼魏を驕らしめて、百里にして利に趣かしめんとて、齊師魏の境に入て、始て一舍する日は十萬竈をなし、その明日は五萬竈、又明日は三萬竈と、日々にかまどの數を減じて、軍行の跡に遣しけり、さる程に龐涓齊師の後を追てをしけるが、是をみて大によるこびていひけるは、我もとより齊師怯き事をする、いかにとなれば吾地に入事三日にして、士卒のにぐるもの既に過半に及べり、いざ急に追つめんとて、其日歩軍をすて、騎兵ばかりにて、二日の道を一日にうちけり。孫臏其行を度るに、暮に馬陵に至るべし、馬陵は旁に阻隘多くして兵を伏すべし、こゝに龐涓を討取べしと思ひつゝ、大樹を斫り白けて、龐涓此樹下に死なんと大書したり。さて善射るものをすぐり、萬弩をそろへて道を夾て伏さしめ、それ等と約して、暮に火の高く擧るを見て、萬弩一度におこれと、其期を待けるに、龐涓果して夜に成てかの斫れる木の下に至しが、白書を見て不審におもひ、急に火を高く擧て燭しけるに、其書をよみて未畢に萬弩俱におこりしかば、魏師大に破れて、龐涓自刎て、遂に豎子が名をなしつといひて死にけり、龐涓が前に孫臏を足たちし時、人の足をきるは則わが首をきるといふ事をしらす、曾子の戒之戒之、出（けんちん）乎爾（いづものはんちにかへる）者反（はんちん）乎爾（かへる）者也との給ひしこそ思ひあたりしが、聖賢の言いつかたがひ侍るべき、是は小人の戒とすべし。

ながく世に、たてじとてこそ、あしきらめ、足はたゝねど、首はとりけり、是は翁がたはことなり、足のかほりに首を得たれば、孫臏はかへとくしたりといふべし。しかるに竈を減じてみせ、樹をしらけて見せける、ひとつとして敵を形にはめたるはなし。かまどを減じて見すれば、敵必道を倍してゆき、樹をしらけて見すれば敵必火を擧て見る、火を擧れば萬弩俱に發す、萬弩俱に發すれば敵自刎て死す。一として敵を勢にのせざるはなし。よく敵を料りて兵の形勢に熟せずんば、いかでかかくあるべき、孫武が後一人といふべし。災漢の初に至て、高祖の諸將の中に、韓信こそは兵術に精しく、合戦の上手に

てありし、其趙王歇を攻し時、背水の陣にて勝しは、今にあまねく世に稱する事也。兵法に右ニ倍山さへりやうをみやにし陵さかき前まへ左ひだり水みづ澤をといへるは軍形の常なり。然れ共兵に常勢なし、敵に因て變化すれば、軍にも常形なかるべし。此時趙兵二十萬と號す、漢兵數萬にたらず、其上皆あつまり勢にて決戰の心なし。韓信これによりて水にそむきて陣せしめたり、水に背きて陣するは死地なり、一足跡へひけば水に逐はめられて死する故に、おのづから面々にかせきて殊死して戦はざる事を得ず。趙軍漢の軍の死地に陥るを見ては、必なのに用意もなく輕々しくすゝみたゝかふべし。我死戰の衆をもて輕進の兵を撃なば、必一戰に勝利を得べしとはかりしが、はたしてその謀はづれざりけり。然ども水に背て陣せしをば、當時諸將も口には諾せしかども心には服せず、敵もこれを望見て大に笑しぞかし。これ敵もみかたも形にはめられ勢にのせられて、みづからおほへず、戰勝ても其勝ける故をしらざりけらし。その外伴りて旗鼓を捨て走りて、敵をして空壁逐れ利しめ、趙旗を抜て漢の赤幟をたてゝ、起軍の氣を奪ひしなど、いづれも敵を形におとして、自然の勢をもて驅しかば、みかたはいよゝゝ勇戰し、敵はみづから死を救ふにいとまあらざりけり。孫臏が後、兵の形勢に熟し合戰に長じたるは韓信ならし、むべ自から將兵の能を論じて、多ければ多くして益善とはいひけり、げにもと覺へし。然るに孫臏韓信が兵法をもて孫武が書を考るに符節を合せたるがごとし、こゝをもて兵法はいよゝゝ形勢にある事をしるべし。孫子にいへらずや、先まづ爲かつかつ不べからず可べからず勝かち以待をたしめて敵てき之を可べからず勝かちとは、先不まづ可べからず勝かちは、我にあり、萬全不まづ敗はたかの形也。敵之可べからず勝かちは敵にあり、必勝不まづ失はたかの勢なり。其機を形にこめ其戰を勢に決す、其機を形にこむるに當ては、淵のごとくふかく、龍のごとく潜まる、いはゆる藏かく於九地之下をもの也。其戰を勢に決するに當ては、颯のごとくをこり、雷のごとく撃、いはゆる動うご於九天之上をもの也、忽かくれ忽あらはれ、寄正相生じ、虚實相形る環たまの無な端はしがごとし、兵術の妙、こゝに至てもはや加ふべき事なし、但其簡要をいはゞ、兵は神速なるにあり、もし神速ならねば、其計策多くは敵にはかられ、又は長陣すれば、將軍も退屈する程に、軍形兵勢もいづ

れの處にか用べき、孫子にも兵聞^{きく}拙^{せつ}速^{そく}。未^なレ視^み巧^{たく}之^た久^く也^といへり、善將^{ぜんじやう}レ兵者は、たゞ形勢に明かにして、其餘勝負の數にあづからぬ事は多くは不調なれども、反て是をもて勝利を得る事速也、是を拙而速也といふ、兵家の貴ぶ所也、若勝敗の數に暗くしてたゞ屯營を周備にし、號令を煩瀆にして、すぎて持久之計とすれば、軍法調熟して、すぎまもなく見ゆれども、兵久しければ變生する程に、はては敗軍に及ぶぞかし。是を巧而久しといふ、兵家の忌所也。況や兵久してやまねば、其間多く財を糜し人を殺し、ながく國家に害を貽すことすくなからず。むかし蜀の先主自ら將として吳を攻る時、七百兵營を連ね、三十屯をたて、吳と相拒こと半年に及ぶ、巧而久しといふべし。つゝに兵疲惫沮て、陸遜が爲めに破られたり。我朝にても、近代上杉武田の兩虎争^り雄^しが、いづれも征法疎かなるにあらず、軍令精しからざるにあらず、然ども先爲^レ不^レ可^レ勝^レて敵の可^レ勝^レを待事をしらず、互に一戰の間に勝ことをつとめて、しばし相攻る事年を経てやまず、是又巧而久といふべし。遂になにの成功なくして、僅に其身を終て國滅びにき、たゞ豊臣秀吉は、もとより不仁にして、誅^レ暴^レ止^レ亂^レの兵にてはなけれども、勝敗の多數に明なりしかば、出^レ師^レになにの造作もなく、行^レ兵^レになにの巧計もなく、戰となれば必功を一舉に收む。遂に兵を傾して曠^レ日^レすることをきかず、いはゆる拙而速なるものに近し、其將略恐らくは謙信信玄の及所にあらず、然れ共慄^レ猾^レ賊^レの人にして、禮樂慈愛は夢にもしらざりし程に、晚節無名の師を起して、朝鮮を征伐し、久しく師旅を暴露し、多く人民を魚肉せしかば、天下の人心離叛きけり。亦兵久して收めざるの禍なり、孫武が一言、兵の要旨を得たりといふべし。

○兵は詭道

他日繼て諸客來會せしが、前日兵家形勢の説くはしく承り感服し侍る。世に兵法を傳る人も一ならず候へ共、大かた上杉武田家の流にて、兵の故實器數には精しく候へども、中々形勢などの沙汰には及ばず、是にて敵を料り勝ことを制するは、なりがたかるべきやうにかねて思ひ侍りしに、翁の論を承り、

いよ／＼世に傳るは皆兵の末事にて兵法とするにたらずとこそ思ひ侍る、但形勢を審にし、智謀をもち候事、仁義の兵にもあるべきにや、聖賢の道にはすこしたるやうに覺へ侍るはいかゞといふに、翁聞て、それはよき不審にて候、兵は聖人の常道にあらず、いはゞ權道ともいふべし。身づから義を制する權度なくしてはにはかに用ひがたき道にて候、とかく兵は別段の事にて、常には用ひざる道と意得給ふべし。さらば古今兵の異同ある事を語り侍るべし。戰國以來料敵制勝の術を兵と申候へども、元來甲冑の士を兵といへば、兵は士卒の事にて候、むかし荀況古今の兵を論じて五とす、湯武の仁義、桓文の節制、秦の銳士、魏の勇卒、齊の技擊是なり、王者の兵は、道德に本づき、仁義を崇ぶ故に、三軍心を同うし力を戮せて、君上の難に赴く事、子弟の父兄を衛り、手臂の頭目を捍ぐがごとし、是を仁義の兵といふ。桓文の兵は、信義を守り、律令にしたがふ故に、三軍畏れ威て一人も節義を踰る事なし、是を節制の兵といふ。嬴秦の兵はたゞ賞罰を嚴にし、首級を尙ぶ、曾て兵に節制ある事をしらず、然ども士卒を淬勵して勇敢を倡ぶが故に、敵に赴て戰死する事をたのしむ。其強き事魏齊の兵に比するに甚勝れり。勇力の卒を募り、齊の兵は技擊の材を選び、一朝かりあつめて敵と闘しむ、其兵たゞ多利を要して、あへて死敵の志なし。是によりていふに、秦の銳士より以下は、やゝ優劣ありといへど、一切に武力をもて取勝のみ、すべて兵法ある事をきかず。兵法は節制の兵より以上にあるべし、仁義の兵といへども、僅に兵といへば形勢智謀をすてぬ事にて候、是を捨てはいかで敵を料り、勝ことを制し候べき、もとより仁義の兵のごとく詐偽を尙び、反間を用ゐるやうのむづかしく巧なる事はあるまじく候へども、たゞ敵と對したる正面におゐて、或は敵の銳氣を挫き、或は敵の惰氣をうち、或は不意にいで、或は險阻に逼る、とかくに敵を制して敵に制せられず、敵をいたして敵に致されざるやうに謀るは兵の法なり。昔趙宋の時、いづれの戦にか、ある一將城守して敵に圍れしに、炎天の事にて有けり、敵しきりに戦をいどみしかども、堅く城を閉て兵を出さず、一人に冑をきせて庭中にたゞせ置けるが、

時を移して宵火のごとくなりて、其人堪がたかりける時に、敵もさこそ困まんと量りて、急にきり出ければ、敵一こらへもこらへずして敗軍しけりとなり。此事を朱子兵を論ずるといひ出で、兵はかくあるべき事なりと仰られし。語類に見えしと覺へ侍る。されば孔子も三軍を行はばの、そのことにまづこれのことなり臨事而懼好謀而成者にくみせんと給へり。異國の事は遠ければ姑くさし置、我朝武家の世になりしより、天下攻伐をつとめて、戰爭やむ事なかりし。建武以來宮方武家がたとて、諸國にたて分れて、日夜合戦に及しかど、いづれも諸國假合の卒をあつめて、衆の多寡をくらべ兵の強弱を争ひ、なにの成算もなく、兩軍よせ合せて相撲角力の場のごとく、一時に勝負を決する外はなし。或は勝時もあり、或は負る時もあり、勝も負も一旦の事にて、むなく士卒を多くころしてやみぬ、なにの兵法か論すべき、いはゆる齊の技撃、魏の勇卒ともいふべし。足利氏の季世に至て、英雄譴起し、四方に割據して、兵を磨き士を養ひ、日ごろ拊循して用ひしかば、其兵勇銳にして百戦して挫けず、秦の銳士ともいふべきにや。中にも武田上杉などの兵は號令脩り、約束明かに師出るに律をもてすれば、桓文の節制にも近かるべし。されば本朝の兵は、こゝに至て始て兵法をも論ずべかめり。然れども當代兵家者流と號する人、多くはかの兵律を傳るのみにて、兵法のとは、敵を料り勝ことを制するの謀にありといふ事をしらず、其中ことに理にくらき人は、兵に荷擔して、國家を治るの道も是に外ならずといふめる。先年人のいひしは、ある兵家の説とて、孫子の兵者詭道也とあるを、兵は詭るも道なりとよむべし、兵は詭道なりとはよむべからず。翁ききて一笑を發しき。是は兵を詭道といふを嫌ひて、兵はもと正道なれども、時としていつはるも道なりといふにやあらん。詭字は詐僞の二字に倭訓同じけれども、字義に差別あり、たゞ眞手になく、常格をたがへたる道を詭道とはいふなり。されば孫子も能よくしてこれによせざることをしむるなり而示之これに示すなり之不よくしてこれによせざることをしむるなり能よくしてこれによせざることをしむるなり用而示之これに示すなり之不よくしてこれによせざることをしむるなり用といはずや。よくしてよくすと見せ、用て用ると見せては、いかで敵を料り勝ことを制すべき、よりにて兵は眞手になく、常法に引ちがへて行ふ道なりといふべし。すぐに詐僞の道とはいふべからず。然共此筋を今日の常

に出せば詭遇して獲^レ禽の心になりて、やがて詐僞に陥るべし、そこを孫武さすがの明者にて慥に見つけし程に、十三篇の初におゐて兵は詭道なりとはいひしぞかし、詭道なれば常道にあらず、常道にあらずして、いかで國家を治るの道とすべき、況や當代の兵家に相傳ふるは、皆兵の末事なるをや、或は城とり、或は軍のそなへ又は古戦の跡を僉議する迄にて、孫子の書をよむ人稀なり、たま／＼よむ人ありても、文字にくらき故に詭道二字の義にさへ通ぜず、何とて孫子のふかき意を得べきや、さるによりて其説を聞に、多くは臆見に出て相違したる事也。無知妄作といふべし。

○不^レ忘^レ向^レ君

後數日ありて諸客來會せしが、前日兵の拙速を貴ぶ事を承候てより、自分にも考へ見候に、兵に限らず大かたは何事も不調法にして速なるがよく候。然るをあまり思案過候て仕方のみきやうにとこしらへ候へば、多くは文に拘り實を失ひ候故、やゝもすれば機會におくれ候て、後悔する事も出來候、是巧にして久しきの害にて候といへば、翁きゝて、さにこそ候へ、但其速なるに本源あり、たゞ常に心ゆるます氣たるまざるを本源とす。心ゆるます氣たるまざれば、事物に奪はれぬ程におのづから落着候て緩やかなる物にて候。さればすみやかなるは緩やかなるより生ずると思ひ給ふよし、もし速なるがよしとて俄にすみやかにすれば、心せき氣さはがしく候程に、事に當て狼狽してたゞおそぎのみならず、却て不慮の害をも招ぞかし、近代諸侯の家にある宿老の武臣を見るに、そのかみ兵戰の世を経て、おのづから心ゆるます氣たるまぬ故に、緩急の場に臨て其速なる事他人の及ぶべき所にあらず、翁加賀にありし時、其先祖越後の堀の家に仕へし者ありて語りしは、越後守の家來に堀監物とて名ある者あり。(割註)監物二代あり、二代監物は、慶長十五年弟丹後守直奇と争訟して最上に謫せらる。この監物は父監物直政なるべし。主人越後守伏見の邸にて、日暮に客を送り出けるに、越後守に怨あるものありしが、かくれ居て急にきり懸しを、越後守も拔あはせし所に、監物はるかのうしろより一番に來て彼物をきり倒しける

を、左右に供したる士共諸ともに打とめけり。後日に右の士ども監物に逢て其日の事をいひ出て、日暮といひ、不慮の事といひ、我等ども心ならず少しをくれ候ひしを、御身にははるかか跡に御渡り候つるに、いかなれば一番に手に御あひ候にや、不審なる事にこそ存候へといへば、いや各とて武邊の某におとるべきにてはなく候へども、某はかねてひとつの覺悟ありての事にて候、各は此覺悟なき故に某を先をさせらるゝとこそ存候へ、此後も各は殿の御供を勤らるゝ事に候へば、向後御心得にもなるべく候まゝ、今迄は人に申さぬ事に候へども傳授いたし候べし、惣じて君の御前に伺候し御後に供奉し候時は假にも脇へ目をやらす、初中終君に目をはなさずしてをるを簡要の法といたし候。左候へば君の動靜針程の事も見つけずといふ事なし。よりて不慮の事ある時も我しらず手にあふ事速なる物にて候。此某が一言を必忘れ給ふべからずといひしとなり。是は武の心懸より覺悟したる事にてあるべけれども、聖賢の心にもかなひ侍るべし。翁日頃論語郷黨篇を讀に君在ときは與々如たりとあるを、朱子の註に威儀中適之貌と云て、又張子の説を引て與々は不_レ忘_レ向_レ君也とも釋しをけり、威儀中適にてよく聞へたる上に張子の説を引るゝは、不_レ忘_レ向_レ君といふに一種の義理もあるにや、いかやうの意味にかあらんと思ひしが、其後此事をきゝて、横渠の説緊要なる事をさとりぬ。かの監物が始終君に目をはなさぬといふは、是則不_レ忘_レ向_レ君に非ずや、君に扈從し君に侍座する時の第一の意得たるべき事なり。監物もとより横渠與々の説を見て、其にて心付たるにてもなけれど、其意おのづから相叶へり、奇特なる事といふべし。

○大敵外になし

翁かねておもふ事にて候、今の學者、聖賢の書を讀て、なまじゝに義理の僉議をいたし候へども、大かたは僉議に日を暮し、何にてもひとつ取とめて身に得たる事は侍らず。是も巧にして久しきと申べし。然るに武臣たる人は不學にして、一己の見付たる所によりて覺悟を決して直に行ひ出し候故、端的に其

を見るべし。掃部頭學術のありし沙汰もきかねども、おのづから聖賢の教に叶へること極めて殊勝の事といふべし。我朝武家の代になりて五百年以來、世に是等の入あり、是等の事あるをきかず、しかしながら

祖宗德澤仁厚なるが所_レ致なり、これによりて謹で考るに、御當家天下をしろしめして仁政四海に廣被せしより、歷代殘殺の風變じて、太平禮義の俗となりしが、寛永明曆の間に至て、在廷の諸公運に應じて出で、承_レ化輔_レ治しかば其澤日に隆洽なりしぞかし。今其人がらを聞くに、いづれも篤實簡重寛厚の長者也、其政を謀るには虛文を抑へ、事實をつとめ、人を取には材辨を退け、實行をすゝむ。近世智巧を尙ぶの風より見れば、其拙きに似たれども、凡百の有司いづれも廉靜寡欲なりしかば、各守_レ身恭_レ職して時勢に附す、身計をなさざりき。是によりて庶政あがり、百事熙まり、たゞ此時を別して盛なりとす。勿論時運のしからしむるといひながら、其いはれなきにあらず。然るに篤實の士は謹厚にして用にうとく、材智の士は、敏捷にして事にさとし。この故に今古人材をもちゆるに、多くは德行をすて、材智の士を取ぞかし。さし當りよく職を辨じ、しばし近効をたつる程に、敏速の功あると見ゆれども、事おほく僉議がちにて、事實常に隠れ、下情常に塞がりぬれば、政弊民瘼も是より起るぞかし、是によりていふに、兵に限らず治世の政も拙速をよしとして巧遲を得たりとせず、むかし諸葛武侯の蜀につかふる、出將入相として内外の任を兼しが、高世の材をもて自から用すして、つとめて衆思の益をあつめ、僚佐の諫を求む、自から至拙の地に處るといふべし。然るに其魏をうつ、毎_レ戰必勝しかば、司馬懿畏る、事虎のごとし、其益州を討する七_レ縱_レ七_レ禽_レにせしかば、孟獲心服して天威とす。その神速なる事想ひ見るべし。其後出師表にいへらずや、劉_レ王_レ朗_レ各_レ據_レ州_レ郡_レ。論_レ安_レ言_レ計_レ、動_レ引_レ聖_レ人_レ群_レ疑_レ滿_レ腹_レ、衆_レ難_レ塞_レ胸_レ、今_レ歲_レ不_レ戰_レ、明_レ年_レ不_レ征_レ、使_レ孫_レ策_レ坐_レ大_レ遂_レ并_レ江_レ東_レ。これ巧遲の害を論ずる事明白なり。但武侯の度量規模もとより孫武が及ぶ所にあらず、今其言によりて、孫武が拙速巧久の語、最軍國の龜鑑として、

武侯といへども、かふる事あたはざるをしるべし。孫武も亦人傑なるかな。

駿臺雜話卷之二

○月は世々の形見

今年もはや半過ぬればいつしか秋のけしきたちて、萩吹くかぜも身にしむころなり。久しく翁のかり行かねば此ほどの老のねさめも覺東なし、いざたづね問わとて、ある夕暮に例の人々打つれて來しが、又もまいらんとて歸らんとせしを。翁とぞめて、今宵は月もよし薄酒すゝめ奉らん、しゐてとまり給へといへば。翁の心をいかでそむくべき、さあらばとて各座をしめて、清談の露やうく繁き程に、家人やがて心得て、取あへぬまでにあるじまふけし、さかな取そへて、盃出しけり。諸客皆酔て興に入とぞ見へし。其中に一人盃を停て清せい天てん有あり月つき來き幾いく時とき、我われ今いま停とど盃まい一ひと問と之のと李白が詩を高らかに打吟じけるを、又ふたり脇よりつけて、人攀ひと二に明月めい一いつ不な可か得と、月行却與つき人相ひと隨したがとうたふ、又外の人々迭に唱和して、其次を皎かう如に三さん飛ひ鏡きやう臨りん二に丹たん闕くわつ。一いつ綠りよく煙滅畫清輝發えんとつたふ、又其次を但見宵從海上たみ來き、寧知曉向な雲間うん沒ぼつ、白兔搗藥はく秋復春しやく、姮娥孤樓與にが誰隣たれとつたふ、其次よりは翁も助言して、今人不見古時こん月つき、今いま月つき曾さ經か照て古こ人ひと、古こ人ひと今いま人ひと如ごと三さん流水れい水すい。共看とも二に明月めい一いつ皆みな如ごと此こ、惟願當歌對酒時た月つき光あ長なが照て金樽きん裏うらとつたひおさめけり、其後數獻におよびて玉山倒るゝばかりに見へけり。さて翁いふやう、大かたは月をもめでしとはよみたれども、老の心も月みるこそなぐさみ侍る。されど其につきて千載無窮の感もおこりぬれば、むべ月を人の老となるともいふべかめり。但月を見るにいろくあり、今思ひ出し侍る。童子の時、家にて八月十五夜の宴に、ひとり隅にむかひて居たりしに、さる武士の一字知らぬが、月をつくぐと見て、月は徑りいく尺かあるべき、各考へて見給へといふ。又同じやうの人かたへより、あれはもの、切口とみゆ、奥へ長さいかほどかあらんとて、たがひに僉議しけるを、きく人々皆舌を喰けり。翁もおさな心におかしかりし。今おもへば世俗月を賞して、光のあかきをほこり、影のき

よきにめで、良夜とてたゞ打より、物喰酒のみなどして歌ひのゝしるを樂とするは、かの寸尺を語るにひとしかりぬべし。又騷人墨客の月を詠めて、字ことに金玉を雕彫、句ごとに錦繡を裁するも風雅には聞ゆれど、其もたゞ景氣のうへを翫ぶばかりにて、月にふかき感ある事をしらぬなるべし。翁が千載無窮の感と申は、我儕古人をしたひて、其書をよみ、其心をしりつゝ、常に世をへたる恨あるに、月ばかりこそ世々の人を照し來て、今にあれば古人の形見ともいふべし。されば月に對して昔を忍びては、さながら古人の面影もうつるやうに覺へ、月はものいはねども語るやうにもおぼへ、忘れてはむかしの事をとほまほしくもおもふぞかし。今李白が詩、月の景氣をすて、一氣に古今を洞觀して、青天有月來幾時といひ出るより、氣象の高き拔群に聞へて、詩の豪蕩超逸なるも、外の詩人の及べき事がらにあらず。むかしより李杜とて杜甫が上に稱するも理にてこそ侍れ、然れども李白が詩も、古今流水ごときを感ずる迄にて、後代を待の心は見へず、翁むかし楚辭をよみて、往者余弗いへものわかれおはすたるものはわれきか及來者吾不聞及來者吾不聞といふに至て、屈子がおしはかりつゝ、感にたへずなんおぼへき。此二句の意をいふに、屈子一代に知己なきをかなしみて、古人は誠にわが心を得たれば、あはれ一度あふて語らでとおもへど、其世に及ばねばかなはず。又末の世にさる人こそありて、我と心を同じうすらめとおもへど、其人をきかねば、誰とかしらんとぞ。是なん屈子に限らず、古今心あるきは、大かた此恨なきにしもあらず、翁も此心にして月を見るにや、いとゞ感ふかく覺ゆる也、もとより今は末の世の昔なれば、いづれの世にか、又わがごとく月に對して今を忍ぶ人もやあらん。月はさこそ其世をも照らすらめ、もしあつらへ告らるゝものならば、月にさは一言をものこさまじとおもひ侍る、そのこゝろを、

月みれば、末の代までも、忍ばれて、見ぬいにしへのいとゞゆかしき、こゝをもて、翁が月に無窮の感ありといへるを、諸君考へ見給へ、いはれなきにはあらず。

諸客聞て、屈子の心をもて月を見る人、世にあることをきかず、今の世に翁ある事を、屈子にきかせぬこそ遺恨にて候へ。されば來者は吾不聞といはれけるも、こゝにて候といへば、翁とてもこよひは月にあかさ、さらば屈子のむかしをかりて、離騷の意をくはしく説申さん、きゝ給はんやといへば、諸客是は大なる幸にこそとて、耳をすまして居ける。さて翁、楚辭は離騷を第一とす、屈子三閭の家に生れて、楚王の爲にいろ／＼心力を竭しけるを、懷王不明にして、小人の讒を信じ其忠を察せず、終に遠ざけられしかども、君を露怨る心なく、國をうれへ俗をなげくのあまり、此篇を作れり。一篇の大意をいはい、屈子國と同族にて、世卿の家に生れしかば、身を潔し行を脩めて、上に奉ぜんと思ひしより、一國の賢をしたしみつゝ、群に拔でゝ志をたてし事を、衆芳を佩て奇服を好になん言葉を託しけり。かゝりし程にはからず、讒にあひて、君の心にはかにかはりしかば、さしもと思ひし人々も、時俗にしたがひて心かはりゆくを、爾蕙をはじめもろ／＼の芳草にはかにあらぬものになん變じたるといへり。さて今こゝに有て、讒臣國を危うするを見聞も心うければ、いづこの國へもさらましとおもへど、それはわが本意ならねばするに忍びず、又國に人なければ、故郷に思ひものこらず、よしさらば湘水にみづから投じなむといふにて篇をおへり。誠に惓々の心、匪躬の節、言外に溢れてこれを讀人、袖をしぼらぬはなかるべし。されど是はしれたる事なれば今更いふに及ばず、但離騷のおこりをいはず、水の源あるがごとく木の根あるがごとく、大切のところひとつあり、是をしるを離騷の祕事とす。其祕事といふは外にあるにあらず、たゞ篇端の數語にあり。帝高陽之苗裔兮、朕皇考曰伯庸」といひ出せる心をいかにと尋ぬべし。是たゞに身を思ひあかるにはあらず、又六朝の士大夫の門地にほこり、日本の武士の王孫を名乗るとは、其心大にちがひたる事にてあめれ、それは人は先祖をおもはず、親を忘るゝ心より、身もちも輕々しく人がらも崩るゝぞかし。屈子さすが先祖たゞしく、名だかき家に生れ、父のおもきあとをうけながら、いかに身をもちさげ、先祖をはづかしむべきと思ひつめてこそ、かくいひ出すらめといとあはれ

なり。其次に皇覽揆ニ余于初度一兮、肇賜レ余以ニ嘉名一。名レ余曰ニ正則一兮、字レ余曰ニ靈均一といひ、又次で紛吾既有此内美一兮、又重レ之以ニ脩能一とくり返し自賛するにて、屈子が心いよ／＼するし。其自賛の本意は、父の我を大事の物とおふしたて、嘉名を名づけ、脩能を授けつゝ、かく、教育する心を、かりにもあだになさじとなり。こゝをもて見るに、君を愛し國を憂うるの志、もと祖孝を思ふ仁孝の心より生じて其根ふかく源遠し、むべも其誠始終一のごとくにて、死に至てかはらざりけり。孝弟を爲レ仁の本とするも是にてこそあなれ、それは其説ながければしばらくさしをく。たゞ屈子忠藎の本はこゝにありとするべし。然るに屈子死して二千載に及びぬれども離騷をよむ人、其辭をのみ玩て、一篇の見どころ、此數句にとゞまるといふ事をしらす。翁久しく離騷をよみてひとり此意を得しより、身づから屈子が知己として、いとゞあはれを添る中にも、又うれしくもなんありける。されば祕事といひしは是をふかくして人にしらせじともあらず、たゞ多年工夫して得たる事を淺はかにいはゞ、きく人さへ等閑にきゝて過なましとおもふ程に、祕事とは申つるぞかし。諸君此意を得て容易なる事となきゝ給ひぞといへば、諸客、翁のいひ給ふごとく、古より離騷をよむ人おほけれど先儒の論も終にこゝに及ばねば、我等ごとき淺見にて中々おもひよらぬ事なるを、こよひ翁の御物がたりにてこそ承候へ、共レ君一夜話、勝レ讀ニ十年、書一とはかやうの事をや申べきとて、各よろこびあへりき。

○ 遍照が黒髮

翁又いふは、父母は人のもととなり、人窮しては父母をよぶ、是人の天性にして自然の誠なり。古より仁人孝子は、常に父母を思ふ心を失はず、我より父母の名をあらはさんことをおもふては善を果し、我より父母の耻を貽さん事をおそれては惡を遠ざく。こゝをもて孝を百行の本ともするぞかし。されば屈子讒にあふて父祖をおもふにて、その君に忠あるの根ざしふかきを知べし。むかし良岑の宗貞、深草の帝におくれ奉りて、俄に出家し、僧正遍照となんいひし、その遍照かしらおろすとて、父母を思

ひいで、

たらちねは、かゝれとてしもうは玉の、わがくろかみは、なですやありけん、すでに佛に歸して世を捨れとも、そのきはになりて父母をおもひ出るにて、天性に父母を忘るゝに忍びざる物のあるとはしらる。しかるに親をすて子をすてゝ出家をするを、眞の道に入とすることそかなしけれ。孟子の人の性を戕賊するといへるも、此たぐひなるべし。屈子は古今の賢人、宗貞は一代の寵臣、其人物もとより同口の談にはあらねども、いづれも名卿世祿の家に生れぬはその父母の心、わが子のながく國につかへ、身をはづかしめざるやうにとこそ期しつらめ。今身窮して、ひとり離騷を作りて父祖をよび、ひとりは倭歌を詠じて父母をよぶ、それは似たれども、屈子は身をもて國に報じて、死して家聲を墜さねば我父のつけし名をはづかしめずとなんいふべし。宗貞は家をすて世をのがれて、抖擻の身となり下りぬれば、たらちねのなでし髪をあらぬものにすといふべし。翁さいつころ遍照が歌を見て返しの意につかふまつりし、

たらちねの、かくはなですと、しりながらなどおろすらん、その黒かみを、彼が徒もしきかば、出家の功德にて父母も成佛する程に、髪をおろすを父母への報恩とすといふにやあらん。それはもと佛説に惑て天理に盲すれば、今更なにとさは告べきやうなし。責ていはゞかくなん。

たらちねを、思ふ心は、世をすつる、身にもすてえぬ、ものとかはしる、いつぞや源平盛衰記をよませきゝ侍りしに、頼朝敵におはれて、ふし木の穴に隠れおはせしが敵にさがされて、すでに自殺に及ばんとする時、髻の中に佛の小像をゆひ添へしを首を敵に渡さん時、大將軍の所爲にあらずといはれんとて、かたへのくらき所にかくしおかれしとなり。いつか正しく公なる事の人にはづかしき事あるや、佛をたのみて後生をたすからんとおもふは、丈夫のしはさにはあらず、はづかしと思はるればこそ、さしもたふとしとしける佛をばすつれども、この心をばすてえぬにてこそあなれ、是をもて人皆羞惡の心を

固有すといふ事しるべし。されば遍照は父母を思ひいで、本意なしとしりながら、かしらをおろし、頼朝は敵にしらせて、はづかしとしりながら、佛にへつらふ。いづれも本心を失ふといふべし。

○世をすて、身をすてす

さはいへど、遍照が世をすつるとて、たらちねを思ひ出ること、孝心言葉にあらはれて、殊勝に覺へ侍る。古より簪纓家の出家する多けれども、父母の事など思ひ出るは、なを俗習のまよひとする程に、かゝる心ある人をきかず、その外遍照の歌どもは、さすが天理の残り香ありてきこゆるにや、皆人は花のころもに、なりぬ也、苔の袂よ、かはきたにせよ、君をしたふのなさけふかし、はちす葉の、にごりにしまぬ、心もて、なにかは露を、玉とあざむく、直きを崇ぶの心たかし、さて遍照が後には、西行にてこそあなれ、東國へ行脚の序に鎌倉を過しに、鶴岡にて群集の中に紛れゐたりしを、其人がらの拔群なるにて、頼朝やがて見とがめて、營中に請じ、弓馬倭歌の事などはれしに、かの巍々然たる物にすこしもかゝはず、思ふまゝに物語うちして、營中に候ける。三浦畠山をはじめ、其外の群傑をも人なきごとく思ひけり。頼朝もさこそとどめたく思はれけれども、拘留せらるべうもなく、まいて引出物などは中々沙汰にも及ばず、前にありし銀の猫を賜りしをば、其まゝ受て、出る時道の邊りにあそびゐたる兒にとらせてさりぬ。其後跡をけちて、ふたゝび音もせざりけり。其ころ高雄の文覺といひし豪猛至極の惡僧、鎌倉の權をかりて釋門に威を振ひしが、西行が人となりをにくみて、おのれもし西行にあひなばまのあたり辱しめんといひしに、或時西行高雄わたりにて行くらしける程に、文覺に宿をぞかりける。文覺幸とよろこびて、其徒弟にいひけるは、汝ら見よ、西行見へば、かならず打んとて拳を握りて待ける程に、弟子ども事出来んとて、うとましく思ひしに、文覺西行を一目見て、氣を奪はれ、しほくんと屈服しけり。後日に弟子ども、何とて言葉には似給はざりけるといひければ、文覺彼がつらだましめを見よ、我をうつべきものなりといひける。是等にて其人がら高潔にして氣魄精神たゞうとにあらざる事

を知べし。たゞ惜むべきは、儒道世に行はれざる故に、かやうの人あれども、眞の道をしらす、其質の高明なるまゝに、大かた世をいとひて、浮屠に歸するこそ歎かしけれ。但君をすて親をすて、佛に歸して、我身ひとつをたすけむと、おもふは、世をば捨れども、其心は君にかへ父にかへても、身をばすてぬにありけり。身を捨ずしては、世をすつともいふべからず。世にありて名利をねがふも、世をすて、極樂をねがふも、清濁はかはれど、身の樂を思ふは同じかるべし。もとより佛の教は人倫を假と見れば、君父をすつるはよし、さもあらばあれ、たゞとても捨るとならば、第一に身の樂をおもふ心をもすて、扱名利にはなれて見よかし。世をのがるゝにも及ばず、名教中に自然の樂地あるべし。何ぞ必しも人倫をすて、事物を離るべき、人倫をすて事物を離れて、たゞ己が往生極樂をねがふは、世をすつるといへど、いまだ身をすてえぬより起りて、樂欲はなはだしともいふべし。むかし或人語りしは、わが郷里にひとり婦人ありしが、夫におくれて日夜哀慕し、玉の緒も絶ぬるばかりに見へしを。其子ふかく憂へて、いろ／＼いさむれどもきかざりしに、日ごろ佛法をときゝかする僧のありしが、婦人にいひけるは夫をしたふはさる事にて、それは佛法に妨げとならず、たゞし夫にわかれて、男女の道もたへ、身もさびしく頼なくなりたるにつけて、我身のためにかゝりて、かなしむ心の少しもまじりなば、これ私欲のまよひにて、大に罪障を増長すべし。その所をよく／＼分別して、なげきてよといひしかば、婦人忽に心をひるがへして、それよりなげかずなりにけるとぞ。翁おもふに此僧婦人を教誨せしは、誠にかしく聞ゆれども、其身も同じことなるをばしらす、されば昔より佛に歸する人、貴賤男女をいはす、いづれも身の苦樂をおもふより起らぬはなし、明智の人といへど、此婦人の覺悟にも及ばぬなるべし。あたら人材をむなしうして、既にいく世をか經たる、末の代とてもさうあるらめと、なにとなく空の打ながめられて、

宇宙依然百代流。

道喪文弊思悠悠。

誰知天上孤輪月。

長照人間萬古愁。

詩書廢道共誰陳。邪說紛々日競新。明月似知千載恨。慇懃來照白頭人。

翁自から此詩を賦して口ずさびければ、諸客も傳へ誦しけるが、月落河傾て、夜も既にあけゝる程に、各いとま申してまかりぬ。

○詩文の評品

他日繼て諸客來會せしが、各疑問事訖て、詩文の談におよぶ。いづれも翁にむかふて、詩文は學問の餘事なれば、急務には候はねど、是も藝に遊ぶの類とや申すべき。されば翁の詩文の論を承たく候といへば、翁先詩の事を論じて、詩は三百篇はとかう議するに及ばず、漢魏以後の詩も、文理悠暢、意思淵永にして、風雅の趣を失はざりしなり。蕭統が文選にのする古詩十九首、もろく樂府歌行の詩をよみて知べし。しかるに六朝に至て、綺靡をきそひ、浮華をつとめしかば、風雅の體はほろびにけり。唐興て李杜王猛が徒いで、六朝の餘習を一洗し、大に古風を振興せしより、今に至て詩を手習ふ人は、唐詩を學びざるはなし、盛唐の詩は古をさる事遠しといへど、風景を寫し人情を述るに、なほ風雅の殘膏劑馥ありて、おのづから人心を感ずるの妙あれば、學者の性情を吟詠するには、唐詩も捨がたきものに侍り、宋の司馬溫公杜甫が國破山河在、城春草木深、感時花濺淚、恨別鳥驚心といふ詩を論じて、古人の詩は意在言外を貴ぶ。山河在といへば、餘物なき事しるべし、草木深といへば、人なき事しるべし。花鳥は平時娛むべき物にして、それを見てなき、聞て悲しめば、當時流離の情いはずしてしれたり、又明の王勃が唐詩を論ずると、國風綠衣燕々、碩人黍離等の篇、いづれも言外無窮の感あり。後世たゞ唐人の詩のみ此意あり、溪水悠悠春自來といへば、懷友をいはねども懷友の意外に溢る。潮打空城寂寥回といへば、興亡をいはねども、興亡の感言外に溢る。凡人の體を得たりといひし此二子の論ふかく其理を得たりと覺へ侍る、是にて唐詩の妙をしるべし。李白が大原早秋を賦して、霜威出塞早。雲色渡河秋。夢繞邊城月。心飛故國樓といへる、此類の詩は雄壯の氣をもて勝れたり。杜甫が江

亭を賦して、水流心不競。雲在意俱遲、寂々春將晚、欣々物自私、といへる、此類の詩は深遠の思をもて勝れたり。其外王維が日落江湖白、潮來天地青、といひ、杜甫が吳楚東南坼、乾坤日夜浮、といひ、孟浩然が微雲澹河漢、疎雨滴梧桐、といひ、柳宗元が壁空殘月曙、門掩候蟲秋、といふ、みな馴雅の詞をもて不群の思を發せり。誠に宋人のいはゆる難狀の景を寫して目前にあるがごとく、不盡の意を含みて言外にあらはるゝとは是等の作をやいふべき、其餘の詩も是れに例して知るべし。杜甫が秋興の八首、王昌齡が宮詞の諸篇は、其體はかはりたれども各其能を縦まゝにして、ことに潔然たる者ならんか、しかるに中唐より晚唐に至て、韋蘇州柳儀曹が外は、昌黎が文章古今に卓絶すといへども、其詩風雅には少し遠かりき。まいて孟郊賈島が寒が瘦、元稹が輕浮、白居易が淺俗、李商隱が僻澁、溫庭筠が媚艷、いづれも詩の厄といふべし、其作たま／＼盛唐に出入する者あれども、其大概を論ずるに、意趣鄙しく、品格下りて見るにたらず、其餘の作者も、大かた聲律に拘り、窩臼に落て、詩は性情を吟詠すといふ事をしらざるなるべし。鄭谷が雪を賦して、江上晚來堪畫處、漁人披得一簑歸、と作れるを東坡が評して、是は村學中の詩なりとて、柳子厚が作りし千山鳥飛絶、萬壑人蹤絶、孤舟蓑笠翁、獨釣寒江雪、といふ詩を引て、格別の事といへり。鄭谷が詩は、巧にして俗耳には諧ふべけれども、子厚が詩をもて見れば、その鄙俗あらはれておほふべからず、東坡が眼力のたかきを知べし。それにつきて思ふに、細雨濕衣看不見、閑花落地聽無聲、といへるは、盧綸が詩也。人口に膾炙して佳句となん稱し侍れど、よくいひおふせたるばかりにて、吟詠するに餘味なし。宋の僧志南が雲衣欲濕杏花雨、吹面不寒楊柳風、といへるは、清麗閑暇、咀嚼して味あり、盧が詩にはまさりぬべし。されば志南が詩を、朱文公の稱し給ひしを、げにさること、おもひしが、其後擊壤集をよみて、梧桐月向懷中照、楊柳風來面上吹、といへるを見るに、又一等從容の氣象ありて、有道の言とこそ覺へ侍れ、誠に風流人豪と申すべし。此三人の作、句調景趣ともに相似て、おのづから三段にきこえ侍る、盧は甯を主とし、志南康節は情を主とし

て、情に高下あり、是にてしり給へ、詩は辭に拘れば、理屈に落て味なく、情に發すれば、意思を含有味あり。しかいへばとて、初學の人、辭の雅俗をしらずして、にはかに情の沙汰には及がたし。今世好で詩を賦する人を見るに、多くは日頃唐詩をくはしくよますして、たゞ主意を先だて、己が俗腸よりたゞちにいひ出す程に、巧なるは詠諧をさくに似たり、拙きは禪録をよむに似たり。又世に一種偏曲無實の人あり、なにの主意もなく、樂府古詩の辭を剽掠して高古に倣り、己が家流の外一代に詩なしとおもへり。然ども其詩をよむに、猥碎流麗一向に文理をなさず、浮萍のごとく斷梗のごとし、文字の怪といふべし。しかるに其黨の人は相師祖して是を文雅風流とし、あまつさへ聖人の道は文雅風流なる物といひしよしをきゝ侍る、文雅風流はよしそれにもせよ、道は文雅風流なる物といへるは、いかなるいはれにかあらん。さいつころ人ありて翁にかくと告げる程に、さては道は仁義にあらずして、詩歌管絃にあるよな、しからば孔孟よりは世の騷客伶人こそ道に近かりけめ、今までしらざりしは、いと口惜かりける事よといひしが、是は翁が戯なり。もとより詩文を好み、華飾を事とするは、道に益なきといふばかりにてもなく、人の心術を害するなれば、學者の專につとむべき事には侍らず、但一向に詩歌をたちて風雅の趣をしらざらんは、質勝て野なる方とや申侍らん。

○倭歌に感興の益あり

されば我朝に歌あるは、もろこしに詩あるがごとし、よりに詩歌とて同じやうに取はやし候へども、我朝はむかしよりもろこしの文辭にうとく、李杜諸名家の詩をよむ人まれなり。たとへ讀でも其旨に通じがたし、たま〜白居易詩、和かにて倭歌の風にもかなひ、平易にして通じやすき程に、是を唐詩の上等として、このみて長慶集のみ學びけらし、この故に其詩みな膚淺粗俗にして見るにたらず、懷風藻、本朝文粹など考て知給へかし、反て近來五山老禪の賦する絶句の體の、一種澹泊の味ありて取べきにはしかず。しかれば我朝の詩は、すてゝ論ずる事なかるべし、さて倭歌に至ては、我朝の人これをも「性

情を吟詠すれば、からやまと詞はかはれども、その所はかはるべからず。詩は一首にて詞理ともに具足して、曲盡人情たれば、もとより三十一字の及べきにあらず。翁わかき時より盛唐の詩を好て讀て、賈至が早朝大明宮の詩に、千條弱柳垂青鎖。百嚙流鶯遶建章。劍佩聲隨玉墀步。衣冠身惹御爐香。賦し、それを和して、王維が九天闔闔開宮殿。萬國衣冠拜冕旒。日色縱臨仙掌動。香煙欲傍袞龍浮。賦し、岑參が金闕鐘開萬戶。玉階仙仗擁千官。花迎劍佩星初落。柳拂旌旗露未乾。賦し、杜甫が旌旗日暖龍蛇動。宮殿風微燕雀高。朝罷香煙携滿袖。詩成珠玉在揮毫。賦とするを見るに、文彩の烜赫たるのみにあらず、開元泰平の氣象目の中にあるがごとし。かやうの所に至て、俊歌の風情は、殆瑩燭の日におけるやうに覺へ侍る、たゞその情に發する一ふしは、おのづから詩にかなふ所ありて、人心を起す益なきにあらず、國風芣苢の詩に、采芣苢薄言采之、采芣苢薄言有之、といふがごとし。是は婦人のおほぼこを采て日をおくるを自から賦したるなり。なにのおかしきふしもなければ、其時代泰平にして、婦人までも無事をたのしむの情、言外にあらはる。それにはからずしてかなひたるは、

もゝしきの、大宮人は、いとまあれや、さくらかさしてけふもくらしつ、とよめるにぞ、我朝も延喜天曆のころは、朝廷和平、群臣閑暇なりし事、おもひやられていと感ふかし、芣苢の詩によくかなひ侍る、其外古今集の歌は、詞すなほに餘情ありて、おほくは一唱三歎するにたへたり。

もゝ千鳥、さへづる春は、ものごとにあたらまれども、我ぞふりゆく、此歌を吟すれば、老人の懐舊の情を感すべし。

春の夜の、やみはあやなし梅のはな、色こそ見へね、香やはかくるゝ、此歌を吟すれば有徳の不可拵の誠を感すべし。

世の中に、さらぬわかれの、なくもがな、千世もといのる、人の子のため、此歌を吟すれば、孝子の

愛レ親の情を感すべし。

風ふけば、奥津白波たつた山、夜半にや君が、ひとり行らん、此歌を吟ずれば、貞婦の思レ夫の情を感すべし。

忘れては、夢かと思ふ、おもひきや、雪ふみ分て、君を見むとは、此歌を吟ずれば、君子不レ忘故舊の情を感すべし。此類外にもなほ多かるべし。古今集以後八代集に至ては、あけて數ふべからず、中に翁が常に好て吟ずる歌一首あり、鎌倉三代實朝の歌に、

武士の矢なみつころふ、籠手の上に、あられたばしる、奈須のしの原、此歌を定家卿評して、鬼をとりひしく體と、いはれしとぞ。誠に勇壯をもてすぐれたる歌也。外に此體の歌おほく見へ侍らず、武士たる人常に此歌を吟ぜば、その金革をしきねにするの志を感じて、勇氣をすゝむべきとこそ思ひ侍れ、さて春秋のあはれをいひ、月花などを詠めし歌もたゞ其まゝに寫しとりて、さながらみるやうにあるは、なにのおかしきふしもなけれど、かの詞つゞきたくみに、よくいひかなへたと見ゆるよりは感ふかうしてすてがたく覺へ侍る。今思ひ出したる數首をもて例していはゞ

久かたの、光のどけき春の日に、しづ心なく花のちるらむ

朝日かけ、にほへる山の、さくら花、つれなくきえぬ雪かとぞみる

うちしめり、あやめぞかほる、ほととぎす、鳴やさつきの、雨の夕暮

庭の面は、まだかはかぬに、夕立の、空さりげなく、出る月かな

夕ざれば、門田のいなば、おとづれて、あしのまろやに秋風ぞ吹く

秋風に、たなびく雲の、たへまより、もれいづる月の、影のさやけさ

津の國の、難波の春は、夢なれや、あしの枯葉に、風渡る也

駒とめて、袖うちはらふ、かげもなし、佐野のわたりの雪の夕暮

是等の歌、不盡の景氣をうつして、さながら目に見るがごとく覺え侍る。折にふれて是を吟詠せば、襟懷を清くし、塵想もけぬべし、西行がわが佛法は、倭によりてすゝむといひし、さもありませんかし。わがともがらも吟詠をたすけ、性情を養ふにはたよりなきにあらず、されば倭歌のすてがたきはこゝにあるべし。但此ころの歌は、あたらしくいひいで、一ふしおかしきこゆるはあれど、こと葉の外にけしき覺へて、あはれふかきはなし。いかでか人の心を感興するの益あるべき、是も晩唐以後の詩のごとく詞にのみとめて情に本づくといふ事をしらぬなるべし。なに事も風俗の衰へゆくまゝに、浮靡にながれて、實をとり失ひぬるこそ、なげかしき事なれ、詩歌のみに限るべからず。

○六義の沙汰

座中ひとり、紀貫之が古今集の序に、歌のさまを六くさにわけて、からの歌にもかくぞあるべきといへば、詩の六義に其意かよひ侍るにや承たくこそ候へといふに。翁、倭歌の事はしらす候へども、詩の六義は、古今集の序にいひける六くさの趣とは、大きにかはりたる事になん侍る。詩は風雅頌賦比興をもて六義とす、風は諸國にあらゆる男女、各己が情を詠するの詩也。國々にて其風體かはるにて風といふなり、雅は朝廷の公卿大夫以下、己が情を詠する詩也。聲正しく體いやしからぬにて雅といふなり。頌は宗廟において、祖考を尊び、福祚を禱るの詩なれば頌といふなり。この三にて詩の全體をすへたれば、いはゞ織物の多くあるがごとくなるゆへに、是を三經とす。さて賦比興の三は右の三經を横に貫くありて、風雅頌の詩いづれも賦比興の三の體にはづるゝはなく、いはゞ織物のぬきあるがごとくなるゆへに、是を三緯とす。三經三緯を合せて六義とす、三經は前にいふごとく、詩の部立なれば格別の事也、三緯は每章詩の仕立にわかかつ事也、賦は葛覃卷耳などの詩のごとく、情事をすぐに詠するをいふなり。比興のふたつは、すこし紛はしき體ともいはんかし、比は他物をもてその本意に比喩す、宮人螽斯を賦して、螽斯の多子なるをもて、后妃の子孫多きに比し、婦人栢舟を賦して、栢舟の漂流するをもて

己が夫にすてられてよるべなきに比するがごとし、本意すくに比する物にありて、別に本意をいふに及ばず。興は作物をもてその本意をいひ興す、關雉くわんしよの詩の關々たる雉鳩をもて、窈窕たる淑女を興じ、樛木の詩の樛木の葛藟をもて、君子の福履をいひ起すがごとし。上はいひ起す迄にて、下に本意をいふ也。今詩の六義をもて、倭歌を論ずるに、萬葉集にのする國々の歌は、風ともいふべけれど、其外古今以下代々の歌、多くは輦轂のもの作なり、是を雅といへば、閨秀桑門の作、又は戀釋教等の歌まじれり、雅といふべからず。神祇慶賀の歌などは、其意や、頌に近しともいふべけれども、是又宗廟樂歌のこと葉にあらず、其歌又別なり、しかれば風雅頌の三は、倭歌にはきはめてあはぬ事也。いかでか是をもて、倭歌の部立を定むべき、賦比興の三は、倭歌の體をわかたば是はわかれもし侍らんか、されど廿一代集の歌、大かたはすぐに風景をうつし、情事をのべて、比興するは、稀なれば、十に八九は賦といふべし。中に比興の體もたま／＼は見へ侍る。

仁德帝の御即位をすゝめて、

難波津に、さくやこの花、ふゆごもり、いまを春へと、さくやこのはな、とよみ、齋宮の御子のさはり出來て、齋宮にたゝすなりなんとしけるに、其事はれて、つゐに初に復せし事をよろこびて、

大空を、てりゆく月の、きよければ、雲かくせども、ひかりげなくに、とよみ、わが身の老朽て世にもちゆるかたのなきを打なげきて、

おほあらしきの、森の下草、おひぬれば、駒もすさめず、かる人もなし、とよめる、みな外のものをもて比して、始終本意をあらはさず。この類の歌は、詩にていへば比の體にかなへり、大丸が夜のながうしてあかしかねたるを、

足曳の、山鳥の尾の、しだり尾の、ながくし夜を、ひとりかもねむ、とよめる、此類の歌は、詩にていへば興なるべし。いかなとなれば上の句に、山鳥の尾をもていひ起して、本意は下の句にあり、其外

世の人口にある歌に、自から痛みて老にけるをなげきて、
 おおしてゐるや、難波のみづに、やくしほの、からくも我は、老にけるかな、とよみ、うき身の世にすみが
 たきといふ意を、

あし鼻の、さはぐ入江の、水の江の、世にすみがたき、我身なりけり、とよめる、皆上の句に外のもの
 をもていひおこして、下の句にて本意をいふ、いづれも興の體にかなへり。さはいへど倭歌はもとより
 風雅頌のわかちもなく、賦比興の體もさだかならず。貫之がいへる六々さは、詩の六義を深く考へずし
 て、たゞ歌のさまを六々さにわけて、詩の六義とかずをあはせて、かくいふなるべし。されば詩の六義
 は詩の六義、歌の六義は歌の六義と、格別に見て、あはせ論すべからず。倭歌に限らず、官職律令等の
 事にても見給へ。我朝にて漢唐をまなびて建たる事に、取誤りて名實齟齬したる事多し、しかるを倭書
 をとく人、多くは強て牽合して、其誤を信にせんとす。恐らくは公道にあらず、たゞ信以傳、信疑以傳
 疑といふにしたがひて、是非のまゝに沙汰するこそ、明達の論とはいふべけれ。

○作文は讀書にあり

後數日ありて、諸客來會せしが、翁にむかひて、前日倭歌唐詩の事くはしく承り異聞を得侍る。但倭歌
 は、我等ごときのかねて學ばぬ事に候へば、必しも自からよむには及ばず、詩も必しも日から作らずと
 も、古詩を吟詠しても襟懷をきようするに足ぬべし、たゞ文章はそれとはたがひ侍るべし、たゞ今聖賢
 の書をよみ候も、文辭によりて求る事に候へば、文辭の法にくらくしては、其蘊に通ぜざるのみなら
 ず、其義を誤る事もあるべく候、其上孔子も辭は達するのみと仰られ候、自身に文辭をもて書を解し義
 理を論じ候にも、其法をしらずしては、道理をいひ達する事も成がたく侍るべし。今我等ごときの晚進
 後生文章を學び候には、いかゞ意得てよくあるべく候や承たくこそといふに、翁笑て、わかし漁獵をこ
 のむ人のいふをきゝしに、魚をとるよりは、鳥をとるはおもしろく、とりを捕るよりは、しゝ狩は又おも

しろき物也とぞ。其相手にする事からの大きなるにしたがひて、おもしろさもまさるにて候。翁いとけなかりし比、小倉の百首をよみ習しより、和歌のおかしきふしをかたはし承りしり、其後學に就き候てより又其文を好み候て、是には多くの年月を費し候ひし、今はくやしき事におもひながら、はや七十にあまり候へども、さすが日ごろのすきはいまだやみがたくこそ候へ、それにつきておもひ候に、和歌よりは詩はおもしろく、詩よりは文章は又おもしろく思ひ侍る。翁かねて中事にて候、義理はふかき物にて候へども、義理の工夫は、我邦の人とても、からにおとるべきにもあらず。さる程に宋明諸儒の説をもこゝにて是非し、その及ばざる所をも發明するにて候はずや、たゞ此文辭ばかり、こゝにて常に取あつかはぬ事にて候へば、書をも國語をもて訓じ、顛倒してよみ來り候程に、老師宿儒といふとも、よく辭にて意に通ずる事難かりなん、況や多くは涉獵をつとめて、書をよむ事も雜駁なれば、いかでか文辭のふかき味をしるべき。是によりて自から作れる文章も、辭なづみ意塞り、或は奇險を務め、或は怪僻に涉り、自から古文辭と稱して世に傲れども、大かた見るにたらぬ事にて候。たとへば富商大賈の己が貨財多きに誇りて、簪纓家の風流を眞似するがごとし。珍器名物などのかざりにて、紛らかしぬれば、はしなく似たるやうにもあれど、かのやすらかにしておのづから風流なるに比すれば、なにとなくいやしきさまありて、更に同じ物にあらず、又口吃する人のものがたりするがごとし。さながらわけ聞えぬにてもなければども、言葉つかへて、いひとりえざる事おほし。今此弊を矯むとならば、漢唐以來明理の文を讀て、其中より文法をさとるにしくはなし、其鉅作をみては、賈誼が治安の疏董仲舒が對策の文、韓退之が原道、歐陽永叔が本論等の篇を最とすべし。其外柳子厚三蘇王曾に至て、古今大家と稱する人の文章を見給へ、平易條暢ならざるはなし。いづれか今人の好める兪州滄溟が文のごとく詭異難澁なる事やある。文に韓柳歐蘇あるは、詩に李杜王猛あるがごとし。されば宋明諸家の文章を論するに、韓柳歐蘇を宗とせざるはなし。然ども諸家の文章を論する、皆過高にして初學に益なし、章法句法

抑揚頓挫などやうの沙汰は、粗熟して後の事なるべし。むかし孫幸老歐陽公と相識事久し、或時乘_レ間じて文字をもて問しに、歐公のいはく作文無_ニ他術。唯讀_レ書多則爲_レ之自工、世人之患在_レ懶讀_レ書、又作_ニ文字_一少、每_ニ一篇出_一即求_レ過_レ人如此少_レ有_ニ至者_一。疵病不_ニ必待_ニ人指摘_一。多作自能見_レ之。翁おもへらく、歐陽公の言平實にして味あり、文章を學ぶにこれより近きはなかるべし。翁數年文章に心を用て、何とぞ捷徑もあらんかと、いろ／＼尋求しが、後に文を學ぶに別に悟入の法なし、たゞ讀書にあり、歐陽公の言我を欺かざる事をしりぬ。歐陽公古今文章の大家として其言かくのごとく、其上古人の爲めにいへるに、心底をのこさざる事あるべからず。しかるにその言是に過ざれば、此外に餘法なき事明らかし。又韓退之答_ニ李翱_一書、柳子厚答_ニ韋中立_一書、并に蘇老泉が上_ニ歐陽内翰_一書を見て知給ふべし。三子はいづれも初より著作を事とせずして、積年の力を讀書にもちひしかば、讀書に勞して著作に逸せし、事はからざるに符節をあはせたるがごとし。されば韓柳歐蘇が文章におけるは天授の材といへど、それさへ讀書より得ざるはなし。今吾黨の學は、文辭を專にせぬは必しも文章家を學ばんとにはあらねど、常に用るに辭達して事のかげぬ程にとならば、それも古文辭をよむにつとむべし。今の後生多くは蹶進にして、久しく潛_ニ思_一、讀書にたへず、常に銳_ニ志_一著作して、たゞ自から文を作りて、師友の指摘を求るのみよしと思へり。しらずや指摘の益は、大體文字の程に中りて、中に一二所の疵病を改め、又は彼善_ニ於此_一とするをいふなり。今率易にして不_レ成_レ體の文字をもつて是正を求るは例へば家屋のごとし、結構次第を失ひ、材木等倫を失ひ、或は堂を後にし室を前にし、或は棟を椽とし椽を支る迄にしてやみ住居をなさずといふべし。大匠といふともいかゞ脩補すべきや、たゞ穹を望き、傾を支る迄にしてやみなまし、今後生の文字を指摘するも亦かくのごとし、爾におゐてなにの益かあらん。この故に翁かねて後生にいへらく、先筆を下さず、その作の功を讀むにもちひて、古文辭に覃_レ思_一せよ、久しうして必古人の口氣になれ、古人の作意を得て、我心に悅懌する所あるべし。しからば時々舉揚するも工夫のひ

とつなりと先儒もいへば、著作を一向に廢せよとにもあらず、但十に七八の力を讀にもちひ、二三の力を作にもちゆべし。かくして月を經年を経ば、韓柳歐蘇がやうにこそなくとも、相應に悟入する所ありて、文字を作るに手熟し筆活して、用るに隨てたりぬべし。是晩うしてはやく、遠うして近きの道也。

○多錢善賈

座中の諸客、文章の學は讀書を要とする事くはしく承り候、しからば文章の爲によむべき書はなに／＼と承たく候といへば、翁きゝて、韓退之が進學解に、規をとり作を擬するの書をいふに、上姚姒より下大史所録子雲相如に至り、柳子厚が韋中立に答る書にいふにも、詩書を首として太史公に至る、二子いづれも班固以下は取所にあらずと見えて候。されど韓退之が答李翊書に、三代兩漢の書にあらざれば、敢てよまずとあれば、西漢書をばすてざりしにや、歐陽東坡などは、ことに轉學の人にてあれば、古今の書によまざるはなかるべし。歐陽が韓文を學び、東坡が孟子を學ぶといふは、多讀の功つもりて、こゝに至て性のちかきより、悟入する所あるによりていふなるべし。曾南豐陳無已に伯夷傳を與へてよませけるに、無已それより文法をさとりとなり、古人多くはかくのごとし、今伯夷傳をよまざる人はなし。しらすよく文法を悟んや否や、ちかき頃歸化の人、舜水の朱之瑜が物がたりに、東坡穎濱わかきころ、父老泉なにやらん、常に一書を枕中より取出てよみけるが、ふかく祕して見せざりしを、父あらぬ時にひそかに取出して見れば、孟子なりけるとぞ。此事なにの書にも見へず、あなたにてたゞ世にいひ傳へし事ときこえし、老泉が批點の孟子とて世に傳ふるも、眞偽はしらねども、是をもていへばさもありぬべし。老泉も日ごろ先秦兩漢の書を見ればこそ、孟子を讀て悟入しける程にかく愛玩はしつらめ。されば多錢善賈長袖善舞といふごとく、文章も多讀にしくはなかるべし。但先秦兩漢の書とても、卷帙浩繁にして、吾徒の材力にてはあまねく精讀し難かるべし。是によりて翁は其中を取て、五經論孟の類は勿論にて、老莊屈宋が作、淮南荀卿が書、さて丘明が國語、左傳、司馬遷が史記、班固が西漢書に

極めたく候。其外は唐宗大家の文を熟讀すべし、是も全集をよむにはおよばず、幸に明の茅鹿門が抄録したるあれば、是にてことたりぬべし。八大家の文をよみて自得する所あらば、明朝諸家の文は遙に其下に出る事を知べし。體製迭に出て呈_レ新とも珍とするにたらず、奇怪相競て獻_レ異とも驚くにたらず、いはゆる觀_ニ於海_一者難_レ爲_レ水とは是等の謂なり。されば義理は濂洛關閩に至り、文章は韓柳歐蘇に至りてもはやかふべからず、後世作者ありとも之れを易る事なかるべし。然るに世の宿儒と稱する人、己が腐淺猥瑣の文をもて、みだりに韓歐が文を非毀するよし聞へ侍る、ちかき頃も其徒のいひしとて、韓はなを取るにたる。歐陽はいまだ文辭を解せぬなりと語るをきよておかしかりしが、おかし韓退之文を作りて、人に見せて、人笑へばよろこびとし、人譽ればわが文いまだ俗人の喜こぶ所あるとしりてうれへとすといへり。老子にも下士聞_レ道大笑_レ之。不_レ笑不_レ足_ニ以爲_レ道_一とこそ見へ侍れ。此等の人に笑はるゝにて、いよゝ韓歐が文の高きをしる。もし此等の人に譽らるれば韓歐とするにたらず、是も程朱を讃ると同じ意にて、もとよりいふにたらぬ事なれども、己が量をしらざるの甚しきといふべし。古人を笑ふとすれば、みずから笑を後世に貽さんこそなげかしく覺へ侍れ。

○文章の盛衰

しばらくありて、翁古人の文章を論ずるに、西漢の文章は奏疎制策の外、賈誼が過秦論。司馬遷が答_ニ任安_一書。司馬相如が論_ニ巴蜀_一檄。楊雄が解嘲。此類猶多し。其文大抵雄偉高邁、後人の及ぶ所にあらす。東漢以後、文章衰弊して振はず、六朝に至つて、四六俳偶をもて工とせしかば、規模蕩盡し、氣象萎靡して、觀にたるものなし。唐に至てその餘習いまだ除かざりしに、韓退之柳子厚の二子いづれも超絶の材をもて、一生の力を盡し、古人の言を陶鎔して自から機杼を出したれば、其文上追_ニ西漢_一て殆過たりともいふべし。東坡が韓文公の碑に、文起_ニ八代之衰_一。道濟_ニ天下之溺_一といひしが、道濟_ニ天下之溺_一はしらす、文起_ニ八代之衰_一といへるは異論なき事なり。誰かしらすといふべき、其後五代を歴て漸

く衰へしを、歐陽東坡の二子相繼いで出て振起せしかば、文章ふたゞびいにしへに復しぬ。其文光明正大、又追配韓柳にて羞ざるべし。是をもていふに韓柳歐蘇は文章家の大宗たり、古今文章におゐては一人も非議するものあるをきかず。されば明朝に至て、詞臣文士多く出て、文章世に盛なりしが、劉某宋濂李夢陽何景明が徒、名を一時に擅にし、大家と稱せしかども韓柳歐蘇が文におゐては、一言も雌黃を下す事なし、おもうにふかく慕尙して欽服しけらし。其外文章をもてきこゆるもの、唐順之王慎中が徒、各一家の言を立といへど、いづれか韓柳が遺流をくみ、歐蘇が餘波を揚ざる者ある。然るに文章は時運と盛衰する物なれば、明の中葉より以後稍々衰へゆく程に、平易なるは鄙俚となり、簡古なるは剽竊となり、それより天下の文章科舉帖括の習に落て、是を時文と稱せしかば、古文は見るべからざる事になりたり。此時に當て古文に志ある人、世に輩出して、復レ古矯レ俗に急なりしも、韓柳歐蘇が文をこそ赤幟とせしが、篇ごとに揜揚し句ごとに品藻せざるはなし。しかあれど材識高からず、蘊蓄深からざるによりて、その所作の文を見るに、古に似て古にあらず、雅に似て雅にあらず。最後に李攀龍王世貞出て、その平易にて膚俗にちかきを厭て、相與に奇怪の文を造作し、狂蕩の論を講張し、洗洋自恣にし、一世を鼓動せしかば、四方の文士靡然として歸依せし程に、號して文章の主盟と稱しき。されば滄溟鳳州も常に韓柳歐蘇が文をば褒稱して、終に非議する事をきかず、鳳州は晚節に及んで文友と文を論じてや、後悔して、平正にかへる志ありしかども及ばざりけるよし。錢謙益が列朝詩集に見へしと覺へ侍る、しかるに今文章をもて自から許す人の王氏が棄餘を捨て、彼が四部稿を師祖とすと見れば、又鳳州が心にたがひて、反て韓歐を毀るこそ、いと意得がたけれ。定めてふかき意もあるにかあらん、翁などか小見にてしるべき所にあらず。

○曇陽大師

今更こと新しき申事にて候へども、人は第一義理の大筋をしりたきものにて候。かやうの事をいふを今

世の儒者きゝては、たれ義理しらぬものやある、初心なる事をいふとて、さこそ嘲笑ふにてあるべく候へども、世に鉅儒と稱する人にも、義理の筋くらき人も見へ侍る。孔子も君子は義以爲_レ質と仰られて候、是は君子言行の上にて仰られ候へども、すべてよろづの事義理を質とせざるはなし、いはんや文章は質ありての文なれば、義理にもつかずしては、浮糜亂雜にして文章とはいふべからず。さて韓柳歐蘇の四人いづれも文章科中の人なれば、道の深きをしりたる人とは許しがたけれども、義理の筋しらぬ人にはあらず。但韓歐は道のあらましをもうかゞひ、一代の正人たりしぞかし、柳蘇はふたりながら釋氏に浸淫し、それに柳は叔父が黨にいり、蘇は洛學の仇となる、これをもて正人君子のために貶議せらる、それは學術の正しからぬによれば、今更是非するにたらず、その文を見るに必義理に根據して、識遠く思ひ永し、中に柳が文は精深雅健にて、氣格ことに雄抜しける、蘇が文は議論振發し、理致明瞭にして、確乎として拔べからず、こゝをもて韓歐に配して愧ざるにあらずや。明朝に至ても、弘治正徳のころまでは、文章といへば義理を主とせざるはなかりき。もし己が博聞に倣て、たゞに文辭に馳騁して、義理を主とせるの文は、しみてその文を矯飾して、文彩目を驚かし、變幻百出すといふとも、明眼の人一たび觀ば、その猥淺にして見るにたらざるをしらんかし。滄溟鳳州等が文是なり、翁かねて二子の爲_レ人を考ふる、狂率輕佻にして、夢にも義理しりたる人とは見へず、なにゝよりて文章の義理に本づくべき事をしらん、今その大概をかたり侍るべし、二子莫逆の交をなし、日夜微逐して、詞賦をもて相誇り、中原二子をもて自から許すに至る、その顛狂恣睢いふばかりなし、いく程なくして、鳳州が父王仔、怨家のために誣られて、下_レ獄論死せられしかば、鳳州弟世懋と同じく棄_レ官て長安に走り、父の死に代らんとこひしかどもかなはざりしかば、號泣徒跣して柩を負て歸葬しける、これはさすが本心を失はぬ所もあるかと見へしが、それより身の不幸をかなしみけるにや、または滄溟も心病にて暴卒せしかば、諠浪笑教の友もなくなりし程に、志氣沮喪しけるや、忽に故態を變じて釋氏に歸依し、伽藍を建立

し、又弇州の園をつくりて、日夜賓客と其中に宴游し、歲月を玩愒しける、なをそれよりもあやしむべきは、社友王錫爵が女比丘尼となりて、恬澹教門を立しを、鳳州これが弟子となりつゝ、其尼を尊て曇陽大師と號し、錫爵と同じく結廬戒食し、それより賓客を謝し、筆硯をやき、朝夕梵誦をのみ勤めけるこそ希有なるわざなれ、しかもそれにもたへず、やゝ久しうて宿好を忘るゝ事あたはず。又出て詩人酒客の間にあそびけるが、程なく身まかりにけり。各是にて鳳州が爲人考へ給へ病レ狂喪レ心の人に似たり。然ども博聞宏詞名を竊むにたり、同レ俗合レ汚衆を收るにたりしかば、其時に當て地望の高き游道の廣き、海内の人物を鼓動せしかば、王守仁が良知の説をもて天下を傾けし後はきかざる所なりとて、世の論者陽明を並べ稱して一代の盛事としき、翁おもへらく明朝の學は二王に變ず、義理の學は陽明に變じ、文章の學は鳳州に變ず。但良知の説は内省存心の工夫に係て、儒者内分の事を離れず、鳳州に至ては、名檢をいとひ規矩を破り、たゞ文雅風流をもて學とすれば、その害晉の清談に似てなを甚しきものといふべし。今世師儒と稱して法を孔子に誦すといへど、實は名聞をつとめてつゆ道に志なければ、二百載の下鳳州の聲威をかりて、世好に投じ時望を收んとするは、いとさかしき謀ならし、今其師といひ弟子といふもの、群居して文談するをきくに、口にまかせて大言し道を語れば程朱を排し、文を論ずれば韓歐を貶し、自から牛耳を執つて一世人なきやうにいへるこそ、むかしの攀龍世貞が會に髣髴しけれ、よく其傳を繼たるといふべし。

○寸鐵人をころす

後數日ありて諸客來會せしが、翁に前日文章のために、讀べき書御示教ありて承りて候、それにつき謂レ益たき事の候。右御差圖の書は我等ども日ごろ讀候て常に取あつかひ申物にて候、今改て文章のために讀候には、よみやうの意得もあるべく候や承たく候といへば、翁それは尤なる心づきにて候、大凡書は多讀をよしといいたし候得ども、たとひ千萬卷の書讀候ても、その書に意を精しうせず、たゞうはべに

トひと通りに讀過しては、何の益をか得べく候。寸鐵人を殺すとて、一寸の鐵にてもよく鍛へば人を殺にたり、長道具たりといへどもなまりては、用にたへざるがごとし。むかし東坡自から西漢書をよみし事をいふに、治道人物地理官制兵戰貨財の類一過ことに、専ら一事をもとめしかば、數過を待たずして事々精覈なるとぞ。虞邵庵是をもて人に教て讀書の良法としけり。今此法にしたがひて、五經左傳遷固が史をも文章の爲とよまんには、義理事實に貧着せず、たゞ文章の一筋を主としてよむべし。志慮分るゝ所ありて專一ならねば、意を精しうすることをえがたし。それにつきて翁日ごろ四法を定め侍る。その一に字例、文字を用るの例なり。たとへば藥の能あるがごとし。參芪同じく補なれども其の用ひ異なる、芩連同じく瀉なれどもその用ひ異なる、文字も亦しかなり、勉の字務の字同じくつとむるなれども其もちひ異なる、慎の字敬の字同じくつゝしむなれども其もちひ異なる。すべて我朝同訓の字皆共同異を辨すべし。もし同訓にまよひて共同異を辨せずしては、こまのゆきをしらすして象棋をさすがごとし、必用ひ誤まる事多かるべし、其外の文字も一字あれば一字の能あり、焉矣乎哉等の助字に至りて、同異しりやすきもあれど、少しのたがひにて、疑似するもあれば、とかく古人の用ひし例をひろく考へ、彼此をかよはして見るにしくはなし。其二に語類、字かさなりて成語をなす、其類一ならず、政治に係る語あり、兵戦にかゝる語あり、人の性行に係る語あり、事の措置に係る語あり、古訓の語あり、比喻の語あり、其外あげていふべからず。必しも其語をすぐに取にはあらねども、古の成語を多く記して、其中より轉化し出せば、おのづから、雅にして俗ならず、直にして迂ならず、其三には鋪叙語を鋪て章段をなすをいふなり。群分類聚の所あり、交互錯綜の所あり、意を設くるの廣く、言を布くの贖にぎはしきを見るべし。其四には體裁、鋪叙によりて首尾をなすをいふ也、起端あり、承接あり、轉折あり、收結あり、文勢の抑揚頓挫條貫の滯らざるを見るべし。右の四法をもてよめば汎然とよむにあらずや。加レ之歲月の功をつまば、おのづから自得する所あらん。筆を下し文作るに、用レ字に誤らず、造レ語にいやしから

す、鋪叙備り體裁正しく、言をたて道を論ずるの助けとするにたらんかし。もし徒に文字をもてあそび、觀美をつとめ、これをもて學問の事とせば、浮虚無實の甚しきといふべし。かの文雅風流を道とするものと、なにをもて異なるべき。しからば今かく云々するも人を邪に納るにして、翁も其罪なしとせず、今世の學者多くは輕俊にして實行を心とせず、たゞ文辭に馳騁して虚譽を求めざるはなし。然るに師儒たる者たとひ痛く懲すとも猶たへざるべし、況や道は文雅風流にあるの説をもていざなはんには、誰かあひ率てしたがはざるべき、且いへ道は道德にあるか、文章にあるか、道德にあるといはゞ、文辭はもとより道德にあらず、文章にあるといはゞ、いはゆる夫子の文章は、道德の美の威儀文辭にあらはるゝをいふなり。今たゞに文辭をさして道とするは、玉帛をもて禮とし、鐘鼓をもて樂とするに同じ、されば孔子も禮云禮云玉帛云乎哉、樂云樂云鐘鼓云乎哉との給し、翁も聖言を眞似て、文といひ章といふ文辭をしもいはんやといはましとぞ思ひ侍る。

○言は身の文

翁かねて思ふに、口を發する上にていへば言とし、言の連續する上にていへば語とし、語の模様をなす上にていへば辭とし、それを文字に寫す上にていへば文辭とす。しかれば言語文辭同じもの也。たゞし後世文字の辭を文辭といふより起て、文辭に限り文章といふは、古意を失ふのみならず、身に取て文章のおもきは言語にあり、文辭はその餘事なる事をしらず、古より慎言の訓一にしてたらす、孔子も言行は君子の樞機榮辱の主との給ひ、子貢も君子は一言もて知とし、一言もて不知ずといひ。南容は日に白圭を三復しけり、これによりていふに身の文章は言語よりおもきはなし、介之推が言は身之文也といひしを、ふかく其理にあたりたるといふべし。世の儒者と稱する人、多くは出辭氣して鄙倍を遠ざくる事をしらず、或は大言を恣にし、戲謔を好み或は女色を論じ、貨利を議し、其言をきくに委巷の談のごとく、奴隸の語に似たり。文雅風流安にかある、それにとゞ詩を賦し文を著はし、琴を鼓し笙を吹て

古人の文雅風流とす、いはゆる買櫃選珠の類なるべし、たとひ文雅風流古人に似たりとも優孟が孫叔敖を學ぶがごとし、況や大きに似ざる者をや、誰か眞の孫叔敖とすべき、座客の中にいふは、兵家山鹿の何がしが、世に士の金銀の事を口に沙汰するはいやしき事といふは、大きな辭ことなり。金銀はなくて叶はずして至て大切なる物なり、それをいやしめ輕んずべきにあらずとて、諸侯より金銀を贈れば取て戴きてさしおきけるとぞ。翁はいかゞ思ひ給へるといへば、翁それは兵家利害の僉議よりいふにやあらん。士の道はさにあらず、いかにとなれば士は義理より大切なるはなし、其次には命を大切とし、金銀は又その次なり。此二つも大切なる物故に、やゝもすれば生死の場合金銀の事に臨ては、かの義理といふおもき物を取違るぞかし。よりに食生食利の事をば、心にとゞめじ口にもいはじと心づかひするは、士はかりにも利欲に近づかじとなり、惣じて利欲といふは、金銀の欲にかざらず、身の勝手を思ふは皆利欲なり、されば命は金銀より大切なる物にあらずや。勝手をもていはゞ、命をいくるばかり勝手によき事はなけれども、義に臨ては塵芥よりも輕んずるは士の道なり、いはんや金銀におゐてをや。もとより大切のものなれば、常に身の養生をつゝしみ、金銀もあらく費やし用ひざるはさもあるべき事也。さればとて命おし金銀たつとしと心におもひ口にもいふは、商賈などには似合たるべし。士にはあるまじき事なり。むかし小説の書にて見侍る、唐の柳公權が家に久しく召仕し婢ありしが、柳家をいで、揚亘源が家に仕へしに、夫人絹を買とて自から牙脛と價の高下を議せしを見て、俄に驚疾を得て揚家を謝し去けり。其後人にむかひて、われ多年柳家にありしに、終に内子の自から物をかひ、物の價を問れし事をきかず、しかるに夫人牙脛と價を議せられしを見ければ、きもけぬやうに覺へて驚疾を得たりといひしとなり。柳氏はさすが唐の世族にて、家風いさぎよく、新進の家とは格別の事なんありける、されば中唐のころにはめづらしき事なればこそかく記し置るならし、我朝は君子國と稱せらるゝしるしにや、中古迄は風俗淳素にして、貨利にひすかしからず、義理を堅く守るとにはなけれども、おのづか

ら廉恥の風もほろびずなんありける。武家の世になりて、風俗大きに變ずといへども、士たる者は金銀の事をば常にいろはずして、しかも儉素質直にて、いさゝか驕なかりき、近き頃までもしかなり。ある老人の物がたりに、朝鮮陣の時、日根野備中守朝鮮へ使に行しが、家貧うして支度なりがたかりければ、三好新右衛門をもて黒田如水より銀百枚をかりける、歸朝して後新右衛門同道して如水のがり行て一禮をいひしに、如水對面してしばらくありて人をよびて、さきにもらひし鯛を三枚におろして、其骨をたゞ今吸物にして出せといふを、兩人聞て心に不足しけるに、酒をはりて三好銀を取出して返しゝかば、如水最初よりかしぬる心にてはなし、合力する心なりとて再三しゐるかへせども受取ずしてやみぬ。飲食の事には、もらひし鯛をもみだりにもちひず、しかも客のまへにていふて、いふまじきことも思ひよらず、さて朋友急用の爲には銀百枚をおしむべしとおもはず、是等の事にても其時代の士の風俗儉素質直にしてしかも義を忘れず、心事潔白なることをしるべし。翁わかき時の事をおもふに、其頃までも年わかき人などは、物の直段の事をばかりにも口にははず、女色の咄をきゝては、赤面する人もありけり。大かたは古戦軍術の事を聞てよろこび、君父への奉公、武士の覺悟などを僉議せしぞかし。當代わかき人の出合をきくに、多くは勝手損得のはなし、又は女色遊興の事を互に語りあふて、一座の慰とせざるはなし、此五六十年以前とは格別の風にくそ成行けれ。又其ころ加賀に青地采女といひし士あり、其子藏人といひし者は、翁が亡友なり。其父采女が子弟にいひしとて、人と物をかへて興とする事世にある事なれども、汝等必ずすべからず、かへまけて彼に得あるはよし、もしかへ勝て我に得ある時碁象戯に勝たるとはちがひ、心すみせぬものなりと語りしこそ心にくゝ覺えしが、當世は人と物をかへて、かへかちたりとよろこび、又はたかき物をいやしく買得て、ほり出しゝたるなどと、いふは商賈のわざにして、士たる者のすましていふまじきことなり。又先年新井筑後守がいひしと覺へ侍る、人の噂をいふとて、しはき人とはいふまじき事なり。金銀にさへしはければ、命にはいよくしはかるべしと

したり、しかれば臆病の唐名ときこゆべし。侍講のとき、

文廟へも申上げるとて語りし、尤道理ある事なり。されば士は一言の上にも心をつけて、利欲臆病好色等の筋の事をいはず、口に無_レ擇言_一をこそまたなく見事なるといふべけれ、かの世儒のいふ文雅風流もこゝにもとめば、道に中らずといふとも遠からじ。今身の言行をすて、徒に文辭の末にもとめて、聖賢の道こゝにありとす。これその所_レ好に僻して、自から道に背く事をしらするなり。しかしながら正學をみだり、後生を誤るこそなげかしけれ。詩にいはいはく、誰生_ニ厲_ニ階_ニ至_レ今爲_レ梗_一この謂なり。

○一日の澤

冬もやう／＼ふかくなりけるに、暮行空のけしきすさまじく、雪もちら／＼打ちりしが、とかくする程に、日もすでにくれはて、烏羽玉の闇さへいとどうとまし、かくて夜もふけ行まゝに、夜さむ身にしみわたり、しばしもいねやらで、丑みつばかりになりぬるに、鐘のこゑもきこえず、鶏の音もせで、なにとなくしづかになるやうに覺へしが、いつあくるともなく窓のしらみあひける程に、家にありしわらはよびおこして閨の戸あけさせれば、夜のまに雪いとおもしろうふりつみて、庭の草木も花さき、にはかに春來るこゝちし、四の山の端もみな白妙になりて、人間世界、さながら天上の白玉京かとあやまたるゝ折しも、あたりちかき池の水鳥のこゑ／＼になくも、程なければきこゆ。さこそ波のうきねのさむからめと、それさへ哀を添て、さても心あらん友もがなと、人ゆかしう思ひし折ふし、いつも問かはす人のもとよりとて文もて來ぬ。いそぎ開て見れば、めづらしき雪にて侍る、いかゞ見給ふやらん、さては此雪に御起_{たす}ふしも覺束なくおもひ侍るとなんかきけるにつけて、かの兼好が雪のいとおもしろう降たりしあした、人のかりいふべき事ありて文やるとて、雪の事なにもいはざりしに、此雪いかゞ見ると一筆いはぬとて口惜きことゝいひこせし事を、ふと思ひいでゝ是はあなたよりかく氣をつけていひこせしを、こなたより返事なくば、うらみやせんとおもひしまゝに、使しばしまたせて返事かきて與に、

空にふる雪はこすゑの花なれやちるかさくかとあやまたれける

とかきて、さてけふはひとへにさびしくらし侍る、思ふとぢいひあはせてこられよかし、それこそ誠の志と思ふべけれといひやりけり。かくてや、日たくる程になりて、門をたゞく音しけり、人してあけさすれば、かの文こそし人例の人々伴なひて來にけり。形のごとく主設けして翁うれしくさむさ忘れてにじり出、かたみに語りあひしが、酒煖めて出しけるに、衆客もみな酔を勸めて、清談いところよく見えし。翁、

あるじする心ばかりはこゆるぎのいそぎありくにおとらめや君

われらこと足たち侍らねば、御爲めにさかなもとめてありくことは、かなひ侍らねども、心ばかりはそれにもおとり候まじと、戯ことなどいひて程を経けるに、衆客けふの雪には、翁のから歌なくてやはあるべきとて、翁に簡を授けしに、翁いやとよ、むかしは雪月花の折にあへば、はや詩の思ひよりも候しが、今は老ぼれて其心もさぶらはず、詩も久しくすてゝ作らねば、口澁りていひ出べき事も覺へず、されどけふの御尋忘れがたく侍るまゝ、いかさまにも申てこそ見めとて、しばし打案じて、

家住駿臺下。門臨萬里流。隱_レ雲平野樹。棹_レ雪遠江舟。吾老愧_ニ安道。客來皆子猷。

草堂偏閑寂。喜共_ニ故人_一遊。

もとより、翁が家は地たかく長流に俯し候へども、門はながれに臨ます候、然るに今の詩に門臨萬里流といへるは、そらごとにもちかく候得ども、言葉つゞきよく句勢あるようにと思よりかく申にて候、草蘇州が野渡無_レ人舟自横といひし類にて候。されば詩は詞に泥て心ならず不實になり候故に、古より篤實なる人は多くは、詩を好まぬも理にて候、たゞし是程の事は、詩にはゆるし申にてもあるべく候。常の言語に此くせ出申さぬやうに意得べき事にて候。さらば各も一首賦せられ候へとて、筆硯を授ければ、一人、

又ひとり、
冬天衝_レ雪到_二君家。此日倚_レ欄眺望_一。 はるみてる 兩岸水寒如_レ夾_レ鏡。千林樹合似_レ開_レ花。

天從_二雪後_一海寰新。積_レ素凝_レ華先入_レ春。清白由來誰相似。草堂高臥是何人。

又ひとり、

欲_レ問駿臺臥_レ雪時、行吟招隱太冲詩、古人高義今何在、此地無_レ君誰與期。

又ひとり、前の翁が詩の韻に和して、

高堂幽僻地。積雪暗_二長流。歸騎迷_二來路。漁人滯_二去舟。行藏論_二古道。經濟問_二喜猷。

寄_レ語世間客。誰知塵外遊。

それより迭に唱和しける。かくて酒酣になる程に、翁も今すこしたうべんとてのまんとしけるが、座中に世に行はるゝ散樂の謠によき人ありしに、翁其人に一曲とすゝめしかば、肩上の笠には無影の月をかたぶけ、擔頭のしばには不香の花を手折つゝとうたひ出しけるを、外の客もつけてうたひける。翁打きて、折からよくこそ思ひよられ候へ、山家雪中の景氣を見るやうに覺へ侍るとて、視引よせて、

六出花埋_二三徑平。忽聞白雪入_二歌聲。市中賒_レ酒酒家近。堂上開_レ書書帙清。玉樹玲瓏四隣合。

銀沙的皦_一一川明。幽棲何減_二山陰興。莫_レ厭留談到_二日傾。

翁諸客にいひけるは、律詩は文字のもちひやうこそ簡要にて候へ、たとひきこえ候ても、相應すると相應せぬとあり、又一字にて景趣を生ずると意味なきとあり。自作の詩にて中候はいかゞに候へども、しばらく愚意を申候べし。此詩第一句の平字かふべからず、雪深くして三徑のきはもなく、ひとつにふり埋みし體にて候。第二句の入字字眼とも申べし、諸君の謠を白雪の曲に比し、けふの雪の聲に入と申所に意趣あるにて候。第五句の合字は、雪にて四隣の樹のひとつになるを申にて候。第六句の明字は、上に雪を銀沙に比し候故、的皦には明字的實にて力あるやうに覺へ候、いづれも心をつけたる字にて候、

惣じて律詩は韻字の取やうにて、作者の品は其まゝにしれ申ものにて候。世間の詩を作申者、一兩句を得ては韻になづみ、其韻をさがし候てしゐてもちひ候故、さながら韻に苦み候として見ぐるしく候、其韻に相應の字なくば、其一句をすきとかへ申候歟、又は其韻をすて、他韻にて作るべき事にて候、唐詩の韻の用やうをよく考て見るべし、是唐詩を學ぶ簡要のことなり。思過半とも申べし。さて詩の僉議は是までにて候、今日の會ぞめづらしく覺へ侍る、むかし子貢大嗜の祭に會飲せられしを孔子樂しきかと問給ひしに、一郷の人酒に酔て狂するがごとし、これを見てなにのたのしき事をしらすと申されしを、百日の蜡一日の澤爾たぐんもが所レ知にあらずと仰られしと家語に見えたり。民ども四時稼穡に勤めて、歳終に一日飲酒宴樂して百日の勞を忘る、是先王之遺澤なり。民のながく勤勞に服して相ともに君澤に樂しむを觀ては、君子も同じく樂む心あるべきを、子貢のそこに心つかれぬをかくの給ふなるべし。しかれば翁も諸君も諸ともに飲酒宴樂して、一日の餘暇を樂むは、太平の餘澤なり。幸に時も蜡のころにあたれば、今日の會をばいはゆる一日の澤とも申べし。我等ごときは民のごとく稼穡を勤る事はなくとも、各學問をつとめ、忠信を脩め、仁義の道を世に明にして、風教を助けることを忘るべからず、是太平の澤に答揚して、不報の報と申すべし、何ぞ必ずしも官にをり、職に住するをのみ、國家に報ずといはんや。

○尤物人を移す

翁弱冠のころにかあらん、左傳を讀て、叔向が母の夫有尤物ありいづつたれりもつらつたに、足ニ以移しやしくもあらされどとくきになはかならありわざひ人。苟非しやしくもあらされどとくきになはかならありわざひ德義一則必しやしくもあらされどとくきになはかならありわざひ有禍しやしくもあらされどとくきになはかならありわざひといふに至つて、竦然として、戒懼の心にたへざりき、誠に龜鑑の名言といふべし。されば德義の移レ人は、伯夷が清のごとく、柳下惠が和のごとし、天地の間の尤物なり。こゝをもて伯夷が風をきく者は、頑夫も廉に懦夫も志を立る事あり、柳下惠が風をきくものは、鄙夫も寛に薄夫も敦し、人を移すにあらずや。其極をいはゞ、舜の韶、孔子の聖、天地の間の大尤物也。孔子韶をきゝ給て、三月肉味を忘るゝ

に至り、七十子終身まで親炙して去ざるに至る。又人を移すの甚しきといふべし。其外忠臣孝子高潔義烈の行の人を感慕せしむるも皆其類なり、およそ徳義の類は、大に移せば大によし。小しき移せば小しきよし、何の禍かあらん。もし徳義の類にあらすして人を移すは儀狄が酒南威が色はいふに及ばず、其外錦繡珠玉珍禽奇獸に至るまで、人を移すにたるものはみな尤物也。その爲に移さるれば、大なるは必身をころし國を滅ぼし、小なるは必ず名を辱しめ咎を招く、古今歴々として考べし。詩文書札に至ては、儒者の事におゐて、近うして又闊べからず、然ども李杜摩詰が詩、韓歐東坡が文、二玉の書のごときは是も又古今の尤物といふべし。各一種の人を移すにたるものあり、しかも亦外物にして徳義の類にあらず、この故に古より詩賦を好み文章を好むの人、多く一心を投じ外事をすて、こゝに寢處せざるはなし、やゝ實に近きは、言論の雄偉を尙ぶに過ぎず、其文に馳るは雕鏤の美巧を銜ふに至る。身において何の益かあらん。道においてなにの得ることかあらん。いづれも玩物喪志をいふべし、かの好書ものは最下れり、しかるに唐の太宗の明をもて、遺命して蘭亭の本を棺にいれて自ら隨へるを觀るに、其移人こと詩賦文章よりも甚し。これによれば詩賦文章文字の類も、尤物の移人ものなり、聲色の移人とはちがひ、必ずしも有禍といふにはあらねども、人をして虚文にはせ、實用を忘しむ、道に害なしといふべからず、翁老泉が高祖を論ずる意を取て、文章を論じておもへらく、學者の詩賦文章におけるは、醫者の毒藥を用ふるがごとくなるべし、其毒をして治病にたりて、人を殺すに至らざらしむ。されば詩懷にたり、文章は辭達するに取て、ふかく好まざるをよしとす。もしふかく好まば、必其毒に中るべし。それに詩賦文章も一難事也。今不逮の材をもてくはしうせんとせば、必歲月を費して、學問の功を妨ぐべし。韓愈が文を學びし事を自から叙るを見るに、わごとしむるゝがゆでことしむるゝがゆんことしこれとくゝが 茫乎其若迷といへり。翁こゝにおゐて嘆息して、ふかく韓愈が爲におしまざる事をえず。嗚呼韓愈が材をもて、心を道學に用る事かくのごとくせば、聖賢に至るも難かるべきにあらず、たゞその學一生

文辭の間にとどまりて、已に實得の驗を見ざりし程に、居恒飲博過從の樂に日を曠しうし、潮州に流されし時は、大顛に動かされしぞかし。是其根源をたづぬるに、文章の爲に誤まらるゝ故にて侍る。それにつけても程朱の學者の詩文を好むをいましめられしも、あながちに詩文を禁絶せよともあらず、詩文の移レ人ことをおそれよとなり、是にて程朱道の爲に慮る事の遠きを諸君よく思ひ知給へといへば、諸客けふは終日觴詠のあそびに陪從し、又翁の訓戒を承れば、誠に樂て淫せずとも申べし。詩にいはいはく好レ樂無レ荒、良士罹々、今日の謂にてこそ候へ、我等ども此儘にて學問いたし候はゞ、庶幾ば宴安の鴆毒を懷ふには至るまじく候、是みな翁の賜にて候とて、各恭謝の體に見えしが、冬日の習にて程なかつたそがれ時になりしかば、諸ともに翁にいとまこひてまかりけるが、一人門を出るとて、かく目詠しけるを、かたへより吟賞して、此詩有レ心かなやといふこゑして、各己が家路にまかりぬ。

○年にはづかし

朔風感發として日夜に冽しく、寒氣もいやましなりしかば、講會もしばらくやみて、後日を期せんといふ程こそあれ、今年もおぼへずはや暮にけり。例の人々翁が起居を問むとて來りしに、翁むかひて、このごろは年の暮とて世上はさぞいそがはしくこそ候はめ、しかるに市朝に住ながら翁が草堂ほどしづかなる事は侍らじ、蕭然たる環堵の中に、いつとなく病に臥して日をおくり侍れば、月のすぎ年の暮るをも覺へ侍らず。されど歲月の逝はおしむにたらず。たゞ悲しむべきは、年ごろ學びし甲斐もなく、むなししく不徳にて、身老年積りて此まゝ朽果むこそ、今更悔てもあまりある事にて候へとて、

なにをして身のいたづらに老ぬらんとしのおもはん事もはづかし

といふ古歌を打すんで、年にこそはぢかはしく候へといへば、諸客聞て、むかし衛武公行年九十五にて猶箴^箴儆^儆於國^{於國}ていはく苟在^{苟在}朝者無^無下^下謂^謂我老^{我老}一而令^{而令}我^我、必恭^{必恭}恪^恪於朝夕^{於朝夕}以^以交戒^{交戒}我^我とて、抑戒の詩を

作て自傲おごめられしとなり。今翁高年なりといへども、いまだ武公の年に及ばず、今より期頤のよはひを享て、日に徳にすまれば候やうにとこそ祝し候へ、諸弟子久しく師門に遊び候へども、今に吳下の阿蒙にて、むかしにかはりたる事もなく、多年の御教育をむなしういたし候事、材質の庸下なる故とは申ながら、學文のつとめざるによれば、翁のおしはかりもはづかしく、汗顔にたへぬ事にて候。されど御善誘によりて、此一兩年はすこし道に見つけたる所も出来たるやうに候得ば、此後は相ともに勉強して、日夜進益をもとめんとこそ存候へ。しからば道におゐてなどか尺寸の効を得ざるべき、いよく翁の策勵を仰ぎ候といへば、翁聞て、それは奇特なる御覺悟ながらさもあるべき事にて候、さて翁が先各へ申謝すべきは、衛の武公の事をもて翁をいましめらるゝこそ、ながく佩服して忘れがたく覺へ侍れ、もとより武公の賢、などか企及べきにあらねども、其老て自傲られしは、およそ年老たる人の師法とすべき事にて候。翁かねて春秋列國の人物を論じておもへらく、春秋の時、衛におゐて二人の大賢あり、諸侯には衛の武公、大夫には蘧伯玉、此二賢は、道を見る事眞に、學を好むこと篤し、皆聖人の徒なり、伯玉が寡過を欲すれども未能とし、五十にして四十九年の非をしり、六十にして六十化すといへるも、武公の自傲て我過を聞む事を求ると前後相比して、自治誠切なる事一に出るがごとし。孔門七十子の中に求とも、顔曾の外には多く得やすからざるまゝ、たゞに列國君大夫の賢といふのみにあらず、さればにやその成徳の篤實光輝、こゝに至て今も猶、人をして千載の下に興起せしむるぞかし。翁老たりといへども、今より謹て諸君の祝規を奉じて、殘生を終むところおもひ侍れ、諸君のごときは、春秋にとみ材力にたる。もし懈らずして日に學に進まば、何ぞ古人に及ばざるべき。然ども歲月は恃むにたらず、材力は多とすにたらず、たゞ孳々汲々として勉て不レ息にありぬべし。もし悠々として日を涉り、一日年老齡傾て後、日ごろの懈を思ひいでゝいかに悔とも、なにの益かあるべき、即今翁が身の上にて候、されば古詩にも、少壯不努力。老大徒傷悲すといひ、陶淵明も盛年不重來。一日難再晨。及時當勉勵。

歲月不_レ待_レ人といへば古人も此感懐を同うすとぞ見へし、是等の詩句時々吟詠して、勇進の志を振起すべし。又世に傳る朱文公の勸學の文に、

勿_レ謂今日不_レ學而有_ニ來日。勿_レ謂今年不_レ學而有_ニ來年。日月逝矣_ハ歲不_ニ我延_ハ。嗚呼_ハ老矣_ハ、是誰_レ之愆_ハ。

此文本集に見へず、朱子家訓不自棄の文などの類にて朱子の少作か、又は後人の擬作にて、名を朱子に託するにてもあらんか、よし誰の作にもせよ、言簡にして意も明白なり。折ふし打すんじて自警むるによかるべし。それよりも翁が常に愛するは陶侃が語なり、大禹聖人乃惜_ニ寸陰_ハ。至_ニ於衆人_ハ。當_レ惜_ニ分陰_ハ。豈可_レ佚遊荒廢。生無_レ益_ニ於時_ハ。死無_レ損_ニ於後_ハ。是自棄也といへるこそ、學者立_レ志の法とすべし、前にいふ淵明が詩も、曩祖以來の家法にこそと思ひ侍る、およそ人と生れて學に志ありといふきはの生て時に益なく死して後に聞ゆる事なく、草木と同じく朽果は、いと口惜かるべき事なり。されば諸君も此陶侃が語をもて自から激昂して、日夜勤勉せらるべし。但學は勇進をよるこぶといへども、又急迫なるをきらひ侍る。とかく一生こゝを離れぬ事にて候へば、急迫にして求べきにあらず。たゞ懈惰を戒て常に聖賢の書に優遊涵泳せられば、久うしておのづから進益あるべし。翁むかし加賀に在りし時、士族の中に紹鷗利休が風流を慕て、茶湯を好むものあり。江戸へ行役の時、道中茶具を持して、逆旅にても釜をかけ炭をおきて薬としけるを、同行の人見て、いかにすけばとて道中にてはやめよかしといへば、其人いふは、道中の日とて一生の外にあらばこそ、是も一生の日かずの内なれば、わが茶湯をする日にあらずといふ事なし。家にあると何ぞ異ならんとて、其後もやめざりき。學者の道に志すも此人の茶湯をこのむがことくなるべし。もとより道は須臾も離るべからざれば、一生の間、道を行ふ日にあらざるはななく、あふさきるさ道のある所にあらざるはなし。しかるを急迫にしてもとめば、たとひ僅々として有_レ得とも、皮膚の間にてやみなん、いかでか其齧を臍て滋味に飽ことあるべき、況や急迫なれば、久しきにたへぬ物ぞかし。いまだ日至の時に及ばずして、やがて倦怠するに至りなん。翁おもへらく、學問

は勉勵を要とす、たゞ急に於て迫切なるをおそる。義理は涵泳を貴ぶ、綏にして懈弛なるを戒む。迫切ならず、懈弛ならず、學者進脩の道におゐて緩急相得て背かざるに近かるべし、程子のいはく、志こころ切固きつこ是誠意まこといひ。若迫切もしはくせん不中なかな埋則反うづまひ爲不誠なまごころ。又曰人謂要いふ力ちから行な亦只是淺近語これせんきんのご。這一點意氣能得このいってん幾時いふんぐくはくとき了をはらん。諸君程子の言を見よ。翁が説あたらずといふとも遠からじ、

○壬子試筆の詞附

日月迭に移て、白駒の隙過やすく、衰病日に侵して、黄金の術成がたし。されば犬馬のよはひ定まであるべしとも思はざりしが、いつしか老の波より來て、ことしは七十あまり五つの春にもなりぬ。あまつさへちかきころより身に痠疾を得て、手足もあがらず、起居もなやめるまゝ、昔の董生を學ぶとにはあらねども、此三とせ春の園を窺ふ事もかなはねば、閨の中ながら梢につたふ鶯の音に殘りの夢をさまし、枕にかほる梅が香に過しむかしをしのぶばかりになんありける。しかはあれど幸にわかゝりし時より學びの窓に年を経る甲斐ありて、程朱の道にしたがひて、鄒魯の風をたづね、韓歐が文をこのみて邯鄲の歩を學ぶにぞ、老の寐覺も慰ぬべし。さても多くの年月を経て、世のうつりかはる有様を考ふるに、盛衰榮枯互に行かふをば、夢とやいはん、現とやいはん、誠に富貴は浮べる雲のごとく、禍福は糾る繩のごとしといへるに、なにかたがふ事あるべき、中にたゞ吾聖人の建給へる三綱五常の道のみ天地と並び傳へ、古今のへだてなく、是ばかりはかはることあるべからず。人として仰ぎ崇ぶべきは此道ぞかし。然れども儒教世に行はれざりしより、人々義理にうとく、利欲にさとくなる程に、五常の道すたれて、風俗日に下りゆくこそなげかしけれ。もとよりいやしき身にて、一代の風教を維持せんとすとも、わが力およぶべきにあらねば、ひとへに此蟬ツクシの樹を撼かし、精衛が海を填むに似たるべし。さはいへど世を憂へ民を新にするも吾儒分内の事なれば、是を度外に置べきにもあらず。いかなれば世に老師宿儒と稱する人の、好て異説を肆にし、又は他道を雜へて、仁義五常の沙汰をばよそにすることそうけら

ね、たゞ務て新奇を競て、俗耳を悦ばじめ、時好に投ずるなるべし、いと口惜き事なり。古人のいはゆる阿^{おもむ}世^よ曲^{まが}學^{がく}とは是等をいふなるべし。よし人はさもあらばあれ、縦風俗は昔にあらずなりぬとも、わが身ひとつはもとのごとく仁義の道を守りつゝ、前脩の模範を失はじと思ふこそ、責て儒となりししるしともいふべけれ。しかるにあら玉の春の初とて、人は皆己が志身の福を萬代といはふ中に、我はたゞ五常の道に心をよせて、いつもかはらず日出たき物は此道なりとて、かくなん筆をこゝろむるならじ。

此春もかはらでゆかん七十にあまる五つの道をたづねて

此筆記は、去年辛亥のとし、春より冬に至る迄、諸生と語りし雑話を書集むとて、ことし壬子の春より筆を起して、秋に至て稿を脱しぬ。もとよりいやしき蟹のもくづなから、もし朽ずして吾黨にながく傳りなば、後學の身を省みる萬一の助にもならんかし。よりにて、ことし試毫の言葉を末に附して、終りて復始まり、無窮におよぶの意をしめしけるとぞ。

享保壬子のとし十月、鳩巢しるす。

むかしあふみ

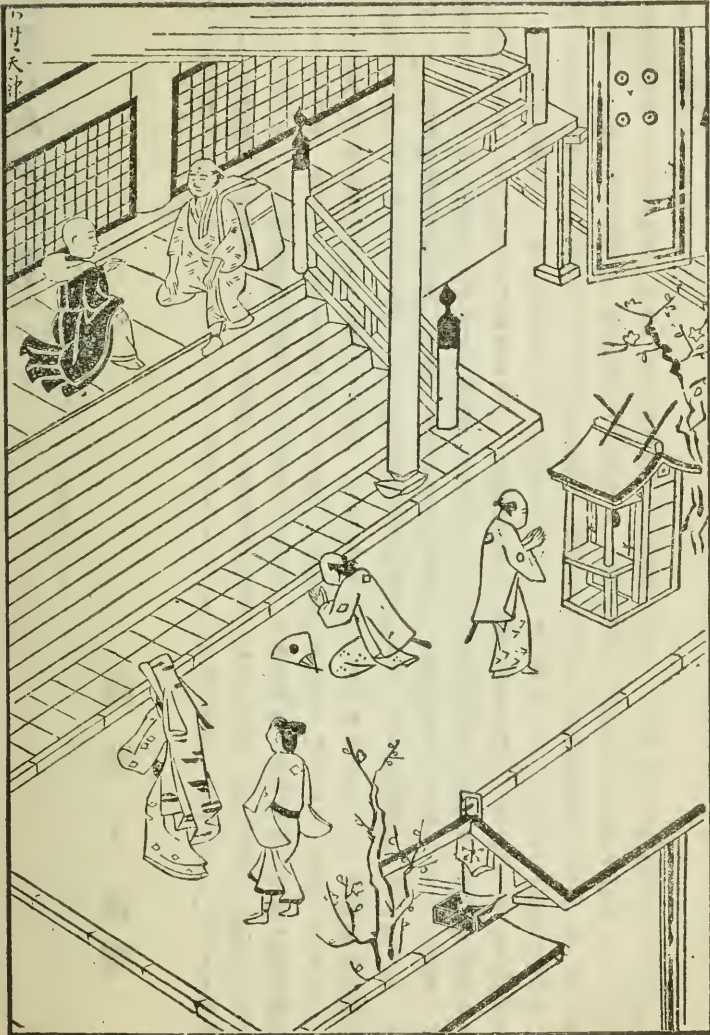
John - 345 - 1710

むさしあぶみ 卷之一

浅井了意撰

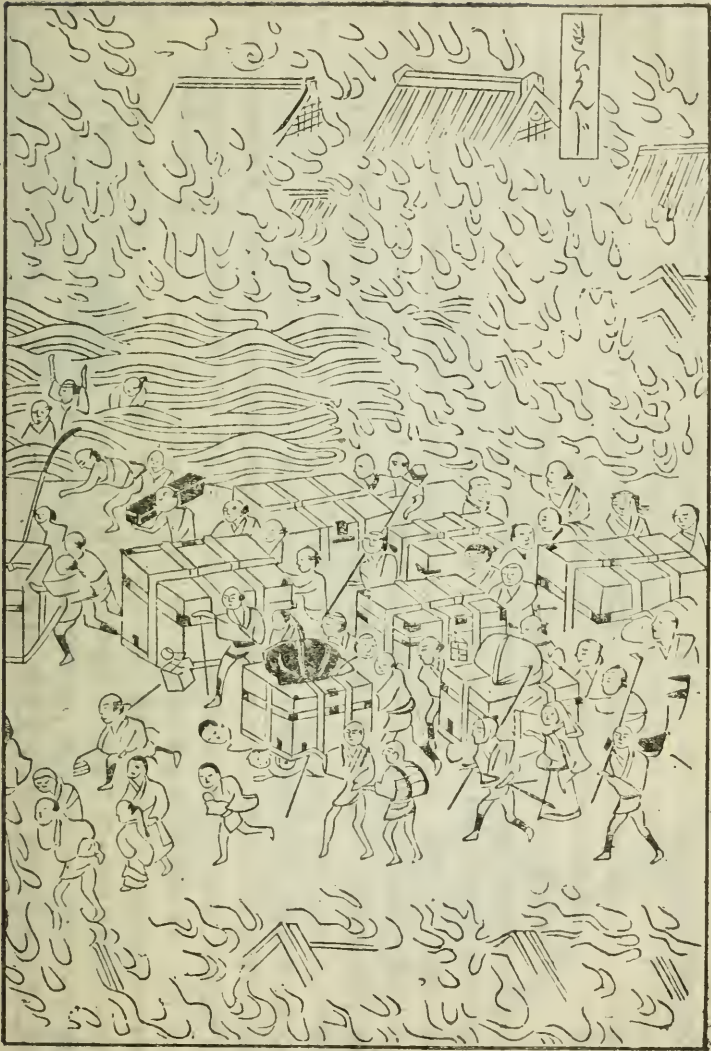
世すて人にはあらで、世にすてはてられ、今はひたすら、すべきわざなく、かみをそり、衣をすみにそめつゝ、樂齋房とかや名をつきて、所のゆくかたにしたがひ、足にまかせて都のかたにのほり、爰かしこおがみめぐり、名におふ北野の御やしろにぞまうでける。わが古郷ゆしまの天神とは御一體の御事なりとふしをがみ、あなたこなたと見まはすところに、年頃あづまの方へ行かよふこま物うりにあひたり。此男大きにきもをつぶし、扱いかなれば、かゝるすがたにはなりたまふといふ。樂齋房いふ様、されば思の外なるめんぼくをうしなひて、身のおきどころなきまゝに、かゝる姿に成り侍りといふ。それはいかなる耻をかきたまふらん。おぼつかなしととひければ、さればこそ、かたるに付て、なをくつらきことのはべり。定めてそのかみ、明曆三年ひのとのとり、正月の火災の事はきゝ及び給ふらんといふ。男いふやう、それはかくれなき事にて、其時の災難に、都方にも手代わかきものくだりあはせて、空しくなりたる事有て、今になげきかなしむ親子ども是おほし。きゝつたへたるありさまさしも夥し、さらば御坊さんぎさんげのため、そのありさまを、あらくかたりてきかせたまへといふ。樂齋房申様、ものうき事、かなしき事、我身ひとつにせまりておぼへたり。かやうのことはとぬもつらし、とふもうるさきむさしあぶみ、かきても人にかたらじとは思へども、ひとつはさんげのためとおもへば、あらくかたりてきかせ申べし。

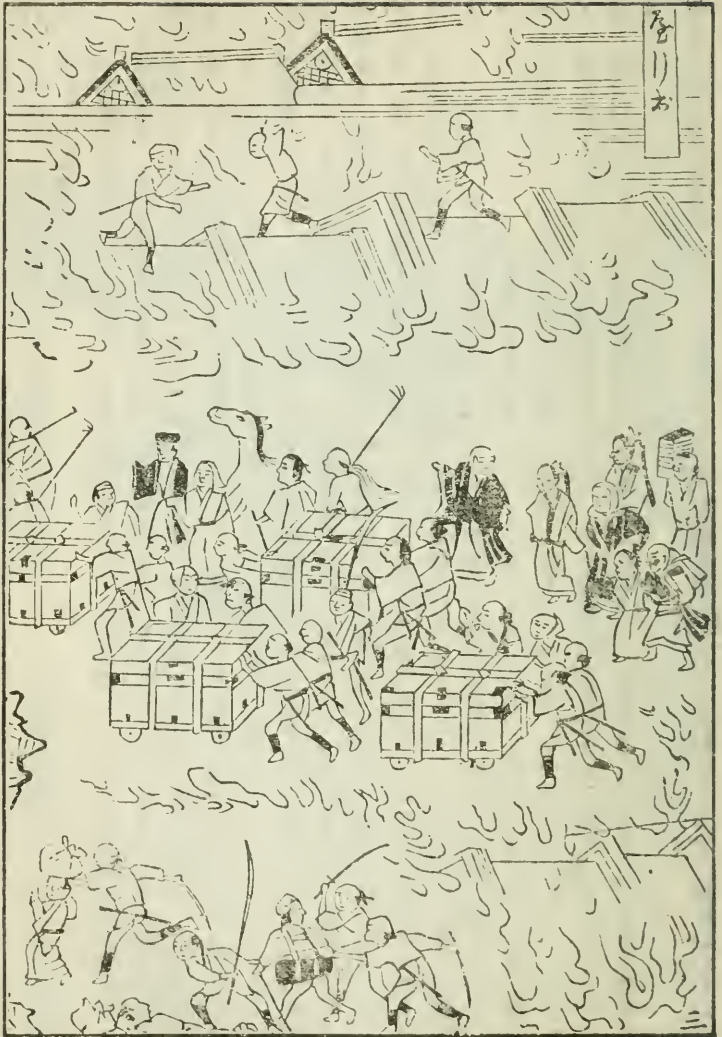
扱も明曆三年丁酉正月十八日辰の刻ばかりのことなるに、乾のかたより風吹出し、しきりに大風とな



のりて天津

り、ちりほこりを中天に吹上て、空にたなびきわたるありさま、雲かあらぬか、煙のうすまくか、春のかすみのたな引かとあやしむほどに、江戸中の貴賤門戸をひらきえず、夜は明ながら、まだくらやみのごとく、人の往來もさらになし。やう／＼未の刻におしうつる時分に、本郷の四丁目西口に本妙寺とて日蓮宗の寺より、俄に火もえ出て、くる煙天をかすめ、寺中一同に焼あがる折ふし、魔風十方にふきまはし、即時に湯島へ焼出たり。はたごや町よりはるかにへだてし堀をとびこえ、駿河臺永井しなのゝ守、戸田うねめのかみ、内藤ひだのかみ、松平しもふさのかみ、津がる殿、その外數ヶ所、佐竹よしのぶをはじめまゐらせ、鷹匠町之大名小路數百のやかた、忽に灰燼となりたり。それより町屋かまくらがしへ焼とほりぬ。かくて酉の刻にいたりて、風は西になり、はげしく吹しほりければ、神田橋へは火うつらずして、はるかに六七町へだて、一石ばしの近所、さや町へとびうつり、牧野さどの守、鳥井主膳正、小濱民部少輔、そのほか町奉行の同心屋敷、八町ぼりの御舟藏、御舟奉行衆のやかた數ヶ所、海邊には松平越前守、さしも大きにつくりならべられし殿舎ども、風にしたかひ煙につままれて焼あがり、猛火のさかんなる事、四王刀利の雲のうへまでものぼるらんとぞおぼゆる。こゝにおゐて、數萬の男女けぶりのがれんと、風下をさしてにげあつまる程に、向ふへ行づまり靈岩寺へかけこもる。墓所のめぐりはなはだひろければ、よきところなりとて、諸人爰にあつまりたる處に、當寺の本堂に火かゝり、それより數ヶ所の院々にもへ渡り、一同に焼あがり、くろけぶり天をこがし、車輪程なるほのほとびちり、風にはなされて雨のふる如く、大勢むらがりゐたるうへに落ければ、かしらの髪にもえつき、たものうちより焼出、まことにたへがたかりければ、諸人あはてふためき、火をのがれんとて、我さきにと靈岩寺の海邊をさしてはしり行、泥の中にこけこみけり。寒さはさむし、食はくはず、水にひたりてたちすくみ、火をばのがれたりけれども、精力つき果て大かた凍死す。猶それ迄もにげのぶることの叶はざるともがらは、炎五體にもえつきて、ことごとくこがれ死す。うめきさけぶこゑすさまじく、もの

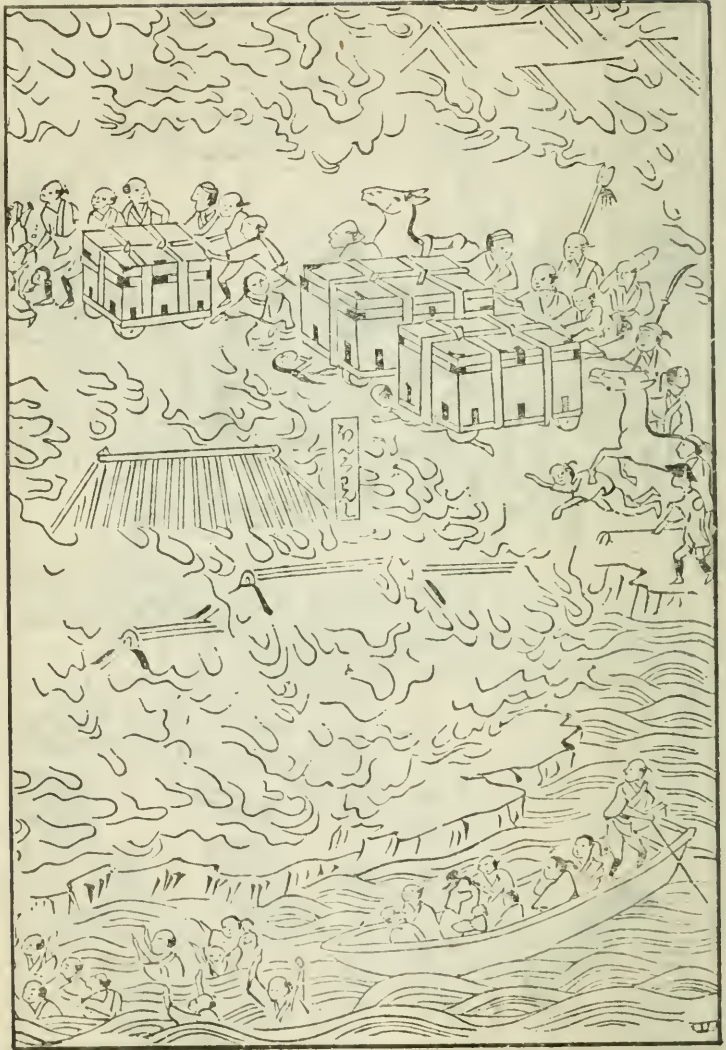




ゝあはれをとどめたり。すべて水火ふたつの難に死にほろぶるもの九千六百餘人なり。此海邊までちりものこらず焼はらひ、海のむかひ四五丁西のかた佃島のうち、石川大隅守のやしき、同くそのあたりの在家一字ものこらず焼うしなふ。

その日の暮がたに及んで、西風いよ／＼はげしく吹落て、海上は波たかくあがり、其上に去年の冬より久しく雨ふらず、かはき切たる事なれば、なじかはたまるべき、風にとびちる炎、十町二十町を隔てたる所へもえ付／＼焼あがる程に、神田の明神、皆善寺、社頭佛閣をいはず、堀の丹波守、太田備中守、むら松町、材木町に至る迄、あまたの家々こと／＼く、柳原より和泉どの橋を切て皆やけ通りぬ。扱又、右のするがだいの火、しきりに須田町へもえ出て、一筋は眞直に通りにて町やをさしてやけゆく。今一筋は誓願寺より追廻して押來るあひだ、江戸中町屋の老若、こはそも如何なる事ぞやとて、おめきさけび、我も／＼と家財雜具をもち運び、西本願寺の門前におろしおきて休みける處に、辻風おびたゞしく吹まきて、當寺の本堂より始て、數ヶ所の寺々同時に関と焼たち、山の如く積あげたる道具に火もえ付しかば、集りゐたりし諸人あはてふためき、命をたすからんとて、井のもとに飛入、溝の中に逃入ける程に、下なるは水におほれ、中なるは友におされ、上なるは火にやかれ、こゝにて死するもの四百五十餘人なり。さて又、はじめ通り町の火は、傳馬町に焼きたる數萬の貴賤、此よしを見て退あしよしとて、車長持を引つれて、淺草をさしてゆくものいく千百とも數しらす。人のなく聲、車の軸音、焼崩るゝ音に打そへて、さながら百千のいかづちの、鳴おつるもかくやと覺へて、おびたゞしともいふばかりなし。親は子をうしなひ、子は又おやにくれて、おしあひもみあひせきあふ程に、或は人にふみころされ、あるひは車にしかれ、疵をかうぶり、半死半生になりて、おめきさけぶもの、又その數をしらす。

かゝる火急の中にも盗人は有けり。引すてたる車、長持を取て、方々へにげゆくこと、更におかしかりけ





るは、おはいやの某が、我一跡は是なりとて、つくりたてたる大位牌小位はい、漆ぬり箔綵、いろ／＼なりけるを、車、長もちにうち入引出し、あまりに間近くもえきたる火をのがれんとて、うちすてたるを、いつの間にかはとりて行、淺草野邊にて鎖ぞねぢきり蓋を開たりければ、用にもなきおはいどもなりけり。火事を幸に物をとらんとねらひたる盗人共、あるひはぬか俵を米かと思ひて取てのき、或はわら草履の入たる古かはごを小袖かと心えて、うばひ取てにぐるも有。其中に此日ごろ重き病を請て、今をかぎりともえし人を、火事に驚きすべきかたなくて、半長持におし入かき出し、辻中におろし置たりしに、何者とはしらす盗取、行方なくなりけり。是を尋んとする程に、家財一跡皆焼すてたる人もあり。あるひは我子をば取失ひ、他人の子をわが子と思ひ、手をひき、うしろにおふて遠くにげたるも有。年老たる親、いとけなき子、あしよはき女房を肩にかけ、手をひき、せなかにかきおひて、泣々落ゆくものもあり。

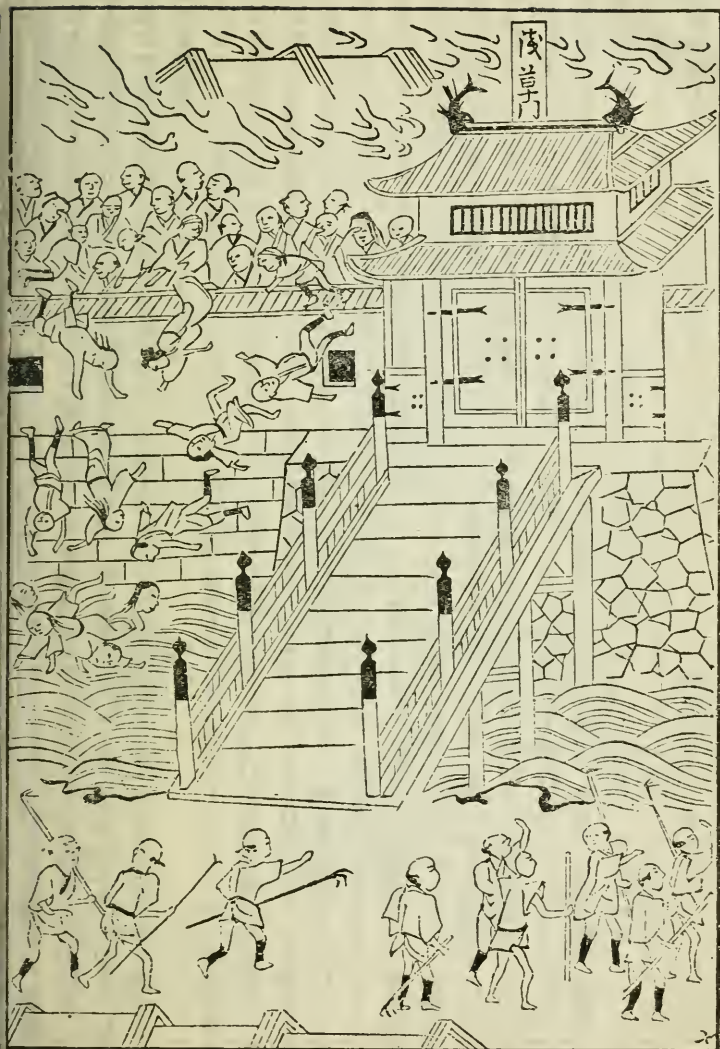
爰に籠屋らうやの奉行をば石出帶刀と申す。しきりに猛火もえきたり、既に籠屋に近付しかば、帶刀すなはち科人共に申さるゝは、汝ら今はやきころされん事疑なし、まことにふびんの事なり。爰にてころさんともむざんなれば、しばらくゆるしはなつべし、足にまかせていづかたへもにげ行、すゐぶん命をたすかり、火も静りたらば、一人も残らず下谷のれんけいじへ來るべし。此義理をたがへず参りたらば、我身に替ても汝が命を申助くべし、若又此約束をたがへて參らざる者は、雲の原までもさがし出し、其身の事は申に及ばず、一門迄も成敗すべしと有て、すなはち籠かご之戸を聞き、數百の科人をゆるし出してはなされけり。科人どもは手を合せ涙をながし、かゝる御惠みこそ有がたけれとて、思々にげ行けるが、火静りて後約束の如く皆下谷にあつまりけり。帶刀大きによるこび、汝等まことに義あり、たとひ重罪なればとて、義を守る者をばいかでかころすべきやとて、此おもむきを御家老がたへ申上て、科人をゆるし給ひけり。道ある御代のしるし、直なる政事に正しければ、あまたの科人ども義を守りて命

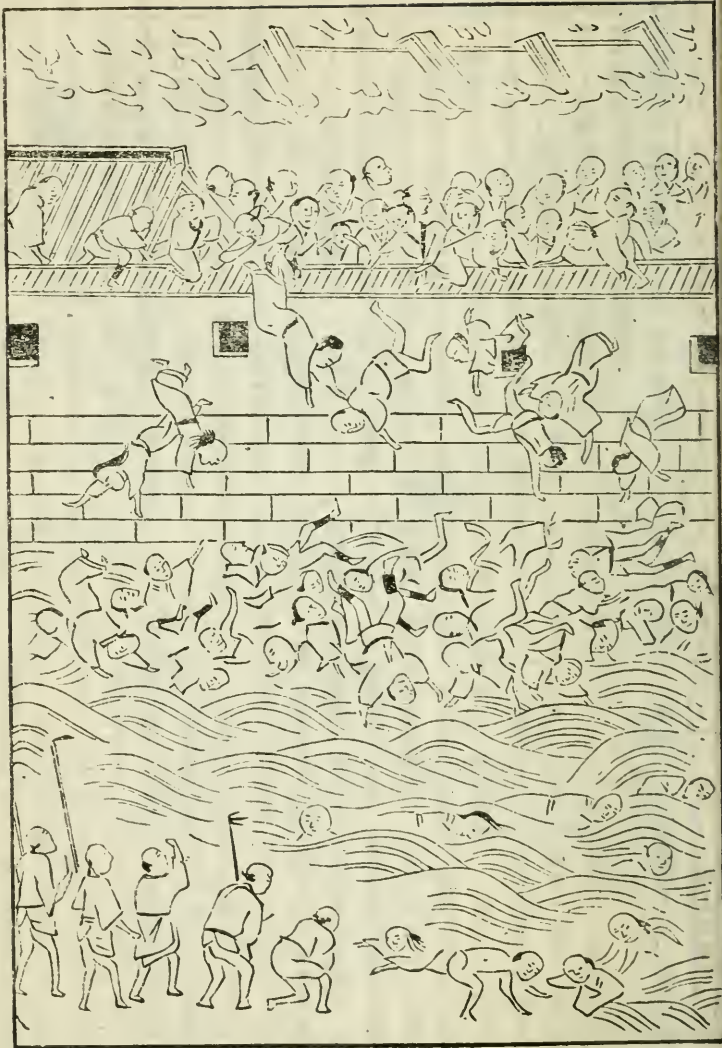
碓氷



をたすけられけるこそありがたけれ。此事をきく人皆云、帯刀になさけあり、科人また義あり、御老中に仁ありて命をたすけ給へり。爰に於て國道あることは明けしとぞかんじける。其中に一人の囚人、しかも至て科の重かりしが、よき事に思ひて遠く逃のび、我古郷にかへりしを、在所の人々、このものは助るまじき科人なるに、のがれてかへりしこそ怪しけれとて、つれて江戸へまいりければ、奉行がた大にくませ給ひて、ころされしとなり。

しかるに、かの淺草の惣門をこゝろさしてにげ出ける輩、貴賤上下いく千萬ともかすしらず。され共向はひろき河原なり、枅がたをだに出たらば、さのみせきあふまじかりしを、いかなる天魔のわざにや、籠屋の科人どもろうを破りてにげるぞや、そのがすなとらへよといふ程こそ有けれ。淺くさの枅形の惣門をはたとうちたりけり。それは思ひよらず、諸人いづれもわきまへなく、跡より車をひきかけ／＼おし來る程に、傳馬町より淺草之惣門つみぢのきは迄、其道八町四方が間、人と車、ながもちとひしとつかへて、いさゝかきりを立べき所もあき地は更になし、門はたてゝあり、あとよりは數萬の人、押におされてせきあひたり。門のきはなるものども、いかにもして門の關貫を引はづさんとすれども、家財雜具をいやが上につみかさねたれば、これにつかへて扉更にひらかれず。扱こそ前へすゝまんとすれば門はひらけず、うしろへかへらんとすれば、あとより大勢せきかくる。しんたいこゝにきはまり、手をにぎり身をもみて、只あきればてたるところに、北のかたははじめ焼とまりし柳はらの火おこりて、せいぐわん寺前の大名小路へおしうつりて、立花左こん、松浦ひぜん、ほそ川帯刀、丹羽の式部少輔、遠藤たじま、加藤出羽守、おなじく遠江、山名禪閣、一色宮内の少輔、都合三十五箇所、寺かたにはにちりんじ、ほんせんじを始として、ちそくゐん、こんがうゐんに至るまで百廿ヶ寺、一同にもえたつ、右てん馬町の火とひとつになりて焼あがり、ほのほは空にみち／＼て、風にまかせて飛ちりつゝ、かさなりあつまり、おしあひもみあふ人の上に、三ばうより吹かけしかば、數萬之男女さはぎたち、あまりにたえ



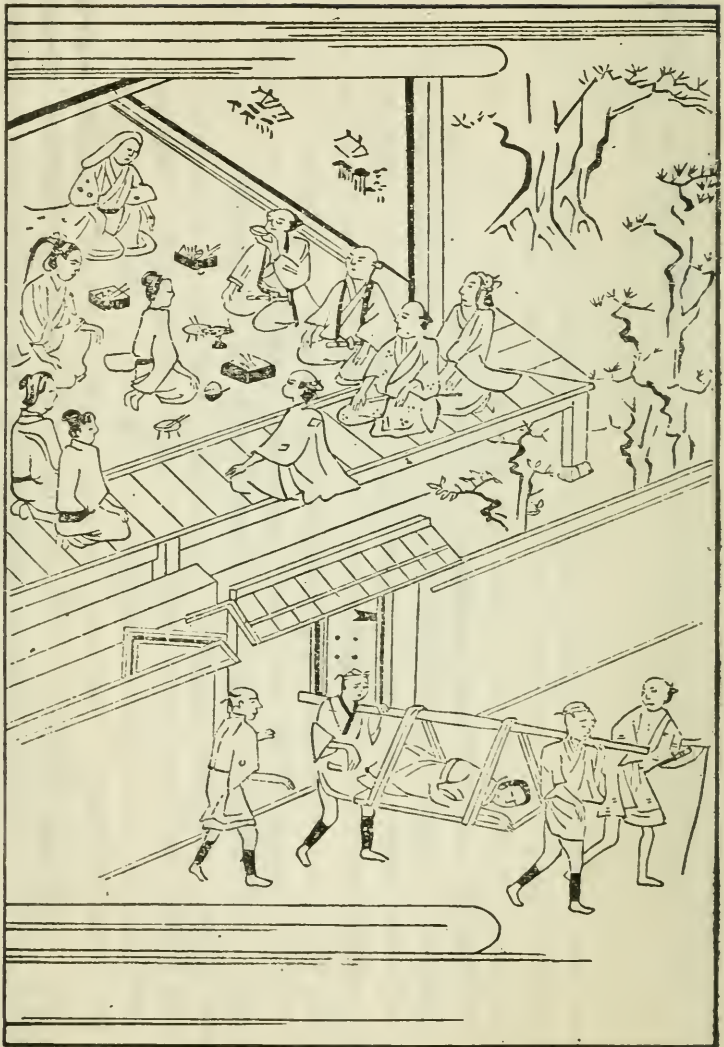


かねて、或は人の肩をふまへてはしるもあり、これはくといふ程こそありけれ、高さ十丈許りにきりたてたる石垣の上より、堀の中へ飛入りけり。責て命のたすかるかと、か様にせし輩、いまだ下迄おちつかず、石にてかうべをうち砕き、腕をつきをり、半死半生になるもあり、下へおち付者は、腰を打損じて立あがることをえざるところへ、いやがうへにとびかさなり、おちかさなり、ふみころされ、おしころされ、さしもにふかきあさくさの堀は、死人にうづみけり。其數二萬三千餘人、三丁四方にかさなりて、ほりはさながら平地になる。のちくにとぶものは、前のしがいをふまへて飛ゆへに、その身すこしもいたまずして、河向にうちあがり、たすかるものも多かりけり。とかくする間に、重々にかまへたる見つけの櫓に猛火もえかゝり、大地にひゞきてどうとくづれ、死人の上に落かゝる。さて人にせかれ、車にさへられて、いまだあとに逃をくれたるものどもは、向へ進んとすれば、前には火すでにまはり、うしろよりは火の煙雨のごとくにふりかゝる。諸人聲々に念佛申事、きくにあはれを催す間に、前後の猛火にとりまかれ、一同にあつとさけぶ聲、上は悲想のいたゞきにひゞき、下は金輪の底迄も聞ゆらんと、身の毛もよだつばかりなり。翌日みれば、馬喰町、横山町の東西南北にかさなりふしたる死人のありさま、目もあてられぬありさまなり。扱その夜の亥の刻ばかりにうつりては、悪風なほもしづまらで、海手をさして、下やしき以上九ヶ所、ひとつものこらず炎上せり。此時に當て、御倉のうしろにげかくれたるもの七百三十餘人ありけるが、御倉に火かゝりて、つめおかれし米俵にもえつきたりければ、諸人この烟にむせびうち倒れ、ふしまろび、或は川中にくろび入て死す。それより前は、七八町もへだてし大河を飛こえ、うし島新田にいたり、しまの在家まで、ことごとく焼ほろびて、其夜とらのこくに火事はこれまでにてしづまりぬ。

夜すでにあけゝれば、四角八方へおち散たりけるものども、親は子を尋ね、夫は妻を失ふて、涕と共にこゑうちあげ、そんでうそのながしと名をよびつゝ、聲々によばはりて、やうく尋ねあひて、たが



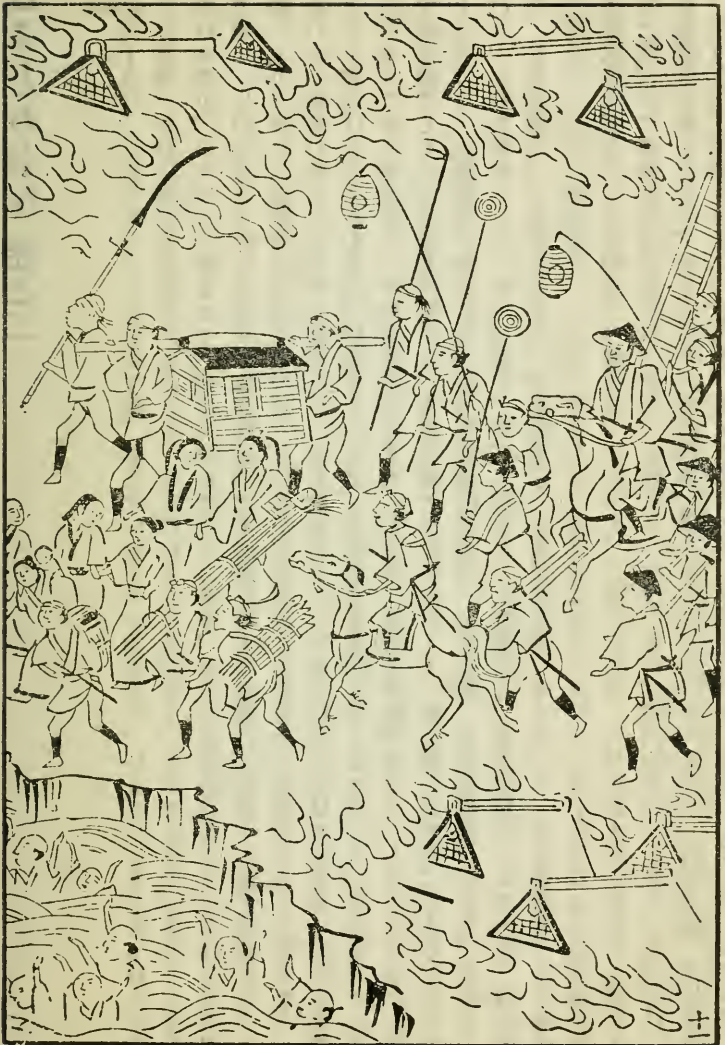
ひによるこぶ人もあり、又は死うせてめぐり逢ふことなく、力をおとし歎くもありて、ものゝわけも聞えず。爰かしこにあつまりて、焼死てかさなりふしたるしがいどもをかきわけ、親子兄弟夫婦のかばねを尋ねもとむるに、あるひはかしらのかみみなもえつくして半は過て、大方尼法師の如く、くろくすぼりに焼こがれ、或は小袖きるもの皆もえうせて、五體やけめぐり、豎横に肉さけて、魚のあぶりものゝ如くなるもあり、見しにもあらぬおもわすれして、それかこれかと思ひあがり、たづねまどへるもおほかりけり。其まぎれには、盗人どもたちまじりて、死人の腰につけ、はだへにつけたる金銀をはづしとり、そのやけ金を持出てうり代なす。これをまた買とらんとて集りける程に市の如く、その外町の中辻小路におとしすてたる家財雑具ども、數もしらずひろひとり、もち出してうりしろなし、俄に徳付たるもおほかりけり。樂齋房又かたりけるやう、某の母もゆき方なくなりしかば、今は定て空しくなりぬらんと思ひ定め、夜のあけがたに、死人のかさなり臥たるあたり、かなたこなたと尋ねもとめしに、母に似たる人焼死てうち臥たるを、これこそそれよ、いざや家にとりかへり、葬禮佛事せんとて、戸板にのせて家にかへりければ、孫子兄弟あまくらにさしつどひて、なげきかなしむ處に、門よりしてまことの母かへりきたれり。人々このよしを見て、あれはいかに、はやまう靈になりて來り給ふぞや、此日ごろ申給ふ念佛は、何のためぞや、まうねんをもさまして、速に極樂の上品上生に往生せんとこそ思ひ給ふべきを、まだこの娑婆にしうしんを残して、まうれいになりて來り給ふかや、あさましき御事なり、とく／＼かへり給へ、跡をばねんごろに弔ひてまゐらすべし、かまへて六だうの辻にばしまよひ給ふなどいひければ、母大に愕き、われは芝口までにげのびて、命たすかり侍り。死なすしてかへりしをばよるこばで、それは如何なる事をいふぞやと申さる。人々聞て、御しがいはまさしくこれに有、死なすと宣ふこそ心え侍らねとて、彼とりてかへりし屍をよく／＼みれば、さしもなきものゝかばねなり。人たがへは世の常有ことなれども、にが／＼しき中におかしかりける事也。まづ何事もなくかへりおはせし



こそうれしけれとて、とるものも取あへず、かの屍をばひそかにかきすてたるゆゑ、しさよ。さらば一類
何事もなくなすかりける祝ひ事せよやとて、酒肴かひもとめて、かなたこなた數獻に及びて、よろこぶ
事かぎりもなし。

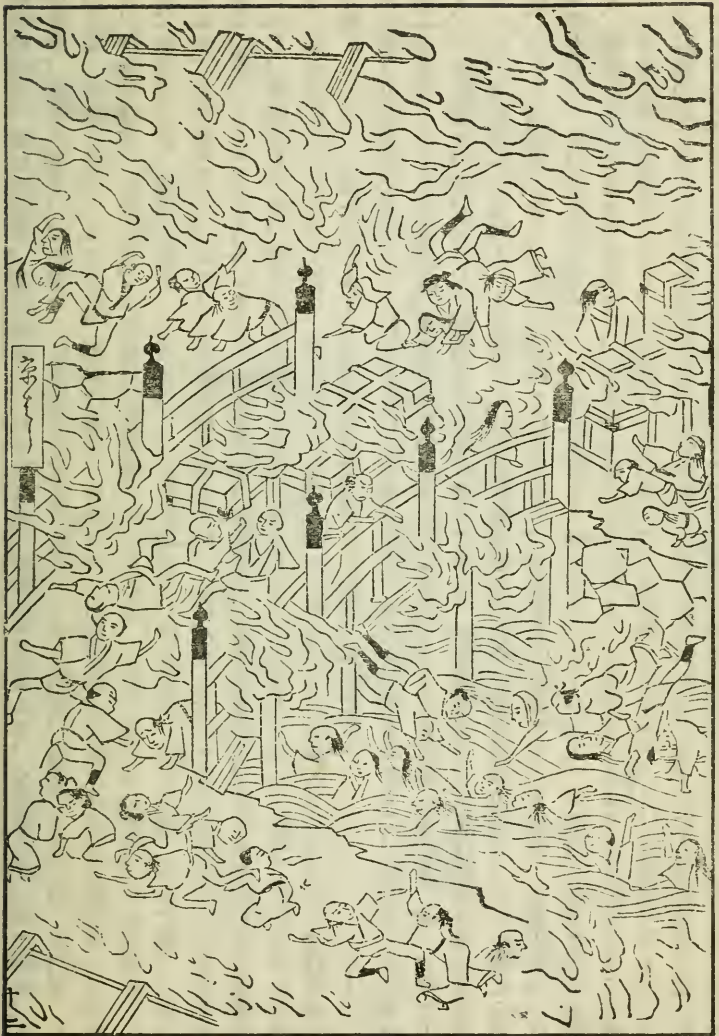
むさしあぶみ 卷之二

明れば十九日、江戸中によるこびをなす者、歎きをいたすもの相交りて、いとさうくしかりけり。焼残りし貴賤、その一族どもの類火にあひしを、日ごろのよしみ此時なり、いかでか見捨べきとて、焼あとはせ集り、とやかくと懸まはる。或はかゆを煮てもち來り、あるひは酒肴をおくりつかはしなどする處に、巳の刻ばかりに、小石川の傳通院表門之下新鷹匠町大番衆與力の宿所より焼亡出來れり。この煙のありさまを、遠き所よりみるものは、しばしが間は旋風にまきあぐる土煙なりといふ者もあり。又きのふの焼野のきえのこりたる煙なりといふものもありて、火事とはしかと見さだめず。しかも北風宵よりも猶はげしくふきしかば、時刻をうつさず、吉祥寺の學寮院々坊々もえうつり、車輪ほどなく炎くろけぶりの中に飛ちりて、十町廿町が外にもえわたる事、同時に廿餘ヶ所なり、しばしがうちに、水戸中納言殿さしもつくりならべ給ひし、大なる御やかたに火かゝり、焔と烟とまきたてもえあがり、大堀をへだて、本鷹匠町の森のした、飯田町典壽院の御所、左右典厩、公の兩御殿、中の丸、御殿守、二の丸、三の丸を初として、松平加賀守、同じく伊豆守、土井遠江守、水野出羽守、本多内記、酒井津の守、藤堂大學頭、小笠原右近大夫、安藤對馬守、土屋民部少輔、井上河内守、酒井雅樂頭、松平和泉守、おなじく五郎、同越前守、これらの御やかた、金銀珠玉をちりばめて、みがき立たる大廈高樓、むねとの大名十五ヶ所、其外兩奉行の御番所、中川半左、伊奈半左衛門、天野五郎太夫、御細工小屋とも五ヶ所、ときは橋のうち合せて二十ヶ所、それよりうちつゞきて、鍛冶橋の内、むねとの大身には、細川越中守、松平新太郎、同じさがみの守御執事、酒井さぬきの守、山内土佐守、有馬中務、京極丹後守、戸田左門、蜂須賀阿波守、森内記、京極主膳のかみ、小笠原主膳正、吉良わかさの守、保科彈正、



松平丹波守、溝口出雲守、新庄越前守、松平但馬守、織田いなばのかみ、松平遠江守、同出雲守、小出伊勢守、織田丹後守、杉原帶刀、松平能登守、伊丹藏人、久世三四郎、酒部三十郎、同く長門守、毛利市三郎、水野下總守、山名主殿、米津内藏介、前田右近、出野甚助、中根吉兵衛、近藤石見守、同縫殿介、日根野織部、神尾宮内、傳奏屋形、醫師道三にいたる迄、大名の屋形廿六ヶ所、小名の屋形十七ヶ所、伊達遠江守、奥平大膳正、完田河内守、大久保加賀守、伊井兵部、松平山城、青山大膳、九鬼やまとの守、堀のみまさか、おのゝ数寄屋橋の内九ヶ所、南北都合七十二ヶ所、年月日比つくり並たる屋形の、善つくし美つくし、みがき立たる大厦高塔の構數萬間、前後十五町、一同にもえあがり、黒煙天をこがし、炎は雲をやき、棟木瓦の崩れ落る音おびたゞしともいふばかりなし。乾坤これがためにかたぶき、山河此故にくつがへすかと、諸人肝をけし魂を失ふ。世界さながら猛火となる。たゞこれ大の三災一時におこりて、國土ことごとく劫火のために焼うもるかとおぼえし。

申の刻より北風西になをりて、いよゝあらく吹しかば、これにて焔を吹きりて、紅葉山、西の丸は堅固に残りけるこそあやうけれ。御馬場の近邊土手をさかひて、やようす河岸へとびうつり、北南二十よ丁、一面になり、町屋をさして焼出る。これによつて中橋、京橋の町人ども、きのふの火事のまださめざるに、うちそへて又けふの大火事、これはそも何事ぞや、只今世界は滅却するぞやといふ程こそ有けれ、大きに周章さはぎて、昨日の焼跡へのかむとて、中橋を北へと志すものもあり。又風下を心がけ、京ばしを南へとはしる人もありて、男女家も町もうへをしたにもてかへし、かぢ町と長さき町のものども、前後ひとつになりて逃出つゝ、いやが上にせきあひたり。去年霜月の比より今日に至るまで、既に八十日ばかり雨一滴もふらで、乾き切たる家のうへに、火の煙おちかゝり、はげしき風に吹たてられて、車輪の如くなる猛火地に逆り、町中にひき出し、火急をのがれてうちすてたる車長持は、辻小路につみあげせきあひ、人さらに心のまゝにとほりえず。諸人もみあひ、こみあひひしめく間に、猛火さき

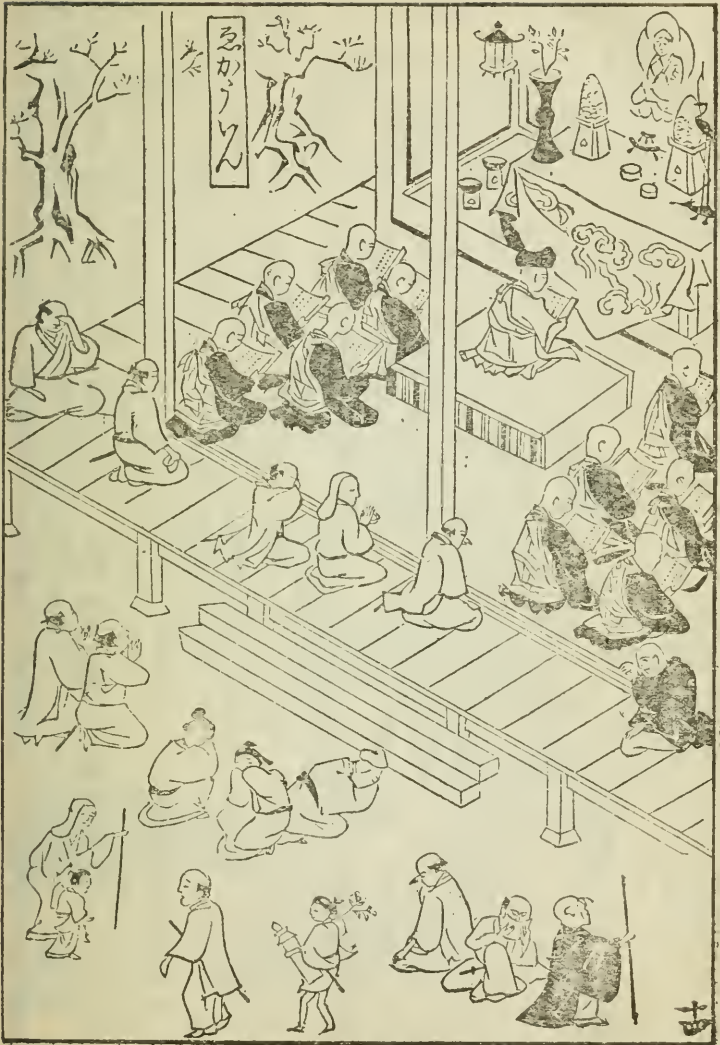


へもえわたりしかば、目の前に京橋より中橋にいたるまで、四方の橋一度にどうと焼落る。こゝにおいて火の中にとりまかれたる諸人一連に、南に行北に歸り、ひがしにしをあがきめぐり、聲をそろへておめきさけぶ、すでにまぢかくせまりてもえきたりけるととき、あまりに堪兼、我人を互に楯になして火をよげんとする中に、まくれかゝる煙にむせびて、ふしまろぶものもあり、あるひは五體に火もゑ付て倒れ惑ふ。せきあひおしあひける中に、煙にむせび火にやかれてうちたをるれば、その後なるものども、將棊倒しの如く一同に倒れころぶ。其上へ炎おちかゝり、煙渦巻おめき叫ぶこゑ、これやこのぢごくの罪人どものせうねつ大せうねつの焔にこがされ、獄卒の呵責をうけ、けうくはん大けうくはんの聲をあげて、かなしみさけぶらんも、かくやおほえてあはれなり。爰にてやけ死する者、およそ二萬六千餘人、南北三丁、東西二丁半にかさなりふす累々たる死骸、さらにあき地はなかりけり。家財、雜具、太刀、かたな、金銀、米錢いくらといふかずをしらす。辻小路にうちすてふみ付やけ失る。哀れといふもおろかなり。

それより南は新橋、木挽町、東は材木町、水谷町へ焼わたり、二町あまりの川むかひ、紀州大納言、尾張大納言の兩御藏屋敷より、奥平みまさかの守にいたるまで、大名のくらしき十六ヶ所悉く塵灰となる。果には鐵砲津へ吹つけて、其日の酉の刻ばかりに、海邊にてやけどまる。あさくさ川、ふか川よりこれまで、惣じて六里あまりの湊々にて、舟どもの焼ることいく萬そうとも數しらす。かくてやうく焼しづまるかと思しに、申の刻ばかりに、江城の西、麴町五丁目の在家より別に火もえ出で、松平出羽守、越後守、同く但馬守、其外數十ヶ所、さしも奇麗嚴淨なる山王權現勸請之地、天神のやしろにいたるまで、忽に咸陽一朝のけぶりとなり、いよく西風烈しくして、東照權現の御やしろ、紅葉山へ猛火しきりに吹付しかば、あやうかりける處に、權現おう護の御力をや添られけん。俄に北風となりて吹きければ、西の丸つゝがなく残りけるこそめでたけれ。それより南のかた、大名小路へ焼とをる。伊井掃



部頭、上杉彈正少輔、毛利長門守、伊達陸奥守、島津薩摩守、黒田右衛門のすけ、鍋島しなのゝかみ、南部山城守、眞田伊豆守、丹羽左京、相馬大膳、京極刑部少輔、松平伊賀守、同周防守、戸澤右京、水野美作守、水谷伊勢守、金森長門守、松倉周防守、土方河内守、相良左兵衛、淺野安藝守、同内匠、同因幡守、仙石越前守、龜井能登守、伊藤大和守、松平左京大夫、同大和守、柳生主膳正、秋田淡路守、小出大和守、大田原備前守、大關土佐守、鍋島紀伊守、究竟之屋形廿六ヶ所、小名には兼松又四郎、高木肥前を始として都合二十餘ヶ所、その外御成橋の御門の中は、一ヶ所も残らずたちまちに片時の煙となりにけり。又西の丸の下に至りて、安部豊後守、堀田上野守、水野監物、松平外記、北條出羽守、稻葉美濃守、大くぼ右京、酒井備後守、松平縫殿、同若狭、その外一文字にさくら田の町屋に焼うつりて、すぐに愛宕の下大名小路へうちつゞく、まづ大名には有馬藏人、大村たごの守、秋月長門守、いなば能登のかみ、脇さか淡路守、中川内膳、島津但馬守、一柳監物、木下伊賀守、山崎甲斐守、植村出羽守、桑山修理、青木甲斐守、分部左京、北條美濃守、松平隱岐守、大島茂兵衛、小出大隅守、織田源十郎、堀三右衛門、佐くま不干、内藤左京、能瀬小十郎、伊達政宗の申屋しき、毛利ながとの守の下やしき、同吉川みのゝ守の宿所をはじめとして、大名小名のやかた八十五ヶ所、同時に焼くづれたりとして、櫻田の火すでに通り町にもえ出て、海邊にて保科肥後守の下やしき、伊達陸奥守の倉やしき、脇坂淡路守の下やしき、又そのほかに芝の濱手には松平さがみの守、龜井能登守、下屋かたにいたるまで、之上都合十八ヶ所、増上寺の中には、東照權現の社頭、台徳院、同く御臺の御廟、同く本堂、經藏、鐘樓、五重の塔婆、三門、北のうら門などはつゝがなく相のこれり。されども所化寮百十ヶ寺、おもての東門、神明の本社、神樂堂、ごま堂、あやしのかずならぬ禿倉にいたるまで、その夜の丑の刻ばかりに、みなことくく炎上せり。此時分には風おだやかにゆるく吹ければ、うちけすならばたやすかるべきに、諸人たゞおどろきあはてゝ、方々ににげちりて、命を大事とかまへたれば、人更になし。かぜは



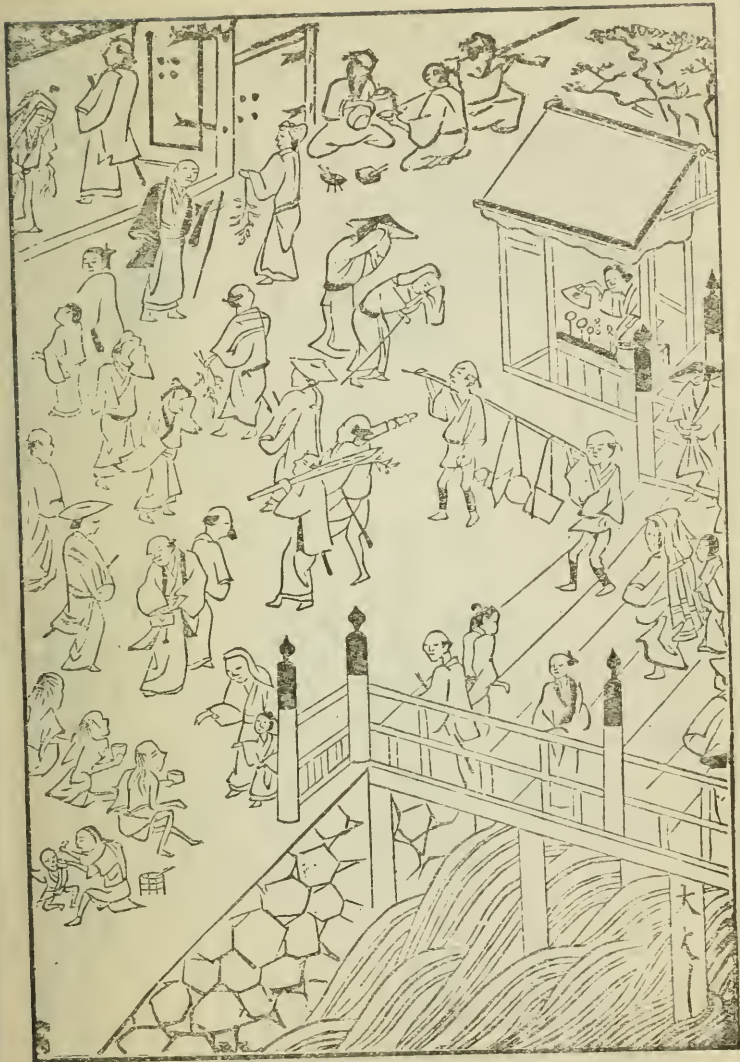
ふかねども、火は心のまゝにやけゆく程に、増上寺より南へ十一町、芝口三丁目海てに至りて、火はおのづから消にけり。

本郷よりこれまで、その道すでに六十餘町、四方十餘里、まさにひろき野原となりて、渺々としてほとりなし。そうじて町中五百餘町、大名小路五百餘町、大みやうのやかた五百餘宇、小名宿所六百餘ヶ所、その外汎々の輩はあげてかぞふべからず。御城の殿守、大手の御櫓をはじめて、外廓淺草の見付、神田のますがたにいたるまで、矢ぐらの數三十餘箇、又日本橋をはじめとして、江戸中にありとあらゆる橋々六十ヶ所、このうち淺草橋と一石橋、一ツ橋、すなはちもと後藤源左衛門といふものゝ家ばかり、江戸中の名残に只ひとつ焼のこる。土藏の數九千餘庫、その中に焼のこりたるは十分が一もこれなし。代々の重寶、家々の記録も、このときにあたりてうせぬらん。次に堂社には、神田明神、山王權現、天神の社、神明の本宮、誓願寺、知足院、日輪寺、西東兩本願寺、木誓寺、藥師寺、珠見寺、願教寺、唯念寺、地藏院、靈岩寺、報恩寺、朗泉寺、長久寺、信經寺、常蓮寺、増上寺の所化寮、開善寺、海安寺、常德寺、圓應院、その外の寺院三百五十餘宇、皆ことごとく焼ほろびたり。昨日十八日の晝より焼おこり、十九日のあけぼの廿日の辰の刻迄、晝夜四日の大火事に、おびたゞしき旋風ふきて、猛火さかりになり、十町廿町をへだてゝ飛こみくもえあがりけるほどに、前後さらにわきまへなく、諸人にげ惑ひてほのほにこがされ煙にむせび、又は大名小名の家々に、日ごろとしごろひさうして立飼れける馬どもいくらいふかすしらず、家々に火かゝればすべきかたなく、綱をきりて追はなしくせられしかば、此馬ども、人と火とに驚ろき、逸散にかけ出し、あまたむらがりたる人の中にかげこみ、行つまりて、人と馬とおしあひもみあひければ、これにふみころされ、うちたをされ、火にやかれ、烟にむせび、あそこ茲の堀溝に、百人二百人ばかりづゝ死に倒れてなしといふ所もなし。火しづまりてのち、つぶさにしるし付たれば、およそ十萬二千百餘人とぞかきたりける。一るおけんぞくのあるものは、尋ね

もとめて寺にくりしもあり、大かたはいかなる人、いづくのものともたしかならず、かはりはてたる有様、それとさだかにしる事なし。やがてこのしがいをば河原のものに仰付られ、むさしと下總とのさかひなる牛島といふところに、舟にてはこびつかはし、六十間四方にほりうづみ、あたらしく塚をつき、増上寺より寺を建、すなはち諸宗山無縁寺回香院と號し、五七日より前に、諸寺の僧衆あつまり、千部の經を讀誦して、魂をとぶらひ、不斷念佛の道場となされけるこそ有がたけれ。江戸中の老若男女袖をつらねて參詣し、聲うちあげてもろとも、念佛申てゑかうするこそたうとけれ。

あるひは老たる祖母おうぢに生のこりて、わかくさかんなる孫子を失ひ、或は女房たゞ獨り残りて、子どもや夫にはなれたるもあり。すべて一家のうちには、五人三人又は十人あまりもむなしくなりて、つれなく只一人二人生残りてなげきかなしむといへども、さすがに身をもすてられねば、血の涙をながして泣より外のことなし。家々はのこらずやけて、江戸中ひろき野原となりて、とりかこふべき竹の柱、すげこもだになければ、焼土の上にならば、晝はせめてもの音にまぎれよかし、夜に入れば何となくものすさまじく思ひめぐらせば、かなしきともつらきとも、ことばにはのべがたし。親にをくれ、夫にはなれ、子をうしなひ、妻をころして、かなしさのあまりに、五輪卒都婆をかひもとめて、回香院にかはし、無縁塚の上に立る。ある人一家に十人あまりうしなひて、其爲にそとばを十本もとめけるが、此うちへ今一本を添て給はれといふ。賣手聞いていふやうは、五りんそとばなど申ものは、餘けいおほくはせぬ事なり。何の爲に一本を添よとは宣ふといへば、此人答て申さるゝは、親類のうち焼毒をしていたむものあり、もし死たらば、それにもたてゝとらせんためなりとこたへけり。いにしへ六輪を添よと申せしはなしの有て、世の笑種となれり。時にとつては、かやうのことも有けるものかな、あまたの死かばねをひとつ穴にうづまれし事なれば、我親類はそこもとに埋れたりとは知らねども、責てかなしさのあまりには、思々に五輪卒都婆を塚の上に立ならべて、聖靈顯證念果のためとゑかうして、花をさし

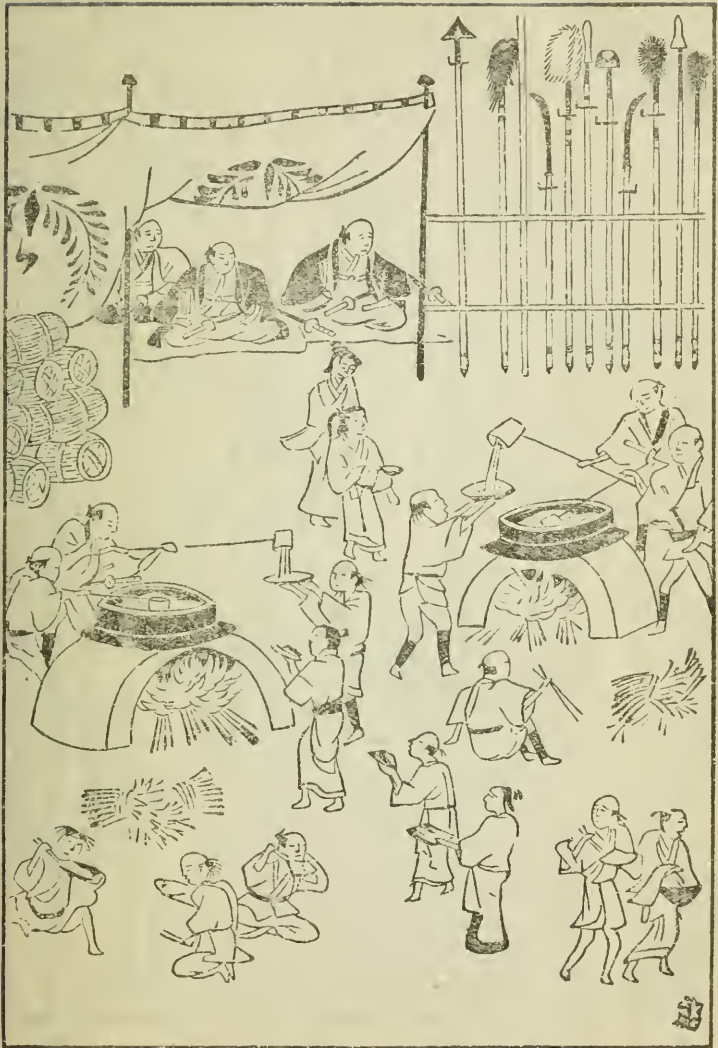




水をくみて跡をとぶらひ、なく／＼念佛申すありさま、見きくにつきあはれなり。

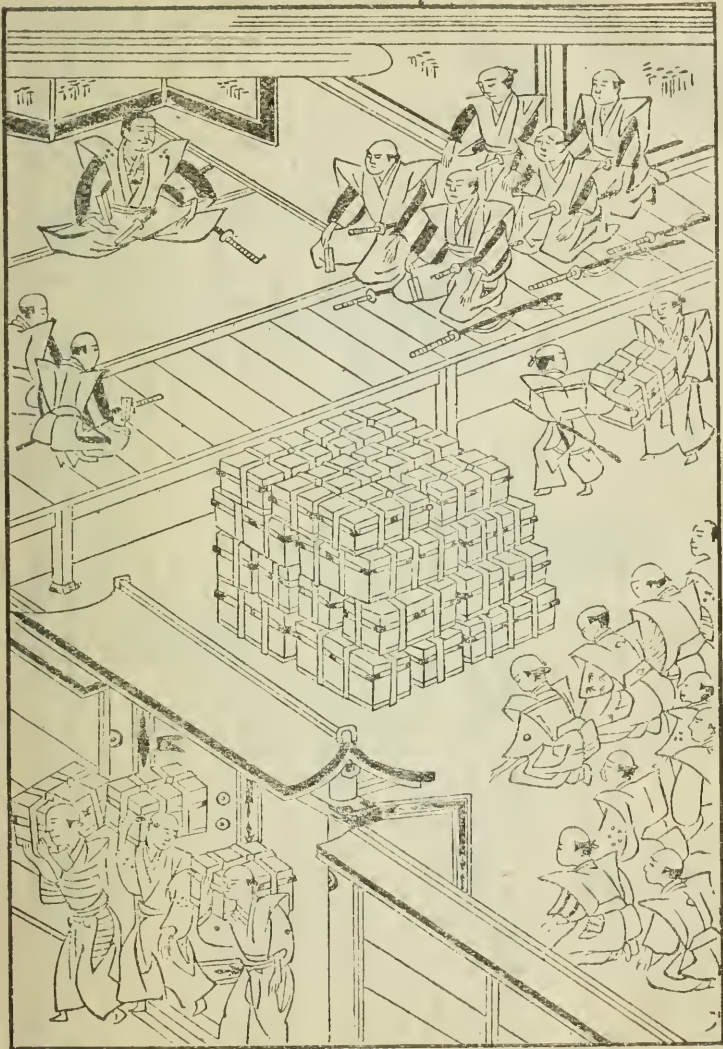
去年の十一月より當年正月に及ぶまで、日でりして、青天さやかに黄泉も乾きて、今月の廿日まで雨一滴もふらざりしに、廿一日に大雪俄にふりつみて、あらしはげしく、寒き事いふばかりなし。かゝるほどに、江戸中には米といふもの一粒もなく、三日があひだ大飢饉して、其上竹木なければ假屋をもはらず、大かた皆雪霜にひらうてにうたれて、寒さはさむし、飢凍で、老少男女おほく死けり。一業所感のゐんぐは、人ども死すべきときのさだまりけん、火をのがれては水に溺れ、飢て死に凍て死す。いづれ命はたすからず、無慙といふもおろかなり。しかる處に、御城の西の方山の手すぢ、わづかにのこりし大名小名よりして、思々にあるひは日本橋、或は京橋、方々におゐてかり屋をたて、奉行を添られ、粥を煮てうへたる者に施行せらる。又御城中よりは、内藤帶刀、松浦ひぜん、岩木伊よ、これらの人々を御奉行として、御成橋、新ばし、日本橋、筋かひばし、増上寺前にかり屋をたて、かゆを煮させて飢人窮民に施行し給ふに、江戸中の老にやく男女あつまりて給はる。もとよりうけて喰ふべきいれものもなければ、焼われたる茶わんのかげ、瓦のわれにてうけて食す。それにも及ばず、あまりに寒く飢たるかなしさに、直に手にてうくるもあり、其諸人のあり様、或は頭のかみかた顔なかばやけてこげたるもあり。或は小袖の前後すそまでもえたるをもみけして、やう／＼肩にかけ、手足のやけ損じたるも有、妻子孫子に別れて、泣々あつまる人も有、昔年はさしも富貴榮花なる人、一跡皆失ひつゝ、手と身とになり、命許りをたすかりて、寒さのまゝに耻を忘れたるわかき女房なども多く集りて、小鉢の破にかゆをうけて、泪と共にくふもあり。あはれなりけるありさまなり。

さて二月の中ごろには、城外の在々には、それ／＼に小屋を立て商賣をいとなむ。江戸中のやけ出されは、諸縁にしたがひて入こみしかば、貴賤の出入しげく、さしもにぎはひてみゆ。三月の比には、とかく才覺をめぐらし、町屋どもかたの如くの柴の庵を結び、雨風をふせぎしは、そのかみにひきかへて、



いとゞ物あはれなり。まことに治世安民の政道たゞしき御事なれば、かたじけなくも公方より銀子一萬貫目を町人にくだし給はり。これにて家造し、もとの如く商賣すべしと仰下さる。御町奉行神尾備前、石谷將監兩人承り、江戸中四百町、城外の邊町百餘町の町人をめしよせて相渡さる。そのとしの九、十月には土木の功なりて、町並一様に六萬間、棟をならべ軒をそろへて奇麗にたて侍り。もとの大地はひろさ六間なれば往來せばしとて、今はひろさ十間なり。これによつて車馬道にとゞまらず、人のゆきかひやすらかなり。又しろかね町より柳原まで町屋一とをりのけられ、高さ二丈四尺に、石を以て東西十町あまりに土手をつかせらる。日本橋のみなみ萬町より四日市までの町屋をとりのけ、高さ四間に川ばたにそふて北をうけ、東西二町半にたゞみ上らる。又日本橋より京橋まで八町の間、町屋三ヶ所をとりかけて、會所〔割註〕廣小路のこと。三十間づゝにひろくなれり。是は町屋餘りにせきあひ、諸人いやがうへに入こみ、やゝもすれば失火を出し、人ものをそこなふ事度々に及ぶ故、土手をつきたらば、江戸中のもの、いかなる事ありとも退足たやすきためにとの御事なり。扱右のとりのけられし五ヶ所の町人共には、引料として家一家に付金子七十兩宛給、かへ地にそへて下されけり。又その年のくれには、焼たまひしやかたゝの大名小名へのこらず黄金を恩賜有けり。上は公侯より下は民間に至る迄、あまねき君の御めぐみに、ほどなくもとの如く江戸中治り繁昌して、高家貴人は禮義厚く、あやしの庶民も財産の利に飽て、めでたくさかふる事日々百倍せり。

樂齋房申やう、いかに狛物うりどのきゝ給へ、それがし十八日の火事には、親類家中無事なりしかば、めでたきことなりとて、酒さかな買求め、十九日のあしたに祝事して、數獻のみける酒に酔ふし、前後さらにしらざりしに。又火事よといふに、妻子ども我をいかにとかすべきとて、車長もちに押入鎖をおろして引出し、芝口にうちすてたり。ぬす人もあつまり、鎖をねぢぎり長持をうちわる音のね耳に入れて、目をさまし、あたりをさぐりまはせば、四方は板なり。そばにはかたな一腰小袖なども手にさはれ



り。それがしおもふやう、我は死に侍り、棺に入て野邊に送りたり。ごくそつ共が苛責せんとて、かやうに棺をうち破るなり。此かたなにて一まづふせぎて見ばやと思ひ、引ぬきておどり出たれば、盗人どもはきもをけして逃ちりけり。さて立あがりてみれば、あたりはくらやみにて、遙の東はばうくともえて、人のおめきさけぶ聲のきこえしを心に思様、あそこはさだめて無間ぢごくなるべし、罪人どもの猛火にこがされ、ごく卒共にかしやくせらるゝ音やらん、あらおそろし、いかにもして極樂のみちにゆかばやとおもひて行ければ、馬どもおほくはなれてかけ来る。さてはこゝもとは畜生道のあたりなるべしと思ひて、猶たどり行に、焼出されの女わらは、老たる者ども、人の肩にかゝり引立られて来るをみては、是は只今むなしくなりけるざいにんを、しやばせかいよりごくそつ共のつれて来るにてぞあるらんと、心に心をまよはされ、くらき方に行けるが、芝口に出つゝ十王堂の體をみれば、灯明かすかにかゝげ、ゑんま大王俱生神ならびたまへり。それがしはしやばにありし時に、人わろかれとも存せず、人のものはぬすみたることもなし、折々念佛は申侍り、定て罪科もかろく侍らんに、極樂に送りて給はれといふに、もとより木像の焔魔大王なれば、とかくの返事もなし。いかなる目にかあふべきと、おそろしさにそこをはしり出て、かなたこなたとする處に、かねの音念佛の聲聞へけり。是ぞ西方極樂の上品上生なるべしと思ひ、ちかく立よりて門を叩けば、内より何ものぞといふ、娑婆の往生人にてはべり。爰をあけさせ給へ、くはんおんせいし殿、はやく百寶しやうごんの蓮のうてなの上にのぼらんといふに、内より大きにわらひどよめき、火事にうろたへて氣のちがひたるものゝ來れるぞやといふ。力なく其所を行すぐるほどに、夜はほのくくとあけにけり。かゝるところに、大名がたの焼やしきにて、かゆを煮させて施行し給ふをみれば、諸人あつまり手をさし出して、これをうけてくらふすがた、いづれも物かなしくあさましかりければ、爰はさだめて餓鬼道なるべしと思ひ、又かたはらをみれば、ものをとりてにぐる盗人を追かけて、只一うちにきりたをすをみては、修羅道かと思ひ、念佛申て休みわたれば、し

れる友だち來り、是はいかにといふ、こゝにてゆめ覺つゝ、はづかしきことかぎりなし。一門妻子家も寶も皆ほろぼし、かば、これをぼだいのえんとなし、すぐにかみそり衣をすみに染て、これまでさまよひのぼりしなり。我生ながら六道をめぐりたりと覺へ侍り。今は中々世をわたる物うさにくらぶれば、生佛になりたり。心にまかせて行たきかたに行つゝ、今すこしの命をたのしみはべり。佛種じう縁起と佛のとき給へり。火事にあふて一跡皆たをれしは、ものうき事ながら、菩提の縁となるからには、よき善知識にてはべらずやといふ。こま物賣かさねていふやう、まことにかゝる一大事こそ、ためしもまれなる思ひがけぬ事には、必心うろたへてかやうのをこがましきこともあるものなり。さのみに耻とおぼすべからず。さていにしへも、かやうに人の大勢一同に死したるためしもありけるかといふ。樂齋こたへていはく、むかしのことをつたへきくに、もろこしには宋の仁宗皇帝の御宇景祐四年十二月に、おびたゞしき大地震ありて、民の家々をゆりたをす。これにおされて死するもの二萬二千三百人、疵をかうぶり半死半生になり、あるひは一生の片輪になりけるもの、國中に五千六百人としるせり。そのうち又大元の世宗皇帝の御宇祥興廿七年八月に、又大地しきりに動いて、山くづれては谷を埋み、大木倒れては川をせき、地はさけわかれて下より泥をおしあげ、くろけぶり天にまひあがりて、國中に人の死する事七千餘人としるせり。同く宗の成宗皇帝の御世大徳十年八月に、大地震ありて五千餘人死せり。おなじく武宗皇帝の御世至令三年六月に、洪水みなぎりきたりて、官舎民家をおし流す事二萬一千八百廿九軒なり。これにおぼれて死するもの數をしらずとしるせり。そのほか飢きん、洪水、兵火にて、人民死亡びけることたび／＼多しとみえたれども、このたびの火難の人数に及ばず。又日本にては人皇第十代崇神天皇の御宇即位五年にあつて、人の死する事天下半にすぎたりといへども、これは疫癘の流行しによりてなり。中ごろ平家世をとりてほしむまゝに奢りけるが、南都の大衆平家をにくみて調伏すると聞て、治承四年十二月廿八日、本三位の中將重衡三萬餘騎にて南都にをしよせ、般若坂の在家より火をか

けてせめければ、七大寺の大衆けぶりにむせびてふせぎかねて、落ゆく乾の風烈しくふきて、黒烟すでに大佛殿にもえつきたり。此大佛殿の上には、橋をかまへて、兒わらは尼法師いくらといふこともなくあがりてかくれゐたるところに、猛火すでに堂にもえつきしかば、われをとらじとをりくだる程に、梯をふみおりて下になるものはをしころされ、上なるものは高き天井より落かさなりけり。天井のおくにありけるものとは、何をとらへて何をふまへてか下りくだりはべらん。あやしの小屋ならばこそ、下より抱きおろし足をとらへてもひきおろすべき。さしも日本第一の大伽らんれば、十丈にあまりし梁の上なり。今更たすかるべき手だてなし。あまりのかなしさに、とびおつるものは微塵にくだけて死にけり。火のもえ近づくにしたがつて、おめきさけぶこゑ天地にひびき、やうやく煙にむせびてふしまろび、かしらのかみ身の衣に火もえつき、そのあひだに佛でんの火どつともえたちてやけくづれ、佛と共に灰となりけりといへり。その後北條平の貞時、天下の權をとりし永仁元年四月に、俄に大地震して家々ゆりたをす。或は長押にをされ、壁にをされ、襲の石にて頭を打くだかる。すべて鎌倉中に死するもの一萬餘人、その外手足をうちそんじ、耳鼻をうちかきて半死半生になり、永きかたわとなるものかずをしらすとするせり。近きころ正保二年には、尾州濃州に洪水ありて、兩國一面に海の如く、堤くづれ家流れて人多く死したりと聞しかど、此たびの炎上に數萬人のやけ死たる事、前代未聞の事なり。いつのころにやありけん。さざれ石の岩ほとなりて、二ばの松の生そひてなどいへる小歌のはやりてうたひけるをりに、上も下もめでたくおもしろかりけるものを、何ものゝつたへてはじめたりけん。このごろ北國の下部の米つきうたとかや、柴垣といふ事世にはやりて、歴々の會合宴の座にても、第一の見ものとなり、いやしげにむくつきあらをのこのまかり出、くろくきたなき肌をぬぎ、えもいはぬつらつきして、目を見出し口をゆがめ、肩をうち胸をたゝき、ひたすら身をもむこと狂人のごとし。右に左にねぢかへり、あふのきうつぶきあがきけるを、座中聲をたすけ手を打て、もろともに興ぜられしをみる人さ

へうとましく、片はらいたかりしが、はたして諸家ともに皆柴垣となり、大かたはもはや此町にはすま
れ申さぬもあり。火にやかれてのがるゝかたなく、柴垣うち／＼果けるにぞ、謳歌のことも思ひあはせ
らるゝと、眉をひそめ、はなばしらをしどめてつぶやく人もありけり。かやうの事も時節到来のことわり
なれば、今更おどろくべきことならねども、時に行あたつて諸人迷惑せしぞかし。されども前にかたる
如く、君の御めぐみのいともかしこくおはしますゆへに、江戸中二たび榮にぎはひて、國もゆたかにな
びく世のなほおさまれるためしとて、松に小松のおひそひて、えだもさかゆるわかみどり、仰ぐにあか
ぬ御世ぞ久しき、といふ歌に立かへり侍り。今はこれまでなり。いとま申とて、鳥井のかたを南にむか
ひて行けり。

むさしあぶみ終

南向茶話

欽定四庫全書

南向茶話

酒井忠昌著

ある日例のごとく、二三の友参りつどひ、古今の談に、或人問て曰、抑當御地を江戸と號し候事、何れを指して申候哉。

答曰、仰のごとく、近代當所名跡等を記し候書も數多相見へ候得共、江戸の號の事慥ならず候。愚が管見仕候に、山中氏被_レ相記_二候、中古治亂記拾五卷江戸城草創の條下其略に、扇谷上杉修理大夫定政の老臣を太田備中守資清入道道眞と云。武州都築郡太田郷の地頭なり、其嫡男鶴千代丸と云。成長の後、太田源六資持と號す。後に受領して任_二備中守_一。改_二資長_一。剃髮して道灌と稱す。當御城を康正二年に普請初め繩張して、長祿元年四月迄僅兩年の内に、巧匠の功成就しける。都五山の僧萬里和尚、古詩を引て是地をみたる詩に云、窓含_二西嶺千秋雪_一。門繫_二東吳萬里船_一。又五山より被_レ贈たる詩の内に、江戸城高不_レ可_レ攀、我公豪氣甲_二東關_一。三州富士天邊雪、快作青油幕下山、と云々。右の詩の句にも、江戸城と有て別號なし。然れば道灌城築の時に、其地名に依て直に名付たる成べし。既に鎌倉將軍の時代より、江戸と云稱號の士あり。此八平氏類葉よりして、武藏の士と稱すれば、江戸と云地名其所有べし。愚案に、江戸と申は、江に望める意なるべし。抑當御城天正年中 御入國以前、今の雉子橋の外より北の方大沼にて、こゝより西の方もちの木坂まで入江にて有_レ之由、小川町も寛永年中外廓無_レ之以前は、牛込よりの流はほとんど橋の向へ、直ぐにもちの木の方へ流れ行、又小石川の流は、今の土手三崎稻荷の邊より、一ツ橋の御堀の川へ流行候由なり。然ば只今 御城内古へより江戸と名付る所なるべし、總名とな

候イりし事は、其頃近邊の根城たるによりてなり。類を以て考るに、攝州大坂も元は石山城と云。享祿五年本願寺證如上人始て所レ築なり。御城内雁木坂、本は大坂と號する故に、城を大坂と名付られて後、總名となれりと云も此類なるべし。右道灌元より禪法を尊敬しける故に、城内に於て一字の庵室を建られ、旅僧のやどりとす。其草庵の邊に井を掘けるに、土中より吉祥と彫ける鐵印を掘出せり。故に其庵を直に吉祥庵と名付られけると承り傳へ候也。

又問曰、其吉祥庵、御入國以來いづれの地に移され候哉。

答曰、吉祥庵の地は、大道寺氏友山記せし落穂集には、只今の二の御丸邊に相見へ候。愚案に、内櫻田御門を只今俗に桔梗の御門と呼候へども、古き御城の事を相記候書に、吉祥御門と記し有レ之候を、先年見及候。其上右草庵は旅僧招請の爲として建たる故にて、今の内櫻田の邊にても候半歟。扱吉祥庵は、御入國以來小石川水道橋の北の方へ移され、吉祥寺と號す。依て古江戸繪圖には、此橋を吉祥寺橋と相記し候。其後明曆年中大火災の時節、水戸侯館、元は竹橋御門の内より此地被レ移候に付、吉祥寺は又々今の駒込へ移り候由、右由緒に付、道灌城築の刻、都五山より贈り候詩文江亭記も、此寺に相傳り、右に記し候掘出したる鐵印も相傳候由、江戸咄と申書にも、江亭記を此寺にて一覽致候由相見へ申候。鎌倉志に、荏柄天神の神寶に江亭記有レ之候は、子細有レ之傳寫して相納候事と被レ存候、由緒承度儀に候。右吉祥寺の一件は、吉祥寺に申傳へたる趣にて、方丈の物語なり。

問曰、只今の田安の事は如何、御聞傳へも候哉。

答曰、今の田安御門の内外、天正年中、御入國の刻は、皆々田畑民家にて候由、其後右の民家共を、只今の半込寺町白銀町邊へ被レ移候、其子孫、予若年の頃迄には間々有レ之候て物語候なり。然ども此地面田安と申候哉、其儀不レ慥候。予先年相州箱根早雲寺にて、北條家の古き分限帳を一覽仕候ひし、其中にも田安の號見へず。上平川村下平川村許り有レ之候へば、右の平川村の中にてても候哉。其以來田安御門内

は天樹院の御居館となり、田安御門は天樹院の御附人より勤番被^レ致候由、其子孫の仁物語なり。今の扇の稻荷と申は、天樹院の御庭の内に御勸請の稻荷にて、後に扇の稻荷と號し候けるとなり。また雉子橋御門内外も民家にて候處、御入國以來召上られ、只今の牛込御徒町の邊へ被^レ相移^レ寛永年中小日向田畑築候以後、又此地へ移され候由にて、改代町と號するなり。

問曰、田安平川の邊其説を得たり。吹上と稱し候事如何御聞傳之儀有^レ之候哉。

答曰、吹上の事曾て見當り不^レ申候。しかれども落穂集に、御入國御草創の刻の儀悉く相見へ申候通、實説たるべく候。櫻田邊一同の江沼にて、足入之地なる由、櫻川とて川流も有^レ之候由、左候はゞ愚案、此所江河に望める高き地なれば吹上と號するなるべし。駿州富士川邊吹上、武州荒川邊吹上、いづれも川に望める地なり。又小石川水川明神南の向も、舊名は吹上と號するも、小石川に望める地なり。此所只今は俗に阿房殿町と號するなり。

問曰、番町の名目壹より六迄有^レ之候事、由來も有^レ之候哉。

答曰、此地に數代居住せし古老の物語に、御入國の始、麾下の士に此地を下^レれ候刻、六組に分て勤仕致され候故に、壹より六迄の名目ありて、前後入込候由、五番町と申所は、只今少許残り候は、栞町の内へ入申候由なり。又彼老人の物語に、六番町の方へ市ヶ谷御門より上る坂を三年坂と呼び候事、寛永十三年外廓出來の刻、新に開ける坂故に云爾と云々。是に付て思ふに、牛込神樂坂より北へ築土へ出る小坂をも三年坂と號するも同意なるべし。京都東山清水觀音門前より横へ北へ下る坂をも三年坂と號するは、清水は大同二年に草創、同三年に此坂を開ける故に云爾と、舊記に載^レ之と同日の談なるべし。又麴町貝坂は、元は芝青松寺の舊地にて、此寺青松甲斐と云人の草創成由、此所當時玉虫の屋敷に其跡あり。故に甲斐坂と云よし。

問曰、芝邊品川筋之儀に聞及も候はれける事も候哉、承度候。

答曰、芝邊の事居住不仕候故聞傳へ稀に候。芝の事、近頃東海子平維章と申仁の編集せし不問談と云る書に云、江戸斯波を芝と云は誤りなり。足利家の管領に斯波氏あり。(割註)下文不_ニ相見_ニ依て考るに、昔時斯波氏の居住せしにや、又品川の號、或古老の物語に、元下無川と書り。子細は此所川海岸に近く、川下直に海に入る故なりと、此説慥ならず存候に、近頃俳諧人齋藤徳元、寛永五年冬京都より關東下向の紀行の内に云、かの川、此町の中の橋のかゝれる川あり、水上のなき川なればとて、上無川と號す。かむ川なるを、かの川とは申とかや。(下略)今云神奈川宿の事なれば、右之説是に似たり。芝の内三田郷の義、風土記には荏原郡の内に有_レ之て、御田郷、或は饗多と相記す。古代渡邊仕、充、綱、三代共に此所に居住せられけるよし、此あたりに綱坂と云所有て、松平肥後守下屋敷内に、綱が出生の節、産湯の井とて有_レ之山承及候。當所の八幡は上古より有_レ之候哉、風土記にも所_レ祭應神天皇なりと記す。承平兵亂に、六孫王經基主も此地へ府中より出張ありて、麻布一本松は其舊地なりと申傳へたり。經基主の府中御居住の地は、只今六孫王經基寺と申候よし、予彼寺に不_レ至尋ね問度候。

問曰、青山赤坂邊の儀は如何承度候。

答曰、赤坂の號、風土記にも荏原郡に載_レ之。小六天神所_レ祭大己貴與_ニ少彦名_ニ。園韓神也、號_ニ小六_一者。以_ニ古呂_一故岡之名也とあれば舊地たるべし。愚考に、赤坂の號、赤土の地なれば稱するなるべし。濃州赤坂も後に山ありて、山の土赤き事朱のごとし。三州赤坂も山中赤土の處なり。青山號慥ならず。ある説に、此地青山氏の屋敷有_レ之、故地名とすと云へり。此青山の末に恩田と號する所有。先年恩田と稱號しける人に參會致し候。其人の物語に、先祖近江源氏佐々木の末流にて、此地に居住して恩田を稱號し、北條家へ數代仕へられしといへば、もとは恩田なれども、誤りて唱ふるなり。又此邊より南の方筈橋の儀、此地の古老物語に、舊名此處鶉ヶ谷村と云。其村の橋故に鶉ヶ谷橋なりといへり。

問曰、四ツ谷の義、田舎にて民家の家數によりて、三軒家、四ツ家など申候へば、其例に以前民家

少き時の號なるべしと被_レ存候。左候はゞ谷の字誤りにて候半歟、如何。

答曰、仰之通り我等にも左様に相心得居候處、彼地に久しく居住せし老人物語致され候は、古來此地今の麴町六七町の内の所谷あり。又今の鹽町の所も谷にて坂有_レ之。其所に民家一軒有_レ之候て、夫婦居住せし故に、俗に夫婦坂と呼しなり。寛永十三年外廓出來の刻、御堀端土を以、東西兩谷を埋候故に、平地となり谷なしといへども舊名残り、鹽町の入口を、坂口と古名に呼び候は此故なりと云。此地東西南北ともに谷有故に四ツ谷と號する由、此所末に忍町と號する所あり。此南の方御先手の組屋敷邊を忍原と號する事、此所の人物語に承り候は、此所御先手組先祖、天正十八年、御入國の刻、駿府より罷越、相州小田原城番を相勤られ、其後慶長五年より武州忍城の御城番に相勤られ、寛永十年忍城を松平伊豆守信綱に被_レ下候に付、御當地へ來り、此所に居住せし故に、忍衆と呼び、所の名を忍原と號し候となり。問曰、牛込小日向筋御聞承及も候哉。

答曰、此地は數年居住候故、幼年より承り傳へ候儀も有之候。先牛込の名目は、風土記に相見へ不_レ申候得共、舊き名と被_レ存候。凡當國は往古曠野の地なれば、駒込馬込(日黒邊)何れも牧の名にて、込は和字にて多く集る意なり。小日向の名、近年菊岡清涼の江戸砂子に其説出たり。右に申候小田原北條分限帳の内にも、小日向彌三郎と申士あれば、彼人の領地故に呼候となり。清涼は宇藤右衛門と申候。予も知人にて篤實なる老人にて候。砂子編集は、八年の間江戸中往來致し、所々にて承り合、委く書記し候なり。然共傳説相違有_レ之候よしにて、又々後編を相記す。是によつて當府の地名に説委しければ、予も彼書に有_レ之分は相記さず。菊岡子の功大なりと云べし、牛込御殿山と稱する地は、今築戸明神の後、禪宗萬昌院と號する寺の地なり。此寺は元市谷長圓寺の塔中にて候處に、明曆年中火災に付て、定火消役被_レ仰付候刻、御用地に成、今の左内坂火消屋敷の地より此所へ移されける由。今に此所少許の町屋を御殿山と呼候なり。勿論右御殿山は、寛永の頃迄は、御鷹野の刻、御假屋形有_レ之候となり。小日向邊

其頃迄は田畑にて候所、安藤對馬守奉行被^レ致、此處山を崩築立候故、今に築土と號す。右により御殿の跡も狭り、其處少々相見へ申候なり。扱又當所八幡の地は、往古上杉管領時代の塞の跡にて、其城主の弓矢を以て祭ると申傳ふ。此儀は予幼年の刻、或る古老の物語なり。其刻幼年故委く承り置ず遺恨なり。且神樂坂の脇若宮八幡も、この宮より掌れりといへり。築土明神は諸記に相見へ申候通、往古平川村に有^レ之、其後に牛込御門の所へ遷座有て、寛永年中外廓出來之刻、今の所へ又々遷座なり。或古老の説に、築戸元は次戸と書す。往古は江戸明神とて、御城内の鎮守たる由、江と次と字形近き故、何れの頃よりか誤れりと云々。予若年の頃迄は、築戸明神と堂上方の筆にて額も有^レ之候處に、近頃は築土と書改候なり。古老の説を、予も相考候所に、風土記武藏國豊島郡の内に、江戸或は葎土、大寶二年壬寅、所^レ祭素盞雄尊なりと云々。又治亂記十五卷江戸城築の條下に載^レ之、津久戸大明神は氷川と同體の山なれば素盞雄尊なり。しかれば據なきにはあらず。暫く相記て後哲をまつのみ。

問曰、寛永年間外廓出來以前にも、市ヶ谷より小石川の方へも川流有^レ之候哉、たゞ今日白下より流候川筋を、江戸川と名付られ候へども、古來は枝川の由承り候。左候はゞ大川筋も有^レ之候半か。

答曰、御尋之趣尤に候。予も市ヶ谷邊久々住居し、人に承り候得ば、御外廓無^レ之以前にも、只今五段長屋下より小流有。長圓寺谷の内大沼あり候て、落合ながれ候よし。此水筋にて田地の用水に仕、田町邊は皆々田地なり。只今揚場町と稱し候處、元名は船河原と申候山、仍てどんど橋は俗の名にて、本名は船河原橋と云山、是によつて相考候に、只今に長圓寺谷の内、安藤氏屋敷後の邊、沼の跡少し殘候なり。又説に、右船河原は、只今の大阪の下〔割註〕一説に逢坂と云。〕あたり迄にて、今に此所少許りの町を船河原と呼候なり。此邊其刻迄は、民家寺院まばらに有^レ之候處、外廓出來の刻、民家は町家となり、寺院は只今の牛込榎町邊へ移され、寺院七ヶ寺にて候故、今に七軒寺町と呼候山、此地の寺院の舊説なり。扱牛込御門、市ヶ谷御門升形出來已後、俗に市ヶ谷を櫻御門、牛込を紅葉御門と稱し候山、是は其

所に有之候樹に依て號しけるか、又は何ぞ子細も候半か、其段承傳不レ申候。

問曰、右榎町の邊大友屋敷は、大友氏族居住致され候よし、其姓名等全く相見不レ申候。其上居館惣ならず候。御聞傳も候哉。

答曰、御尋の通大友氏の姓名等、予も其説を不レ承候所に、近年其説を得たり。大友左兵衛督義統、文祿年中朝鮮征伐の怠り有りて領國没收し、毛利家へ被レ預。其後又改て常州佐竹義宣へ被レ預、彼地にて卒せらる。義統の嫡子宗五郎義延は關東へ被レ預候に付、此所に居住せられける。義延は叙從四位任、侍從、ゆへ、世に豊後の小侍從と稱しけると也。慶長五年關ヶ原亂後に、此地并常州筑波郡にて、都合三千五百石の地を被レ下領地せられけるが、無レ程て早世也と云々。右居住の地、今の濟松寺の東の方也といへり。天神町と稱せる所へ、太宰府の宮を被レ移候由、其天神今程は高田馬場前へ又々遷座あり。大橋長右衛門奉納三十六歌仙之繪馬、今になほ存する也。組屋敷有レ之、松は庭前の山なれば、何様天神町の邊、居館の跡たるべきか、榎町も元は大木町と號する由、或説に扇町成よし故は、太宰府天神の門前民屋を扇町と號する故に、大友氏故郷之稱に依りて名付られしともいふ。宰府一覽之人に尋度事に候。

問曰、高田馬場邊は古戰場之由承傳候。源頼朝卿角田川の合戦勝利之後、暫く此地に屯せしめ、關東の勢を集められしとも云傳へ候。如何、承度事に候。

答曰、高田邊古戰場之儀、今の禪英山寶泉寺の所、古へ新田家の陣所の由申傳へ候。境内に今に旗立櫻とて有レ之候、冑掛ヶの梅とて、只今稻荷社の前池の邊に有レ之候由、先年枯て植つき候はぬ由に候。日夏繁高の編輯せし兵家茶話と申書に云、後村上天皇正平七年、新田家信濃宮を供奉して、武藏野の合戦ありし、

君が爲代の爲何か惜からん捨てかひある命なりせば

と宮の詠じさせ給ひしにや。其陣所は、今の武城の乾徳山法泉寺の古跡となん。天野信景説。按に、法

泉寺は高田穴八幡の近隣也と云々。信濃宮は、後醍醐帝第三の皇子宗長親王也。禪英山寶泉寺成べし。乾徳山法泉寺は、大窪の先き中野にて、高田とは隔れり。殊に右の通り舊説にも申傳へ候得ば此所たるべし。又法泉寺、舊説に、此寺内に富塚と云所ありて、所之名も富塚村と云けるよし。今は戸塚村と號す。上杉治部大輔朝興此寺を建られ、稻荷社を勸請せられける由、疑らくは、禪英の號は、朝興の追號かと被_レ存候。又右大將家御在陣の事御尋之趣に、予承傳へ候、隅田川一戰後、當國東の方は池沼多ければ、此地に御在陣もゆへ有て聞傳へ候。牛込の内牛頭山行元寺の觀音の緣記にも、頼朝卿之御所持之佛にて、隅田川一戰の後、此地に安置なさしめ給ふと申傳へたり。

問曰、穴八幡の地も、古來より古戰の内にて候哉。

答曰、穴八幡之社勸請之事に付て承傳へ候儀有_レ之候。此地は元早稻田村の内に、中島と小名に呼び候所に、青柳津六兵衛と申富有の農民あり。元は北條家へ仕ける士といふ。此者の持傳へたる地にて、松樹生繁りたる山林にて、一本の松暗夜には折々光りありければ、其松を光松と名付し由、然るに寛永年中、秋の頃の場を築候とて、一ツの穴を得たり。深き事七八間、穴の内暗くして、人々怪みて入らず。漸く松明を點じて入て見れば、金像佛一體、鐘鉦一を得たり。鐘鉦には文字彫て有_レ之し由。又白き事雪のことくなるもの中に有りしに、沈痾の病に用るに効あり。人々乞求し由、右青柳津が末のもの物語也。其頃嚴有院様御誕生に付、則此社を御尊敬被_レ爲_レ成ける由。又説には、御瘡瘡の刻御宿願之御喜に、此社を營せられ、院主等も被_レ仰付_レ候由。さるに依て其刻大樹御近臣各營作に預らる。裏門は内藤豊前守、普賢堂は松平左近將監、御手水鉢増山兵部少輔也と云り。又此地の古老之説には、此八幡の邊より南尾州御屋敷大窪迄、近郷秣場にて候由、昌連と申富有農民ありて、百八の塚を築候由、其塚此八幡の地より相續大窪迄有_レ之候ひしと云。右昌連と申人傳記不_レ相知_レ候。其塚は佛供養の爲に築けると也。今に尾州の御屋敷内には相殘候哉、承度事に候。按に、右の塚は、陣所遠見の爲に築候哉、左候は、此八幡之

地も陣所の内と存候。

問曰、高田の末より向へわたり候橋を姿見橋とも、又は面影の橋とも申候、山緒有^レ候様に承傳へ候、如何。

答曰、予も此所に居住せし古老の記し置たる書を見侍し、其略曰、明應年中之頃、此里に和田靱負佐守祐といふ士あり。男子二人守護祐親と云、女子一人於戸姫といふ。容色勝たる故に婚姻を求人多けれども免さず。父守祐事ありて他國にまかりし頃、近き邊りに關といへる者徒を催し、彼家を襲ふ。俄の事にて男子兄弟賊を討ける其隙に、關奥へ入り於戸姫を奪取逃去しに、板橋に至り姫絶入して人心あらざれば、彼所に打捨て關は逃去ぬ。此板橋に杉山三郎左衛門と云る貧き夫婦老人あり。耕作の爲に此野へ出、此女を伴ひ家に至り養育せり。程經て後、此近邊に小川左衛門次郎義治といふ士、杉山に嫁を求る事再三なりければ、彼小川に婚せしと也。然るに村山三郎武範といふ士、彼小川と親しく交りけるに、妻女を奪んとたばかり、小川が宅へ行き對面し、透間を見て小川を差殺ける。於戸姫長刀を以て村山と相戦ひ逃んとするを、村山が右の足を投げれば、從者おり合て村山を討留む。妻女悲哀にたへず、髪を切り夜に紛れ家を出で去ぬ。此川邊に至りて、

變りぬる姿見よとや行水に移す鏡の影に恨し

と詠じけり。又月の出るを見て、

限りあれば月も今宵は出にけり昨日みし人今はなき世に

其後此河に身を投死るよし。右の詠歌の儀に付て、後人姿見橋と名付けると云々。案るに、民間の里諺で、右の記の姓名等、會て他書に相見えす、信用しがたしといへども、暫く其説を載する而已。又高田馬場西に諏訪の社あり。別當を玄國寺といふ。此寺僧の説に云く、佛の橋は、往古在原業平朝臣東國へ下向の頃、此橋にて詠歌あり。依て名付るよし。其詠歌は予忘れたり。此玄國寺、往古大寺にて、三

世の佛三千佛を安置しける由、兵亂之頃に多く紛失して今僅に残ると云。右の詠歌も、所の舊地故に、此寺に残りける山なり。右兩説何れか是ならん。

問曰、雜司谷舊地の由申傳へ候、如何。

答曰、法明寺は舊地にて候由、紀州の醫師何某の古紀行に僧司谷と記せり。判本にて候。其書の名は忘れ候。然れば此處は古へ法明寺より領地して司どりけるにや。鬼子母神は中古より勸請せし山にて候。

古老の説に、鬼子母神の神像は、只今護國寺より鬼子母神へ參り候中程、道より左之方畑の中にて農民耕作の序に掘出し、只今の別當大行院へ納けるゆへ、只今の堂の東鳥居あたりに、小堂を建て安置しける。後半込忠左衛門二三間ほどなる草堂を建立せられ、其棟札に姓名を記され候。元祿の始の頃に、只今の所へ移し堂を建立しける山、右に付て、只今に右掘出したる地にて、大行院より僧をつかはし讀經し火を燒候よし也。又此近邊に柳下井にセイトウといふ小名あり。字知れず。尋聞度事に候。又法明寺の内の鐘の下廻に、升斗子十露盤を鑄付たり。古く相見へ候。何様所謂有レ之鐘に候哉、承り度候。

問曰、小石川は舊名の由、舊記等にも有レ之候哉。

答曰、小石川の名目、舊記にも見當り不レ申候。宗祇の廻國記に、名にしあふ小石川を渡ると云々。然れども廻國記は、實書ならぬ様に被レ存候。宗祇にては無レ之様に沙汰有レ之候。其外は所見なし。總名とする地廣く候。南は小石川御門堀通りより、北は大塚の大道迄は小石川と號す。牛込邊も上水の通牛天神下迄は、小石川の内也。此所今金杉と稱する町屋あり。舊名此地金曾木村といふ所にて、古河公方家臣豊前山城守と申仁居住の所なる由、其家傳にあり。宅地の所は、今の新坂(割註)俗に今井坂共云。其上なるよし申傳ふ。金剛寺坂の下は、舊名小石川鷹匠町と呼し所也。明曆年中出火は、此所より起れりと承候。又上水道端に道祖神の小社あり。牛天神の別當龍門寺の持也。建久年中の石碑ありて、此寺に納まれりと去へば、此小社は舊古よりの神社と被レ存候。其碑を尋ね一覽仕度儀に候。

問曰、丸山巢鴨の名目如何承度候。

答曰、丸山來由承り不_レ傳候。此所梨木坂は、いにしへ大木の梨木ありし山、戸田茂睡老も此地に居住ゆへ、梨本と稱せられけると也。菊坂は、昔菊作りし畑なりといふ。あぶみ坂其形鑑の形に似たるゆへ也と申傳へたり。富坂の儀、元は鳶坂なり。其子細は、元祿の頃命有て鳶鳥を捕へ候。其役有て所々にて捕て、此所の坂中に小店をかけ多く養ひ置て後、遠國へ被_レ遣しと也。其刻世俗に鳶坂と呼候由、後に富に改むるよし、落穂集に載て、富澤町の儀と同じく被_レ存候也。且又極樂水橋戸町東の方に鶴場と申小名あり。〔割註〕尊按、橋戸町橋より南の方東側町屋の裏を、今に御鶴場と云。〔古老の物語に、元祿年中、此所の田畑へ鶴飛來り數日留り居申候事度々也。其鶴の足に金の小札あり。頼朝卿の被_レ放候鶴の山にて候。此故に所の民に被_レ仰付。鶴の留り居候内は、番小屋をかけ晝夜守り候べき由、故に今に至り鶴場と呼び候由、依て考るに、右大將家御治世より五百有餘年に及候得ば、鶴齡千年も空言ならざるにや。又巢鴨の號の事、風土記足立郡の内に見え候は、舊地にて候哉。併北條家の分限帳には相見え不_レ申候。又大塚の事諸説有_レ之候得共、愚案に玉塚か。其故は武州比企郡之内大塚村といふ有り。由來に鎌倉將軍守邦親王亂を去りて此地にて逝去し、塚ある故に大塚と稱する由、此類ひなるべし。此大塚より巢鴨へ至る田間、小石川に懸り小橋を猫又橋と俗に申傳ふ。此地農民の説に云、昔は今より流れ細くして、田畑の通路道にて、木の根ツ子を以て橋に渡し候故の名なりと云り。土民は木の根本を根ツ子と唱ふ。

問曰、本郷舊名に候哉。但湯島の本郷にて候哉。或説に、駿河臺土手に有_レ之候稻荷を太田稻荷と名付候。太田氏の塞跡にても候歟。

答曰、御尋の通、本郷の名目北條分限帳にも載_レ之。又治亂記にも出候へども、湯島は風土記に載_レ之候ば、定て湯島の本郷にて可_レ有_レ之候。其所入込分ちがたし。太田稻荷の儀、太田の塞之儀所見なし。但治亂記に、太田新六本郷の宅地を立去り、密に武州岩付へ落行けるとあれば、この稻荷の邊も太田の

宅に候歟。

問曰、上野下谷邊忍ヶ岡等に御聞及も候歟。

答曰、上野の號所見なし。砂子にても其説有。併古老の説に、此地昔より上野村と呼し處せ共云。下谷は風土記にも下谷の岡と出たり。左候得ば舊名か。忍の岡は和歌名所にて其名高し。本は忍びの岡と詠るよし。不忍池の南の方長井庄と申傳ふ山、諸記に有之。齋藤別當實盛古墳の跡、只今は湯島天神の下、藤枝氏の宅地の裏に有。昔は碑石ありし由、近頃此土地移轉に付て紛失しける由、可レ惜事なり。長者町の儀、諸記に載之、此所の脇一柳氏の宅地に池ありて、長者ヶ池と呼び來れり。此所其事跡ならん。

問曰、淺草邊の儀承り度候。

答曰、淺草の名舊記にも相見え候得共、其由來しらす。茅町、瓦町居民の説、昔は瓦町にて瓦を作り候。茅町は茅の賣賣をなしけるといへり。凡八丁堀の茅場町は、住古茅商賣の所なり。其後明曆年中已後、此處并兩國橋向へ被レ移候。其後元祿初頃に、只今の本所四ツ目へ被レ移候由也。是は茅問屋數代商賣致候者の物語也。橋場邊の儀、此地の古老の物語に、いにしへ此處に橋有候故に、橋場と號しけると云。委く其儀尋候所に、只今隅田川渡し舟有之候所より川上壹町程に、古の橋杭残り、折ふし往來の船筏にかゝり候由なり。神明社あり。石濱神明と云。古來の名は石濱と云よし、右の橋何頃に候哉難レ斗事に候。又説に、此處往古砂尾修理太夫と云人有。太田道灌と合戦有。石濱の戦と云し山、砂尾建立せし寺あり。天台宗にて砂尾山不動院橋場寺と號す。小院なり。又此地法源寺の事、砂子に委く記せり。予も彼寺に至り寺僧に見え尋候得しに、答云、實盛の石碑、此寺に築候事は、往古其時代の住持、實盛の一族なりし由、外に青き生石の碑有。文字分難し、漸々と見るに、四辻家の姓名、三人の官位實名あれ共、慥に知れず。勿論其由來もしれ難し。又古老の説に、橋場の下宿の小溝を駒洗川と呼、鎌倉右大

將家隅田川合戦の刻、馬を洗れし所の由、其合戦の首塚は、只今總泉寺の後畑の中に有山、俗に誤りて蛇塚と呼候山也。堯惠北國紀行に、此地に暫く止宿せられ候事跡見へ候得共、今據とするに足る所なし。

問曰、本庄を本所とも相記し候。何れが正字ならむ。梅若の來由に付て、舊地と存候。如何御聞傳へも候哉。

答曰、本庄は舊名なるよし、武州熊ヶ谷先にも同名有。元祿年中故有て、本所と相改候と云。梅若事跡の義、近年尾州人縁記を相記し、其記には、上古圓融院の御治世の事跡とすといへども、愚案に、足利家の時代亂世の頃の事跡なるべし。近頃猿樂傳とて、謠の來由并四座の太夫系傳を相記し候書を見侍りし。其内に關東御入國の後、武藏國の謠初鮮く候に付、梅若事跡隅田川の謠を作らせらる。其頃に夫婦の非人ありて、梅若の有様を物眞似して步行けるとあれば、久しき事とは相見えす。文明の頃、五山僧横川叟景三の詩集にも、梅若童子悼といへる詩あれば、其頃の事にや。將又當所業平天神の事、諸説に其説多し。愚案に、伊勢物語に寄りて業平の神を祭れる地なるべし。塚の名にかゝはるべからざる歟。武州川越の城内にも、業平の神を祭れると云。是も入間の里に居住の故なるべし。彼地の人の物語に、川越の神像は朱衣なる由、是其所の神像も委く尋ね度事に候。

問曰、王子村の脇に谷村と申處ありて、畑道の間を鎌倉海道と申傳へ候。古へ當國の往來筋の由申候。如何承度候。

答曰、仰之通りに予も承及候。此所谷村と呼申候に付、畑道も鎌倉海道と唱へ候哉と被_レ存候所に、古老の説に當國の方池沼多くして、足入の地なるが故歟。往古の道筋は、今の青山百人町の西北の方原宿と申所をへて、千駄ヶ谷八幡の前(割註)此地今に所の小名に鎌倉海道と呼ぶ。大窪へ過、高田馬場より雜司ヶ谷法明寺脇通り、護國寺後通り、只今の中仙道の道を横ぎり、谷村瀧の川村を経て、豊島村より千

住の方へ古の道筋也といへり。右物語を按ずるに、其間の道筋三ヶ所迄、舊名残り候得ば、其據なきにあらず。只今青山百人町より直に相州小田原へ往來道を、俗に中道と呼び、東海道より二里近く、日本橋より相州小田原迄十八里の由也。又豊島村に往古豊島左衛門と云士有と、六阿彌陀縁記にも見へたり。治亂記にも、豊島左衛門と中士、上杉管領家へ仕へ、近隣の合戦ありし事見へたり。按ずるに、此豊島村は元此郡の府なるべし。又此近所堀内村に梶原塚あり。予若年の刻、此所を過けるに、杉の木立有て古き石碑ありしなり。後年數寄者ひそかに盜取ける故に、村民又印の石碑を建改めけるに、又々紛失しける由、今は荒川の端畑の中に少々土地残り。按に、此梶原は鎌倉時代の義にあるべからず。中古太田の一類梶原美濃守なるか、或は北條分限帳にも梶原日向守と云人見へたり。此等の一族たるべし。此地の古老の物語に、此塚の所は、昔寺有候所に、川へ土地缺入候に付、地狭り寺は敗壞仕候山なり。且又、此所元木村の内に熊野權現の社有。社司は鈴木氏なり。舊説に云、此神社紀州より相移され候刻、神職も紀州より來れる末葉なる由、今の王子權現と同時に相移されけるよしなり。此村の内に寺あり。其寺に古く傳れる木像有。東帯の形なりし由、昔此處の領主にて、其姓名等委く記し傳り候處に、彼寺自火ありて、ことごとく燒失しける由、可_レ惜事也。右に付て按るに、王子は右の熊野と同社にして、後に別當と神職と相わかれ候哉と被_レ存候。

問曰、武藏國俗に二十四郡と申候得ども、只今は二十二郡に過ず。此儀御聞及びも候哉。

答曰、仰之通に候。當國二十二郡ならで無_レ之候を、二十四郡と呼候は、二十餘郡の義を二十四郡と誤れりと被_レ存候。既に葛西郡さへ、中古より誤りて下總國とせる所に、近頃武州に相定候得ば、二十四郡の事不_レ慥候。郡の義に付て、當國中の古説も略承候事も有_レ之候得ども、余は省_レ之畢。高麗郡の名目、古書にも上古高麗人五百人歸化せし故、其人を武藏野に居住せしめらるゝ故に、高麗と郡を名付候由、此郡人の物語に、所の鎮守高麗の神と號す。彼國より持來れる所の兵器を以て神寶とする山承及候。又

武藏鐙之事、伊勢物語の歌にも相見へ候。承り傳へ候所、上古鐙の製は兩方へ相續き、中華の鐙の製に似たり。當國より只今相用ひ候鐙を製し出せり。其故に歌にも片おもひなる意ありと云。其鐙製作の工人代々傳り、近代胄を製作せし早乙女と申たるも。此末葉にて候由、近頃迄も千住邊には其末葉有レ之候と、古老の物語也。彼地案内者に委く尋ね究め度事に被レ存候。

寛延四年辛未二月初午日

茅屋 向陽故名亭

此一帖瀨名貞雄所藏也。松本雁奴家、〔割註〕山田屋半右衛門、住_ニ元飯田町。〔借_ニ山口生筆_一令_ニ書寫_一遂_ニ一校_一畢。

寛二年庚戌仲冬三日

杏 花 園

〔弘文館編輯部藏本奥書〕

右酒井忠昌述作、高木忠良借之、高木忠昌寫

惟嵩明和九壬辰歲五月十日全寫成

南向茶話 追考

往年。當府古跡の事を見聞の儘に記し侍りぬ。年を経て右記しぬる事跡にもれたるを考へ、委しからざるを尋ね、略せるを益して追考をなす。前編に合て見給ん事を希ふのみ。

明和二己酉年春三月上巳日

酒井氏源忠昌

○萬里和尚古詩

杜詩絕句に有_レ之。杜子美蜀成都草堂作四首の内。

兩箇黃鸝鳴_ニ翠柳。

一行白鷺上_ニ青天。

窓含_ニ西嶺千秋雪。

門泊_ニ東吳萬里船。

○江亭記

相州鎌倉荏柄天神寶物鎌倉志所_レ記文如_レ左。

但江亭記文別卷に載す。

右江亭記詩之作者補菴景三撰せし百人一首載_レ之、太田左金吾え贈る詩文如_レ左。

凡古之人無_レ老無_レ少。文武禮樂之暇。構_ニ休息之居。樂_ニ各自得之道。于_レ今源太夫公_□遊觀爲_ニ騷人墨客之會。矧盡臺之上仙々景象遊目无_レ隙。不如九華山有_ニ仙洞。前臺後臺相去及_ニ數百步。松風度曲无然之有調茶烟輕颺彭山舍隱常陽之羊如_レ石固而似彼仙駕華山落雁傳信於蘆花淺水邊。嗚呼春花容秋實賓染_ニ心腑。於_ニ詩歌。者可_ニ不品評矣。故側儲_ニ茶竈。作_ニ四時之會。所謂茶瑞草魁。又云。相知不_レ在_ニ于盃酒。一盃之清茶亦醉_レ人焉。高用常易鳳嶺之產。聊鍾此產吹鳳嶺之二字。依掛_ニ一首云々。

彌重山苗日月長

近秋爽氣一襟涼

綠芽曉酒金莖露

天下看從鳳嶺香

又

悼道灌生涯三季忌之時

東遊雖遠任君招。 冤血無端瀆酒九霄。

借枕三年哉夢見。

風吹不破却芭蕉。

横川 叟 景 三

○攝州大阪城舊名石山

三好記、享祿五年辰、山科の本願寺證如上人を頼ませ玉へば上人同心あり。攝州の石山へ下向あり。
(下略)

天文二年、然るに堺には本願寺門徒衆上人始めこもりけるを、廿九日細川晴元責られけるを、門徒衆も手際に合戦しけれども、不叶して堺を落て石山へ引籠る。同年五月五日より石山の城を責らる。城は攝州第一の名城なり。(下略)

○小石川安房殿町と云、此處を切支丹御用屋敷へ勤番の與力同心衆居住所なり。舊名は吹上と云し由。傳云、寛永年中、北條安房守切支丹改の儀被仰付候に付、與力同心支配被致候に付、安房守組屋敷故に小名に呼び來りしよしなり。

○三年坂の號、虎の御門〔割註〕舊名ハ虎口御門。山王へ至り候處、今俗に蠓蝶尻と申所の小坂をも、三年坂と呼候も、先書に見へたる通ならむ。

○芝の稱號の事、彼地の古老云、芝と云は、凡この海邊の總名を芝浦と云子細は、海岸近き所に木の小枝をならべ置て、海苔懸り候を取る木の小枝を、俗に芝と云故に、此浦所々に右のごとく海苔を取候故、總名を芝の浦と呼び來り候と云。

○府中六孫山經基寺の事、近年予も六所明神へ參詣の刻相尋候處、明神の向に神事の鐮矢、馬の馬場有。其側に淨土宗にて稱名寺と云寺有。山號を經基山と號す。傳へ云、此所當國任之内其居住し玉ひし舊地なる由、元は正明寺と號しけるよし也。

○かふがひ橋の事。或古老の語に、此所舊名は國府方村といふによりて、國府方の橋といふよし也。

○大友の松、大友家の傳説に云、宗五郎義延の旅館は、今の濟松寺の所にて、大友屋敷と號し、大なる松有ける。後に寺となり。蔭涼山濟松寺と號せられけるも此故と云。且今組屋敷の内の松は、大友の家臣兩人從ひ來る。吉良傳左衛門、深柄七右衛門也。右吉良傳左衛門營作せる數寄屋の樹也。傳左衛門は關ヶ原一亂に、父義統へ使に罷越て、終に西國に止る。又深柄七右衛門は義延へ隨身して、主君早世の後、子孫酒井讚岐守忠勝に寄食して、末葉今にかの家にあり。又此近所當時御持組屋敷の内稻荷も勸請は大友のせられし由にて、元は大友のいなりと號しける由也。

○梶原堀内村梶原塚の事、此地の名主に久兵衛と申者物語の由にて、梶原塚は、古來寺にてシンセウ寺と云寺ありけるが、川へ缺入て地所狭りて没しぬ。後に寺號は他へ譲りて、今は谷中邊に有之候由也。

○もちの木坂、今尋るに、此坂の上中程青山七右衛門屋敷裏に、もちの大木ありて、凡古小石川町邊よりも見ゆる也。依て云レ爾。

○諏訪大明神別當龍池山玄國寺といふ也。近年開帳有。其刻略縁記如レ左。當社諏訪大明神は、何れの時より此地に鎮座し玉ふといふ事を知らず。然るに人王五十四代仁明天皇の御宇、承和年中、在原業平卿當國流邊の時、夫妻道を失ひ、一夜此森に谷を隔て宿し、終夜妻は夫を思ひ、夫は妻を戀、悲みの餘りに、神力を祈て一首詠す。歌に云、

あすはかたこゝにうつしの宮居かなそのねぎ言をきくや神垣

と心に深く詠す。時に感應のふしぎにや、夢の如く夫婦枕をならべて秋心の思ひをとぐ、しかしより以來、當山に憶の森、戀の森といふ事祕書の靈地なり。爰に人王八十二代後鳥羽院の御宇、文治五年の春、源賴朝公逆徒退治の爲に、奥州へ發向の砌、幸當山御道筋にて御社參あり。惡徒退治の御願をなし。輒く敵をしたがへ、其後社頭御造營あり。又近頃人王百九代後水尾院御感ありて、今の御神體

を御寄附あり。是只神徳奇瑞の威光ならんと云々。武州江戸大久保諏訪龍池山玄國寺。

右の刻、予も參詣神拜、神影業平像も御寄附の由にて新しく見ゆる。三千佛の像の残れる也とて像形あり。境内に思の森、戀の森と、川を隔て杉の大木二本あり。村老の説に、龍池山と號する事、古は大寺にて境内廣く、南の方唯今尾州豊山屋敷内より流水寺内へ流れ入、北の方土屋氏の屋敷迄一つゞきに、大きな池あるゆへ、龍池山と號するよし。今に寺内に小川の流あり。又姿見の橋の北に藥師堂あり。別當は眞言宗にて大鏡山南藏院といふ。舊説に云、此寺の前、昔は大なる池あり。鏡が池といふ。故に則此寺の山號を大鏡と號しけるといふ。鏡が池の名により、橋を姿見とは名付ける由也。

○僧司谷の號、紀州醫師立野春節著述、二蒙集、鎌倉口號と江府雜詠と合て二蒙集と號す。寛文五乙巳冬十一月梓行。江城之西北に有レ村、曰レ僧司谷。(下略)

○鬼子母神勸請の一説あり。

只今大塚より下板橋へ行道、巢鴨本村といふ所、道より左側に眞言古義瑠璃山福藏寺〔覃按、瑠璃山福藏寺巢鴨本村に有、十羅刹女の宮あり。大なる銀杏の木二本あり。石の鳥居有。鬼子母神を奪取て、十羅刹女をのこせしなるべし〕と云寺ありて。鬼子母神の社ありて、村民信仰せり。然るに此寺の舊説に、盜ありて此寺へ忍入、鬼子母神の像并雜物を盜取、只今の尊像出現と申所の山中にて、雜物を取分、像をば此所に捨て去ぬる故、村民重右衛門、喜右衛門、善右衛門といふ三人申談じ、法明寺の寺内東陽坊へ持參しけると也。東陽坊は今大行院と改候由也。又境内に千體佛堂あり。其梁札に相記如レ左。

此御堂は、嵯峨天皇御宇、飛驒工建し堂也。弘仁九戊戌年、當山之住僧白源上人、祖師日蓮を尊敬し宗を弘め、高祖の尊像を此寺に安置し奉る也。又升杵曲尺有レ之、鐘の銘に曰、

寛永廿二甲申十二月、武州豊島郡雜司谷威光山法明寺十一世遵成院日延雖鑄レ之及破損。今亦廿

四世木量院日達代新奉鑄之者也。于時享保十七壬子年十一月吉日。

隨順院法圓日悟居士爲菩提

俗名水野頼母源信久

江戸神田鍋町鑄物師太田駿河守 久兵衛藤原正義

○牛込上水道端祖之古石碑、建久年中にはあらず。牛天神別當天台宗泉松山龍門寺に、青き板石に勸請の碑とてあり。左のごとし、

道

明德二年十二月十九日〔割註〕考ニ明德二年辛未ヨリ今明和二乙酉年ニ至凡三百七十五年。】

□□

左の脇に道の一字、右の脇に二字程の跡あり。消て字正しからず。又天神勸請の石碑あり。銘に、

延文六年辛丑二月日

左右に梵字三字あり

考に、延文六年辛丑改康正元。今明和二酉年に至り凡四百五十八年。天神鎮座舊説、此邊往古は入江にて、右大將頼朝公此所に御船を寄らる。御夢想のありて勸請ありと云。其刻御腰を懸られしといふ石は、裏門の外通り坂下〔割註〕水野藤次郎門前。牛石と稱し有。古社は是より東の方にあり。神木松一樹あり。船繫松と稱しけるよし、右御船を寄られ候故の由、當時水戸侯の館になり、後に右の舊社の跡には稻荷の社を祭られし由に候。且此社裏門の外坂を網干坂と呼びしも、入江の節の舊名の由、此所諏訪町諏訪社も此寺の兼帶也。傳云、中古此寺の住持、信州諏訪の産にて、夢想の事ありて此に勸請しける由。小日向上水端道祖神に、建久年中の石碑相尋候に、今は無之候。

○大塚の事、此所安藤對馬守屋敷、東の方森川小左衛門屋敷の内に塚有て、古の大塚なりと申傳へたり。

○本所中ノ郷業平天神、近年開扉あり候刻、予も詣で拜し奉る。黒衣にして朱衣に非ず。尋常菅神の尊像のごとく、容貌壯年の御影也。略縁記に云、元慶年中在五中將歌枕尋給はんと、此東路に下り給ひ武藏國入間郡三芳野の里に住ところ求んとて、五百崎島に舟遣遙し、御歌に、

眞つち山五百崎島に舟よせていざことゝはん汐のたへまを

別當元は在泉寺と號しけるが、今は南龍院と改む。又業平朝臣の假住なりし故、里人共中將郷といひしを、里人諺に、誤て中の郷といひならしけるとぞ。古老の村夫かたり傳ふ。

○豊島村熊野權現の事

當社は紀州大明神と稱し、當村の鎮守にて、神主は鈴木伊賀守と云。扱此村に清光寺といふ眞言宗の寺あり。寺僧の云、昔豊島清光の建立せしによりて、清光寺と號するよし。元は豊島氏代々菩提寺にて、元祖康家清光の衣冠の像もありしに、先年自火ありて焼失しけるよし。清光の塚の松とて大木松一株ありて、土民豊島の大松と稱する也。只今權現の社左の方に、康家の社、清光の社とて兩末社あり。又此村の庄屋大原與兵衛と云。本は荒井氏にて、先祖は紀州の産にて、豊島氏の家臣也と申傳ふ。

考るに、康家、清光兩人、何れの頃の人にや。

東鑑、治承四年庚子十月二日辛巳、武衛相ニ乘于常胤廣常等之舟楫。濟ニ大井隅田兩河。精兵及ニ三萬騎。赴ニ武藏國。豊島權頭清光。葛西三郎清重。最前(參)とあり。若此清光か。

○醫王山清光寺、(割註)眞言古義。沼田村常光寺末。(六あみだ二番目。)

○橋場石濱神明は、古來より勸請なり。此邊田地の中に昔の首塚を誤りて、蛇塚とて残りありけるを、神明の社司支配しけるが、近き頃辨才天を勸請せしと也。

○武州石濱千葉家之考、

鎌倉大草紙云、尊氏の御時千葉家二方に分れ、宮方、將軍方とありしが、宮方は九州へ下り、其後終に下總へ渡り給はず。關東一統にてありけるが、今度又馬加は成氏公と一味して、原越後守胤房、同筑後守胤茂〔割註〕何れも千葉の近親なり。是を主として千葉へ移り、千葉の跡を繼げる。其後原は小金の城に居住す。上杉より今度胤直と〔割註〕千葉介入道常瑞の子也。一所に、中務入道了心の子息實胤自胤を取立、下總の國市川の城に楯籠て千葉又二流となる。同七月廿六日改元あり。年號を康正元丁亥年と改む。爰に其の頃公方の近臣東下野守常縁といふ人あり。是の昔の常胤の六男東六郎太夫胤頼の嫡流なり。總州東庄を知行しながら、代々公方の近臣歌人にて在京しけるが、今度千葉家兩流になりて、總州大に亂ければ、急罷下り一家の輩を催し、馬加陸奥を令退治。實胤を千葉へ移し可申山御下知を蒙り、御教書を帶し下向す。(下略)康正二年正月十九日、終に城を〔割註〕總州市川也。一攻落し、實胤は〔割註〕新助と稱す。〔割註〕次郎と稱す。〔割註〕武州赤塚へ移る。〔割註〕私云、兩人は中務入道了心が息千葉介入道常瑞が事也。太平記に有之、新田義貞と共に北國へ下りし千葉介宗胤が子胤貞より五代孫なり。又千葉介孝胤は、先年父陸奥守入道常輝を相伴ひ、〔割註〕本書に據るに、此陸奥守入道常輝は、故千葉介次男にて、馬加に居住して馬加と稱す。故常直兄第に腹切らせ、成氏へ奉公人にて、成氏より千葉一跡を賜りける。其胤直の一跡として、實胤千葉介に任じ、上杉より下總へ差遣すといへども、成氏より孝胤をひいきにて、千葉へ居られける間、實胤は千葉へ入部不叶して、武州石濱葛西邊を知行して、時を待て居たりしが、世中を述懐して、遁世して濃州に上りて閑居す。其兄の自胤を上杉より取立、實胤の跡を賜り、千葉介に任じ、武州千葉と稱す。東亂記二卷目に云、總州關宿城攻の條に、此城攻の時、武州石濱の城主千葉次郎討死、〔割註〕下總千葉の庶流、故有て武州に任ず。首をば關宿衆菊間圖書取也。其跡目男子なくして北條常陸介氏繁の三男を養子にして千葉次郎と號す云々。(下略)

本書茶話、或人へ見せ侍るに、右のごとくの舊説を記しておくらるゝ。

○本郷御弓町、元和の頃、御城より鬼門へ當る故に、御弓組六組を此所に置せられ、毎日的場にて弓を射せしむ。其後寛永年中、鬼門に東叡山御建立ありて、此弓組日白臺へ移させらるる故に、御弓町と稱するよし。

○小石川鶴場、元祿の初、常憲公上野御佛參の節、〔割註〕私考に、小石川御殿へ御成の刻ならん、上野への御通行の道筋ならず。鶴一羽御駕籠の側へ舞來る。是を取らせられて、日出度嘉瑞也とて放し飼に被_レ仰付。此鶴御稻田邊と、此鶴場に常に遊び居たり。毎日見分として御徒日付を遣はさる。今日は早稻田に罷在候。今日は小石川に罷在候と、日々見分して申上げるが、多くは此鶴、小石川の鶴場に居候故、此所を鶴場といふ。御他界以後は、此鶴も何方ともなく飛去候由、右見分に罷在候御徒日付の子物語也。〔割註〕私考、先編の鶴の札等之儀、鎌倉の舊記に相見へ申候は、古老の物語は、もし相違にても候歟、私に承り違候歟、是説是ならん。」

○大塚 太田道灌相圖の爲に、折々に狼烟を上る。此塚ものろしを揚る爲に築たる塚なる由。〔割註〕私考に、明和二年春、此所類焼により、塚を掘穿ち平地となす節、塚内より石出る。文字彫刻あり。此塚は同所日蓮宗法傳寺境内也。故に此石悉く法傳寺へ遣はし候由、追て右の石に彫刻文字等可_レ相記候。〔此所波切不動は、元御入國以前には、只今の安藤家屋敷裏の方に池あり。雨天ならんと欲する時は、霧立出て、又巢鴨の方よりも霧立ち出、此所にて双方の霧ならび合せる故に、竝霧と小名に申習し候故、今波切と稱するよし、此所の古老物語也。〕

○牛込榎町 古老云、昔は大木の榎有。依て號する由、是木は古來鎌倉海道の山中傳。

○姿見橋 大猷公此邊御鷹野の節、御鷹それけるを、此橋の邊迄は、御鷹の姿を見けるゆへ、御鷹匠やうくしたひ來り、御鷹を得たり。御悅にて以後此橋を姿見と申べしとの御上意の山、早稻田の古老

の物語也。

右五所の説、近藤氏。

右ヶ條の内、榎町鎌倉街道の説、只今に酒井家屋敷の内にも古木ありて、右の街道と申傳ふ。又此屋敷の所御先手組屋敷、牛込寺町より二ツ目の横町に小坂あり。組屋敷への入口也。此坂を昔は臚の坂と稱し、此坂より北へ田地を越、服部坂への街道ありと申傳へ候。當時此坂より見申候へば、服部坂は正面に相當り見へ候。此説も故有る歟。

○山吹の里の舊番は、昔時太田道灌の雨具を乞れしとき、賤女の古歌を引て辭しけるときの所也。予高田邊落合の内にあるよし、所の小名に山吹と呼候所ありと承候ゆへ、先年所の者に承合候得共、睨と不レ知候。然るに或人の説に、只今高田馬場の末より姿見橋へ參候處に、百姓家有レ之所也と云。又或人の説に、古へ蟬川といふ川あり。當時穴八幡宮前より早稻田村裏通りを流るゝ小川なりと云。只今は古川と小名に呼候川筋なり。

前編に記せる鎌倉街道舊説により、只今大久保百人組の木戸より、西の方に大木の榎あり。此木、古街道の節の一里塚也と、所の者申傳へ候よし。

○谷中三浦坂の上日長山領玄寺といふ寺、身延山三十三世日亨上人此寺に退隱す。上人手自栽る所の櫻樹、寶曆三丁酉年十一月廿二日日亨三十三回忌の刻花咲、今に至り例年花開、故に亨師櫻と稱す。碑に云、享保六辛丑年十二月廿六日寂す。

○白鳥の池、當時江戸川中の橋の下の曲流の處は、往古は大なる池にて、白鳥の池と號す。埋れて其餘地南の方久永氏の宅地にのこれるよし。

○目白の稱、或説に、此所の下上水の橋を駒塚橋と號す。只今水神の宮池、氷川明神を祀る所に、古に駒塚とて塚あり。傳云、古此所より白尾の名馬出る由、則其塚有と。或は右大將の時の事也ともいふ。

右に依て所を明白と稱しけるとかや。

○市谷八幡舊地、「割註」市谷、古き書には市買に作る。」

市谷御門の内、當時大番所の北の方向角、山本氏の屋敷の隅に大木の榎あり。此所元宮殿の跡也。寛永年中遷座の由。今に至り此榎を神木と稱、尊敬の由也。

○加藤氏敬豊、本庄邊遊行雨のやどりと云書に、

一石原濱屋敷神明社、釋迦大像の所、古來の本社の跡のよし。

一中の郷牛島の内、上宮太子寶珠山如意輪寺。

一法恩寺、始は本住院と云。太田大和守資高亡父太田六郎左衛門資康、法名は法恩齋日恩菩提の爲に武州三田村の内を此寺に寄附。其時改て法悅寺と號す。此寺は平河にあり。平河より谷中へ移り。元祿の始當所へ移る。

一牛田藥師堂、「割註」此邊、古の關屋の里のよし。「古法眼が畫虎の水を呑たる繪馬あり。角田川邊、小屋村、野村、こやの池。

一本庄宰府天滿宮略記、

正保三年丙戌、筑紫太宰府社職菅原善升ヨシノブ苗裔大鳥居信祐ある夜の靈夢に、

十立カウて榮ふる森の若枝かな

と云發句を得て、宰府に有之處の飛梅をもつて、新に尊像を刻奉る。其後當地へ下り、寛文辛丑年台命有て、當所方一里の地を新に開きけるせつ、時の奉行徳山氏山崎氏へ訴て、同二年寅年社地を給り、同三癸卯年神殿新營。宮殿反橋、心の池、宰府に順ず。此年八月祭禮神輿の規式、此太宰府の例式に則て、本所の地を巡行す。同十二年亥夏、信祐上京。七月十八日、新院上皇宮へ參内。御簾近く縁起をよむ、叡感ありて官女出羽局に勅し御衣下し玉ふ。同月廿五日、後水尾法

皇より尊號の宸筆を賜ふ。

延寶五丁巳年二月十二日、幕下御鷹狩の序に入御、風景上覽、御入與あり。

享保三丁酉年五月十一日、幕下入御。

同五庚子年十一月五日、御成、御殿造營成就。

神寶 天國の太刀。

寶曆二壬申三月開帳、烟消之、以後再興に付而なり。始祖信祐、二代信政、三代信欽、四代信隆。

○相州箱根金湯山早雲寺什物、

一北條家分限帳之内に江戸廻りと稱する分、

南 上平川 下平川 櫻田 國府方 阿左布 比々谷 大根原 目黒本村 下澁谷 三田 新倉 銀

三田の郷 品川南北 馬込 世田ヶ谷 川崎 局澤 六郷 大師河原 大井 前野 泉邑

西 牛込〔割註〕大胡領。小日向〔割註〕領主奥津加賀守。落合 中新居 千駄ヶ谷 小石川 雜司

ヶ谷 富塚 原宿 市ヶ谷 石原 板橋 板橋之内 大谷郷 大藏ノ口 志村 練馬 高田 葛谷 横山 出志田 比留

方 戸塚之内 山中分 金谷

北 下谷 湯島 本郷 駒込 芝崎 鳥越村 廣澤内 代山 根岸 赤塚 神田内 新堀間 中栗

新堀 箕輪守屋 平塚之内 西原 田端在家 三川ヶ島 石濱 豊島瀧ノ川 十條 江古田 尾久 上野 金

杉 千束 石神井 内谷原在家 無戸分 阿佐谷 池袋 梶原 堀内

葛西と稱する分

遠山彌九郎葛西在城

諸役御免

金町 小岩 飯塚 奥戸 猿俣 上平井

東 在ヶ江 西小松川 平井郷 木毛川 堀切 梨郷 堀内 在家一間 澁江 長島 高城願トモ

一 淺草寺家 四拾貫九百文 淺草

王子領 貳拾貳貫八十文

三貫六百文

新下平川ニ伏ス

三貫百八拾文

已上貳拾八貫八百六拾文

上平川ニ伏ス

一 江戸石濱會下領 其高不レ見

江戸遠山丹波守

西郡

中郡

知行所江戸廻り

比企郡

葛西

都合貳千四拾八貫四百三拾五文

小日向彌三郎

貳拾貳貫八百四拾文

小日向彈正屋敷

奥津加賀守

知行六拾四貫二百拾六文

江戸廻り

同 櫻田

同 小日向

梶原日向守

五拾壹貫文

六郷之内新井宿

右奥書跋に云

金湯山早雲禪寺現在

大英方代

天文五年季秋十五日

此本帳者高野山高寶院

武州豊島郡若一王子宮別當

金輪寺弟住宥相

元祿五年壬申正月日寫之

○大道寺友山の著述せし落穂集に洩れたる事跡を記せる、柏崎永以のあらわせし事の序と云書に、

一岩淵夜話別集〔割註〕大道寺友山武州王子岩淵に寓居之頃の著述之由に候。曰、されば神君御取聞な
さるゝ時、田畑とては凡八百石許の御費之外無之由、御自慢被遊候事、老輩申傳ふ。

一人見又兵衛 友元嫡子 桃源と稱す、

一傳へ云、今世西丸御裏門の古樹を諸人槐と云。あれはいにしへあの所に居住したる名主の門の榎な
りとぞ。

一御玄關前辨慶櫓は、慶長御造營の時、京都大工辨慶小左衛門作りしに依て、此名有と云事、古來よ
り申傳ふ。

一古老語て曰、末代に紅葉山御宮の後に、唐銅の鳥居立たる稻荷社壹ヶ所御鎮座なり。是は元來太田
道灌を祝ひたる社にて、今下乗橋の外北の下方勘定所二の丸の間に有之候。御城普請之時被移候
よし。

一元龜三年、此平川の地より赤坂に移たる平川山源照寺淨土宗と云も、尤御入國遙に已前といへど
も、此地にありし事顯然たり。

一奥州海道、稻毛池上西の丸下に出て、本町通りにかゝり、旅籠町を北にわかれ、小傳馬町〔割註〕昔

は六本木と號す。」を通り、淺草堂門前より、花川戸、押上より古三谷、古隅田川と云にかゝり往來せしなり。

一常盤橋舊名は大橋と云。町年寄奈良屋市右衛門承り改名しける。

金葉集

太夫の侍の歌に

色かへぬ松によそへて東路の常盤の橋にかゝる藤浪

常盤橋は近江の名所のよし。

一江戸上宿人足間屋、

吉澤主計〔割註〔本は龍之口巽の角に住す、後に今の傳馬町一丁目に移さる。〕

下宿間屋

馬込勘解山 同所同斷〔覃按、馬込の家、寛政四年壬子斷絶す。〕

佐久間平八 此家元祿の頃の後斷絶す。

馬借間屋

宮部又四郎 小傳馬町

一加賀町名主平四郎、草分頃よりの諸記ども明曆大火にも不レ失、御觸等今に所持す。

一下谷養玉院と云天台宗の寺は、大手の向に有て、三藐院と云。寶永年中に養玉院と號す。元祿の繪圖にヤウギヨクインと有。二月八日涅槃像を見せる、大幅にて南光坊の讚あり。

右柏崎永以〔芝泉岳寺ニ墓有〕。其子柏崎三郎左衛門〔其參郎〕竹之と稱す、父子記録者也。

○遺佚著す紫一本に、

一日南窪、麻布之内六本木より下る南の谷なり。南の日うけ能坂日南と云。世の人云よきまゝ日ヶ窪と云。

一 僧司谷鐘の銘に、僧司ヶ谷と有。本の寺は法明寺、六老僧の御影あり。寺は東陽坊、本堂より手前西に鬼子母神の社あり。其邊茶屋有。且七月十六日夜本堂の前に毎年相撲有。近郷の百姓集り角力興行するなり。

一 玉川爰に一説有。澁谷淨雲寺の末寺此所にあり。其地より古き銅の筒を掘出しけるに、年號甚古し、多波川と有と、祥雲寺の住持被_レ申き。祥雲寺に納置れしなり。見せ可_レ申と住持被_レ申しが、日暮しまゝ歸りぬ。

一 江戸川の水流、今の水道端の上方より飯田町の下の眞名板橋に懸り、即今の一ツ橋、今少東南の方に流て、白銀町、油町、濱町に行水脈、是則平河と云し川なり。其河の北の端に、時宗藤澤の末寺神田山日輪寺と云一字有。只今の三ノ丸、凡良外當今松平右京大夫居宅の乾イヌイの角の地に存在す。神田明神も此所に鎮座。古老云、平河一水を隔て、今の三ノ丸は江戸の郷、日輪寺の方は神田の郷なり。尤此所は神田郷芝崎村と云し所なり。神田今の社地の舊名は篠崎と云しとかや。

一 本所壹ツ目通り逆井迄掘出して、一二三四五の橋を懸け、通路なさしめられしは、台徳公の御代元和より寛永五六年迄の間の義なり。

一 八丁堀と云は、尤汐入の地。台徳公の御代寛永年中に仰出られ、船通用の爲長サ八丁に掘通されしと也。

一 汐干觀音 四ツ谷戒行寺谷眞言宗銀敬山眞成院。

一 赤坂圓通寺鐘名 深草元政作 十二支の句、

鼠山流光人未_レ驚 牛玉出世振_レ梵聲 虎狼野干氣縱橫 兎角方便誘_レ群情 龍宮高處聲華鯨 蛇

室暉破覺心生 馬腹忽變聖胎成 羊鹿牛車休腹轟 猿啼霜降月色清 鷄人未_レ喝客先行 狗不_レ夜

吠 三合城 猪觸 金山 轉崢嶸

紫一本全六卷 跋に云

此紫の一本は、櫻田に住し光融入道所勞の頃、故ありて相集、覺違もあらば加墨せよと有て、某に渡し王ふを清書す。

天和三年癸亥霜月

遺 佚 入 道 判

○凡考るに、江戸近邊の在名を稱號の武士には、先武州世多ヶ谷吉良の家系に云、是則義氏の末男長氏、其子義繼始て三州吉良東條に住、吉良と稱し、夫より十壹代の孫成高、是則將軍より武州世多ヶ谷相州蒔田を賜る。其子左兵衛佐頼康、其子左兵衛佐氏朝に至り、此地に居住する所に、天正十八年小田原陣に領地沒收。神君へ拜謁。同十九年上總國に於て千百石地賜る。其子の頼久の代に仰に曰、吉良は壹人の外不可有稱號由、依三台命始蒔田と改、左兵衛佐と號す。今に子孫連綿たり。是により世川ヶ谷に吉良古墳事跡を中傳ふよし。又豊島氏は平氏にて、前に記す如く豊島村の産也。板橋と稱するは、豊島より別れて武藏板橋に居住して稱號せる由。家の紋は丸の内に三ツ家を用ゆ。家傳に始て板橋に移りし頃、家數三軒有けるによりて、後に家紋としける由、當時は丸の内に山形を廻りに付るなり。家三軒の略のよしなり。品川氏は今川治部大輔氏實、芝品川寓居の頃、次男新六郎高久出生に付て品川を以て家名にせる由。〔割註〕母は北條氏康女。〔牛込氏は、藤原姓秀郷の流也。家傳に曰、秀郷より八代重俊、上州大湖に住す。大湖太郎と號す。重俊より十代の孫大湖彦太郎重治、初て武州牛込に移り居す。其子宮内少輔重行、其子宮内少輔勝行に至りて、北條家に仕へ、改て牛込を稱號す。〕家傳に云、重行大湖宮内少輔〔割註〕法名宗參。勝行、牛込宮内少輔〔從五位下〕屬仕北條氏康。時賜手書。勝行曾領武州牛込并今井櫻田日尾谷其外下總堀切千葉居住于牛込。依之天文二十四年正月六日達于氏康。以改大湖氏爲牛込。且於武州牛込。兼日建立一寺。號宗參寺。寄附美田十石之地。天正十五年七月廿九日卒、行年七十五。法名清雲。

一當時雲居山宗參寺碑銘。但一基に合せ記す。

皆天正十五丁亥年七月廿九日

參秀院殿前牛込太守從五位下外心清雲庵主

天文十二癸卯年九月十七日

雲居院殿前大湖太守寶翁宗參大庵主

左之方

大湖宮内少輔藤原朝臣重行者住_二上州大湖城_一。鎮守府將軍武藏守秀郷朝臣後胤。大湖重俊十代嫡孫也。移_二武州牛込之城_一。七十八歲卒。

右之方

從五位下宮内少輔藤原朝臣勝行者重行嫡男也。武州住_二牛込之城_一。天文十二甲辰年造_二雲居山宗參寺_一。寄_二美田十斛之所_一。天文十四乙卯年改_二大湖氏_一號_二牛込_一矣。八十五歲卒。

右宮内少輔勝行子牛込彦太郎。後改_二三郎右衛門_一。北條氏政氏直に仕。天正十二年九月十八日繼_二家督_一。此時氏直賜_二家督相續之手書_一。同十八年北條家滅亡。同十九年始奉_二拜謁_一。神君則奉仕之已後子孫綿々。

相考るに、碑銘天文十二年甲辰に非ず。癸卯なり。同十四年は乙卯にあたらす。

寛政二年庚戌十一月十九日以_二瀨名氏本_一書寫畢。猶以_二好本_一可_二校合_一也。

安政二年十月十三日流覽一過。

〔弘文館編輯部藏本奥書〕

右南向茶話者。酒井忠昌助之進著述。而尤實錄也。予往年依_二懇望_一。今般不_レ計歟。需_二高木忠良所藏之本_一。而模_二寫之_一者也。可_レ謂_二賞翫不_レ少者_一也。

維時天明四稔甲辰未屯日上幹

多賀常政誌焉

南 向 茶 話 大尾

昭和四年八月二十日 印刷
昭和四年八月廿五日 發行

日本隨筆大成第三期 三卷

編纂者

日本隨筆大成編輯部

代 表 者

早川純三郎

東京市本郷區森川町一番地

發行兼
印刷者

櫻井庄吉

不許
複製

發行所

東京市本郷區
森川町一番地

日本隨筆大成刊行會

總發行所 東京市本郷區森川町一番地
電話 小石川 三〇二二番

東京市日本橋區吳服橋町 六 合 館

名古屋市西區下長者町四丁目 合資會社 川 瀬 書 店

大阪市東區北久太郎町四丁目 合資會社 柳 原 書 店

東京市京橋區鈴木町 日 用 書 房

東京市牛込區早稻田鶴卷町 國 際 美 術 社

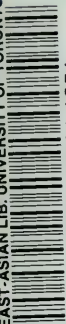
發賣所







EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO



3 1761 03131 1251